

昭和十四年三月改訂增補

中國海關法規と通關手續

附中國海關概說

上海日本商工會議所刊行

序

中國は我國と所謂一葦帶水の位置にあり、歴史的にも文化的にも密接の關係を有し、從つて兩國の貿易は最も旺盛でなければならぬにも拘らず、悲しい哉、最近の貿易狀態は動もすれば後退せんとしてゐる。これが原因は世界一般の不況、兩國國際關係の不透明、其他種々あるならんも、此の行詰りを打開することは、刻下の急務でなければならぬ。而して其の方策としては兩國の經濟提携が最も有效且必要にして、就中貿易の促進は其の第一要件である。而して此の爲めには貿易の門戸を開く鍵鑰たる中國の稅關法規並に其の手續に、各當業者が精通することが先決問題にして又最も實際的のものと謂はねばならぬ。

中國の稅關は創設以來約二百五十年、又英人ロバート、ハート氏が稅關總長として大改革を斷行して以來七十八年の歴史を有する。此の間幾多の變遷改制を經たる現行稅關法規並に通關手續を理解し之に精通するといふことは、相當困難ではあるが當業者にとつて絕對必要事であると共に、稅關吏との關係を圓滑にし、引いては通商貿易を促進する上に效果尠からぬものと信ずる。

本會議所は大正二年「支那稅關と共通關手續」を編纂し、中國貿易に從事する實際家の參考とした

のであるが、爾來幾星霜を經て全般的の改訂を要する際、最近中國海關總稅務司署から英文及び華文による「海關法規彙編」なる頗る詳細にして有益なる參考書を發刊せられたので、舊書改訂の意味も含めて、之を邦譯し實地家並に研究家の參考に供せんと思ひ立ち、過去一個年半に亘り、當所の經濟月報に譯載して來たのである。今回中國海關總稅務司より右原書の飜譯出版權を享受したので、月報登載の殘部をも併せて邦譯し、茲に纏めて一冊として江湖に送ることゝなつた次第である。本書が幸に日華貿易の促進に裨益する所あらば、吾人の誠に欣快に堪へぬ所である。

終りに臨み英文原書の飜譯權獲得に關して盡力賜つた上海駐在商務書記官岩井光次郎氏及び飜譯權委讓に快諾を與へられたる中國海關總稅務司メイズ卿に對し深甚なる感謝の意を表す。

昭和十二年二月二十四日

上海日本商工會議所

會頭　吉田政治

改版序

一昨年三月、當會議所に於いて譯出上梓した『中國海關法規と通關手續』は、幸ひに江湖の歡迎を受け、事變以來、更にその需要を增し、昨秋既に品切れとなつた。依て右の改訂增補を企て、中國海關總稅務司公署の諒解のもとに、Code of Cus'oms Regulations and Procedure の一九三七年版に基き、又別に、一般の理解を助ける爲めに、「中國海關概說」一篇(當會議所書記渡邊忠之稿)を加へて新版を世に送る事とした。

本書の譯出に就いては、華文「海關法規彙編」其他の類書を參考とし、譯述の正確と暢達とを期したが、担當者渡邊忠之君の努力に俟つ所が多い。尙ほ、本書の刊行に關して寄せられたる各方面の御好意に對し、茲に深厚なる感謝の意を表する次第である。

昭和十四年三月二十五日

原著序

此の『中國海關法規と通關手續』の目的は、中國政府が隨時承認した凡ゆる現行法規、並に地方的の特殊手續と區別せらる可き一般通關手續にして、長年の使用に依り確定的となり、今では海關法規と同等の效力を有すると認められて居るものを、簡潔な形に整理配合して世に提供せんとするにある。

本書所載の法規及び手續は、中國の各港に於て稅務司其他の職員が悉く嚴守すべきもので、之が變更は、海關總稅務司公署が文書を以て明らかに訓令した場合の外は許されないものである。本書發刊前既に制定せられ、且つ政府の承認を得た各港の手續は、本書の發刊に依り變更又は廢止せられる事なく、又新手續が總稅務司公署の訓令なくして施行せられるといふ事もない。

各稅務司及び海關各部門の主席は、部下の全海關員が、本書の內容、殊に夫々の擔當業務に關係を有する章或は節に精通するやうに注意せられんことを要する。

編纂者は、本書の內容を正確且つ廣汎にする爲め、最善の注意を拂つたけれども、規定條項と參照事項とが頗る詳細多岐に亘る爲め、誤謬脫落を完全に免れる事は到底困難であつた。依つて若し此種の過誤が發見せられた場合は直ちに總稅務司公署の注意を喚起し、改版の際訂正せしめられん事を望

む次第である。

本書の使用者は、上海海關が隨時公表する正誤表を適當の場所に挿入して、本書を絶えず最新のものとせられん事を希望する。

一九三七年七月一日　上海に於て

中國海關總稅務司　F・W・メイズ

中國海關概說

一、沿　革

支那に於て稅關制度の設置を見たのは、清朝の康熙二十八年即ち西暦一六八九年である。支那は其頃より漸く歐洲と通商關係を開くに至り、初めて寧波、福州、上海、廣東の四稅關を設け、外國から輸入する貨物に對し課稅を爲す事としたが、當時に於ける之等稅關吏は皆支那人であり、且つ一種の請負商である爲め、自然課稅の法宜敷きを得ず、從つて弊害百出其煩苛極まりなく、遂に稅關は外商等の怨府と化した。稅率の如きも恣に種々の名義を設け、稅種目も七、八種にして尚ほ足らざる有樣なので、其頃から對支貿易に最も重大なる關係を有した英國政府は、幾度か之に對して抗議を試み、其改善を要求したが常に効を奏せず、只徒らに止んだのである。併し乍ら、年と共に發展し來る貿易は、兩者の交渉をして刻々に激からしめ、遂に一八四一年、軋轢愈其極點に達し、不幸にも彼の阿片戰爭を生むに至つた。而も清軍は到る處利あらず、南京亦危機に迫り、翌一八四二年、即ち道光二十二年八月廿九日兩國講和使は、英艦 (Cornwollis 艦上に講和條約の調印を終つた。之れ即ち近代的支那の事物に一新紀元を與へ、殊に稅關制度の面目を一新せしめた所謂南京條約である。

南京條約により、香港は英國に割讓せられ、前記四港及び廈門を開港場と定められたが、其他茲に特記す可きは、關稅收入を以て償金二千百萬兩の担保とした結果、英國官吏より稅關事務の監督を受けるに至つた事、及び支那政府が各

港に於て徴收す可き、公正なる輸出入税率を公示す可き義務を約せる事是れである。(南京條約第二條及び第十一條)。
茲に於て、新組織の税關を設置する必要を生じ、外人の從來の要望は形式に於て實現せられる事となつた。爾後在來の税關を舊關と稱し、新設税關を新關又は洋關(後一九一一年滿洲朝沒落の時以來海關と稱してゐる)と、名付け、之と區別するに至つた。

爾來外商の輸出入品に對する税金は、各自國領事に於て徴税せられ、領事は之を支那政府に納付する事となり、外商には極めて好都合となつたが、各國とも多少自國に私するの弊害あるを免がれないので、支那政府は此問題に關して列國に懇願し、幸にして一八五一年より自ら收税する事となつた。

然るに無經驗の支那官吏のこととて到底其任に適せざるのみならず、種々弊害を生じ、果ては從前の税關と同一の弊を見んとし、通商を阻礙する事甚だしく、列國は再び其非を責め、再度の革制を要求した。斯の如く外に信用を失つた中央政府は、内に權威衰へ號令四域に行はれず、滿人に怨恨深き漢人不平の徒頻りに機を窺ひつゝあつた際、巨頭洪秀全が廣西に起つて滿洲朝に顚覆しやうした。是れ所謂太平の亂、即ち長髮賊の亂である。

長髮賊の亂起つてより、中部以南の地には、全く滿洲政府の政令行はれず、一八五三年上海が漢人の手に陷つてより上海税關の如きも閉鎖の止むなきに至り、一時徴税機關の中止を見たが、各國領事は徳義を重んじ、其輸出入品に對して、商人より後日收税機關の整理を待つて關税を支拂ふとの誓約書を徴し、内英米二國の領事は、其商人より輸入貨物に對し五分の税金を現金又は手形にて供託せしめ、上海道台は其提出額を受取る事となつた。

然し乍ら斯る變則なる狀態が永續すべき道理なく、英米佛各國は、一八五四年六月廿九日支那政府と交渉の結果、當時居留地に避難せる上海道台と各國領事と協議の上、各國一人の監督官を任命し、其管理の下に一八五四年七月十二日

再び開關するに至つた。是れ支那稅關に洋人吏員を任用した濫觴である。

此の三人の監督官中、英國が選任した英人 Thomas F. Wade 氏のみ、支那語を操るを得たので、稅關事務の最高指導權は自然彼の手に歸するに至つた。Wade 氏は在職一年にして北京公使となつたので、時の通譯官 Horatio Nelson Lay 氏其後を襲ひ、稅關事務の開發に頗る努力する處あり、中外の信用を博しつゝあつたが、後天津條約が調印せられてから、支那最初の總稅務司たる榮職に就き、右條約の活用に依り各重要開港場の稅關に外人吏員を赴任せしめた。一八五九年彼の有名なる Robert Hart 氏は廣東稅關副稅務司に任命せられた。

斯の如くしてレイ氏は、其智と膽とを以て畫策縱橫に其辣腕を振ひ、尙ほ大に爲す處あらんとしたが、偶々海賊逮捕の巡邏船として八隻の船舶を英國より買入れた事が、端なくも支那政府の惡感を買ひ、一朝其意見の支那政府に容れられざるに及び、飄然辭職して歸國したので、其後任として一八六三年十一月三十日ロバート・ハート氏が就任した。

ロバート・ハート氏の熱心と獨創的施設とは、稅關事務をして、益秩序あらしめ、管掌事務の擴張に成功し、支那開發に裨益する處頗る多大なるものがあると共に、此間英國の威力を高め、其支那に於ける地歩を益鞏固ならしめた功績は著るしいものがある。されば彼が支那政府から受けた信頼は、實に想像の外にあり、優遇のあらん限りを受け、稅關事務に關しては、實に王者の四海を統ぶるが如き地位に立ち、英國よりは「ナイト」の爵位を授けらるゝ等其得意絕頂に達した。名は稅關總長なるも、實は支那に於ける遞信、大藏兩省の實權を收めたと言ふも過言でない。新規の施設は、出來る限り之を稅關の附屬事業となし、沿海の燈臺事務、郵便事務等をも統轄するに至つた。稅關數の如きも、ハート氏就任の際は僅か十四に過ぎなかつたが、今や四十八の多きに達し、且つ一九〇一年以來其監督に屬した舊關は、十九の多きに及んで居る。又職員の如きも英人のみで五百人を算し、之等は皆ハート氏の手足となり、「ハート政策」の

擁護者として、英人の爲め努力し稅關事務の發達を計つたものであつた。

斯の如くして、一九〇八年二月ハート氏は賜暇を得て歸國したが、鄕里に於て病篤く一九一一年五月二十一日、遂に長逝したので、英國側では時の副總稅務司にして總稅務司代理在職二個年なる Robert Bredon 氏を後任總稅務司に推薦した。然るに淸廷は彼を一九一〇年四月稅務署高等顧問とし、年少なる漢口稅關長 F. A. Aglen 氏を副稅務司に任命し、後遂にブレドン氏を斥け、一九一一年十月廿五日 F. A. Aglen 氏を總稅務司に任命した。

アグレン氏は總稅務司に在職すること十七年、一九二七年辭職し、A.H.F. Edwards 氏が代理總稅務司に任命せられたエドワード氏は一九二九年一月九日辭職し、後任として Frederick W. Maze 氏が總稅務司に任命せられ現在に及んで居る。

尙支那海關史上逸すべからざる事項に、北京特別關稅會議及び關稅史がある。以下之に就て簡單に述べておく。

一、北京特別關稅會議

一九二六年十月廿六日支那關稅特別會議が北京に開催せられた。之は一九二二年二月六日華盛頓に於て米、白、英、支、佛、伊、日、和及び葡の各國間に締結を見たる支那關稅に關する九個國條約の條項に從つたものである。此會議は支那の內亂（蔣介石の北伐）に依り決議に至らず、支那代表は北京を去り之に代る新代表も任命せられなかつたので、關稅協定の調印を見る事能はず、從つて同會議に於ては何等拘束力を發生しなかつた。併し乍ら關稅委員會に於ける討論と結論とは頗る廣汎に亘つて發表せられ、遂に關稅諸問題に關する協定が恰かも成立したかの如き誤解を生むに至つた。本會議の主要題目は左の二つである。

一、一九二九年一月一日迄に支那は關稅自主を承認せらるべし。
二、同日迄に支那は釐金を撤廢すべし。

一九二六年十月及び十一月の間に廣東及び山東兩省の當局は、二分五厘の附加稅を課し、廣東は外に五分の奢侈品附加稅を各國の同意を得ずして課徵した。各國は之に抗議した。

而して一九二七年二月一日から右の二分五厘附加稅と五分附加稅とは實施せられた。即ち支那各地方當局は支那銀行を通して、海關書類提出の際附加稅を徵收した。英國政府は之等の附加稅を支拂ふやう自國民に奬め、日本政府は繰返し之が課徵に抗議した。【他の條約諸國は判然たる態度を採らなかつたが、國民が自發的に支拂ふ事には干渉しなかつた。

國民黨の北京占領に依り、海關は判然りしない地位に置かれた。即ち革命軍政府の期間、海關は少くとも二政府或はそれ以上の政府からの指令を受け、それ等の何れとも衝突を免れるやう狹隘危險なる進路を操縦する必要に直面した。以上は海關が完全に國民政府の手に歸する迄の狀態である。

三、關稅史年表

一八四二年、英支南京條約
　支那海關制度開設の端緒
一八四三年、南京條約追加條約
　南京條約によりて稅則を議定し、各貨物につき稅率を決定す。其の基礎は大部分のものに就き從價五分、特殊のも

のに就き一割とす

一八五三年、關稅管理委員會の組織

英、米、佛三國領事と上海道台と條約を結び關稅管理委員會を組織し關稅徵收事務に從ふ

一八五八年、天津條約、(第一回稅率改訂)

全支那開港場に亘り英人總稅務司の下に立つ海關制度の確立(英支天津條約)

支那は英佛各國と稅率を改正し、その稅率の基礎を一律に五分とし、十ケ年の期間を定めて之を改正すべき旨を約す。尙從來の從量稅は物價下落のため現實五分以下となりし爲め稅率の修正を行ふ

從價二分五厘の子口半稅(單一稅)の制定。尙最近迄の輸出稅則は此時制定のもの

一八九八年、海關外人管理制度の確立

英獨第二次借款契約(第一次借款と共に海關收入を擔保とす)に借款皆濟に至る迄現行制度を改めざる旨の約款挿入

一九〇二年、第二回稅率改訂

一八九七年より一八九九年に至る平均價格を標準とする稅率の修正

一九一八年、第三回稅率改訂

一九一二年より一九一六年に至る平均價格に依る稅率の修正

一九一九年、ヴェルサイユ平和會議

支那全權は諸權の不平等條約撤廢と共に關稅自主權を要求す。華府會議への伏線

一九二一―一九二二年、華府會議極東委員會の決定

(1)釐金撤廢への努力を條件として輸入稅率を最高一割二分五厘迄引上ぐ
(2)輸入稅率を直に現實五分とす
(3)附加稅の賦課(普通品―二分五厘、奢侈品―二分五厘乃至五分)
(4)抵代稅(子口半稅)―從來通り二分五厘

一九二二年、關稅改正特別委員會
華府會議關稅條約(第一條)により上海に開催
一九二一年十月より一九二二年三月に至る六ヶ月間の平均價格を標準價格とす
一九二三年一月十七日(實際は準備のため四月一日)より實施

一九二五年、北京特別關稅會議の開催
議題(1)關稅自主權問題(支那側の要求)
(2)稅率の一割二分五厘迄引上問題(華府會議關稅條約第二條)
(3)附加稅問題(華府會議關稅條約第三條)
關稅自主權の原則的承認(委員會通過)一九二六年七月三日會議打切―此間に於ける日、英利害の對立。

一九二六年(大正十五年)、廣東政府の不當課稅
輸入品、普通品二分五厘、奢侈品五分の附加稅徵收
輸出品、二分五厘の附加稅徵收
英國政府對支政策の急轉回

一九二七年、（昭和二年）北京政府關稅自主宣言

（1）一九二九年一月一日より國定稅率の實施

（2）本年二月一日より輸入附加稅增徵の實施

總稅務司アグレン氏罷免事件

一九二八年（昭和三年）

北京政府の關稅自主委員會、南京政府の國民政府全國財政會議の組織（關稅會議に於て列國は原則として一九二九年より關稅自主を承認せるを理由として活動）

國民革命軍による統一完成（六月）

國民政府の對外宣言

米、諾、和、瑞典、英、佛、日等と條約の締結―關稅自主權の承認。新關稅率（七種差等稅率）の公布

一九二九年（昭和四年）

輸入新關稅率（七種差等稅率）の實施（二月一日より）

一九三〇年（昭和五年）

輸入稅金建制の實施（二月一日より）

日支關稅協定の成立（五月六日）―完全なる關稅自主權の回復

一九三一年（昭和六年）

國定輸入稅率の實施（一月一日より）

國定輸出稅率の實施（六月一日より）

一九三二年（昭和七年）

三月一日滿洲國獨立し、同年七月一日滿洲國稅關獨立

一九三三年（昭和八年）

五月廿二日改定暫行輸入稅率を公布實施

一九三四年（昭和九年）

一月一日新度量衡法を採用し、メートル法を以て課稅單位とす

六月廿一日新輸出稅率を公布實施

七月二日新輸入稅率を改訂公布、翌三日實施

一九三五年（昭和十年）

六月二十五日修正輸出稅則を公布、未だ實施されず

一九三八年（昭和十三年）

維新、臨時兩政府は國民政府の海關を接收し、同年六月一日より新輸出入稅則を實施。之に關する公告左の如し

維新政府修正關稅稅則章程

（民國廿七年五月三十一日公布）

第一條　茲に民國廿七年中華民國輸入稅稅則を制定公布し民國廿七年六月一日より之を實施す

第二條　民國廿三年中華民國輸出稅稅則に別表（本書には登載を略す）の通り修正を加へ民國廿七年六月一日より之を實施す

第三條　從來の關稅附加稅は之が徵收を停止し災區救濟の爲め稅額の百分の五の賑災附加稅を課す

第四條　本令に抵觸せざる從來の海關諸規定は別に命令なき限り引續き有效とす。

附　則

一、滿洲國及關東州仕向輸出せらるゝ土產物に對しては輸出稅を課す

二、滿洲國及關東州より輸入せらるゝ物品に對しては輸入稅を課す

四、海關組織

海關の本務は素より稅務の取扱にあるが、其他之に附帶する諸般の管掌事務をも有する。即ち外國輸出入品の課稅、船舶噸稅、特殊の稅（上海における碼頭稅及び黃浦江保修稅の如き）の稅務は勿論、各種手數料の徵收、保稅倉庫、一般倉庫及び稅關附屬倉庫等に關する事項、船舶及び貨物の檢査取締、稅關規定其他の反則者の處分に關する事項等の如き收稅に關する附帶事務取扱のみならず、又日本に於て遞信省の管掌すべき港灣水路及び航路標識、沿岸燈台に關する一切の事務、海關員の訓練に關する事務、及び統計に關する事務等の種々なる附屬事務を管掌して居るのは他に多く其類を見ざるところである。殊に上海では水上警察事務をも取扱ふが如く、支那の海關事業が尋常普通のものでない事が頷かれるのである。

之等多種多樣の事務を現在は左の三大部門より組織した各部に於て管掌して居る。

一、徴税部(Revenue Department)
二、海務部(Marine Department)
三、工務部(Works Department)

徴税部は關税の賦課徴收及び一般關税行政を總轄する主要部にして、外國の管理部に屬する關務を採るに内班を以てし、監視部に類するものを外班と海班とに分つ。

海務部は主として噸税收入を以て支辦せらるゝ海事行政を掌り、燈台、浮標、港務等は、海事部の管轄に屬す。

工務部は海關に屬する財産の保持及び管理に關する技術的方面に當る。即ち徴税部の土地、建物、動産及び海事部の財産、燈台、燈台船、機具等に關しても、技術的方面は、工務部の携はる所と爲す。唯だ燈台船外の船舶築造若くは修繕にありては海事部に於て管轄する。

以上三部を總括するは形式上支那政府財政部長の職務であるけれど、事實は外國人たる總税務司（一八九八年二月十三日當時の北京駐在英國公使マグドナルド氏の照會に對する總理衙門の回答によれば、支那に於て英國の對支貿易が他國に超越する間は、總税務司に英國人を採用する事となつて居る）監督の許に、統御總攬せられて居る。尤も之等三大部中税關組織の本質とも見るべきは、徴税部にして、他は之が附屬たるに過ぎないから、單に海關と呼ぶときは徴税部を指すものと心得てよい。

而して各地海關税務司は、徴税部の要職を占め、各海關の行政全體に就き、直接總税務司に對し、間接支那政府に對し、責任を有するものである。

今海關の全組織を圖解にすれば左表の如くである。

五、上海海關の分課及び職掌

各港海關は、事務の繁閑管轄區域の廣狹によりて其分課を定め、各課に主任を置くも、所に依りては數課を兼任し、或は全く省略せる等一定して居らぬ。此内上海は事務最も繁多にして、其分課組織も最も完備して居る故、之に就て叙述すれば、其一般を窺知するを得るであらう。

上海海關の所管事務の大要は左の如くである。

一、徵稅部(Revenue Department)

(A)内班(Indoor Staff)

船舶入出港手續、輸出入貨物課稅事務(噸稅其他の附加稅を含む)並びに其の收稅、保稅倉庫に關する事務其他

(B)外班(Outdoor Staff)

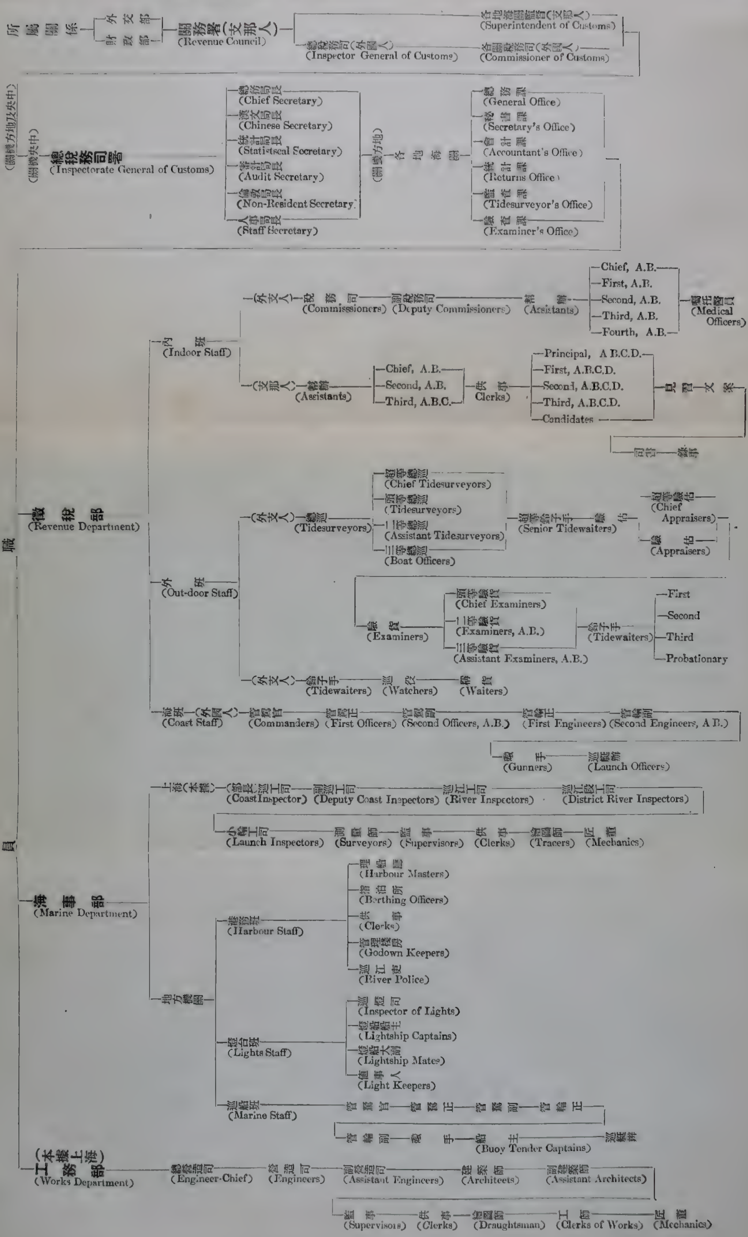
輸出入貨物の檢査及び鑑定、密輸出入の取締、旅客携帶品の檢査並びに評價

右事務分掌機構は一九三五年九月十六日大改正が行はれ、現在大體左の通りなつて居る。

1、總務課(General Office)

稅關長を補佐し一切の稅關事務を管理統轄す。稅關二階の正面にあり、其主任席(Head Desk)は稅關長事務を代行し各種の特別許可證(Special Permit)を發給す。

海 關 組 織 圖 解



所屬關係
外交部
財政部
關務署(支那人)
(Revenue Council)
(Superintendent of Customs)
(Inspector General of Customs)
(Commissioner of Customs)
(關機央中)
總稅務司署
(Inspectorate General of Customs)
(Chief Secretary)
(Chinese Secretary)
(Statistical Secretary)
(Audit Secretary)
(Non-Resident Secretary)
(Staff Secretary)
(關機方地)
各地海關
(General Office)
(Secretary's Office)
(Accountant's Office)
(Returns Office)
(Tidesurveyor's Office)
(Examiner's Office)
職員
徵稅部
(Revenue Department)
內班
(Indoor Staff)
(Commissioners)
(Deputy Commissioners)
(Assistants)
Chief, A.B.
First, A.B.
Second, A.B.
Third, A.B.
Fourth, A.B.
(Medical Officers)
(Assistants)
Chief, A.B.
Second, A.B.
Third, A.B.C.
Clerks)
Principal, A.B.C.D.
First, A.B.C.D.
Second, A.B.C.D.
Third, A.B.C.D.
Candidates
外班
(Out-door Staff)
(Tidesurveyors)
(Chief Tidesurveyors)
(Tidesurveyors)
(Assistant Tidesurveyors)
(Boat Officers)
(Senior Tidewaiters)
(Chief Appraisers)
(Appraisers)
(Examiners)
(Chief Examiners)
(Examiners, A.B.)
(Assistant Examiners, A.B.)
(Tidewaiters)
First
Second
Third
Probationary
(Tidewaiters)
(Watchers)
(Waiters)
(Coast Staff)
(Commanders)
(First Officers)
(Second Officers, A.B.)
(First Engineers)
(Second Engineers, A.B.)
(Gunners)
(Launch Officers)
海事部
(Marine Department)
(Coast Inspector)
(Deputy Coast Inspectors)
(River Inspectors)
(District River Inspectors)
(Launch Inspectors)
(Surveyors)
(Supervisors)
(Clerks)
(Tracers)
(Mechanics)
(Harbour Staff)
(Harbour Masters)
(Berthing Officers)
(Clerks)
(Godown Keepers)
(River Police)
(Lights Staff)
(Inspector of Lights)
(Lightship Captains)
(Lightship Mates)
(Light Keepers)
(Marine Staff)
(Buoy Tender Captains)
(本據上海)
工務部
(Works Department)
(Engineer-Chief)
(Engineers)
(Assistant Engineers)
(Architects)
(Assistant Architects)
(Supervisors)
(Clerks)
(Draughtsman)
(Clerks of Works)
(Mechanics)

二、徴税課(Revenue Office)

左の三部門に分つ。

第　一　部

第一部は外國各港よりの輸入、積換及び保税事務を取扱ふ所にして税關三階に在り、左記諸係に分れて居る。

イ、申告書受付係(外國よりの輸入申告書、積換申告書、保税倉庫關係申告書を受理する係)

ロ、積荷目錄係(Inward Manifest Desk)

ハ、積荷目錄整理處(Manifest Clearance Section)

積荷目錄所載の貨物が如何に税關手續されたるやを記錄處理する所にして左記三班に分れて居る。

(A)中央記錄係(Central Duty Recording Desk)

輸入手續完了したる貨物を記錄す。

(B)積荷目錄延期係(Manifest Extension Desk)

支那税關規定に依れば本船出港後十四日を經過しても尚輸入手續又は積換手續完了せざるもの、即ちInward Manifest が抹消されず其儘殘つて居る貨物は之を保税倉庫に入れるを原則とするものなれど特に Manifest の期限を延長して貰ふ必要ある場合は一定の手數料 (Extension Fee) を拂ひ積荷目錄の延期をなす事が出來る規定になつて居るが、本係は此の事務を取扱ふ所である。

(C)保税係(Bonding Desk)

保稅事務を取扱ふ

ニ、鑑定課

鑑定は徵稅額を査定する稅關事務上最も重要なる部門にして其の取扱貨物の種類に依り、左記四班に分れ各班には專門家が居つて貨物の品質、價格等を審査し稅額を決定する組織になつて居る。

第一班(Unit I)……………化學藥品類

第二班(Unit II)……………織物、紙其他纖維製品

第三班(Unit III)……………機械類の鑑定

第四班(Unit IV)……………雜貨の鑑定

第　二　部

第二部は內國品の移入並に積換事務を取扱ふ所にして稅關二階南側にありて左記の係がある。

イ、受付係(Application Receiving Desk)

ロ、土貨積荷目錄係(Native Import Manifest Desk)

ハ、移入整理係(Import Clearance Desk)

ニ、鑑定(Unit V)

尙滿洲各港(大連を含む)及び支那各港より輸入される外國品は當部管轄である。

第　三　部

第三部は輸出並に再輸出事務を司る所にして稅關二階北側にありて左記の係がある。

イ、申告書受付係(Exrort Numbering Desk)
ロ、輸出係 (Export Cesk)—土貨の輸移出事務を取扱ふ
ハ、再移輸出係(Re-Export Desk)
ニ、鑑定(Unit VI)
ホ、輸出分類係(Export Sorting Desk)
ヘ、改装係(Re-Packing Office)
ト、洋式工場檢査係(Factory Inspection Desk)

三、入港手續課(Entry Office)

入港係(Entry Desk)は稅關二階南側中央に在りて一切の船舶入港手續關係の書類即ち積荷目錄 (Import Manifest)等を受理す。

四、派司課(Pass Office)

(A)パス部(Pass Desk)
(B)サブパス部(Sub-pass Desk)

Sub-pass Desk は一口の輸入品に對し、小口再移輸出に便する爲め分割したるパスを發行する係である。

五、戻稅課(Drawback Office)

二、港務部(Harbour Department)

錨地監督、武器彈藥取締、危險品取締、港内の燈台、浮標、信號に關する事務を取扱ふ Berthing Officers Office(錨地監督事務所)と在港船舶の取締保護、海難救助、港内投棄物取締、其他港内の警察事務を取扱ふ River Police Office とより成る。

三、海事部(Marine Department)

沿岸水路の變化を調査し、航行の安全上必要なる設備をなし、又は之が報告をなし一般船舶の出入港に便する外、燈台浮標、航路標識の管理保全事務をなす Coast Inspectors Office と海關監視船の監督事務をなす Revenue Steamers)とより成る。

四、營造部(Engineers Office)

燈台、警霧台、其他の設備改修作業、及び一般營繕事務を取扱ふ。

（終）

目次

第一章　開港及其他內外商人貿易地方

第四章　輸入貨物通關手續

第五章　輸入稅

第八章　輸　移　出　税

第九章　輸出貨物通關手續

第十一章 轉口税

第十二章 長江、西江及珠江一帶貿易規程

第十四章　民　船　貿　易

第十五章　噸　税

第十六章　海關が代徴する諸稅

第十七章　統　稅

第十八章 中國產煙酒及鑛物の統税及特税

第十九章 納税手續

第二十二章　運輸禁制品

第二十三章　駐華外國大公使館員及領事館員用品免稅辦法

第二十六章　小包郵便及郵便物の海關管理

第二十七章　貨物及郵便物の航空輸送

第二十八章　執務時間、休日、特別許可書、同料金及其他料金

第二十九章　稅務司の遂行する公證手續

第三十章　機製洋式貨物

第二十三章　密輸及脫稅取締規程

附錄

書　式

目次

目次終

中國海關法規と通關手續

第一章　開港及其他內外商人貿易地方

第一節　沿海及び河岸開港
(Coast and River Ports open to Foreign Trade.)

次の沿海及び長江、西江各沿岸諸港は對外貿易の爲めに開かれたるものなるが、出入船舶は登簿噸數百噸或はそれ以上を有する外國汽船及び發動機船、及び積載量二百担或は總噸數二十噸或はそれ以上の中國民船に限る。

秦王島	山海關	天津	塘沽	龍口	煙台	威海衛	青島
重慶	萬縣	宜昌	沙市	長沙	岳州	漢口	九江
蕪湖	南京	浦口	鎭江	吳淞	上海	蘇州	杭州
寧波	溫州	三都澳	東沖	羅星塔	福州	琯頭	厦門
汕頭	黄埔	廣州	中山	江門	横門	三水	梧州

南寧　瓊州　北海

璦琿、安東、大連、哈爾賓、龍井村及び牛莊の諸港は、現在中國海關管轄外にあり。

各開港の區域は、其他の海關と地方當局との協定に依り決定せらる。各海關稅務司或は港務司に申込まば之が詳細を知ることを得べし。

第二節　內地及び陸境開港
(Land and Frontier Ports open to Foreign Trade.)

左の內地、陸境或は陸境に接近する開港は、當分各國商人の居住並に商業經營の爲めに開放せらる。

龍州　蒙自　河口　碧風寨　雲南府　思茅　騰越

西藏の亞東海關は、一九一三年九月以來閉鎖したり。

第三節　陸境海關分卡
(Customs Stations at Land Frontiers.)

左の海關分卡は、中國印度支那間、及び中國緬甸間の貿易を管理する爲めに設置せられたり。

思茅地方

孟連　易武　猛馬　南嶠　打洛　猛龍　橄欖壩　猛侖

江城　倚邦

騰越地方

牛圈河	遮島	璋鳳	遮放	瓏陵	孟定	蠻允	蠻線
杉木籠	猛戛	南傘	猛撒	麻栗壩(分所)	臘撒(分所)	盞西(分所)	

第四節　珠江口海關分卡

(Maritime Customs in the Canton Delta.)

登簿噸數百噸未滿の各國汽船及び發動機船（自動推進式艀船を含む）及び曳船は、當分の間特別規程に依り、香港澳門間及び香港廣東間を往復する事を許さる。但し之等船舶は左記海關分卡に寄港し、貨物の檢査を受け稅金を納付することを要す。

伶仃	大鏟	馬溜洲	前山

登簿噸數百噸以上の汽船及び發動機船（自働推進式艀船を含む）にして曳船に從事せざるものは、當分の間香港、澳門及び一般規程に依る開港間を直接往來して貿易に從事する事を得。

（註）曳船に依り香港廣東間を往復する汽船及び發動機船に關する規程は第十二章第九節參照。

第五節　九龍拱北及雷州海關分卡

(Kowloon, Lappa, and Luichow Customs Stations.)

九龍、澳門及び廣州灣租借地の陸境に於て稅收を計るため、前節述べたる海關分卡の外、左の各地陸境巡緝所 (Guard

post）及び（或は）關稅徵收所（Revenue Collecting Stations）を設置せり。

九龍地方

蛇口	桂廟	沙頭	深圳河	深圳車站	羅坊	沙頭角	鹽田
溪涌	沙魚涌	壘福	南澳	三門	汕尾	九龍車站	

拱北地方

關閘	石角	九洲	石岐

雷州地方　分卡（十二ケ所）

安舖	黃坡	芷芋	麻章	福建	大草	西浦尾	沈塘
城月	雷州	梅菉	水東				

分所（三ケ所）

雙溪	電白	博賀

第六節　寄　港　地
(Ports of Call.)

左の寄港地は、當分特別規程に依り貨物及び旅客積卸の爲め（特別斷らざる限り）汽船及び發動機船の寄港を許さる。

イ、大運河（上海杭州間）

嘉興 ……………………………………………… 各國船

ロ、長江下流（呉淞漢口間）

江陰　南通縣　通州　安慶
大通　黄石港　湖口　武穴 }……各國船
陸溪口　大冶（特許船舶及び貨物のみ）
劉家渡 ……中國船のみ

ハ、長江上流（宜昌重慶間）

巴東　巫山　夔府　奉節　雲陽
忠州　酆都　涪州　長壽 }……中國船のみ

ニ、西江沿岸

甘竹　白土口　肇慶　容奇　羅定口
德慶　都城 }……各國船

（寄港地に於ける商品の積卸規程に關しては第十二章第二節參照）。

第七節　船客寄港地

(Passenger Stations.)

左の船客寄港地は、船客及び其手荷物積卸の爲め、各國汽船及び發動機船の寄港を許さる。

イ、長江沿岸

蘆涇港　天星橋　口岸　儀徵　荻港　華陽鎮　蘄州　黄州
新堤　荊河口

ロ、西江沿岸

容奇　馬寧　九江　古勞　永安　後瀝　祿步　悅城
陸都　甘川

船客は課税さるべき品物を手荷物として携帶することを得ず。若し携帶するときはその全部を沒收せらる。

第八節　民船の對外貿易分卡

(Stations open to Chinese Junks trading to and from Foreign Countries.)

中國民船は、左記の外、外國港及び中國港の間に於て直接貿易に從事することを禁ぜらる。

左の諸港には、海關分卡を設置し、一般に民船及び陸上運輸を管理せしむ。（本章第一、第三及び第四節に述べたる開港及び分卡の外）之等諸港に於ては總噸數二百担以上の民船は對外貿易に從事することを得。又關稅を納入して貨物の積卸をなすことを得。

沿岸所在海關分卡及び分所表

一、秦王島海關區域

分　卡（二ケ所）

山海關　羊河口

二、天津海關區域

分卡（三ケ所）

唐山　塘沽　北塘

三、芝罘海關區域

分卡（一ケ所）

黎山口

分所（一ケ所）

芝罘島

三、（A）龍口分關區域

分卡（十三ケ所）

羊角溝　下營口　坡口　海廟後　黑港口　石虎嘴　劉島　黃河營

欒家口　天橋口　劉家旺　平暢河　八角口

三、（B）威海衛分關區域

分卡（六ケ所）

龍鬚島　俚島　石島　八河港　沙窩島　曲各

四、青島海關區域

分　卡（七ケ所）

乳山口　石臼所　大浦　金口　青島小港　連雲港　燕尾港

分　所（一ケ所）

柘汪

五、鎮江海關區域

分　卡（一ケ所）

江陰

六、上海海關區域

分　卡（二ケ所）

呉淞　新洋港

七、寧波海關區域

分　卡（一ケ所）

鎮海

八、温州海關區域

分　卡（二ケ所）

海門　古鰲頭

九、福州海關區域（琯頭副港を含む）

分卡（四ケ所）

海口　涵江　秀嶼　沙埕

分所（二ケ所）

潭頭　三江口

十、厦門海關區域

分所（五ケ所）

泉州　秀塗　石碼　觀音澳　東山

十一、汕頭海關區域

分所（二ケ所）

媽嶼　海門　達濠埠

十二、廣東海關區域

分卡（六ケ所）

穿鼻　陳村　印州　太平　容奇　市橋

分所（二ケ所）

菁塘　石龍車站

十三、九龍海關區域

本章第四及び五節參照。

十四、拱北海關區域

本章第四及び五節參照。

十五、江門海關區域

分卡（五ケ所）

江門　廣海口　甘門　三夾海　北津口

分所（三ケ所）

都斛　陽江　閘坡

十六、瓊州海關區域

分卡（五ケ所）

清瀾　三亞楡林港　舖前　洋浦　麻羅門

十七、北海海關區域

分卡（二ケ所）

東興　龍門

分所（二ケ所）

竹山　江平

十八、雷州海關區域

本章第五節參照。

第九節　中國滿洲間貿易民船

(Junks trading between China and Manchuria.)

對滿貿易に從事する民船は、海關の設置なき中國各地に隨意に入港し或は荷卸することを得ず。之等の民船は海洋航行民船取締規程を遵守することを要す。(第十四章第三節參照)。

對滿貿易民船貨物課税法は當分從前の儘にて變更なし。

第十節　二百担以下の兩廣民船

(Liang Kwang Junks of less than 200 Piculs.)

廣東廣西兩省に於ては、總噸數二百担以下の民船は、海關に特に申請して登錄すれば(第十四章第四節參照)、香港或は澳門と左の各地との間の貿易に從事することを得。

一、第一節に述べたる開港

二、第四、第五及び第八節に述べたる海關分卡

三、該航程中九龍或は拱北海關分卡を通關したる事をパス・ブックに明記せる場合は、中國内の其他の地方

香港を出入する右の民船は凡て伶仃、大鏟、或は三門に寄港して海關檢査、税金納入等の手續をなすことを要す。澳門を出入する民船も同一目的を以て馬溜洲或は前山に寄港することを要す。

香港と珠江口、或は沿海諸港との間に於て貿易に從事する民船は海關檢査、税金納入の目的にて隨意に馬溜洲に寄港

することを得るも、此場合は九龍拱北兩海關に於て、右の民船が指定時間內に馬溜洲に着港する事を確知し得るやう、豫め申告しおくことを要す。此手續を怠りたるときは、該民船は罰金又は科料に處せらる。

（註）、民船に關する規程は第十四章參照。

第十一節　內河汽船航行貿易地方

(Places open to Inland Waters Steam Navigation.)

中國海岸及び內河に沿ふ多くの地方は、政府及び關係地方當局の承認を得て、內河汽船航行規則に據り、汽船或は發動機船の寄港を許さる。

各海關には、內河汽船航行規則に據りて開放したる地名表を備附しあるを以て、最寄の海關に於て參照せられ度し。

該規則は第十三章に記載す。

第十二節　萬里長城に沿ふ海關分卡

(Customs Stations along the Great Wall.)

左の海關諸分卡は、同地方の通商及び運輸を管理する爲め、山海關張家口間の萬里長城沿線に設置せり。

古北口　喜峰口　冷　口　界嶺口　義院口　黃崖關

右の外民船貿易管理のため、灤河沿岸潘家口地方に一分所を設置せり。

第十三節　海關或は分關等の増設並に撤廢

(Withdrawal of Customs Establishments.)

中國政府は、何時にても必要なる場合は、本節第一乃至第八項に記載の海關、分卡、分所の孰れをも即時撤廢することを得る權利、及び反對に適當と認めたる地方には、之等が設置することを得る權利を留保す。

第十四節　未承認地方航行船舶の罰則

(Vessels trading to Unauthorised Places.)

政府が承認せざる地方を航行して貿易に從事したる船舶は、政府之を沒收すべし。

第二章　船舶入港通關手續

第一節　中國商船の入港（民船除外）
(Entry of Chinese-flag Vessel other than Junk.)

（ａ）民船以外の中國商船が開港に入港したるときは、船長又は船舶代理人は、船舶入港申告書の外、左の書類を海關に提出することを要す。

一、船舶國籍證書 (Certificate of Nationality) 或は
二、船舶登記證書 (Certificate of Registration)
三、船舶檢查證書 (Certificate of Survey)
四、航路許可證 (Certificate of Route)
五、噸稅證 (Tonnage Dues Certificate)
六、噸數測定證 (Tonnage Measurement Certificate)
七、積荷目錄 (Manifest)
八、船用品一覽表 (List of Sea and Ship's Stores)
九、航行日誌 (Voyage Book)
十、武器彈藥積載表(正副二通) (List of Arms and Ammunition carried for Self-defence)

十一、船舶消毒證明書 (Fumigation Certificate)

十二、出港證書 (Clearance Record)（中國開港より入港の商船のみ）

民船以外の中國商船は、右の外左の書類を携帶することを要す。

一、海員證書 (Crew Complement Certificate)

二、海員名簿 (List of Members of Crew)

三、旅客名簿 (List of Passengers)

四、船具目錄 (List of Accessories)

五、航行日誌 (Log Book)

次の書類は、中國商船に對して發行するものにして、夫々船舶登記證書或は船舶國籍證書及び船舶檢査證書の代りとして海關之を受理す。

（1）船舶登記證書或は船舶國籍證書の代りとなる場合。

一、船舶國籍證書が若し紛失し、或は破損し、或はその登記事項變更されたる時、或は

二、中國の甲港或は外國港に於て船舶を取得し、中國の乙港を船籍港となしたる時

は船舶が船籍港以外の中國港に碇泊せるか若くは外國港に碇泊せるかに依り、船舶所在港の主管航政官 (Navigation Bureaux) 或は在外中國領事館に向つて、船舶臨時國籍證書(Provisional Certificate of Nationality)の發給を申請し、船籍港に到達したる後再び國籍證書の補發或は發給を申請することを得。（一九三〇年十二月四日公布船舶法第四章參照）。

（2）船舶檢査證書の代りとなる場合。

船舶が左記事情の一に遭遇する時は、交通部公布船舶檢査章程第三十一條の規定に依り、航政局發給の通航證書を申請することを得。

一、船舶檢査後發給の、或は引換、或は再發給の、船舶檢査證書を未だ受領せざる時。

二、船舶檢査中修繕のため入渠の必要あることを發見せるも、檢査員が檢査を中止し暫らく航行し得ると認めたる時

三、外國に於て船舶を取得し、該船舶の檢査證書に所載の航行期間が滿了し、鑑定人より該船舶が檢査を經たる事の證明書を發給したる時。

右第三項の場合は、在外中國領事館に發給を申請すべし。船舶は凡ゆる必要書類を海關に提出するに非ざれば、入港したるものと見做されざるものとす。

(b)凡そ新造し、或は外國より購入したる中國商船にして、積載量二百担以上、或は總噸數二十噸以上のものが、初めて中國開港に入りたる時は、主管航政官署に向つて檢査を申請することを要す。該官署は之に對し通航證書及び船舶噸數證書を發給す。通航證書は之を海關に提出することを要す。海關は噸税完納後、噸税完納證書を發給す。

船舶は出港許可前、主管航政官署に向つて船舶登記證書の發給を申請することを要す。本登記證書は、交通部發行の船舶國籍證書が未だ到着せざる以前、臨時國籍證書として使用することを得。但し登記證書發給の日より六個月を以て有効期間とす。前項の商船が未だ通航證書を領有せずして擅に中國開港に於て貿易に從事したるときは、船長を一千元以下の罰金に處す。

第二節　航海中國民船の入港

(Entry of Sea-going Chinese Junk.)

(a)積載量二百担未滿、或は總噸數二十噸未滿の中國民船は、次項(b)に別設の規定あるもの丶外、外國貿易に從事することを得ず。直接外國貿易に從事することを許さるる民船は、本書第一章第四、第五、及び第八節に列記したる開港及び海關分卡の相互間に於てこれに從事するものに限る。該項民船にして、若し中國內の其他の地點より國外に航行し、或は國外より國內の其他の地點に至らんと欲する場合は、出入港每に、「海關管理航海民船航運章程」(第十四章參照)に據りて、之を海關に報告することを要す。香港或は澳門に於て貿易に從事する凡ての民船は、本書第一章第四及び第五節に列記したる九龍拱北兩海關區域內の一分卡に報告して納稅することを要す。(第一章、第四及び第五節參照)

積載量二百担以上、或は總噸數二十噸以上の航海民船は、國內に於て貿易に從事すると、國外に往復して之に從事するとを問はず、開港或は海關分卡(第一章、第四、第五及び第八節參照)に到着したる時、船長より左の書類を海關に提出することを要す。

一、交通部發給の船舶臨時國籍證書 (Provisional Certificate of Nationality)

二、海關發給の民船航運鑑札 (Junk Licence issued by the Customs)

三、海關發給の民船往復派司簿 (Pass Book)

四、該管機關發給の自衞軍器鑑札(自衞軍器を有するものに限る)(Arms Certificate)

五、積荷目錄 (Manifest)

(b)積載量二百担未滿、或は總噸數二十噸未滿の民船にして外國貿易に從事するもの(前項(a)參照)に對する制限は、廣東廣西の如き邊境水道地方に在りては之を緩和せらる。是れ之等の地方は、外國領土に接近しをり、地方的の特

種事情あるを以て、積載量二百担未滿或は總噸數二十噸未滿、の民船も前項(a)の制限及び條件の下に對外貿易に從事することを許されたるが故なり。此種民船は、海關分卡に報告する際、左の書類を提出することを要す。

一、海關發給の特別民船航運鑑札 (District Junk Licence)

二、海關發給の特別民船往復派司簿 (District Pass Book)

三、積荷目錄 (Manifest)

(c)積載量二百担未滿或は總噸數二十噸未滿、の航海民船にして、前項(b)に規定したる範圍以外のものは、開港或は海關分卡に到達したる時、該關卡に報告の際、左の書類を提出することを要す。

一、海關發給の民船航運鑑札 (Junk Licence)

二、海關發給の派司簿 (Pass Book)

三、積荷目錄 (Manifest)

(航海民船管理規定に關しては第十四章第三節參照)。

第三節　輸入港に領事を有せざる國の商船の入港

(Entry of Foreign-flag Vessel not Consularly Represented.)

輸入港に領事を有せざる國の商船には、左の二種類あり。

(一)條約に依り最惠國待遇を享受する外國商船。

(二)未だ中國と最惠國條約を締結せざる國の商船、或は條約中に最惠國商船が享受すると同樣の待遇を享受し得るこ

とを未だ訂約せざる國の商船。

第二項の商船は、中國政府の特許を經るに非ざれば、第一項の商船、及び輸入港に領事を有する國の商船が享受すると同等の待遇を享受することを得ず。

以上兩項の商船が入港したる時、該船の船長或は其代理人が、他國の領事に左の書類の代收を申請することを欲せざる場合は、該船長或は代理人は、直接之等を海關に提出することを要す。

一、船舶國籍證書 (National Register)（船名、船主姓名、船舶の大さ、及び國籍等を明記す）

二、積荷目錄 (Manifest)

三、噸稅證 (Tonnage Dues Certificate)（之を有する商船のみ）

四、船用品一覽表 (List of Sea and Ship's Stores)

五、積載武器彈藥表（正副二通）(List of Arms and Ammunition carried for Self-defence)

六、消毒證明書 (Fumigation Certificate)

七、出港證書（中國開港より入港の商船のみ）(Clearance Record)

八、旅客名簿 (List of Passengers)

船舶は凡ゆる必要書類を海關に提出するに非ざれば、入港したるものと見做されざるものとす。

第四節　輸入港に領事を有せざる國の商船の入港手續費

(Fee for Entry-flag Vessel not Consularly Represented.)

未だ輸入港に領事を有せざる國の商船が、入港する時、海關に本章第三節に列記したる各項の書類の代收を申請せんとする場合は、海關現行手數料表に據りて、手數料を納入することを要す。（海關現行手數料表に關しては第二十八章第七節參照。）

第五節　輸入港に領事を有する國の商船の入港

(Entry of Foreign-flag Vessel Consularly Represented.)

輸入港に領事を有する國の商船が入港したる際は、該船の船長は、その國籍證書等の船舶書類を領事に提出することを要す。領事は、領事報告書（Consular Report）に該船の國籍、船名、種類（汽船、發動機船、帆船等の別）、登簿噸數、船長の姓名、貨物の名稱、貨物の原産地名、及び荷受人の姓名を記載し、該船の船長或は代理人より海關に提出することを要す。

前項の商船の船長或は代理人は、領事報告書の外左の書類を海關に提出することを要す。

一、船舶入港申告書又は船舶國籍證書（Arrival Report or National Register）（本章第七節船舶入港及び積荷目錄に關する規則、及び第九節船舶取締に關する規則參照）

二、積荷目錄 (Manifest)

三、噸稅證 (Tonnage Dues Certificate)（之を有せる商船のみ）

四、船用品一覽表 (List of Sea and Ship's Stores)

五、自衛用武器彈藥積載表（正副二通）(List of Arms and Ammunition Carried for Self-defence)

六、船舶消毒證明書 (Fumigation Certificate)
七、出港證書 (Clearance Record) (支那通商港より入港の商船のみ)
八、旅客名簿 (List of Passengers)
前述の手續を完了せざる船舶は、入港したるものと見做されざるものとす。
領事報告書提出手續は、中國商船に對して之と同一の手續を許したる國の商船に就てのみ之を認むるものとす。(本章第七節規則第九條參照)。

第六節　出　港　證　書
(Clearance Record.)

海關が出港證書 (本章第一節(a)、第三、第五節參照) を發給する時は、同一目的港に向ふ船舶に對する證書付に順を追うて同一種の番號を施し、以て檢査に便すべきものとす。

第七節　船舶入港及び積荷目錄に關する規則
(Entry and Manifest Regulations.)

中國政府は、一九二四年八月左の船舶入港及び積荷目錄並に其他の船舶證書提出に關する規則を、實施すべきことを命令したり。

船舶入港及び積荷目錄並に其他船舶證書に關する規則

第一條　船舶は凡て國籍證書 (National Papers) を所持す可きものとす。

中國の國籍を有する商船又は個人の所有にかゝる船舶は、政府所定の規則に依り必要とする書類を具備するに非ざれば中國の領海に入り又は之を航行することを得ず。外國船の場合には必要書類の外に必ず國籍證書 (National Register)を所持することを要す。此の規定に違反したる時は其の船舶を沒收す。

第二條　船舶は凡て積荷目錄 (Manifest) を備ふ可きものとす。

中國の領海に入り又は之を航行する商船は、凡て全積荷に對し到達港別に眞正完全なる積荷目錄を備ふることを要す積荷目錄は海關所定の樣式に從ひインキ又はコッピー鉛筆にて認め、船長之に署名し、何時にても海關員に提示し得る樣用意し置くことを要す。若し船長が必要なる積荷目錄を用意せず、又海關員より要求ありたる場合、直ちに之を提示する能はざる場合は船長を百元以上千元以下の罰金又は科料に處す。

但し左の船舶は、積荷目錄の提出を要せず。

(a)軍艦。

(b)到着後二十四時間內に荷物及び旅客の積卸をなさずして出港する船舶。但し燃料及び船用品は、海關の許可を得て之を積込むことを得。

(c)ヨット。

(d)水先案內船。

第三條　積荷目錄に記載す可き事項は左の如し。

(a)船名、國籍、船舶の種類及び船長名。

(b)全積載貨物の完全正確なる一覽表。此の表には各包裝の凡ての荷印及び番號、並に樽、小樽、大樽、箱又は袋と云ふが如き普通の稱呼に從ひ、全包裝の個數と種類とを明示することを要す。別個の物二個、又は二個以上を一個のものに包裝したる場合は、其別個のもの丶個數を明示す可きものとす。

(註)貨物の種類は、詳細に記載し、其性質に關し疑義なからしむることを要す。

(c)積荷の場所、即ち船艙積込みとなりをるや又は中間デッキに積込まれをるや等の如し。

(d)中國港たると外國港たるとを問はず、荷物の積載港名、目的港名、及び目的港別貨物の明細。

(e)外國より來りたる船舶の場合は、前記(a)、(b)、(c)、及び(d)各項の詳細事項の外、更に船荷證券及び(或は)貨物受取證記載の各小包重量及び(或は)容積及び荷受人名。但し指圖式の場合は其旨積荷目錄に明示すること。

(註)外國港卸貨物の運賃表に各小包の重量及び(或は)容積の詳細を記載せる場合は、之を積荷目錄に添附することを要す。

第四條　入出港申告書及び積荷目錄の提出。

商船が中國の開港に到着したるときは、日曜日及び休日を除き廿四時間內に船長又は船舶の正式代理人より該船の到着を海關に報告することを要す。但し別に規定あるものは此の限りに在らず。而して此際船長の證明し、船舶代理人の副署せる當該港揚げ貨物の積荷目錄を提出することを要す。此の規定に違反したる時は、船長を五十元以上五百元以下の罰金又は科料に處す。

第五條　船長に委託したる貨物。

會社又は個人宛小包を包含する船長委託或は船長氣付け、又は凡ての商品も、同樣に之を積荷目錄に明示することを

要す。但し貨物は船長以外は如何なる他の乘組員にも之を託送することを得ず。

（註）上海海關の手續に據れば輸入積荷目錄には凡て左の文句の何れか一を記載することを要す。

Parcels List attached.（附包件清單一紙）。

No Parcels on Board.（本船並未携帶包件）。

第六條　積荷目錄の訂正。

全積載貨物中に他港向貨物を含み、之が積荷目錄に記入洩れとなり、又は積荷目錄の記載と符合せざる貨物ありたる場合は、船長は海關の許可を經たる上、入港手續後二十四時間內に之を訂正することを得。但し此の訂正は善意の見落し、又は書損じに限る。又既に海關に於て積荷目錄に記載なき貨物又は其の記載事項と相違あることを發見したる場合は訂正を請求することを得ず。

第七條　積荷目錄に記載なきか若くは誤記したる積荷に對する罰則。

海關が積荷目錄に記載なき積荷を發見したるときは、船長及び荷主を二百元以上二千元以下の罰金又は科料に處し、其積荷は之を沒收す。

二個又は二個以上の別個部分より成れる包裝を然く記載せず、又は其貨物の本質に就き一點の疑問なき樣記載せざりしときは船長及び該荷主を一千元以下の罰金又は科料に處す。

特別に作りたる裝置、例へば僞裝隔壁、特に作りたる空虛の場所、若くは特に貨物の隱匿に適する樣構造したる船舶の構造の一部、又は之に附屬せる移動し得る裝置の一部に貨物を隱匿したる場合は、其の發見せられたる特別構造の各々に就き船長を一千元以下の罰金に處し、船舶は之を事件の終了するまで抑留すべし。

但し船長が本條規定の罪を犯したるは、單に怠慢に依るものにして、結托の結果にあらざることを船長自身或は荷主が證明することを得、且つ該犯罪が些細にして酌量すべき情狀あるとき、或は之を防止することが船長の能力以上たりしときは、該罰金又は科料は各場合の事情に依り課せざることあるべし。

第八條　積荷目錄には記載されあるも積荷中になき貨物。

船長が積荷目錄を提出し、其中一二件の貨物が積載貨物中に發見せられざる場合には、第六條の規定に從ひ、廿四時間內に積荷目錄の訂正を海關に請求し、積荷目錄に記載せる貨物が船內より紛失したる理由に關し、海關の滿足する說明をなすことを要す。海關に於て必要と思料したるときは、船長は外國船の場合は領事の面前に於て、中國船の場合は海關監督の面前に於て宣誓し、夫々領事又は海關監督が捺印したる聲明書を提出する事を要求せらるゝものとす。此の場合は、該貨物を積殘し又は荷卸したる港の領事又は海關よりの公文書を添附することを要す。若し船長が該貨物を實際積殘したること、又は不用意に中間港にて荷卸したることを證明すること能はざる時は一包裝に付き二百元以上一千元以下の罰金又は科料に處せらる。

（註）本條所定の罰則は海關緝私條例（第二十一章第十節）第十七條の規定に依り、變更せられたり。

第九條　船舶證書及び其他の書類の提出。

中國籍船舶は、積荷目錄（第四條）と共に左の書類を海關に提出することを要す。

一、船舶入港申告書 (Arrival Report)

二、船舶國籍證書 (Certificate of Nationality)

三、登錄證書 (Certificate of Registration)

四、航路許可證 (Certificate of Route)
五、船舶檢査證書 (Certificate of Survey)
六、航行日誌 (Voyage Book)
七、噸稅證 (Tonnage Dues Certificate)（之を有する場合に限る）
八、噸數測定證 (Tonnage Measurement Certificate)
九、自衞用積載武器彈藥表（正副二通）(List of Arms and Ammunition carried for Self-defence)
十、船舶消毒證 (Fumigation Certificate)
十一、船用品一覽表 (List of Sea Stores and Ship's Stores)（第十一條參照）
十二、旅客名簿 (List of Passengers)（第十條參照）
十三、中國港より到着の場合は出港證書 (Clearance Record)

外國船の場合は左の書類を提出することを要す。

一、船舶入港申告書
二、船舶國籍證書
三、噸稅證（之を有する場合に限る）
四、自衞用積載武器彈藥表（正副二通）
五、船舶消毒證
六、船用品一覽表（第十一條參照）

七、旅客名簿（第十條參照）

八、中國港より到着の場合は右の外に出港證書

外國船の船長は、海關に船舶國籍證書を提出する代りに該船舶所屬國の領事の署名ある國籍證書を該領事に委託しある旨を證明せる入港通知書を提出することを得。但しこれは中國國籍の船舶に對し同樣なる待遇を與ふる國の船舶に對してのみ適用せらるゝものとす。

第十條　旅客名簿及び手荷物申告書。

船長は積荷目錄提出の際、等級別旅客名簿をも提出することを要す。

外國より入港したる場合、一、二等上陸客は凡て海關所定の書式（附錄第十七參照）に從ひその手荷物を申告し、之に印刷せられたる規則制限に服從すべきものとす。三等客も有稅品を携帶する場合は一、二等客同樣手荷物申告書に記入申告することを要するも、其の手荷物が有稅品ならざる眞正の身廻品のみなる時は單に口頭を以て海關員に報告するを以て足れりとす。手荷物申告書は海關員が乘船し、又は岸壁に於て檢査するまでに用意しおくことを要す。

第十一條　船用品。

船長は入港と同時に海關所定の書式及び規則に從ひ、船用品として保留すべき凡ての物品の一覽表を乘船海關員に提出することを要す。該船用品は碇泊中必要なる分量のみを殘し、他は海關員之に封印を施すを以て碇泊中は開封することを得ず。緊急開封の必要起りたるときは、先づ海關の許可を受くることを要す。若し無斷にて開封し、或は何等かの手段を用ひて封印したる貯藏所に入り、又は海關に申告せざる秘密の入口あり、或は船用品を船内の正當なる用途以外の目的のため處分し、或は虛僞の船用品目錄を海關に提示したるときは、該船用品は之を沒收し、船長を二百

元以上一千元以下の罰金又は科料に處す。

（註）外國より長江に入る商船は、吳淞海關分卡に報告する際、船用品目錄表を提出することを要す。

第十二條　荷卸し。

凡て船舶は本章第二條、第三條及び第四條に規定せる證明したる積荷目錄を係り海關員に提出し、許可を經たる後に非ざれば、荷役を始むることを得ず。若し未だ積荷目錄を提出せず、海關より荷卸し許可書を下附せざるに先ち、密に荷卸したるときは、船長を該貨物の價格と同額以上倍額以下の罰金又は科料に處し、貨物及び船舶は共に之を沒收す

第十三條　貨物の積換。

凡て船舶は第二條、第三條及び第四條に規定せる證明したる積荷目錄を係り海關員に提出し、許可を經たる後に非ざれば、貨物を一船より他船に積換ふることを得ず。若し未だ積荷目錄を提出せず海關より荷卸し許可書を下附せざるに先ち、密に積換を行ひたるときは、双方の船長を該積換船舶の價格と同額以上倍額以下の罰金又は科料に處し、船舶及び貨物は共に之を沒收す。

（註）積換貨物の定義に就ては第十章第十五節參照。

第十四條　出港。

凡て船舶は船長又は船舶代理人が海關に第三條所定の輸出積荷目錄を提出して、出港許可（第二十章參照）を申請し、海關より之を得たる後に非ざれば出港することを得ず。之に違反したるときは船長を二百元以上一千元以下の罰金又は科料に處す。

第十五條　初犯より五ヶ年以內に再犯したる場合の罰金の加重。

規則に違反し初めて罰金又は科料を課せられてより、五ケ年以內に再び前記規定を犯したる場合は、罰金は再犯に對しては五割增とし、三犯及び三犯以上に對しては之を倍加す。

第十六條　本規則は必要に應じ之を修正することを得。

第八節　通し貨物

(Through Cargo to be on Manifest.)

凡そ通し貨物、即ち航行の途次他船に積換へず目的港に直通する貨物は、海關に提出の積荷目錄に記載することを要す。

通し貨物を積載せる船舶は、通し貨物積荷目錄を携帶し、經過地の海關に提出して裏書捺印せしむることを要す。又通し貨物中に禁制品存する時は其旨海關に申告し、船內の貯藏場所をも明かに報告することを要す。

第九節　中國領水內に於て必要書類を携帶せず又は僞造書類を携帶したる船舶

(Vessels found in Chinese Waters without Papers or with False Papers.)

中國領水を航行する船舶が、其國籍及び貨物の事情を證明するに必要なる書類を携帶せず、或は書類の副本のみ若くは僞造書類を携帶し、或は重要書類を塗抹し若くは隱匿したるときは、貨物と共に之を拿捕し、且つ、最寄の中國開港に送附して裁決するものとす。

第十節　入港後廿四時間内に再出港する船舶は書類の提出を要せず

(Deposit of Papers not necessary if Vessel leaves within twenty-four hours of Arrival.)

長江通商章程及び西江通商章程に別段の規定あるものゝ外、凡ゆる商船は、開港に入港したる時、之を海關に報告することを要す。該船が該港に於て二十名或は二十名以上の旅客又は貨物を積卸せず、且つ入港後廿四時間内に出港するときは、前述各節に規定したる必要書類を領事館或は海關に提出することを要せず。

（註）長江通商章程及び西江通商章程第十二章參照

第十一節　船主變更に關する手續

(Change of Ownership of Vessel.)

(a)中國船舶。

中國船舶が船主を變更し國籍を變更せざる場合は、賣主及び買主の雙方、或は正式に委託を受けたる代理人は、直ちに之を該船舶所在港の海關に書面を以て報告すると同時に、船主變更に關する交通部登記證書を提出することを要す。

船主と國籍と共に變更したる場合は、該外國買主と該船舶賣買に關する充分なる證據書類を海關に提出し、以て該船舶が海關より原國籍にて出港し、再び變更したる國籍にて入港登記をなすに便すべし。

(b)外國船舶。

船舶が國籍を變更せざる場合は、賣主及び買主の雙方、或は正式に委託せられたる代理人は、直ちに之を該船舶所在港の海關に書面を以て報告することを要す。

船主と國籍とが共に變更したる場合は、當該領事は該船舶が既に該國國籍を離脫したる旨を海關に報告することを要す、然る後該船舶は新船主の所屬領事の署名したる證書に依り、改めて入港登記を行ふべし。新船主が中國人なる場合は交通部國籍證書或は登記證書を提出して入港手續を行ふべし。

第十二節　香港貿易に從事する中國船舶
(Chinese-flag Vessels trading to Hongkong.)

(a)香港貿易に從事する民船以外の中國船舶は、入港及び出港手續に際し、其の航海簿(Voyage Book)を香港政府船政局(Harbour Office of the Hongkong Government)に提出して其の證明を申請することを要す。之に違反したる時は、該船々長を一千元以下の罰金又は科料に處す。

(b)香港貿易に從事する民船も亦、入港及び出港手續に際し、派司簿(Pass Books)を香港船政局に提出して其の證明を申請することを要す。之に違反したる時は、該船の積荷を沒收し、或は船主又は船長を二百五十元以下の罰金又は科料に處す。(第十四章第三節、航海民船航運章程第九條參照)。

第三章　船舶貨物陸揚手續

第一節　年度保證狀――現金保證

(Annual Guarantee; Cash Guarantee.)

條約の規定に從ひ、當該貨物は、陸揚に當りては輸入税を、船積に際しては輸出税を納入すべきものにして、船舶は凡ての各種税金(all dues and duties)を納入したる後に非ざれば、出港を許可せられず。之等規定の勵行に由り船主及び商人に惹起せらるべき害難を除去せんがため、中國政府は船主及び回漕代理人(shipping agents)に對し、保證狀(附錄第十五參照)に依り、規定の輸入税全額の納入に先つて、船舶が出港をなし得る特權を認可す。本保證狀は當該地海關に於て毎年一回書換ふべきものにして各船舶が納入すべき凡ての未濟税金及び輸入税は(輸出税の納入せられたる後)、該船舶出港許可日より一定期間内に、保證人より納入すべきことを規定す。納税未濟前出港を許可する右の特權は、船主或は回漕代理人にして、年度保證狀を提出せず、賦課せらるべき凡ての輸入税を填補するに充分なりと海關が査定したる保證金(附錄第十六參照)を納入したる者にも亦適用す。該保證金は、その保證を受けたる船舶の積荷に對する輸入税が完納せらるゝと共に、保證人に全額を返還せらる。輸入税は直接輸入貨物に對しては當該船舶の正式入港日に於ける現行輸入税率により(第五章第一及び第二節參照)、又保税倉庫より搬出したる貨物に對しては庫出輸入申請日に於ける現行税率によりて賦課せらる。(第七章第一節、第一章第七條參照)。但し納税は何れの場合に於ても申請日より十五日以内に行ふことを要し、之に違反したる場合、此の期間内に當該貨物の税率が引上げられたる時は、新税率に從ひ課税

せらるゝものとす。（年度保證狀の證明に關しては第二十九章第二節參照）。

第二節　普通貨物揚荷許可證
(General Discharge Permit.)

船舶代理人は船舶が第二章第一節乃至第六節に指示したる船舶書類の供託に依り入港したる後、海關に普通貨物揚荷許可證を申請する事を得。該許可證は、前記第一節に規定したる保證の何れか一方を海關が受理したること、及び特殊狀況の開港場に於ては、船舶貨物を荷揚すべき碼頭倉庫の管理人は、自己の倉庫に荷揚したる貨物を海關の許可無くして庫出せざる旨の保證狀（附錄第十七參照）を提出することを條件として認可せらるゝものとす。

船舶代理人は、責任を以て、普通揚荷許可證を船内に於て船長に交付することを要す。

船長が船内にて普通揚荷許可證を受理せざる内に貨物を陸揚するときは、船長を當該貨物の價格の一倍以上二倍以下の科料或は罰金に處すると共に當該陸揚貨物及び船舶を沒收すべし。（第二章第七節第十二條參照）。

海外より到着する船舶は、一航海每に普通揚荷許可證の受領を要するも、沿岸及び河川貿易に從事する定期汽船は、三ケ月間有効なる普通揚荷許可證の發給を受くることを得。

船舶は、普通揚荷許可證を船内にて受領するや、即時、貨物荷役に關する一般規定に從ひ、該許可證に記名の貨物船或は碼頭倉庫に積荷を荷揚することを得。

船舶輸入積荷目錄に詳記したる凡ての貨物は、輸入禁制品、戰時禁制品、及び危險品を除くの外、普通揚荷許可證により、該許可證に特定したる碼頭倉庫に直接荷揚することを得。

當該船舶に積載したる貨物は、右特定碼頭倉庫以外の場所に陸揚することを得ず。但し該許可證は、輸入禁制品、戰時禁制品、危險品、或は輸入積荷目錄に記載せられざる貨物の陸揚を規定することなし。

輸入禁制品或は危險品並に武器彈藥の輸入は特別規定（第二十一章及び第二十二章參照）に從ふものとす。

第三節　碼頭碇泊船舶より貨物船或は艀船に荷揚する場合

(Discharge into Cargo-boats or Lighters from Vessel alongside Wharf.)

碼頭に碇泊し、普通揚荷許可證を有する船舶が、其の貨物の一部を貨物船或は艀船に荷揚し、該船舶碇泊碼頭、或は海關碼頭（Customs Jetty）或は驗貨廠（Examination Shed）に運搬せんとするときは、先づ特別許可證の下附を受くることを要す。該船舶が貨物を貨物船或は艀船に荷揚し、該船舶の碇泊碼頭以外の碼頭に運搬せんとするときは、先づ舷側揚荷許可證（轉卸單准(Overside Permit)）、及び別個に普通貨物揚荷許可證（普通卸貨准單(General Discharge Permit)）の特別下附を受くることを要す。

普通貨物揚荷許可證の下附には、棧橋保證狀（碼頭保結 Wharf Guarantee）と共に一葉の紙に印刷せる普通貨物揚荷許可申請書（起貨總准單呈請書 Application for General Discharge Permit 附錄第十七參照）を提出するものとす。

舷側揚荷許可證は當該船舶代理人が貨物陸揚豫定碼頭の名稱を陳述し、且つ各碼頭に陸揚せんと豫定せる貨物を碼頭別に逐一詳記せる積荷目錄の一部（分艙口單 a part manifest）を海關に提出したる時始めて發給せらるべし。該許可證は必ず在船海關吏及び貨物を陸揚する各碼頭（wharf or jetty）海關吏に提示することを要す。

第四節　中流或は沙洲に碇泊の船舶より貨物船或は艀船に荷揚する場合

(Discharge into Cargo-boats or Lighters from Vessel in Mid-stream or at Bar of River.)

船舶が航行の障碍物存在に由り開港場內に入ること能はざる場合、或は船舶が海關を滿足せしむべき何等かの理由に由り碼頭に到達せざる場合は、該船舶の貨物の全部或は一部を、貨物船或は艀船に荷揚して碼頭或は海關驗貨廠に搬運せしむる爲め、特別許可證 (Special permission) の下附或は特別揚荷許可證 (Special Discharge Permit) の發給を申請することを要す。かかる場合に於ては普通揚荷許可證を要することあり、或は要せざることあるも、發給せられたる特別揚荷許可證には荷揚場所、艀船の型體、陸揚せらるべき貨物の數量及び性質、貨物が陸揚と共に庫入せらるべき倉庫の名稱に關する細目事項を記載することを要す。中流にある船舶より貨物船或は艀船に荷揚したる貨物は、海關船內臨檢係 (Customs boarding officer) が該荷揚船舶內に於て發給せる載貨單 (Boat Notes) を添附することを要す。

第五節　港內荷役の貨物船及び艀船

(Cargo-boats and Lighters Working in Harbour.)

港內に於ける貨物の陸揚及び運搬用貨物船及び艀船の雇傭業務は、各開港にて施行せる規定に從ふものとす。

第六節　底荷の陸揚

(Discharge of Ballast.)

底荷の陸揚は各開港に施行せる港務章程(Harbour Regulations)に從ふ。

(底荷として使用せらるゝ外國石炭等に對する課稅法に關しては第五章第十九節參照)。

第七節　外國より入港の旅客手荷物

(Passepgers' Luggage from Abroad.)

(a)外國開港より到達する旅客の手荷物は、特別護照(Special Huchao)を領有する場合を除き均しく海關の檢査を受くるものとす。該檢査は海關の任意に基き船舶の碇泊せる碼頭或は船舶自體内にて、又旅客が河流中或は遠隔碼頭に碇泊せる船舶よりランチ或は艀船(launch or tender)にて上陸する場合にありては海關碼頭或は驗貨廠に於て行はるべし。旅客は船内にて或は檢査場海關吏より入手し得べき手荷物申告フォーム(Baggage Declaration form 附錄第十八參照)に記入することを要す。旅客の貨物申告指導訓令は本フォームに明記せらる。

(b)外國より中國に到着する、旅客携帶の私用及び家庭用品、例へば衣服、テーブル掛、家具、磁器、ミシン機、タイプライター等が外國にて一年或は其以上實際自用に供せられ、且つ所有者の着用及び使用として妥當なる數量及び價格にして繼續自用を目的とし販賣用を目的とせず、或は他人の爲めに携帶するに非ざる時は、無稅にて通關せしめらるべし。但し自動車、自動自轉車、發動機船、ピアノ、ラヂオ、齒科醫工具及び外科醫用器具等は、眞實自用品として使用せらるゝとも輸入に當り徵稅せらるゝものとす。

(c)旅券を主管當局に提出して檢査を受けざる旅客は、上陸することを得ず。且つ該旅客が許可無くして上陸する時は、該地當局は之を逮捕し、其の手荷物は主管當局の要求により之を海關に抑留す。

(d)中國に歸還する移民は、中國在外大公使、領事若くは公業機關の發給したる身分證明書(附錄第十九參照)を所持することを要す。但し此種證明書所持者は、之により、課税上他の眞正なる乘客より有利なる取扱ひを受け得るものにあらず。

第八節　開港より到達する旅客貨物

(Passenger's Luggage from Open Ports.)

(a)開港より到達する旅客の貨物は、海關が必要と認むる時は、常に檢査を行ふと雖も、釘づけの箱の場合を除く外は、概して報告し檢査を受くる必要なし。但し該箱の內容は海關に詳細申告することを要し、海關はその情況に依つて納税義務或は免税權を決定す。

(b)開港間を旅行する旅客に携帶せらるゝ自用及び家庭用物品にして、眞實に自用物品として使用せられ、販賣用に供せられず或は他人の爲めに携帶せらるゝに非ざるものは無税にて通過せしめらる。該旅客に所屬する古自動車、古自動自轉車、發動機船、ピアノ、ラヂオ等の物品が所有者に眞實自用物品として使用せられ、販賣用に供せられず且つ他人の爲めに輸送せらるゝものに非ざることを證明せらるゝ時は、之又無税にて通過せしめらるべし。

(旅客が中國內沿岸に於て携帶するを許可せられたる銀元額に關しては第二十二章四十七節參照)。

第九節　手荷物當事者に徵收せらるゝ最重及び最低限度の税額

(Maximum and Minimum Amounts of Duty Collectable by Baggage Parties.)

旅客の手荷物より徴税すべき現金税の最高額は、各開港に於ける特殊情況に從ひ海關税務司之を決定す。徴税最低額は輸入品に對しては毎旅客一金單位、輸出品に對しては毎旅客二元と定められ、之より少額の徴税は免除せらる。
旅客手荷物中の課税貨物にして、中國沿岸に輸送せらるゝ場合は、一名に付五元以下の轉口税は之を徴收せず。

第十節　納税前に於ける輸入貨物の藏置
(Storage of Import Cargo prior to Payment of Duty.)

未だ納税せられざる輸入貨物は、積荷目錄通關手續(本章第十一及び十二節參照)のため許可せられたる期間内に在りては、年度保證狀或は現金保證(本章第一節參照)を提供せば海運會社の倉庫に、又連帶普通碼頭保證狀 (Joint General Wharf Guarantee 附錄第十七參照) を提出せば登記済碼頭會社の倉庫に庫入することを得べし。某開港に於ては輸入税未納貨物は凡て之を規定の保證倉庫 (specified guaranteed godowns) に庫入することを要す。
該倉庫は聯鎖或は雙鎖 (joint or double lock) にて閉鎖せられ、一揃の鍵は海關に保持するものとす。該聯鎖或は雙鎖倉庫章程は各開港に於ける情況に依りて之を定めらる。
海關は、其の所有、賃借、或は管理せる構内に藏置或は留置中の貨物に火災、洪水、盜難、其他の原因より生じたる損失或は損傷に對しては責任を負はず。

第十一節　積荷目錄の通關手續
(Clearing a Manifest.)

年度保證狀の條件に從ひ、船舶代理人は船舶に依る輸入貨物の總稅金が、船舶の出港許可日より起算し該保證狀明記の日數以內に支拂はるべきことを保證するものとす、積荷目錄の通關手續即ち當該船舶に賦課せらるゝ輸入稅全額の清算に對する右の期限は凡ての開港一律に十五日間と定む。本期限內には延長料金を請求せられざるものとす。

(左記第十一節參照)。

第十二節　積荷目錄通關手續期限の延長

(Extension of Period for Clearing a Manifest.)

前記十五日の期限が船舶積荷目錄の通關手續に不十分なること判明したる場合は、當該地海關稅務司は期限延長を申請し、且つ認定特權に對する普通料金を納入せば、之を許可せらるゝ事あるべし。

期限延長を申請せざる場合は、年度保證狀に明記したる期限內に輸入稅を未だ納入せざる貨物は、之を保稅倉庫に庫入するか、然らざれは海關の指圖に從ひ處理することを要す。(第七章第一節第十三條參照)。

(積荷目錄通關手續期限延長に對する料金率に關しては第二十八章第七節參照)。

第四章　輸入貨物通關手續

第一節　海關事務取扱商社の登記

(Registration of Firms transacting Customs Business.)

貨物の通關を行ふ商社は、何れも國籍の如何を問はず、海關にその名稱、國籍、所在地及び商社を代表し海關書類に署名し且つ訂正するを認可せられたる凡ての人の署名を登記することを要す。登記は左記規定に從ひて之を行ふべし。

規定一、最初の登記申告書には左の裏書を要す。

(a) 中國人申告者には、海關が熟知の商人或は機關 (organisation) 或は商社に依るもの

(b) 治外法權を有する外國人申告者には關係領事當事者に依るもの

(c) 治外法權を有せざる外國人申告者には、自國領事或は海關が熟知の確實なる商人或は機關或は商社に依るもの

規定二、再登記は毎年一月中に行はるべく、此の際には新規の登記申告書を海關に提出することを要す。

商社が其の名稱或は國籍を變更したる時は、必要なれば領事の證明を受けて新規の登記をなすことを要す。先に一特定人に附與せられたる權能が撤回せられ、他の者が之を代行するやう商社より委任を受けたる時も亦新規申告書を提出することを要す。

偶發的に貨物の通關をなす私的個人は、登記することを要せず。

第二節　通關人の登記

(Registration of Brokers.)

貨物を通關せんとする商人は、登記したる通關人或は代理人(agent)を任意に雇傭することを得。通關人を管理する現行規程左の如し。

第一條　凡ての通關人は本章程に依り海關の管理に屬す。「通關人」(Customs broker)なる用語は、他の者に代り貨物の通關業務に從事する商社、會社、或は個人を指稱す。

第二條　通關人として業務を行はんとする商會、會社或は個人は、何れも該地海關稅務司に鑑札(Licence)の發給申請書を提出することを要す。申請書には左記條項を記入すべし。

(a)　申請者(商會或は會社の場合にありては責任代表(一人或は其以上)の姓名、年齡、住所及び前職業)

(b)　商會或は會社の名稱即ち行名及び其の宛名

(c)　申請者が本章程各條項を遵守する宣誓

第三條　左の事項の何れかに該當する者は通關人としての業務を行ふ資格を有せず。

(a)　民權を剝奪或は停止せられたるもの

(b)　破產の宣告を受け未だ復權せざるもの、或は未だ破產の宣告を受けざるも支拂不能狀態にあるもの

(c)　關稅納入延滯に因りて處分を受け、未だ一年に滿たざるもの

(d)　曾て刑事處分を受けたるもの

(e)　海關章程の違反により懲罰を受け、未だ三年に滿たざるもの

(註)本條項は微罪による罰金又は科料を包含せず。

第四條　各申告者は、通關人鑑札發給前、左記保證のうち何れか一を提供することを要す。

（一）一百元以上五千元以下の現金供託。確定額は海關稅務司之を決定す。

（二）一百元以上五千元以下の市價を有する流通性中國政府債券の供託。確定額は海關稅務司之を決定す。

（三）申請者所屬の認可せられたる該地通關人同業組合(Brokers' Guild)の保證。

通關人同業組合は、會員のため保證金として海關に一千元以上二十萬元以下の現金、或は一千元以上二十萬元以下の市價を有する中國政府債券を供託したるものたる可し。但し正確なる供託額は、組合を組織する商社或は個人の大小及び會員數に依り、海關稅務司之を決定す。

（該供託金より生ずる利息は、當該商社、組合或は個人に對し定期に之を支拂ふ。）

第五條　供託したる現金或は債券は、關稅其他海關料金並に科料及び罰金納入を確保するため、海關稅務司の自由處置に委ねらる。

第六條　通關人の保證金額が、本章程第四條に規定したる金額に不足する時は、海關稅務司は何時にても當該通關人に通告を發するを以て、五日間以內に所要金額を納入することを要す。之に違反する時は鑑札の使用を停止すべし。

第七條　通關人が貨物の重量、價格、數量、品質、其他細目につき虛僞の申告をなし、或は詐欺、文書僞造、或は詐稱により海關稅收に損失を生ぜしめたるときは、該通關人をして損失を賠償せしむると共に、之を科料又は罰金に處し且つ鑑札を停止或は取消すべし。但し虛僞の申告をなしたる當該貨物は沒收せず。然し乍ら、通關人が該虛僞の申告は荷主より虛僞の報告を供給したる結果なされたるものなること、及び自身は之を眞實なりと信じて申告したることを立證して、海關稅務司を滿足せしめ得る時は、海關は當該貨物を沒收し、犯罪が比較的重大なる性質を帶ぶる時は

荷主を罰金に處し、或は必要なる處置をとるも、通關人には科料又は罰金其他の處罰を課せざるべし。虛僞の申告が通關人及び荷主の共謀によりて行はれたるものなる時は、通關人を罰金又は科料に處し、貨物は之を沒收す。

第八條　通關人は之に發給せられたるデューテー・メモ（稅款繳納證 Duty Memo.）の誤記或は誤算に對し書狀によりて海關當局の注意を喚起することを要す。納稅超過額は拂戻らるゝを以て（第十章第七節參照）、納稅不足額は直ちに當該通關人より補塡せざるべからず。通關人が不足額を補塡せざる時は、海關は鑑札使用を停止し或は之を撤回し、或は法定手續により辨償せしむることあるべし。

第九條　通關人が海關稅收には損失を及ぼさざるも海關規則及び章程（Customs rules and regulations）に違反したる時は海關稅務司は鑑札使用を停止し或は之を撤回し、加ふるにその犯罪行爲に對する處罰を課し得るの權利を有す。

第十條　通關人は唯一の「行名」（hong name 即ち店名）のみを以て業務を行ふことを許さる。

第十一條　通關人は、貨物檢查場（海關驗貨廠（Customs Examination Sheds）其他の場所を通過する貨物を運搬するに充分なる使用人を備ふべし。

第十二條　通關人及び其の使用人は、時と所の如何を問はず秩序正しく身を持し、海關員より與へられたる適法の指導に遵ふべし。

第十三條　通關人は、實際に檢閱準備をなし居らざる貨物の申告書を提出することを得ず。（本規則は該地の慣習により豫め申告し得べき貨物には適用せず）。

第十四條　通關人鑑札の發給料金は十元、年次書換料は二元とす。通關人鑑札は每年一月內に書換ふることを得。申告者は通關人鑑札の發給前、自ら海關に出頭し、責任ある海關員の目前に於て、之が目的に備へられたる用紙に自商社

の證印を押捺することを要す。申告者に代りて署名することを認可せられたる雇傭人の署名或は證印も同樣に海關に登記することを要す。

第十五條　通關人は、其の凡ての雇傭人の行爲につき完全なる責任を負ふべし。

第十六條　通關人は、海關に提出せらるゝ各申告書及び其他の書類に、代行する顧客の姓名を記載することを要す。

第十七條　通關人の宛名變更或は營業停止は、該變更或は停止の行はるゝ三日前に海關稅稅司に通告することを要す。

第十八條　營業鑑札を領有せずして職業的通關人の行爲を企圖したる商會、會社或は個人は、何れも通關業務に從事する權利を附與せられざるものとして公告し、且つ五千元以下の罰金又は科料に處す。

第十九條　積換(Transhipment)、積荷目錄の出港許可(Clearance of manifests)、保稅倉庫への搬入及び搬出、或は其他運送業者(Common Carriers)としての船會社の地位より必要となりたる目的、のため、荷主に代り貨物の通關をなす登記濟船會社は、別に鑑札の領有或は保證金の納付を要せざれども、其他凡ての點に關しては本章程の條項を遵守することを要す。

第二十條　本規定は、商人が自ら自己の貨物を申告し、通關人の援助を求めずして、之を通關するを何等妨ぐる事なし通關人は自己の業務を獨占せるものと思考せざることを要す。

第二十一條　本規定公布前、通關人として業務を開始したるものは、凡て本規定施行の日より三十日以內に之に遵ふべし。

第二十二條　本規定は必要と認めらるゝとき隨時之を修正す。

第二十三條　本規定は一九三二年十二月一日より之を施行す。

通關人登記用紙は、海關に申請すれば入手することを得べし。

第三節　入港原港に於ける個人的荷受人の輸入申告書

(Application to Import by Individual Consignees at Original Port of Entry.)

個人的荷受人(本章第二節第二十條參照)或は其の代理人は、船舶が一般揚荷許可證 (General Discharge Permit) を受領すると同時に、凡ての必要事項を記入したる正副二通の輸入申告書(附錄第二〇參照)に左の書類を添附して申告する自由を有す。

(一)申告貨物に添附せらるゝ船舶代理人裏書の船荷證券 (Bill of Lading) 或は貨物引渡指圖書(Delivery Order)

(二)輸入稅則暫行章程(Import Tariff Provisional Rules 第五章第五節參照)せらるゝ規定各種送狀及び其他書類

(三)領事送狀 (Consular invoice)(第五章第十一節參照)

(四)貨物の性質に從ひ積荷見本 (Shipping samples)、圖面、カタログ等

輸入申告書に記載の貨物を檢閲するや否やの決定は、全く海關に俟つべきものとす。

第四節　輸入貨物の荷印及び番號記載に關する規則

(Rules governing the Marking and Numbering of Foreign Import Cargo.)

一、本規則の目的は海關をして荷印及び番號により容易に個々の貨物を識別するを得しむるにあり。

二、(a)凡て輸入貨物には左に示す如き明瞭なる圖形の荷印の存することを要す。

例へば

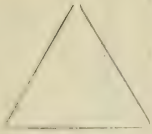


或は三個以上の組合せ文字

例へば　ACK

或は明瞭なる圖形及び文字の結合

例へば



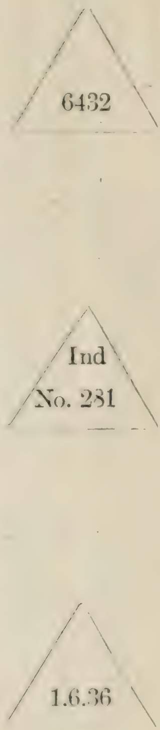
ACK

右圖形及び文字は消えざる樣に外裝の上に書き或は型板を以て書き、或は捺印し、或は燒付けるべし。外裝なき時は貨物の上に直接に之をなすべし。

(b)箱、籃、樽、ドラム、シリンダーに詰めたる貨物は各々二年以内に再出せざる別個の番號を有せざる限り、荷印

の外に、更に明瞭なる繰返さざる番號或は各荷物特有の日附を附することを要す。該番號は積荷番號、注文番號、或は積荷の日附を用ふることを得べし。

例へば



その他袋入、梱等の貨物は繰返さざる番號或は前記の日附或は三個以上の繰返さざる合はせ文字を有することを要す

三、凡ての輸入貨物には、第二項所定の荷印の外、各荷物の上に10 11 12 13等の連續せる番號を附せざるべからず。但し大口の貨物に對しては箱或は樽に詰めたる場合を除き、その各包裝が同一貨物と同一重量なる限り番號を必要とせず。

四、第二項及び第三項所定の規則に對して左の例外を認む。

(a)左の包裝せざる貨物は下記の如く荷印に付すべし。

アングル、バーバアエンド、シヤフティング等	棒の端に緑白赤のペンキを塗るべし
コツプル	ペンキを塗るか或は金屬製荷札に荷印を附すべし
鐵或は鋼鐵製シート及びプレート	ペンキを以て第二項指定通り荷印を附すべし
各種皮革	第二項指定の通り荷印を附すべし
パイプ及びチューブ	麻布或は金屬製荷札に荷印を附すべし
卷ロープ	麻布、帆布或は金屬製荷札に荷印を附すべし

丸太材	荷印或は番號を打込むか或は書き入れるべし
ワイヤ及びワイヤショート	金屬製荷札に荷印を附すべし

貨物或は包裝の性質上、前記第二項所定の如く消えざる樣に記載し得ざる貨物には、適當の荷印を附したる麻布或は金屬製荷印を附することを要す。

(b)輸入商社、その代理店、或は工場の自家用のものにて他の開港に再移出せざるマッチ或其他の品は、荷印が充分明瞭なる限り各荷物に對して番號を附するに及ばず。

(c)第二項(b)所定の繰返さざる積荷番號等を附すること、或は番號を附することは、鮮魚、鮮果物、鮮野菜に對しては之を必要とせず、但しこの場合は再輸出の特典を與へず。

五、以上の諸規定に合せざる貨物は、四時間或はその端數毎に拾六元の普通手數料を支拂ひ、海關の監督下に荷印を附することを要す。二口以上の貨物が同一倉庫へ倉入れせられ、一或は近似の荷印及び番號を有することを發見せられたる時は、該貨物が異りたる港より來り、且つ異りたる輸入者或は荷受人により申告せらると雖も、荷印を改むることを要す。されば貨物が明瞭なる荷印と番號を有するは商人の利益なり。

六、積送貨物が同一の内容及び重量を有する包裝より成り、その一部のみを申告する時は、その申告書には個々の包裝の番號を記載するに及ばず。貨物全部を包含する番號、例へば百件の中十件申告の場合は「10 packages ex lot 1/100」と記入すれば可なり。

(註)本節の規則は各港告示の日より之を實施せり。上海に於ては一九三六年十月十二日より實施せり。

第五節　汽船積載重包裝の重量標記

航運包裝重量標記章程

（Marking of Weights on Heavy Steamer borne Packages.）

第一條　一個の重量一千瓩以上の小包或は貨物を、海洋或は内河汽船により輸送する時は、荷送人は船積前明瞭に該重量を記入することを要す。

木材、鐵、石材等の如き容積、重量共に大なる貨物にして、特殊の理由によりその重量を確め得ざるものに對しては荷送人は前項規定に從ひ該貨物の概算重量を記入すべし。

記入は幅四十糎長さ六十糎以下の耐久性貼紙に明瞭に之をなし、小包或は貨物に堅く附着せしむることを要す。

第二條　標記文字は中國語たることを要するも、外國向包裝或は貨物に對しては、瓩數を表はす亞刺比亞數字及び記號を使用することを得。

第三條　第一條の規定に依り重量記入をなさざる小包或は貨物を陸揚せらるるときは、當該汽船の船長或は其他責任者は、該小包或は貨物の概算重量を船舶荷役專業者（stevedores）に報告することを要す。

一個の重量一千瓩以上の小包或は貨物にして、其上に重量の標記をなさずして外國より輸入せらるゝ場合は、海關は實業部へ傳達の爲め包裝數、重量、及び船積港名を財政部に報告することを要す。

第四條　荷送人が法人或は行爲無能力者たる時は、本章程に規定したる責任は、其の代表或は法定代理人之を負ふことを要す。

第五條　本章程は公布の日より之を施行す。

第六節　原産國標記
(Marks showing Country of Origin.)

左の章程は、貨物の原生産國或は製造國を示す標記に就て規定す。

修正輸入貨物原産國標記條例

第一條　凡ての輸入貨物並に其の容器及び包裝は、中國文字にて目立ち易き部分に、原産國名（即ち原生産及び或は原製造國名）を標記することを要す。該標記は耐久性を有すべきものとす。但し中國文字の標記が困難なる場合は、原産國々語を代用すること得。

第二條　所要の標記を有せざる輸入貨物は、何れも海關吏監視（普通料金を納入することを要す）の下に標記することを要す。之に違反する時は輸入を禁止せらる。

第三條　左記狀況にある輸入貨物は、貨物自體に原産國名を標記することを免除せらる。

（a）、貨物と共に賣却せらるゝ容器或は包裝に、既に明瞭に標記せられある時。

（b）、貨物の性質上、標記、荷札、其他何等かの方法による證明表示をなし得られざる如きものたる時。

第四條　貨物が輸入せらるゝに當り、僞造標記の附せられあるを發見したる場合には、該貨物は海關之を沒收す。

（註）本章程の施行は目下延期中なり。

第七節　原産地證明書を要する輸入品
(Imports requiring Certificate of Origin.)

印度支那産の米及び佛蘭西或は佛領印度支那産の燃率五或はそれ以上の無煙炭にして、直接或は通し船荷證券に依り、印度支那より輸入したるものが、一九三〇年五月十六日締結中佛條約に規定せる特惠税率の利益を享受せんとするには、印度支那主管官廳發給の原産地證明書を添附することを要す。

第八節　商品檢驗局合格證書を必要とする貨物の輸入手續

(Treatment of Imports requiring Certificates of Inspection and Testing.)

商品檢驗局（The Bureau for Inspection and Testing of Commercial Commodities）の合格證書を必要とする貨物を、海外より輸入する時は左記手續を遵守すべし。

（a）合格證書を領有するに非ざれば貨物の通關を許さず。

（b）何等かの理由にて合格證書の發給前に輸入税納入を必要とする時は、該輸入税は供託金として之を徴收し、檢驗局が輸入を禁止したる場合は之を返還す。

（c）合格證書を下附せられざる貨物は、海關吏監視の下に、原輸入者の經費にて、對外再船積するか或は破毀することを要し、該貨物は他の中國港向船積を禁止せらる。

輸入に當り商品檢驗局の合格證書を必要とする外國貨物の一覽表は、各海關に備付せらる。

第九節　上海輸入に檢驗局合格證書を必要とする家畜の輸入手續

(Treatment of Live Stock requiring Inspection Certificate on

Importation into Shanghai.)

外國より輸入せらるゝ家畜例へば牛、水牛、綿羊、山羊は上海商品檢驗局の檢査を受くることを要す。依つて該商品の輸入申告書には、該局發給の報關憑單（P'ing tan）並に輸入税其他を補塡するに足る供託金を附帯することを要す。該家畜は海關手續が全部完了し、又輸入者が檢驗合格證書を提出したる時に限り、通關を許せらる。家畜を檢驗局員（the Inspector of the Bureau）が合格せしめざる場合には、船荷證券或は貨物引渡指図書には海關より「上海商品檢驗局隔離所に輸送のため解除す」（"Release for transportation to Quarantine Station of Government Testing Bureau of Shanghai."）と標記す。他方家畜には海關吏監視の下に烙印或は耳札を附することを要す。海關は家畜を隔離所に輸送中、之を護送し且つ隨時檢査し得る權利を有す。檢驗局は家畜の最後的處置、即ち解除中なるか、屠殺、燒却、或は埋沒せらるべきかに關する決定を、即時文書にて海關に通告す。屠殺、燒却或は埋沒は必ず海關吏監視の下に行ふことを要す。

第十節　檢驗局合格證書を必要とする棉實の輸入手續

（Treatment of Cotton Seeds requiring Inspection Certificate on Importation.）

（一）棉實は、

（a）總稅務司通令第五三四一號に依り外國より上海に輸入することを得。

（b）廣東、天津、及び青島の商品檢驗局が發給したる臨時許可證を具備するときは、之等各港に輸入することを得。

（二）上海、廣東、天津、及び青島以外の開港に於て外國より棉實を輸入せんとするときは、輸入業者の希望により外國或は前記四港の內孰れか一港向再船積の許可を得らるべし。

第十一節　無檢閱貨物

(Goods Passed Without Examination.)

海關當局が檢閲放棄を決定する場合には、申告者は輸入税及び必要なれば其他の税を納入したる後、貨物の存置碼頭或は倉庫に、海關證印(Customs seal)を受けたる關係船荷證券或は貨物引渡指圖書を提出して、自己の貨物を引取る事を得。海關に提出したる書類を精査し、貨物の數量、品質或は價格に關する記述に相違あること判明したる時は、海關當局は虚僞の申告に對し處罰を課することを得。

第十二節　檢閲特別免除貨物

(Goods enjoying Exemption from Examination.)

左の貨物は政府の訓令に基き海關の檢閲を經ずして通關することを得。

(a)税務署發行の收入印紙(印花税票)、葡萄酒、麥酒の納税證明書(憑證單照)(總税務司通例第四五四三號)

(b)國民政府航空公路建設奬券辦事處(National Lottery Administration)の捺印を附したる航空公路建設奬券(National State Aviation and Public Highways Lottery Tickets)(總税務司通令第四六二三號)。

(c)司法行政部法醫研究所(the Institute of Medical Research of the Ministry of Justice)に向け、或は之より送附せらるゝ毒物、藥品、人骨等の小包(總税務司通令第四八六〇號及び第四九三一號)。

(d)中央銀行により中國内を輸送せらるゝ銀行紙幣、銀元、金塊にして財政部發給の特別證明書(專照)を添附せるも

の(總稅務司通令第四六六七號)。

(ヘ)中國儲蓄會(Central Savings Society)が、上海より其の各支店に送達する印刷物の委託品にして、同會の確實なる貼紙或は封印を有するもの(總稅務司通令第五三五七號)。

第十三節　檢査必要貨物
(Goods passed on Examination.)

海關當局が申告貨物の檢査せらるべきことを決定したる時は、申告者或は其の代理人は、貨物を存置したる碼頭或は倉庫に又海關當局の決定により貨物を海關檢貨廠(Customs Examination Shed)に移轉されたる場合には同所に出頭し、荷主たるの證據として自己の船荷證券或は貨物引渡指圖書を提出し、海關の貨物檢閱を待つことを要す。檢査により凡てが輸入申告書と一致する事判明し、或は不一致の點あるも輕微にして海關の執行(Customs action)を必要とせざる場合には貨物は、輸入稅、及び必要なれば其他の稅金納入後、普通の方法にて通關することを得。然れ共檢査により、當該貨物の實際數量、品質或は價格と申告せられたるものとの間に相違あり、之が稅收詐取未遂或は重大なる疏漏を表示し、從つて海關の執行を必要とするときは、情狀を酌量して分別處罰し、申告者が海關の要求を滿足せしめ海關當局の課したる罰金又は科料を納付し、且つ該貨物が沒收を必要とする性質に非ざるときのみ解除せらる。

第十四節　申告者の訴願權
(Applicant's Right of Appeal.)

申告者は申告貨物の價格、類別或は貨物に對する査定稅額、或は料金額に關する海關の決定に不滿足なる時は、海關稅務司に抗議書を提出し得る權利を有す。該抗議は輸入稅則暫行章程第一款第五條に從ひ辦理せらる。（第五章第五節參照）。處罰（罰金又は科料或は沒收）を課せられたる場合、申告者は海關稅務司の決定に不滿なる時は、決定文書受取日より十日以內に、異議を明記せる抗議書を稅務司に提出することを得。抗議が理由なしと認められたる時は、該申告者は關務署の審定を求むる爲め、海關總稅務司に原抗議書一部を提出し事件を之に廻付するやう海關稅務司に申請すべし。（第三十三章第十二及び第十三節及び附錄第廿六、廿七、廿八參照）。

第十五節　檢査中損傷したる貨物

(Goods Damaged during Examination.)

荷受人若くは其の委託代理人は、自己の貨物の檢査せらるゝ際出頭を要求せられ、又その貨物の取扱ひ及び開封を要求せらるゝを以て、萬全の注意を拂ひ毀損を豫防することを要す。海關は、檢査の必要より生じたる貨物の毀損に對しては、責任を負はざるものとす。

第十六節　損傷貨物の減稅

(Reduction of Duty on Damaged Goods.)

凡ての輸入貨物は積載船舶より陸揚する際の數量或は價格に從ひて納稅すべきも、當該貨物が關稅納入に先だち洪水火災、其他不測の災禍によつて損傷或は破壞し、之に對し明瞭且つ完全なる證據が提出せらるゝ時は海關は該損傷の程

度を酌量し、減税又は免税をなすことあるべし。但し旣に納入したる税金は返還せらるゝことなし。（中國港向航行中損傷したる輸入貨物の上海に於て施行せらるゝ課税規定に關しては第十九章第八節及び附錄第五參照）。

第十七節　僞造商標を附せる貨物の輸入
(Importation of Goods bearing Forged Trade-marks.)

商人が僞造商標、或は僞造商標を附したる貨物、或は他人の登記濟商標と相同じき商標を輸入したる場合は、海關は左の規程に依りて之を處理す。（「商標」なる用語は貼紙(label)を包括するものと解すべし）。

一、僞造商標、或は僞造商標を附したる貨物或は他人の登記濟商標と相同じき商標の輸入に關する凡ての事件は左の手續に依り之を處理す。

二、海關は、登記濟商標所有人或は其の代理人より「登記濟商標侵害申立書」(Allegation of Infringement of Registered Trade-mark) の提出ありたる時は、該商標或は貨物を抑留す。

三、侵害申立書は第四項に規定したる樣式にて三通作製し、當該港商標局 (The Trade-marks Bureau) 及び海關税務司に連帶の宛名を記し、海關に提出して辦理を受くるものとす。

四、侵害申立書には左の事項を包括すべし。

(a) 署名者は、當該登記濟商標の所有者或は其の代理人なることの申告

(b) 登記濟商標の號數、並に關係者雙方の商標見本各十通

(c) 當該商標或は貨物の抑留に因り、海關に法律上の責任を發生したるときは、申立人之を負擔すべきことの聲明

（ｄ）當該商標或は貨物を抑留すること、及び侵害申立書一通、並に關係者雙方の商標見本各二通を商標局に提出せられたきことを海關稅務司に申請すること

五、侵害申立書は、中國人の場合にありては司法機關の面前にて、又外國人の場合にありては自國領事の面前にて、宣誓することを要す。

六、稅務司は、侵害申立書一部の容疑商標及び登記濟商標の見本と共に、海關總稅務司に提出し、商標局に轉送を求む。商標局は容疑商標が登記濟商標の僞造物なるや、同一物なるやを決定するものとす。

七、商標局が海關總稅務司に對し、該容疑商標は登記濟商標の僞造物、或は同一物にして、輸入の許可せられざるべきを通告する時は、總稅務司は稅務司に訓令し、當該荷受人に僞造商標或は貨物の對外再船積をなすか、或は海關吏監視の下に當該商標の燒却をなすやう要求せしむることを要す。

八、商標局が海關總稅務司に對し、該容疑商標は登記濟商標の僞造物或は同一物ならざる事を通告する時は、普通の方法にて輸入することを許可せらる。

九、稅務司は參考の爲め侵害申立書一部を當該荷受人に供給す。

第五章　輸入税

第一節　輸入税
(Import Tariff.)

凡そ輸入貨物は現行一九三八年六月一日公布「中華民國海關輸入税税則」に據り輸入税を徴收せらる。該税則に列記せる税率は政府隨時豫告なくして之を修正することを得。外國より直接輸入し或は保税倉庫より搬出し輸入する貨物は、海關に輸入の申告をなしたる當時施行中の税率に依りて徴税せらる。但し申告の日より十五日以内に關税を完納せず、其間に政府が該貨物の税率を增加したる場合は新税率に依つて徴税せらる。

第二節　新輸入税率施行期日
(Date from which New Rates are applicable.)

政府が輸入税税則を改訂したる場合は、各港海關が之を受理したる日より實施す。而して凡ゆる輸入品は洋式船舶或は、船に依りて輸送せらるゝと郵送せらるゝとを問はず、新税率に依りて納付することを要し、從つて船荷證券面の日附如何は之を考慮せられざるものとす。

第三節　水災救濟附加税
(Flood Relief Surtax.)

凡そ輸入貨物は、一九三二年八月一日以降「救災附加税徴收條例」に依り、輸入税率の百分の五の救災附加税を徴收せらる。本附加税は海關が政府より徴收停止の命令を受くる迄之を繼續す。

第四節　輸入税附加税

(Revenue Surtax.)

凡て輸入貨物は輸入税率の百分の五の附加税を徴收せられ、一九三八年六月三十日を以て止む規定なりしが、一九三八年六月一日以降之が徴收を停止し、新に災區救濟の爲め同日より同率の賑災附加税を徴收することゝなれり。

第五節　輸入税の徴收

(Import Tariff Provisional Rules.)

輸入税の徴收は、「海關輸入税則暫行章程」に依る。該章程の全文左の如し。

輸入税則暫行章程

第一款

一、從價に依りて課税せらるゝ各種輸入貨物の課税價格は、其貨物の輸入港に於ける通貨を以て計算したる卸賣市價（本章第六節參照）に基きて算定せらるゝものとす。此の卸賣市價は之を海關金單位に換算する時は課税價格よりも、左の三項の合計額だけ高價なるものと見做す。

a、該貨物の稅額

b、現行附加稅

c、該貨物の課稅價格の百分の七

仍て課稅價格算定の公式は左の如し。

$$課稅價格＝\frac{卸賣市價\times100}{100＋稅率＋7}$$

例：卸賣市價を60海關金單位、稅率を12½%とすれば

$$課稅價格＝\frac{60海關金單位\times100}{100＋12\tfrac{1}{2}＋7}$$

$$＝\frac{6{,}000海關金單位}{119.5}$$

$$＝50.21海關金單位$$

二、輸入申告書を提出する際は、正確なる送狀と共に該貨物の原價を證明する製造業者の送狀を提出することを要す。右送狀には運賃、保險料、其他諸掛を悉く記載することを要す。

輸入業者が、輸入申告書提出と同時に、正確なる送狀と、製造業者の送狀とを提出せず、又所要送狀を提出し得ざる理由を、海關の滿足するやう陳述すること能はざるときは、當該輸入業者は、海關が評價したる該貨物の稅額に對する凡ての抗議權は自然之を喪失するものとす。

三、輸入申告書を海關に提出する以前に、該貨物が賣却せられたる場合は、正確なる賣却契約書を申告書に添附して提出すべし。

四、送狀及び賣買契約書は、該貨物の價格を表示するものと見做すと雖も、必ずしも決定的に表示するものとせず。此の點に關する解釋は海關の判斷に依るものとす。海關當局者は、該貨物の正當なる納稅價格を決定するため凡ゆる有效たる方法を用ふる自由を有す。茲に凡ゆる有效なる方法と

は、該貨物の評價に關し參考となるべき他の書類の檢閲、賣買兩當事者が證明せる詳細なる賣渡證書の提出、商社帳簿の檢閲、該貨物の檢査、及び必要と認むる場合は審問し又取的援助を求むる事等をいふ。

五、輸入業者が若し輸入貨物の評價竝は分類に關する海關の決定に不服なる場合は當該税款繳納證（Duty Memo）發給日より十四日以内に、海關税務司宛異議を明白にしたる書面を以て抗議すべし。斯る場合其の解決を見る間、該商品は一海關の裁量に依り一輸入業者に引渡すことを得。但し輸入業者は納税金全額及び海關が要求する追加納税額を海關に供託することを要す。税務司は右の抗議書を受理してより十五日以内に其決定をなす。若し異議の申立が理由なしと認められたる時は、税則分類估價評議會(The Tariff Board of Inquiry and Appeal)の審定を求むる爲め、本件を關務署(The Kuan-wu Shu)にする廻付やう海關税務司に申請すべし。(附錄第廿六及廿七參照)。

六、税則分類估價評議會開會中、手續等に關して疑義起りたる場合は多數決に依りて決定す。而して多數決の最後の決定は、關務署の認可を經たる後効力を發生す。

七、貨物の評價より生ずる係爭に關し、評議會が、若し該貨物の正當なる價格は、異議申立人の最初の申請價格より二割(或はそれ以上)方高價なりと決定せば、海關當局者は納税金全額の外、更に逋脱を謀りたる税額の十倍以内の追加税を課する事あるべし。

價格算定に關し係爭中の貨物が、輸入前に賣却せられ、其の申告當時賣渡契約書を提出せず、其後價格を證明するものとして、該契約書を評議會に提出したる際は、當該商人若くは其の代理人が、評議會全員の充分滿足するやう、該契約書が申告當時輸入業者の手許に無かりし事を明白に證明し得たる時に限り、價格を證明するものと見做さるゝものとす。貨物が輸入前賣却せられ、其賣却契約書が輸入當時海關の檢閲を免れんがため、故意に提出せられざりし

事明かとなりたる場合は、右の抗議は當然却下せらるゝものとす。

八、申告書、送狀及び契約書には申告者に依り署名せられたる左の誓言を記載することを要す。

「前記各項及び數字は正確たる事を證明仕候」(I hereby certify that the above particulars and figures are correct.)

九、本暫行章程は公布と共に効力を發生す。但し公告に依つて臨時變更せらるゝ事あるべし。

第二款 *

左の各品は輸入税を免除せらる。

金銀塊及び貨幣

白金(未だ物品に製せざるもの)、即ち錠、條、片、板（厚さ三二ミリ米以下のもの）及び屑若くは碎片

書籍、裝訂或は未裝訂の印刷本或は寫本(筆記帳、帳簿、其他事務所用、學校用、及び個人用の文具を含まず)

海圖及び地圖(輪廓地圖、地形地圖、地球儀、及び解剖學等の教授用標本及び掛圖を含む)

新聞及び雜誌

動物肥料

(＊)此處に掲載したるより外の輸入免税品に就ては、輸入税率表の各處を參照すべし。

凡そ無税貨物のみを搭載し或は一部分搭載したる船舶は、輸入の際噸税を納入することを要す。但し搭載貨物が全く金銀塊或は外國貨幣なる時は、噸税納入を免除せらる。

〔註〕船舶搭載の貨物が全く金銀塊或は外國貨幣なる時と雖も左の場合は噸税を納付することを要す。

甲、該船舶が入港の時より四十八時間以上港内に碇泊したる場合

乙、廿名以上の旅客を積卸したる場合

第　三　款 *

食鹽及び其他化學合成品にして、二割以上の鹽化ナトリウムを含有するものは一律に輸入を禁止せらる。（第二十二章第四十八節參照）。

各種兵器、彈藥、火藥は政府が自ら輸送するか、或は政府が特に許可したる事を明記せる證明書を有する場合の外は輸入を禁止せらる。此の規則に違反したる場合は、該品を沒收せらる。（第二十一章參照）。

阿片及び罌粟實は輸入を禁止せらる。

左の各品は、有資格の醫師、藥種商、及び藥劑士の發行したる保證書を有する者の外輸入を禁止せらる。

モルヒネ　コカイン　モルヒネ、阿片、或はコカインを含有せる阿片吸飲癖矯正劑

ストヴエン　ヘロイン　テーベン　ガンヂヤ　麻葉　大麻　印度麻　阿片丁幾　阿片末

阿片劑　コデイン　デイオニン

其他麻醉性の阿片或は古柯葉より製したる藥劑

容積五立方糎以下の注射器、及び直徑〇・七ミリ米以下の細小注射針は、地方衛生主管官廳（The local Health Bureau）發給は證明書を提出したるものの外概して輸入を禁止せらる。（第二十二章第三十七節參照）

（＊）貨物の輸送禁止及び制限に關する詳細規定は第二十一章及び第二十二章參照。

第六節　卸　賣　市　價

(Wholesale Market Value.)

輸入稅則實行章程第一款第一項に於ける「卸賣市價」なる用語の解釋は左の如し。

一、貨物の輸入を申告したる當日、該貨物を輸入港の公開市場に普通の條件にて、自由に提供したる場合、或は其卸賣數量を、普通の貿易狀態に在りて、販賣し得る場合の平均市價を以て卸賣市價となす。

二、貨物の輸入港に該貨物の卸賣市價無き場合は、中國內の他の主要市場に於ける卸賣市價を以て課稅價格計算の根據となす。

三、中國內に於て卸賣市價を得られざる輸入貨物は、普通狀態に於ける眞正の c.i.f. 値段にその百分の五を加へたるものを以て納稅價格となす。

四、左の事情により卸賣價格及び眞正の c.i.f. 値段を知り得られざる輸入貨物の課稅價格は、海關斟酌して之を決定す。

(a)、貨物の賃借權、即ち貨物の所有權にあらざる使用權が賣買或は讓渡せられたる場合。

(b)、貨物の使用料が確定せざるか、又は其他の理由によりて價格決定上信賴すべき標準とならざる場合。

(c)、貨物が代理人或は支店に賣却せらるゝ場合。

(d)、貨物が此處に掲げたるより外の特殊事情に依り、中國に於て販賣或は輸入せられたる場合。

第七節 従量稅貨物の課稅價格

(Duty-paying Value of Commodities paying Specific Rates on Basis of Value.)

價格に依りて課稅せらるゝ輸入貨物の課稅價格は、左の規則に據り之を決定す。

一、輸入稅率が、貨物の價格に依りて決定せられたる等級に從つて、更に分別せらるゝ場合は、輸入稅則實行章程第一款第一項に定義したる課稅價格(the duty-paying value)を以て其の貨物の價格となす。而して此の價格に次の三項を加算したるものを以て、輸入稅查定の卸賣市價とす。

a、稅　率

b、現行附加稅

c、該價格の百分の七

二、右第一項の規定を適用したる結果、貨物の卸賣市價が某等級の範圍に入りたる時は、該貨物の稅金は該等級の稅率に依りて課す。

三、右第一項の規定を適用したる結果、貨物の卸賣市價が何れの等級の範圍にも入らざる時は、之に最も近き價格の等級に編入して課稅す。

第八節　從量稅貨物の風袋の免稅

(Tare Allowances.)

重量稅貨物の風袋は、普通之を總重量より控除せらる。其の控除方法は、海關の貨物檢查官が先づ該貨物の一部分を抽出して其の總重量を測り(中國語にて「毛重」と稱す)、之れより普通の而して必要と認むる金屬、木質或は織物の容器の平均重量を控除して、該貨物の純納稅重量を決定す。但し稅率に直接包裝の重量を含む場合は、其包裝の重量を控除

せらるゝことなし。

第九節　混合物品の徵稅法

(Duty Treatment of Mixtures of Substances or Liquids Dutiable at Various Rates.)

輸入稅率一樣ならざる各種の成分より成る液體、或は其他の物品を、混合後輸入申告し、其の含有物質の數量價格を海關が容易に確定し得ざる時は、稅則に規定あるものゝ外、稅率最高の含有物質に依りて徵稅す。

第十節　見本及び廣告品の輸入

(Import Duty Treatment of Samples and Advertising Matter.)

凡そ見本及び廣告品を輸入したる場合は、左の「見本及び廣告品輸入稅徵收辦法」に依りて處理せらる。

見本及び廣告品輸入稅徵收辦法

一、無料にて配付する廣告品にして、廣告以外の用途及び貿易價値無きもの（例へば型錄、小冊子、旗幟、紙ポスターの如きもの）は無稅とす。

二、左記の各製造家見本品は無稅とす。

シヤツ、肌衣、靴等の見本にして斷裁したる爲め着用する能はざるもの

各番手或は各種品質の綛にしたる凡ゆる種類の糸にして、眞正見本として合理的の數量のもの

反物、リノリウム等の切れにして商品價値無きもの。

各種葉煙草、棉花等の眞正見本にして、合理的の數量を小包となしたるもの

三、左の各廣告見本品は無料配布品なると否とを問はず、夫々稅則に依りて徵稅せらる。

月別カレンダー、日巡カレンダー、日記帳、扇子、磁器、硝子器、吸取紙、メニューカード、鉛筆、煙草パイプ、

小刀、萬年筆等の如く廣告以外に使用し得る廣告見本

瓶詰或は包裝の凡ゆる種類の藥品

凡ゆる種類の電枝

小瓶詰のブランデー、ウヰスキー等

置時計、懷中時計、塑像、花瓶、工具、玩具等

染料、ペイント、練齒磨、顏剃用クリーム等の如く小型包裝の凡ゆる見本

四、凡そ輸入稅を徵收さるべき輸入見本品を六個月以內に再輸出することを豫定せる場合は、輸入の際、詳細を記載したる申告書を提出することを要す。然る時は海關は輸入稅に相當する供託金を受け、檢査の後通關を許す。

供託金に對しては、海關より正式の領收書を發給す。

六個月の期間が滿期の時、納稅すべき見本品の一部分が國內に留まり、殘品が海外に輸出さるゝ時は、國內殘留品に對する稅金を供託金より控除し、殘金は返却せらる。海關は事情を斟酌して、六個月の期間を延長することを得。

但し延長期間は六個月を超ゆることを得ず。

(註)在華各國大公使館、領事館及び商務代表者が輸入したる公用商品見本にして、之が販賣品に非ざる事を聲明せられたる場合も

前記規則に依りて處理せらる。

第十一節　領事送狀

(Consular Invoices.)

中國に輸入せらるゝ價格九〇海關金單位を超ゆる貨物には、輸入稅則暫行章程に特記したる書類の外、積出港又は最寄地に於ける中國領事の發給したる領事送狀(領事簽證貨單)を添附することを要す。但し海關は、課稅評價の目的上、領事送狀に明示せられたる價格其他に關する事項を承認する義務なきことに一般公衆は注意すべし。

現行領事送狀發給規程左の如し。

(註)關金單位は、三箇月毎に外交部より發表する換算率に依り、關稅秘書之を算定し公表す。

領事送狀發給規程

第一條　本規程施行の日以降中國に輸入せらるゝ價格九〇海關金單位を超ゆる貨物には、凡て輸出港又は最寄地に駐在する中國領事の發給したる領事送狀、又は香港、海防、西貢及び盤谷駐在領事送狀特別出張員(The Special Consular Invoice Officers)の發給したる領事送狀を添附することを要す。但し郵便小包及び輸入稅則暫行章程第二條に據りて無稅となり、或は財政部の許可を得て免稅せらる可き貨物は領事送狀の添附を要せず。

(一)　旅客の小荷物は、商品に非ざる場合に於ては、九〇海關金單位を超ゆるも領事送狀を要せず。

(二)　貨物が一外國港より中國の一仕向港の一輸入商に發送せられたる場合は、中國に到着後分割せられ、一部他港

に輸送せらるゝとも領事送状は一通にて足る。

(註)領事送状はf・o・b・價格九〇海關金單位を超ゆる貨物の各船荷證券毎に一通を添附することを要す。本規定を見落したる商人に對しては、海關に於て追加代用送状(additional surrogate invoice)を發給し、證明料及び追加代用送状に對する罰金を徴收す

(三) 同一人が同一汽船にて輸入したる貨物のf・o・b・價格の總額が九〇海關金單位を超過し、之に對し二通又は二通以上の船荷證券を發行し、其各の價格が九〇海關金單位又はそれ以下なる場合には、當該貨物は領事送状の提出を必要とす。

(四) 大連を經由して中國開港に入る外國貨物には、領事送状を添附することを要す。(本章第十六節參照)。關東州租借地の生産品を他の中國開港に積出したる場合は、荷受人は當該港海關に五金單位を支拂ひて領事送状の發給を申請することを得。但し罰金を科せらるゝことなし。

第二條 領事送状の書式は、最寄地の中國領事館より入手することを得。商人は必要事項を記入し、責任者之に署名し輸出港又は其の最寄地に駐在する中國領事に提出して證明を受くることを要す。

(註)輸出港又は其の最寄地に、中國領事駐在せざる場合は、積出港と中國との間の一開港に於て、領事送状を入手することを得。此の手續をなさざる時は、目的地の海關に於て證明料全額と罰金とを支拂ひ、代用送状の發給を受くることを要す。
領事送状の記入に錯誤あるときは、之を無效とし、正副兩本を外交部に送達し廢紙となすことを要す。商人は之を訂正することを得ず。

第三條 領事は送状記入の各事項を檢査したる上、證明をなすべきものとす。領事に於て賣買契約書、商業送状、其他の書類の檢閲を必要とする時は、商人をして之を提出せしむ。

第四條　領事送狀は二通を以て一組とし、正本一通は白色、副本二通は黄色とす。正本は其の發給領事館より商人に交付し、荷受人は之が送附を受け海關に提出す。副本一通は領事館に保存し、他の一通は領事館より每月末一括して外交部に送附す。

第五條　領事送狀證明手數料は、一通につき五金單位とし、證明の際之を徵收す。

（註）商人は希望に依り、參考の爲め或は正本紛失の場合之が發給の證據に供する爲め、青色の用紙に印刷したる領事送狀副本の發給を受くることを得。青色送狀副本は正本と同時に申請すべきものにして、發給手數料は一通に付一金單位とす。送狀正本の效力を有せざれども、正本發給の證據として使用することを得。正本を紛失したる商人は、輸入港の海關に青色送狀副本を提出し、普通料金を納付して代用送狀の交付を受くるものとす。領事館は正本の發給日以後、青色副本を自由に發給することを得ず。

但し領事送狀或は青色送狀副本が紛失したる時は、正本發給海關に更に料金を納入して、追加領事送狀或は其の場合に應じ追加青色副本の發給を得て、紛失したるものに代ふることを得。此の追加送狀には紛失したる送狀の發給日を表示せる左の文句を記入することを要す。

此係因商人遺失　　年　月　日所發

貨單（或藍副本）特予補發

右の聲明を記入したる追加領事送狀或は追加青色送狀副本は、凡ゆる點に於て原送狀が紛失せざりし時と全く同樣に承認せられ、且つ實行はるゝことを得。

第六條　領事は、其の徵收したる送狀發給手數料と、送狀の副本を、每月一回外交部長宛送附することを要す。

第七條　二人以上の輸入商に販賣したる貨物、又は二隻以上の商船に分割積込みたる貨物、又は二港以上に輸入する貨

物は、同一領事送狀に記載することを得ず。

第八條　貨物が目的地に到達したる時は、荷受人は通關の際他の書類と共に領事送狀正本を海關に提出し檢査を受くることを要す。

第九條　貨物が領事送狀を添附せざる時は、荷受人は、領事送狀發給手數料の三倍の罰金を課せらる可し。海關は右の罰金徵收後、領事送狀を發給して貨物の通關を許可す。（此の規定の例外に就ては本章第十一節參照）。

一九三三年九月一日以降外國貨物の荷受人が、輸入當時海關に所定の領事送狀を提出する能はざる場合は、之を發行せる在外中國領事館の附したる送狀番號を知ると否とに關せず、普通證明料たる五金單位の三倍を各通每に供託すべきものとす。但し供託の當日より起算して六ヶ月以內に所定の領事送狀或は追加領事送狀を海關に提出する場合之を拂戾すものとす。然らざる場合は海關より代用送狀(surrogate invoices)を發行し、前記供託金は之を返還せざるものとす。然れども青色送狀副本或は追加青色送狀副本を提出せば、商人は罰金のみの拂戾を受くることを得。但し發給料の拂戾を受くること能はざるものとす。（本章第五條註參照）。

（註）供託金及び（或は）海關發給領事送狀證明料、及び罰金は、眞正の領事送狀の日附が供託金提出或は之に代る送狀發給の日以前のものにあらざれば、概して之を返戾せず。但し貨物が中國に到着する以前に在りて、申請者が、領事送狀受領につき能ふ限りの手續をなしたる事を證明する文書、其他の證據物件を提出したる時は、當該領事送狀の日附が實際供託金提供の日より後れたる場合と雖も拂戾を受くる事あるべし。

第十條　各海關は每月末其月に受領及び發給したる領事送狀一覽表を罰金課徵報告書と共に外交部長宛に、又其月に受領及び發給したる領事送狀の寫全部と徵收罰金とを、財政部關務署宛に送附することを要す。

第十一條　外交部は海關公布の金單位と各國貨幣との比價一覽表を在外各領事館に配布し、領事送狀發給手數料徵收の際の標準となすことを要す。

第十二條　領事送狀用紙は、外交部に於て作製捺印したるものを領事館及び海關に交付して使用せしむ。

第十三條　本規程は政府の許可を得て變更することを得。

第十四條　本規程は中華民國二十一年九月一日（一九三二年九月一日）より之を施行す。

第十二節　領事證明書
(Consular Certificates.)

中國向貨物にして、商業送狀を提出すること能はず、從つて其の價格不明なる場合には、當該中國領事は領事證明書(Consular Certificate)を無料發給す、海關は該貨物輸入の際、其の價格が領事送狀を必要とするや否やを決定し、必要なる場合は、標準料金(五金單位)を徵收して代用送狀(surrogate invoice)を發給す。此の場合は罰金を徵收せず。

第十三節　領事送狀發給手數料拂戾
(Refund of Consular Invoice Fees.)

海關に料金を納付して追加代用領事送狀の發給を受けたる者は、發給日より一個月以內に、在外領事館發給の眞正領事送狀を提出し、且つ該眞正送狀記帳の日附が追加代用領事送狀の日附以前なる場合に限り、海關が徵收したる料金の拂戾を受くることを得。海關は取消したる追加代用領事送狀に、眞正領事送狀第何號が之に代りたりといふことを明記

し、月末を俟ち眞正領事送狀と共に一括して外交部長に送附することを要す。

第十四節　領事送狀發給手數料を課税價格に含めざる事
(Consular Invoice Fees not to be Included in the Duty-paying Values of Foreign Imports when Assessed on the Basis of C.I.F. Cost.)

領事送狀發給手數料は、中國政府の課税なるを以て、輸入品の課税價格評價の爲め該料金額をc.i.f.値段に含ましむべからず。若しc.i.f.値段に含めたる場合は、海關はc.i.f.値段を基礎として課税價格を評價する際、該料金額を之より控除するものとす。

第十五節　米國領事代理發行の送狀
(American Consuls issuing Invoices on behalf of China.)

イスタンブール(コンスタンチノープル)、シムラ、ダンチツヒ、ヘルシンフオーズ、及びプラーグには中國領事設置せられず、又當分設置不可能なるを以て、米國政府は同地の米國領事が中國政府に代理して領事送狀を發行する事、及び中國領事送狀用紙が送附さるゝ迄は北米合衆國に貨物を積出する場合に使用せる米國の領事送狀用紙を使用する事に同意したり。

第十六節　滿洲各港積出貨物に對する領事送狀

(Consular Invoices for Goods from Manchurian Ports.)

愛琿、哈爾賓、奉天、牛莊、安東、龍井村、及び大連の各海關を閉鎖せる間、滿洲各港より中國各港向積出せらるる貨物にして、領事送狀を有せざるものは、仕向地の海關に追加代用領事送狀の發給を請求する事を要す。然る時は普通料金納付により、罰金又は科料を課することなく之を發給せらるゝものとす。

第十七節　在外公館々員使用品に對する領事送狀
(Consular Invoices required in certain cases for Legation and Consular Articles.)

各國駐華大公使館及び領事館々員が海外より携帶する自家使用品も、規則に依り免稅の待遇を享受せざるものは、其の價格が九〇金單位以上なる場合は、領事送狀を提出する事を要す。(第二十三章參照)。

第十八節　稅則分類估價評議會
(Tariff Board of Inquiry and Appeal.)

輸入稅則暫行章程(本章第五節參照)第一欵第五項に記載の稅則分類估價評議會の規則は當分左の如く規定せらる。

稅則分類估價評議會章程

一、關務署は稅則分類估價評議會を設定す。

二、本會の職掌は左の如し。

a、關務署が附議すべき稅率の解釋、定義、及び貨物の分類等に關する、凡ゆる問題を調査し且つ解決すること

b、各國商人が海關所定の稅則分類及び海關評價の納稅價格に關して爭議を發生したる場合、之を解決すること

三、本會は、關務署長左記機關中より委員五人を指定して之を組織す。

a、國定稅則委員會より三人

b、總稅務司署より二人、一人は審權科稅務司 (Tariff Secretary of the Inspectorate General of Customs)、一人は審權科或は上海驗估課職員 (a member either of the Tariff Secretariat or of the Shanghai Appraising Department) たるべし

四、本會は每週少くとも二回會議を開催することを要し、委員四人を以て法定數とす。

五、稅則の解釋、定義、及び貨物の分類等の問題は、各海關稅務司より總稅務司に報告し、總稅務司は之に意見を具陳して關務署に送附し、關務署は、必要と認むる時之を本會に附議して調査及び解決するものとす。(附錄第廿六、廿七參照)。

六、本會に附議したる各種問題は、多數決とす。此の決議は、本會より關務署に送附して批准を得ることを要す。批准は關務署より總稅務司に通告し、各海關稅務司をして之を遵守せしむ。

七、課稅額評價の爲めの貨物の分類、或は評價、或は同樣の事項に關し、商人と海關との間に發生したる爭議を解決する爲め、本會を召集したる時は、本會は抗議人を召喚して事情を陳述抗辯せしむる權利を有するのみならず、公平なる判斷を得る爲め、專門家或は當該智識及び經驗を有する者の協助を受くる權利を有す。本會の決議事項は之を關務

署に報告して批准を得るに非ざれば効力を發生せず。

八、稅率に關する爭議の聽取及び解決につき本會を召集すべき場合、及び其の職務行使時の權限及び手續は、輸入稅則暫行章程所載の各項條件に依りて之を決定す。

九、本會は上海海關内に事務所を設定す。上海以外の海關に於て發生したる爭議にして、本會に依り解決を要するものは上海の本會に於て之を審議することを要す。此の場合當該海關稅務司は該問題の詳細を總稅務司に報告し、總稅務司は關務署を經て本會に廻付す。當該稅務司は又抗議人に向つて、自費を以て自ら上海に赴きて抗議し、或は代理人を上海に派遣して之を代行せしめ、或は本會の審議を希望する一切の文書を當該稅務司を通じ、又は直接本會に送附することを得る旨通知することを要す。

十、本章程は關務署長之を承認し、同署長より財政部に寫一部を提出したる時効力を發生す。本章程は必要と認むる場合隨時之を修正す。

前記章程は一九二九年七月之を公布施行せられたり。(第四章第十四節參照)。

第十九節　底荷としたる石炭等の免稅に關する規定

(Duty Treatment of Coal, etc., used as Ballast.)

中國各港と大連、香港との間を定期に往復し、或は沿海を定期往復中大連、香港等に寄港する船舶が、外國石炭を底荷としたる場合は、輸入稅を納付することを要す。但し底荷としたる石炭と雖も、香港若くは大連以外の外國港より中國開港に到着し、更に之等兩港以外の外國港に向へる場合は、陸揚せざる場合に限り免稅せらる。外國(滿洲を含む)よ

り輸送したる銑鐵、セメント或は砂等の底荷は、中國開港に陸揚せざる場合に限り免稅せらる。

第六章　製造原料品輸入に對する特別徵稅辦法

第一節　精製用液體燃料

(Liquid Fuel for Refining.)

中國內諸地に於て輸入稅納入濟の燃料油より精製したる燈用石油(Kerosene oil)を沿岸輸送する時は轉口稅を、又對外輸送する時は輸出稅を課せらる。中國に於て精製したる石油轉口稅の免除を受けんと欲する會社は、特別煉油保稅工場法(Regulations for Special Bonded Crude Oil Refining Factories)(第七章第三節參照)に從ひ保稅倉庫にて精製することを得べし。(第七章第三節參照)。

(註)輸入稅を完納せざる重油より地方に於て精製したる石油の現存ストックを廣東廣西兩省より他省向轉積するには、仕向地にて一單位に付き一・五五金單位の割にて納稅することを要す。

第二節　刺繡用亞麻布

(Linen for Embroidering.)

中國に於ける刺繡及び同樣なる手工製造用のみに供するため輸入し、其後中國內に於ける販賣或は對外輸出に供する外國製純亞麻布を通關するには、從價七・五%の輸入稅を納入することを要す。但し輸入商社は輸入をなす毎に該地海關稅務司と左記條項を保證せる契約をなすことを要す。

一、輸入商社が特定料率にて輸入したる凡ての亞麻布を刺繍用としてのみ供給すること。

二、該輸入に關する凡ての事項及び其後の處分を明瞭に記錄し置き、海關の檢閱に對しては隨時之を解放すること。

三、前記特定料率にて輸入したる凡ての亞麻布は商社の倉庫に藏置せられ居ると、商社所有の工場或は其他に於て刺繍作業中にあるとを問はず、海關の隨時檢閱に對して必要なる凡ての便益を提供すること。

四、刺繍用に供するとの保證の下に輸入したる亞麻布が、其他の用途に使用せられ、或は處分せられたること判明したるときは、脫稅額の五倍の科料を納入すること。

第三節　對外輸出小麥粉製造用外國小麥

(Foreign Wheat used for Milling Wheat Flour exported Abroad.)

左の臨時規定は對外輸出小麥粉製造の目的を以て輸入したる、外國小麥の輸入稅拂戾に關するものなり。

一、製粉工場が使用する外國小麥の納入濟輸入稅は之を拂戾さるゝ事あるべし。但し該小麥が輸入の日より一ヶ年以内に製粉せられ、麥粉の形態にて對外輸出せらるることを要す。小麥の輸入稅拂戾額は、百延の小麥より七十五延の小麥粉を製造し得るものとして計算せられ、輸入稅拂戾額は原納稅額の八〇%と定む。

二、製粉工場が小麥の輸入稅拂戾を申請するには、その製造麥粉の輸出に先立ち、三通の申請書、並に當該小麥の輸入稅納入の證據書類、及び汽船或は汽車の正式代理人の署名を受けたる船積指圖書を揃へて海關に提出すべし。

三、原料として使用せらるゝ小麥の輸入稅拂戾申請書には左の事項を記載することを要す

(a)當該製粉工場の名稱及び所在地。

(b)使用小麥の種類、生産原地、或は生産地、輸入期日、數量、及び輸入せる汽船或は汽車の名稱

(c)當該麥粉の商標、番號、數量、及び輸出期日、汽船或は汽車の名稱、船積地點

四、原料小麥を製粉工場が直接に輸入せざりし場合は、該小麥を原輸入者が工場に販賣したることを證明せる證據書類も亦海關に提出して確認を受くることを要す。

五、小麥粉製造用小麥に對し納付したる輸入稅は、麥粉がその原料小麥の輸入港より輸出せらるゝ場合に限り拂戻さるゝものとす。

六、小麥の輸入稅拂戻申請書が認可せられたる時は、海關は小麥稅納入證(Wheat Duty-paid Certificate)を發給す。但し本證書は將來小麥を輸入し、輸入稅を納付する際受理せらるゝに過ぎず。

(註)一九三五年十一月十六日以降、外國産小麥に對する輸入稅及關稅附加稅の一部分拂戻は、現金戻稅を以てす。一九三五年十一月十六日以前發行したる小麥輸入稅納入證は將來小麥輸入稅を支拂ふ場合之を受理すべきも、通狀第五一七號受領以前、又一九三五年十一月十六日以後發行したる證書は、現金戻稅と交換して之を廢棄す。

七、小麥の輸入稅拂戻申請書を處理するに當り、海關は當該製粉工場に於て、必要なる檢閲をなすことあるべし。

(註)滿洲向船積せらるる中國産小麥粉は、大連經由なると否とを問はず、本節の規定を適用す。

第七章　保稅貨物

第一節　普通保稅倉庫規程（普通關棧章程）
(General Bonding Regulations.)

一九三〇年七月一日實施

第一章　總　則

第一條　本規程に使用する「保稅倉庫」なる用語は、倉庫內に於て改裝、改製、加工、或は製造するの特許を海關より得たる貨物、及び保稅貨物の藏置に關し、當該港海關が、登記し且つ之を許可したる倉庫を稱す。

第二條　倉庫は當該海關に於て(一)所在地、(二)建築、及び(三)施設が適當なるや否やを充分に調査したる後、庫主より海關が滿足する保證書を提出し、且つ許可料(Licence fee)を支拂ひたる後に非ざれば保稅倉庫となすことを得ず。

保稅倉庫の許可證は每年一回書換ふることを要す。

第三條　保稅倉庫の種類左の如し。

(a) 普通貨物保稅倉庫 (Bonded warehouses for general merchandise)

(b) 危險品專用保稅倉庫 (Bonded warehouses for hazardous goods)

(c) 特種加工保稅倉庫 (Special bonded factory warehouses)

危險品專用保稅倉庫及及び特種加工保稅倉庫は別項の規定に依る。

第四條　危險性を有する保税貨物は、此目的のため海關が特に許可したる保税倉庫に藏置することを要す。

第五條　軍器を除く外、過重の包裝（約二噸或はそれ以上）或は體積過大（約百六十立方呎或はそれ以上）の貨物は、海關より特許を得たる後、監視可能なる河岸に於て露天に保税放置することを得。

第六條　保税倉庫鑑札費及び監視費は當該海關之を徵收す。

第七條　保税倉庫より庫出したる貨物は、庫出輸入申請時實施の稅率を適用せらる。但し申請日より十五日以內に納稅する場合に限る。若し期限內に完納せず、其間に該貨物の稅率が引上げられたる場合は、新稅率に依りて納稅することを要す。

（註）某港に於ては、保税倉庫より倉出したる貨物の納稅期限（デューテーメモ發給日より十五日間）を超過したる時は延滯料を徵收す。

第八條　保税倉庫に於ける貨物積卸しは、海關の貨物檢査時間內に於てのみ之を行ふことを得。

（註）本條の除外例は、本章第二節第七條を參照せよ。

第二章　普通貨物保税倉庫

第九條　普通貨物の保税倉庫には左の二種あり。

（一）公用保税倉庫 (Public bonded warehouses)

（二）私有保税倉庫 (Private bonded warehouses)

私有保税倉庫とは、輸入商が倉庫を所有し、或は賃借し、專ら自家の貨物藏置の爲め使用する保税倉庫をいふ。

（ａ）公用保税倉庫

第十條　公用保稅倉庫は左記各港に之を設立することを得。

秦王島	天津	龍口	芝罘	威海衛	青島	重慶	萬縣	宜昌
沙市	長沙	岳州	漢口	九江	蕪湖	南京	鎭江	上海
蘇州	杭州	寧波	溫州	三都澳	福州	厦門	汕頭	廣州
江門	三水	梧州	南寧	瓊州	北海	蒙自(河口分關)		

（註）愛琿、哈爾賓、龍井村、安東、大連、牛莊の各關は現在中國海關管轄外なるを以て記さず

第十一條　公用保稅倉庫は、港內に在りて直接水邊に接する地點に之を設立することを要す。

水邊に接する地點に倉庫無きか、或は倉庫有るも其の建築、或は倉庫內の施設の不適當、其他の理由に依り、公用保稅倉庫に適せずと認めらるる場合は、水邊より比較的遠隔の地點に之を設立することを得。但し此場合碼頭と倉庫との間の貨物運搬は海關規程に遵ふことを要す。又船舶より倉庫への貨物運搬、或は貨物の庫出、を監視する海關吏は庫主、荷主或は船主より車馬を供給して之が派遣を依頼す。若し海關吏の監視を常住必要とする時は、庫主は該海關吏に對し家具附宿舍を供給する外、監視料として其の俸給支拂に足る金額を海關に納入することを要す。

水路港に非ざる地方の公用保稅倉庫は、海關の貨物檢查區域內に設立することを要す。但し海關よりの特許に依り海關の貨物檢查區域外に公用保稅倉庫を設立することを得るも、其の一切の辦法は、本條第一項水邊より比較的遠隔の地點に公用保稅倉庫を設立する場合の規程を適用するものとす。

第十二條　輸入貨物を保稅倉庫に庫入せんと欲する商人は、罰則を含む保稅倉庫規定を記載したる特別輸入保稅申告書(特別關棧報單 Special Import Bonding Application)を提出し、貨物庫入前に於て保稅倉庫庫入許可證(Bonding Permit)

を受領することを要す。

凡そ貨物は直接輸入の場合と同様に保税倉庫に庫入を許可せらる。即ち貨物は海關の自由裁量に依り、書類の檢閲のみにて庫入を許可せらる。庫入許可後は直接保税倉庫に運到することを要す。海關は貨物を保税倉庫より庫出する際、再檢査をなすの權利を保留す。庫主は、貨物庫入に際し商人より庫入許可證(Bonding Permit)を受取り海關吏監視の下に數量を點檢して庫入すべし

第十三條　船會社は、荷主不明なる場合、海關の自由裁量に依り、積荷目錄を通關する爲め (to clear manifest)、無檢査にて貨物の庫入を許可せらるゝことあるべし。但し後此場合は四ヶ月後に檢査を受くることを要す。

檢査後は船會社は(一)納税するか或は、(二)更に八個月以内貨物を保税倉庫に藏置することを得。

第十四條　輸入貨物を藏置し得る期限は、該貨物の輸入時より十二個月以内とし、其後は海關に申告して納税することを要す。但し規定の期限内は、貨物を保税倉庫内に於て他の開港向船積することを得。商人は、該港に貨物が到着したる時、納税するか、或は保税倉庫に庫入することを要す。但し後者の保税期限は、最初の輸入港に於ける庫入時より十二個月の内達る未滿了期間のみとす。

第十五條　輸入の爲め保税倉庫より庫出したる貨物は、最初の庫入時に於ける品質及び數量に基きて納税することを要す。但し該貨物が保税倉庫に藏置中、水火或は其他不慮の災禍に依り、損傷或は毀損を受けたる時は、海關は其の損傷の程度に應じて税金を減免すべし。

（註）（a）保税倉庫藏置期間長きに失し品質低下し或は腐敗したる貨物は、納税せずして海關吏監視の下に外國向保税庫出し或は破壞することを得。但し該貨物が最初庫入時と同一狀態にあり、且つ如何なる不正行爲の跡も認められざる場合に限る。

（b）漏洩に依る減損等の如き、他種の損傷或は不足の場合は、上海における現行法規を遵守するものとす。（附錄第五參照）。

第十六條　輸入者にして、保税倉庫に藏置の貨物より見本を取出し、或は之を檢査せんと欲する者は、先づ海關より見本取出し或は檢査許可證を受領し、之を該保税倉庫庫主に提出することを要す。見本の取出或は檢査は海關吏監視の下に之を行ひ、完了後は其の包裝を、海關吏の滿足するやう舊態に包裝して、封印することを要す。

第十七條　輸入の爲め保税倉庫より貨物を庫出せんとするには、先づ庫出申告書（貨物出棧請求納税報單 Application for Withdrawal from Bond for Import）を提出し、貨物の檢査、納税等海關の全要求に應じたる後、海關發給の庫出許可證（Permit to Withdraw from Bond）に依りて貨物を庫出することを得。本許可證は先づ該保税倉庫庫主に交付せらるるを以て、庫主は海關吏監視の下に庫出前貨物の數量を點檢することを要す

第十八條　外國向輸出の爲め、保税倉庫より貨物を庫出するには、對外船積庫出申告書（貨物出棧運往外洋復出口報單 Application for Shipment Abroad ex Bonded Warehouse）に、海關所定税金の十倍以下の保證金を添へ、海關所定の期限内に提出し、海關の滿足する樣貨物を檢査したる後、保税倉庫庫出對外輸出許可書（貨物出棧運往外洋復出口準單 Permit to Ship Abroad ex Bonded Warehouse）に依りて貨物を庫出することを要す。許可證に依りて貨物を庫出したる後、該貨物の全部或は一部が出港船舶に到着せざりし時は、海關は該許可證記載の全貨物に課すべき納税金全額の納入を強制することを得。又該許可證に依りて貨物を庫出したる後、船積に際し、該貨物の全部或は一部が如何なる點に於ても、許可證記載事項と符合せざる時は、海關は保證金全額の納入を強制すべし。保税倉庫庫出貨物を外國向船舶に積取り、續いて詐取の目的を以て中國の領土に荷卸したる時は、海關は保證金全額の納入を強制すべし。

保税倉庫より貨物を庫出し、保税の儘、他の開港に積出せんと欲する者は、保税倉庫庫出及び保税船積許可證申請

書に、保證金を添へて海關に提出することを要す。保證金は該貨物が通例の如く庫出申告書記載の目的地に於ける海關を經て輸入せられざりし場合に課せらるべき輸入稅支拂の爲め海關が受理する保證金なり。海關は右の書類を受理したる時、貨物を檢査し書類と貨物とが符合したる時は、保稅船積許可證(Permit to Ship in Bond)の下に船積を許可す。貨物を保稅倉庫より庫出しても、許可證に明記したる船舶に船積せざりし時は、保證事項を執行せらる。

積殘品(Shut-out goods)は、外國輸出向の庫出たると、他の開港向船積のための庫出たるとを問はず、輸入稅を納入して庫出し、或は申告者の自由意思に依り十二個月の保稅期間の殘餘期間のみ保稅倉庫に再庫入することを得。

（註）一、貨物が申告書面記載の目的地に於ける海關を通して輸入せられざりし場合、課せらるべき輸入稅支拂の爲め保證を要求するといふ手續は、保稅の儘一開港より他の開港向船積さるるタンク積石油(Kerosene oil)の場合は之を適用せず。

二、右第十八條の規定は、船會社の年度保證狀が左の條項を包含する場合に在りても同樣に適用せらるゝものとす。

「當本公司は本公司保稅貨物を（a）外國向再輸出の爲め或は（b）他の一開港向再移出の爲め庫出する場合は、

（a）船積申告書に記載したる船舶に依りて貨物を外國向再輸出せざりし場合、或は貨物を指定船舶に船積後、中國領土に荷卸したる場合は、海關所定の納稅金の十倍以内を船積申告日より十日以内に前記海關稅務司に納付すること、及び

（b）貨物を申告書に記載の開港に再移出せざりし場合、或は貨物に課すべき稅金を當該港海關所定の期限内に納入せざりし場合は、船積申告日より六十日以内に何時にても輸入稅を前記海關稅務司に納入すること、

を併せて或は別々に保證するものなり。」

第十九條　公用保稅倉庫庫主は、各種帳簿を備ふることを要す。其の形式は海關之を承認したるものなるを要し、倉庫に出入したる全貨物の詳細、及び檢關及び(或は)取出したる見本に關する詳細を記錄すべし。

第二十條　海關は隨時海關吏をして貨物及び帳簿を檢閲せしむることを得。庫主は之を拒絶することを得ず。

第二十一條　公用保稅倉庫に藏置の貨物は、十二個月滿期に至り輸入者が其の貨物の庫出を申請せざる時は、庫主は海關の評價に依りて納稅し、三日以內(日曜及び海關休日を除く)に他處に之を移動することを要す。

第二十二條　外國品を輸入し續いて再輸出する爲め臨時陸揚げしたる場合、該貨物の數量其他の詳細を輸送人が知悉せざる時は、之を保稅倉庫に藏置することを得。但し申告者は該貨物の包裝數、記號、及び包裝の種類を庫入申告書に詳記すると共に、再輸出品なる事を聲明することを要す。

(註)　保稅外國品は內河汽船航行規則に依りて、往復する船舶を以て運搬することを得ず。(第十三章第五節參照)

第二十三條　再輸出の目的を有する貨物の保稅期間は四個月とす。保稅期間滿了したるも、貨物を船積せざる時は、海關は之を檢査し、申告者は(一)納稅するか、(二)更に八個月を超えざる期間、貨物を保稅倉庫に藏置することを得。

第二十四條　後日再輸出すべき保稅貨物は、倉庫內の他の貨物と區別して藏置することを要す。

第二十五條　公用保稅倉庫庫主は、其の保稅倉庫規定の倉敷料、其他庫入、庫出手數料表等を海關に提出して承認を得ることを要す。

第二十六條　保稅貨物の保險、保稅期間滿了したる納稅濟貨物の引取なき場合の處置法、其他凡ゆる荷主庫主間の關係事項は海關と關係なし。

第二十七條　海關は、强盜、竊盜、火災、其他の原因に依り、保稅貨物が蒙りたる損失或は損害に對して責任を負ふことなし。

第二十八條　海關は、庫主に與へたる普通倉庫を保稅倉庫として使用する權利を、何時にても理由を述べずして撤回或は中止することを得。但し保稅倉庫庫主は豫め海關の同意を得ずして、自由に保稅倉庫としての使用を撤回すること

を得ず。

(b) 私有保税倉庫

第二十九條　私有保税倉庫の設立及び貨物の庫入庫出に關する規定は、公用保税倉庫に關するものに同じ。

第三十條　私有保税倉庫庫主或は借主は、本法第二條に規定したる保證書の外、當該港海關が、倉庫に藏置したる貨物に對して納税するに充分なりと見做す額の保證金を提供することを要す。

第三十一條　私有保税倉庫に庫入する貨物は、其の庫主或は借主の實際受託したるものに限る。

第三十二條　私有保税倉庫の貨物庫入或は庫出申告書には、庫主或は借主より署名或は捺印することを要す。

第三章　罰　則

第三十三條　本法第十六、十七及び十八條の規定に違反し、海關の許可なくして保税倉庫より見本を取出し、或は貨物を庫出したる者は、當該貨物の納入税金の五倍乃至十倍の罰金に處す。同時に庫主は保税倉庫鑑札を取消さるゝ外、取出したる貨物に對する税金の五倍乃至十倍の罰金に處す。

第三十四條　本法第二十二條の規定に依り、再輸出の爲め一時陸揚して保税倉庫に庫入せられ未だ數量其他の詳細を報告せざる貨物を庫出し、或は荷印及び包裝を變更し、或は、如何なる原因よりにても損失に至らしめたる場合は、庫主を毎包裝三百元の罰金に處する外、その保税倉庫鑑札を取消す。

第三十五條　保税倉庫庫主の義務に關する本法第十六、十七及び十八條の規定を、倉庫主或は其の使用人が犯したる場合の罰則は、別に規定したるが、之等以外の規定に違反したる場合は、海關は罪の輕重に依り七千五百元以下の罰金又は科料に處する外、保税倉庫鑑札を取消すことを得。

第三十六條　保税倉庫の庫主が納付すべき費用左の如し。

（a）鑑　札　費　（公用・私有）　普通保税倉庫　七十八元

（b）書　換　年　費　（公用・私有）　普通保税倉庫　十六元

（c）見本取出或は貨物検査證費　（公用・私有）　普通保税倉庫　十六元

【註】本項の費用は、特殊の事情に依り、海關の自由裁量に依り減免することを得。

（d）海關吏監視費　（公用・私有）　普通保税倉庫　一人毎日十六元、或は毎月四百六十八元

第三十七條　普通貨物保税倉庫に藏置したる貨物に對する税金を完納したる時は、庫主より海關税務司に申請書を提出し、保税倉庫鑑札の使用を中止することを得。鑑札の使用中止期間中は、當該倉庫は保税狀態を喪失し、普通の非保税倉庫として取扱はれ、海關の監視費徴收を免除せらる。

第三十八條　鑑札の使用を自發的に中止したる普通貨物保税倉庫は、庫主の申請書提出に依り、鑑札の有效期間中（發行或は書換の日より一年間）は何時にても、保税狀態を恢復することを得べく、別に保税倉庫鑑札費を納入せずして之が有効期間滿了迄效力を有す。

第三十九條　各地の海關は其他の特殊情況に適應するやう、本法を酌量變更し、關務署の認可（the sanction of the Kuan-wu Shu）を經て之を施行することを得。

第四十條　本法は關務署認可の日より之を施行す。

第二節　石油類保稅倉庫法

(Bonding Regulations for Petroleum Oil Tanks and Warehouses.)

石油類即ち、石油、揮發油、ナフタ、ベンジン、重油、減摩油等の保稅倉庫に關する左の規定は、一九三〇年八月廿五日より之を施行す。

第一條　石油類の保稅タンク及び保稅倉庫は左の三種に分つ。

（a）油類藏置タンク

（b）容器入油類藏置倉庫

（c）輸入錫板其他容器製造原料藏置倉庫

第二條　前記（a）、（b）兩項のタンク及び倉庫は、地方主管官廳の許可したる地點のみに之を設定することを得。之等は海關に申請し、規定の鑑札費を納付し且つ保證書を提出することを要す。保稅倉庫鑑札は毎年一回鑑札費を納入してて書換ふることを要す。

（c）項の倉庫は油類置場其他海關稅務司の承認したる地點に設立することを得。

第三條　前條三種の保稅倉庫が同一場所に設立せられたる場合は、庫主は聯合鑑札一通（single joint Licence）の發給を海關に申請することを得。申請書には油類倉庫の位置、數及び目的等を詳記し、以後之に變化あらば隨時海關に報告することを要す。

第四條　石油類保稅タンク及び倉庫（本法第一條（a）乃至（c）を含む）は私有保稅倉庫と見做し、普通保稅倉庫法第二十九、三十一及び三十二條に定めたる私有保稅倉庫法に依る。但し本法に別に規定ある場合は此の限に在らず。

第五條　散荷たると容器入れたるとを問はず、同地方に販賣のため保稅倉庫藏置中の油類を庫出せんとする場合は、庫出前輸入稅を納入することを要す。保稅油類を他の開港に積出したる場合は、仕向港に到着したる時納稅し、或は保稅殘存期間再度庫入することを得。該項保稅殘存期間とは貨物を外國より輸入し、最初庫入したる時より十二個月の內の殘餘期間をいふ。外國或は大連に輸出する場合は無稅とす。

（註）（一）課稅金額に相當する現金供託をなす時は、船積港に於て納稅を要し、或は納稅を希望する油類は、第二開港向輸送する船舶に保稅タンクより直接汲出すことを得。

（二）保稅油類は、非保稅タンクのみを有する開港向積出することを得。該タンクには、納稅濟油類を藏置する場合と雖も、計量の上納稅する目的を以て油類を藏置することを得。

（三）前記の規定に依りて船積したる油類は、保稅倉庫執務時間內に於てのみ、保稅タンクより汲出すことを得。

第六條　保稅倉庫に藏置の散輸油類の一部分を、當地方消費のため、或は容器に裝入の爲め、庫出し殘部を其儘藏置せんとする場合は、庫出數量に對してのみ納稅することを要す。納稅濟貨物の貨主は責任を以て庫出數量が納稅濟數量を超過せざるよう監視することを要す。本條の規定に違反したるものは、普通保稅倉庫法第三十三及び三十五條に依りて處罰す。

第七條　輸入散輸油類は着港前保稅倉庫庫入を申請したるときに限り、日曜日或は海關休日と雖も規定の特別許可料金を納付して之を庫入することを得。容器入油類は、日曜日或は休日には之を保稅倉庫に庫入することを得ず。

（註）例外的特權として、船舶用重油を庫入或は庫出する船舶は、夜間、日曜日、休日に拘らず、普通の特別許可費（Special Permit fee）及び特別監督料（Special Supervision fee）を納付したる後繼續して之をなすことを得。

第八條　本法に別に規定したるもの丶外、普通保稅倉庫法に定めたる保稅倉庫藏置期間、罰則及び庫入庫出手續は、凡て石油類保稅タンク及び倉庫にも同様に之を適用す。

第九條　石油類保稅タンク及び倉庫に藏置したる石油類全部に對し稅金を完納する時は、庫主より稅務司に申請書を提出し、保稅倉庫鑑札の効力を臨時停止することを得。鑑札の效力臨時停止期間中は、當該石油タンク或は倉庫は、保稅倉庫たる地位を失ひ、石油類の普通非保稅タンク或は倉庫として取扱はれ、凡ゆる保稅倉庫監視費も亦徵收を免除せらる。

第十條　石油の保稅タンク或は倉庫の鑑札の使用を自發的に中止したる場合は、庫主よりの申請書に依り、鑑札有効期間内(即ち發行或は書換の日より一ヶ年)、追加鑑札料を支拂ふことなくして何時にても保稅の地位を恢復することを得。原鑑札は期日滿了まで有效とす。

保稅油類タンク及び倉庫料金表

一、油類保稅タンク及び倉庫(a b 兩項或は共聯合保稅倉庫)鑑札費……三九〇元

二、同上、鑑札年次書換費……七八元

三、油類保稅タンク及び(或は)桶入油類保稅倉庫、監視費……毎月一五六元

四、油類保稅倉庫(a b c 三項或は共聯合保稅倉庫)海關員常設監視費一人毎月(家具附宿舍を供給す)……四六八元

(註)(一)凡そ油類置場内のタンクは、非保稅タンクとして取扱はるべし。タンク内に藏置したる油類は、納稅濟のものに限る。

(二)凡そ石油類保稅倉庫に在りて貨物を積卸する船舶にして、毎月或は毎年の監視費を納入したるものは、港外に於ける積卸に際し納稅することを要せず。(第二十八章第八節參照)

第三節　煉油保稅倉庫法

(Regulations for Special Bonded Crude Oil Refining Factories.)

原油精製の爲め設立したる特別保稅工場に關する左の規定は、一九三三年十一月廿一日より實施せられたり。

第一條　一九三〇年七月一日公布普通海關保稅倉庫法(本章第一節)は、別に規定あるものを除くの外、原油を揮發油石油等に精製する特別煉油保稅工場に適宜之を適用することを得。

第二條　煉油保稅倉庫及び工場(原油藏置タンク及び揮發油、石油等の精煉工場)は、當該地方主管官廳の承認したる地點にのみ之を設立することを得。

海關稅務司は倉庫及び工場設立申請書を受理したる時は、意見書を添附し海關總稅務司を經て關務署に提出することを要す。關務署の許可證は申請書一通毎に必要なるものとす。

第三條　煉油保稅工場は、一九三〇年七月一日公布海關保稅倉庫法に規定したる私有保稅倉庫たることを要す。公用保稅倉庫は煉油の用に供することを得ず。

第四條　海關稅務司は、關務署より正式に煉油保稅倉庫(原油藏置タンクを含む)設立の許可を得たる後、庫主より保稅鑑札費の支拂を受け保稅鑑札を發給す。保稅鑑札は五年目毎に一回書換ふることを要し、庫主は海關總稅務司を經て關務署の承認を得る爲め、當該港稅務司に申請書を提出することを要す。

第五條　保稅倉庫內に於ける煉油工作は、海關吏の監督を受くることを要す。

第六條　精煉用原油は、石油等を保稅倉庫に庫入すると同樣の手續にて、輸入船舶より、煉油保稅工場所屬保稅タンクに搬入することを得。

第七條　左記各項は、中國產貨物たる時は、稅務司の許可を得て、無稅にて煉油保稅工場に搬入することを得。

(一)煉油所用の器具、機械、裝置、及び設備

(二)煉油保稅倉庫所用の建築、修繕或は維持材料

(三)煉油保稅倉庫所用或は消費の材料

(四)包裝材料

第八條　左記各項は、外國貨物なる時は、保稅工場に搬入前、輸入稅を納入することを要す。

(一)煉油所用の器具、機械、裝置及び設備

(二)煉油保稅倉庫所用の建築、修繕、或は維持材料

前記各外國貨物は、納稅済たる事を證する書類を提出せば、重ねて納稅せずして煉油保稅工場に搬入することを得。

第九條　左記各項は、外國貨物なる時は、無稅にて煉油保稅工場に搬入することを得。

(一)煉油所用或は消費の材料

(二)包裝材料

第十條　原油を精煉したる油類は、輸入の爲め保稅工場より搬出したる時、その性質或は價格に依りて輸入稅を納入すること要す。若し從量稅貨物なる場合は、眞正價格を從來の如く報告することを要す。又從價稅貨物なる場合は、課稅價格は一九三三年公布輸入稅則暫行章程第一條に依りて決定すべし。

第十一條　原油を精煉したる油類は、中國港に再移出の爲め保稅工場より搬出したる時、其の性質或は價格に依つて輸入稅を納入することを要す。納稅後は輸入稅納付済外國貨物として無稅にて、再び他の中國沿岸各地に輸送すること

を得。

第十二條　原油より精煉したる油類は、無稅にて外國向再輸出の爲め庫出することを得。

但し其の容器が國產材料製なる場合は、容器に對して納稅することを要す。

第十三條　煉油保稅工場に於て精煉したる油類と其の容器とが、外國直接輸入貨物と同樣の徵稅取扱を受け、納稅に對し一單位なる時は、外國輸入貨物と同樣の納稅手續をなすことを要し、容器が全部或は一部中國產材料製なる場合と雖も、斟酌せらるゝことなし。但し容器が全部或は一部外國材料製にして、外國直接輸入品と同一課稅法に依りて、內容と分離して課稅せらるゝ場合は、外國品と同樣の輸入稅を納付することを要す。容器が全部國產材料製なる場合は、輸入の際無稅にて庫出することを得るも、中國沿岸に輸送する時は轉口稅を納入することを要す。

第十四條　材料の廢物、或は棄却物、破片、毀損物等は左の方法に依りて處理することを得。

一、中國產品なる場合

輸入或は破壞の爲め、海關吏監視の下に無料庫出することを得。但し外國或は中國沿岸向輸移出の爲め庫出する時は納稅することを要す。

二、外國產品なる場合

輸入稅を納入せば、中國港に輸入或は再輸出の爲め、庫出時に於けると同一狀態にて庫出することを得。但し外國向再輸出の爲め或は海關吏監視の下に破壞の爲め庫出する場合は、無稅とす。

（註）精煉用として輸入したる外國器具、機械等、及び煉油保稅工場の建築、修繕或は維持のため輸入したる外國材料は、第八條に規定したる如く保稅工場に搬入したる時納稅することを要し、工場より庫出したる時は、本條の範圍外となるものとす。

第十五條　煉油保税倉庫の各種帳簿は、海關吏隨時之を檢閲することを得。

第十六條　煉油保税倉庫の貨物出入は、海關の許可を得て海關檢査時間内にのみ之を行ふことを得。但し保税工場内の工作は、税務司の承認を得、特別監視料を納入する時は、其他の時間内に在りても之をなすことを得。

第十七條　煉油保税工場は、税務司の特別許可書を得るに非ざれば、煉油以外の目的に使用することを得ず。本條の規定に違反したるときは保税倉庫の凡ゆる特權を即時取消すべし。

第十八條　一九三〇年七月一日公布保税倉庫法第三章第三十五條に規定したる罰則は、煉油特別保税工場法を犯したる者にも亦之を適用す。

第十九條　煉油保税工場に納入すべき各費用左の如し。

(a)鑑札費(五年間有効)		一、五六〇元
(b)鑑札書換費(五年間有効)		三一二元
(c)海關吏監視費	毎月	一六元
(d)海關吏常置監視費(別に家具附宿舎を供給す)	一人毎月	四六八元
(e)海關執務時間外特別監視費		
普通日　自午後六時至夜半		二八元
自午後六時至午前六時		五六元
日曜及休日　自午前六時至午後六時		五六元
自午後六時至夜半		五六元

自午後六時至午前六時　一一二元

第四節　特種加工保税倉庫法

(Special Regulations for Bonded Reconditioning Warehouses.)

保税倉庫内に於ける貨物加工に關する左の規定は、一九三一年六月九日より實施せられたり。

特種加工保税倉庫法

第一條　特種加工保税倉庫の種類左の如し。

(a)貨物加工保税倉庫　(Bonded reconditioning warehouses)

(b)貨物製造保税倉庫　(Bonded warehouses for manufacturing)

(c)自動車組立保税倉庫　(Bonded Warehouses for assembling of automobiles)

貨物製造保税倉庫に關する規定は別に之を定む。

第二條　前條に稱する加工(reconditioning)とは、貨物に對する一種の整理手續にして、その工作後の包裝形式、或は狀態が變更するも性質が變更せざるをいふ。例へば改裝、分類、濾篩、掃除、洗滌、剪込、鹽漬、乾燥、分解、漂白、纖紡、絞盤、瓶詰、及び羊毛の去油除汚或は炭化法等の類をいふ。但し機械等の各構成部分を組立つる事は、加工と稱することを得ず。

第三條　一九三〇年七月一日公布普通保税倉庫法は、本法に別段の定めあるものを除くの外、加工保税倉庫に適用するものとす。

第四條　商品加工の爲め、保税倉庫に庫入せんとするものは、税務司宛申請書を提出することを要す。申請書には加工保税倉庫内に於て行はんとする加工手續の詳細を記載することを要す。

(註)保税倉庫内における加工許可申請書は總税務司を通じて關務署に提出することを要す。

第五條　貨物加工保税倉庫は、一九三〇年七月一日公布普通保税倉庫法に定めたる如く、(一)公用或は、(二)私有保税倉庫たることを得。公用或は私有保税倉庫は、一部分を完全に他の部分と分割する時は、之を專ら加工保税倉庫として使用することを得。

第六條　保税倉庫内に於て貨物を加工するには、海關吏監視の下に之を行ふことを要す。

第七條　加工工作は、保税倉庫庫入申請書面に記載の事項に限り許可せらる。右工作を變更し、或は之に新工程或は追加工程を行ふ場合は、豫め税務司の承認を得ることを要す。

第八條　加工すべき商品は、之を普通品保税倉庫に庫入すると同樣の手續にて、輸入船舶より加工保税倉庫に庫入することを得。普通品保税倉庫内の貨物は海關吏監視の下に、無税にて加工保税倉庫に移轉することを得。

第九條　左記各項は、中國貨物なる時は、税務司に申請書を提出し、承認後、無税にて保税倉庫に庫入することを得。

(一)加工工作に使用の器具、機械、裝置、及び設備

(二)加工保税倉庫所用の建築、修繕、或は維持材料

(三)加工工作に使用或は消費の材料

(四)包裝材料(ボール紙、錫板、箱等)

第十條　左記各項は、外國産貨物なる時は、保税倉庫庫入前輸入税を納入することを要す。

(一)加工工作に使用の器具、機械、裝置及び設備
(二)加工保稅倉庫所用の建築、修繕、或は維持材料

前記外國產器具類及び材料が、納稅證を有するときは、重ねて納稅することなくして加工保稅倉庫に庫入し、貨物の加工及び該保稅倉庫の建築、修理の用に供することを得。

第十一條　左記各項は、外國產貨物なる時は、無稅にて加工保稅倉庫に庫入することを得。

(一)加工工作に使用及び消費の輸入材料
(二)包裝材料(ボール紙、錫板、箱等)

第十二條　輸入の爲め保稅倉庫より庫出したる加工品は、庫出時の狀態と價格に依りて評定したる輸入稅を納入することを要す。

(註)上海に於ては右規定に例外を認めらる。但し例外承認前、關係者の決定を得る爲め、本件を稅務司より總稅務司に提出することを要す。

第十三條　保稅倉庫内にて加工したる貨物に對しては、外國向輸出の時輸入稅を納入することを要せず。但し斯る貨物の加工に使用したる中國產包裝及び其他の材料に對しては、輸出稅を納入することを要す。商人は海關をして斯る中國產材料の納稅價格の決定に便するため、稅務司の要求に依り價格の明細及び帳簿を呈示することを要す。

(註)加工したる貨物は、保稅の儘一開港より他の開港に積出することを得ず。

第十四條　凡そ材料の廢物、及び棄却物、破片、毀損物等は左の方法に依りて之を處理することを得。

(一)輸入の爲め保稅倉庫より庫出すること

(一)中國港へ再移出の爲め保税倉庫より庫出すること
(二)外國向再輸出の爲め保税倉庫より庫出すること

四、海關吏監視の下に破壊すること

若し右の材料及び貨物が中國産品なる場合は、輸入の爲め或は破壊の爲め、無税にて保税倉庫より庫出することを得

外國向或は中國港向輸移出の爲め、保税倉庫より庫出さるる場合は、輸出税を納入することを要す。右貨物が外國産品にして、輸入の爲め或は中國港向輸出の爲め庫出さるる場合は、庫出時の状態にて輸入税を納入することを要す。但し外國向再輸出或は破壊の爲めの庫出の場合は、無税とす。

第十五條　普通保税倉庫法第三章第三十三、三十四、及び三十五條に規定したる罰則(本章第一節參照)は、加工保税倉庫法を犯した者にも之を適用す。

第十六條　加工保税倉庫に於ける加工工作は、海關の貨物檢査時間内にのみ之を行ふことを要す。然れども海關は特別事情ある場合海關所定の特別料金を受け、海關檢査時間以外に在りても、加工保税倉庫内の貨物加工を許可することあるべし。但し如何なる事情ありと雖も、海關檢査時間以外に加工保税倉庫に貨物を庫入し或は庫出することを得ず

第五節　特種貨物製造保税倉庫法

(Special Regulations for Bonded Manufacturing Warehouses.)

貨物製造保税倉庫に關する規定は未だ公布せられず。

第六節　保稅倉庫自動車組立取締規程

(Regulations for Assembling Automobiles in Bond.)

一九三二年十一月四日實施。

第一條　一九三〇年七月一日公布普通保稅倉庫法は、本規程に別段の定めあるものを除くの外、自動車組立保稅工場に適用す。

第二條　自動車組立特別保稅工場を設立せんとする(to bond)製造業者は、其旨稅務司宛申請書を提出することを要す。申請書には組立てんとする自動車の名稱、模型、樣式、馬力等の明細を記載し、且つ組立完成したる自動車の各組立部分の模型、樣式の名稱及び數量の明細表を添附することを要す。申請書には又保稅倉庫の圖面を添附し、其の位置と附近の水道、道路、建築物を說明することを要す。

第三條　稅務司は前條申請書を受理したる時、其の意見書と共に之を總稅務司を通じて關務署に提出すべし。關務署の許可書は申請書一通毎に之を要するものとす。

第四條　自動車組立保稅工場は、凡て一九三〇年七月一日公布普通保稅倉庫法に規定したる私有保稅倉庫たることを要す。公用保稅倉庫は、組立の目的を以て保稅倉庫とすることを得ず。

第五條　保稅倉庫內の組立工事は海關吏監督の下に之を行ふことを要す。

第六條　保稅倉庫內に於て組立つべき自動車の模型或は樣式の變更或は增加は、稅務司の許可を受けたる後に非ざれば之を行ふことを得ず。

第七條　自動車の組立部分品及び其他の材料は、普通保稅倉庫に商品を庫入すると同樣の手續にて輸入船舶より特種保

稅工場に搬入することを得。普通保稅倉庫內に於ける斯る部分品及び材料は、海關吏監視の下に、納稅することなく特種保稅工場に搬入して組立つることを得。組立部分品及び其他の材料の種類、様式、及び數量の完全なる明細表は保稅工場搬入前、之を海關に提出して、搬入許可書の發給を申請することを要す。

第八條　自動車組立の部分品及び其他の材料は、自動車に組立つることを要す。組立てたる自動車は、保稅工場に搬入の日より一年以內に、搬出することを要す。但し此の期間は、稅務司の自由裁量に依り一年以內延長することを得。

第九條　左の各項は中國產貨物なるときは、稅務司に申請し、承認を得たる後、無稅にて特種保稅工場に搬入して自動車を組立つることを得。

(一)組立工作用器具、機械、裝置、及び設備
(二)特種保稅工場の建築、修繕、或は維持材料
(三)組立工作に使用及び消費する材料
(四)包裝材料

第十條　左記各項は外國產貨物なるときは、自動車組立保稅工場に搬入前、輸入稅を納入することを要す。

(一)組立工作用器具、機械、裝置、及び設備
(二)特種保稅工場の建築、修繕、或は維持の爲め輸入したる材料

第十一條　左記各項は外國產貨物なるときは、無稅にて自動車組立のため特種保稅工場に搬入することを得。

(一)組立工事に使用及び消費する爲め輸入したる材料
(二)包裝材料

第十二條　輸入の爲め、自動車組立特種保税工場より搬出組立完成したる自動車は、搬出時に於ける狀態と價格に依り評定したる輸入税を納入することを要す。納税價格は、輸入税則（第五章第五節參照）第一條に依り決定す。（即ち卸賣値段より其の七％及び税金を控除したるもの）。

（註）組立てたる自動車は保税の儘一開港より他港向積出することを得ず。但し輸入税を納入せば保税工場より搬出し、輸入税納入濟外國貨物の特權（D.P.O.I. Privileges）に依り、其他の開港に輸送することを得。

一九三六年五月一日以降、一部分國産材料より製造したる凡ゆる種類の自動車にして海關監視の下に工作したるものは、裝置及び完成等の如何を問はず、他の開港に輸送する際、轉口税を免除せらる。但し一部或は全部が外國品より成る自動車を、他の開港向輸送する者の輸入税納入に關する責任は、該規定に依りて解除せらるることなし。

第十三條　外國向輸出の爲め、保税工場より搬出したる組立完成したる自動車に對しては、該自動車の組立に使用したる中國産材料に對して輸出税を納入することを要す。海關をして組立工事に使用したる中國産材料の數量を決定せしむる爲め、製造業者はその詳細を報告する外、税務司の要求ある場合は、帳簿を提出して參考に供することを要す。

第十四條　材料の廢物、及び棄却物、破片、毀損等は左の方法に依りて之を處理することを得。

（一）輸入のため保税工場より搬出すること

（二）中國港へ再移出の爲め保税工場より搬出すること

（三）外國向再輸出の爲め保税工場より搬出すること

（四）海關吏監視の下に破壞すること

右の材料及び廢物が中國産たる時は、輸入或は破壞の爲め無税にて保税工場より搬出することを得。但し外國向或は

中國港向輸出の爲め庫出する場合は、輸出稅を納入することを要す。右の貨物が若し外國産にして、中國港に輸入或は再輸出の爲め搬出さるる時は、搬出時の狀態にて輸入稅を納入することを要す。但し外國向再輸出或は破壞の爲め搬出したる場合は、無稅とす。

第十五條　一九三〇年七月一日公布保稅倉庫法(前記第一節參照)第三章第三十五條の罰則は、自動車組立特種保稅工場規程に違反したる場合にも之を適用す。

第十六條　自動車組立特權保稅工場に貨物を搬入し、及び之より搬出するは、海關貨物檢査時間內に限る。但し工場內の工事は稅務司の承認を得且つ特別監視料を納入せば、他の時間に於ても之を行ふことを得。

第十七條　自動車組立特種保稅工場鑑札の有效期間は、五年とす。鑑札の有效期間は稅務司に申請し、關務署の認可を得て更に五年間延長することを得。

自動車組立特種保稅工場料金表

一、鑑札費(五年間有效)		一、五五八元
二、書換費(五年間有效)		三一二元
三、海關吏常置監視費(別に家具附宿舍を供給す)	一人每月	四六八元
四、海關執務時間外特別監視費		
普通日　自午後六時至夜半		二八元
自午後六時至午前六時		五六元
日曜及休日　自午前六時至午後六時		五六元

自午後六時至夜半　五六元
自午後六時至午前六時　一一二元

第七節　汽船用外國石炭保税規則

(Regulations governing Bonding of Foreign Coal for Bunkering Purposes.)

外國向汽船用外國石炭は左の方法に依りて保税することを得。

第一條　私有或は賃借の碼頭を有する汽船會社は、其構内の一部を分割して、汽船用外國石炭の露天保税に供する事を得。

第二條　石炭保税のため分割したる廣場には、周圍に牆壁を繞らし、當該會社の碼頭より到達するを唯一の通路とすることを要す。該廣場及び其通路の建築は、完全に海關規定に從ふことを要す。

第三條　普通保税倉庫の貨物出入規定は、本節に別段の定め有るものを除くの外、保税石炭置場にも適用す。

第四條　當該會社の所有に非ざる船舶も亦、此項の石炭置場内より石炭を積出することを得。但し保税倉庫法を完全に遵守する責任は、該會社のみに存するものとす。

第五條　石炭會社は、該會社の構内の一部を分割して、船舶用外國石炭の露天保税の用に供することを得。該項の分割地域は本節第二條の規定に合致することを要す。

(註)前述の手續は、專ら外國石炭に適用せらるゝものとす。船舶用納税濟中國石炭は、拂戻の特權を享有す。外國石炭にして中國の沿岸貿易に使用せらるゝものは納税することを要す。(第十章第八節参照)。

第八節　外國向輸出茶保稅規則
(Bonding of Tea declared for Export Abroad.)

(一)一開港より他の開港に、輸送し續いて外國向輸出することを聲明しゐた、中國產茶葉は、輸出稅を納入せずして最初の積出港を出港することを得、該茶葉を外國向のため積換港に輸送して、直ちに外國向積換し、或は海關管理の下に最初の輸入港の碼頭に存置する時は、四十五日以内は、輸出稅を納入することを要せず。此期間内に外國向積出せざるときは、輸出稅の全額を納入することを要す。但し該茶葉が結局外國向輸出せられたる時は、右の稅金は現金を以て拂戾さるべし。

(二)上海に於ては、又上海に於てのみ、前記四十五日の期限内に、外國向輸出せざる中國茶に對して上海洋莊茶業同業公會(The Tea Merchants' Guild)が海關に現金供託をなす時に限り、同會會員はその貨物を保稅倉庫に庫入することを得。其の期間は前記猶豫期間内より一個年とす。此の場合は茶葉を最初の輸入港の倉庫に藏置するか、或は鐵道輸送茶葉なる場合は、海關認定の鐵道倉庫に藏置することを要し、改裝の外何等の變更を加ふることを許さず。保稅期間が滿了したる時は、轉口稅を納入して國内に消費するか、或は保稅期間滿了より四十八時間以内に外國向積出することを要す。

前項の手續は、轉口稅及び輸出稅を免除せられたる紅茶、磚茶及び小京磚茶には之を適用せず。

第九節　再製後外國向再輸出を申告したる外國向茶の保稅規則
(Bonding of Foreign Tea Dust Declared for Re-export Abroad after Remanufacture.)

漢口に於ては、混製の爲め外國粉茶を輸入し、再製後外國向再輸出を申告する場合は、當該茶は無税輸入することを得。但該粉茶が輸入日より十二個月以内に外國向再輸出せざる場合は、要求次第荷受主より輸入税全額を納入すべき事を明記せる保證書を提出することを要す。

第十節　外國向輸出四川生糸保税規則

(Bonding of Szechwan Silk declared for Export Abroad.)

前記第八節の手續は、外國向輸出の爲め、上海に積出したる四川生糸にも亦之を適用す。

第八章　輸移出稅

第一節　輸出稅

(Export Tariff.)

中國土貨に對する輸出稅率は、一九三四年六月公布「海關輸出稅稅則」に依る。該稅則の稅率は、豫告せずして隨時政府之を改訂することを得。輸出稅は該貨物船積の際之を納付すべきものとす。

（註）中國各開港間に中國土貨を輸送する際納付べき轉口稅に關しては、第十一章參照。

第二節　救災附加稅

(Flood Relief Surtax.)

一九三二年八月一日以降、水災救濟附加稅として凡ゆる輸出稅の五%を徵收せらる。該附加稅は徵收停止命令公布の日迄之を繼續す。

第三節　關稅附加稅

(Revenue Surtax.)

輸出貨物は、一九三八年六月三十日迄、關稅附加稅としてその輸出稅の五%を徵收せらる。但し滿期後政府は之が徵收を繼續することを得。（譯者註、本項に關しては本書卷頭附錄第一〇頁參照）。

第四節　中國に於て加工したる後外國向輸出する納稅濟外國品

(Reconditioned Duty-paid Foreign-Goods treated as Native Products.)

特別規定を設けたるものを除く外、輸入稅納付濟外國品を材料とし、中國に於て、之に中國品を加用或は混合し或はせずして加工製造したる貨物、及び納稅濟外國品を中國に於て、混合し或は稀薄にし、或は輸入後その元來の狀態を變じたる貨物は、孰れも中國土貨と見做し、外國向輸出する際は輸出稅を徵收し、內地各港向輸送する際は轉口稅(Inter-port duty)を徵收す。但保稅倉庫內に於て混合或は其他の加工手續を行ひたるものは中國土貨と見做さず。

中國に於て製造したる貨物にして、所用原料の全部或は一部分が外國品たる標記を有するものを開港に積出する場合は、荷主は該貨物が中國製品にして全部或は一部分が外國品たる旨申告書に明記し、且つ該外國品部分の輸入經路を詳記して海關の檢査に便することを要す。檢査の結果脫稅を目論みたりと信ずべき十分の理由ありたる場合は、該貨物は之を沒收す。

（註 中國に於て輸入稅納付濟重油より精製したる石油は、輸出の際輸出稅を納付すべきものとす。此の輸出稅を免除されんとする石油會社は、鍊油關棧章程に依り、鍊油保稅倉庫內に於て精製すべし。

第五節　數種の物品より混成したる貨物の輸出稅

(Export Tariff Classification of Composite Articles.)

數種の物品より混成したる輸出貨物は、其中の主要品につき課稅せらるゝも、混成したる各原料を別々に荷造りして輸出し、別々に海關に報告し、價額を送狀面に別々に記載したる場合は、別々に納稅價格を評定す。

第六節　輸移出税則

(Export and Interport Tariff Provisional Rules.)

輸移出税の徴收は左の現行「輸出及轉口税則暫行章程」に依る。

輸出及轉口税則暫行章程

一九三四年六月二十日施行

一、從價にて輸出税又は移出税を納付す可き貨物の課税價格は、海關檢査の時に於ける該品の平均卸賣市價とす。此の價格は、該品を輸出向とする爲めに要したる改裝費及び手入費を含むと雖も税を加算せざるものとす。

輸出港に卸賣市價存在せざる時は中國主要市場に存在する價格を以て納税價格算出の基礎とすべし。

（註）右の税額は輸出品の卸賣市價を決定する時、酌減せらるゝことなし。

二、契約にて賣買せられたる商品を海外に輸出する場合には、輸出申告書の提出と同時に眞正の契約書を提出することを要す。此種契約書は價格の根據と見做さるべしと雖も、必ずしも決定的根據となるものに非ずして、其の採取は一に海關に在り。海關當局は契約書の提出を要求する外、商品の正確なる納税價格を決定する爲め適宜必要と認むる手段を講ずる自由を有するものとす。此種手段は商品の價格と關係ある他の參考書類の點檢、詳細なる賣渡證書の提出商店帳簿の檢閲、商品の檢査、問合せ、及び必要と認むる私的援助の要求等に存す。

三、輸出者が、輸出せんとする商品に對する海關所定の價格、分類に就て不服なる時は、海關の關係デューテー・メモ發給日より十四日以内に、不服理由を特記したる抗議書を海關税務司に提出する事を得。海關は該事件の解決に至る

迄に、海關の裁斷により關稅及び海關の要求する追徵關稅全額を支拂ふに足る金額を供託せしめ、該商品を輸出者に引渡す事ある可し。

抗議書を提出したる時は、稅務司は受理したる日より十五日以內に其の裁斷を明示す。若し又稅務司が其の抗議に應諾する能はざる時は、本件を總稅務司に具申し其の審議を求む。總稅務司が稅司務の執れる態度を是認するときは稅則分類估價評議會の審定を求むる爲め事件を關務署に移申す。（附錄第廿六及び第廿七參照）

（註）稅則分類估價評議會の組織及び規則は第五章第十八參照。

四 稅則分類估價評議會開會中、手續其の他の點に關して發生する事ある可き疑義は多數決により決定す。評議會の決議は、次で關務署の批准を經、關務署に具申の日より十五日以內（休祭日を含まず）に公布して效力を發生せしむ。

五、稅則分類估價評議會の決定したる貨物の正當價格が、抗議者の申告に係る納稅價格に比し二割乃至二割以上高價なる場合は、海關に於て正稅を賦課する外、脫稅を企圖したる金額の十倍又は其れ以下の金額を追徵せらるる事ある可し。

六、評價爭議中の貨物が契約により賣却せられたる場合と雖も、該品申告の當時契約書の提出無かりし時は、稅則分類估價評議會の開會中評價の根據として右契約書を提示する事ありとするも、評議會に於て之を受理する事無かる可く從て其の抗議案は無效となる可し。

第九章　輸出貨物通關手續

第一節　輸出船舶の海關番號

(Customs Number for Exporting Vessel.)

外國向輸出、再輸出、或は積換貨物を積載せらるべき船舶は、何れも當該積載貨物の通關前、先づ海關番號の指定を受くることを要す。

第二節　船舶入港前の番號附與

(Number given in Advance.)

海關番號は船舶入港前、又輸出貨物通過許可證の交付前指定せらるることあるも、此の場合は船舶代理人が特別に、船舶入港前檢査許可證を獲得し、且つ左の條項を保證することを要す。

一、船舶入港前に通過せられたる凡ての輸出貨物は、之を登記濟貨物船或は特別輸出倉庫に藏置すべく、該倉庫は同時に其他の用に供せざるべきこと

二、輸出積荷目錄は、出港前少くとも二十四時間前に、船上に於て海關員の用途に供すべきこと

三、船舶代理人の署名したる輸出積荷目錄寫一通を船舶出港時海關に手交すべきこと

四、中國より輸送せられ、或は中國向輸送せられたる阿片(Opium)は、船舶の通し貨物中に含まるると雖も船上に積

載せざるべきこと、並に一外國港より他の外國港に通し貨物として輸送せらるゝ阿片は、船舶の入港前に申告し、船舶の港內碇泊中堅固なる船室に閉鎖封印せらるべきこと

第三節　輸出貨物の檢閱場所

(Place of Examination for Exports.)

輸出貨物の檢閱は、該貨物を積載すべき船舶の碇泊せる碼頭に於て行はれ、又海關檢閱員の派出なき河川或は碼頭に碇泊せる船舶に對しては、海關驗貨廠(Customs Examination Shed)に於て行はる。然し乍ら生糸、絹織物、其他の貨物は、海關の自由裁量により商人の倉庫に於て檢閱せらるゝ事あるべし。首飾(Jewellery)寶玉(Precous stones)時計及び同樣貴重品は海關に於て檢閱せらる。當該物品を容れたる包裝は、必要に應じ、輸出船舶船上に於て海關吏の警護を受くることを得。再輸出貨物と共に包裝せらるべき最初の輸出貨物は、海關の自由裁量により、登記濟改裝倉庫(Registered repacking godown)內に於て改裝する際檢閱せらるゝことあるべし。

第四節　輸出貨物の檢閱

(Exports to be Examined.)

輸出せんとする貨物は、政府の護照により特に檢閱を免除せられたるものを除き、凡て海關の檢閱を受くることを要す。

第五節　輸出申告書及び船積指圖書

(Export Application and Shipping Orders.)

貨物を輸出せんと欲する商人或は其の仲買人は、先づ船積せらるべき貨物の詳細明瞭なる事項と純重量を記載したる正副二通の輸出申告書(附錄第二十一參照)を海關に提出せざるべからず。之等は船積指圖書及び運轉士受領證(Mate's Receipts)に記入せるものと一致することを要す。數通の船積指圖書を添附せるも、各船積指圖書に割當てたる額を明らかにせずして、申告貨物の總額のみを示す輸出申告書は、海關之を受理せざるべし。貨物の純重量及び(或は)數量の詳細が、判明し居る場合は、之を船積指圖書及び運轉士受領證の兩者にインキにて普通文字及びアラビア數字にて記入することを要す。海關が貨物を釋放したる後、該書類を變更するときは、罰金或は科料を課せらるべし。船積指圖書或は運轉士受領證が讀み難きか、或は變更、又は改竄したることを發見せられたるか、或は之に輸出申告書面の純重量を明記せざる時は、海關之を理凡せざるべし。

第六書　輸出申告書に要する署名

(Signature required on Export Applications.)

凡ての輸出申告書は、海關が認可したる者之に署名することを要す。(第四章第一節參照)。

第七節　海關許可證を有せずして船積したる貨物

(Goods taken on Board without Customs Permit.)

未だ海關許可證を領有せずして貨物の船積をなすときは、之が課稅品たると、免稅品たるとを論ぜず沒收せらるゝものとす。

第八節　輸出貨物の檢閲規程
(Examination of Exports.)

輸出申告書、船積指圖書、及び當該貨物の全部は、檢閲を施行せらるべき地點に(本章第三節參照)、同時に纏めて提出することを要す。海關吏は檢閲のため開封せらるべき包裝の指定及び個數を、又バラ荷の場合にありては幾許の寸法或は重量を計るべきかを決定す。貨物が貨物船内にある時は、海關吏は又檢閲地點を決定す。檢閲により、萬事輸出申告書の記載事項と同一なること明らかとなりたる場合、或は相違あるも極めて僅少にして海關の處罰適用を要せざる場合にありては、貨物は輸出税、及び必要なれば其他税金を納入したる後、之を釋放し普通方法にて船積せしめらる。然し乍ら、檢閲により、申告事項と貨物の實際數量、品質或は價格との相違が、税金の逋脱を謀りたるか或は重大過失あるを明示し、從つて海關の處罰適用を要する如き性質のものなる事判明する場合には、申告者が海關の要求を滿足せしめ、海關當局の課すべき罰金を納入したる時に限り貨物は船積のため釋放せらるべし。但し違反行爲は、常に貨物の沒收を必要とする性質のものならざることを要す。

船積を取消されたる凡ての未納税貨物(納税したる積殘品と異なる)は、船舶出港の翌日(日曜休日を除く)より遲るゝ事なく、提出して檢閲を受くることを要す。本規定に違反する時は、荷主を處罰すべし。

第九節　申告者の訴願權
(Applicant's Right of Appeal.)

申告者が、輸出貨物の價格、分類、税額、或は料金に關する海關の當該部門の決定に不服なる時は、當該海關税務司

に抗議書を提出する權利を有す。本抗議は輸出稅則暫行章程第三項(第八章第六節參照)に從ひて處理せらる。處罰(科料或は罰金或は沒收)を課せられたる場合、海關稅務司の決定に不服なるときは、申告者は海關より決定の通知を受けたる日より十日以內に不服の理由を特記せる抗議書を稅務司に提出することを得。抗議書が理由無しと認められたる時は、該申告者は關務署の審定を求むる爲め、海關總稅務司に原抗議書一部を提出し事件を之に廻附するやう海關稅務司に申請すべし。(第二十三章第十二及び第十三節及び附錄第廿六、第廿七、第廿八參照)。

第十節　檢閲中毀損したる貨物
(Goods Damaged during Examination.)

申告者或は其の委託代理人は輸出申告貨物の檢閲に出席することを要す。又該貨物の取扱及び開封を要求せられたるときは、あらゆる注意を拂ひて毀損を防止することを要す。海關は檢閲の所要手續により生じたる貨物の毀損には責任を負はず。

第十一節　旅客の手荷物
(Passenger's Luggage)

一、船室トランク (Cabin trunk) 手提鞄 (Handbag) 及び衣類鞄 (Suitcase) が手廻り品のみを容れ、課稅貨物を容れざる時は、許可證無くして船積することを得るも、旅行手荷物(即ち船積指圖書に依らざる)として船積せらるゝ凡ての釘打の箱或は籠は船積許可證を要求せらる。該箱或は籠に對しては內容、價格、重量、其他の詳細を記載したる輸出申告書を海關に提出することを要す。凡ての旅客手荷物は檢閲せらるべきてより、中國骨董品、毛皮其他の如き課稅

貨物は凡て申告して納税することを要す。課税貨物にして申告せざるものは沒收せらるゝものとす。

二、中國より他國に赴く旅客の手廻品及び家庭用品が、國産品にして且つその所有者より眞實使用したる手廻品にて販賣品に非ざる事を證明せらるゝ時は、無稅にて通關を許可せらる。但し該所有者は少くとも一ヶ年中國に居住し、且つ該貨物は他人に代りて携帶せるものに非ざることを要す。

第十二節　商人の携帶せる刺繡意匠附絹布

(Cut Pieces of Silk Piece Goods with Designs for Embroidering Carried by Merchants.)

商人は、刺繡意匠附絹布の斷片を手荷物として携帶することを得。但し船積許可證を有し、且つ乘船の際海關に申告することを要す。該包裝は船舶の小包積荷目錄(包裹清單 The ship's Parcel Manifest)に記載することを要す。(民國廿四年關務署指令政字第一七九三八號)。

第十三節　旅客手荷物に對する徵稅金の最高及び最低額

(Maximum and Minimum Amounts of Duty collectable by Baggage Parties.)

旅客手荷物に對し徵收せらるべき稅金の最高額は、各港に於ける特殊狀況に從ひ、海關稅務司之を決定す。徵稅最低額は、輸入品に對しては每旅客一金單位、輸出品に對しては、每旅客中國貨幣二元と定められ、之等より低額の稅金は之を徵收せず。

沿岸航行の旅客手荷物中課稅すべき貨物の轉口稅(Interport Duty)が中國貨幣五元以下なる場合は、之を徵收せざる

ことあるべし。

外國向或は沿岸航行船舶の乘客及び使用人は、銀元或は其他の形狀の銀を携帶乘船することを得ず。（第二十二章第四十七節規定第六參照）。

第十四節　汽船積載重包裝の重量標記
(Marking of Weights on Heavy Steamer-borne Packages.)

標記規定に關しては第四章第五節參照。

第十五節　原産地證明書
(Certificate of Origin.)

一九三二年四月二日實業部の公布したる左の規程は、中國貨物の原産地證明書發給に關するものなり。

原産地證明書發給規程

一、實業部は、海關手續の簡易化に關係を有する國際協約第十一條の規定に從ひ、原産地證明書のフォームを制定し之を必要とする輸出業者に發給す。

二、原産地證明書の發給は、第一に實業部商品檢驗局（The Ministry's Bureaux of Inspection and Testing of Commercial Commodities）或は檢驗分處に委任せらるゝも、該局或は分處の未だ設置せられざる地に於ては、本任務は海關監督に、海關監督無き場合は、海關稅務司に委任せらるべし。

三、原產地證明書用紙の發給を申告する輸出業者は、最寄りの發給機關より申告書用紙を受領し、凡ての所要事項を記入して之を船荷證券、賣渡證書（Bill of sale）或は其他證明書類（例へば原產地に於ける商工會議所或は同業組合が發給したる證明書の如きもの）及び證明書料金と共に提出すべし。

四、發給機關は、申告書及び添附書類を確め、之等の完備せるを認めたる後、申告書の記載事項に從ひ原產地證明書を發給す。

五、輸出業者が異なれる諸地方に於て販賣せんとする貨物の證明書を欲する時は、貨物が同種なると異種なるとを問はず、各地別の證明書發給を申告することを要す。

六、原產地證明書の發給料金は一通につき中國貨幣二元とす。

七、商品檢驗局の檢査を通過し、輸出許可證を得たる貨物は原產地證明書を要せざるものとす。

八、本規程條項は加工品には之を適用せず。

九、本規定は公布の日より之を施行す。

原產地證明書は、當分左の通商港海關稅務司より、之を欲する輸出業者に對し發給す。

威海衛、龍口、梧州、三都澳、三水、九龍、拱北、北海、思茅

第十六節　商品檢錢局證明書

(Certificate of Inspection and Testing.)

特種の國貨は輸出、再輸出、或は積換に當り商品檢驗局の證明書を添附することを要す。上海に於て該證明書を必要

とする商品は左の如し。

豆

剛毛　馬毛、豚毛、及豚毛屑

獸腸　鹹乾豚腸、鹹乾牛腸、鹹乾羊腸

棉花

卵及び卵製品、——鮮鴨卵、鮮鷄卵、皮蛋、鹽卵、凍卵、凍蛋白、凍卵黄、乾燥卵、乾燥卵蛋白、乾燥卵黄、液狀卵黄、グリセリン卵黄

羽毛

果物——鮮及び乾

落花生及び落花生仁

大麻

毛——山羊、牡牛、馬

獸皮(Hides and Skins)——牝牛、水牛、山羊

黄麻

動物油脂

食用肉及肉類製品——ハム、罐詰肉、ソーセーヂ、冷凍肉、乾燥肉、鹽漬肉、燻製肉

豌豆

苧麻

胡麻

生絲

砂糖(輸入品に限る)

尾——馬、牡牛

茶

植物油——棉實油、蓖麻子油、豆油、茶油、落花生油、桐油、植物脂

野菜

第十章　再輸出貨物

第一節　外國貨物の無稅再輸出

(Duty Free Re-export of Foreign Goods.)

輸入稅納入濟並びに保稅倉庫より搬出せる外國貨物は、無稅にて對外再輸出することを得。但し當該貨物は原包裝とその記號及び番號と原狀の儘殘存するか或は原包裝には非るも、外國貨物なること、及び中國に於て何等加工せられざりしことが即時に識別し得らるゝことを必要とす。輸入稅納入濟外國貨物は、又同樣條件により、他の開港或は中國內地點向無稅にて再移出することを得べきも、此の場合は輸入稅納入の證據を要求せらる。保稅倉庫內にて加工し後輸入せられたる外國貨物は、前記の取扱を受くる權利を有す。

(保稅倉庫內貨物加工規定に關しては第七章第四節參照)。

第二節　外國貨物の無稅再輸出期限

(Time Limit for Duty-free Re-export of Foreign Goods.)

第一節に規定したる條件に該當する納稅濟外國貨物を外國或は中國內開港或は其他中國內地點向無稅にて再輸移出し得る期限は、原輸入日より起算し十ケ年とす。

第三節　再輸出パス及特別輸入證明書

（Re-export Passes and Special Certificates of Import.）

無稅再輸出の特權を利用せんと欲する商人は、輸入時に當り、再輸出**パス**（Re-export Passes）の發給を受けて、輸入詳細事項を記入し、再輸出せんとする貨物に添附することを要す。**パス**辦法の未だ實行せられざる開港に於ては、納稅濟外國貨物の再輸出申告書を提出する時、輸入詳細事項の提出を要求せらる。之を提出せざる時は、無稅再輸出を拒絕せらるべし。積荷目錄、申告書其他は五ヶ年間保存したる後破棄せらるゝが故に、**パス**辦法の講ぜられざる開港の商人が四ヶ年以前に輸入したる外國貨物のストックを有し、且つ原輸入日より十ヶ年の許容期限內に之を無稅再輸出し得る特權を保持せんと欲するときは、原輸入日より五ヶ年以內の少くとも滿三ヶ月前に申告し、當該貨物に添附すべき特別輸入許可證の發給を受くることを要す。原輸入日より十ヶ年の期限滿了したる納稅濟外國貨物にして、再輸出**パス**或は輸入證明書を添附せられ、或は該輸入の證跡を調査し得らるゝものは、凡て國產貨物たるものと認め、沿岸向船積に際しては轉口稅を、又對外船積に對しては輸出稅を課せらる。輸入詳細事項の證跡を調査し得ざる外國貨物は國貨と認められ沿岸船積に對しては轉口稅を、對外船積に對しては輸出稅を課せらる。

然し乍ら、本規定は前項の證跡調査不可能なる貨物は凡て輸入稅の代りに轉口稅を徵稅するものなりとの意味に解せらるべきものにあらず。のみならず外國貨物が沿岸に再輸出せられ、且つ海關が輸入稅納入に滿足せざる時は、船積港海關は總稅務司通令第四六七一號の訓令を繼續遵守し、再輸出申告書に「納稅證據なし。到達港にて納入を要す。」（“No Proof of Duty Payment: To Pay”）なる檢印を附し、以て到達港に於て輸入稅全額を徵收せしめ得るものとす。

第四節　外國貨物免稅書類

(Duty Exemption Documents for Foreign Goods.)

輸入税納入濟外國貨物が、一開港より他の開港に再輸出せらるゝに當り第一節に規定したる條件と一致する時は、副申告書に「輸入税納入濟」なる檢印を捺したるものを免税書類免税證明書或は輸入税納入濟證明書(Exemption Certificate or Duty Paid on Import Certificate)として下附し、到達港に於て貨物の自由入港を許可するも、當該輸入品が右の條件に一致せざる時は、他の開港向再輸出するに當り「納税證據なし、到達港にて納入を要す。」(No Proof of Duty Payment: To Pay)なる記號を附せらるべし。(即ち到達港に到着したる時輸入税納入の義務あるものと思考せらるべし。)再輸出申告書に記入したる貨物が、到達港に於て納税を要するを知りて、該申告書を撤回せんと欲する商人は、之を許可せらるべきも、虚僞の輸入税納入證據を提出して税收詐取を企圖せざりしものなる事を要す。

第五節　自動車の轉口税免除辨法

(Motor Vehicles: to be Exempt from Payment of Interport Duty on Shipment Coastwise.)

一九三六年五月一日以降、凡ゆる種類の自動車にして、海關監視の下に全部或は一部分中國産材料を以て製造したるものは、其の裝置及び完成等の工作の如何を問はず、其他の通商港に輸送するに際し轉口税を免除せらる。但し本新規程は、全部或は一部分外國品を以て製造したる自動車の沿岸港輸送人が、納入濟輸入税に關し海關を滿足せしむる責任を解除するものにあらず。

第六節　戻税を認められざる再輸出外國輸入貨物

(Re-exported Foreign Imports not entitled to Drawback.)

輸入税納入済外國貨物は對外再輸出に當り假令本章第一節規定の條件に一致するも、特別なる場合の外は戻税の權利を附與せられず。

第七節　特別戻税

(Special Drawbacks.)

陸揚不足外國貨物の關税が納入せられたる場合、及び査定或は計算の過誤により外國貨物の超過關税が納入せられたる場合には現金による特別戻税を發給せらる。納税済陸揚不足外國貨物の戻税申告書が作製せらるゝ時は、申告者は關税受領證、要すればハス、及び拂戻請求額を明示し且つ貨物は陸揚港不足せるのみならず中國内他港に於て陸揚せざりし事を證明する船舶會社の書狀を提出するを要す。船舶會社の證明には當該貨物が最初の船積港に於て船積不足したるか或は中間外國港に於て陸揚超過したるかの證據を添附することを要す。此の證據に滿足せざる時は、海關は更に積荷目錄規定第八條に規定したる宣誓書(第一章第七節參照)の提出を要求す。陸揚不足貨物の證跡を調査する爲め愼重に努力を拂ひたるも不成功に終りたりといふ單なる理由にては戻税を發給せられざるべし。

輸出の際積殘り (shut out) となり其後船積せられざりし貨物に對しても、關税の戻税をなす。但し積殘品規定(本章第廿一節參照)を充分に遵守したることを要す。

輸入税を納入したるも其後檢閲により禁止せられたる映畫フィルムは特別戻税を受くる權限を有す。但し該輸入禁止フィルムは、輸入日より六個月以内に外國向再輸出するか、或は海關吏監視の下に破棄したるものなることを要す。

特別戻税發給申告書は當該開港海關税務司に宛て、事件の全幅的調査に必要なる、凡ての詳細事項を記入して之を作製することを要す。

第八節　船舶用外國炭及び燃料油の戻税不許可

(No Drawbacks on Foreign Coal and Fuel Oil for Bunkers.)

中國沿岸或は外國向航行船舶所用の納税済外國炭及び燃料油は戻税の請求をなす事を得ず。保税倉庫より外國向海洋航行汽船石炭庫に搬出する外國炭及び燃料油には輸入税を徴收せず。船舶が中國の海港或は河港を經由して外國向出港する場合には、本無税特權は、開港に於て同船舶の船艙より同一船舶の石炭庫(bunkers)に移轉せらるゝ外國炭、及び保税倉庫渡し船舶用外國炭及び燃料油にも亦適用することを得。但し此の免税は毎航海一回に限る。

中國開港と大連或は香港との間を航行するか、或は其の規定航路中に之等開港の孰れかを含む沿岸航行船舶が使用する外國炭及び燃料油は課税せらるゝも、外國向航行中直接香港或は大連向出港する船舶の使用する外國炭及び燃料油は免税せらる。

「石炭庫」(bunkers)なる用語は、船舶の印刷設計圖に指示したる石炭庫の凡ての貯藏部分を包含するものと解せらるべきものとす。

(石炭庫積込用外國炭の保税規定に關しては第七章第七節參照)。

第九節　船舶用貯藏品

(Ships' Stores.)

船舶用外國産貯藏品は課税せられ、戻税を受くる權限を附與せられず。然し乍ら該貯藏品が外國向海洋航行汽船或は外國海軍船舶用のため保税倉庫より搬出せられたる場合は無税通關を許さる。

（船用品一覽表の認定書式に關しては附錄第二十二參照）。

第十節　對外輸出中國品の轉口税拂戻

(Drawbacks for Interport Duty on Native Goods Exported Abroad.)

輸出税を免除せられたる中國産貨物を外國向輸出する者は、該貨物が當該輸出港に移入せられたる日より一年以內に限り、更に一開港より他の開港向船積の際納入したる轉口税を現金にて拂戻さるゝ權利を有す。轉口税及び附加税の合計が輸出税額を超過する場合、戻税が發給せらるゝ時は、納入税を超過する額のみを拂戻さるべし。兩者の場合に於ける拂戻請求には原船積港海關の發給したる納税證(或は輸出證明書)を添附することを要す。

第十一節　途中大連にて積換へらるゝ對外輸出中國貨物の課税法

(Duty Treatment of Native Goods Exported Abroad, Transhipped at Dairen en route.)

中國品（輸出税則に依り無税にて輸出し得る貨物を除く）が一開港より大連經由外國向輸出申告せらるゝ時は、大連に於て積換へらるゝと否とを問はず一律に輸出税を徵收し、之を輸出税帳簿に記入す。轉口税が輸出税より高額なる場合は信用すべき船會社或は銀行にして、有効なる輸入證書が適當なる期間中に提出せられざる場合有兩税の差額を海關に納付する事を引受たるものが發行したる保證書を船積の際海關に提出することを要す。此の差額を徵收したるときは

之を轉口稅帳簿に記入することを要す。當該輸入證書は眞正の書類にして責任ある機關の署名を有するや否や、又所載の詳細事項が、當該貨物に一致するや否やを注意して鑑定することを要す。

本項の手續は試驗的辦法なり。萬一現在許容せる特權を濫用せらるゝことあらば、何時にても舊の現金供託手續を復活するものとす。

第十二節　對外積換或は輸出のため一通商港より他の通商港に運輸せらるゝ中國貨物の課稅辦法

(Duty Treatment of Native Goods sent from Open Port to Open Port for Transhipment or Exportation Abroad.)

一、(a)生糸、生絲製品、漆器、紙傘等及び其他の中國貨物の如く沿岸運輸をなす時は轉口稅を課せらるゝも、對外輸出をなす時は無稅なるものが、開港(一港或は其れ以上)を經由し外國向積換へらるゝことを申告せられたる時は、他の開港經由對外輸出せらるゝ工場製品に對する現行手續が適用せらるゝものとす。即ち貨物は原船積港を無稅通過せしめらるゝと共に對外出發を申告したる最終出發港に轉口稅の賦課せらるゝことを要求したる申請書副本に捺印するものとす。該申請書は、貨物が規定の積換期限内に對外最終出發港に於て、對外積換せられざる場合の辦法として提出したるものなり。

(b)前記中國貨物が一ヶ年内に最終出發港より對外再輸出する申告を原船積港に於てなす時は、轉口稅は原船積港海關に於て課徵せらるゝも、其の轉口稅納入證(或は輸出證明書)を提出せば、對外最終出發港より之を拂戻さるべし。但し該貨物は前記期限内に實際に對外再輸出せらるゝことを要す。

漆器及び紙傘の保税倉庫手續は取消されたるも、麥稈帽及び麥稈眞田の保税倉庫手續及び課税辦法は繼續施行せらるものとす。

二、（a）對外船積せらるゝ時は輸出税を課せらるゝも、沿岸輸送に當りては無税なる中國貨物が、原船積港に於て對外積換申告をなさるゝ時は原船積港に於て輸出税を課せらるゝものとす。貨物が對外最終出發港に於て規定の積換期限内に對外積換せられざる場合は、原船積港に於て納入したる輸出税は、該港海關發給の輸出税納入證（或は輸出證明書）の提出及び證明により該貨物の消費港に於て拂戻さるゝものとす。

（b）前記中國貨物が一ヶ年内に最終出發港より對外再輸出する申告を原船積港に於てなす時は、原船積港に於て輸出税を課徴せらる。而して貨物が一ヶ年内に再輸出せられざる場合は、原船積港に於て納入したる輸出税は、該港海關の發給したる納税證（或は輸出證明書）の提出及び證明により、該貨物の消費港に於て拂戻さるゝものとす。

三、他の開港經由對外船積することを申告したる課税中國貨物にして、原船積港に於て輸出税を既に納入したるものが、對外再輸出せられずして他港に於て消費せらるゝ時は、轉口税及び輸出税の差額は、原船積港海關の發給したる輸出税納入證（或は輸出證明書）の提出により、消費港海關に於て拂戻或は徴收せらるゝものとす。

四、對外積換或は再輸出の申告をなさずして國内に輸送せらるゝ課税中國貨物にして、轉口税を既に原船積港に於て納入したるものが其後該貨物の對外最終積出港に到着したる期日より一ヶ年内に原包裝の儘、他港より對外再輸出せらるゝ時は、輸出税及び轉口税の差額は原船積港海關が發給したる輸出税納入證（或は輸出證明書）の提出により、最終出發港海關に於て拂戻或は徴收せらるゝものとす。

第十三節　中國貨物の免稅書

(Duty Exemption Documents for Native Goods.)

轉口稅を納入したる國貨にして、原記號及び番號の變更無き原包裝の儘のものが、一開港より他の開港に到着したる期日より一ケ年內(腐敗性の貨物にありては更に短期)に船積せらるゝ時は、申告書副本に「轉口稅納付濟」の檢印を捺したる免稅書を交付し、貨物が到着港に自由入港するの權限を附與す。但し該貨物が他の開港向積換へられ本條件に適合せざる時は、轉口稅を再徵す。

第十四節　貨物の積換

(Transhipment of Cargo.)

一船舶より他の船舶に、直接或は間接に貨物の積換をなすには、特別許可無くして之を行ふことを得ず。之に違反する時は、貨物の陸揚及び船積の兩者をなす船長を該積換貨物價格と同額以上二倍以下の科料又は罰金に處し且つ貨物及び船舶を沒收す。

特別なる狀況にありて、海關先づ警護準備をなしたる場合を除きては、外國より入港する凡ての積換貨物は、登記濟貨物船にて輸送することを要す。

內河汽船航行規則に基きて通商する船舶は、輸入稅未納積換外國貨物の輸送を許可せられず。(第十三章第五節第十二項參照)。

凡て積換貨物は、海關の檢閲を受け海關が規定したる期限内に積換ふることを要す。

第十五節　輸入積出貨物の定義

(Definition of Import Transhipment Cargo.)

外國より中國開港に入港する積換貨物は、左の二種に分類せらる。

一、通し船荷證劵により、一開港より他の開港に輸入せらるゝ外國輸入品。

二、普通船荷證劵により最初の輸入港に向けられたる外國輸入品にして、陸揚前海關に積換を申告し、且つ此の申告を翻して最初の輸入港に入港することなき事を聲明したるもの。

第十六節　中國開港向輸入積換貨物の課税法

(Duty on Transhipped Cargo due on entry into China.)

中國内一開港に於て積換へ他の開港に輸送する輸入貨物を、目的港に輸送する船舶に積込むため、之を輸入船舶より陸揚げする時は、該貨物は輸入船舶より陸揚のため中國に入港し、從つてその入港當日賦課せらるる凡ての税金(all duties & dues)を納入すべきものと思考せらる。普通の場合に於ては該税金は目的港に於て賦課せらるべし(最初の輸入港及び目的港の間に於て損傷或は破壞せられたる積換貨物の課税法に關しては第十九章第九節參照)。

第十七節　外國港經由中國の一開港より他の開港に船積せらるゝ中國貨物

(Native Produce shipped from Open Port to Open Port *via* a Foreign Port or Ports.)

中國貨物は申告書副本に檢印を捺したる免稅書に依り、左の規定に從ひ外國開港(一或は其以上)を經由し、中國内の一開港より他の開港に積送する事を得。

一、一開港より外國開港(一或は其以上)を經由し、他の開港に向け汽船を出港せしめんと欲する汽船所有者或は汽船會社代理人は、出帆港海關に寄港すべき外國港名を申告すると共に、他の開港向申告したる凡ての中國貨物が積換せずして目的港に輸送せらるべき旨を陳述したる書式を提出することを要す。該外國寄港地は船積開港と陸揚開港との直通航路中に介在することを要す。

(註)一開港より他の開港向底荷を積みて出港する船舶は、寄港せんとする外國港(一或は其以上)の名を出港時に於て申告するにあらざれば、船用燃料積込或は其他如何なる目的の爲めにも外國港(一或は其以上)を經由し航行することを得ず。之に違反する船舶は五百元以下の科料又は罰金に處す。

右の規定は遭難の爲め外國港に寄港する船舶には概して之を適用せずと雖も、遭難陳情書を提出し其の眞實なること立證せられたる場合に限り承認せらるゝものとす。

二、汽船により一開港より外國開港(一或は其以上)を經由し、他の開港向輸送する中國貨物の一部が、外國寄港地に於て他の汽船或は民船に積換へらるゝことを申告する時は、當該汽船所有者、或は代理人、或は私的關係商人は、其申告書に貨物を積換ふる船舶の型、積換貨物の記號、重量、價格、其他に關する詳細、並びに可能なれば、貨物を目的港迄輸送する爲め使用する積換船舶の名稱を記入すべし。

三、原出港許可港海關當局が、右の申告書を受取りたる時は、當該汽船所有者、或は代理人、或は私的關係商人より

積荷を申告したる當該貨物は外國寄港地の何れに於ても改裝せざることを保證し之に違反したる時は規定の處罰に服すべき旨を記入したる文書を提出せしむ。

四、外國開港に於て、積換の申告をなしたる中國貨物は、必要なる場合容易に封印せられ得る如き方法にて嚴密に包裝し、各委託貨物には識別し易き記號—船積の宛先商館名の方が一層好まし—を附し、且つ容易に正確なることを證明し得る如き方法にて番號を附することを要す。海關は必要なれば申告者に對し當該委託貨物の各個包裝の重量を記載して署名せる重量覺書(weight memorandum)を提出することを要求することあるべし。之等條件が完全に應ぜられざる時は、海關はその積換特權を拒絕し得る權利を保留す。

五、包裝せられず、或は正當に記號及び番號を附せられず、從つて船積港に申告したるものと同一なることが目的港にて即時識別し得られざる中國貨物は、外國港に於て積換ふることを得べきも目的港に於て中國貨物として取扱はるゝ特權を附與せられざるものとす。

六、外國港に於て汽船或は民船に積換ふることを申告し、原出港許可港海關が之を受理したる中國貨物が、最初の船積期日より二ケ月内に、明記せられたる開港に到着せざる時は、後日到着したる時中國貨物たるの性質を喪失したるものと認められ、之に準ずる辦理を受くべし。二ケ月の期限に對する唯一の例外は、雲南省内の開港と其他中國内の開港との間に於て外國開港(一或は其以上)を經由して輸送せらるゝ中國貨物の場合にして、之が認可期限は四ケ月とす。

(註)貨物の目的港到着が期限を超過せる場合に、之が商人の左右し得ざる特殊狀況に原因したる事證明せらるゝ時は、總稅務司に該事件を報告して決定を求め其の自由裁量により期限の延長を受くる事を得べし。

七、一開港より外國開港(一或は其以上)を經由し、他の開港向船積したる中國貨物が、規定の期限内に目的港に到着

せず或は航行の途次改裝せられたる事發見せらるゝ時は、中國貨物たるの性質を喪失したるものと認め、目的港に於て輸入稅を課せらるべし。而して原輸出者は船積港海關より、其の證書の條件に基き、輸出稅と轉口稅との差額を納入することを要求せらる。但し科料又は罰金を課せらるることなし。

八、貨物を船積港より目的港に輸送する航行中代用品を以て取替へたる時は、該代用品は目的港海關に於て之を沒收す。但し此の場合は原輸出者は何等の科料又は罰金を課せらるることなし。

九、一開港より外國開港（一或は其以上）を經由して他開港向船積する中國貨物を該外國開港に於て積換申告する時は之に添附せる原申告書、重量證書、其他の書類の副本を包含する海關書類は目的開港海關稅務司に郵送せらる。貨物が航行の途次、外國開港（一或は其以上）に於て積換のために非ず、原汽船により目的開港に輸送する爲めに通し貨物として申告する時は、凡ての海關證明書類は當該汽船により普通轉口船積に際し現在行はるゝと同一方法にて之を送附することを要す。當該書類を受理したる稅務司は、當該貨物に對して正規の檢閲準備をなす。書類に記載せる貨物と、實際に陸揚げしたる貨物との間に相違ある場合は、該稅務司は違反の輕重に從ひ科料又は罰金或は沒收によりて事件の處決をなし且つ本件を原船積港稅務司に報告し、以て必要なれば、將來外國開港に寄港し、或は外國開港に於て積換へらるる中國貨物の沿岸辦理特權を當該會社或は商人より取消すことあるべし。

第十八節　改裝せる中國貨物の對外輸出

(Export Abroad of Repacked Native Goods.)

轉口稅を納入し、且つ外國向船積せんとする或る特種の中國貨物は、再輸出の特權を喪失することなくして、改裝整

理、記號の改變、或は筵蓆の卷替へを行ふ事を得。但し左の條件に合することを要す。

(一)、海關許可を申請し認可せられたること。

(二)、前記の工程を實行する上に適當なる施設を有すること。

(三)、該工程は海關監督の下に行はるゝこと。

(四)、貨物を改裝したる時は、一ケ年内に、又特種の整理貨物の場合にありては、更に短期間内に再輸出すること。

第十九節　中國開港或は外國向再輸出する既用外國貨物

(Used Foreign Goods Re-exported to Open Port or Abroad.)

製造者名或は其他記號により、明白に外國製品なりと認め得らるゝ既用外國貨物は、海關の自由裁量により、開港或は外國向再輸出に當り無稅にて通關することを得。當該證據を有せざる時は、外國型貨物は現在中國に於て自由に製造せらるゝ點より思考し、場合に應じて轉口稅或は輸出稅を課す。

協定に基き輸入稅免除の特權を附與せられたる貨物を、最初鐵道或は其他の機關によりて輸入し、後之を無稅にて對外再輸出する時は、輸入稅を免除せらる。但し該貨物は包裝原狀を維持し居るか、或は實際輸入目的の通り作用せられ居ることを要す。然し乍ら既用鐵道材料は、他の開港向再輸出せられたる時、輸入稅を課せらる。該貨物を取引し、其の輸入商館が他に之を賣却したる時は特に然りとす。

(未使用外國貨物 (Unused foreign goods) の再輸出課稅規定に關しては本章第二及び四節參照)。

第二十節　保税品或は破毀品以外の外國貨物の改装不許可

(Foreign Cargo, unless in Bond or Damaged, may not be Repacked.)

保税倉庫内に非ざる外國貨物にして整理せられたるもの、及び改裝せられたるものは、容易に外國貨物なりと識別し得らるるものを除く外、無税再輸出の特權を附與せられず。然し乍ら當該貨物が破毀狀態にて入港したる時は、海關の釋放前、再輸出の特權を喪失せずして改裝を許可せらるゝことあるべし。此の場合は納税前、税務司宛改裝申告を提出することを要す。

(保税倉庫にある外國貨物の改裝及び整理に關しては第七章第四節參照)。

第二十一節　積殘品

(Shut-out Cargo.)

積殘品即ち輸出、再輸出、或は積換せらるゝと否とに關せず、海關捺印の船積指圖書を添附せるも船積せられざりし貨物は、船舶の出港前、當該船舶代理人より之を海關に報告し、以て積荷目錄其他の書類に必要なる修正をなさしむることを要す。積殘品は凡て陸揚の時檢閲を受くることを要す。之に違反する時は積殘特權 (Shut-out privileges) は海關之を拒否すべし。即ち該貨物は、再船積に當り、中國貨物なれば再び課税せられ、外國貨物なれば免税書 (a duty exemptifon document)を拒否せらる。(本章第四節參照)。積殘品の檢閲は海關當局指定の碼頭或は棧橋に於て規定の時間内に之を行ふことを要す。檢閲後直ちに積殘品を再船積せざる時は、實際再船積の行はるゝ際、再び檢閲を受くることを

要す。

積殘品に對し輸出税或は轉口税を納入したるも、之が再船積を欲せざるときは、特別拂戻（special drawback）の權限を附與せらる。但し該拂戻しは、當該船舶の出港日より十四日以内に請求し、貨物は積殘となりたる日より三日以内に再檢閲せられたることを要す。

會社或は代理人が、不合理に多數の船積指圖書を發給し、當該船舶の積載量を超過する貨物を搭載せんとする時は、海關は自由裁量により、積殘特權を拒否する事あるべし。

第二十二節　積殘保税貨物

(Shut-out Bonded Cargo.)

船積のため保税倉庫より搬出したる貨物が積殘品となりたるときは、直ちに原保税倉庫に返送することを要す。而して再檢閲後、再保税或は納税輸入の申告をなす事を得。

第二十三節　僞造商標貼附貨物の輸出

(Exportation of Goods bearing Forged Trade-marks.)

僞造商標、或は僞造商標を添附せる商品、或は登記濟商標と同一なる商標の輸入を處理する海關法規は、當該貨物が沿岸或は外國に輸出せらるゝ場合にも亦之を適用す。

(本規定に關しては第四章第十七節參照)。

第二十四節　紅箱運貨辦法
("Red-box" System.)

破損したる小包の、少量の納税濟外國輸入品は、左の規定に從ひ、追加納税を行はずして左の各港間を輸送することを得。

（一）上海、寧波、溫州。

（二）上海と長江各港。

（三）漢口、岳州、長沙、沙市、宜昌の各港。

一、凡ての「紅箱」(red-boxes) は海關所定の樣式たることを要し、且つ番號、船會社名、及び目的港を表示することを要す。

二、紅箱は國幣八元の年額料金を納入すると共に海關に登記せらる。

三、紅箱には船積指圖書及び正副二通の申告書を添附し、海關棧橋(The Customs Jetty)に提出して檢閱を受くることを要す。

四、檢閱員は內容の正確なるを承認したる後該紅箱に鉛片封緘 (leaden seal) を附し兩申告書に署名をなす。

五、紅箱の封緘に先だち、檢閱員は左の條項を確認することを要す。

（a）紅箱は登記せられ可良狀態にあること。

（b）紅箱は申告書に記載せるものと一致する讀み得る名稱及び番號を附せること。

六、正副兩申告書には船積指圖書を添附し、之を海關棧橋檢閱員に手交することを要す。該員は之に署名をなし海關總務課（輸出係）に轉送し一部は同課に保存し、一部は商人に交付して目的港に送附せしむ。船積指圖書が整備せば捺印して控所に送附す。

七、同一稅率の種類の各貨物、或は同一性質の從價徵稅物品にして、價格が五十五金單位を超過するものは、同一紅箱に荷造することを得ず。

八、貨物は目的港に於て確め、整備せる時は無稅にて通過せしむ。欺僞行爲ある時は、貨物も沒收し、荷主を八十元の罰金又は科料に處す。

九、外國貨物に限り紅箱に荷造することを得。

一〇、各紅箱の蓋の內側には本規定の中國語及び英語の寫を貼附することを要す。

第二十五節　寧波小包袋
(Ningpo Parcel Bags.)

上海、寧波間を航行する定期汽船は、無稅品の小包を容れたる袋を輸送することを得。

該袋は運送目錄(Way-bill)と共に海關驗貨處(The Examiner's office)に提出せらる。

入港の場合——袋の封印を檢閱解除し、凡ての整備せる時は、運送目錄に裏書して輸送人に返還す。

出港の場合——申告者は、驗貨員に袋數及び袋に容れたる小包數を通告す。驗貨員は袋に封印し、小包許可證(Parcels Permit)を發給す。本許可證は、船舶の次回航行時驗貨員之が返還を受けて之を取消す。小包許可證は、海關棧橋の監

貨員參考用として之を保存す。

商人の使用する各袋は、毎年一回海關に申請して鑑札を受くることを要す。手數料は袋の大小に依り八元或は四元とす。

第十一章　轉　口　稅

第一節　轉口稅
(Interport Tariff.)

中國內に於て消費する事を申告したる中國貨物が、洋式船舶に依りて中國沿海開港間を輸送せられたるときは、當分轉口稅則（一九三一年公佈）の稅率と之が半額の附加稅との合計に相當する轉口稅を船積港に於て納入することを要す。

轉口稅々率表は別冊として市中に販賣す。（轉口稅則に關しては第八章第六節參照）。

第二節　中國貨物として取扱はるゝ納稅濟加工外國貨物
(Reconditioned Duty-paid Foreign Goods treated as Native Products.)

中國內に於て納稅濟外國材料を基とし、之に中國產材料を加用或は混用し、又はせずして、製造、組立等を行ひたる貨物、及び中國輸入後混合或は稀釋し、或は其他にて最初の狀態が變更したる貨物は、中國貨物の性質を有するものと認め、一開港より他の開港向船積する際、轉口稅と附加稅とを賦課せらる。

中國內にて製造したる貨物にして、全部或は一部分が外國品なる事を指示する記號を有する材料より成れるものが、中國の一開港より他の開港向船積せられたる時は、當該荷主はその申告書に、該加工品は、全部或は一部分を外國品たる記號を有する材料を以て中國內にて製造したるものなることを記載し、且つ海關が其の中國製貨物の外國貨物部分の

輸入徑路を辿り得るやう、之に關する詳細を表示することを要す。稅收詐取を謀りたりと信ずべき充分の理由ある場合は、當該貨物は之を沒收せらるべし。

第三節 沿岸貿易に從事することを許可せられたる外國船舶
(Foreign-flag Vessels permitted to engage in Coasting Trade.)

外國人所有に係る洋式船舶は、當分中國沿岸開港間に於て、外國貨物は勿論中國貨物の輸送に從事することを得。

第四節 汽船積載重貨物に重量を標記すべきこと
(Marking of Weights on Heavy Steamer-borne Packages.)

右の規程に關しては第四章第五節參照。

第五節 一開港より他の開港經由內地向の船積貨物に課せらるゝ轉口稅
(Interport Duty leviable on Goods from Open Port to Inland place *via* an Open Port.)

中國貨物が一開港より國內地點向、又反對に國內地點より一開港向船積せられ、其の輸送船舶が他の開港に寄港し、又は途中之を通過する時は、該貨物は轉口稅を賦課せらる。（第十三章第五節、內河汽船航行規則第十三條參照）。

內河汽船航行規則に依りて石馬と一開港との間を航行し、途中廈門外港を經由し、又は江陰と一開港との間を航行し

途中吳淞を經由する船舶の場合は、本規程の例外とす、但し後者の場合に於ては、船舶が吳淞港に於て通商する目的を有せず、單に長江通商暫行章程に適合する爲めに同港に寄港したる時のみ例外となるものとす。

第六節　連雲港に於て船積したる貨物の轉口稅免除

(Exemption from Interport Duty of Native Goods from Lien yün chiang (Lao yao.))

內河航行汽船證書に依る汽船にて、老窰附近の連雲港より一開港向積送したる中國貨物は、途中他の一開港を通過したる場合と雖も轉口稅を免除せらる。但し申告したる目的港に到着する迄當該貨物を荷卸せざることを條件とす。連雲港海關分卡は內河航行汽船に依りて一開港向船積せられたる中國貨物を悉く檢査して、各船積に對して許可證を發給すべし。該許可證は、貨物の包裝數、包裝上の記號、貨物の性質並に價格、船名、荷主名、及び目的開港名等の詳細を記入することを要す。本許可證の副本は、貨物申告港の海關宛郵送し、各船積に有効なる引合せ符號を附せしむべし。航行の途中荷卸し、續いて海外に密輸出せらるゝを防止する爲め、連雲港海關分卡は當該貨物が申告港に到着せざりし場合は、その輸出稅の五倍を支拂ふことを保證したる保證書を、商人、荷主、或は船舶代理者より取るものとす。

第七節　內河航行汽船に依る寄港地向中國貨物の轉口稅免除

(Exemption from Interport Duty of Native Goods in I. W. S. N. Vessels trading to Ports of Call.)

內河汽船航行規則に依る船舶は、寄港地（Ports of Call）間を往復し貿易に從事することを得。但し認可航路中に指

定せられたる寄港地に限る。

内河汽船航行規則に依りて開港と寄港地との間を往復し、途中他の開港を經過せざる船舶が輸送したる貨物は、轉口稅を免除せらる。

第八節　外國產重油より精製したる石油に課せらるゝ轉口稅

(Interport leviable on Kerosene Oil Refined from Foreign Fuel Oil.)

輸入稅納入濟重油 (fuel oil) より中國に於て精製したる石油は、沿岸向船積せられたる時、轉口稅を納入することを要す。(第六章第一節參照)。中國に於て精製したる石油の轉口稅の免除を受くる爲めには、石油會社は、煉油保稅倉庫章程に依り保稅工場に於て精製することを要す。

第九節　開港間航行中國民船

(Chinese Junk trading between Open Ports.)

民船に依りて中國沿岸開港間を輸送する中國產貨物は、該民船が汽船或は發動機船に曳かれざる場合に限り、轉口稅を納入することを要せず。

第十節　沿岸貨物の海關檢査

(Coastwise Cargo subject to Customs Examination.)

沿岸開港間を輸送する貨物は、凡て船積荷卸兩港に於て海關檢査を受くることを要す。

第十一節　郵便小包の轉口税免除

(Postal Parcels exempt from Interport Duty.)

郵便小包の海關檢査は、一九三四年十一月十六日以後廢止せられたり。但し其の內容物は海關に申告し海關檢査を受くることを要す。

第十二章　長江、西江及珠江一帶貿易規程

第一節　長江通商暫行章程

(Yangtze Regulations.)

長江貿易に從事する商船は、凡て民國二十二年五月公布施行せられたる左の長江通商暫行章程に據ることを要す。

第一章　總　則

第一條　舊　章　程

從來施行せる長江通商章程（Yangtze Regulations）は本章程施行の日より之を廢止す。

第二條　船舶の種類

長江に於て貿易に從事する商船は、左の二種に分つ。

a、汽船（機械を用ひて航行する凡ゆる船舶及び其の曳船を含む）

(一)內河汽船——內河汽船航行規則に依りて航行するもの。

(二)河川汽船——長江各港間、或は上海と長江各港とを往復するもの。

(三)海　洋　船——呉淞を通過し長江上流を航行するもの。

b、民船及び其他の帆船

以上(a)(b)兩種の船舶は各河港海關法規を遵奉することを要す。

第三條　船舶呉淞通過許可證

何國の商船たるを問はず、呉淞を通過して長江を遡航し、或は下航せんとするものは、先づ本章程に依り、海關に申請して許可證を領有することを要す。之に違反したる者は船舶並に貨物を併せ没收せらるゝものとす。

第四條　開港、寄港地及び旅客積卸港

一、開港

凡そ商船は、當分左の開港に於て貿易に從事することを許可せらる。

鎭江　南京(浦口)　蕪湖　九江　漢口
沙市　宜昌　萬縣　重慶　……以上長江沿岸
岳州　長沙　……以上湘江沿岸

(第一章第一節參照)。

二、寄港地

凡そ商船は當分別に規定する所に依り、左の各寄港地に於て貨物の積卸しをなすことを許可せらる。

江陰　南通縣　……以上江蘇省
大通　安慶　……以上安徽省

湖　口　……以上江西省

武　穴　黄石港(一名黄子崗)　陸溪口　……以上湖北省

(第一章第六節參照)。

凡そ中國商船は、別に規定する所に依り左の各寄港地に於て貨物の積卸しをなすことを得。

劉家渡　……安徽省

巴　東　巫　山　夔　府　雲　陽　……以上宜昌萬縣間

忠　州　酆　都　涪　州　長　壽　……以上萬縣重慶間

(第一章第六節參照)。

中國民船の外は、如何なる船舶も前記各港以外の長江沿岸地點に於て貨物の積卸しをなすことを得ず。之に違反したるものは、海關法規に依り密貿易者として處罰す。

二、旅客積卸港

凡そ商船は、左の各處に於て、旅客並に其の手荷物の積卸しをなすことを得。

蘆涇港(南通縣)　天星橋(泰興縣)　口　岸　儀　徵　……以上江蘇省

荻　港　華陽鎭　……以上安徽省

蘄　州　黄　州　新　堤　荊河口(一名荊河腦)……以上湖北省

(第一章第七節參照)。

旅客の手荷物には課稅さる可き貨物を含む事を得ず。之に違反したるときは、その課稅貨物の全部を沒收す。(第三章

第八節參照)。

中國政府は、税收の必要上、前記開港或は貨客積卸港の何れをも隨時閉鎖し、或は別に開港若くは貨客積卸港を新設することを得。

(a)汽　船

第五條　內河航行汽船

凡そ內河航行汽船は、內河汽船航行規則に遵ふ事を要し、內河より海洋に出で或は海洋より內河に入る場合は、中國船なれば航行日誌(Voyage Books)を、外國船なれば內河航行汽船艦札(I.W.S.N. Certificates)及び航路日誌(Way Books)を、上海海關或は其滬分卡に提出して檢査を受くることを要す。

第六條　河川汽船

(a)長江に於て、定期に貿易に從事せんとする中國汽船は、航行日誌を、上海、漢口、若くは宜昌海關に提出し、海關に河川汽船たる事を登錄することを要す。此の登錄は每年一回當該海關に於て書換ふることを要す。

(b)長江に於て、定期に貿易に從事せんとする外國汽船は、其の國籍證書を上海に於ける當該國領事館（上海駐在の領事を有せざる場合は直接上海海關）に保管せしむることを要す。海關は該船舶の國籍證書を受理し或は當該國領事館よりの申請書を受理したる時は、其の船名、船籍、登簿噸數、及び携帶の自衞用武器を記載せる證書を下附す。通航免狀(River Pass)と稱するもの之なり。通航免狀の有效期間は當年限りとす。通航免狀は每年一回上海海關に於て書

換ふることを要す。但し之等汽船が漢口或は宜昌の上流地方に於て貿易に從事し、上海に歸航せざる場合は、漢口或は宜昌海關に於て書換ふることを要す。

河川汽船は、海關法規に依り當該開港に於て貨物の積卸しをなし稅金を納入すべし。中國船の噸稅は、該船舶が河川汽船なることを登記したる港に於て之を納入し、外國船の噸稅は、通航免狀を交付し或は書換へたる開港に於て之を納入することを要す。

（註）河川汽船が修繕其他正當の理由にて入渠する爲め、通航免狀の效力停止を請求する時は、海關は通航免狀を引取りて其の效力の取消しを許可し、該船の停航期間噸稅の徵收を免除す。（第十五章第五節參照）。

第七條　海洋汽船

（a）凡て中國籍海洋汽船が長江を吳淞以上に溯航せんとするときは、國籍證書及び航行日誌を上海海關若くは吳淞分卡に提出して、通關許可證の交付を受け、然る後始めて溯江を許さるゝものとす。而して長江沿岸の何れの開港に在りて貿易に從事するを問はず、他の開港に於けると同樣に、出入港申告書提出、貨物積卸し、稅金納入の手續をなすことを要す。吳淞或は上海に歸航したる時は、航行日誌を再び海關に提出することを要し、海關は各關稅を完納し其他の條項の悉く滿足に履行せられたる事を確めたる後、再び航行することを許可す。

（b）凡そ外國籍海洋汽船が長江を吳淞以上に溯航せんとするときは、上海迄航行せざる者にありては國籍證書の保管を吳淞分卡に、又上海迄航行する者にありては上海海關に、又領事の駐在せざる國の船舶にありては上海海關或は吳淞分卡に寄託することを得。然る時は海關は船名、國籍、登簿噸數、貨物及び武裝の種類、寄港地及び目的地を記載せる特別通航免狀 (Special River Pass) と稱する證書を交付す。然る後該船舶は長江を溯航することを得。而して何れ

の開港に在りて貿易に從事するを問はず、其地の開港に於けると同樣に、出入港申告書提出、貨物積卸し、稅金納入の手續をなすことを要す。吳淞或は上海に歸航したる時は、特別通航免狀を海關に返還することを要す。海關は凡ゆる稅金を完納し、其他の條件が悉く滿足に履行せられたる事を確めたる後、之を當該國領事館に送達し、或は直接國籍證書を返還する等の手續を採り、船舶を海洋に出港せしむ。

（c）凡そ中國及び外國籍海洋汽船にして、噸稅證明書を有せずして長江を溯航せんとするものは、吳淞分卡或は上海海關に於て噸稅を納付することを要す。若し長江沿岸開港に於て噸稅證書が滿期となりたる時は、同港に於て新證書と交換することを要す。

（註）凡そ外洋より長江に入る商船は、吳淞分卡に入港を申告するに際し、船用食糧品及び其他の目錄一部を提出することを要す。

第八條　汽船貨物

凡そ長江沿岸に在りて貿易に從事する汽船は、他の開港に於ける汽船と同樣に諸稅を納付することを要す。即ち政府が別に規定を設けざる限り輸入稅は荷卸し前、荷卸し港に於て、輸出稅及び轉口稅は船積前、船積港に於て納付すべきものとす。同樣に申告書提出、檢査、通關許可書交付等の手續の濟みたる後、貨物の積卸し、積換をなすべきこと他の開港に於けると同樣なり。

（b）民船及び其他帆船

第九條　民船及び其他帆船

（a）凡そ中國航海民船は、長江を航行するに先だち、其國籍證明書、登記簿等を江防海關に提出して檢査を受くること

を要す。（第十四章第五節參照）。

（b）凡そ外國貿易に從事する中國民船は、江陰海關に於てその積載貨物の檢査を受け、課稅さるべきものは同海關に於て納稅することを要す。

（c）外商の傭船したる中國民船は、外商所有の貨物を積載して開港間を輸送することのみを許さる。該民船は海關に保稅證書を提出し、それと交換に特別民船鑑札（special junk paper）を受領することを要す。該保稅證書には、積載貨物が確實に外商の所有たる事、開港に於て荷卸しして稅金を納付すべき事、及び荷卸しの手續が之に違反したる場合は該稅金に五倍する罰金を課し、且つ當該外商の傭船は將來通關するを得ざることを明記せり。此種民船はローチャ船（洋船）と同樣に海關申告、荷卸し、及び納稅をなすことを要す。傭船に依り輸送する中國土貨は轉口稅を納入することを要す。

（d）凡そ外國帆船及びローチャ船は、上海領事或は上海海關若くは吳淞分卡に申請して特別通航免狀（Special River Pass）を受領し、且つ一般に外國汽船と同規程に遵ふことを要す。

第十條　通　關

凡そ長江貿易に從事する汽船、外國帆船及び傭船は、出帆港の海關に出港免狀（Clearance Record）の下附を申請することを要す。出港免狀は船舶が目的港に到着したる後之を該港の海關に提出して荷卸し許可證の下附を請求することを要す。若し出港免狀に記載せる凡ての貨物を同港に於て陸揚げせざるときは、密貿易の罰則に依りて處罰す。

第十一條　雜　則

凡そ長江航行商船にして、海關巡邏船に遭遇し、同船より要求ありたる場合は、其の要求書類を提出して檢査に備ふることを要す。所要の書類を備へざるものは、海關法規の內、密貿易の罰則に依りて處罰す。

海關は長江に於て貿易に從事する船舶或は其の曳船の船舶に封印し、海關員をして該船の上航下航に隨行して之を監視せしむることを得。

凡そ商船が沿江各開港を經過するも、貿易に從事せざるときは、入港及び出港手續をなすことを要せず。但し夫々の場合に應じ通航免狀、航行日誌、內河汽船航行免狀、**ハスブツク**、其他各種の書類を提出して海關の檢査に備ふることを要す。

第十二條　附　則

本章程は暫行規定にして、隨時之を修正することを得。

第二節　寄港地に關する規程
(Regulations for Ports of Call.)

凡そ定期に長江貿易に從事する汽船が、長江沿岸寄港地(第一章第六節參照)に於て荷物を積卸しするには左の規程に據ることを要す。但し海洋汽船が偶長江にありて貿易する場合は此の限りに在らず。

一、中國土貨は寄港地間に輸送する事を得。但し途中開港を通過したる場合は該港海關に於て轉口稅(interport duty)を納入することを要す。

二、寄港地に於て中國土貨を船積して長江沿岸の開港或は上海港に向けんとする場合は、目的港名を申告することを要す。而して途中最初の開港に到着したる時、該港海關に轉口稅(interport duty)を完納することを要す。

三、上海港或は長江沿岸の開港に於て一寄港地向けに土貨を船積したる場合は、その船積港に於て轉口稅を完納することを要す。

四、輸入稅納入濟外國品が、再輸出規程に依りて開港より寄港地に或は此の反對に、輸送されたる場合は、重ねて輸入稅を徵收せらるゝことなし。但し保稅倉庫より貨物を搬出したる場合は、該貨物の船積許可書を得るに先だちて輸入稅を納入することを要す。

五、假令本規則に據りて貿易に從事するも、擅に貿易地と認められざる地方に航行したる船舶は、其の積載貨物と共に沒收せらるべし。

六、寄港地に於て貨物を積卸しするには、海關が承認したる躉船(authorised hulk)或は碼頭を用ひてするに非ざれば、海關登記の貨物船を用ひてすることを要す。

若し擅に其他の貨物船を使用したる場合は該船を沒收し、船員は之を地方當局に送致して處罰す。

第三節　寄港地間往來內河汽船

(Inland Waters Vessels trading to Ports of Call.)

內河汽船航行規則に依り航行する船舶は、寄港地間の貿易に從事することを得。但しその寄港地は地方當局認可航路中に明定したるものに限る。

内河汽船航行規則に依る船舶を以て、開港及び寄港地間を輸送する土貨は、途中他の開港を通過せざるときは、轉口税を免除せらる。

第四節　長江航行民船、貨物船及艀船曳船規程

(Regulations governing Towage of Junks, Cargo-boats, and Lighters on the Yangtze.)

長江各開港間或は開港寄港地間を航行する民船、貨物船及び艀船の曳船は、左の「長江航行輪船電船拖帶船隻暫行章程」を遵守することを要す。

長江航行輪船電船施帶船隻暫行章程

民國廿二年三月公布施行

第一條　長江通商章程に依りて航行し、且つ年度保證狀を海關に提供したる汽船或は電船 (motor vessels) は、海關に申請して適當と認められたる場合特定の開港間及び開港寄港地間に於て、民船、貨物船及び艀船の曳船に從事することを得。但し宜昌上流に於ては民船の曳船を許さず、又寄港地間のみに在りては民船、貨物船或は艀船の曳船を許さず。

第二條　船舶の種類に依りて夫々要求さるゝ普通の船舶書類及び各被曳船の必要書類の外、民船、貨物船或は艀船の曳船たる汽船或は電船は、曳船特別許可證（拖帶船隻特別准單 Special Permit to Tow）を携帶することを要す。曳船特別許可證は、一航行にのみ有効にして、之には曳船に關する凡ゆる必要事項、被曳船の數及び性質、曳船及び被曳船

其貨物を積卸する各開港及び(或は)寄港地名を明記することを要す。曳船特別許可證は、之に記載したる各開港或は寄港地に於て之を提示し、目的地たる開港の海關に於ては返還して消滅せしむることを要す。

船主が曳船許可證なくして、開港間或は開港寄港地間に於て民船、貨物船或は艀船を曳船したるときは、七百五十元以下の罰金或は科料に處する外、被曳船搭載の徴稅貨物を沒收す。

第三條　各曳船の積荷目錄には、被曳船の搭載貨物の詳細を區別して記載することを要す。積荷目錄及び其の他船舶書類(第二章第七節)の提出に關する規定は、本章程に依り被曳船の貨物輸送に關しても亦之を適用す。

第四條　各開港間或は開港寄港地間の被曳民船、貨物船及び艀船が輸送する凡ゆる貨物は、之を海關に申告し、汽船の輸送する貨物と同樣の稅金を納付することを要す。

第五條　本章程に依る曳船の船長、船主及び(或は)代理者は、曳船特別許可證記載の各開港及び(或は)寄港地に該曳船より申告するに對してのみならず曳船關係船舶全部の海關檢查に對し、單獨或は共同責任を負ふ。

貨物を積載したる曳船が、その目的の最終開港以外の開港或は寄港地に向ふ場合は、最寄港の海關或は其他の機關をして該特別許可證に裏書せしむることを要す。

第六條　汽船或は電船による被曳船舶(民船、貨物船、或は艀船)の隻數は各場合に依り海關之を審查して決定す。此の隻數は、曳船のエンヂン馬力の强弱、曳船及び被曳船に適當なる設備の有無、及び航務上竝に生命財產の安全を標準として之を決定す。曳船の船主或は船長が、本章程に違反して航路を妨碍し或は生命財產を危險にしたるときは、七百五十元以下の罰金又は科料に處せらるべく、又既に事故發生したるときは法律上の責任を負ふものとす。

第七條　曳船は開港の海關より特別許可を得ずして、隨意に、航行中被曳船を增加することを得ず。本條の規定を犯し

たる曳船の船主或は船長は、七百五十元以下の罰金又は科料に處し、許可なき被曳船に搭載したる課稅貨物は之を沒收す。

第八條　凡ゆる曳船及びその被曳船は、航海衝突防止規定(The Regulations for the Prevention of Collisions at Sea)に要求する號燈を掲揚することを要す。

第九條　食鹽を積載したる民船、貨物船或は艀船の曳船許可申請書は、鹽稅徵收機關の公文書を有するにあらざれば、海關之を受理せず。

第十條　曳船は、海關巡邏船に遭遇する時は停止して、その船舶書類と被曳船との檢査を受くることを要す。

第十一條　被曳貨物船（民船貨物船或は艀船）の船員數は、該船の管理上必要なる乘組員を以て限りとし、旅客を搭載することを嚴禁す。

第十二條　湘江の淺水期內、長沙に航行する凡ゆる曳船或は被曳船は、長沙岳州船舶管理規程を遵守することを要す。

第十三條　民船、貨物船、或は艀船を曳く汽船或は電船にして開港より內地各所に至るものは、內河汽船航行規則に依ることを要す。

第十四條　本章程は、臨時規定にして隨時之を修正することを得。

第五節　交通部發給被曳船鑑札

(Towed Vessels to carry Permit to be Towed issued by Ministry of Communications.)

中國籍被曳船は、當該地航政局に登錄を申請して、被曳船鑑札を受領することを要す。然らざるものは通關を許さず前記鑑札を未だ領有せざる以前に於ては、航政局發給の被曳船檢查證書を臨時代用することを得。但し此の證書の有效期間は發給日より三個月とす。

普通民船及び帆船が、臨時被曳船として使用することを許可せられたるときは、別に航政局發給の被曳船鑑札を必要とせず。

第六節　木筏の曳航

(Towing ofuTimber Rafts.)

洞庭湖及び鄱陽湖より長江沿岸各地に至る木筏は、關稅の納入を必要とせず。但し汽船或は電船に依りて木筏を曳航するには、該汽船或は電船より海關に申請して許可を得ることを要す。曳船は凡て航海衝突妨止規定の要求する號燈を揭揚することを要す。

第七節　西江通商章程

(West River Regulations.)

西江を航行する商船は、左記西江通商章程を遵守することを要す。

西江通商章程

前清光緒三十年(一九〇四年)六月十八日公布

第一條

舊章程の廢止——從來施行の江西通商章程は爾後之を廢止す。

第二條

開港、寄港地、船客乘降地——各國商船は左記の西江四開港に於て貿易に從事することを得。

廣東　江門　三水　梧州

無條約國の船舶は西江に於て通商に從事することを得ず。

汽船は本章程に依り、左の七港に於て貨物を陸揚及び船積することを得。

容寄(在大良江)甘竹　白土口　肇慶　羅定口　德慶　都城

汽船は本章程に係り、左の九船客乘降地に於て、乘客及び其の手荷物を陸揚及び船積することを得。

馬寧(在馬寧江)九江　古勞　永安　後瀝　祿步　悅城

陸都　封川

但し船客の手荷物には課稅品を包含することを得ず。違反したるときは手荷物全部を沒收すべし。

第三條

軍器許可證——凡そ西江通商に從事せんとする商船は、軍器許可書を所持することを要す。該許可證は、海關より發給したる用紙に當該船主の記名捺印したるものにして、搭載せる小銃、砲、刀劍等の數及び自衛用携帶彈藥の數量を明

記し、且つ海關の要求ある時は、提出して檢査に備ふることを要す。

第四條

商船の種類――西江貿易に從事する商船は左の二種に分つ。

（a）汽　船

（一）內河通商を許可せられたる內河汽船

（二）廣東、江門或は三水より西江上流の兩廣內各港に航行する河川汽船

（三）香港、澳門等より西江に航行して通商に從事する外洋汽船

（b）小船舶（ローチヤ、釣船、民船等）

第五條

（a）汽　船

（一）內河汽船は內河汽船航行規則に依ることを要す。

（二）河川汽船にして兩廣の水路を離れず、廣東、江門或は三水各港間を往復して開港及び寄港地に於てのみ通商し、又認可を得たる船客乘降地に於て船客を乘降せしむるものは、船籍證書(Register)を自國領事に寄託し、若し華商汽船なるか或は領事駐在せざるときは、廣東、江門、或は三水の海關に寄託すべし。海關は、領事の公文書或は船舶書類を受領するや直に汽船に對し證明書を發給す。此の證明書は江照(通航免狀 River Pass)と稱し、船舶名、國籍及登

簿噸數を記載す。該免狀は之が發給せられたる年の十二月三十一日迄有效とし、其後は廢紙とし、或は發給港に於て書換ふることを要す。

(三) 香港澳門等より西江に航行して通商に從事する外洋汽船は、磨刀門(ブロードウェー)或は横門より、或は廣東を經由して西江に溯江することを要す。

(a) 磨刀門より溯江する場合は、先づ拱北海關の馬騮洲分卡に申告し、該船積載貨物と仕向地とを、積荷目錄に記載して提出し檢閲に資すべし。海關吏は船舶の着港したる時、之を檢査し積載軍器等の數量を調べ江門パスを發給す。船舶はパスを受領せば、停船或は貨客の積卸しをなすことなく、即時江門向開航し、該パスは江門に於て返還することを要す。西江以上に溯航せんとせば、船籍證書は之を領事に寄託し、若し華商汽船なるか或は領事駐在せざるときは、海關に寄託すべし。海關は、領事の公文書或は船籍證書を受けたる時は、即時汽船に對し證明書を發給す。該證明書は特發西江准照(特別通航免狀 Special River Pass)と稱し、船名、國籍及び登簿噸數を記載す。此の免狀を有せざる時は、該船舶は如何なる開港、(最初の入港地を除く)、寄港地、或は船客乘降地にも航行することを得ず。江門に歸航して凡ゆる税金を納入し、或は他港に於て納税したる證書を有する時は、海關は西江特別通航免狀の返還を受け出港免狀(A Clearance)を發給す。出港免狀を提出せば該船舶の船籍證書(Register)及び馬騮洲發給の江門パスを返還せらる。然る時は、船舶は、左記(b)項に規定したる如く磨刀門或は横門經由出港することを得。磨刀門經由出港の場合は、江門パスは馬騮洲分卡に返還して廢紙とすべし。尚ほ馬騮洲に於ては船積品全部の輸出積荷目錄を提出し檢査に備ふることを要す。

(b) 横門經由西江に入るには、先づ横門分卡に申告し、前記(b)項の規定を遵守することを要す。該分卡は其

申告書に依り江門或は三水パスを發給す。パスを受領したる時は、船舶は、停舶或は貨客の乘降をなすことなく、即時パス面記載の港に航行し、パスを同港に返還することを要す。西江の他の場所に航行する時は、汽船は船籍證書を自國の領事に寄託し、又中國船なるか或は領事駐在せざるときは海關に寄託すべし。海關は領事の公文書或は船籍證書を受取りたる時は、即時該船舶に證明書を發給す。該證明書は特發西江准照(特別通航免狀 Special River Pass)と稱し、船名、國籍、登簿噸數を記載す。此の免狀を有せざる時は西江の如何なる開港(最初の入港地を除く)、寄港地、或は船客乘降地にも航行することを得ず。船舶が最初の入港地に歸航し、凡ゆる稅金を納入し、或は他港に於て納入したる時は、海關は前記特發西江准照の返還を受けて出港免狀を發給す。船舶は此の出航免狀を提出せばその船籍證書及び江門或は三水パスを返還せらる。然る後船舶は、前述(a)の如く横門或は磨刀門經由出港することを得。横門經由出港の場合は、江門或は三水パスは横門分卡に返還すべし。横門分卡に於ては、積載全貨物の輸出積荷目錄を提出し、檢査に資することを要す。

(c) 廣東經由西江に入るには、指定路虎門を過ぎ、停船及び貨客の乘降をすることなく直ちに航行し、船籍證書を領事或は廣東海關に寄託し、特發西江准照(Special River Pass)を受領することを要す。此のパスなき時は、西江の如何なる開港、寄港地、或は船客乘降分卡にも航行することを得ず。該船舶が廣東に歸航せし時、凡ゆる稅金を納入し、或は他港に於て之を納入したる時は、海關は該パスを回收し、出港許可書を發給し船籍證書を返還す。

(四) 當地貿易に從事する河川汽船及び外國向汽船は、第二條指定の開港及び寄港地以外の地點に於て貨物の積卸しをなすことを得ず。犯す者には條約所載沿海各處の寄貿易取締條項を適用す。

(五) 西江の開港(廣東、江門、三水及び梧州)に於て地方貿易に從事する河川汽船及び外國向汽船は凡て他の沿岸各開

港に於けると同様に通關手續をなして荷物の積卸しをなす事を要す且つ西江各海關固有の規定を遵守することを要す

（六）常に地方貿易に從事する河川汽船及び外國より來る汽船の所載貨物の徵稅法は左の如し。

（a）對外貿易

外國貨物に對する輸入稅は

（一）開港向のものは其の仕向地に於て

（二）寄港地向のものは、輸入港（江門、三水或は廣東）に於て徵稅す。

輸出稅は

（一）開港より海外向の貨物は積出港に於て

（二）寄港地よりの輸出貨物は出港手續港（江門、三水、或は廣東）に於て徵稅す。

（b）國內貿易

轉口稅は

（一）開港より開港への輸送貨物は船積港に於て

（二）開港より寄海地への貨物は積船港に於て

（三）寄港地より開港への貨物は目的地たる開港に於て

（四）寄港地より寄港地への貨物は途中經過する開港に於て徵稅す。

（註）左の各港間を直接往復する汽船は特に內河汽船航行規程に依り通商することを許可せらる。

廣東　九龍　三水　梧州

されば此種貿易の場合に限り、之等四港は内地貿易と看做し、從つて之等の汽船に依つて運搬する土貨は、轉口税の支拂を免除せらる。

（七）　噸税は四個月毎に一回、噸税證（船鈔執照Tonnage Dues Certificate）滿期の時到着したる第一開港に於て納付することを要す。

（八）　税金は、一般に他の開港に於けると同樣に納入し、再輸出貨物も現行海關規定に依りて納税す。中國産貨物を開港に積出し、續いて三個月以内に外國港に再輸出せんとする場合は、許可なくして包裝及び荷印を變更せざるものに限り、再輸出の特權を有す。

（九）　船舶航路――西江に至る指定航路左の如し。

外國港より西江に入る汽船は

（a）　磨刀門より西江に入る。

（b）　横門より西江に入るには、黄蓮江、馬寧江を經て入る。

（c）　廣東を經由し西江に進むには、地方貿易從事の河川汽船と共に、指定航路、即ち蓮花山、沙灣江、大良江、馬寧江（英國水師圖第二五六二號參照）に道を取りて西江に入る。

外國或は廣東に歸航する場合も前記と同航路を取ることを要す。

（十）　雜則――海關吏は隨時西江貿易に從事する船舶を封印すべし。封印は、船舶が貨物の積卸しせんと欲する次の開港地或は寄港地に到達する前に開封することを得ず。

凡そ商船が、巡邏船或は其他の海關船に遭遇し、船舶書類の檢閲を要求せられたるときは之を提出することを要す

海關派遣員は書類捜索の爲め、乗船し或は途中船舶を押送することを得。

(十一) 罰則――商船が指定以外の道を取りて西江に入り、或は之より出で、或は廣東江門間或は虎門江門間に於て前述の航路外に發見せられたるときは、七百五十元以内の罰金或は科料に處す。

右の規定に違反し、或は西江航路上に於て査出せられ、或は馬騮洲或は横門分關管轄内に於て査出せられ、且つ本章程の船舶書類を有せざる時は、條約所載の沿海各處密貿易取締條項を適用す。

外國港に歸航する商船が江門或は三水パスを馬騮洲或は横門分關に返還せざるときは、百五十元以下の罰金又は科料に處す。

地方貿易從事の河川汽船が、西江各海關規程に違反したるときは他の關港に施行せる罰則に依り處罰す。

第二回目の違反には通航免狀を取消し西江貿易に從事することを禁ず。

許可なくして海關の封印したる船艙を開き、或は封印を毀損したるものは七百五十元以下の罰金或は科料に處す。

第六條

(b)小型船舶(ローチヤ、釣船、民船等)

開港にて通商に從事し得るも寄港地或は西江の船客乗降地に於てなし得ざるもの

(一) 外國人所有にかゝるローチヤ(划艇)等にして本國の船籍證書を所持し、本國の國旗を掲揚したるものが、西江の開港に於て通商せんと欲するときは、江門、三水、或は廣東に於て領事館或は海關を通じ、特別通航免狀(特發西江准照 Special River Pass)を請求することを要す。之等船舶は海關に申告し、貨物積卸し、納税をなし、又船舶書類の

携帶、航路等凡ゆる事項を遵守し、且つ外國港より來る船舶の西江航行通商章程違反の場合と同一罰則に遵ふものとす

(二)　外人所有の釣船にして本國の船籍證書を有せず、又本國の國旗を掲揚するの權利なきものは、其の所屬港の稅務司に海關登記證を請求し、申告、貨物積卸し、納稅等、ローチヤの場合と同様の手續を履むことを要す。之を犯したるものには海關規程に違反したる場合の罰則を適用す。

(三)　雇傭民船――外人雇傭民船は、海關に特別民船書類を請求することを要す。此の書類は先に海關に於て締結し海關に寄託したる保證書と引替へに受取る可きものなり。該證書の記載事項は、所載貨物が確實に外人の財產にして海港に陸揚げし、且つ納稅すべきこと、又罰則は、若し貨物を聲明通り陸揚げせず稅納せざるときは、爾後、當該外人の爲め雇傭民船の船籍證書を發給せざる事なり。此種民船は海關申告、貨物積卸し、凡ゆる條件の遵守、凡ゆる要求の應諾及び納稅等、凡てローチヤ、釣船等と同様になすべきものとす。

(註)梧州南寧二港間の往復船舶は、各海關別々に規定したる特別規程に依り管理せらる。

第八節　西江及び其他各水道內の曳船

(Towing of Junks, Cargo-boats, and Lighters on the West River, etc.)

西江及び其他各水道を航行する民船、貨物船及び艀船を曳く汽船及び電船には、長江航行汽船電船曳船暫行章程(本章第四節參照)を適用す。但し西江各開港間航行の被曳船に依りて輸送せらるゝ中國貨物は轉口稅を免除せらる。

第九節　香港珠江各港間往復曳船被曳船管理規程

香港珠江各港間を往復する曳船及び被曳船は、左の章程に依りて管理せらる。

(Regulations governing Steam and Motor Vessel Towed Traffic between Hongkong and the Canton Delta.)

香港珠江各港間往復曳船被曳船管理章程

第一條　凡そ艀船或は民船を曳く蒸汽ランチ、電船、或は自動推進式艀船は、噸數の多少を問はず、香港及び珠江各港(廣州、中山港、三水、江門、及び梧州等)間に於て、伶仃或は大鏟分卡經由、往復通商を臨時特別許可せらる。

第二條　艀船或は民船の曳船は、旅客を搭載することを得ず。唯封印せる船舶に依て貨物のみを運搬することを得。

第三條　大鏟、伶仃二分卡に在りては、船舶は午前六時以後は特別許可料を納付しても、貨物を積卸し、或は出港手續をなすことを得ず。之等分卡に到着すること午後遲くして、午後六時以前に海關の貨物檢査を終ること能はさる場合は、該船は港內に碇泊して翌日午前中に檢査を受くることを要す。

第四條　曳船或は被曳船が納稅上犯行を發見せられたるときは、之を沒收し、或は沒收と其他海關處罰とを併せ課す。

入港手續

第五條　前項船舶の船主或は代理人は、毎航行香港出港前、香港の九龍海關事務所にランチ用特別許可書(小輪特別准單 Special Launch Permit)の下附を請求することを要す。九龍海關及び九龍海關所屬各分卡は、該船舶の詳細事項を目的港の海關に郵便を以て通知することを要す。

第六條　前項船舶は噸數の多少に拘らず、大鏟或は伶仃に於て嚴格なる海關檢査を受け、輸入正稅を納付すべし。然る後海關は輸入稅完納證を發給す。艀船の船舶は、之等分卡に於て檢査及び納稅を終りたる後封印せらるべし。船舶は

目的港の最初の海關分卡に申告し、然る後請求して檢査を受くることを要す。

出港手續

第七條　前項船舶出航時の檢査及び輸出正税納付は、出港手續港に於て之をなすべし。同港海關は輸出正税完納證を發給し貨船を封印す。船舶は香港に入港前大鏟或は伶仃に寄港し海關に申告することを要す。該地海關分卡が必要と認めたる時は再檢査を行ふ。

第八條　前項曳船の出港手續海關は、該船舶の詳細事項を郵便を以て、出港後に九龍海關に通知することを要す。

第九條　本條は臨時規程にして將來必要を生じたる時は、隨時修正し或は取消すものとす。

第十節　小型汽船及發動機汽船貨客搭載規程

(Regulations governing the Carriage of Cargo and Passengers by Small Steam and Motor Vessels.)

第十三章第九節參照。

第十三章　內河汽船航行規程

第一節　內河航行汽船の制限

(Steam Navigation to Inland Places : to whom and by whom permitted.)

中國船舶及び中國より最惠國の待遇を享受する國家の汽船及び發動機船は、中國海岸及び內地水道の多くの地方を、中央政府及び關係地方當局の認可を得て、自由に航行することを得。(第一章第十一節參照)。中國と通商條約を締結せざるか、又は最惠國待遇を享受せざる國家の船舶は、內河を航行することを得ず。外國帆船も同様內河の航行を許さず。

(註)今日內河航行の特權を享有せる條約國は左の如し。

白耳義	ブラジル	丁抹	佛蘭西	獨逸	英國
伊太利	日本	墨西哥	和蘭	諾威	秘露
葡萄牙	西班牙	瑞典	米國		

露國の船舶が內河を航行せんとするには、先づ外交部より特別許可證を得ることを要す。

第二節　中國船舶內河航行手續

(Chinese-flag Vessel proceeding Inland.)

中國船舶が內河航行の許可を得るには、その所有者若くは代理人は、第二章第一節の規定に依り船舶國籍證書を海關

に提出して檢査を受くることを要す。（本章第五節參照）。所有者或は代理人はその申請書に、交通部航路證書面記載の航路を詳記すべし。此の航路は港務長（Harbour Master）より航行日誌に記入す。凡て船舶は許可せられたる以外の航路を航行することを得ず。

第三節　外國船舶內河航行手續
(Foreign-flag Vessel proceeding Inland.)

外國船舶の所有者若くは代理人が內河汽船航行免狀の下附を申請するには、該船舶が該國々籍に屬し、合法的の船舶國籍證書を有する事を證明し得る領事より、申請書を海關稅務司に提出することを要す。申請書には船舶の航路を記載することを要す。但し該航路が未だ中國政府の許可を經ざるものなる場合は、中國政府或は地方當局より許可を得たる上に非ざれば、海關は免狀を發給せず。

旣に內河航行免狀を有する外國船舶が現行航路を變更するには、內河汽船航行免狀及び控帳に、必要なる記入をなすに先だち領事より海關に變更申請書を提出することを要す。

第四節　內河航行船舶檢查證書
(Survey Certificate for Inland Vessels.)

內河航行免狀の下附を申請する船舶は、船體、汽罐及び機械等の完全なる事を證する船舶證明書を提出することを要す。左の證明書は海關より有效と認めらる。

一、交通部航政局の發給したる檢査證書。
二、海關船舶檢査官の發給した檢査證書。
三、英國ロイド船舶檢査員の發給したる檢査證書。
四、船舶所屬國の法定檢査機關の發給したる檢査證書。
交通部航政局以外の機關が發給したる檢査證書は、航政局の承認を得たる後に非ざれば海關之を承認せず。
二十噸以上の船舶の檢査は一九三〇年十二月四日公布の船舶法に據り、二十噸以下の船舶の檢査は、一九三二年一月二十二日公布(同年同月二十七日交通部公報第三二八號所載)の小型汽船檢査及び登錄規程に據りて處理せらる。

第五節　內河汽船航行規則

(Regulations governing Steam Navigation Inland.)

左の內河汽船航行規則は、一八九八年七月の內河汽船航行規則、一八九八年九月の續內河汽船航行規則、一九〇二年中英通商條約の追加規則、及び其後屢々中國政府が公布したる種々の規則に基きて制定したるものなり。

一、貿易に從事する汽船或は發動機船は、船體の大小を問はず、又開港場內のみて往復すると更に內地に進航するとを問はず、開港場の海關に登記し、且つ法令に依り要求する船舶國籍證書を携帶することを要す。(第二章第一項乃至第六項參照)。內河を往復する場合は、中國船なれば海關に於て內地貿易に從事するものなる事を其航行日誌に證明せしめ、外國船なれば、海關に於て內河汽船航行免狀及び行程簿(Way Book)を請求して領有することを要す。內河汽船航行免狀は每年一回書換ふることを要し、該船舶が國籍或は船主を變更し、或は停船し、或は外洋航行を希望する

場合は、之を返却することを要す。右の場合にありて、船舶が再び本規則に依り貿易に從事する場合は新免狀を領有することを要す。

內河汽船航行免狀に對する最初の手數料は三十一元とし、其後の書換料は八元とす。

一、既に登記を經たる船舶は、海關に屆出をなさずして其の港內或は其附近を自由に往復することを得。但し內地に航行せんとする時は豫め發着を海關に屆出づることを要す。

三、既に登記し其開港外の往復を許可せられたる船舶は、一開港より國內各地を經由して他の一又は數開港に、或は一開港より國內各地に往復することを得。之等船舶は海關に屆出をなしたる後、航行中通過する何處の開港に於ても貨客の積卸をなすことを得。但し政府の許可を經るに非ざれば專ら國內各地を往來し貿易に從事することを得ず。

四、既に登記したる船舶は、開港と認定せられたる土地以外に於て貨物を陸揚することを得ず。之に違反したるときは船舶が未だ許可を得ざる土地を往復したる場合の規定に從つて處理せらるべし。(本章第一節第十四節及び第十二章第二節第五項參照)。內河貿易從事のため登記したる船舶が、貨物を國境或は中國統治權以外の地方に運搬せんとするときは、先づ開港の海關に至り其內河船舶簿より登記を取消さしむることを要す。此の手續をなさずして國外に航行する者は、初犯の場合は三百元以下の罰金に處し、再犯の場合は內河貿易に從事することを禁止す。內河汽船航行規則に依りて航行する船舶が外國港に寄港したる場合は、其の搭載貨物は之を外國品として輸入稅を課し或は沒收す。

五、既に登記したる內河航行船舶が堤防或は其他の工事を破壞したるときは損害賠償の責任を負ふ。又之が爲めに生ずる如何なる損失も完全に賠償することを要す。

六、內河航行汽船は、國內水道內に築造したる壩閘を通過して之を損傷し、其地方の住民の水利に害を與ふることを禁

ぜらる。

七、民船、貨物船或は客船は登記濟船舶に依りて曳く事を得。曳船に曳かるゝ船舶の船主及び乘組員は中國人たる事を要す。斯る船舶は何人の所用たるを問はず內河に赴くに先だちて登記することを要す。長江、西河及び其他中國の水道に於ける民船、貨物船及び艀船の曳船規則は、內河曳船航行にも之を適用す。(第十二章第四及び第五節參照)。

八、內河航行船舶及び其曳船は禁制品を運搬することを得ず。違反したる者には一般通商港往復船舶が禁制品を搭載したる場合と同一の罰則を適用す。(第二十三章第十節參照)。該船舶は爾後內河航行を禁ぜらる。

九、船舶の點燈、衝突の豫防法、乘組員の募集、灰及び燒滓の處分、汽罐及び機械の檢査等に關しては、該船舶所屬港實施の規則に遵ふべし。

十、凡ゆる內河航行汽船及び發動機船及び被曳貨物船及び艀船は、四個月每に一回その登錄港の海關に噸稅を納入することを要す。(第十五章第一乃至第四節參照)。其の噸稅率は一般船積規程に依る船舶の納入する噸稅率と相同じ。被曳民船は其地の規則に依りて納稅することを要す。

(註)上海に於ける此種船舶の噸稅徵收法は、噸稅納入證書の滿期日より起算して連續徵收し、海洋及び沿海航行船舶に於ける如く噸稅納入證書の滿期後第一回の通關日より起算するものと同じからず。

十一、內河航行汽船積載の中國土貨は、一開港より他の開港に輸送し、或は該船が特に許可せられたる航路線內の一開港に輸送する場合は、船積港の海關に於て轉口稅(Interport duty)を納入することを要す。(第十一章第十一節參照)。

(註)內河汽船航行規則に依りて往復する船舶にありては、長江の寄港地は內地と看做す。從つて本規則に依り貨物を開港及び長江各寄港地間に輸送し、途中一開港を通過せざるものは轉口稅を賦課せらるゝことなし。(第十二章第三節參照)。

十二、內河航行汽船に依り一開港より他の開港に積送する貨物は一般船積規程に依り積送する外國貨物と同樣なる課稅取扱を受く。(第十章第四節參照)。內河汽船航行規則に依り往復する船舶は、關稅未納外國貨物の積換品を開港間或は一開港と內地間に輸送することを得ず。又保稅倉庫に外國貨物を輸送することを得ず。

十三、土貨が內河航行汽船に依り一開港より他の一開港に寄港或は經過して內地に輸送せらるる場合は、轉口稅を納入することを要す。機械製洋式貨物の場合は、機械製洋式貨物の稅率を課徵せらる。

(註)本條の例外に就ては第十一章第五、第六、及び第七節參照。

十四、內河航行船舶に曳かるゝ民船、貨物船或は艀船に搭載したる貨物に對する徵稅又は免稅辦法は其曳船に所載の貨物と相同じ。但し西江の各港間に於て、內河航行汽船が曳く民船に所載の土貨は轉口稅の納入を免除せらる。

十五、各開港の海關は、同港に於て積載する凡ゆる貨物に關する詳細なる書類を發給す。

十六、凡ゆる積載貨物の積荷目錄(Manifest)は、該船舶入港或は出港の際、海關に之を提出することを要す。內河航行汽船に曳かるゝ民船、貨物船或は艀船に所載の貨物は、其曳船の積荷目錄に明細に記入することを要す。

第六節　內河汽船航行免狀の時效

(Time Validity of I.W.S.N. Certificate.)

內河汽船航行免狀は、發行の日より十二個月間有效とす。該免狀所有船舶にして、其の有效期間內に一般汽船航行規則に依る貿易に從事し、內河貿易に從事せざることに變更したる場合は、該免狀は航行貿易の種類變更期間中効力を失ふ可きことを海關よりその免狀に明記す。併し乍ら該船舶が再び前の貿易に從事する場合は、再發行を受くることを得。

此の場合は別に手数料を要せず。但し如何なる場合と雖も免狀の有効期間は十二個月を超ゆる事なし。

第七節　內河汽船航行許可地方

(List of Inland Places open to Steam Navigation.)

內河航行規則に依り汽船の航行を許可せられたる地名表は、各海關に備附けあるを以て、最寄りの海關に於て知る事を得べし。

第八節　交通部規則を遵守すべき內河航行船舶

(Vessels under I. W.S.N. Rules subject to Regulations promulgated by Ministry of Communications.)

內河を往復する凡ゆる船舶は、法令が別に規定せるものを除く外、一九三一年十二月十二日附交通部公布、同年同月十九日附交通公報第三〇八號に登載の內河航行規則に遵ふことを要す。

第九節　小型の汽船及發動機汽船貨客搭載規定

(Regulations governing the Carriage of Cargo and Passengers by Small Steam and Motor Vessels.)

交通部の公布したる左の規則は、小型の汽船及び發動機汽船搭載の貨物及び旅客に關するものなり。

一、航政局は、汽艇の檢査及び丈量をなし、貨客搭載の場所を指定したる後、輸送すべき貨物の數量及び旅客數を規定

し貨客搭載許可證(Cargo and Passenger Permit)を發給す。

船主は船內の區劃を金屬板或は琺瑯製の札に明瞭に標記し、各區劃が前記許可證記載の通り使用せらるべきこと、及び搭載貨物の數量及び旅客數が航政局の規定通りなるべきことを表示することを要す。

二、貨客を輸送する小汽艇は、下甲板(below deck)に新客を搭載し、或は上部甲板室(super-structure)に貨物を搭載することを得ず。又出入口、汽罐室、機關室、舵取室、其他重要なる場所に旅客或は貨物を搭載することを得ず。

三、步行用其他の目的の爲め汽艇の兩舷に木板を掛け渡すことを得ず。又小包、鳥籠、其他の障礙物を船首又は兩舷に懸くることを得ず。

四、汽艇は左の書類を船中に常備することを要す。

a、汽艇鑑札

b、船舶噸數證明書

c、船舶檢査證書及び船舶檢査簿

d、汽艇貨客搭載許可書

右の內a、b、兩項の證書は船上顯著なる場所に框入の額として懸くることを要す。

第十四章　民船貿易

第一節　民船の定義

(Definition of Junk.)

本章に民船と稱するは、東洋的建造にして帆裝せる船舶を謂ふ。其他の型の帆船即ち划船(lorcha)の如きは洋式帆船に包含し、汽船と同樣に一般規定に準ぜらるゝも、内河汽船航行規則に基きて通商することを得ず。然れども中國國旗掲揚の划船は民船の體形に變更し、民船規定の適用を受くべき許可の申請をなすことを得。

第二節　證明書を有せざる民船の抑留

(Junks without Papers liable to Seizure.)

外國或は中國の證明書を所持せざる民船にして、中國の領水に於て發見せられたるものは抑留せらる。

第三節　中國民船、一般規程

(Chinese Junks: General Regulations.)

海洋航行中國民船の管理に關しては、一九三四年十月三十日より左の規定を施行せられたり。

修正海關管理航海民船航運章程

一、中國國籍航海貿易民船は(以下航海民船と略稱す)、積載量の多寡を論ぜず、凡て中國海關に登記し、民船航運憑單(Junk Licences 民船鑑札)及び「パスブック」を受領することを要す。(茲に航海民船と稱するは、中國の沿海を航行し國內或は外國貿易に從事する民船を謂ふ)。

積載量二百担以上の航海民船は、海關に登記して國內或は外國貿易に從事することを得。積載量二百担以下のものは海關に登記して國內貿易に從事することを得るも、外國貿易に從事することを得ず。

兩廣(廣東、廣西)等の各水道の如く、特殊事情を有する地方に在りては、特別規程を公布し、積載量二百担以下の民船も海關に登記して外國貿易に從事することを得しむ。但し此種の民船が、其他の地方に於て外國貿易に從事せる事を發見せられたる場合は、海關は其の積荷と共に沒收すべし。(第一章第九節參照)。

前項民船の登記船名は、同區域內に既に登記したる民船々名と文字或は音が同じきか、或は混同し易きものたることを得ず。

二、海關に登記せずして擅に海洋を航行したる航海民船は、積載貨物と共に沒收し、或は船主或は船長を五百元以下の或は罰金科料に處し、或は以上兩處罰を併せ課す。

三、積載量二百担以上の民船を登記するには、船主或は船長は交通部發給の國籍證書及び海關所定の登記申請書を必要事項記入の上海關に提出することを要す。

積載量二百担以下の民船を登記するには、國籍證書の提出を要せざる以外は、右と同樣の手續を要す。

申請書には船主或は船長之に署名捺印し、又民船同業公會或は保證人たる信賴し得べき商店又は銀行より、提出書類の各項が正確なる事及び關係船主或は船長が海關規程を確實に遵守すべき事を保證して署名捺印するを要す。申請

書に過誤なき時は、海關は當該民船の登記番號を記入したる民船航運憑單を發給す。本登記番號は主檣の脚部及び船員室の外側厚板上に明瞭に烙印し、且つ本章程第六條に規定したる色彩にて船首の兩側及び船尾にペンキを以て記載するを要す。登記したる登記番號の一部をなす漢字は登記番號數字と共に烙印し、及びペンキにて記入するを要す。

以上の登記手續を怠る時は、「**パスブック**」の發給遲延すべく、「**パスブック**」を所持せざる民船は海洋に進出することを得ず。且つ本章程第二條に依り處罰せらる。

四、民船が航運憑單の發給を受け、海洋を航行せんとする時は、海關は航運憑單番號と同番號の「**パスブック**」を發給し該民船が外國或は國內貿易に從事する事を認許されたる事、及び航路を明示す。

五、海洋民船の登記は、毎年一月中に最寄の海關、分卡、或は分所に於て之を書換ふることを要す。書換を行ふには、船主或は船長は海關所定の登記申請書を提出することを要す。申請書には船主或は船長より署名捺印し、又民船同業公會或は保證人たる信頼し得べき商店又は銀行より、關係船主或は船長が海關規程を確實に遵守すべき事を保證して署名捺印することを要す。

本條の規定に違反したる時は、民船は沒收せられ、或は船主或は船長は二百元以下の科料或は罰金に處せられ或は兩處罰を併せ課せらる。

民船登記の書換を原登記港以外の港に於て、申請したる民船が、若し該登記地に於て新たに保證人を得るに不便なる時は、署名者側に於て其有効なるを正式に確認するまで、海關登記原保證人を有効と見做すことを得。但申請書に書換の旨記載し、且つ原保證の證明に關し海關が要求したる期間內、臨時保證人たるべき事を、同業公會或は信頼し得べき商店又は銀行より正式に表示し、署名捺印したる聲明書を、之に添附することを要す。

六、積載量二百担以上の海洋民船にして、外國貿易に從事することを證明したる「**ハスブツク**」を所持するものは、登記番號を船首の兩側及び船尾に、黑地に白色ペンキを以て記載することを要す。國內貿易に從事することを證明したる「**ハスブツク**」を所持するものは、登記番號を白地に黑色ペンキを以て記載することを要す。

積載量二百担以下の海洋民船にして、國內貿易に從事することを證明したる「**ハスブツク**」を所持するものは、登記番號を黑色の矩形框內の白地に黑色ペンキを以て記載することを要す。

積載量二百担以下の民船にして、特別規程(第一條參照)に依り、外國貿易に從事することを證明したる「**ハスブツク**」を所持するものは、登記番號を白色の矩形框內の黑地に白色ペンキを以て記載することを要す。

船首に記載する數字は、船舶の大きさの許す限り、高さは五十糎以上一米以下、幅は之に比例するものなることを要す。船尾の數字は右と同じ大きさたることを要せず。登記番號の一部をなす漢字は數字の左側にペンキを以て記載することを要す。

以上登記番號の記載手續は民船船主或は船長之を履行し、海關の承認を得ることを要す。

本條の規定に違反したる時は、本章程第二條に依りて處罰せらる。

(註)登記番號のペンキによる記載手續は、民船船主の要求に依り海關之を履行することを得。但ペイント等の費用として民船一隻に付中國貨幣一・五〇元を支拂ふことを要す。

七、積載量二百担以上の民船にして、國內貿易に從事することを登記したるものが、改めて外國貿易に從事し、或は反對に外國貿易に從事するものが改めて國內貿易に從事せんとする場合は、其旨海關に申請することを要す。海關は此の變更に異議無きことを規定しをるを以て民船「**ハスブツク**」に必要なる修正を行ふ。然る後本章程第六條の規定に依

り民船の登記番號を書換ふることを要す。其後は新航路に於て貿易に從事することを得 。

本條の規定に違反したる時は第二條に依りて處罰せらる。

八、海洋民船は碇泊中たると航行中たるとを問はず常に左の書類を携帶し、海關員が檢査の爲め要求する場合は、何時にても之を提出することを要す。

a 航運憑單(Junk Licence)

b 「**パスブツク**」(Junk Pass-book)

c 當該官憲の發給したる自衛軍器證明書(Arms Certificate)(之を携帶せる場合のみ)

d 積載全貨物の積荷目錄(Manifest of all the cargo carried)

前述積荷目錄は一定の書式に依りて作製し、積載貨物の包裝數、仕出地名、仕向地名、其他一切の事項を遺漏なく記入し、又各貨物積込の船舶、バラ荷の場合はその容積及び(或は)重量を明記することを要す。其他の書類即ち船荷證券、賣渡證書、荷主の信書或は積荷簿(Junk's cargo book)等も海關員の要求に依り提出して檢査を受くることを要す。海關員の檢査に際し、前記の書類を所持せず又は故意に即時提出せざる時は、第二條の規定に依りて處罰せらる。

九、凡そ海洋民船が海關施設を有する港或は土地に到着し、又は之より出航する時は、直接海關に之を申請することを要す。民船船長は民船着港後直ちに航運憑單、「**パスブツク**」、及び積荷目錄を直接海關に提出することを要す。出入港事情は凡て海關より「**パスブツク**」に記入す。

民船が外國港に航行通商する時は、船主或は船長は中國領事、或は外國稅關、或は地方官廳に向つて、その出入港事情を「**パスブツク**」に記入せられたき旨、申請することを要す。

本條の規定に違反したる時は、民船及び其の積荷は沒收せられ、或は船主或は船長は二百五十元以下の罰金又は科料を課せられ、或は兩處罰を併せ課せらる。

（註）民船「ハスブツク」に證明するには、航海書に規定したる標準印鑑を使用することを要す。

十、民船船主或は船長は、最後の記載日以後の航程に關し、詳細なる說明を要求せらるゝことあるべし。此の說明をなさず、或は說明が海關員を滿足せしめざる時は、該民船は正規の貿易に從事せざるものとの嫌疑の下に抑留せらる。更に又第二條の規定に依り處罰せらるゝことあるべし。

十一、外國貿易に從事することを證明したる「**ハスブツク**」を所持する民船は、海關施設を有せざる中國沿岸地に寄港することを得ず。本規定に違反したる時は、荷物は船積せられあると、積卸荷役中たるとを問はず、民船と共に沒收せられ、或は船主或は船長は七百五十元以下の罰金又は科料に處せられ、或は兩處罰を併せ課せらる。

國內貿易に從事することを證明したる「**ハスブツク**」を所持する民船は、外國貿易に從事することを得ず。本規定に違反したる時は民船及び貨物を沒收せられ、或は船長或は船主を五百元以下の罰金又は科料に處せられ、或は兩處罰を併せ課せらる。

（註）本條の規定は對滿貿易民船にも臨時之を適用す。（本章第六節參照）

十二、積載量二百担以上の民船の船主が變更したる時は、新國籍證書を海關に提出し、新規登記をなし、新航運憑單及び新「**ハスブツク**」を受領したる後、始めて航行することを許可せらる。

積載量二百担以下の民船の船主が變更したる時も、右と同樣の手續をなすことを要す。但し國籍證書は必らずしも之を提出するに及ばず。

本條の規定に違反したる時は、民船は沒收せられ、或は船主又は船長は二百元以下の罰金又は科料に處せらるゝか或は兩處罰を倂せ課せらる。

十三、漁船は貿易に從事することを得ず。

本條の規定に違反したる時は民船及び貨物を沒收せらる。

十四、國內及び外國貿易に從事することを登記したる民船は、漁業に從事することを嚴禁せらる。

本條の規定に違反したるときは、船主或は船長は二百元以下の罰金又は科料に處せらる。

十五、漁船が貿易に從事せんとする場合は、船主或は船長は、漁業鑑札或は現行漁業法に依る同等効力を有する書類を海關に預け、本章程に依り貿易民船としての登記を申請することを要す。該船が其後漁船となる事を海關に申請する時は、嚢に預けたる漁業鑑札又は之と同等効力を有する書類は船主或は船長に返還せられ、「ハスブツク」には貿易に從事する權利が消滅したる事を裏書せらる。

本條の規定に違反したるときは、本章程第十三條或は第十四條に依りて處罰せらる。

十六、外國或は國內貿易に從事することを登記したる民船の船主或は船長が、民船を漁業の目的に利用せんと欲するときは、其の船荷全部を荷卸したる後、海關に必要なる申告をなし、且つ漁業鑑札(漁業執照 Fishing Licence)或は現行漁業章程が要求する漁業鑑札と同等効力を有する書類を提出して檢査を受くることを要す。之に依り海關當局は民船「ハスブツク」(Junk Pass-book)に、該民船が漁業に從事することを許可せられたる旨を證明すべし。但し此の證明と共に該民船は貿易に從事し得る權利を喪失するものとす。本規定に違反したる者は第十三或は第十四條の罰則に依りて處理せらる。

國內貿易に從事することを登記したる民船の船主或は船長が、海關施設なき場所に於て貿易に從事したる後、其の民船を漁業の目的に利用せんと欲するときは、漁業のため出港せんとする最後の時、海關に必要なる申告をなし、且つ漁業鑑札或は現行漁業章程が要求する漁業鑑札と同等効力を有する書類を提出して檢査を受くることを要す。之に依り海關當局は民船「ハスブツク」に左の如く證明すべし。

國內貿易規程に依り——貨物を積載し
底　荷　に　て　民船……に依り——向——港を出帆したり。

該民船は目的港に到達し荷卸したる後、(期日)迄漁業に從業することを許可せられたり。

漁業に從事中は貿易に從事することを得ず。貿易に從事する資格復活前、荷物を輸送したるものは、民船章程第十三條の罰則に依りて處理せらる。

十七、登記したる航海民船が、海に沈沒し、或は解體其他の理由に依り航行を停止したる時は、該船登記地の海關に報告し、民船登記番號の取消を申請することを要す。

本條の規定に違反したるときは、船主、船長、或は保證人は百元以下の罰金又は科料に處せらる。

十八、中國沿海に於て海關施設を有し、航海民船の貿易を許可せられたる各地名は、海關より航海民船「ハスブツク」に記入す。

十九、本章程は中國沿海の各海關分卡に於ける顯著なる場所に掲示す。

二十、本章程は必要なるとき隨時之を修正することを得。

廿一、本章程は公布の日より之を施行す。

第四節　二百担未滿の兩廣民船
(Liang Kwang Junks of less than 200 Piculs.)

積載量二百担以下の民船は、香港との間の往復途次九龍分卡に報告し、その航運憑單及び「ハスブツク」に左の如き裏書を受くることを要す。

「國內航行の外、香港九龍海關所屬分卡間を航行し當區域貿易に從事することを許可す。」(第一章第十節參照)。

第五節　江陰上流長江往復民船
(Junks trading on Yangtze above Kiangyin.)

中國內地水道往復の民船は、海關之を管理せず。因つて長江航行の民船にして、江陰より上流を航行したるものは、修正海關管理航海民船航運章程第九章の制限を受くることとなし。

(註)第十二章第一節長江通商章程第九條參照。

第六節　民船の乾魚輸送に關する規程
(Regulations governing Chinese Junks transporting Dried Fish.)

積載量二百担以上の民船にして、外國貿易に從事する事を海關に登記したるものは、關東州租借地本土（北緯三十九度二分、東經約百二十二度四十二分）附近の海上に位せる獐子島、大孤山(大連より約二十華里東北なる同名の地と混

國すべからず)、小孤山に航行して乾魚を船積し、無稅にて中國國内に輸入する事を認可せらる。その規程左の如し。

一、管理航海民船航運章程(以下民船規定と略稱す)に依り外國貿易に從事することを海關に登記したる民船は、凡て獐子島、大孤山、小孤山より乾魚を船積し、これを無稅にて中國内に輸入する特定目的のため、海關より特別許可を得て、出港し得る權利を附與せらる。外國貿易登記を受けたる此種の民船は、海關施設無き中國沿岸地に航行することを得ず。

二、乾魚を船積し、これを無稅にて中國に輸入する特定目的のため獐子島、大孤山、小孤山向け出港する特別許可の申請書には、該民船々長の署名を要し、且つ認定せられたる魚商よりその正確なることを證明することを要す。

三、民船が前記の諸島に向ひ中國開港場を出港するに際しては該民船及び船員の必需品を除くの外、如何なる種類の輸出貨物と雖も之を積載することを得ず。

四、本規定に制定したる特別許可を得たる民船が、歸航に於て乾魚以外の貨物を積載せるを發見せられたる時は、民船及び貨物(乾魚を含む)は、民船規程第二條に規定したる處罰を受くべし。

五、本規程に制定したる特別許可を得たる民船が、特權を濫用し、及び大連及び(或は)他の航行を許可せられざる地に向ひて通商に赴けるを發見せられたる時は、民船規程第二條に規定したる處罰を受くべし。

第七節　民船の噸數及び積載量

(Tonnage Capacity of Junks.)

民船の積載量及び噸數算定に關しては、左の規定施行せらる。

一、民船の担積載量は次の如くして確定せらる。

即ち平均船長、平均船幅、平均深度を呎にて表はしたる數、及び民船の型に應じて航政局が規定したる係數を乘じ合せ、この積を十にて除する時は、その商は民船甲板以下の担積載量なり。

又十担は一噸に等しきを以て10×10＝100にて除したる商は、甲板以下の總噸數となる。

船舶内積荷の餘地、船尾樓、或は其他甲板上に永久的密閉容處を有する民船の場合にありては、之等移動する能はざる構造物も亦次の如くして算定せらる。

即ち平均船長、平均船幅、平均高度を乘じ合せ、その積を十にて除したる商は担積載量にして、百にて除したる商は容積噸數なり。

之等兩數字を合すれば船舶の總担積載量或は總噸數を得。

二、航政局規定の係數左の如し。

(一)劃船(lorcha)、洋式帆船及び救命艇舢板にありては〇・六

(二)尖頭帆船にありては〇・六五

(三)平頭帆船にありては〇・七五

三、民船の平均船長、平均船幅、平均深度を算定するには左の訓令を遵守することを要す。

(イ)民船の長さは、船首の木板船舶部より甲板の水平面隔壁の前面に至るまでにして舵機を隔てて計上すべし。

(ロ)民船船幅は船長の半ばをとり、同一方位の深度に於て計上することを要す。更に船幅は船體外板 (planking) (厚さを異にする防舷材(fender)に非ず)の外側の間を算定すべし。

(八)民船の深度は甲板の裏面より船底板の内面に至る間を算定すべし。船長の半ばに於ける甲板が艙口或は其他により中斷せらるる時は、若し之を繼續せば甲板の裏面の高度となるべき點より算定することを要す。

(註)担を公担に換算するには、十担を六公担として計算す。

第八節　對滿通商民船

(Junks trading to Dairen and Manchuria.)

大連及び(或は)其他滿洲各地との通商に從事することを得る民船は、修正管理航海民船航運章程に依り海關に登記したるものに限る。(本章第三節參照)。されば之等の地方に通商する民船は中國沿海に於て海關或は分卡の設備を有し、貨物の檢査を受け又關税納付をなし得る地方に航行し得ることに制限せらる。

第九節　海關民船管理組織

(Customs Junks Control System.)

A　華北水道

一、政府の訓令に依り、一九三四年六月十六日秦皇島、廟島、威海衛、石島の四個處に海關管理分卡を設立したり。外國貿易に從事する民船は(國內貿易に從事せるも、輸入税を納付すべき貨物を積載せる民船を含む)、該期日以降左の民船管理規定を遵奉することを要す。

民船管理規定

(一)滿洲國、關東州租借地(大連を含む)、及び朝鮮、其他國外地方より、秦皇島龍口間の渤海灣沿岸の目的地に航行する民船は、秦皇島或は廟島の孰れか便宜の海關分卡に申告すべし。但右兩分卡中の一に申告せざる以前にありては、秦皇島より廟島を通過して山東海岸に至る一線の以西を航行することを得ず。

(二)滿洲國內遼東灣沖より、秦皇島龍口間の渤海灣以外の中國本土沿岸の目的地に航行する民船は、廟島分卡に報告することを要す。又山東東南の鏌鋣島以南地方を航行するものは、廟島分卡に報告する外、石島分卡にも報告することを要す。

(三)關東州租借地(大連を含む)沿岸より航行し來る民船は、

(a)山東省海岸、龍口威海衞間の地方に航行するものは廟島分卡に報告することを要す。

(b)山東省海岸、威海衞石島間の地方に航行するものは威海衞分卡に報告することを要す。

(c)石島以南地方の目的地に航行するものは石島分卡に報告することを要す。

(四)滿洲國鴨綠江灣沿岸地方より關東州租借地の東岸に航行し來る民船は、

(a)龍口石島間の山東省沿岸地方に向ふものは廟島分卡或は威海衞分卡に報告することを要す。

(b)石島或は石島以南の地方に向ふものは石島分卡に報告することを要す。

(五)鴨綠江口と朝鮮沿岸石島の東方地點との間の地方より山東省沿岸龍口石島間の地方に航行する民船は、威海衞分卡及び石島分卡の內便利なる何れかに報告することを要す。

(六)朝鮮沿岸石島の東方地點、其他國外地方より山東省沿岸龍口石島間の目的地に向ふ民船は石島分卡に報告することを要す。

二、以上各管理分卡に報告したる民船は、

(a)檢査のためその船籍證書即ち「**ハスブツク**」、航運憑單、通航證書(Navigation Certificate)を提出することを要す

(b)積荷目錄正副二通を提出することを要す。

積荷目錄には積載貨物及び其他必要事項を記入すべく、左の各項は之を遺漏することを得ず。

代理人の姓名	到達時日
民船に烙印の號數	目的港
登錄番號	貨物の標記
船名及種類	包裝數
船長の姓名	包裝の種類
船主の姓名	貨物の名稱、種類、重量、價格
民船の噸數	荷受人
出港名	附記
出港時日	

(c)管理分卡主任が民船積載貨物を詳細に檢査する必要ありと認めたる時は、該民船は直にその命に應じ檢査を受くることを要す。

(d)管理分卡は、民船提出の各證書類を檢査し、過誤無き時は「**ハスブツク**」を除く外、悉く一括して封筒に入れ捺印し、該民船船長に交付するを以て、該船長は申告したる荷卸及び納稅地の海關或は分卡に、之を其儘提出すること

を要す。

民船**ハスブツク**は檢査捺印後、他の書類より別に携帶し、海關巡邏船等の檢査に便ずることを要す。

三、民船が航行中、前述管理分卡に申告せずして之を通過したることを、海關分卡或は海關巡邏船が發見したる場合は査獲して密輸貿易に從事したるものとして處罰すべし。

四、民船が管理分卡に、申告地を報告したる後、擅に其の申告地以外の場所に貨物を卸し、或は**ハスブツク**に印刷したる管理航海民船航運章程に違反したる時は、罪の輕重を斟酌して該章程により處罰す。

五、本規定は臨時的にして、必要を生じたる場合隨時之を修正することを得。

B　揚子江

民船管理の爲め、揚子江は江陰に始まるものと看做す。即ち江陰は民船が外海向航行中初めて海關の管理を受く可き地點と看做す。即ち換言せば民船は同地に於て海洋航行民船の資格を獲得するものとす。されば江陰海關分卡は揚子江全港を代表して、通商民船の揚子江出入移動を支配する管理分卡なり。

江陰分卡は、同分卡を通過する凡ゆる民船の**ハスブツク**を檢閲するも、同分卡は普通出港民船の**ハスブツク**に特定航行に關して、最初に裏書する分卡なるを以て、入港民船は、民船規則に依る證明を獲得し居る事を表示するを要す。

C　南支水道及び台灣海峽

政府の訓令により福建省の東山、觀音澳(Dwarf Anchorage)及び東沖の三地方に、民船管理分卡各一所を設立す。

台灣海峽内の國外地方より航行し來る民船は左の規定を遵守することを要す。

(一)東山以西の國外地方より、東山以北の國内地方に向ふ民船は、既に其他の海關分卡に申告したると否とを問はず

凡て東山管理分卡に申告することを要す。

(二)台灣より Ragged Point 南方國内地方に向ふ民船は、航程距離の遠近、風向、及び潮汐の便利に依り、東山或は觀音澳附近より、中國領水に航行することを得。但し當該各分卡に申告することを要す。

(三)台灣より Ragged Point 以北國以内地方に向ふ民船は、觀音澳管理分卡に申告することを要す。但台灣出港前船主或は船長より、台北の中國總領事に申告し民船**パスブツク**に右の證明を受けたる場合に限る。

本船駛往
特准直接
前赴東沖
報關査驗

パスブツクに右の證明を有する民船は、直接航行し三都澳の東沖分關に申告する事を得。

(四)觀音澳以北の國外地方より、同地以南の國内地方に向ふ民船は、既に國内の其他の地方に航行し其地の海關分卡に申告したると否とを問はず觀音澳分卡に申告することを要す。

民船は前記管理分卡に申告する際、左の書類を提出することを要す。

交通部發給船舶國籍證書

海關發給航運憑單
海關發給**パスブツク**
積荷目錄

前記各書類は、當該分卡に於て檢査し、過誤無き時は**パスブツク**を除く外、悉く一括して目的地の海關に宛てたる封筒に入れ封印することを要す。各分卡に於て必要と認めたる時は、民船の全積載貨物を自由に詳細に檢査することを得。此の際要したる費用は、該船々長或は該貨物所有者の負擔とす。檢査の結果、過誤無き時は、管理分卡は**パスブツク**に證明捺印し、他の書類を封入したる封筒と共に該船長に返還し、目的地の分卡に手交せしむ。

檢査の結果、民船書類に錯誤あり、又は當該貨物が積荷目錄と符合せざる事を發見したる時は、該民船を抑留し、廈門海關稅務司の處理を待つべし。

民船船長が若し目的地の海關に納稅するを欲せざる場合は、民船管理分卡に於て之をなすことを得。但し此の納稅法は、該分卡に該貨物の眞正價格を證明するに足る文書、即ち送狀、契約書等を提出したる場合にのみ之を許さるゝものとす。

民船が其航路中の管理分卡を通過し、該分卡に申告せざる時は、密貿易に從事したるものとして處罰す。既に管理分卡に申告したる場合と雖も、申告したる目的地に、相當期限內に到着せざる時も亦處罰す。此の項に關し必要ある場合は、保證人をして民船の納付すべき稅金及び罰金を負擔せしむることを得。

D　九龍地方

九龍民船管理規定に據り、中國香港間の通商民船は、凡て其出入港に當り、三門、大鏟、或は伶仃の內何れか便利の

分卡に申告することを要す。（第一章第十節參照）。

E　拱北地方

拱北民船管理規定に據り、中國澳門間の通商民船は、凡て其往復航行に當り、馬溜洲或は前山の内何れか便利の分卡に申告することを要す。（第一章第十節參照）。

第十節　外國籍民船
(Foreign-flag Junks.)

一、民船が外國國旗を掲揚する權利を附與せらるゝは、該民船が外國人所有なる場合に限る。外商の所有にあらずして外國國旗を掲揚せるを發見せられたる民船は抑留せらる。

二、外國國旗掲揚民船は第二章第三節に規定したる民船國籍證明書を所持することを要す。

三、補助動力を有せざる外國民船、或は補助動力を有するも帆を主要推進手段となす外國帆船は、外國帆船の權利義務を有し、通商に制限を受く。即ち該民船は中國開港場に於てのみ一般規定によつて通商をなすことを得。

第十一節　外人租傭民船
(Chartered Junks.)

長江及び西江を航行する外人租傭民船には、特別規定即ち長江通商暫行章程（第十二章第一節）第九條及び西江通商章程（第十二章第七節）第六條の規定を適用す。他の水道を航行する外人租傭民船は外國國旗掲揚帆船と同一の義務及び制

限を課せらる。中國人所有の民船を外國人が租傭する場合は、外國國旗掲揚の權利を附與せられず。（第十二章第四節參照）。

第十二節　發動機民船及び發動機划船の定義
(Definition of Motor-junk and Motor-lorcha.)

發動機民船（Motor-junk）或は發動機划船（Motor-lorcha）とは機關をその主要推進手段となし、帆を全く補助手段として使用する民船或は划船を謂ふ。かゝる發動機民船及び發動機划船は發動機船舶として取扱はる。

第十三節　發動機民船及び發動機划船
(Motor-junks and Motor-lorcha.)

發動機民船及び發動機划船は中國船たると外國船たるとを問はず、汽船として取扱はれ、一般規定或は内河汽船航行規則（内港行輪章程）により貿易に從事することを申請することを得。中國旗或は外國旗を掲揚する登簿噸數百噸以下の發動機民船は特別規定即ち拖船暫行章程を適用する廣東三角洲（香港及び珠江口の各通商沿岸）を除くの外、中國外國間の航運を禁止せらる。

（小型汽船及び發動機船に依る貨客輸送規程に關しては第十三章第九節參照）。

第十五章　噸　税

第一節　噸税（船鈔）納入の義務ある船舶
(Vessels liable to Tonnage Dues.)

本章第五節に規定する船舶を除くの外、中國各開港に航行通商をなし、中國に於ける航行及び港務施設の便益を享受する船舶は、凡て噸税納入の義務あり。

第二節　噸税定率
(Rate of Tonnage Dues.)

積載量百五十噸以上の船舶にありては、一登簿噸に付六十五仙、百五十噸或は其れ以下の船舶にありては一登簿噸に付十五仙の噸税納入義務あり。

專ら旅客のみを搭載し、貨物を輸送せざる世界巡航汽船の噸税は、普通商船の噸税定率の半額に査定せらる。

第三節　噸税納入期日
(When Payable.)

噸税は船舶到着後四十八時間以内に納入すべく、若し四十八時間内に開艙して貨物（地金銀を除外す）の陸揚げ、船積

み、或は船客二十名以上の乘降をなす場合は、其の時直ちに納入することを要す。噸稅假領收書（海關船鈔繳納證 The Customs Tonnage Dues Memo）の發給後二十四時間以内に噸稅を納入せざる時は、該船舶の貨客揚卸を停止せらるべし。

第四節　噸稅證（船鈔執照）

(Tonnage Dues Certificate.)

噸稅納入をなす時は、海關は該船舶の出港許可日より算定せる噸稅證を發給す。噸稅證の有効期間は出港許可日より期間滿了日午後十二時に至る迄の四ヶ月間にして、此の期間は重ねて噸稅を徵收せらるゝことなし。其後の噸稅證は前噸稅證の滿期日に次ぐ最初の出港許可日より算定せらる。港内航運、開港間往來、或は開港より内地に航行する曳船（拖船）の場合にありては、噸稅は繼續して課せらる、即ち新噸稅證の有効期間は、前噸稅證の滿期日に次ぐ日より計算せらる。

定期河川汽船、或は上海及び蘇州杭州間定期航運ランチ（汽艇）、及び内河汽船航行規則に依る船舶の場合にありては新噸稅證の期間は出港許可日に關係せず舊噸稅證の滿期日より算定せらる。噸稅證の有効期間が該船舶の出港許可後四十八時間以内に滿了し、而も尙ほ該船舶が港内にある際には該港に於て重ねて噸稅證を要求せらるることなし。國旗、船主及び（或は）船名の變更したる場合は新噸稅證の發給を必要とせず。

第五節　噸稅免除船舶

(Vessels exempt from Tonnage Dues.)

左の船舶は、特殊の事情ある場合を除くの外、噸稅の賦課を免除せらる。

(a)、中國海軍に屬する各式船舶

(b)、中國軍用船舶及び軍事機關に徵發せられたる船舶

(c)、中國海關船舶

(d)、中國鹽務巡邏船

(e)、中國郵務船舶

(f)、中國檢疫處船舶

(g)、中國水上警察或は中國海岸巡防處船舶

(h)、中國政府水道測量船舶

(i)、各國砲艦及び軍艦

(j)、水先案內船

(k)、通商の目的に使用せざる各種遊覽船、例へばヨット、蒸汽或は發動機船、ハウスボート等

(l)、汽艇及び發動機船にして、港內のみを往復し、當該公司の職員運搬に專用せらるるもの。但し該船舶も賃貸に使用し或は乘客運搬に賃貸使用する時は噸稅を納入することを要す。

(m)、中央政府、各省政府、地方政府に所屬し、築港或は河川保修工事(木工事に使用せらるゝ材料の輸送を含む)に專用せらるゝ船舶。

(n)、會社或は個人に所屬し、官邊の築港或は保修工事に從事する船舶(浚渫船、及びfloating sheer-legsを含む)は、外國より回航して到着せる最初の中國港に於て噸稅を納入することを要す。但し其の後、官邊の築港或は中國河川保修工事(本工事に使用せらるゝ材料の輸送を含む)に專用せらるゝ場合は噸稅を免除せらる。該船舶が官邊の事業を完了し、同一港或は中國の他の地方に於て私的事業を開始し、或は最後に外國内に向け中國領海を去る場合には商船徵收船鈔辦法(the rules governing levy of tonnage dues on merchant vessels)に依りて辦理せらる。

(o)、船舶碼頭間のみに於て航運せられ、或は雇傭せられて空船のまゝ他港に送らるゝ艀船及び貨物船。斯る船舶が開港間、或は開港内地間に於て貨物輸送に使用せらるゝ時は、噸稅を納入することを要す。港内開港間或は開港内地間を航運する曳船は噸稅を納入することを要す。(前記第四節及び附錄第一參照)。

(p)、貨客の積卸及び貨物の庫入に專用せらるゝ碇泊躉船(moored hulks)浮橋躉船(pontoon hulks)及び浮船(pontoon)斯る躉船及び浮船が修理或は置換へのため一港より他港へ移動せらるゝ場合は、噸稅を納入することを要す。但し最終に發給せられたる噸稅證の有效期間内に移動する場合は此限りにあらず。浮船にして唯上下階段を有するのみにして、貨物の藏置用として構造せられず或は使用せられざるものは、何時と雖も噸稅を納入することを要せず。

(q)、避難或は修理のため(他港へ航行の途中、石炭不足のため入港を餘儀なくせられたる汽船を含む)、特に入港せる旨を海關に報告し、海關指定の投錨地に碇泊し、港内規程及び海關規程を遵守し、貨客を積卸せず、底荷或は最初積載したる貨物を積載せる原の狀態の儘出港する船舶。

修理のため貨物の一時陸揚を必要とする際は、特別許可を申請することを得。但し該貨物は出港に際し同一船舶に積載することを要す。

(r)、解體する爲め到着せる船舶。

(註、解體の爲め入港せる船舶も、底荷(ballast)の儘到着せざる時は噸税免除を受くることを得ず。

(s)、艀船に曳かるゝ乗客搭載船。

(t)、入港後四十八時間以内に出港し、且つ貨物の積卸を行はず(個人の小荷物、地金銀、及び外國貨幣を除外す)、或は出入港に合計二十名或はそれ以上の乗客を乗降せしめざる商船。

(u)、修理或は其他正當の理由に依りて、航行を停止せんとする河川汽船(長江上流航行汽船を含む)は、そのリヴアーパス(River Pass)の有効期間停止を海關に申請する時は、海關は該パスの効力を取消し、其期間噸税を免除することあるべし。(第十二章第二節第六條(b)及び第十三章第五節第十條參照)。

第六節　噸税證有効期間の特別延長
(Special Extensions of Tonnage Dues Certificate.)

四ヶ月の噸税證有効期間を有する船舶は、左の場合、本期間の特別延長を許可せらる。

(a)、船舶が避難のため開港に入港したる時は該船舶の港内に於ける日數だけを延長せらる。

(b)、船舶が修理のため、或は底荷積載のため開港に入港し、貨物或は乗客の積卸を行はずして出港する時―或は修理のため入港し其後貨物或は乗客の積卸する時―或は又一般通商目的のため入港し、其後修理のため港内に碇泊する時は、噸税證期限は修理或は底荷積載のため港内に於て實際に經過したる日數だけ延長せらる。修理後登簿噸數が増加したる時は、増加積載量に對して増税を賦課せらる。船舶が香港或は外國港内にある間に於て修理の爲め要

したる遲延を補塡するための噸稅證期限延長は之を許可せられず。但し西江定期航行汽船の場合にありては、右の規定に例外あり。即ち、該汽船は確實なる證據を提出して廣東海關稅務司に申請し、噸稅證期限を香港に於ける修理日數だけ延長することを得。

(c)、船舶が航行中船員不足を來し、之を補充する爲め開港に入港したる時は、その爲めに港內に於て經過せし日數だけ噸稅證期限を延長することを得。

(d)、船舶が檢疫中にて貨客の積卸をなし得ざる時は、檢疫に要せし日數だけ噸稅證期限を延長することを得。

(e)、船舶が開港間を航行中、偶然坐礁したる時は、確實なる證據を海關に提出し、坐礁中の日數だけ噸稅證期限を延長することを得。內河汽船航行規則に依りて航行せる船舶が坐礁したる時は、此期限延長は許可せられず。

(f)、船舶が政府の運送船として一時傭船せらるゝ時は、關係當局の證明書により、その噸稅證期間を傭船期間だけ延長することを得。或は、若し噸稅證期間が傭船中滿了する時は、傭船開始の日と噸稅證期限滿了の日との間の期間だけ延長することを得。

(g)、船舶が避難或は修理の爲めに非ずして入港し、貨客の積卸を行はずして四十八時間內に出港し、且つ入港中四ヶ月の噸稅證期限が滿了したる時は、該船舶は噸稅を納入せずして自由に出港することを得。而して四ヶ月期限の新噸稅證の有效期間は、其後噸稅納入を必要とする最初の出港許可日より起算す。

(h)、船舶が正當なる理由に依り、中國港內に於て停航したる場合は、噸稅納入證(船鈔執照)の有效期間を、其の停航期間だけ延長することを得。但し船主は、海關に豫め少くとも一個月間停航する意思ある旨を申告することを要す。既に一個月以上停航したる船舶の場合に在りては、噸稅納入證の有效期間を其の停航日數だけ延長することを

得。

（註）前項の規定は海洋及び河川航行汽船に適用するものにして、噸税納入證有效期間が、船舶停航中に滿了したる場合は、該船舶の復航時に於て發給せられたる新噸税納入證は、船舶停航の日より舊噸税納入證の滿期日までの日數だけ延長せらる。

第七節　噸税回避に對する罰則

(Penalty for evasion of Tonnage Dues.)

單に噸税納入を回避或は延引するため、前節（a）及び（b）に規定したる許可事項を利用したるが如き事情ある場合は回避或は延引せんとしたる額に倍する罰金を課せらる。

第八節　噸税證副本及噸税供託證

(Duplicate and Deposit Tonnage Dues Certificates.)

噸税證發給港が該噸税證の紛失報告を受けたる時は、申請に依り副本を發給することを得。但し該副本には英字及び漢字にて「Duplicate 副本」と赤インクの記入をなすことを要す。

船舶が噸税證の原本或は副本の提出をなし得ざる時は、當該海關は噸税を課し、發給日より起算したる證書を發給することを得。本證書は赤色にて「船鈔押欵執照」（噸税供託證 Tonnage Dues Certificate）と記入せらるゝものとす。噸税の實際納入せられたる港に噸税證の提出なき時は、該港海關は勿論納入事實を確認して、噸税證副本を發給し、噸税の再賦課を免除することを得。

第九節　外人傭船民船

(Chinese Junks chartered by Foreigners.)

外人に傭船せられたる中國民船は、長江に於て通商する時は、沿江各港の税則及び規定に依りて民船噸税を、又沿海各開港間、或は開港外國間に於て通商する時は、外國船舶と同一率の噸税を四ヶ月毎に一回納入することを要す。

第十節　對外通商民船

(Chinese Junks trading Abroad.)

外國航行中國民船は海關分卡に入港する時(第一章第八節參照)一九三〇年十二月三十一日より該分卡に於て施行せる民船噸税を納入することを要す。

第十一節　長江「リヴアーパス」に依る汽船

(Steamers under Yangtze River Pass.)

一、定期河川汽船—第十二章第一節、第六條(b)參照。

二、海洋航行汽船—第十二章第一節、第七條(c)參照。

第十二節　噸税の前納

(Tonnage Dues paid in Advance.)

船舶入港前に出港免狀を得んと欲する船舶代理人は、噸稅を前納することを得。但し斯る前納噸稅は、予期せる船舶が入港せざる場合と雖も返還せられず。

第十三節 船舶噸數の測定

(Measurement of Ships for Tonnage.)

政府が一九三〇年十二月公布したる商船條令(Merchant Shipping Act)に基きて、航政局辦理支所を設定せる開港に於て、交通部噸數測定を要する船舶は、該支所に申請すべし。支所未だ設定せられざる港に於ては、海關に申請をなすべく、かくて測定實行者より訓令を受くべし。

第十四節 海關が噸數測定を行ふ船舶

(Ships measured for Tonnage by Customs.)

海關驗船員が船舶の噸數測定を要求する時は、該測定は總稅務司通令第二四五四號、第五〇三一號及海關發令 Service Series 第二十六號、一九三五年の第三發令「船舶噸數測定訓令」(Instructions of Measuring Vessels for Tonnage)に基き實施せらるるものとす。

第十六章　海關が代徴する諸稅

第一節　海關が代徴する捐稅

(Local Dues collected by Customs.)

海關は政府の命令及び當該地關係當局の要求により、之等當局に代り、河川保修工事、通商港、及び同樣目的の諸稅を規定港に於て徵收す。

第二節　天津海關が代徴する諸稅

(Tientsin.)

河工捐 (River Dues)、橋捐 (Bridge Tax)、疏濬海河附稅 (Haiho Improvement Surtax) は悉く同時に算定合計して表示す。是等諸稅は輸入品が直接海外より輸入せらるゝと、沿岸港よりせらるゝとを問はず、一九二二年度輸入稅則稅率の一四%を金單位稅率にて算定し左の如く割當賦課せらる。

河　工　捐	四%
橋　　　捐	二%
疏濬海河附稅	八%

是等諸稅は、移輸出中國產貨物及び移入中國產貨物に對しては、轉口稅則稅率の一四%を賦課せらる。各稅の割當は

前記の如し。

開港間に輸送せらるゝ機械製洋式中國産貨物に對しては一九三四年「機製洋式貨物税則」に掲げたる從價税率の一四%を、前項河工捐其他各税として賦課す。但し商人が海關に申請し從價五%納入の許可を得たる場合に在りては、其の各税も此の從價税率を基礎として算定す。

左の各貨物は輸送販賣の情況及び左記税率に依り、前項の諸税を分別徵收せらる。

(一)紅茶、綠茶及び磚茶の税率

	河工捐	橋捐	疏濬海河附税
紅茶及び綠茶(焙じたるもの或は焙じざるもの)	百公斤に付	百公斤に付	百公斤に付
國内消費用	元〇・一三二	元〇・〇六六	元〇・二六五
露國向輸出品	〇・〇三三	〇・〇一七	〇・〇六六
磚茶			
國内消費用	〇・〇三七八	〇・〇一八九	〇・〇七五六
露國向輸出品	〇・〇一九	〇・〇〇九	〇・〇三八

(二)左の貨物は前項の諸税を免除せらる。

税則規定の無税品 (Goods which are duty-free by Tariff.)

各國大公使館及び軍隊用品 (Supplies for Legations and foreign military forces.)

國用物品 (Goods under Government Stores Certificates.)

免税護照或は專照を有する物品（Goods under Huchao or Chuanchao granting exemption from duty.）

再輸出品（Re-exports.）

金銀（Treasure.）

無税許可せられたる私用品（Private effects if passed free of duty.）

無税許可せられたる見本品（Sample if passed free of duty.）

「到達港課税」の標記ある輸出品（Exports marked "To pay".）

運到したる汽船に依り運出する貨物（Cargo Leaving by same steamer as it arrived in.）

積換貨物（Transhipment Cargo.）

船舶破損による再輸入品（Reimports ex damaged vessels.）

海河工程局の購入品（Goods for Haiho Conservancy.）

前記三捐税の總額が國幣三分未滿の貨物（Goods on which all three above charges combined amount to less than three cents.）

外國向工場製品（Factory products for abroad.）

船舶用炭（Bunker coal.）

海關公用の輸入品（Goods imported for Customs official use.）

第三節　芝罘海關が代徵する諸税
（Chefoo.）

海壩捐 (Breakwater Surtaxes 防波堤附加稅)

貨物に賦課する海壩捐 (Breakwater Dues on Cargo.)

一、從價稅 (Percentage Dues.)

輸入外國品(芝罘に於て納稅せると他港に於て納稅せるとを問はず)は一九三一年度輸入稅則に依る賦課關稅の五%の七・五%

移出入中國品(芝罘に於て納稅せると他港に於て納稅せるとを問はず)は轉口稅(附加稅除外)の七・五%

二、從量稅 (Specific Dues.)

支那酒 (Samshu.)	百公斤に付	〇・一三 元
葉煙草 (Tobacco leaf.)	同	〇・一三
刻煙草 (Tobacco prepared.)	同	〇・三八
野蠶糸 (Wild raw silk.)	同	一・五五
繭　糸 (Pongee silk.)	同	一・五五
西洋素麵 (Vermicelli.)	同	〇・一三
民船に依る再輸出貨物(特別旗を受領せるもの)	同	〇・二〇
民船に依る再輸出貨物(特別旗を未だ受領せざるもの)	同	〇・一一
民船に依る輸入貨物		
無稅品	從價	〇・〇七五 %

穀類	從價	〇・〇二五%
金銀	同	〇・〇五
無稅品(汽船積載)		
私用物品、書籍、米等	同	〇・一五

三、船捐 (Port Dues on Vessels.)

(a)洋式船舶

一、六時間以上碇泊せざる船舶は、登簿噸純一噸毎に〇・〇一六元

二、六時間乃至九十六時間碇泊する船舶は、登簿噸純一噸毎に〇・〇三元

三、九六時間以上碇泊する船舶は、登簿噸純一噸毎に〇・〇五元

四、五日間以上碇泊する船舶は、第六日より毎日登簿噸純一噸毎に〇・〇一元

(b)民船及び貨物船

入港民船 (Junks on entering port)	一石に付	〇・〇一元
貨物船 (Cargo-boats)	一年に付	九・〇〇
舢板 (Sampans)	同	一・五〇
(c)艀船 (Launches)	同	三七・〇〇

四、國內郵便小包 (Domestic Postal Parcels)

國內郵便小包は海塲捐を免除せらる

五、積換品 (Transhipment Cargo)

輸入船舶より直接輸出船舶に積換へ、或は最後の再輸出迄埠頭倉庫(Mole Godowns)に倉入れせらるゝ貨物は、浚浦捐を一回納入することを要す。

第四節　重慶及び萬縣海關が代徵する諸稅 (Chungking and Wanhsien)

濬河捐(シュンカエン) (Conservancy Fees.)

一、貨　物

輸入外國品(納稅濟品或は無稅品)

輸出入中國品――有稅品

　關稅の三%

輸出入中國品――無稅品

　從價七・五%の三%

銀元、銀塊及び金塊

　一千元に付　〇・五〇元

左の貨物は濬河捐(河川保修稅)を免除せらる。

　船舶用品

船舶用炭
船舶用米
政府用品、武器彈藥其他特別免稅許可せられたるもの
海軍用品
領事館及び同館員使用品
靈柩
免稅旅客貨物
法幣
同一人或は商社の申告品にして、外國品の場合は總價格一〇金單位以下、中國品の場合は賦課關稅總額が中國貨幣一・五〇元以下のもの

二、船舶

汽船及びランチは出港毎に左の濬河捐を納入することを要す。

五〇噸或は其以下	無稅
五一噸より一五〇噸迄	一五元
一五一噸より三〇〇噸迄	三〇元
三〇一噸及其以上	四五元

第五節　宜昌海關が代徵する諸稅

(Ichang.)

堤工捐　(Dike Dues.)

輸入外國貨物(宜昌に於て納税せると他港に於て納税せるとを問はず)

一九三一年度輸入税則に依る關税の五%の三〇%

輸出入中國産貨物(宜昌に於て納税せると他港に於て納税せるとを問はず)

一八五八年度一般税則(前清咸豐戊午通商出口税則)に依る關税の二〇%

船舶、噸税の二〇%

郵便小包

課税納入濟のものは免税

課税を納入すべき外國輸入品及び外國向輸出中國産貨物は普通貨物と同税率の堤工捐

税則内の無税品、積換品、統税納入濟貨物、湖北省内の他港に於て既に堤工捐を納入したる貨物、及び税則に依り納税すべきも政府が特に免税を許可したるものは無税

第六節　沙市海關が代徴する諸税

(Shasi.)

堤工捐　(Dike Dues.)

輸入外國品(沙市に於て納税したると他地に於て納税したるとを問はず)

一九三一年度輸入稅則に依る關稅の五%の三〇%

輸出入中國貨物（沙市に於て納稅したると他地に於て納稅したるとを問はず）

一八五八年度一般稅則（前淸咸豐戊午通商出口稅則）による關稅の二〇%

沙市に於て釐稅を納入したる貨物は無稅

郵便小包

價格一〇金單位以下の品は無稅

價格一〇金單位及びそれ以上の品は輸入外國品と同じ

積換品、統稅納入濟品、湖北省内の他港に於て堤工捐を納入したる貨物、及び稅則に依り納稅すべき貨物なるも政府が特別免稅を許可したるものは無稅

第七節　長沙海關が代徵する諸稅
（Changsha.）

一、堤工捐（Dike Dues.）

（一）輸入品

外國品（長沙に於て納稅したると他地に於て納稅したるとを問はず）

一九三一年度輸入稅則に依る關稅の五%の三〇%

無稅外國產貨物

無税

無税中國産貨物

無税

「特別機製貨物、納税済」と標記せる中國産貨物

一九三四年度機製貨物税則に依る税の二〇％

「統税納入證により無税」なる中國産貨物

無税

湖南省内の他港に於て堤工捐を納入したる貨物

無税

「轉口税納入済」と標記したる中國産貨物

一八五八年度輸出税則に依る輸出税の二〇％

（二）輸移出品

外國向

現行輸出税則に依る關税の二〇％

開港向

一八五八年度輸出税則に依る關税の二〇％に附加税を加ふ

外國向無税輸出品

無稅

開港向無稅移出品

無稅

稅則に依り納稅すべき貨物なるも政府が特に免稅を許可したるもの

無稅

二、碼頭稅（Wharfage Dues.）

(一)輸入品

外國品(上海に於て納稅したると他港に於て納稅したるとを問はず)

一九二二年度輸入稅則稅率の二%に一・七五を乘じ海關金單位に換算す

從價稅を課せらるる外國品

從價五%の二%

「到着港課稅」(To pay)の標記ある外國砂糖

輸入稅	碼頭稅
金單位　六・三五―六・九五	金單位　〇・七八の二%
金單位　七・一〇―七・八〇	金單位　〇・八八の二%
金單位　八・一〇―九・六〇	金單位　〇・九六の二%

無稅外國產貨物

從價五%の二%

無税中國産貨物

從價五%の二%

統税納入證による無税中國産貨物

一八五八年度輸出税則税率の二%

特別免税證(第廿八章第九節參照)を有する機械製貨物

一九三四年度機製貨物税則税率の二%

「轉口税納入濟」と標記せる中國貨物

一八五八年度輸出税則税率の二%

(二)輸移出品

外國向

一八五八年度輸出税則税率の二%

開港向

一八五八年度輸出税則税率の二%

外國向無税輸出品

從價五%の二%

開港向免税輸出品

從價五%の二%

(三)碼頭捐及び堤工捐を免ぜらるゝ貨物左の如し

靈柩 (Coffin with corpse.)

國用物品 (Government stores.)

海關公用物品 (Customs stores.)

外國海軍及領事館用品 (Articles for Navy or Consulate use.)

金銀 (Treasure.)

旅客荷物 (Passengers' luggage.)

再輸出品 (Re-exports.)

湖南省立中山圖書館輸入書籍 (Books imported by Hunan Provincial Chung-shan Library.)

郵便小包 (Postal Parcels.)

湖南省麵粉工場向小麥 (Wheat for Hunan Flour Mill.)

第八節 岳州海關が代徵する諸税
(Yochow.)

一、碼頭捐 (Wharfage Dues.)

輸入外國品

一九二二年度輸入稅則に從ひ、納入濟或は納入すべき關稅の二%

輸出入中國品

(a)一八五八年度一般稅則に從ひ、納入濟或は納入すべき關稅の二%

(b)機械製貨物は從價五%の二%

(c)食鹽は從價五%の二%

積換品、再輸出品、無稅品

無稅

二、堤工捐 (Dike Dues.)

輸入外國品(岳州に於て納稅せると他港に於て納稅せるとを問はず)

一九二二年度輸入稅則に依る關稅の五%の二〇%

輸出入中國品(當地に於て納稅せると他港に於て納稅せるとを問はず)

碼頭捐の十倍

鹽、無稅

郵便小包、無稅

統稅納入證を有する貨物、無稅

湖南省內の他港に於て堤工捐納入濟の貨物、無稅

稅則に依り課稅すべきも政府の特別許可に依り免稅せられたる貨物、無稅

第九節　漢口海關が代徵する諸稅

(Hankow.)

堤工捐　(Dike Dues.)

輸入外國品（漢口に於て納稅したると他地に於て納稅したるとを問はず）

一九三一年度輸入稅則に依る關稅の五％の三〇％

一九三一年度輸入稅則に依れば無稅なるも、現行稅則に依り有稅なる輸入外國品

從價五％の三〇％

「紅簿」に依り輸入せる外國雜貨

從價五％の三〇％

輸出入中國品（漢口に於て納稅したると他地に於て納稅したるとを問はず）

一八五八年度一般稅則に依る關稅の一〇％

機械製貨物

從價五％の二〇％

漢口に於て噸稅納入の船舶

噸稅の二〇％

左の貨物は堤工捐を免除せらる

輸入税則に依り無税の貨物

外國軍隊、公使館、領事館の使用品

郵便小包

輸入税則に依れば有税なるも政府の許可に依り免税せられたるもの

湖北省內の他港に於て堤工捐を納入したるもの

統税納入證、特税納入證、礦產税納入證（本税並に統税を納入する外國品は堤工捐を納入することを要す）を所持し無税輸入せられたる中國產貨物

積換品

最初漢口に輸入したる時堤工捐を納入したる再輸出品

最初漢口より輸移出したる時堤工捐を納入したる貨物の積戾品

保税倉庫中にて他開港向船積したる貨物

ドラム及び容器空なると否とを問はす船積港を無税通關するもの

無税手廻品

第十節　南京海關が代徵する諸税

(Nanking.)

碼頭捐（Wharfage Dues.）

輸入外國品(課税せらるべき、及び納税濟貨物總てを含む)

一九二二年度輸入税則に依る關税の二%

輸出入中國品(課税せらるべき、及び納税濟貨物總てを含む)

一八五八年度一般税則に依る關税の二%

無税品(中國品及び外國品)

從價五%の二%

	毎次納税額 (per trip) 元	毎季納税額 (per quarter) 元
貨客積卸に下關側を利用するランチ	〇・六五	一六・〇〇
前記ランチに曳かるゝ貨物船	〇・三〇	—
乘客ランチ(津浦鐵道渡船を包含す)	〇・六五	一六・〇〇
乘客ランチに曳かるゝ乘客ボート	〇・三〇	—
津浦鐵道渡船に曳かるゝ貨物ボート或は手荷物ボート	〇・三〇	二八・〇〇

左の貨物は碼頭捐を免除せらる。

浦口に於て船積陸揚せらるゝ貨物 (Goods shipped or landed at Pukow.)

再輸出品 (Re-exports.)

積換品 (Transhipment cargo.)

大公使館及び領事館員の私用品 (Articles passed free of duty for Legations and Consulates and their staff.)

免稅許可の私用品 (Private effects if passed free of duty.)

海軍用品 (Naval stores,)

船舶用炭 (Bunker coal.)

金銀 (Treasure.)

靈柩 (Coffin with corpse.)

政府購入軍用品 (Military stores for use of the Government.)

賑災委員會使用の免稅品 (Stores for use of Famine or Flood Relief Commission if passed free of duty.)

碼頭捐が〇・〇五金單位或は國幣〇・〇五元未滿の貨物 (Goods on which Wharfage Dues amount to less than G. U. 0.05 or Standard $ 0.05.)

第十一節　上海海關が代徵する諸稅

(Shanghai.)

一、濬浦捐（黃浦江保修稅 Conservancy Dues.)

一、外國より直接或は沿岸經由の輸入外國品(無稅となれる課稅貨物及び納稅證明書による貨物を含む)
現行輸入稅率に依る關稅の三%

二、外國向輸出中國品

現行輸出税率による關税の三%

三、免税されたる輸入外國品

從價五%の三%

四、輸入金銀

國幣一千元に付き國幣〇•四五元

五、輸出金　無税

六、輸出銀(國幣銀元、中央造幣廠銀塊、其他の形狀の銀)

海關課税率の三%(第二十二章第四十七節參照)

七、左の種類の貨物は、他の貨物と別個に申請する時は濬浦捐を免除せらる

海外輸出臨時免税の中國品

開港向移出中國品 (Native exports to Open Ports.)

他の開港より來れる中國品 (Native imports from Open Ports.)

再輸出中國品、(外國向再輸出中國品は、轉口税と輸出税の差額を賦課せらるゝも濬浦捐納入を臨時免除せらる)

(Native goods re-exported: such goods re-exported abroad are temporarily not liable to Conservancy Dues even if the difference between interport and export duty is levied.)

外國陸海軍、大公使館及び領事館用物品 (Articles for foreign navies and armies, Legations and Consulates.)

上海に於て輸入税納入後當興向の積換品たる事を申告したる外國品 (Foreign goods declared for transhipment to

Kashing, after payment of import duty at Shanghai, are temporarily exempt.)

無税通過許可となれる私用品及び家族用品 (Private and household effects when passed free of duty.)

紅箱運貨辦法により積載せらるゝ貨物 (Goods carried under "Red-box" Regulations.)

船舶用品 (Ship's stores.)(無税となれる荷敷 dunnage を含む)

靈柩 (Coffin with corpse.)

保税倉庫内にて加工し、庫出後即時他の開港向船積する貨物に對しては、碼頭捐を免除す。之れ該船積は理論上積換と看做さるゝを以てなり。(第七章、第四節、規定第十二條參照)。

(註)濬浦捐徴收辦法に關しては「中國の對外條約、協約其他」(上海海關發行、全二巻、一九一七年度第二版)中の黄浦河道局設立議定章程及び濬浦局辦理章程(第一巻三四二―三四七頁)、及び一九一二年四月十五日附上海海關告示第七五八號を參照すべし。

二、碼頭捐(埠頭税 Wharfage Dues.)

一、上海海關は、現行輸入税則に從ひ、金銀を除く全輸入外國品に對し碼頭捐として輸入税の一%を徴收す。

無税品に對する碼頭捐は從價五%の一%なり。

二、外國より輸送する金銀に對する碼頭捐は國幣一千元に就き國幣〇・三〇元の率にて徴收す。

三、碼頭捐は從來と同樣、金單位を基礎として徴收す。(但し、金銀の場合を除く。前記二、參照)。

四、外國向輸出貨物及び沿岸開港向貨物は碼頭捐を賦課せられざるも、中國開港より移入し、移入税を課せらるゝ外國貨物は、外國よりの輸入品と同樣の取扱を受く。從つて碼頭捐を納入すべきものとす。

五、本節第一項、七の浚浦捐免除貨物は碼頭捐を免除せらる。又左記貨物も碼頭捐を免除せらる。

中國開港より移入し、移入税を免除せらるゝ外國品

政府の護照による無税品

保税倉庫内にて加工し、庫出後即時他の開港向積する貨物に對しては、碼頭捐を免除す。之れ該船積は理論上積換と看做さるゝを以てなり。（第七章、第四節、規定第十二條參照）。

（註）本碼頭捐は、一九三二年五月一日、其の徵收及び分配に關し、上海市政府と上海海關税務司との間に締結したる規約に基きて徵收せらるゝものなり。

第十二節　寧波海關が代徵する諸稅

（Ningpo.）

碼頭捐　（Wharfage Dues.）

一、寧波に於ける輸出入貨物は、左記第三項に列擧したる貨物を除くの外、外海或は內地との往航及び復航に際し、凡て碼頭捐を納入すべきものとす、

二、碼頭捐率左の如し。

（a）外海貨物（Outer sea cargo）（一般貨物及び特別貨物に分類せらる）

（一）一般貨物に對する碼頭捐は、海關評價の十分の一％とす。價格七元以下の貨物は、七元と看做して評價せられ三十二元以上のものは三十二元と看做して評價せらる。即ち碼頭捐の最低率は一包裝に付〇・〇〇七元、最高率

は○・○三二元と定めらる。

（二）特別貨物は特別税率により碼頭捐を納入すべきものとす。特別税率表に列擧せられざる貨物は一般貨物として取扱はる。二二七頁參照。

（b）内地貨物 (Inland places cargo.)

内地より移入せられ、或は内地向移出せらるゝ貨物は、價格に關せず一包装に付○・○一元なる一般税率にて碼頭捐を納入すべきものとす。板材、材木、木炭、草紙 (Grass paper)、甘蔗の納税單位は各一包装に付左の如し。

板　材…………一同
材　木…………一本
木　炭…………六○延
草　紙…………六○延
甘　蔗…………一○束

三、左の條件に該當する貨物は凡て碼頭捐免除の特典を受く。

（a）國際慣例により凡て無税通過を許可せらるゝ貨物

（b）縣政府に特別申請をなし、之が認可せられたる後、政府各機關、慈善施設、各學校に正規に輸入或は輸出せらるる貨物

（c）米、小麥、玉蜀黍の如く碼頭捐特別免除の貨物

特別貨物に對する特別碼頭捐率

（前記二、（a）（二）參照）

左の貨物は價格の千分の二、即ち海關評價額一千元に付二元の率にて納税すべきものとす。

寶石（眞珠、硬玉、ダイヤモンド等）(Precious stones, such as pearls, jades, diamonds.)
公債及び有價證券 (Bonds and valuable documents.)
竹及び竹器 (Bamboos and bambooware.)
煉瓦及びタイル (Bricks and tiles.)
棕竹杆 (Coir canes.)
紙傘柄 (Kittysol handles.)
石　灰 (Lime.)
空油桶 (Oil drums, empty.)
古石油箱 (Old kerosene oil boxes.)
鐵道枕木 (Railway sleepers.)
石及び石粉 (Stone and stone dust.)
藁　灰 (Straw ashes.)
木　屑 (Wood-cuttings.)

金銀裝飾品 (Gold and silver ornaments.)
生動物 (Animals, living.)
豆　腐 (Beancurd.)
コールタール空樽 (Coal-tar casks, empty.)
棉實灰又は棉實殼 (Cotton-seed ashes or husks.)
動力又は蒸氣ランチ (Launches, motor or steam.)
價格一千元以上の機械 (Machinery over Standard $1,000 in value.)
空油罐 (Oil tins empty.)
躉　船 (Pontoons.)
米　糠 (Rice bran.)
秤　桿 (Scale rods.)
茶箱板材 (Tea-chest boards.)
電話材料 (Telephone materials.)

樽桶木板 (Staves for barrels.)　　樹　苗 (Young saplings.)

左の貨物は百斤に付〇・〇二元の率にて納税すべきものとす。

豆　粕 (Beancake.)　　眞鍮器及び白銅煙管 (Brassware and white metal pipes.)
木炭及び木炭粉 (Charcoal and charcoal dust.)　　棉實粕 (Cotton seed cakes.)
落花生粕 (Groundnut cakes.)　　石　膏 (Gypsum.)
鐵及び鐵器 (Iron and ironware.)　　銅　鑼 (Gongs made of mixed metals.)
紅　米 (Red rice.)　　支那酒 (Samshu.)
鹽　(Salt.)　　醬　油 (Soy.)
藁　紙 (Straw paper.)　　藁或は乾草 (Straw or hay.)
菜種粕 (Vegetable seed-cakes.)　　醋　(Vinegar.)
バンドリン木 (Wood, bandolin.)　　白　檀 (Sandalwood.)
蘇　木 (Sapanwood.)　　油　粕 (Oil seed-cakes.)
麹　(Yeast.)

左の貨物は茲に示したる率にて納税すべし。

貨物名	單位	税率
遊覽船 (Pleasure-boats.)	一隻	元 〇・七〇〇
新鮮キヤベツ (Fresh cabbages.)	十個	〇・〇〇七

石炭及び粉炭	(Coal and coal dust.)	米噸	〇・〇四九
空　　柩	(Empty coffins.)	一　個	〇・〇三二
銅及び銅器	(Copper and copperware.)	百　斤	〇・〇〇二
綿　　花	(Cooton, raw.)	一　包	〇・〇〇二
綿　　實	(Cotton seeds.)	同　上	〇・〇〇七
土器及び陶器	(Earthenware and crockery.)	百　斤	〇・〇一二
薪	(Firewood.)	同　上	〇・〇一二
鮮　　魚	(Fresh fish.)	同　上	〇・〇一二
麥　　粉	(Flour.)	一　包	〇・〇〇七
燧　　石	(Flint.)	米噸	〇・〇三一
氷	(Ice.)	一萬斤	〇・一六五
機械（百元以下のもの）	(Machinery.)	一　包	〇・〇〇七
肥　料　粕	(Manure cake.)	同　上	〇・〇〇七
燐寸（正大工場製品）	(Matches.)	五十哥	〇・〇〇七
蓆	(Matting.)	一捲（三十七米）	〇・〇〇七
鮮　水　瓜	(Fresh melons.)	十　個	〇・〇〇七
石油及びガソリン	(Kerosene oil and gasolene.)	一千立	〇・一八五

機械油	(Lubricating oil.)	一千立	○・一八五
ディーゼル油	(Diesel oil.)	一ドラム	○・○○七
石油箱板材	(Boards for kerosene cases.)	一枚	○・○○三
古空鐵桶	(Old iron drums, empty,)	一個	○・○○七
籐(一束に付き九延のもの)	(Rattan.)	一束	○・○○三
籐(一包十二延以上のもの)	(Rattan.)	一包	○・○○七
碎米	(Rice, broken.)	同上	○・○○七
平水茶(不焙)	(Tea, unfired.)	一箱	○・○○七
烏木、杉、黒檀、硬木、フル木	(Wood: black, cedar, ebony, hard, & puru.)	一本	○・○○七
毛柿木、紅木、花梨木、花梨木板	(Wood:camagon, red, rose, & rose planks.)	同上	○・○二五
輕木	(Wood: soft.)	同上	○・○○七
軟木板(オレゴン松)及チーク木	(Wood: soft planks (oregon pine) and teak.)	十米	○○・三三
松木板	(Wood: pine planks.)	一包	○・○○七

第十三節　三都澳海關が代徵する諸稅
(Santuao.)

碼頭捐 (Wharfage Dues.)

輸入外國品

一九三一年度輸入稅則に依る關稅の五%の〇・五%を金單位にて算定

輸出中國品

一九三一年度輸出稅則に依る關稅の〇・五%

沿岸開港向積出中國品(紅茶を含む)

一九三一年度轉口稅則に依る關稅の〇・五%

納稅證を有する貨物及び無稅品

従價五%の〇・五%

金　銀

従價千分の〇・〇七五

第十四節　福州海關が代徵する諸稅
(Foochow.)

濬河捐 (Conservancy Dues.)

輸入外國品(直接或は間接)

一九三一年度輸入稅則に依る關稅の五%の五%を金單位にて算定

輸出入中國品

一八五八年度一般税則に依る關税の五%

前記税率表に記載せる無税品

從價千分の二•五。但し救濟用穀物、政府用軍需品、及び國用品を除く

金　銀

從價の千分の〇•五

紙　幣

無　税

銀及び銀元

政府銀行の輸出する場合は無税

輸入外國米

中國米と同様、一八五八年度一般税則に依る關税の五%

統税或は礦産税納入品

普通品と同じ

再輸出品及び再輸入品

納税證取寄せ中の場合は無税

官鹽（Government Salt.）

鹽務署（Salt Revenue Administration）より年額二千元納入

江を溯りて南台に至る五百噸未滿の航海船舶は、凡て入港毎に一噸に付き〇・〇二元を納入すべし。

江を溯りて南台に至る五百噸或は五百噸以上の航海船舶は凡て入港毎に一噸に付き〇・〇五元を納入すべし。

琯頭或は潭頭以上に溯航する航海民船は毎航行、積載量十担に付き〇・〇一元を納入すべし。但し積載量五百担及びそれ以上の民船は毎次最低課稅一元を納入するものとす。積載量五百担以下の民船にありては、本稅は一年に十二回以上賦課せらるることなし。

福州の河海を航行する乘客用小蒸汽船に對する課稅は毎船一月五元とし、乘客輸送に從事せず政府或は商業用に使用せらるゝ小蒸汽船は一月三元とす。

貨物船の課稅は毎船一個月一元とす。

第十五節　廈門海關が代徵する諸稅 (Amoy.)

堤工附加稅 (Bund Dues.)

輸入外國品

納入關稅の二%

輸出入中國品

納入關稅の二%

右の關稅附加稅は、無稅品及び納稅證を有する貨物には之を賦課せず。

(註) 右の附加税は堤防新築費及び土堤工事費に依り生じたる不足額を填補する爲め、一九三四年一月一日以降四個年間徴收せらるるものなり。

第十六節　廣東海關が代徵する諸税

浚渫附加税 (Conservancy Surtax.)

一、貨　物

輸入外國品(直接或は沿岸)課税せらるべき貨物にして(無税通過したるもの、及び納税證を有するもの)

現行輸入税則に依る關税の五%

輸出中國品

現行輸出税則に依る關税の五%

無税外國輸入品及び輸出中國品

從價三%

左記種類の貨物は他の貨物と別個に申告したる場合は浚渫附加税を免除せらる。

金塊及び銀塊、金貨及び銀貨

開港向移出中國品

開港より移入する中國品

再輸出中國品(此種貨物を國外へ再輸出せんとし、轉口稅及び輸出稅の差額を納入する場合は浚渫附加稅を課せらる)

大公使館及び領事館用品及び外國陸海軍用品

無稅通過許可となれる私用品及び家族用品

船舶用品(無稅となれる荷敷(dunnage)を含む)

登臺及び海關用品

壓艙

二、船舶

登簿噸數三五〇噸以上の船舶は、凡て入港每に每登簿噸數國幣〇・〇五元の割にて浚渫附加稅を納入することを要す。

登簿噸數三五〇噸以上の內河航行定期船及び廣東香港間及び廣東澳門間航行の保證附河川汽船は、凡て入港每に國幣〇・〇〇八元の割にて浚渫附加稅を納入することを要す。

第十七節 騰越海關が代徵する諸稅

(Tengyueh.)

騾馬專鈔 (Mule Tax.)

輸入品

一駄或は一騎に付騰平公估銀五錢

苦力運搬貨物は一名に付同〇・一二五兩

輸出品

一駄或は一轎に付膽平公估銀〇・二五兩

苦力運搬貨物は一名に付同〇・〇六三兩

第十七章　統　税

第一節　海關に附托されたる統税徴收

(Collection of Consolidated Tax entrusted to Customs at certain Ports.)

海關は、關務署令に依り、旣に統税を施行せる區域の各通商港に於て、外國より輸入せらるゝ綿糸、燐寸、セメント卷煙草、小麥粉、及びアルコールに對し、又統税を未だ施行せざる中國各港より輸送せられ來る國産綿糸（屑綿糸を含む）、燐寸、セメント、卷煙草、小麥粉、綿糸直接製品、及びアルコールに對し、統税の徴收を附託せらる。

輸入卷煙草に課せらるる統税は、海關が徴收する金單位輸入税に包括せられ、海關收入の一部として處理せらる。統税施行區域内に於て海關が徴收したる、卷煙草の輸入税總額の内五分の四は税務署(The Shui-wu Shu)に送金することを要す。

第二節　統税關税併徴及び免税辦法

(Summarised Treatment.)

第一節に記述したる貨物の統税關税併徴及び免税に關する摘要左の如し。

(a)統税の實施せらるる開港に於て、外國より輸入せらるゝ前記外國品は、統税を課せらるべく、又關税を完納すべきものは之れをも課せらるべし。

(b)前記中國產品は、外國或は統稅の實施なき開港に輸出せらるゝ時、綿糸直接手工製品、小麥粉及燧（第七及び八節參照）を除く外、統稅を課せられざるも、關稅を課すべきものは之を課せらる。

(c)前記國產品が未だ統稅を實施せざる省より之を實施する省の開港に移入せらるゝ時は、海關に統稅を納入すべきものとす。

(d)統稅の實施せらるゝ各省沿岸或は省內に於て、前記國產品が船積みせらるゝ時は、統稅納入證明書の提出により海關を無稅にて通過することを得。

第三節　統稅徵收規定
(Regulations for Collection.)

海關の統稅徵收規定左の如し。

一、總　則

一、海關は、外國より輸入せらるゝ綿糸、燐寸、セメント、卷煙草、小麥粉、及び統稅の實施なき各省より移入せらるる國產綿糸、燐寸、セメント、卷煙草、小麥粉、及び綿糸直接製品に對する統稅徵收權を、一九三一年五月十六日より繼承したり。

二、海關は、統稅を實施せる各省に於ける開港に於て、統稅を徵收す。統稅徵收省名左の如し。

江　蘇　　浙　江　　安　徽　　湖　南　　湖　北

江西　山東　河北　河南　廣東
廣西　福建　四川

（註）一、滿洲諸港（大連を含む、本章第十三節參照）への輸出は、統稅區域内諸地方への輸出として取扱ふ。
二、雲南省に於ては統稅を輸入稅の一部分として、卷煙草のみに課す。此兩省における統稅納入證は他省に於て之を認めず。

三、海關は、統稅署所定の統稅稅率に從ひ、三政府銀行（中央銀行、中國銀行、及び交通銀行）の發行したる法貨を以て統稅を徵收す。

二、外國より輸入せらるゝ綿糸、燐寸、セメント、アルコール及び小麥粉

一、申告者は普通の海關輸入申告書（Customs Import Application）の外、統稅報單（The Consolidated Tax Application 正副二通（一通は黃色、他は淡紅色）と統稅繳納證（Consolidated Tax Memo.）とを同時に提出することを要す。統稅報單には、海關輸入申告書に記載したると同一の詳細事項を記入することを要す。

二、輸入稅が計價算定せられたる後、海關は統稅を算定し、之を統稅報單正副二通（一通は黃色、他は淡紅色）に記入し關係海關吏より記載條項の正確なるを證明せる署名をなすことを要す。

三、黃色統稅報單は海關輸入稅繳納證（Customs Duty Memo.）及び統稅繳納證（Consolinated Tax Memo.）と共に申告者に返還し、海關は淡紅色統稅報單のみを保留し、次の貨物積卸日に之を統稅局に交付することを要す。

四、海關輸入稅繳納證には「另徵統稅」と檢印し、海關收稅處（The Customs Bank）をして關稅の外に統稅の納入せらるべきを知らしむることを要す。

五、申告者は海關輸入税繳納證及び統税繳納證を海關收税處に持參し、關税及び統税を納入すべし。

六、海關は、海關收税處より納入濟の檢印を受けたる輸入税繳納證及び統税繳納證二通の提出を受けたる時に限り貨物を解除すべし。これ統税を納入せずして、船荷通過の許可を海關收税處より得ることあるを防止するためなり。

七、統税繳納證は四部より成る。第一部は海關より統税局に交付し、第二部は檢印濟船荷證券と共に申告者に發給し、第三部は海關に保留し、第四部は海關收税處に保留す。

八、申告者は統税繳納證第二部及び黄色統税報單を統税局に提出し、收入檢印及び統税關係書類の發給を受くることを要す。

三、外國より輸入せらるゝ卷煙草

統税局(Consolidated Tax Bureaux)を設定せる統税區域内の開港に於て、外國より卷煙草を輸入するため申告書を提出するに當りては、左の手續を必要とす。

(a)輸入申告者は、普通の海關輸入申告書(The Usual Customs Import Application)の外、之に記載せられたると同一の詳細事項を記載したる黄色統税報單(Yellow Application)正副二通を同時に提出すべし。

(b)海關は輸入税を評價算定したる後、黄色統税報單に税額を記入し、詳細事項が凡て正確なるを證明したる署名をなすべし。

(c)黄色統税報單は輸入税繳納證(The Customs Duty Memo.)と共に申告者に返還せられ、海關は副本を保留し、之を次の貨物積卸口統税局に交付すべし。

(d)申告者は關稅納入後、海關稅款收據(The Customs Duty Receipt)及び黄色統稅報單を統稅局に提出し、印花(印紙 stamps)の發給を請求することを要す。印花は統稅局より無料にて發給す。

右の規定に關する計算手續は、總稅務司通令第四三五一號第二節を參照すべし。

四、統稅の未だ實施せられざる省より輸入(再移入を含む)せらるゝ國產綿糸、燐寸、セメント、卷煙草、小麥粉、アルコール、及び綿糸直接製品

一、統稅の實施なき省より移入或は再移入せらるゝ國產綿糸、燐寸、セメント、卷煙草、小麥粉、アルコール、及び綿糸直接製品は、凡て統稅の施行せらるゝ開港に於て之を完納することを要す。

二、統稅を實施せる各省の海關は、外國よりの輸入手續と同一手續を以て統稅を徵收す。但し輸入稅を免除し輸入稅繳納證(Customs Duty Memo.)を發給せざる場合を除外す。

五、外國及び統稅を實施せざる省に輸移出(再輸移出を含む)せらるゝ國產綿糸、燐寸、セメント、卷煙草、小麥粉、アルコール、及び綿糸直接製品

一、海關は海關規程に從ひ、關稅を賦課すべき場合は之を繼續徵收すべきも、統稅を賦課するを得ず。國產綿糸卷煙草、燐寸、セメント、麥粉、アルコール及び綿糸直接製品に對する輸移出及び再輸移出申告書(Export and Re-export Application)は必要なる統稅局納稅證(Consolidated Tax Administration's Tax-paid Certificate)或は回漕免狀(Transportation Pass)及び黄色統稅報單と一括して提出すべきものとす。之等總ての書類には統稅局の「檢査済」檢印を要す

二、海關は、黄色統稅報單に記載條項が海關申告書(Customs Application)の夫れと一致せる事判明せば該報單に署名

し、チェツクしたる後、統税局納税證及び（或は）回漕免狀に検印、抹殺すべし。

三、黄色統税報單は、海關に保留し、必要なる通關手續完了して海關捺印を受けたる後、統税局に交付せらるべきものとす。積殘の綿糸、マツチ、等ある場合に於ては、海關は船舶會社に積殘品覺書（退關貨物清單 Memorandum of Shut-out (Cargo)）正副二通の提出を要求し、之に海關よりチェツク及び署名を受けたる後、統税局に交付すべし。

四、統税を拂戻さる可き貨物ありたる場合は、商人は、海關に申告するに先だち、既に納入したる統税の返還及び無税證（Tax-free Certificates）の發給を申請することを要す。

五、統税局發給の證明書、或は免狀（pass）を提出せざる場合は、如何なる船積品も通過することを得ず。

六、統税を徴收する各省に移出（再移出を含む）或は之等より移入（再移入を含む）せらるゝ國産綿糸、燐寸、セメント、卷煙草、小麥粉、アルコール及び綿糸直接製品

一、統税局は、前記商品に對し、之等を生産或は製造する工場に於て課税徴收を繼續すべきものとす

二、輸出、再輸出、或は輸入申告書には統税黄色報單（The Consolidated Tax Yellow Application）を添附することを要す。該黄色報單は海關に於ては對外輸出等に要する黄色報單と同樣に辦理せらるゝものとす。但し黄色報單に對して統税局捺印を要求せざる場合を除外す。

三、前記貨物が、統税を徴收する省内に送られ或は省外に船積せらるゝ場合は、海關は之に課税せざるも、統税局納税證或は回漕免狀は必ず之を提出し、貨物の解除せらるゝに先だちて、海關より検印抹殺を受くることを要す。

（註）甘粛、寧夏、陝西及び貴州各省より、他の統税施行區域内各省向及び反對に統税施行區域内各省より甘粛、寧夏、兩省向中國産卷煙草が統税印花を貼附し且つ統税完納證を有するときは、海關は之を無税通過せしむ。

七、外國産綿糸、燐寸、セメント、卷煙草、アルコール、及び麥粉の再輸出

前記貨物に對する海關再輸出申告書（Customs Re-export Application 復出口報單）には、黄色統税報單を添附することを要す。該報單はチェツクし、海關申告書と一致せるを檢閲したる後、署名、檢印して統税局に交付せらるゝものとす。申告者は、貨物が解除せらるゝに先だち、統税納入證或は統税免税證を海關に提出することを要す。該證書の記載事項は再輸出申告書の夫れと同一なることを要す。本證明書も亦貨物解除の際、海關より檢印抹殺す。

附　則

一、統税納入證(Tax-paid Certificate)或は無税證(Tax-free Certificate)の記載事項が海關報單(Customs Application)のそれと合致せざる事を發見したる時は、海關は該證明書を保留し、本件を統税局に通知すべきものとす。

二、既に徴收せられたる統税の返還問題は、統税局之を處理す。

第四節　國産綿糸直接製品一覽表
(List of Native Direct Products of Cotton Yarn.)

「綿糸直接製品」なる用語に包含せられ、統税規定の適用を受くる國産品は左の如し。

一、機械製其他の總ての綿織物。生地、漂白、マーセライスド、染色、紋織、平織なると捺染たるとを問はず。但し、純粹なる綿糸より織られ他の纖維混合物を含まず、且つ原狀を保持して變態せられざるものに限る。

二、綿製長短靴下 (Socks and Stockings.)

三、綿製肌着 (Underware.)

四、掛蒲團 (Counterpanes.)

五、毛　布 (Blankets.)

六、綿製ベッド、シート (Bed-sheets.)

七、タオル (Towels.)

八、錠子繩 (Spindle tex rope.)

錠子帶 (Spindle tape.)

帆布帶 (Canvas belting.)

ランプ芯 (Lampwicks.)

腿帶子 (Ankle-bands.)

（以上純綿製）

九、糸捲に卷かれたる綿縫糸 (Cotton thread on spools.)

十、綿製帽子バンド (Hat-bands.)

十一、綿縫糸製魚網 (Fishing nets made from cotton thread.)

第五節　統税々率
(Consolidated Tax Tariff)

現行統税々率は左記の如くなるも、本税率は、豫告し、或は豫告せずして、政府之を變更するを得ることを特記す。

燐寸 (Matches.)

(a)燐硫化物燐寸 (Sulphide of Phosphorus Matches)

(1)、一箱七十五本乃至八十本の燐寸棒を容るゝ縱四十八粍、横三十三粍、深さ十四粍の燐寸箱	大箱一個國幣	二二・六〇元
(2)、一箱百本乃至百五本を容るゝ縱四十八粍、横三十四粍、深さ十六粍の燐寸箱	同	一五・六〇元

(b)安全燐寸 (Safety Matches)

(1)、一箱七十五本乃至八十本の燐寸棒を容るゝ縱四十八粍、横三十四粍、深さ十六粍の燐寸箱	同	一五・六〇元
(2)、一箱百本乃至百五本を容るゝ縱五十九粍、横三十八粍、深さ十八粍の燐寸箱	同	二〇・一〇元
(3)、一箱百十五乃至百二十本を容るゝ縱五十九粍、横四十粍、深さ十八粍の燐寸箱	同	二四・〇〇元

(註)(一)一千二百箱入の燐寸小箱(ブリキ罐、箱或は包裝)に包裝したる燐寸は、七千二百箱入の大箱に對する統税の六分の一の割にて統税を納入することを要す。

(二)(a)輸入安全燐寸の箱の大きさ及び一箱の燐寸棒數が、第一級安全燐寸の規程に該當する時は、統税は第一級安全燐寸の統税率に依りて課税す、卽ち七千二百箱に付十三元五角とす。

(b)輸入安全燐寸の箱の大きさ、或は一箱の燐寸棒數が、第一級燐寸の規定を超ゆる時は、第二級品の率に依りて統税を課し又箱の大きさ、或は一箱の燐寸棒數が第二級品の規定を超え、第三級品の夫れを超ゆる時は、第三級品の率に依りて課す。

（ｃ）折箱式の外國輸入燐寸は、四十八瓩（折箱式の箱の重量を含む）に付き廿一元の割合にて課税す。

（ｄ）バラ包装にて輸入する外國燐寸は、四十八瓩に付き廿一元の割合にて課税す。

（三）（ａ）バラ包装の國産殘缺不齊の燐寸（之が販賣は製造地のみに於て許可せらる）は六〇・四八瓩に就き一・二五元の率にて課税す

（ｂ）所要の巻煙草印花税票を貼付せる箱に容れたる國産紙巻煙草と共に包装したる國産燐寸は重ねて課税せらるゝことなし。

セメント（Cement.）

（一）一七〇瓩に達する包装に於ては		一・五〇元
（二）一一三・三三瓩	同	一・〇〇元
（三）八五瓩	同	〇・七五元
（四）六三・五〇瓩	同	〇・五七五元
（五）五六・六六瓩	同	〇・五〇元
（六）四九・九〇瓩	同	〇・四五元
（七）四二・二〇瓩	同	〇・三七五元

（註）（一）乃至（七）に規定せられたる重量を一〇％或はそれ以上超過するセメント包装は、一級上の率にて納税すべく（一）に規定せられたる重量を約一〇％或はそれ以上超過する包装は實際重量に從ひ納税すべきものとす。

（四）及び（七）級セメントの課税額は、厘位に於て四捨五入す。

綿 糸（Cotton Yarn.）

甲種（十七番手以下） 毎百瓩 五・〇〇元

乙種	(十七以上廿三番手以下)	同	五・七五元
丙種	(廿三以上卅五番手以下)	同	七・五〇元
丁種	(卅五番手以上)	同	一〇・〇〇元
屑絹糸		同	一・二四元

小麥粉 (Wheat Flour.)

四九封度(二二・二三瓩)の重量ある袋　一袋に付　〇・一〇元

外國輸入麥粉の統税を算定するには左の方式に依る。

瓩單位の全貨物總重量を二二・二三を以て除し標準重量の袋數を求め、一袋に不足する端數重量は如何に小なるも一袋に見做し、かくて得たる總袋數を、一袋の統税率(〇・一〇元)に乘ず。

統税局は統税納濟入の標準袋數に依つて統税納入證を發給す。該證書には、最初包裝したる袋數を示す特別檢印「原裝ー包」を捺印して以て檢査證とす。

(註)「麥粉」なる用語は機械製小麥粉にのみ之を適用す。

麩　皮 (Wheat Bran.)

(a)司馬秤五十一斤(三〇・八四瓩)及びそれ以上の重量ある袋入	一袋に付	〇・〇五元
(b)司馬秤五十斤(三〇・二四瓩)及びそれ以上の重量ある袋入	一袋に付	〇・〇二五元

國產卷煙草 (Native Rolled Tobacco.)

(a)紙卷煙草 (Cigarettes)		等級	稅率
登錄賣價八百元以上のもの	五萬本	一	八〇〇・〇〇元
登錄賣價四百元以上八百元以下のもの	五萬本	二	四〇〇・〇〇元
登錄賣價二百元以上四百元以下のもの	五萬本	三	二〇〇・〇〇元
登錄賣價二百元及びそれ以下のもの	五萬本	四	一〇〇・〇〇元
(b)葉卷煙草(Cigars.)		**等級**	**稅率**
登錄賣價八十元或はそれ以上のもの	一千本	一	六二・〇〇元
登錄賣價四十元或はそれ以上のもの	一千本	二	三一・〇〇元
登錄賣價二十元或はそれ以上のもの	一千本	三	一五・五〇元
登錄賣價十元或はそれ以上のもの	一千本	四	七・八〇元
登錄賣價六元或はそれ以上のもの	一千本	五	四・一五元
登錄賣價六元以下のもの	一千本	六	三・一〇元

國產綿糸直接製品 (Native Direct Products of Cotton Yarn.)

海關時價に從ひ、從價五%

アルコール (Alcohol.)

(a)エチル・アルコール(酒精)	一立	〇・一三元
(b)變性アルコール、メチル或はウッド・アルコール（アンスホーツンド・アラク及びフーゼル油を含む）	一立	〇・〇六五元

右の税率は次の如く適用す。

(c)樽又は壺入アルコールは各容器の重量を控除したる純量に依りて評價す。各純量一立未滿は一立と見做す。（例へば純量九・三立入りの壺十個の貨物は、九十三立とせず百立と看做す。）

(d)箱入アルコールの統税は、各箱内アルコールの純量に依りて評價し、箱内の第二容器の數に關せず、又一立未滿は一立と看做す。

(e)一定數の瓶を單位として包裝したる瓶詰アルコールの統税は、前項(a)の如くして評價するも、一定數を單位とせざる場合は各瓶内アルコールの純量を計算し、又一立未滿は一立と看做す。

(註)統税の徵收單位は國幣元とす。

第六節　統税納入證其他の有効期間

(Time Limits for Tax-paid Certificates, etc., issued by Consolidated Tax Bureaux.)

統税局が發給したる、統税納入證の有効期間は左の如し。

(a)發給日より一個年間有効なるもの。

國産綿糸納税證 (Native Cotton Yarn Tax-paid Certificate.)

外國產綿糸納稅通運證（Foreign Cotton Yarn Tax-paid Conveyance Certificate.）

國產綿糸直接製品納稅證（Native Direct Products of Cotton Yarn Tax-paid Certificate.）

國產綿糸直接製品通運證（Native Direct Products of Cotton Yarn Conveyance Certificate.）

（ｂ）發給日より三ヶ月間有効なるもの。

國產綿糸及び綿糸直接製品積戻し證明書（Certificate for Reshipment of Native Cotton Yarn and Direct Cotton Yarn Products.）

製造業者特別用途用綿糸直接製品通運證（Conveyance Certificate for Direct Products of Cotton Yarn for Special Use of Manufacturers.）

納稅濟貨物たるを保證する納稅證が、該貨物の船積時には尙有効なるも、目的地到着前に無効となる場合は、目的地にある海關或は統稅局は、貨物を抑留せず、納稅證が船積日附に有効なりしを確認したる後、之を解除す。

第七節　手工綿糸直接製品

（Hand-made Direct Products of Cotton Yarn.）

手工綿糸直接製品は、外國或は統稅を施行せざる地に船積せらるゝに際し、統稅局納稅證（Consolidated Tax Bureau's Tax-paid Certificate）を有する時は、無稅にて通關することを得。

第八節　國產麥粉及び麩

(Native Wheat Flour and Wheat Bran.)

國産麥粉及び麩の統税は、統税局に於て徴收せられ、之等貨物が沿岸或は外國に出航するに際し、納税證を提出する時は、統税區域港に於ける關税を、無税にて通過せしめらる。統税を施行せざる地に於ては關税を徴收せらる。

第九節　中國々内郵送或は小賣の綿糸製品

(Cotton Yarn and Cotton Yarn Products retailed in Odd lots or sent by Domestic Parcel Post in China.)

中國國内を小包郵便により輸送せらるゝ綿糸及び綿糸製品は、統税の追加を受けずして通過せしめらる。但し關税は第四節記載綿糸直接製品表に含まるゝ貨物なるや否やにより、免除或は賦課せらる。

綿糸及び綿糸直接製品の統税は、出廠前、全包裝に對して賦課するを税務署の實際手續とし、統税完納後端數として小賣する際は、重ねて之等商品を保證するための納税證を發給することなし。此種商品の包裝の破れたるもの又は一包裝の端數のものが、統税徴收區域内を輸送せらるゝ時は、統税納入證の有無に拘らず統税納入濟と看做す。

第十節　海關分卡が徴收する統税

(Consolidated Tax to be collected at Maritime Customs Stations.)

統税施行各省に於ける開港に於ては勿論全海關分卡に於て統税を徴收す。

第十一節　國產紙卷煙草と共に包裝せらるゝ燐寸
(Matches packed with Native Cigarettes.)

國產紙卷煙草小包に封入のため購入せられたる燐寸包裝が、必要なる課稅を納入し、卷煙草稅檢印の須要番號を附せられたる箱にて輸送せられ、納稅證に保證せらるゝ時は重ねて課稅せずして海關より解除せらる。

第十二節　セメント副證明書
(Sub-certificates for Cement.)

統稅局はセメントの委託を保證するため、三部に分たるゝ副證明書を發給す。統稅を納入し、原納稅證が發給せられたる後、該副證明書は切離して必要地に送らる。副證明書を有するセメントは、重ねて課稅さるゝことなし。

第十三節　大連向統稅貨物
(Shipments to Dairen.)

統稅局は、最早や大連向船積の統稅貨物を保證する免稅證(Tax-free Certificates)を發給せざるも、之に代へ、特別證明書を發給す。本證明書は、貨物解除後海關之に捺印して申告者に返還し、申告者をして該證明書發給局に返送して取消さしむ。

第十四節　國産薫煙草統税

(Consolidated Tax on Native Cured Tobacco.)

本書第十八章第一節參照。

第十五節　國産麥酒統税

(Consolidated Tax on Beer brewed in China.)

(a)中國に於て登錄し、その管理を受くる麥酒會社が釀造したる麥酒は、税務署の印花煙酒税處 (The Wine and Tobacco Tax Bureaux)に特別税を納入せば、關税を免除せられて沿岸若くは内地向積出し得るの特權を享有す。但し該麥酒の箱若くは樽は、出廠時、統税印紙を貼付し、且つ統税署發給の統税運搬證書 (Consolidated Tax Conveyance Certificates)を具備することを要す。

(註)小箱(卽ちクーオト瓶一、二、或は三打入、或はパイント瓶一、二、三、四、或は五打入)は、運照(運輸證明書 Conveyance Certificate)を提出せずして通過することを許さる。但し毎箱に必要數の統税印紙を貼付して消印し、該交託貨物總數が全一箱(卽ちクオート瓶四打或はパイント瓶六打を容れたるもの)に達せざることを必要條件とす。

(b)中國内に於て釀造したる麥酒を、外國に輸送したる後、再輸入する場合は、統税印紙及び統税運搬證書を具備する場合と雖も、輸入税を徴收せらる。但し本書第十章第十二節の規定に依り、一開港より外國港を經由し、其他の開港に輸送する國産麥酒には本規定を適用せず。

(c)中國に於て登錄し、管理せらるゝ麥酒會社釀造の麥酒を、外國に輸出する時は、税務署より、出廠時納入したる

麥酒税の拂戻しを受くるの權利を有す。但し拂戻申請者は輸出港の海關が發給したる輸出免狀と船荷證劵副本とを提出することを要す。麥酒税を欺瞞し或は逋脱を謀りたる者は、海關之を處罰すると同時に印花煙酒税處に通知す。

第十八章　中國產煙酒及鑛物の統稅及特稅

第一節　中國產薰煙葉、煙葉、及中國產煙葉製成煙糸

(Native Cured Tobacco, Tobacco Leaf, and Prepared Tobacco made from Native Tobacco Leaf.)

(a)稅務署は、一九三三年七月一日より、左の課稅徵收を財政部より認可せられたり。

(1)統稅區域即ち江蘇、浙江、安徽、湖南、湖北、江西、山東、河北、河南、廣東、廣西及び福建(第十七章第三節一、二、參照)內に移入及び輸入せらるゝ中國產薰煙葉(Native cured tobacco)に賦課する統稅(Consolidated Tax)(第十七章第三節、一、總則、一、二項參照)。

(註)廣西より「統稅區域內の他省」に船積みせらるゝ中國產薰菸葉は、納稅證(Tax-paid Certificates)を有し、更に原省統稅局より發給せられたる納稅證其他に保證せらるゝ場合に限り、目的港海關に通關許可せらるゝものとす。

(2)特稅區域(Special Tax Area)(現在、江蘇、浙江、安徽、河南、湖北、江西、福建に制限せらる)內に移入及び輸入せらるゝ中國產煙葉に賦課する一担四・一五元の特稅(Special Tax)。

(3)非特稅區より特稅區七省(前記(2)參照)に輸入せらるゝ中國產煙葉製成煙糸(Native prepared tobacco made from native tobacco leaf)に賦課する一担四・二五元の特稅。

一九三三年七月一日以前に發給せられたる免稅證(Tax-paid Certificates)を具備し、通例の如く關稅及び附加稅を賦課せらるべき薰煙葉のみを除き、該日附以後、統稅區及び特稅區各區內に移入せらるゝ總ての中國產薰煙葉及び中國產煙

葉は當然轉口稅及び附加稅を徵收せらるべきも、各包裝が關係徵稅機關に捺印せられたる特別貼紙を有する時は、納稅證の提出により無稅通關することを得。

特稅區內に移入せらるゝ中國產煙葉製成煙糸は、總て、特稅を徵收せられざるも「此係在特稅區內已完過土煙葉特稅製成之煙糸照章不再徵收煙糸稅」（本品は特稅區內に於て旣に土煙葉特稅を納入したるものより製造したる煙糸なれば規則に依り、煙糸稅は之を重ねて徵收せず）、なる特稅機關官印(Tax Office chop)を押捺したる黃色申告書(黃色報單)正副二通を提出し、(納稅證を添附せず)、轉口稅及び附加稅を納入したる後始めて通關することを得るものとす。

(b)非統稅區及び非特稅區各區に輸出せられ、或は各區より輸入せらるゝ中國產熏煙葉、中國產煙葉、中國產煙葉製成煙糸に關して遵守せらるべき手續左の如し。

(1)統稅區及特稅區各區內の開港より非統稅區及非特稅區各省に輸出せらるゝ凡ての中國產熏煙葉及び煙葉は、關稅のみならず轉口稅及附加稅を納入すべきものとす。然れ共斯る場合に於て、荷主(Shipper)が、目的港に貨物の到着せる日より三ヶ月以內に、輸出港に於ける統稅局に對しては、目的港に於て賦課せらるゝ關稅の納入證並に轉口稅及附加稅の關稅領收證(Customs Duty Receipt)を提出し、又稅務署或は附屬特稅局(Subordinate Special Tax Office)に對しては、原完稅照(Original Tax-paid Certificate)或は分運照(Sub-Conveyance Certificate)並に特稅納入證及び目的港に於て賦課せらるゝ關稅の納入證を提出する時は、熏煙葉に對し納入したる統稅全額、及び煙葉に對し納入したる特稅の半額(即ち一担に就き二•〇七五元)を各局より返還せらるゝものとす。

(2)特稅區內の開港より非特稅區各省に輸出せらるゝ中國產煙葉製成煙糸は、總て特稅を徵收せられざるも、轉口稅及び附加稅を納入すべきものとす。但し此の場合「此係在特稅區內已完過土煙葉特稅製成之煙糸照章不再徵收

煙糸税」なる特税機關官印を押捺したる黄色申告書（黄色報單 Yellow Application）正副二通を通常の海關申告書（Usual Customs Application）と共に海關に提出することを要す。但し納税證を添附することを要せず。

（3）非統税區及び非特税區各省より統税區及び特税區に移入せらるゝ中國產薰煙葉、中國產煙葉及び中國產煙葉製成煙糸は悉く納税することを要す。該地統税局が發給したる納税證を提出したる時に限り無税解放せらる。

（c）統税區及び特税區各區内の開港より外國に輸出せらるゝ中國產薰煙葉、煙葉、土產煙葉製成煙糸は悉く、統税及び特税を賦課せられず。但し輸出税は之を納入することを要す。

（d）統税區及び特税區内に於ける中國產薰煙葉、中國產煙葉、中國產煙葉製成煙糸の檢査及び通過許可をなすに當りては、海關は左の手續を遵守す。

（1）薰煙葉、煙葉、中國產煙葉製成煙糸の輸出、輸入、再輸出、再輸入をなすに當りては、黄色申告書（報單）及び納税證（完税照 Tax-paid Certificates）或は副輸送證明書（分運照 Sub-Conveyance Certificate）を通常海關申告書（白報單）に添へて海關に提出し檢印を受けしむ。

（註）中國產薰菸葉及び菸葉の凡ゆる移動狀態（此の移動は、全部或は一部、統税區内たると特税區内たるとを問はず）を記載したる黄色申告書は該統税局の證明を得たる後にあらざれは有効と認められず。

（2）海關は薰煙葉、煙葉、中國產煙葉製成煙糸の實際重量が完税照或は分運照に記載せられたるものと一致せるや否やを檢閲して、之等證明書に捺印し、黄色報單に署名をなし、税務署或はこれが所屬局に提出して證明せしむ。

（3）薰煙葉、煙葉或は中國產煙葉製成煙糸が前記記載の各證明書を有せざる事發見せられ、或は之等の重量が檢査の結果、添附の證明書記載重量と一致せざる事發見せられたる時は、海關に抑留す。該抑留は之を税務署或は

その所屬局に通告し、問題解決後貨物を返還す。

（註）抑留貨物は先づ總稅務司の許可を得るにあらざれば該地稅局に手交することを得ず。

第二節　土　酒
(Samshu.)

一九三三年七月一日以降、稅務署は特稅區（前記第一節（a）（2）參照）內に於て輸送せらるゝ凡ての土酒に賦課する特酒の徵收を財政部より委任せられたり。

該特稅を納入したる凡ての土酒の容器には、完稅證を貼附し、其後改裝せられたる時は改裝查驗證（Repacked Certificate）を貼附す。兩證は共に稅務署より發給せらる。

同一省內に於て他所に輸送せらるゝ納稅濟土酒の託送には、土酒本省運照（Intra-Provincial Conveyance Certificate）を要し、目的港に到着したる時、更に同一省內の甲地より乙地に向け全部或は一部の再積荷を行ふ際には、本省改運證明書（Re-export Certificate）を要す。又一省より他省に船積せらるゝ時は、土酒出省運照（Extra-Provincial Conveyance Certificate）を要す。之等三證明書は各省に於ける印花煙酒稅局（Revenue Stamp, Wine & Tobacco Tax Bureaux）より發給す。

土酒稅徵收規定第七條に從ひ、土酒轉口稅を賦課する地に於ては、土酒稅と共に之を繼續徵收するものとす。海關は將來前記七省內に於て輸送せられ、或は此の定額稅の實施なき省に移出入せらるゝ凡ての土酒が、納稅濟なるを證明するに足る證明書を有するや否やを檢閱する事をも亦重視すべし。託送が必要なる納稅證明書を有せざる事發見せらるゝ時は、該品は之を抑留し、問題を該地印花煙酒稅局に通告して解決を計る。本章第一節（d）（1）乃至第（3）に規定したる

手續も亦土酒に適用す。

第三節　中國産洋酒

(Foreign-style Wine made in China.)

(a)中國に於ける洋酒釀造會社は、稅務署の印花煙酒稅處に洋酒稅(wine tax)を納入するのみにて、其他一切の內地稅及び關稅を免除せられ、該洋酒を沿岸或は內地向船積し得る特權を享有す。但し、壜、瓶、箱、樽(bottles, jars, cases, or casks)には洋酒印照(wine tax stamps 洋酒稅印紙)を貼附し、印花煙酒稅處發給の洋酒稅證(Wine Tax Certificates)を具備することを要す。

(b)該會社に釀造せられ外國領土に輸送せられたる洋酒は、假令洋酒稅印照及び洋酒稅證を有するも、中國に再輸入する時は輸入稅を課せらるべし。本規定は第十章第十二節に規定したる手續により、一開港より外國開港を經由し他の開港向船積せらるゝ中國産洋酒には之を適用せず。

(c)登記をなし、管理を受くる會社の中國に於て釀造したる洋酒が、外國に輸出せらるゝ時は、稅務署より、徵收せられたる洋酒稅の返還を受くる權利あり。但し、返還申請をなす商人は、輸出港海關より引合せの印を附し、且つ捺印したる藍色報單(A blue application form)及び船荷證券(Bill of lading)副本を提出することを要す。洋酒稅を詐取し或は回避せんとするものは、海關之を處罰し、同時に稅務署に報告すべし。澳門或は大連向船積は外國向船積として辦理せられ、要すれば關稅を賦課せらる。

(d)中國産洋酒(Chang Yü Wine Company 及び Kuang Hua Wine Association の製品の輸送は例外にして、總稅

務司通令第四三一一、四三三二、及び四九三七號に依るものとす。)にして釀造工場に於て洋酒稅を納入せざりしものは、洋酒稅を納入することを要し、釀造工場より積出する際瓶に印紙を貼附し、且つ洋酒稅納入證を具備することを要す。此種洋酒の積荷を通關する場合は、本章第二節に規定したる指定七省內支那酒輸送手續を遵守することを要す。但し支那酒に關する特別慣習と異にして、該手續は中國各港に於て實施せらる。本訓令は、外國より再輸入せられたる輸入稅を納入すべき中國產洋酒には之を適用せず。輸出、輸入、再輸出、再輸入、或は積換の際は、稅務署或は地方印花煙酒稅處が正式調印したる黃色報單（Yellow application）を運單及び海關申告書と同時に提出することを要す。課稅書類に關し不正の點發見されたる場合は、該荷物は、海關之を抑留し、該事件が課稅當局より解決せらるる迄解放せられざるものとす。工場に於て徵稅せられざりし中國產洋酒は、納稅證書を具備せる場合と雖も轉口稅を納入することを要す。

第四節　鑛　物
(Minerals.)

稅務署鑛產稅（minerals tax）を徵收せらるゝ鑛物は、完稅證（Tax-paid Certificates）を具備するに非ざれば之が通關を許可せられず。

(a)總稅務司通令第五一〇七及び五三〇八號附表に列記したる各種鑛產品は、有効なる鑛產稅完納證を提出し、該證書の詳細が檢査の上該貨物と符合したる時に限り、通關を許可せらる。

(註)明礬粉は鑛產稅を免除せらる。

湖南省の各鑛山が產出したるナマコ形又は型物の鉛及び亜鉛は、一九三六年八月十一日以降稅務署鑛產稅を免除せらる。之等

商品を沿岸向船積するときは轉口稅を課せられ、鑛產稅納入證を要せず。本規程は河南省產鉛鑛及び亞鉛鑛には之を適用せられず。之等には何れも今日尙鑛產稅を課せらる。

(b)商人が完稅照又は分運單(Tax-paid Certificate)を提出する事能はざる場合は、海關は總稅務司通令第五一〇七、五三〇八、五四一九、五四四四及び五四六三號附表に列記したる稅率に依り鑛產稅を徵收す。(尙ほ本節(g)を參照すべし)。

(c)鑛產稅徵收手續は、非統稅區より統稅區に貨物を移入する際の統稅徵收手續と全く同一なり。(第十七章第三節第二條及び第四條兩項參照)。

(d)完稅證、分運單、運煤憑單、或は改運證明單を有する鑛物は、轉口稅を免除せらる。海關は、提示納稅證が凡て完備せる場合は之に引合せ符合を附し、直ちに貨物を解除すべし。但し山西或は察哈爾炭には轉口稅を賦課するを以て、該炭の船積が河北を經由して山西省或は察哈爾省より移出せらるゝ時、河北省內の孰れか一統稅局が發給したる査驗證明單(檢査證明書(Inspection Certificate)を提示することを要す。(海關通令第四九五六號參照)。

(註)廣東省富國煤礦股份有限公司(Fu Kuo Coal Mining Company, Limited)採掘の無煙炭の船積は、全中國沿岸向移動するに當り轉口稅を納入せずして通過することを得べく、廣東省官廳發給の輸送證明書(conveyance certificate)を具備せば外に鑛產稅を納付することを要せず。(海關通令第五一三八號參照)。

(e)鑛產稅完稅照の有効期間は一ヶ年、分運單の有効期間は三個月とす。但し商人は統稅機關に申請し、之等有効期間を二回まで延期することを得るも、每回の最長期間は三個月を超ゆることを得ず。

(f)商人の提出したる完稅照の內容と其の貨物とが符合せざる時、或は證書の有効期間が滿了したる時は、本問題を

當該統税機關に報告し、該機關より必要なる手續を取る。其間貨物は之を海關に抑留す、斯く抑留したる貨物は、先づ總税務司の許可を得るに非ざれば、統税機關に之を移轉することを得ず。

（g）河北省各小炭鑛より土法を用ひて採掘する石炭（總税務司通令第五一〇七號附表内に未だ列名せざるもの）には、每月税務署より平均産額に應じて鑛産税を課徵す。此種の貨物は、海關に申告の際運煤憑單或は改運證明單を提出することを要す。されば此の憑單或は證明單を檢査するに當りては、必らず完税照或は分運單の提出を要する所の機械法に依りて採掘したる石炭に、之等を欺瞞使用したる事なきかを確むるやう注意することを要す。（b項參照）。

第十九章　納稅手續

第一節　稅欵繳納證の發給

(Issue of Duty Memo.)

貨物の檢閱完了し（第四章第十一及び第十三章、及び第九章第八節參照）其の結果を記錄せる貨物細目單(the Particular Paper)(通商港によりては申告書自體)を檢閱吏より海關に送附したる後、稅金を算定して稅欵繳納證を作製す。算定したる稅額は證明及び記錄のため直ちに稅欵登記簿（Duty Sheet）に記入せらるゝものとす、

第三節　稅欵繳納證書式

(Duty Memo. Form.)

現在使用の稅欵繳納證は四部に分離し得る書類なり。即ち第一部は繳納證自體にして、最後に監督官廳用として保留せらる。第二部は商人の納稅受領證(完稅收據 Duty Receipt)となり、第三部は稅欵納入の海關記錄(the Customs record of duty payment)となり、第四部は海關收稅處（the Customs banker）に保存せらる。

稅欵繳納證には二種あり。一は輸入稅用、他は輸出及び轉口稅用なり。各五十組より成る兩種繳納證綴本は一冊五角にて一般に發賣せらる。海關印刷の稅欵繳納證にあらざれば海關之を受理せず。

（註）Duty Memo. 書式に關しては、附錄第二十三(a)及び(b)參照。

一九三五年六月以後、上海に於ける輸入外國品に對しては、海關が無料發給する特別樣式繳納證（Duty Memo.）使用

せらる。此の新様式繳納證の第一部乃至第四部は、前記せると同一目的に使用せらるべきも、各部悉く海關より記入し稅金額算定後申告者に發給し、海關收稅處に於て各項稅捐 (duty, dues, surtaxes) の納入をなさしむ。申告者は稅欵繳納證 (Duty Memo.) 第一部乃至第四部を受領したる時、本章第四節に記載の手續を遵守すべきも、第二部各項は海關より記入し、申告者は常に各項稅捐の受領證を附與せらるべし。

第三節　稅欵繳納證書式使用法
(Directions for Use of Duty Memo. Forms.)

稅欵繳納證及び稅欵收據 (Duty Receipts) の用法に關し公布せる規定左の如し。

第一部　繳納證 (Section 1: Duty Memo.)

一、申告者は海關が記入すべき船舶番號及び稅額を除く外總ての細目を記入することを要す。

二、申告者は第一部の裏面に海關候單室の鐵箱番號(或は中國文字商社名)を捺印することを要す。

三、收入印紙 (印花稅票 revenue stamps) を必要とする時は、第一部の裏面に貼附すべし。印紙は高額のものを貼用することを要す。(第三十一章參照)。

第二部　申告者完稅收據 (Section 2: Applicants' Duty Receipt.)

一、海關に於て稅額を算定し、繳納證を返還せられたる後、申告者は船舶番號及び各稅額其他の細目を總て第二部に記入することを要す。

二、申告者は第二部裏面に海關検單室の鐵箱番號(或は中國文字商社名)を捺印することを要す。

三、稅金領收書の記載額に詐欺的加算の行はるゝを防止するため、申告者は稅金額數字前の不使用空所に水平線を引く事を要す。申告者に稅金領收書を返還したる後なされたる變更に對しては、海關は責任を負はざるべし。

第三部　海關稅欵課控　(Section 3: Revenue Accounts Butt.)

申告者は海關が記入すべき船舶番號及び各稅額を除き第三部にあらゆる細目を記入することを要す。

第四部　海關收稅處控　(Section 4: Customs Bank Butt.)

空白のまゝ殘すべし。

一般注意

一、稅欵繳納證は申告書(Application)と共に提出すべし。

二、申告者は申告書の上段右角に稅欵繳納證號數を書寫すべし。

三、申告者は繳納證記入に抹消不能インクを使用すべし。

四、申告者は繳納證の各部を切離すべからず。

五、申告者は細目を清楚に且つ正確なる欄内に記入すべし。

第四節　海關收稅處
(Customs Bank.)

稅金額算定(要すれば稅捐算定)後、尙ほ申告者に稅欵繳納證(Duty Memo.)を發給せざる前、繳納證第一部、及び第三第四兩部の境界線上に稅務司印 (Commissioner's official seal) を捺す。

次いで稅欵繳納證に記載したる全稅捐は、申告者或はその委任代理者より、該稅捐の領收を海關が認可したる收稅銀行或は指定收稅人に支拂ふ。稅捐納入せられたる時、收稅者は繳納證第一部に捺印し、第二部と共に申告者に返還するか、或は貨附のに稍て海關總務課に送還す。稅欵繳納證第三部及び第四部は收稅者之を分離し、第三部は海關へ送附、第四部は收稅者自身用として保留す。申告者が納入稅金の領收證を欲する場合は、納稅後自ら第二部を整頓し之を第一部と共に海關に提出すべし。かくする時は、海關は第二部を分離し之と關係申告書と船荷證券との三書類の各々に跨るやう稅務司の割印を捺すべし。

(註)上海に於ける手續に關しては、右第二節を參照すべし。

第五節　納稅者が稅金納入を監視すべき責任

(Responsibility of Duty-payers to see that Duties are actually Paid to Customs Bank.)

稅欵繳納證に記入したる稅及び(或は)捐(duties and/or dues)の領收を、正式に海關より認可せられたる收稅銀行或は收稅人が、政府或は政府の認可したる機關に納入せらるべき貨幣の領收及び免除をなす政府代表員としての權能を行使しをる時、かかる稅及び(或は)捐を負擔する凡ての個人及び商館が、認定銀行或は認定收稅人は之等負擔額を實際決濟し居るか否か注意するは當然の義務なり。他との共謀に依り、或は依らずして、商人或は仲買人の雇傭人側が詐欺を

行ひたるため、或は政府或は政府に認可せられたる機關に支拂はるべき稅及び或は捐が誤算の爲め海關收稅處に事實受領せられざりし時は、商人或は仲買人(broker)は政府に對する義務を果したるものと思考せられざるべし。斯る場合、商人或は仲買人が政府に對する義務を認めざりし時は、海關は司法手續或は海關便益の撤回により未濟稅及び(或は)捐の納入を强制的に行はしむる自由を有す。(第四章第二節第八條、及び第十章第七節參照)。

第六節　納稅期限

(Time Limit within which Duties must be paid.)

輸入稅は貨物の陸揚げに際し納入することを得るも(左記第八節參照)、年度保證狀 (Annual Guarantee) 附船荷に依りて輸入せらるゝ貨物の輸入稅は、該年度保證狀に規定したる期限內、或は當地海關稅務司に申告し許可せられたる延長期限內に納入することを得。(第三章、第一節、第十一節、第十二節參照)。

外國より直接輸入し或は保稅倉庫より搬出し輸入する貨物は、海關に申告したる當日の稅率に依りて徵稅せらる。但し申告の日より十五日以內に關稅を納入せず、此間に政府が該貨物の稅率を引上げたる場合は、新稅率に依りて課稅せらる。(第一章第一節及び第七章第一節參照)。

輸出稅及び轉口稅は貨物の船積に當り、即ち貨物輸出船舶の出港認可前に納入せらるべきものとす。

第七節　中國向輸送中損傷したる貨物の減稅規定

(Duty Treatment of Imports Damaged *en route* to China.)

中國向輸送中、即ち外國船積地と中國內目的開港との間に於て損傷したる輸入貨物は、輸入に際し損傷せる旨を充分に聲明する時は、損傷を酌量して輸入稅を減ぜらる。其の減稅算定は左の規定に依る。

一、從價稅納入貨物が損傷したる時は、競賣價格に從ひて納稅し、競賣に附せられざる場合は、海關評定價格に從ひ輸入稅率表の從價稅率によりて納稅するものとす。

二、從量稅納入貨物が損傷狀態にて輸入せらるゝ時は、貨物の蒙れる損傷程度に從ひて減じたる從量稅率により、稅額を算定せらるゝものとす。

各場合に於て許容せらるゝ減稅程度は左の二法により決定するものとす。

一、海關の貨物檢査及び損傷による價値低減の百分率の評定。

二、貨物が競賣に附せらるゝ時は、競賣により決定せる價格（輸入稅及び諸掛を除外す）と、之と同一種類同一品質の完全なる貨物を海關が算定せる標準c・i・f・値段全額との比率によるものとす。

本規定の適用法を說明する爲め左に三例を揭ぐ。

咖啡豆 (Coffee Beans.)

輸入稅則第 311 號

稅率。每百瓩金單位十六元

現在平均 c. i. f. 值段。每百瓩金單位五十元

○第一例

海關は檢閱の結果損傷による低減を20%と算定す。

算式次の如し。

$$每百公斤納稅率=16\times\frac{80}{100}=金單位12元8角$$

○第二例

損傷貨物は競賣にて賣却せらる。

競賣にて決定せる價格＝百瓩に付金單位 35 元(輸入稅及び諸掛を除外す)。

算式次の如し。

$$每百公斤納稅率=16\times\frac{35}{50}=金單位11元2角$$

○第三例

損傷貨物は競賣にて賣却せらる。

競賣にて決定せる價格＝百瓩に付金單位 35 元(輸入稅，附加稅を含む)。

算式次の如し。

$$每百公斤納稅率=16\times\frac{35}{50+16_{(1)}+1.6_{(2)}}=金單位8元2角8分$$

(註) (1)關稅。

(2)關稅附加稅及び救濟附加稅。

他種課稅、例へば碼頭捐の如く或る場合には競賣價格に包括せらるゝものは、前記第三例に示せる關稅及び附加稅と同樣に除數に加算することを要す。

損傷貨物の減稅規定は、中國向輸送中損傷したる貨物、及び總稅務司通令第五一一七號に列記せる事情の下に損傷したる貨物のみに適用することを得。（本章第八節參照）。

第八節　船舶と海岸の間にて紛失し或は陸揚中損傷せる輸入品の課稅辦法

(Duty Treatment of Imports Lost between Ship and Shore or Damaged at time of Landing.)

輸入貨物は、輸入船舶より離れたる時の數量或は價格に從つて、輸入稅を納入するものとす。但し若し貨物が輸入稅納付前、水火或は其他不測の災禍に因りて損傷し、或は破壞し之に對し明瞭且つ完全なる證據を提出したる場合は、海關は其の損傷程度を斟酌して輸入稅を減免することあるべし。然れ共輸入稅納入濟の貨物に對しては概して拂戻しを行はざるものとす。

（註）盜難貨物に對しては減稅せらるゝことなし。

第九節　積換港目的港間にて損傷せる積換外國貨物の減免稅辦法

(Duty Treatment of Foreign Transhipped Goods Damaged between Port of Transhipment and Port of Destination.)

積換貨物が積換港目的港間に於て水火或は其他不測の災禍により損傷或は破壞せられ、これに對し、明瞭且つ完全な

る證據を提出したる場合は、海關は該損傷程度を斟酌して輸入稅を減免す。盜難貨物の場合にありては減稅せらるゝことなし。

第十節　旅行用私用自動車の輸入稅辦法

(Duty Treatment of Private Motor-cars imported for Touring Purposes.)

旅行用個人所有自動車は、之に賦課せらるゝ輸入稅全額を納入するに足る供託金を納付する時は、中國に輸入することを得。該自動車が入港當日より二ケ月以內に輸出せらるゝ時は、供託金全額の返還を受くるも、特別申請により本期限は三ケ月に延長することを得べし。二ケ月以內に再輸出せられざる自動車にありては、該輸入稅は供託金中より納入せられ、殘額あれば輸入者に返還せらる。

第十一節　旅客荷物の最高及び最低徵稅額

(Dutiable Articles in Passengers' Luggage: Maximum and Minimum Amounts collectable by Baggage Parties.)

旅客荷物に對して徵收する現金稅の最高額は各開港の特別狀況に從ひ、海關の自由裁量により決定す。徵收最低額は當分、入港旅客一人に付き金單位一元、出港旅客一人に付き國幣二元と定めらる。旅客の荷物中、課稅せらるべきものが、沿岸輸送せらるゝ場合は、旅客一人に付き國幣五元以下の轉口稅額は免除せらるゝことあるべし。

第十二節　金單位にて課稅せらるゝ輸入稅
(Import Duties assessable in Gold Units.)

一九三〇年二月一日以降、輸入稅は從來の海關兩に代へ、海關金單位にて課稅せらる。海關金單位一元は純金六〇・一八八六六瓦に等し。即ち一九三〇年二月一日當日流通の米國金弗四十仙と同價値なり。一九三〇年二月一日流通の各國金貨に對し、純金含有量を基礎に計算したる、海關金單位の同等額左の如し。

Gold Dollar (米)	0.40
Pence Sterling (英)	19.7265
Gold Yen (日)	0.8025
French Francs (佛)	10.20977
Reichmarks (獨)	1.679
Guilders (和蘭)	0.995
Italian Lire (伊)	7.60
Polish Zloty (波蘭)	3.5656
Swiss Francs (瑞西)	2.073
Belgas (白耳義)	2.877
Swedish, Danish, & Norwedgian Kroner (瑞典, 丁抹, 諾威)	1.492
Austrian Schillings (澳國)	2.843
Singapore Dollars (新嘉坡)	0.705
Rupees (印度)	1.096
Czechoslovak Crowns (チエツコ・スロバキヤ)	16.201

第十三節　輸入稅納入手續
(Import Duties: How Payable.)

中央銀行(The Central Bank of China)發行海關金單位兌換券の流通する開港に於ては、輸入稅は該兌換券にて納入せらる。三政府銀行（中央、中國及び交通各銀行）發行の法定紙幣（legal tender notes）も亦、日々海關當局に公告せらるる金單位同等率に依りて、輸入稅の納入に使用することを得。金單位稅の支拂に適用する法定紙幣の比率は支拂當日のものとす。金爲替市場を有する開港、例へば天津、秦皇島、烟台(龍口及び威海衞を含む)、膠州、漢口(岳州を含む)、九江、上海、福州、廈門、汕頭、廣東、九龍、拱北、瓊州、蒙自等に於ては、海關金單位と法定紙幣との換算率は、市場開始と共に爲替銀行が發表する電信爲替率（T.T. rate）を基礎とし、法定紙幣と同等價値の最も有利なる金單位に日々決定せらる。金爲替市場なき開港、例へば重慶(萬縣を含む)、宜昌、沙市、長沙、蕪湖、南京、鎭江、蘇州、杭州、寧波、溫州、三都澳、江門、三水、梧州、南寧、北海、龍州等に於ては、(金爲替市場ある開港に於ても必要なれば)、海關金單位と法定紙幣との換算率は、隨時、總稅務司之を決定し、法定紙幣と金單位の換算の基礎となすため關係港に打電す。

第十四節　外港居住商人の上海輸入稅納入手續
(Payment of Import Duty at Shanghai by Merchants residing at Outports.)

海關收稅處が中央銀行或は中國銀行の各支店なる開港に居住する商人は、希望により左の條件に從ひ、該地の金單位

に代へ上海に於ける金單位にて輸入稅を納入することを得。

一、外港居住商人が、該地に輸入する貨物に對し上海に於て輸入稅の納入許可を欲する時は、上海中央銀行に於ける海關總稅務司金單位稅欵帳（the account of the I. G. of Customs Revenue Gold Unit Account with the Central Bank of China, Shanghai）に金單位にて支拂はるべき輸入稅額を補塡するに足るクレディットを設定する樣、取極めをなすことを要す。此の取極書には中央銀行が該海關金單位クレディット設定の事實を外港海關收稅銀行に打電し、收稅銀行は之を海關稅務司に報告し、且つ關係貨物の詳細事項を提供するといふ規約を包含することを要す。海關稅務司は報告せられたる海關金單位クレディットの細目と、明記せられたる貨物の賦課稅とが符合する時、外港收稅銀行の書類に依存して貨物の解放を認可し、且つ海關總稅務司金單位稅欵帳にクレディットせる旨報告を受けたる稅額を補塡する正副送金手形（Remittance Note in duplicate 正副滙欵單）を、外港收稅銀行に手交し、これを上海に送附せしめて中央銀行の署名を求めしむ。

二、前記の手續に從ひ、毎次賦課せらるゝ最低稅額は金單位一〇、〇〇〇元以下なることを得ず。

三、前記の便法を利用せんと欲する商人は、該商人が上海に於て納稅する取極めをなしつゝある事を輸入申告書に記載して稅務司に報告し、且つ稅務司は外港收稅銀行より納稅補塡額が中央銀行上海支店に託せられある旨を通告せらると同時に、該貨物を解放せらるべきを要請したる注意書を附加することを要す。

四、開港の海關收稅銀行が中央銀行支店、或は中國銀行支店なる場合のみ、前記新手續は暫時有效なるものとす。然れども、他の開港稅務司よりの特別申告に依り、中央銀行上海支店及び該開港海關收稅銀行の間に適當なる取極締結せらるゝ時は、該開港に對する延長を認可せらるべし。

五、税務司は、該特權行使が收入に利害關係を有すると思考する時は、何時にても任意にこれを制限或は停止することを得。然れども該特權行使が商人に不當の不便を生ぜざらしむる爲め、税務司は其の意向に關し適當なる豫告を發すべし。

六、政府は隨時、何等の理由を附せずして、商人に與へたる前記特許を撤回し得る權利を保留す。

第十五節　供託金として納入せらるゝ關税
(Duties paid on Deposit.)

關税供託金は税務司、副税務司(Deputy Commissioner)、或は總務課主任(Assistant in charge of the General Office)によりてのみ領收せらるゝものとす。該供託金に對しては、必らず各別に正式領收書を發給す。該領收書は實際關税を供託金より納入したる後の殘金或は供託金全額の拂戻しを請求する際所持人より提出することを要す。

第十六節　國幣銀元にて賦課せらるゝ輸出税及び轉口税
(Export and Interport Duties Assessable in Standard Dollars.)

輸出税及び轉口税は、國幣銀元にて評價せられ、三政府銀行(中央、中國、及び交通の三銀行)の孰れか一つが發行したる法幣を以て額面にて納入するものとす。

第十七節　噸税、特別許可證、其他各費
(Tonnage Dues, Special Permit, and other Fees.)

噸稅(船鈔)(第十五章參照)、特別許可證發給費(特別准單費)、其他各費(第二十七章參照)は國幣銀元にて評價せられ、三政府銀行發行の法幣を以て納入するものとす。噸稅は概して海關收稅銀行の特別口座に、特別許可證發給費は執務時間中にありては直接海關總務課に、時間外にありては各費領收權限を附與せられたる海關吏に納入すべし。

第十八節　銀類輸出平衡稅

(Equalisation Charge on Exports of Silver.)

一九三四年十月十五日より、

一、銀元(Silver Dollars)及び中央造幣廠條 (Central Mint bars) に對して輸出稅を賦課す。稅率は一〇%なるも、鑄造稅二・二五%を減じ、七・七五%を純課稅とす。其他、諸型の銀、銀器、印度支那ピアスタ、香港銀元等に賦課する輸出稅率は一〇%とす。

二、倫敦銀價の換算價と中央銀行公定爲替相場間の差額(値開き)より上述の輸出稅を控除し、尙ほ差額ある時は、輸出稅の外更に其の値鞘に均しき平衡稅を賦課す。

平衡稅の計算法左の如し。

平衡稅の計算法

(一)國幣銀元と倫敦銀價スターリングの比價を算出する公式下の如し

(註)次の算式に於て一オンス(トロイ)は31.1035瓦，倫敦標準銀は925純銀として計算す。

國幣一元は 23.493448 瓦の純銀を含有す(通令第4583號)。

故に國幣一元は $\frac{23.493448}{31.1035}$ oz.の純銀を含有す。

故に國幣一元は $\frac{23.493448}{31.1035 \times .925}$ =.81657441 oz. の倫敦標準銀（定數）を含有す。

若し倫敦標準銀 1 oz. が 24⅜d. の價値(1934年10月15日の率)を有するならば，

國幣一元=24.375×.81657441d.=19.904d.=1/7$\frac{15}{16}$

(二)1934年10月15日に於ける平衡稅下の如し。

國幣一元@倫敦爲替比價(上記參照)…… ………… =1/7$\frac{15}{16}$

國幣一元@中央銀行公定率(減)…… …… …… ………=1/5¾

差　額　………………………=2$\frac{3}{16}$d.

=1/5¾×12.3239%=12½%

造幣廠々條及び銀元の輸出稅…………=7¾%

差額(即ち當日の爲替平衡稅)…………=4¾%

第十九節　五十萬オンス以上の輸入銀塊の無稅再輸出辦法

(Free Re-export of Silver Bullion, etc., imported in Quantities of not less than 500,000 Ounces.)

一、銀塊或は銀元（即ち每元二三・四九三四四八瓦の純銀を含有するもの）が外國より輸入せらるゝ時は、輸入業者は海關に輸入登記を申請し、且つ輸入數量及び輸入時日を明示する證明書の發給を要求することを得。其後、該銀の外國向再輸出の必要起りたる時は、原輸入者は該證明書を財政部に提出して、これに代る輸出免稅護照（Export Duty Free Hu-chao）の發給を受け、この保證によりて同額の銀塊或は銀元を一委託貨物とし或は數回の船積に分割して輸出することを得。

二、前記護照の下に船積せられたる貨物は、從價二・二五％の輸出稅を賦課せられ、一九三四年十月十五日より施行の追加輸出稅及び平衡稅の納入を免除せらる。然れども國幣銀元及び中央造幣廠廠條が前記手續により輸出せらるゝ時は無稅通關を許さる。

三、前記手續は五十萬オンス以上の銀を含有する銀塊或はこれと同額の國幣銀元の輸入に關してのみ適用せらる。

第二十章　船舶出港手續

第一節　出港許可の一般的條件

(General Conditions of Clearance.)

貨物の船積完了し、要すれば總ての稅金及び料金が納入或は保證せらるゝか、或は其他合法手續の講ぜらるゝまで、海關は船舶の出港を許可せず。船舶が出港申告の日より六個月以內に、檢疫管理處或は外國檢疫所の發給したる除鼠證明書(a certificate of deratisation)或は消毒證明書(fumigation certificate)に、有效期間內に全國海港檢疫處より正式證明したるものを携帶せず、或は他の船舶書類(第二章第一乃至五節參照)を具備せざるときは、所要手續完了するまで之を保留す。年度保證狀(Annual Guarantee)を提出せる船舶(第三章第一節參照)は、輸出稅及び噸稅の納入に依り、未だ輸入稅の全額を納入せざる前と雖も出港を許可せらる。

第二節　民船以外の中國籍船舶の出港許可

(Clearance of Chinese-flag Vessel other than a Chinese Junk.)

(a)民船以外の國籍船舶の船長或は代理者にして、該船舶を一開港より他の開港或は內地の個所に出港せしめんと欲する者は、海關に先づ左記の條件を具備したる出港許可申請書(Clearance Application)を提出することを要す。

出港許可申請書

(一)海關稅務司宛

一、茲に中國△△船は{一般航行 / 內河航行} *章程に依り○○港より、○○貨物を積載して、○○港に{直接 / ○○○經由} *航行致度候に付出港御許可相成度及申請候。

（註）*不要の文字を消すべし。

二、本船舶は中國船舶に關する總ての法規を遵守すること、最短直通航路により前記目的地に航行すること、本出港許可申請書第一項に記載の地點を除く中國領水內各地に於て貨客の積卸をなさざること、及び密輸貿易に從事せざることを茲に保證仕候。

三、本船舶は碇泊中たると航行中たるとを問はず、海關吏の御要求に依りては、航行記事簿（Voyage Book）及び航行日誌(Log Book)を提出し、之が檢閱を受くることを保證仕候。

四、本出港許可申請書中になせる保證の違反、中國稅收及び海運法規の違反をなせる時は、當該政府當局が本船舶及び貨物に對して課せらるべき科料或は罰金及び(或は)沒收の處分を受くべきことを明白に認め可申候。

（住所）——　汽船○○○代理人　（姓名）——

(b)民船を除く中國船舶の船長或は代理人にして、當該船舶を一開港或は外國向出港せしめんと欲する者は、出港許可當日の定刻前、海關に出港許可申請書の外、船積指圖書の號數に依り、逐次該輸出貨物包裝の荷印及び番號、貨物の種類、船主の氏名を記入し、之に船長の署名したる輸出積荷目錄 (Export Manifest) を提出することを要す。輸出稅を課せらるべき貨物にして、納稅未濟なるものに對する輸出申請書は凡て無効となり、その輸出積荷目錄の當該記載事項は船長或は代理者により削除せらるべきものとす。納稅したるも船積せられざる輸出品は、積殘品たるの特權を附與せらる。（第十章第二十一節參照）。積荷目錄中の誤謬は訂正し且つ申請書副本に記入せられざる記載事項は、凡て船長或

は代理者之を削除することを要す。之等の手續を完了し、前記第一節に規定したる條件と一致する時は、船舶航行記事簿(Voyage Book)の出港許可部に署名捺印し、入港時海關に供託したる船舶書類(第二章第一節參照)と共に該海關監察長(Tidesurveyor)に手交す。該監察長は積殘品(Shut-out Cargo)に就て詳記したる積殘品報告書(退關貨物清單Shut-out Report)を受領したる後、前述航行簿と共に船長或は船舶代理者に交付すべし。かくて船舶は自由に出港することを得るものとす。積殘品無き場合は積殘品報告書を空白の儘提出することを要す。

(c)總噸數五十噸以上の中國船舶は、最初出港の時、航政局(Navigation Bureau)の裏書したる船員名簿を當該海關に提出することを要す。但當該港に航政局の設けなき時は此限りにあらず。

第三節　航海民船の出港手續

(Clearance of a Sea-going Chinese Junk.)

(a)容積二百担或は其れ以上の中國民船船長にして、一開港或は一海關分卡(第一章第三、四、五、及び七節參照)より他の開港或は他の海關分卡或は外國に向け出港せんと欲するものは、輸出貨物の種類、包裝の荷印及び番號、荷主の氏名を記載したる後船長或は代理者の署名したる輸出積荷目錄(Export Manifest)を海關に提出することを要す。凡ての稅金(duties and dues)納入後、入港時海關に供託したる書類(第二章、第二節(a)參照)は船長に返還せられ、民船自由に出港することを得。

(b)容積二百担未滿にして、特に外國貿易に從事することを許可せられたる民船(第二章第二節(b)參照)も亦海關に輸出積荷目錄を提出し、要すれば凡ての稅金を納入したる後、出港許可を得、入港時供託したる書類(第二章第二節、b)

參照）の返還を受くることを要す。

（c）前記（b）項に規定したるものを除き、容積二百担未滿、或は總噸數二十噸未滿の海洋航行民船は、開港或は海關分卡より出港許可を受くるに先だちて海關に報告し、入港時供託したる書類（第二章第二節（c）參照）の返還を受くることを要す。

第四節　領事の設定なき國家の船舶の出港手續

（Clearance of Foreign-flag Vessel not Consularly Represented.）

領事の設定を有せざる國家の船舶の船長或は代理者が該船舶を他の開港向出港せしめんと欲する時は、出港許可を申請し、前記第二節（b）に記載したる中國船舶の一般手續を踏むことを要す。外國向出港せんと欲する船長或は代理者は輸出積荷目錄提出前、出港許可を受くることを得。但し最初左記條件を記載せる出港許可申請書（Clearance Application）を海關に提出することを要す。

出港許可申請書

〇〇海關稅務司宛

海關が檢印せられたる船積指圖書による貨物のみを積載し、汽船〇〇を〇〇港向出港せしむるため、茲に之が許可を申請致候。本出港許可の承認せらるゝを思考し、本船舶に船積せらるゝ輸出貨物の荷印、包裝數、及び貨物の種類を完全正確に記入したる積荷目錄を船積指圖書の繼續番號に依りて作成し、＊…………日午前十一時前に提出すべきことを茲に保證仕候。

民國　年　月　日　(住所)――――　汽船○○○代理人　(姓名)――――

(註) ※本期日は出港許可後第三日を限度とし、日曜及休日を包括せず。

其後の出港許可手續は、前記第二節(b)に記載したる中國船舶の規定に準ず。

領事の設定なき國家の國旗掲揚船舶が內地向出港せんとする時は內河汽船航行規則に從ふものとす。(第十三章參照)。

第五節　領事の設定ある國家の船舶の出港許可

(Clearance of Foreign-flag Vessel Consularly Represented.)

領事を設定せる國家の國旗を掲揚したる船舶の船長或は代理者にして他の開港に向け該船舶を出港せしめんと欲する者は、前記第二節(b)に記述せる中國船舶手續と同一なる手續を要するものとす。規定手續の完了後、船長或は代理者は「異議なし」との一札 („No Objection" Paper)を發給せらる。之を該國領事に提出する時は入港時同領事に供託したる船舶書類の返還を受くることを得。領事の出港許可證を受けたる時は當該船舶は出航することを得。外國向出港せんと欲する時は、船長或は代理者は輸出積荷目錄の提出前に海關出港許可を受くることを得。但し第四節に規定せる條件に適合する出港許可申請書を先づ海關に提出することを要す。

領事を設定せる國家の國旗を掲揚したる船舶が、內地向出港する時は、內河汽船航行規則によりて辦理せらる(第十三章參照)。

第六節　船舶の豫先出港許可

(Clearance of Vessels in Advance.)

該船舶が中國船舶たると外國船舶(領事權を行使せらるゝ、或は行使せられざる)たるとを問はず、又沿岸向或は河港向たると外國向たるとを問はず、該船舶の着港前或は輸出積荷目錄提出前、該船舶に出港許可を與ふる慣例は、凡ゆる開港に於て之を實施するものにあらず。かかる豫先出港許可の特典は許可を與ふる開港の情狀を酌量して之を許容するものとす。

第七節　外國港經由沿岸開港に航行する底荷積船舶の出港許可

(Clearance in Ballast Coastwise *via* a Foreign Port.)

一般規定に從ひ通商する船舶にして、底荷を積み一開港より他の開港向出港せんとするものは、出港許可を受くる際、同航せんと欲する外國港(一港或は其れ以上)名を報告するに非ざれば、石炭積込其他の目的のため外國港(一港或は其れ以上)經由航行するを許可せられず。之に違反する時は、船舶を五百元を超えざる罰金又は科料に處す。本規定は遭難により外國港に入港する船舶に適用せず。但し遭難に對する訴願が提出せらるゝ時は、之が確證し得られたる場合に限り受理せらるゝものとす。

第八節　出港許可通知書及び證明書

("No Objection" Papers.)

(a)領事の設定ある通商港に於て、該國船舶が外國或は沿岸開港向出港せんとする時は、左の如き形式の出港許可通知書を發給せらる。

本海關は船舶〇〇〇の出港許可申請に關する國籍證明書其他の書類を該船舶船長或は代理者に返還する事に對し、何等の異議なし。

(b)領事の設定ある開港に於て、該國船舶が通航免狀(江輪執照 River Pass)によりて長江々岸開港に向け、或は內河汽船航行鑑札(內港執照 Inland Waters Steam Navigation Certificate)により內地向出港する許可を得んとする時は、左記形式の海關出港許可證明書) Customs Clearance Paper)を發給せらる。

△△△國領事の國籍證明書其他の書類を供託したる船舶〇〇〇は江輪執照／內港執照に依り長江江岸開港／內港向出港を本海關より許可せらる。

該船舶が外國或は沿岸開港向出港するため、出港許可證發給原港に歸港し、登記其他を要求する時は、前記(b)に規定したる形式を使用す。

(c)領事の設定ある開港に於て、該國船舶が特別通航免狀(江輪專照 Special River Pass)(一航行に限り有効)に依り長江江岸開港向出港し、又出港々岸開港より直接外國或は沿岸開港向出港せんと欲する場合は、左記形式の出港許可通知書("No Objection" Paper)を發給せらる。(第十二章、長江通商暫行章程第七條參照)。

本海關は船舶〇〇〇の出港許可申請に關する船籍證明書其他の書類を該船舶船長或は代理者に返還することに對し、何等の異議なし。但し海關に納入せらるべき總ての稅項(dues and duties)を保證する書狀が、既に領事館に手交せられあることを要す。

第九節　出港許可無くして出港する船舶に對する罰則

(Vessel leaving Port without Customs Clearance.)

一度開港に入港したる船舶は、海關の出港許可なくして自由に出港することを得ず。海關の出港許可無くして出港する船舶は、國幣二百元以上一千元以下の罰金又は科料に處せらる。（第二章第七節第十四條參照）。領事の設定ある開港に於ける該國船舶が、海關の出港許可無くして出港する時は、海關當局の自由裁量により、條約外の凡ての特權を撤回せらる。

第十節　出港許可後港內に碇泊する船舶
（Vessel remaining in Port after Clearance.）

海關にて出港許可を受けたる船舶が、貨物の積卸を行はざる時は、假令噸稅納入證（船鈔執照 Tonnage Dues Certificate）の有効期限が出港許可後、出港前に滿了するとも、再入港申告をなさずして、四十八時間港內に碇泊することを得。然し乍ら四十八時間以上碇泊する時は、再入港の申告をなし、又出港許可後港內碇泊中、噸稅納入證の有効期限滿了したる時は、噸稅を納入することを要す。

第十一節　領事の設定なき國家の國旗掲揚船の出港許可料金
（Fee for Clearance of Foreign-flag Vessel not Consularly Represented.）

海關は、出港許可に關し船舶の國籍登記簿其他の書類を保持及び返還するため、政府の認可せる比率に從ひ料金を徵收する權利を有す。（現行料金表に關しては第二十八章參照）。

第十二節　修理のため外國に航行する百噸以下の船舶に對する出港許可

(Clearance of Vessels under 100 tons to Foreign Countries for Repairs.)

百噸以下の船舶は、中國外國間の通商を許可せられざるも、修理のためには底荷のまゝ外國港に航行することを得。該船舶が中國に歸港したる時は修理費に對して納稅すべきものとす。

第十三節　トロール船の出港許可

(Clearance of Trawlers.)

自動推進式船舶は、實業部發給の漁業證 (Fishing Licence) を有するに非ればトロール船として航行することを得ず。本規定は漁業民船に適用せず。

第十四節　修理のため外國に航行するトロール船の出港許可

(Clearance of Trawlers to Foreign Countries for Repairs.)

百噸未滿のトロール船(前記第十二節參照)は、修理のため左の條件を遵奉して、大連及び滿洲諸港に航行することを許可せらる。

(一)漁商公會 (Fishing Trade Guild) 及び漁業公會 (Trawlers Guild) は、修理のため大連及び滿洲諸港に出港するトロール船に對して責任を負ふこと。

（二）トロール船は、出港するに際し修理に要すると豫想する期日を海關に報告すること。

（三）トロール船は、歸港後直ちに修理費を明記せる造船所證明書を添へ、船渠の出入期日を海關に報告すること。

（四）トロール船が修理期限中違法貿易に從事したる時は、該船舶及び貨物を沒收せらるべきこと。

第十五節　出港許可證明書
(Clearance Record.)

一開港より他開港に出港する各船舶は、目的港（一港或は其れ以上）に送らるゝ凡ての副申告書 (all duplicate Applications) に附帶する兩國語併記の出港許可證明書を海關より附與せらる。各出港許可證明書は目的港別に連續番號を附せらる。（第二章第一、第三、第五、第六節參照）。

第十六節　資格證書
(Certificate of Competency.)

中國商船の出港許可せらるゝに先だち、全職員が其の資格證書を所有するや否やを檢閲するは海關の任務なり。

第二十一章　軍　需　品

第一節　武器彈藥の輸入禁止

(Importation of Arms and Ammunition Prohibited.)

政府の必要とする場合、或は政府に特に認可せられたる場合を除き、武器彈藥其他軍需品の輸入は禁止せられ、輸入者が必要なる資格を附與せられたることを海關が是認するに非ざれば陸揚許可證を發給せられず。所要の許可證無くして軍需品を陸揚し或は陸揚せんと企圖したるときは、當該貨物は之を沒收せらるのものとす、(第五章第五節章程第三款參照)。

第二節　「軍需品」なる用語の定義

(Definition of Term "Munition of War.")

「軍需品」なる用語は、制限を受くるものとして本章第三節に列擧したる物品總てを包括す。

第三節　政府所要の軍需品

(Munitions of War for Goverment Use.)

A　武器彈藥、軍用品、製成爆發物、軍用毒瓦斯

(1)左の物品は、中國製品たると外國製品たるとを論ぜず、國民政府運輸護照(National Government Huchao)を有するに非ざれば之を輸送することを得ず。(例外に關しては本節第(7)項參照)。

註、一九三四年一月一日以降、國民政府軍用品運輸護照は皮紙(wadding paper)に印刷せられ、桃林紙(wood-free printing paper)

に印刷せられたる護照は期日滿了せると否とを問はず無效として辦理せらる。

(a)武器及び彈藥 (Arms and Ammuntiion.)

銃　劍 (Bayonets,)

銃劍鞘 (Bayonet Sheaths.)

爆　彈 (Bombs.)

小銃彈 (Bullets.)

大　砲 (Cannon.)

藥　莢 (Cartridges.)

藥莢殼 (Cartridge cases.)

彈　裝 (Cartridge clips.)

彈藥盒 (Cartridge pouches.)

劍　(Daggers.)

火器(例へば砲、機關銃、ピストル、連發拳銃、旋條銃等) (Fire-arms, *e. g.*, guns, machine-guns, pistols, revolvers, rifles, etc.)

導火索 (砲彈、藥莢用) (Fuses for shells and cartridges.)

毒瓦斯ピストル (Gas pistols.)

砲　車 (Gun carriages.)

砲架（Gun-laying apparatus.）
火薬（Gunpowder.）
照準器（Gun-sighting apparatus.）
槍（Lances.）
機關銃及び大砲に不可缺の革紐(馬具、荷鞍を包む)（Leather accessories indispensable to machine-guns and cannon, including harness and pack-saddles.）
雷管（Percussion caps.）
導火管（砲彈及び藥莢用）（Primers for shells and cartridges.）
小銃々身（Rifle barels）
小銃々機（Rifle bolts.）
小銃台尻（中國製木製台尻を含まず）（Riffle stocks, not including native wooden rifle stocks.）
砲彈（Shells.）
砲彈殼（Shell-cases.）
榴散彈（Shrapnel.）
照星保護機（Sight-protectors.）
刀（Swords.）
其他火器、彈藥の部分品及び附屬品全部（All other parts or accessories of fire-arms and ammunition.）

(註)全長二十一吋以下の玩具用空氣銃、同型空氣銃用彈丸、玩具用ピストルの輸入も亦禁止せらる。
但小銃々身を有する空氣銃は納税せば、人命に危害を及ぼさゞるものに限り、總稅務司通令第五〇七四號に依り無制限に輸入することを得。

(b)軍用品(Military Supplies.)

展望輕氣球 (Balloons, air observation.)

雙眼望遠鏡(後註參照)(Binoculars.)

軍用裝具(例へばアルミニューム製コップ、背嚢、飯盒、水筒等)(Equipment for military use, *e. g.*, aluminium cups, knapsacks, ration-boxes, water bottles, etc.)

武器彈藥製造機械(藥莢充塡機等を含む)(Machinery for manufacturing arms and ammunition, including cartridge-loading machinery, etc.)

標　的 (Targets.)

軍用電信 (Telegraphs, field.)

軍用電話 (Telephones, field.)

單眼望遠鏡(後註參照)(Telescopes.)

工兵用器具 (Tools, sappers'.)

軍　服 (Uniforms.)

凡ての種類の軍用車輛(例へば彈藥車、裝甲車、砲兵用品貨車、觀測車、タンク等)(Vehicles for military use

of all kinds, *e.g.*, ammunition wagons, armoured cars, artillery supply wagons, observation cars, tanks, etc.)

前記各物品の部分品或は附屬品全部 (All parts or accessories of the above articles.)

(註)(一)擴大力十二倍以下の雙眼、單眼各望遠鏡は、普通商品として無制限に輸入することを得。但目盛或は距離照尺を附せず、或は眼鏡の內或は外に軍事上の目的にて装置無きものたる事を要す。

(二)擴大力十二倍以上の雙眼、單眼各望遠鏡、及び擴大力如何を問はず目盛或は視照尺を有し、或は眼鏡の內又は外に軍事上の目的にて装置を有するものは、凡て國民政府護照を具備するにあらざれば輸入することを得ず、

(c)爆發物(既に製成せるもの)(Explosives, Prepared.)

カーリット (Carlit.)

雷　管 (Detonators.)

ダイナマイト (Dynamite.)

ヂエリグナイト (Gelignite.)

メリナイト (Melinite.)

硝酸グリセリン (Nitro-glycerine.)

ピクリン酸 (Picric acid.)

火藥索 (Powder strings.)

トリニトロ・トリユーエン (Trinitro-toluene.) (T.N.T.)

綿火藥 (Gun-cotton.)

ヘクサニトロ・ダイフェニラミン（Hexanitro-dyphenylamine.）

トリニトロ・フェニル・メチル・ニトロ・アミン（Trinitrophenylmethylnitroamine.）（Tetryl）

モノニトロ=及びダイニトロ=有機化合物（Mononitro-and dinitro-organic compounds.）

其他トリニトロ及び高級ニトロ有機化合物（Other trinitro- and higher nitro- organic compounds）

其他凡ての製成爆發物（All other prepared explosives.）

（註）工業用或は製藥用として輸入する商品にして、爆發物材料の若干を含有するも直接爆發物とし或は爆發物製造用として使用するに適せざるものは（Not suitable for use）前記規程の制限を受くることなし。

（d）毒瓦斯（Gases.）

フオスゲン（Phosgene.）

クロリン（Chlorine.）

ブロミン（Bromine.）

シヤン臭化物（Cyanogen bromide.）

ブロモアセトーン（催涙瓦斯）（Bromoacetone.）（tear gas.）

クロロピクリン（Chloropicrin.）

芳香性亞砒酸類（アダムザイト其他）（Aromatic arsines.）（Adamsite, etc.）

アリル・イソチオサイアネート（Allyl-isothiocyanate.）

芥子瓦斯（Mustardgas.）

其他凡ての軍用毒瓦斯（All other war gases.）

（註）前記各品は、瓦斯體、液體、固體の何れたるを問はず、海外より輸入、或は沿岸輸送に際し政府護照を必要とす。

（２）外國にて購入する武器彈藥に對する護照は、船積國に駐在する中國公使館に提出し查證を受くることを要す。中國公使館の設定無き國より輸入する場合は、當該國中國領事館の查證を受くべきものとす。

（註）香港、其他中國公使館或は領事館無き地に於て購入する武器、及び該地より輸入する武器の護照は、查證を受くる必要なきものとす。海關は財政部を通じ傳達せられたる特別資格を受領したる時、該護照を認可するものとす。

（３）日本より購入する武器に對する護照は發給日より二ケ月間、歐米より購入する武器にありては六ケ月間有効なるものとす。

（４）前記物品が護照を有せずして輸送せられ（例外に關しては後記（７）參照）、或は物品と護照に相違あり、或は護照期限が滿了し、或は正確なる查證を受けず、或は許可無くして私かに改竄したる形跡あり、或は其他規定に違反したる場合に於ては、該物品は海關に抑留せらるゝものとす。

（５）海關は財政部の訓令無くして軍用品の免稅を認可せず。

（６）軍用武器彈藥製造に關する設計圖は總稅務司を通じて傳達せられたる軍政部の許可證を有せざれば輸入することを得ず。

（７）海關は軍政部或は海軍部より發給したる執照を受領し、一定制限量の武器が中國內甲地より乙地に輸送さるる場合の許可に當て、又獨立最高軍事機關或は司令部より發給したる證明書を受領し同一省內に於ける武器輸送の許可に充つるものとす。

（8）右の物品は、軍用たることを申告したる場合に限り、本規定の條項に該當し、從つて國民政府護照の提出を要するものと認めらる。

野營器具及び材料（Camping implements and materials,）
教科書等（Educational books, manuals, etc.）
教育用品（Educational equipment.）
電燈器具及材料（Electric light instruments and materials.）
醫療器具及材料（Medical instruments and equipment.）
藥品（Medicines and drugs.）
體育器具（Physical training implements.）
食品及飼料（Provisions and fodder.）
木製劍術用具（Wooden fencing implements.
木製小銃（Wooden rifles.）
銅（Copper.
鐵（Iron.）
亞鉛（Spelter.）
鋼鐵（Steel.）
（以上四品）武器彈藥の製造用として申告せられたる場合
其他軍用物品（Any other articles for military use.）

B　航空用機械、器具、附屬品、材料

（9）之等物品の輸送には、凡て航空委員會（the Aviation Commission）の發給したる許可證と准許入口護照（Certificate of Authorisation and Huchao）とを要す。

（10）護照は發給期日より六ヶ月間正式有効なるものとす。

（11）（a）特別免税許可證無き際には正規の方式により課税せらる。航空機及び航空用附屬品は、免税の特典を與へらるゝ軍用品一覽表に包括せらるるも、總税務司を通じて、財政部の特別訓令を受領したるに非ざれば無税取扱をなさゞることに注意すべし。

（b）試驗用として輸入せらるゝ航空機及び航空用附屬品は、關務署特別許可證（special Kuan-wu Shu authority）を有する時は假免税を許可せらる。斯る場合に於ては、輸入者が護照の申請をなす際、護照に記載したる期間内に該物品を再輸出すべき事を保證せる證書を航空委員會に供託することを要す。該物品が最後に航空委員會或は第三團體に購入せらるる場合は、委員會は原護照に此の旨を附記して海關に通告し、課税は事宜に應じて賦課或は免除せらるるものとす。由つて、開港に於ては斯る輸入の記錄を點檢する事必要にして、原護照に記載したる期限が特定狀況の落着前に滿了する場合は、輸入者は說明書を提出し、且つ期限延長認可の訓令を直ちに海關に通告せられ度しと具申することを要す。之等訓令が該當期間内に接受せられざる時は、本件は副本に中國語譯を附したる急報によりて之を總税務司に報告し、更に航空委員會に傳達せらるべし。該委員會は之に依り必要なる措置を講ずるものとす。

（c）航空機及び航空用附屬品は軍用たると否とを問はず、之が輸送は凡て海關軍用物品清表（The Arms Return

に記錄せらるゝものとす。

(d)航空外の目的に使用せられ得る一般物品及び材料に關しては、該貨物を航空機用或は航空機製造其他の用に供することを申告し、或は書類の附帶によりて明示したる場合に於てのみ、核准書及び准許入口護照(Certificate of Authorisation and Huchao)の提出を要求せらる。

(e)航空委員會が發給したる准許入口護照及び核准書の記載細目が、證明貨物と合致せざる事發見せらるゝ時は、常に積荷を抑留し、副本に中國語譯を附したる急報によりて全詳細事項を該委員會に報告するものとす。

(f)中國、歐亞兩航空公司に所屬する航空機、航空機部分品等にして、中國內を飛行中破損し修理のため上海に輸送せらるゝものゝ交通部證明書に依る解除に關する總稅務司通令第四三一二號の訓令は現在尚實施せらるゝものとす。

C　試演に供せらるゝ武器其他の輸入規定

(12)軍政部の行ふ試演或は實驗に供せらるゝ武器は、國民政府の發給する軍用運輸護照により臨時無稅にて輸入することを得べし。

(13)左の條項を保證する證書は、記名調印し之を中國入港地の海關に供託することを要す。

(a)當該武器は護照に記載したる期限內に外國に再輸出せらるゝこと。

(b)記載期限內に貨物を外國向再輸出せざりし場合、本期限の延長が軍政部或は財政部に認可せられず、或は新護照の提出せられざりし時は、該武器の價格の五倍を超えざる罰金又は科料を、中國入港地の海關に納入すべきこと。

（c）原護照に記載せられたる期限内、或は軍政部或は財政部が延長したる期限内に、當該武器が軍政部に賣却せられ、或は軍政部に保有せらるゝ場合は、軍政部に對し原護照に其旨を附記し捺印したる後海關に返戻して取消を求むる措置を要請すること。

（14）外國に再輸出せらるゝ貨物の細目は、原輸入貨物の細目と合致することを要す。貨物に不足せる部分發見せられ、該部分が實驗遂行に當りて使用し盡されたるか、或は軍政部に保有せられたることを證明する爲め提出せし證據が不充分なりし時は、輸入者を不足部分の價格の五倍以下の罰金又は科料に處す。

前記規定に從ひて輸入したる軍用武器彈藥は、總て海關軍火貨棧(the Customs Munitions of War (Godown)）に藏置し軍政部代表により引取らるゝを待つものとす。

D　無電材料及び器具

（15）無電器具及び無電材料は、假令軍用に供せらるるものなりと雖も、之等を輸入するには交通部發給の護照を有することを要す。

無電材料及び器具の沿岸輸送には轉口憑證（Interport Certificate）を具備することを要す。該憑證の發給は當地電報局或は交通部（陸海軍用無電器具の場合）に於て陸軍或は海軍部長より夫々局長或は交通部長宛の申請書を受理したる時行はる。斯る物品が沿岸通商のため積換或は再輸出せらるゝ場合は、所要證明書を有するによりて始めて許可せらるべく、之を欠く場合は委託貨物は抑留せらるゝものとす。該抑留貨物は次いで證明書の提出ありたる時解放せらるべきも適應期限經過後に至るも證明書の提出なき時は、該貨物を沒收せらるゝものとす。

但護照及び航空委員會（the Aviation Commission）發給の許可證（Certificate of Authorisation）を具備する無電材料

及び器具は交通部護照或は轉口憑證(Interport Certificate)を有せざるも外國より輸入し或は沿岸輸送することを得。

既に交通部に登記したる放送受信機(broadcasting receiving sets)を旅行者が携帶し、或は修理のため送附する時は、交通部發給の登記證（Registration Certificate）を提出して檢閲を受けたる後、許可せらるゝを得べく、轉口憑證の追加證明を必要とせず。

E　爆發物材料

（16）爾後「硫黄、硝石及び同種の爆發物材料」に分類せらるべき物質は左の二類に分類す。

第一類は左の物質にして、一回の輸入數量は五千市斤（本項末の註參照）を超ゆることを得ず、且つ護照(Huchao)を必要とす。

硝石類（Saltpetre.）——普通硝石（硝酸加里）、智利硝石（硝酸ナトリウム）、煆燒硝酸石灰（硝酸カルシウム）、ノルゲ硝石（鹽基性硝酸アムモニウム）、硝酸アムモニウム、硝酸バリウム、硝酸ストロンチウム

硫黄（Sulphur.）

鹽化加里（Potassium chloride, Muriate of potash.）

鹽素酸鹽（Chlorates.）（鹽酸加里を含む）

過鹽素酸鹽（Perchlorates.）（過鹽素酸加里を含む）

第二類は左の物質にして、一回の輸入數量は二千市斤を超ゆることを得ず、且つ護照（Huchao）を必要とす。

硝酸（Nitric acid.）

硫酸 (Sulphuric acid.)

燐（赤及び白）(Phosphorus.)

アセチライド (Acetylides.)

アジ化物 (Azides.)

雷酸鹽 (Fulminates.)

ピクリン酸鹽 (Picrates.)

マーベイン油 (Oil of mirbane.)

（註）工業用或は製藥用として輸入する商品にして、爆發物材料の若干を含有するも、直接爆發物とし或は爆發物製造用として使用するに適用せざるものは (Not suitable for use) 前記規程の制限を受くることなし。

前記第一及び第二類の物質は、納稅を要し且つ如何に少量の場合と雖も、每回國民政府護照及び財政部外字運單 (Extra-Provincial Yüntan) を通關前に領有することを要す。(海關通令第四〇一八及び五二六九號參照)。

各輸入業者は、海關に輸入申告するに先だち、證明書類に當該地硝磺局 (Sulphur and Saltpetre Bureau) の印章を得ることを要す。(海關通令第四八四一及び五〇一二號參照)。

右の物質を抑留したるときは、之を硝磺局に引渡すか（海關通令四八四一號）、又は海關通令第五〇一一號の訓令に從つて處分すべし。

輸出及び沿岸輸送は、輸入と同樣に取扱ひ、通關の際每回國民政府護照及び財政部外字運單 (Tsai-chêng Pu Extra-Provincial Yüntan) を具備することを要す。(海關通令第五二六九號參照)。

註、(一)硫黃、硝石及び同種爆發物材料の送荷證明用に護照又は運單を發給する時は、之に記載する數量は市斤(Market catties)單位を以て表示すべし。此の數量は市斤なる文字の有無に拘らず凡て斤市と解釋せらるべきものとす。一市斤は半瓩に等し。

(二)鹽化加里(muriate of potash or potassium chloride 普通鹽酸加里と稱す)八十五%或は其れ以下を含有する肥料として使用するを意圖せらるゝ場合に限り普通商品として通關せしめらる。斯る肥料を輸入する商人は、その申告書に該品を他の目的に使用せざる旨記載することを要す。(海關通令第四三二六及び四六九八號參照)。

(三)硫酸、硝酸等の積荷は、護照及び運單を提出するに非ざれば海關之を解除することなし。添附書類に記載したる時日或は數量に不正なる點を發見したる時は、何分の指令あるまで當該積荷を抑留す。

第四節　政府直轄部外者の購運する武器彈藥其他軍用品
(Arms and Ammunition and Military Supplies for Chinese other than Government Departments.)

A　自衛用或は獵用品

(1)當該商人或は個人は、海關監督を通じ國民政府護照の發給を申請することを要す。輸入せらるゝ武器其他の數量が、極めて少額にして監督の同意を經たる時は、本章第五節(A)及び(B)の規定に必要なる修正を加へて適用すべきものとす。

(2)輸出及び沿岸運輸は輸入と同樣に辦理せらる。

(3)かゝる貨物は課稅せらる。

B　義勇隊、工部局、警察用品

（4）右の諸機關が輸入する凡ての武器彈藥其他は、國民政府護照を有すると共に船積國駐在中國公使館の査證を受くることを要す。（本章第三節A、（2）參照）。

（5）輸出及び沿岸運輸は、輸入と同様に辦理せらる。

（6）かかる貨物は課税せらる。

第五節　外國人の購運する武器彈藥及び軍用品

(Arms and Ammunition and Military Supplies for Foreigners.)

A　自衛用品

（1）水路或は陸路にて外國より來華する信用ある各外人は、自衛用として其手荷物中に拳銃（Pistol）一挺、廻轉拳銃（Revolver）一挺、及び合計五百發を超えざる該當補充藥莢を携帶し得るも、海關に入ると共に申告をなし、検閲納税後、之が解放の許可を受くることを要す。本規定に違反する時は申告せざる武器其他を沒收するものとす。

（2）中國に居留する信用ある各外人にして、自衛用として武器及び彈藥の輸入を欲する者は、輸入前に自國領事を通じ海關監督より輸入許可證(Permit to Import)或は許可書(letter of Authorisation)を入手することを要す。之を申告書と共に海關に提示し納税したる後、解放の許可を得るものとす。各人は一年一回、拳銃一挺、廻轉拳銃一挺、及び合計五百發を超えざる該當補充藥莢を自衛用として輸入することを許可せらる。「一年」とは該當護照發給の日より算定せる暦法十二ケ月と解すべきものとす。

海關監督は、疑念を懐かせらるゝ場合においては、許可證の發給を拒絶し、其の主旨を書狀にて管轄領事に通告することを得るものとす。

(3)中國當局より所要旅券を下附せられ、中國内地或は西藏、蒙古、新疆等を旅行せんとする外人は、正式申告をなしたる後、前記規定數量の二倍を超えざる自衞用武器彈藥の携帶を許可せらる。

(4)拳銃(pistols)及び各人が携帶する短銃身火器、刀、匕首以外の武器は、前記規定により外人自衞用として輸入することを得ざるものとす。

(5)仕込杖及び之に類似し武器の隱匿せられたる物品の輸入は之を嚴禁せらる。

(6)外人は軍用武器彈藥を個人用品なる如き口實にて詐欺的に輸入することを得ず。

(7)かかる貨物は課税せらる。

(8)輸出及び沿岸輸送は輸入と同樣に取扱はる。

B　獵用品

(9)水路或は陸路にて外國より來華する信用ある各外人は、其手荷物中に二挺以下の獵銃及び合計三千發を超えざる該當補充藥莢を携帶し得るも、海關に入ると共に申告をなし、檢閲納税後之が解放の許可を得ることを要す。本規定に違反するときは其旨申告せざりし獵銃其他を沒收せらるるものとす。古獵銃は再輸入に當り確實なる證明あるに非ざれば課税せらる。

(10)中國に居留する信用ある各外人が獵銃或は藥莢を輸入せんとする時は、輸入に先だち自國領事を通じて海關監督

より輸入許可證(Permit to Import)或は許可書(letter of authorisation)を入手することを要す。解放の許可は、本證明書を申告書と共に海關に提示し納税したる後、之を受くることを得。各外國居留民は、一年一回三挺を超えざる獵銃及び合計三千發を超えざる該當補充藥莢の輸入を許可せらる。「一年」とは該當護照發給の日より算定せる暦法十二ケ月と解すべきものとす。

海關監督は、疑念を懷かせらるゝ場合、許可證の發給を拒絶し、其の主旨を書狀にて管轄領事に通告することを得るものとす。

(11)(a)信用ある外國商館は、自國領事を通じ海關監督より輸入許可證或は許可書の發給を受け獵用散彈銃及び彈藥の輸入を許可せらる。但し法律に違反する徒に對し、直接或は間接に該物品を賣却せざる旨保證したる證書を、輸入の際海關に提出することを要す。一商館が特定人より該品の注文を受けたる時は、其住所姓名を輸入申告書に記載し、海關に報告することを要す。此の場合、一回の獵銃輸入數量は六挺を超ゆることを得ず。然しながら注文に依るに非ずして倉庫品として購入する場合には四挺を超ゆることを得ず。當該商館は輸入したる獵銃及び彈藥の數量、購入者の住所姓名、引渡し期日を詳細に記錄して保存し、隨時海關の査閲に應ずべきものとす。

外國商館が、一回の委託に於て輸入し得る凡ゆる種類の獵銃藥莢は、合計總數一萬發を超ゆることを得ず。但し上海に於ける信用ある外國商館は、海關軍用品倉庫に獵銃二十五挺、獵銃藥莢二萬五千發までを藏置することを許さるべし。(此の中一時に輸入を許可せらるゝは、四挺以下及び四千發以下とす。)

(b)信用ある外國商館は販賣用として火藥、藥莢殼、雷管、小彈丸、其他獵用藥莢の合成部分品を輸入すること

を認可せらる。一商館が一回に輸入し得る額は左の數量を超過することを得ず。

火　藥　　五十封度
藥莢殼　　二萬五千個
雷　管　　二萬五千個
小彈丸　　二担

本特權を行使する商館は、自國領事を通じ、海關監督より所要輸入許可證或は許可書の發給を受けたる後、（一）該物品は獵用藥莢の製造のみに使用せらるゝ事、及び、（二）購入者の姓名は隨時海關の査閲に應ぜらるべき商館輸入販賣簿(firms' import and sales registers)より直ちに確認し得る事を保證する證書を海關に提出することを要す。

（c）前記物品並に獵用霰彈銃、製成藥莢の新規輸入は、當該商人の前回の輸入品が賣却せられたる時始めて許可せらるゝものとす。

(12)「外人に輸入せらるゝ獵銃及び藥莢」なる辭句は、專ら外人用霰彈獵銃及び彈藥を指示す。軍用武器彈藥は口實に託し、詐欺的に輸入することを得ざるものとす。

外人が獵用旋條銃用として、獵用旋條銃或は彈藥を輸入せんと欲する時は、海關監督は領事の要請と共に、貨物が賣却用に非ざることを保證せる證書の提出を受けたる後、關務署宛輸入許可の權能を申請するものとす。外人に許可する輸入數量の最大限は一年一回獵用旋條銃一個及び彈藥五百發となすも、同一年度內に同一外人の輸入し得る獵銃及び藥莢の最大限に影響せざるものとす。

(13)當該貨物は課稅せらる。

(14)輸出及び沿岸輸送は輸入と同樣に取扱はる。

C　義勇隊、工部局、及び租界警察機關用品

(15)輸入せらるゝ凡ての武器、彈藥其他には、國民政府護照を具備することを要し、該護照には船積國駐在中國公使館の査證を必要とす。(前記第三節(A)(2)の註參照)。政府護照の發給に關しては、管轄領事(或は首席領事)に對し、海關監督宛豫め書狀を發送して之が發給に關する申請の取扱ひをなす旨要請することを要す。

(16)輸出及び沿岸輸送は輸入と同樣に取扱はる。

(17)當該貨物は課稅せらる。

D　駐華各國大公使館及領事館用品

(18)輸入せらるゝ總ての武器彈藥は國民政府護照の證明を必要とし之には船積國駐在中國公使館の査證を必要とす。

(19)之等貨物は當該公使館或は領事館が其用品として輸入する普通貨物に對し免稅の特權を附與せらるると同樣の取扱を認許せらる。

(20)輸出及び沿岸輸送は輸入と同樣に取扱はる。

E　駐華各國軍隊及び軍艦用品

(21)該軍隊使用の軍需品は、管轄領事の證明書提出により檢閲を受けたる後解放せらる。

(22)當該貨物は無稅とす。

(23)輸出及び沿岸輸送は輸入と同様に取扱はる。

第六節　非軍用品として政府部門外の中國人及外人が輸入する航空機、器具、附屬品、材料

(Aviation Machines, Instruments, Accessories, and Materials Imported by Chinese other than Government Departments and by Foreigners for Peaceful Purposes.)

(1)該貨物は總て輸入せらるゝ際、航空委員會の發給したる許可證(Certificate of Authorisation)及び護照を具備することを要す、護照は發給日より三ケ月間有效なるものとす。航空以外の目的に使用し得る物品及び材料の輸入に關しては、該貨物が飛行機或は飛行機製作に使用せらるべき旨を申告し、或は書類を附帶して明示したる時に限り、許可證及び護照を提出することを要す。(詳細手續に關しては本章第三節、(B)(11)參照)。

(2)當該貨物は課稅せらる。

(3)輸出及び沿岸輸送は輸入と同様に取扱はる。

第七節　非軍用品として政府部門外の中國人及外人が輸入する無電材料及び器具

(Wireless Materials and Apparatus Imported by Chinese other than Government Departments and by Foreigners

for Peaceful Purposes.)

1、無電材料及び器具(小型ラヂオ受話機を含む)の輸入は凡て交通部發給の護照を具備することを要す。

(註)上海海關の現行手續にては、違禁(Contraband)禁止(Prohibited)或は制限(Restricted)せられたる物品に對しては何れ分運パス(Sub-pass)を發給せざるも、現在にては尙制限品と思考せらるゝラヂオ・セットを備え附けたる自動車に對しては之を發給し得る程度に變更せられたり。

2、當該貨物は課税せらる。

3、輸出には護照を要せず。

4、沿岸輸送には轉口憑證(Interport Certificate)或は交通部登記證(Registration Certificate)を要す。(本章第三節、(D)(15)參照)。

第八節　工業用其他非軍用品として政府部門外の中國人及外人が輸入する爆發物及爆發物材料

(Explosives and Explosive Materials Imported by Chinese other than Government Departments and by Foreigners for Industrial and other Peaceful Purposes.)

一、爆發物——凡ゆる爆發物は輸入に際し國民政府護照を要す。

(註)爆發物の品名は本章第三節、A、(1)(C)及び(D)參照。

二、爆發物材料――本章第三節、E、(16)を參照すべし。

第九節　商船が積載する自衛用武器彈藥
(Arms and Ammunition carried by Merchant Vessels for Self-defence.)

(1)商船が中國開港に到着する時は、常に自衛用として積載せる武器彈藥の一覽表(正副二通)に船長の署名をなし、其他船舶書類(第二章、第一、第三、第五節參照)と共に海關に提出することを要す。同船に携帶せる武器彈藥の實際數量が一覽表記載額を超過する時は、密輸貨物として處理す。

商船の出帆に臨みては、海關吏は携帶武器の數量が一覽表に合致するや否やを確認することを要す、

(2)中國商船及び外國商船が、自衛用として携帶する武器彈藥に關する現行規定左の如し。

(a)中國商人は先づ事實を該省當局に報告し、其認可を得たる後、海關より牌照(Certificate)の發給を受け武器彈藥を船積し得るものとす。

(b)一船舶は自衛用として旋條銃、霰彈銃合計十挺、藥莢二千個以上を携帶することを許可せられざるも、狀況により其以上の携帶を必要とする時は、該省當局は概ね之が特別許可をなすものとす。

(c)外國商人の手續は、自國領事に對して該省當局との連絡を要請する外は中國商人に於けると同一なり。

(d)一船舶用武器彈藥が他船舶により輸送せられ來る時は、商人は此の旨を報告書に記載して國民政府護照を申請し之が發給を受けたる後、該船舶は他船舶に代り武器彈藥を輸入することを許可せらる。武器輸入港に於け

る海關は、隨時之が通告を受くるものとす。

(e)(a)項の規定中「海關」なる用語は海關監督を意味す。該監督は政府の認可を經たる後、所要證明書或は許可書を發給するものとす。

(f)本規定は、船舶内に新らしき武器彈藥を裝備せんと希望する場合に限り適用するものとす。其他の場合に於ける管理規定に關しては、本節第(1)項を參照すべし。

(g)本規定は帆船に適用せず。

第十節　乘船移動軍隊が積載する爆發物

(Explosives carried by Troops travelling on Ships.)

軍政部は、乘船機動する軍隊の爆發物積載に關し、左記規定を起草し軍部全部門に通告したり。

1、本規定は、乘船機動する軍隊が携帶する危險なる物品の不注意なる取扱より、屢々人命及び財産に及ぼす災害を未然に除去せんがため起草したるものなり。

「危險なる物品」とは火藥、彈藥、榴彈、爆彈、毒瓦斯、其他燃燒性材料を意味す。

2、危險なる物品が軍隊により船舶に積込まるゝ前、該運輸軍隊の最高責任官は、警護に任ずる特別士官を指命すべし。本士官は軍用運輸護照或は證明書を該船舶船長に提示して檢閲を受け、船長は該物品に對し適當なる積載船舶を指定するものとす。

3、乘組員を除く外、乘船者は何人たりとも危險なる物品を積載せる船舶に近附くことを得ず。

4、危險なる物品は、震動或は引火により爆發の危險を避けんがため、機關室或は炊事場に接近せる貨物船舶に積載することを得ず。

5、性質相違する危險なる物品は、同一船舶內に積載することを得ず。高度の可燃性且つ爆發性の物品は、普通商品と接近し或は同一場所に積載することを得ず。

6、危險なる物品の船積及び荷卸は、可及的愼重、安全且つ迅速に行ひ、拋擲及び不必要なる取扱は之を避くることを要す。

7、危險なる物品を積載する船舶の入口は晝夜閉鎖し、警護士官は特に兵卒を步哨に立たしむる外、自ら屢々巡視することを要す。

8、警護士官及び兵卒は、喫煙、飲酒、其他煩瑣なる行爲を禁止せられ、步哨は許可なくして坐臥し或は部署を離るることを得ず。

9、出帆或は停船に關しては、警護士官及び兵卒は、乘組員の指揮に從ひ、妄りに干渉することを許さず。且つ乘組員を妨害せざることを要す。

10、警護士官或は其兵卒が、護照或は證明書に明記せられたる兵員數或は物品數量を超過する無賃乘客或は貨物を乘船或は積載せしめ、其他本規定條項に違反したる場合は、船長は先づ事件を當地最高軍事機關に報告して之が解決を求め、該機關は次いで軍政部に此の狀況を報告して考慮を煩はすものとす。

11、本規定は必要と認めたる時、隨時之を修正するものとす。

12、本規定は公布の日より之を施行す。

第二十二章　運輸禁制品

各運輸禁制品に關する規定左の如し。

第一節　農作物病蟲菌

(Agricultural Pests.)

農作物病虫菌即ち病菌、細菌、眞菌、各原生動物、及び有害昆虫等の輸入は、學術研究用のみに對して許可せられ、現在は上海港に制限せらる。各輸入には上海商品檢驗局(The Shanghai Bureau for Inspection and Testing of Commercial Commodities) が頒布したる實業部農業病蟲菌輸入特許證を具備することを要す。

第二節　アルコール

(Alcohol.)

政府の特別許可により輸入せらるゝアルコールを除く外、全輸入アルコールは當地商品檢驗局が發給したる合格證書の提出によりてのみ海關之が通過を許す。商品檢驗局の設置無き開港向アルコールは、檢驗局の設置ある最寄り開港を通じ輸入せらるべきものとす。

第三節　アンチモニー

(Antimony.)

一九三六年一月一日以後、アンチモニーの輸送は國民政府軍事委員會の資源委員會（the National Resources Commission）之を管理すべし。該委員會は湖南省にアンチモニー業管理處を設置したり。同省よりアンチモニーを移出する者は、從來湖南建設廳（the Hunan Reconstruction Bureau）が發給したる運單（輸送證明書 Conveyance Certificate）の代りに、資源委員會の名儀にて該管理處が發給したる許可證を、輸出申告書と共に海關に提出することを要す。アンチモニーの船積は、其の許可證の正本及び副本に記載したる凡ゆる事項が符合するに非ざれば、海關之が通過を許さず。（副本は管理處より前以て直接海關に之を送達し置かるゝものとす）。一九三六年一月一日以前湖南建設廳が發給したる期限未滿了の運單は、新設管理處の證明を具備する時は、海關なほ之を有効と認むることを得。

第四節　古　物
(Antique.)

古物は中國内を限り輸送することを得。但し中央或は地方政府直轄の學術機關が研究の目的を以て國外に輸出せんと欲するときは、教育、内政兩部の共同發給したる出境護照を提出して通過を許可せらるゝことを得。國外に輸出したる古物は、二ケ年以内に原保存所に返還せしむることを要す。

前兩項の規定は、登記を要する私有古物にも亦之を適用す。

第五節　武器及彈藥
(Arms and Ammunition.)

第二十一章參照。

第六節　中國古書、著名作家の原稿、孫總理の遺墨、官署の公文書、其他

(Ancient Chinese Books, Manuscripts of Well-known Authors, Original Writing of Dr. Sun Yat Sen, Archives of Government Departments, etc.)

前記物品の海外輸出は、左の規定に從ひ禁止せらる。

第一條、海外輸出を禁止せらるる中國古書は、臨時左の種類とす。

1、宋版糸綴の書籍及び繪畫にして其刊行が清朝咸豐元年（一八五一年）前のもの

2、黄銅活字印刷圖書集成

3、明朝永樂大典及び清廷四庫全書

4、官署公文書

5、手寫稿本及び精校本

第二條、孫總理遺墨及び未出版遺著は、海外輸出を嚴禁す。

第三條、中國古書の鑑定には左記措置を採擇す。

1、宋版古書は其の刊行「朝」、或は刊行日附に準據す。該二項の辨別せられざる時は、序言及び奥附の日附を基準となす。之も亦不明なる時は、序言及び奥附筆者の誕生及び死亡年月日を以て基準となす。

2、右の基準點に關し疑義の發生したる時は、當該書籍は海關より財政部に送附し、更に教育部に傳達して鑑定

するものとす。書籍多數に過ぎ送附不可能なる時は、見本を送附するか、或は當該場所に教育部員の派遣を受け鑑定をなす。

3、海關が南京より遠隔に過ぐる地にある時は、財政部を通じ教育部に對し、當地教育局をして該海關と協力し書籍を鑑定せしむべき訓令の發給を要請するものとす。

第七節　署名紙幣、空白紙幣、僞造紙幣、僞造紙幣印刷鑄型、福票、收入印紙

(Bank-notes (Signed), Blank and Forged Bank-notes, Dies for Printing Illicit Bank-notes, Prosperity Bonds, and Revenue Stamps.)

一、署名及び空白紙幣

(a)既に發行せられたる中國各銀行紙幣の輸送に關する規定は左の如し。

(1)中央銀行を除く他の銀行により沿岸運輸、外國輸出、或は外國より再輸入行はるゝ時は、海關檢閲の後通關せしむ。但し「財政部准運紙幣專用護照」の證明あることを要す。

(2)中央銀行により船積せらるゝ時は「財政部特准中央銀行運送鈔券長期專照」を附帶することを要するも、之が權能により無檢査にて海關を通過せしむ。

(3)商人により外國より再輸入せらるゝ時は、外國船積港に於ける中國商業會議所(華商會)發給の證明書を有すれば、檢閲後通關せしむ。

(b)國內各銀行の空白紙幣、及び未發行簽字紙幣の輸送に關する規定は左の如し。

(1)外國より輸入せらるゝ時は、海關檢閲の後通關せしむ。但し「財政部特准運送定製紙幣進口專用護照」及び「關務署特准令文」の證明あることを要す。

(2)沿岸輸送の場合は、「財政部准運紙幣專用護照」(前記(a)(1)參照)を有すれば海關檢閲後之を解除す。

(註)(a)及び(b)に規定したる制限は、外國銀行紙幣には之を適用せず。

(c)民國政府運送鈔幣免驗護照(紙幣及び銀元檢閲免除護照)は軍隊及び警察の檢閲に對してのみ有效にして、海關檢閲の免除を認可するものに非ず。

(d)新舊兩露國紙幣の輸入を禁止す。

(e)旅行者自ら、或は荷物中に携帶する眞正の通用紙幣(*Bona fide* used Bank-notes)は制限を附する事無く通關せしむ。

二、僞造紙幣

一律に運輸を禁止す。

三、僞造紙幣印刷鑄型

一律に運輸を禁止す。

四、郵票及び類似票券

一律に運輸を禁止す。

五、收入印紙

第三十一章參照。

六、銀行紙幣用紙

外國より銀行紙幣用紙を輸入し得る權利は、中央銀行信託局(the Trust Department)に歸屬す。印刷施設の需要品は本局を通じて購入するものとす。本信託局が代購したるもの以外の銀行紙幣用紙を輸入したる時は、總て海關に抑留するものとす。

第八節　蜜蜂及其卵

(Bees and Bees' Eggs.)

蜜蜂及び其卵を輸入する場合は、之等が健全品種たるを聲明せる原產國證明書を提出することを要す。

第九節　帶毛禽皮及び野禽獸

(Bird Skins and Feathered or Ground Game.)

一、帶毛禽皮(即ち羽毛を帶びたる禽皮)

外國向、及び沿岸向輸出は之を一律に禁止す。本禁止は小部分の禽皮に附着する野禽羽毛を包括す。

二、野禽獸

左の野禽獸は有毛、無毛何れたるを論ぜず、凍製となし每年十一月より翌年二月に至る期間、中國各開港より、沿岸或は外國向輸出する事を得。

野鴨(Wild duck)、野生鵝鳥(Wild geese)、鷸(Snipe)、雉子(Pheasants)、野雁(Bustards)、鶉(Quail)、野兎(Hares)

鹿(Deer)、鷓鴣(Partridges)、蝦夷雷鳥(Hazel-hens)、黒色野禽獣(Black game)

規定外の季節に前記野禽獣を輸出し、或は前記以外の野禽獣を輸出することは之を嚴禁す。

三、生ける野禽獣

生ける野禽の輸出は之を許可せず。

第十節　赤化宣傳の書籍
(Books of Pro-Communist Nature.)

一律に輸入を禁止す。

第十一節　眞　鍮
(Brass.)

銅類に關する規定參照。

第十二節　牛類及び肉類
(Cattle and Meat.)

一、牛類

普通牛ー上海海關規程に依り、之が輸移出頭數は一ヶ年一、六九六頭に制限し、仕向地は中國各開港、香港、澳門、

浦鹽斯德、租借地內各所のみ許可す。

水牛―上海海關規程により一律に之が輸出を禁止す。

二、肉類

外國輸出に際しては、肉類檢驗局（Meat Inspection Office）發給の衛生證明書を必要とす。

上海慣例―上海に於て外國向輸出、或は積換せらるゝ肉類は、原船積港に於ける檢閲吏が發給したる檢閲證の證明あるに非れば通關することを得ず。

（註）生牛及び牛肉の輸出は、政府の認可により、隨時各省市政府之を禁止するものとす。

第十三節　穀　類
（Cereals.）

米穀及び其他穀類の規定參照。

第十四節　卷煙草用紙
（Cigarette Paper.）

一、卷煙草用紙の輸入は、統稅局（第十七章參照）が裏書したる證書を有するに非れば、左の各港に於て之を許可せず。

秦皇島、天津、龍口、芝罘、威海衛、青島、宜昌、沙市、長沙、岳州、漢口、九江、蕪湖、南京、鎭江、上海、蘇州杭州、寧波、溫州、三都澳、福州、厦門。

卷煙草用紙の輸入には、輸入申告書に添附すべき普通證書の外、將來は稅務署發給の放行許可證（Release Permit）を

具備することを要す。而して本許可證は申告者、稅務署派遣員を帶同の上、之を提出することを要す。

二、手續左の如し。

(a)輸入商館或は卷煙草工場は、各種卷煙草用紙の輸入前、信頼し得る銀行或は卷煙草工場同業組合の署名を受けたる證書を統稅局或は其所屬機關に提出することを要す。接受當局は檢證後、之に署名捺印或は裏書をなし海關に轉送す。かくして後、既定準則に從ひ海關に輸入申告をなし得るものとす。右の證書を欠くときは、海關は卷煙草用紙の輸入を許可せず。

(b)貨物の輸入後、輸入港海關は證書を保留し、之を統稅局或は當地統稅機關に轉送して檢證を受くるものとす。

(註)、「各種卷煙草用紙」なる用語は、卷煙草輪轉機に使用のため輸入せらるゝ卷煙草用紙、及び卷煙草製造に適合する半截用紙、即ち緩漫燃燒性用紙を包括す。

三、小包郵便により國內各所に轉送せらるゝ輸入卷煙草用紙には、總て稅務署或は其の所屬機關發給の准購單(購入許可書 Purchase Permit)を添附することを要し、之を欠くときは貨物を抑留し、この旨を當地統稅局に報告す。(第二十五章第一節第二十條第十一項及び海關總稅務司通令第五三三九號を參照)。

四、統稅區域內海關にて差押へたる卷煙草用紙は、之を稅務署に引渡し、稅務署は該用紙の納稅評價格(納稅額にあらず)の十分の六を海關に附與するものとす。

第十五節　映畫フィルム

(Cinematograph Films.)

國産映畫フィルムの輸送は電影檢査委員會（Film Censorship Committee）發給の證明書を具備するに非ざれば許可せず。外國向輸出映畫フィルムは出國執照（Certificate for Export Abroad）、沿岸向船積のものは准演執照（Permit to Show）を具備することを要す。外國向映畫フィルムにして、出國執照を具備せざるものは、電影檢査委員會に手交して處分するものとす。

國内の一開港より外國港（一或はそれ以上）を經由し、國内の他の開港に輸送せらるゝ國産映畫フィルムが、出國執照を具備し、且つ當地當局より認可を受けたる時は、興行を許可せらる。

中國にて撮影したる映畫フィルムは、中國内にて全部を現像して燒附けし、電影檢査委員會に提出して檢閲を受くることを要す。外國に輸出するには該委員會より許可書の發給を受くることを要す。

第十六節　遺骸入り棺桶
(Coffins with Corpse.)

遺骸を容れたる棺桶は、國民政府檢疫局の認定官吏が署名したる醫師診斷書を申告書に添附するに非ざれば輸出することを得ず。

第十七節　貨幣、貨幣鑄型、及鑄造機械
(Coins, Coining Dies, and Machinery.)

一、貨幣

（a）制錢（一兩の千分の一銅貨 Copper Cash）——外國向輸出を禁止す。旅客私用として妥當と認めらるゝ以上の數量

を財政部護照の具備無くして外國向輸出する時は之を沒收す。

(b)銅元(Copper Cents)——銅貨 (copper coins) の運輸制限に關しては左の手續規定を施行す。

1、浙江省を出入する旅客は、各人一仙銅貨一千枚以內を携帶することを得るも、國內の他の省を旅行し、又は專ら浙江省を旅行する旅客は、各人一仙銅貨最高五千枚迄を携帶することを得。

2、船舶の航行が國內港向たると外國港向たるとを論ぜず、各船員は一航行に一仙銅貨一千枚を最大限とし之に達するまでの銅貨を携帶することを得。

3、同一省內に於て輸送せらるゝ委託銅貨は、海關監督公署發給の護照を具備することを要す。

4、一省より他省に輸送せらるゝ委託銅貨は、財政部發給の護照を具備することを要す。

5、他省を經由し、同一省內の個所に輸送せらるゝ委託銅貨は、財政部發給の護照を具備することを要す。

6、第一項の規定に從ひ、旅客の携帶を許可せらるゝ五千枚の一仙銅貨を除き、本省內に於て輸送せられ、或は他省向輸送せらるゝ銅貨に對しては、海關より證書に記名調印を受くることを要す。

(c)銀角(中國補助銀貨)——銀角輸送制限規定左の如し。

1、私かに鑄造せられたる劣質銀貨或は輕量銀貨を流布して利益を占めんがため、之を輸送する時は、海關は之を差押へ左の如く處分す。

2、新幣制 (New Coinage Act) 施行前に於ては、重量〇・〇七二庫平兩、純銀含有量〇・〇五〇四兩の十仙銀貨及重量〇・一四四兩、純銀含有量〇・一〇〇八兩の二十仙銀貨は、當地の慣習に從ひ暫行的流通を許可せらる。

3、前記せる重量及び純分に達せざる兩種小銀貨は、劣質貨幣として處理せらる。

4、差押へたる劣質輕量の銀貨は銀に鎔解し、輸送及び鎔解費を控除したる後、該銀價格（the value of silver）の十分の二を罰金又は科料として課し、殘額は之を三政府銀行（即ち中央、中國、交通各銀行）の内最寄り銀行に於て法幣に兌換し、銀の原所有者に返還す。

5、劣質或は輕量ならざる銀貨は十仙たると二十仙たるとを問はず、三百枚以下の數量にありては制限なく船積し、海關檢閲後通過せしむ。三百枚以上の小銀貨の船積は、船積港海關監督公署發給の護照を具備することを要す。

6、外國開港より中國向船積せられたる中國小銀貨が、中國に於ける合法鑄造によりたるものにして且つ良質なる時は、護照無くして臨時之が輸入を許可す。但し船積港に於ける中國商業會議所の證明書を提出することを要す。

7、中國内地を旅行する者は（沿岸各地間を旅行する者に對していふ）十仙たると二十仙たるとを論ぜず、一人最大限三百枚までの補助銀貨を携帶することを得。

8、中國沿岸を航行する旅客は、原則としてニッケル補助貨幣を携帶し得るも、該新貨幣の流通稀なる地點、及び中央、中國、交通、農民の四銀行發行の補助紙幣が流通し居らざる地點に於ては、該旅客は十仙たると二十仙たるとを論ぜず、一人最大限六十枚までの補助銀貨を携帶することを臨時許可せらるゝことあるべし。

9、中國内各地を航行する船舶の船員及び乘組員は十仙たると二十仙たるとを論ぜず、一人最大限六十枚までの補助銀貨を携帶することを得。

10、前記三ヶ條の規定の例外として、浙江省を出入する旅客（及び船員、水夫）は十仙たると二十仙たるとを論

ぜず一人五十枚を超過せざる補助銀貨を携帯することを得るも、専ら浙江省内を旅行する旅客は（但し該旅客は内地地方を往復しつゝあることを要す）、前記第七項の規定に從ひ、三百枚までの補助銀貨を携帯することを得。

11、補助銀貨は護照無くして對外輸出をなし得るも、該船積は從價一〇%の輸出税及び平衡税を納入することを要す。

12、民船にて携帯する補助貨幣は原則としてニツケル貨幣のみに制限せらるべきも、該貨幣の流通稀なる地點、及び前記第八項に記述せる四銀行發行の補助紙幣が流通し居らざる地點に於ては、海洋航行國内貿易民船（中國沿海の地點間航行）の船客及び乘組員は、十仙たると二十仙たるとを論せず、毎民船最大限百二十枚までの補助銀貨を輸送するを臨時許可せらる。

（d）僞造貨幣——之が輸送は絶對に禁止す。

（e）外國銀貨——鷹洋（墨西哥弗）、站人洋（露國ルーブル銀貨）、龍番（日本圓銀貨）の輸入は、之を禁止するも其他外國に於て法貨として使用せらるゝ標準及び補助兩銀貨は、凡て數量に關せず無制限に輸入することを得。

外國銀貨が法貨として使用するに適せざる程度に毀損したるときは、銀塊として無税にて輸入することを得。

（地銀、銀元、及び鑄造に適する銀類の輸送に關する規定は、本章第四十七節參照）。

（f）外國金貨—外國よりの輸送は無制限に之を許可す。

二、鑄造機械及び材料

財政部發給の特別許可證を具備するに非ざれば輸入することを得ず。

第十八節　銅、眞鍮、鐵、鉛
(Copper, Brass, Iron, Lead.)

(a)制錢(Copper Cash 一兩の千分の一の銅貨)、銅元(Copper Cents)、及び鎔解銅塊
外國及び東三省各港向輸出は臨時之を禁止す。

(b)光板銅貨(形のみにて字畫の鑄入なきもの)—輸入を禁止す。

(c)各省造幣廠需要銅類—輸入を制限す。

(d)鎔解銅、青銅、眞鍮
凡ての種類の銅、青銅、眞鍮、例へば生銅、錠銅、銅磚、銅薄板、竿銅、古銅、屑銅、銅灰等の外國輸出は、之を禁止するも、中國内銅山の產出品なることを證明し、且つ銅貨より鎔解したる嫌疑なき銅は、輸出制限品に包括せず。銅器青銅器、眞鍮器は制限品に包括せざるも、鑄造粗雜にして未完成のものは、總て之が外國輸出を禁止す。

(e)古或は屑の銅(或は眞鍮)、鐵、琺瑯引鐵器、鋼、及び鉛
(1)左の各品の外國輸出は之を禁止す。
(i)破碎或は使用過度の銅(或は眞鍮)、鐵、琺瑯引鐵器、鋼、及び鉛の諸製品、即ち片、板、棒、竿等の如き半製品、及び線、索、管、機械部分品、砲彈殼等の如き完製品なるも、破碎或は銹蝕のため直接更に加工すること不可能なるもの。
(ii)銅(或は眞鍮)、鐵、琺瑯引鐵器、及び鉛の粉末、屑、小片、切斷片、即ち之等金屬の原料品或は製品が更に加

工せらるゝ際に生ずる剰餘廢物。

銅(或は眞鍮)、鐵、琺瑯引鐵器、鋼、及び鉛の製品、或は前記(ⅰ)或は(ⅱ)の項に列記せられ且つ再加工のみに適する性質を有する金屬混合品總てを、「古或は屑の銅(或は眞鍮)、鐵、琺瑯引鐵器、鋼及び鉛」と定義するものとす。

(2)左の各品の國内輸送は左の如く之を制限す。

(ⅰ)古或は屑の銅(或は眞鍮)、或は鉛にして重量が夫々一噸以上、及び古或は屑の鐵或は琺瑯引鐵器、或は鋼にして重量が夫々五噸以上の荷物を國内輸送するには、船積許可前軍政部の發給したる轉運廢金屬許可證を具備することを要す。

(ⅱ)前記荷物を一開港より國内一地點向船積し、或は國内一地點より他の一地點向船積する時は、當該商人の申請に依り該船積港の省若くは市政府より(軍政部に代り)必要なる許可證を發給せらる。此種許可證發給權を賦與さるゝ市政府は、行政院の直轄たるものに限る。

(ⅲ)此種許可證は、本書附錄第三十五に示せる書式の如く印刷したる用紙にて作製し、軍政部の發給番號を記入し同部の印を押捺す。

(ⅳ)此種の古或は屑金屬の積送品にして必要なる許可證を具備せず、或は許可證の有效期間を經過せるもの、或は許可證記載事項と一致せざるものは、軍政部の裁決まで抑留せらるべし。

(f)鐵鑛

鐵鑛を外國向及び沿岸向輸送するには、實業部の發給したる鐵砂出口許可證(special permit)を提出することを要す

第十九節　棉　實

(Cotton Seeds.)

棉實は左の規定に從ひ外國よりの輸入を許可せらる。

(a)上海に於ては同地商品檢驗局の發給したる證明證を具備することを要す。

(b)廣東、天津及び青島に於ては、同地商品檢驗局の發給したる臨時許可證を具備することを要す。

上海、廣東、天津、及び青島以外の開港に於て棉實を外國より輸入申告する場合は、輸入者の希望に依り、之を外國或は右四港向再輸移出することを許可せらるべし。

第二十節　塡　棉

(Cotton Wadding.)

古塡棉(Old Used Cotton Wadding)の海外輸出は之を禁止す。

第廿一節　藥　品

(Drugs.)

阿片、コカ、印度麻、及び其誘導物或は製劑、ストリキニーネ、ストヴエイン、及びヨヒンビン

(Opium, Coca, Indian Hemp, and Their Derivatives or Preparations;

Strychnine, Stovaine, and Yohimbine.)

(a)前記物質の對外輸入、或は國內分配は、專ら中央衞生試驗所 (the Central Health Laboratory) 之を管理し、輸入には內政部發給の證明書、國內分配には中央衞生試驗所發給の購運憑 (Purchase Permit) を各每回具備することを要す

(b)前記物質は上海港に於てのみ外國より輸入することを得。

(c)麻醉劑の輸入に際し具備すべき輸入證明書 (Import Certificate) は、海關既に之を發給せざるものとす。(海關通令第五一七八號)。

(d)左の一覽表は完全なるものに非ざれども、參考として前記一般標題に包含せらるゝ主要物質を示すものなり。

アセチール・ダイハイドロ・コデイノン (アセチールデメチーロダイハイドロテバイン) 及び其の鹽類並に製劑 (Acetyldihydrocodeinone (Acetyldemethyldihydrothebaine) and its salts (Acedicone) and preparations.)

アポモルフイン及び其の鹽類並に製劑 (Apomorphine and its salts and preparations.)

ベンチール・モルフイン及び其の鹽類並に製劑 (Benzylmorphine and its salts (Peronine) and preparations.)

大麻 (Bhang.)

コカイン及び其の鹽類並に製劑 (Cocaine and its salts and preparations.)

コカ (海關通令第四三〇〇號) 及び其のアルカロイド並に製劑 (Coca and its alkaloid and preparations.)

コデイン(メチールモルフイン)及び其の鹽類並に製劑(Codeine (Methylmorphine) and its salts and preparations.)

ダイアセチル・ダイハイドロ・モルフイン及び其の鹽類 (パラロヂン) 並に製劑 (Diacetyldihydromorphine and its salts (Paralaudin) and preparations.)

ダイハイドロコデイン及び其の鹽類（パラコヂン）並に製劑（Dihydrocodeine and its salts (Paracodin) and preparations.)

ダイハイドロコデイノン及び其の鹽類（ダイコダイド）並に製劑（Dihydrocodeinone and its salts;(Dicodide) and preparations.)

ダイハイドロ・オキシコデイノン及び其の鹽類（イウコダル）並に製劑（Dihydro-oxycodeinone and its salt (Eucodal) and preparations.)

ダイハイドロ・モルフイン及び其の鹽類（パラモルファン並に製劑(Dihydromorphine and its salts(Paramorfan) and preparations.)

ダイハイドロ・モルフイノン及び其の鹽類（ダイラウダイド）並に製劑(Dihydromorphinone and its salts (Dilaudide) and preparations.)

エクゴニン及び其のエステル、鹽類並に製劑（Ecgonine and its esters; their salts and preparations.)

エチール・モルフイン及び其の鹽類（ダイオニン）並に製劑（Ethylmorphine and its salts (Dionine) and preparations.)

ガンヂヤ（Ghanja.)

ハシシユ（Hashish.)

ヘロイン（ダイアセチール・モルフイン或はダイアモルフイン）及び其の鹽類並に製劑(Heroin (Diacetylmorphine or Diamorphine) and its salts and preparations.)

インヂアン・ヘンプ（カンナビス・インヂカ或はガーザ）及び其の膠脂並に製劑（Indian Hemp (Cannabis Indica or Guaza) and its resin and preparations.)

モルフィン及び其の鹽並に製劑（Morphine and its salts and preparations.)

モルフィンNオキサイド（ゲノモルフィン）及び其他ペンタヴアレント・ナイトロゼン・モルフィン誘導體並に製劑（Morphine-N-oxide (Genomorphine) and the other pentavalent Nitrogen Morphine Derivatives and their-preparations.)

モルフィンのエーテル及びエステルの凡ゆる鹽並に製劑及び誘導體（All the salts and preparations and of ethers and esters of Morphine and its derivatives.)

阿片（海關通令第四六二一號）及び其のアルカロイド並に製劑（Opium and its alkaloids and preparations.)

パントポン（海關通令第四三一四號）（Pantopon.)

罌粟實（Poppy Seeds.)

ストヴエン（Stovaine.)

ストリキニーネ及び其の鹽類、但し製劑を含まず（Strychnine and its salts but not including preparations. I. G. despatch 26929/160153 to Shanghai.)

テベイン及び其の鹽類並に製劑（Thebaine and its salts and preparations.)

ヨヒンビン及び其の製劑、即ちサチリン・カンロヂン等——之等は衛生部令に依り輸入禁止せられたり。（一九二九年十一月十一日附上海海關監督文書二二四〇／一二三三二）(Yohimbine and its preparations. *e.g.*, Saty-

rin, Kanlodin, etc.—Importation prohibited by order of Ministry of Public Health.) (Shanghai Supt's letter 2140/2322 of 11th November, 1929.)

（e）注射劑、注射針等（本章第三十七節、（c）（d）（e）各項參照）。

（註）1%ストリキニーネを含有するコタルニン（Cotarnine）及び其の鹽類（Stypticin）並に製劑は無制限に輸入することを得。

（海關通令及び上海海關宛總稅務司通報二六九二九／一六〇一五三）。

第廿二節　拳銃型懷中電燈
(Electric Flash-lamps in Shape of Pistol.)

輸入を禁止す。

第廿三節　爆發物
(Explosives.)

第二十一章參照。

第廿四節　麥粉
(Flour.)

曩に實施したる特定品質の小麥粉の海外輸出禁止令は、臨時解除せられたり。現在は凡ての品質の小麥粉を海外に輸

出することを得。沿岸向積小麦粉の證書申請手續は取消されたり。

海外輸入小麦粉は、輸入税を課せらるゝと共に、現在は再輸出の特權を附與せらる。但し包裝に必要なる標記を附し一度受渡せられたる中國產品と誤認せられざる樣にすることを要す。

第廿五節　賭博用具
(Gambling Apparatus.)

(a)球轉盤及び類似裝置の賭博用具の輸入は之を禁止す。

(b)自動販賣機

(1)貨幣(或は圓盤)を挿入する時、操機者に商品のみを返戻する機械は販賣機なり。依つて輸入することを得。

(2)貨幣(或は圓盤)を挿入する時、何物も返戻せず、或は商品と共に或は商品を伴はず、貨幣、圓盤其他代用物を返戻する機械は賭博機なり。依つて輸入を禁止す。

完全なると未だ組立てられざるとを問はず、販賣機が機械裝置の添加により賭博機に變ぜらるゝこと判明したるときも亦輸入を禁止す。

第廿六節　金
(Gold.)

(a)形狀の如何を問はず、金(金裝飾品を含む)は、海外輸出を禁止す。但し外國流通金貨は無制限に輸出することを

得。

（註）（１）「金裝飾品」なる用語は、全部或は一部分金にて製作せられたる裝飾品形態の物品を意味す。

（２）旅客は實際自己の用に供する金裝飾品に限り携帶する事を得。

（３）各旅客の携帶する金裝飾品中の金の全價格は、五百元を超ゆることを得ず。

（ｂ）該金は外國に輸出せられず、との證書を當該地の商業會議所（local chamber of commerce）が海關に供託する場合に限り、沿岸輸出を許可す。

第廿七節　手　錠
(Handcuffs.)

手錠は中國或は租界公認警察機關の專用に供せらるゝことを證明せられたる場合に限り、當該機關の正式認定責任者之を輸入することを得。

第廿八節　手製卷煙草
(Hand-made Rolled Tobacco.)

（ａ）手製卷煙草製造器械

手製卷煙草製造用器械の製造、輸送、販賣、及び購入は之を禁止す。本規定を犯すときは、該品を沒收破壞し、且つ其の價格の十倍以下の科料又は罰金に處す。此種器械は、海關之を沒收したるとき、當該地統稅局に手交し處理すべし。

（b）手製卷煙草用空包裝

卷煙草用空包裝は、之に印刷したる商標の所有者以外の商人或は個人が積出する場合は、之が船積品に附隨せる、紙卷煙草包裝用錫箔、紙卷煙草用紙、葉煙草、或は若し有らば刻煙草、と共に海關之を沒收し、關係統稅當局に引渡して處罰せらるべし。但卷煙草用空包裝の商標所有者が之を船積する場合は、數量に制限を附せざるものとす。

第廿九節　大麻苗
(Hemp Seedlings.)

海外輸出を禁止す。

第三十節　皮下注射器其他
(Hypodermic Syringes, etc.)

本章第三十七節（c）を見よ。

第三十一節　鐵
(Iron.)

銅に關する項を見よ。

第三十二節　鉛
(Lead.)

銅に關する項を見よ。

第三十三節　富籤及びスヰープ券
(Lottery and Sweepstake Tickets.)

外國に於て發行したる一切の富籤及びスヰープ券(競馬のスヰープ券等を含む)にして、政府より之が中國内販賣許可を得ざるものの輸入は之を禁止す。之に違反したる場合は沒收せらるべし。

第三十四節　「滿洲國」國旗、地圖、其他
("Manchukuo" Flags, Maps, etc.)

所謂「滿洲國」の宣傳に供するものたると、承認を含蓄するが如き性質のものたるとを論ぜず、「滿洲國」國旗、地圖、其他印刷物の輸入は之を禁止す。

第三十五節　白燐或は黃燐を含む燐寸
(Matches containing White or Yellow Phosphorus.)

之が輸送を禁止す。

第三十六節　淫猥なる書畫、物品、其他
(Obscene or Indecent Pictures, Books, Articles, etc.)

之が輸送を禁止す。

第三十七節　麻醉藥、皮下注射器、モルヒネを含有する專賣特許藥、其他
(Narcotics, Hypodermic Syringes, Patent Medicines containing Morphia, etc.)

(a)麻醉藥—本章第二十一節參照。

(b)特許藥—本章第四十節參照。

(c)容量五立方糎以下の皮下注射器及び直徑〇・七粍以下の注射針は、皮下注射器及び注射針の輸入及び販賣に關する左記規定に從ひてのみ輸入することを得。

1、皮下注射器及び注射針の輸入販賣は左記規定により辦理す。

2、本規定に使用する「皮下注射器及び注射針」なる用語は容量五立方糎以下の皮下注射器及び直徑〇・七粍以下の注射針にして醫療用及び學術用として使用せらるゝものを意味す。

3、地方衞生主管官署に姓名の正式登記をなし、證明書の下附を受けたる誠實なる藥品商及び醫療器具商に限り、皮下注射器及び注射針の輸入販賣を許可せらる。

4、前記の藥品商及び醫療器具商にして、外國より皮下注射器及び注射針を輸入せんと欲する者は輸入せらるべき物品の名目及び數量を記載したる報告書を該地衞生主管官署に提出し、注文前に許可を受くべし。

輸入者は前記報告書と共に在庫品の名目、數量を記載したる一覽表を提出し驗證を受くることを要す。

5、皮下注射器及び(或は)注射針が海關に到着したる時、輸入者は當該船荷證券を當地衞生主管官署に提出し、購入數量が許可數量と一致するや否やを確證するため檢閱を受くることを要す。

當地衞生主管官署は各條件の具備せるを認めたる時、證明書を發給す。本證明書は證據として海關に提出することを要す。

6、海關は前記證明書の提出を受けたる時、當該物品を通過せしむ。

病院、軍醫、及び教育施設が、皮下注射器及び注射針を各自用品として輸入する時は、輸入港衞生主管官署に申告して證明書の下附を受け、之を海關に提出して其の通關を許さるゝものとす。

7、申告せられざる皮下注射器及び注射針に對しては、海關は該地衞生主管官署と協議の上之を沒收し、本規定及び4に準據して藥品商或は醫療器具商に賣却す。

8、皮下注射器及び注射針は、卸賣たると小賣たるとを論ぜず、藥品商、醫療器具商、有資格醫師、病院、軍醫、學術施設を除く以外のものに賣却することを得ず。

9、皮下注射器及び注射針の輸入者及び(或は)販賣者は、將來の參考用として、賣却物の細目、即ち品名、數量、購入者氏名を凡て記錄したる帳簿を備ふることを要す。

10、本規定4の第一項及び8の違反者は、阿片吸飲器具の供給者と認められ、法廷に起訴して法規の處罰を受く

るものとす。

11、本規定4の第二項、5の第一項及び9の違反者は、之を國幣五十元以下の罰金又は科料に處す。

(d)金屬管內に充塡したる無害藥品(即ち非麻醉藥)にして皮下注射針を添附するものは、何等の制限も附せられずして輸入することを得。

(e)金屬管內に充塡したる麻醉性藥品は、皮下注射器及び注射針の輸入規定によりてのみ輸入することを得。

第三十八節　麻袋、襤褸、棉、屑棉、着物、夜具、敷蒲團、枕、羊毛屑及屑紙等の古物

(Old Gunny Bags, Old Rags, Old Cotton, Old Cotton Waste, Second-hand Clothing, Second-hand Bedding, Mattresses and Pillows, Wool Waste, and Old Waste Paper.)

之等物品の輸入者は、該貨物に對して船積港に於ける檢疫所々長が發給したる消毒證明書を提出することを要す。海關は之に當地檢疫處醫官の裏書を得たる後に非ざれば、該貨物の通關を許可せず。輸入者にして該消毒證明書を携帶せざる場合は、當地檢疫處醫官に消毒及び消毒證明書の發給を申請すべし。該證明書の提出に依り貨物は通關せしめらる。

第三十九節　汕頭產蜜柑苗木

(Orange Saplings produced in Swatow.)

之が海外輸出を禁止す。

沿岸輸送には廣東建設廳農林局發給の證明書を具備することを要す。

第四十節　專賣藥品
(Patent Medicines.)

〇・二%以下のモルヒネ、或は〇・一%以下のコカイン或はヘロインを含有する賣藥の輸入者は、當地海關稅務司に赴き問合することを要す。

第四十一節　燐（黄色或は白色）
(Phosphorus, White or Yellow.)

燐寸製造用の輸入を禁止す。

第四十二節　武器及彈藥製造用設計圖
(Plans for Use in Manufacture of Arms and Ammunition.)

之が輸入を制限す。

第四十三節　競走犬
(Racing Dogs.)

之が輸入を禁止す。

第四十四節　米及其他穀類
(Rice and other Cereals.)

輸出——米其他凡ての穀類の外國輸出、及び證明書を具備せざる米、籾、小麥、其他の沿岸移出を禁止する義の規定は臨時除去せられたり。

輸入——小麥、大麥、蕎麥、玉蜀黍、稷、燕麥、裸麥、其他雜穀には輸入税を課せらるゝが故に、之等穀物は籾及び米と等しく、再輸出の特權を附與せらる。但し該品を輸入したる時の包裝に必要なる標記を附し、一度受渡せられたる中國産品と誤認せられざる樣にすることを要す。

一九三〇年五月十六日の中佛協定に據り、印度支那米及び五度以上の燃燒度を有する、佛蘭西或は佛領印度支那産無烟炭にして、直接或は船荷證券（Bill of lading）に依り輸入したるものは特別税率の輸入税を納入することを要す。但此特惠關税取扱の利益を享受せんとする者は、輸入の際印度支那當局の發給したる原産地證明書を提出することを要す。

第四十五節　食　鹽
(Salt.)

一、中國産品——通商を禁止す。（一八五八年海關輸出税則）。

二、外國産品——輸入を禁止す。（第五章第五節第三則參照）。

【註】小賣商人が家庭用品、卽ち鹽或は罐詰の外國産食鹽の輸入を申告する時は、妥當の數量を許可せらる。（第三十二章第一節及び本章第四十八節參照）。

第四十六節　蠶　種
(Silkworm Eggs.)

實業部商品檢驗局發給の合格證書を提出したる場合に限り輸入を許可す。

第四十七節　銀元及其他の形狀の銀類
(Silver Dollars and other forms of Silver.)

銀元及び其他の形狀の銀類輸送並に旅客其他が携帶する銀額を規定せる嚢の全規定は、銀國有に關する一九三五年十一月三日付政府布告（The Government Decree of the 3rd November, 1935）に抵觸するにより之を取消し、財政部が公布したる左の規定を之に代ふ。

一、銀元或は其他形狀の銀類の凡ての積荷は、中央銀行、中國銀行或は交通銀行之を遂行す。該三銀行が行ふ銀元或は其他形狀の銀類の船積には、毎回財政部准運護照（Ts'ai-chêng Pu Huchao）を添附し、經過する途次の各海關、海關分所、或は各軍警當局に之を提示して通過することを要す。

二、中央銀行、中國銀行或は交通銀行の支店或は代理店なき地に於ける、銀行、兩替店、質店、郵便局、鐵道局、海運會社、電報局、政府及び地方稅收機關、縣政府（Magistracies）或は其他公共機關或は團體に於て銀元或は其他形狀の

銀を法定紙幣に兌換したる時は、之等は該銀を最短距離の各該兌換機關或は政府三銀行或はその代理店に送附し法定紙幣に兌換することを要す。該積荷を行ふ機關（爾後兌換機關（Exchange organsと稱す）は、かく送附せらるゝ銀元或は其他形狀の銀の數量、及び之等が輸送せらるゝ銀行名を記載せる證明書を發給し、途中通過の軍警當局に提出する用に供し、且つ該積荷の輸送せらるゝ銀行に通告して必要なる準備をなさしめ得るものとす。然し乍ら此種の積荷が、海關或は海關分卡を通過する時は、財政部護照を具備することを要す。

三、銀器製造用銀の使用規定（總稅務司通令第五一七四號）に從ひ購入したる銀の積荷を行ひたる時は、銀を購入したる銀行より附帶證明書の發給を受くべきも、此の種積荷が海關或は海關分卡を通過する時は、財政部護照を具備することを要す。

四、財政部護照及び（或は）兌換機關發給の證明書を具備せざる銀元或は其他形狀の銀の積荷が軍、政、警各機關、或は海關により差押へられたる時は、沒收せらるゝものとす。該差押により對外密輸出のため故意に隱匿したることを認めたる時は、銀を沒收するのみならず、違反者も亦該地方法院に引渡し、妨害國幣懲治暫行條例（總稅務司通令第五一二四號）（the Provisional Rules governing Punishments for Offences Endangering the National Currency）に從ひて處罰するものとす。

（註）一、「違反者」なる用語は、當該者が銀の實際所有者たると其他の者たるとを問はず、差押を受けたる時の携帶者或は銀に同伴せる者を包含すと解すべし。然し乍ら船長は船內に於て密輸銀を發見せらるゝも、從犯たることを示す證據無き限り逮捕せらるることなし。

二、違反者は確乎たる證據を提出し、該銀が對外密輸出を意圖したるものならざることを示す時は、逮捕を免るゝことを得べし。

外國開港と直接通商する船舶に於て密輸銀を發見せられたる者には、該輸量を附與せず。密輸する意思無かりし證據の責任は、各場合に違反者之を負ふことを要す。

五、一般公衆は銀を法定紙幣に兌換し得べき期間（即ち一九三六年五月三日當日まで——總稅務司通令第五二一六號）に銀元及び其他形狀の銀を最寄り兌換機關に輸送し、之を法定紙幣に兌換することを得べし。

六、本規定第一、二、三及び五項に規定せる狀況にあるを除き、國外に赴き或は國內を往來する旅客及び船舶汽車の從業員は、銀元或は其他形狀の銀を船積し或は携帶することを禁止せらる。本規定に違反するものは前記第四項に從ひ處罰せらるべし。

七、如何なる形狀の銀も、外國より輸入する時は、普通商品と同一方法により通關せしむべし。（外國開港或は外國より中國補助銀貨或は外國銀貨を輸入する場合適用する規定に關しては、前記第十七節一（C）規則第六、及び（E）の各項參照）。

八、銀元、銀器、銀塊、其他形狀の銀、及び外國銀貨は、護照を具備せずして外國向船積をなすことを得べし。但し輸出稅及び平衡稅の既に納付せられたるを要す。

九、對外船積の銀には、海關認可銀行が發給したる適當なる保證書を添附することを要す。該保證書は、其の船積が眞正の取引品たること、並に該保證書は上海に於ける保證銀行本店(the head office of the guaranteeing bank)が認可したものなることを聲明することを要す。海關認可銀行とは第一流の外國銀行及び（或は）現代式中國銀行、例へば中央銀行、中國銀行、交通銀行、上海商業儲蓄銀行其他の如きものを意味す。

十、第十九章第十九節に記述せる如く、五十萬オンス以上の銀を含有する銀塊或は國幣(standard silver dollars)を外

國より輸入し、後之を再輸出する場合に適用せらるゝ特別課税規定は其儘臨時施行せらる。

十一、中國開港に於て通商する船舶により往來する旅客の便益を計り、財政部は左の規定を公布し、銀を法定紙幣に兌換すべき期限の滿了するまで之を實施す。

(a)沿岸港に於て乘船切符の支拂に差出されたる銀元は、海運會社支店或は代理店之を保管し、該港にて乘船する旅客が携帶する其他の銀元は、何れも之等に手交して法定紙幣と兌換すべきものとす。これ當該船內に銀元を携行するは禁止せらるゝを以てなり。かくして乘船切符の支拂或は法定紙幣の兌換により海運會社の支店或は代理店の受理したる銀元は、毎日兌換機關に送附して法定紙幣に兌換することを要す。

(b)法定紙幣の流通し居らざる內地(沿岸港に非ず)に於ける港にて乘船する旅客は、船內にて銀元にて其の乘船切符を支拂ふことを得べく、同時に外に携帶する凡ての銀元を船舶會計係に手交して法定紙幣に兌換することを要す。船舶會計係は最初の開港に到着すると共に、乘船切符の支拂に受理したる銀元額と法定紙幣の兌換に受理したる額とを別個に明記せる報告書を作成するを要す。海運會社の會計係或は其他の使用人が銀を密輸し、或は銀を蒐集賣却して私利を得んと企圖したることを發覺せし場合は、嚴罰に處す。

(註)銀と法定紙幣との兌換に便する爲め、財政部は左の如く規定したり。

銀元及び其他の形狀の銀は沿岸或は國境地方に輸送せらるる時、或は海關を通過する時、財政部の護照を具備することを要す。但し個人、商人、或は商業機關に依り、之等を中央銀行、中國銀行、交通銀行、或は中國農民銀行の最寄りの事務所に於て法幣と兌換する爲め、內地より轉送せらるゝ場合は臨時前記規定に依る證明書の添附、檢査、及び沒收を免かるゝものとす。

第四十八節　食鹽（鹽化ナトリウム）
(Sodium Chloride.)

二十%以下の鹽化ナトリウム（食鹽）を含有する化學混合物は、不純物の形體たると故意による挾雜物たるとを論ぜず、之が輸入は制限を附せずして許可することあるべし。（第二十二章第七節參照）。

二十%以上の鹽化ナトリウムを含有する媒染劑及び其他の化學混合物は之が輸入を禁止するも、之等が科學的實驗或は醫藥用に要せられ且つ運氯化鈉執照を具備する時は、船積を許可することあるべし。該執照は鹽化ナトリウム運輸規定に從ひ各省區鹽務主管機關より申告者に下附せらるゝものとす。各該積送品中の鹽化ナトリウムの純重量は、其他合成混合物の重量を除外して二百市斤を超過することを得ず、且つ申告者は之を當該鹽務主管機關に報告し運氯化鈉執照を具備して入港することを要す。海關は關稅納入を受けて之を解除するも、該鹽化ナトリウム在中物が分析による結果、當該執照に明記せられたる數量を超過せざることを要す。

鹽化ナトリウムの輸送は左の規定による。

一、輸入者は鹽化ナトリウム（氯化鈉）輸入の許可せらるゝに先だち、財政部運氯化鈉執照(Sodium Chloride Conveyance Certificate)の發給を受くるため、本規定に從ひて、先づ確實なる商會の署名を受けたる保證書を明細書及び申告書と共に該省或は該區鹽務主管機關に提出することを要す。

鹽化ナトリウムの沿岸輸送に際しても同一手續を遵奉すべきものとす。

前記保證書、明細書、申告書、及び證明書（執照）の方式は個々に作製すべし。

二、鹽化ナトリウムの船積は、科學的實驗或は醫藥用途のみに要するものに限定す。毎次の積送重量は二百市斤（Market catties）を超ゆることを得ず。本重量は輸送毎に執照の認可する最大量なり。鹽化ナトリウムを食卓鹽（table salt）として虚僞の申告をなしたる時、或は魚類の防腐用或は醬油其他食料の製造用に使用する時は、之を沒收すると共に食鹽密輸の處罰を課す。

三、運氯化鈉執照は三聯より成り、財政部に於て印刷し各鹽務機關事務所より發給す。執照は發給手數料を要せざるも、各執照には必要數の印紙を貼附することを要す。

四、鹽化ナトリウムを本規定の手續に依らずして外國より輸入し或は沿岸に輸送したる時は、經過する各海關或は他の機關に之を抑留し、財政部に狀況を報告して必要なる措置を仰ぐものとす。

五、鹽化ナトリウムの輸入或は沿岸輸送に關し本規定に違反したる時は左の處罰を受くべし。

（1）所要運輸執照の具備なき輸入に對しては、輸送品價格を超えざる罰金又は科料。

（2）所要運輸執照の具備無き沿岸輸送に對しては、輸送品價格の半ばを超えざる罰金又は科料。

（3）運輸執照は確實に發給せられたるも、輸入或は沿岸輸送に際し、之を具備せざる時、或は船積の細目が具備せる運照と一致せざる時、或は執照を改竄し或は代用したる時は、輸送品價格の三分の一を超えざる罰金又は科料を課す。

刑事犯の行はれたる時は、刑法に從ひて處罰す。

六、前記規定に從ひ處罰を課する時は、斯の如き處罰を課する部署（即ち運照發給の部署）は、財政部に事情を報告す。而して所要手續の完了すると同時に當該積荷を通過せしむ。

七、保證書の完備したる船積に關し、處罰を課せらるゝ時は、荷主及び保證人は罰金又は科料の納入につき連帶責任を負ふものとす。

八、鹽化ナトリウムの輸入及び沿岸輸送に具備せしむるため發給したる凡ての運輸執照の第二聯は、積荷の數量、原産地、價格、用途を記載せる報告書と共に、半年毎に發給機關より財政部に提出す。

九、軍事機關が購入する鹽化ナトリウムは、外國より輸入する場合は普通の如く國民政府軍用運輸護照（National Government Huchao）を、又沿岸輸送の場合は軍政部軍用執照（Chün-chêng Pu Chihchao）を具備することを要す。

（註）鹽化ナトリウムの船積が國民政府軍用運輸護照或は軍政部軍用執照を具備するときは、別に運鹽化鈉執照（鹽化ナトリウム輸送證明書 Sodium Chloride Conveyance Certificate）を必要とせず。

十、本規定は公布の日より之を實施す。

第四十九節　不純物を含有する砂糖
(Sugar containing Adulterants.)

美味或は不溶解性の不純物を含有する砂糖の輸入は、左記規定に依る。

(a)未發達工場にて生産せらるる下等品砂糖に見出さるゝ泥土の如き不溶解性天然不純物を二%以上含有する砂糖は之を直接消費に適合するものと認めず。該砂糖は精製工場に供給せらるゝ旨確實なる保證書を提出したる時始めてその輸入を許可す。

(b)細砂、石粉、石膏の如き不溶解性灰分を含有する砂糖の輸入は之を許可せず。かかる不純物は、砂糖の旋光度

(polarisation degree) を低減し、かくして關稅を詐取せんとする明白なる目的にて混入せらるゝ事明かなればなり。此種砂糖の輸入を企圖する荷受人は、初犯の場合に於ては、該貨物の外國向再積荷を許可せらるるも、計畫的にかゝる不純物混入の罪を繰返す時は、貨物を沒收し、且つ破毀することあるべき旨を警告するものとす。

（c）澱粉、蔬菜質分等の如き調味不純物を混入したる砂糖は、不純物含有量の程度迄旋光度を是正したる後、之が輸入を許可す。例へば砂糖及び澱粉の混合物の旋光度が九十度にして、澱粉が六％に達する事を認むるならば、類別及び納稅用記錄は九十六度（90+6=96°）となるべし。之に關聯し本節（a）項に記載したる天然不純物例へば泥土の如きものに對しては旋光度の是正を必要とせざる事を附記す。

第五十節　砂糖—中國內分配
(Sugar: Distribution of, Within China.)

砂糖船積申告者は、普通の海關申告書（the usual Dustoms Application）即ち輸入、再輸出及び積換申告書の外、食糖運銷管理委員會（The Sugar Distribution Commission）に傳達の爲め、海關申告書記載の細目と同樣の事項を記載したる今一通の申告書を、同時に海關に提出することを要す。

第五十一節　タングステン
(Wolfram ore: Tungsten.)

タングステンは、國民政府軍事委員會の公布したるタングステン密賣及び密輸者懲罰臨時規定（懲處私販偷運鎢砂暫

行條例）に據り、輸移出に際し、國民政府軍事委員會資源委員會（The National Resources Commission）が發給したるタングステン輸（移）出許可書（鎢砂出口證）を通關前海關に提出することを要す。但如何なる理由に依るも該許可書にて船積する能はさる場合、即ち該許可書に適用する數量が數回の船積に分割せらるる場合は、途中及び目的港の海關に報告の爲め、該許可書原本に關する詳細を輸出原港に於て正副申告書に記入することを要す。

斯く記載したる正副申告書は、當該積荷が資源委員會の許可を得たる證據として海關之を受理することを得べし。輸移出許可書を有せざるタングステンの積荷は沒收せらる。沒收せられたる一切のタングステンは、許可書を有せざる結果なると海關規定に違反したる爲めなるとを問はず、該違反者と共に廿四時間以內に沒收執行地を管轄する鎢業管理處に引渡さるべし。管理處が存在せざる場合は、公式受領書と引換へに同地方法院長或は市當局に引渡さるべし。

第二十三章　駐華外國大使館員及領事館員用品免稅辦法

第一節　駐華外交官及び領事館員用品課稅規程

(Regulations governing Duty Treatment of Articles for Foreign Diplomatic and Consular Officials in China.)

一、免稅待遇の權限を有する物品

(a)中國に駐箚する各國外交官、例へば大使、公使、代理大公使の官用及び私用物品、並びに各家族の私用物品は免稅せらる。

(b)中國に駐箚する各國大公使館員、例へば書記官、隨員、大公使館附陸海軍武官が着任並に歸國に際し携帶する私用物品は免稅せらる。

(c)中國に駐箚する外國總領事、領事、及び商務官の官用物品、並にその着任及び歸國に際し携帶する私用物品は免稅せらる。

(d)外國領土に駐箚する中國の大使、公使、代理大公使、大公使館員、領事、商務官の官用或は私用物品に對する免稅特權を制限し、或は本規定より異なれる待遇をなす國家ある時は、當該國外交官及び領事館員はその官用或は私用物品に對し之と同樣なる待遇を受くべきものとす。

二、免稅待遇を受くるに要する手續

（a）前記外交官其他が、官用或は私用物品の免稅待遇を必要とする時は、當該官吏の姓名及び官等、物品の性質及び數量、包裝數、輸出入地點を記載せる明細書を外交部に提出すべし。外交部は之を財政部に傳達し、所要訓令を海關宛に發送せしむ。

（b）海關が財政部より未だ訓令を接受せざるに、前記せる如き外交官其他が、當該國政府の信任狀或は其他の公文書を提示し、官用或は私用物品の免稅を申告する時は、海關は本規定の條項に從ひて先づ假免稅を許可し、次いで財政部に報告して認可を仰ぐものとす。

（c）前記の如き外交官其他の官用及び私用物品にして免稅せらるゝものは、凡て、姓名、官等、物品の性質及び數量免稅額、乘船名、着港日の明細を記載せる聲明書により年四回財政部に報告すべきものとす。

第二節　互惠的免稅協定なき國家に對する海關手續
(Customs Procedure for Non-reciprocating Countries.)

海關が前記二、（a）及び（b）に指示したる特別權能を接受せざる時、及び當該官員が、中國と互惠協定なき國家の代表者なる時は、海關は左の手續を踏む。

（a）外國公使館及び領事館の官用物品が其の本國外交機關の公報を受けたる時、或は該貨物が政府の所有に係り官用に供せらるゝ旨を當該領事が書狀にて證明したる時は假免稅を許可せらる。

（b）駐華外交官例へば大使、公使、代理大公使或は其の家族の私用物品は政府の信任狀或は其他資格を證明するに足る公文書の提出ある時は、假免税を許可せらる。

（c）書記官、隨員其他の如き外國公使館員、及び領事館員、商務官等の私用に供せらるゝ自動車其他の物品は、各員の着任或は歸國に際し、資格を證明するに必要なる書類を提出する時は、假免税を許可せらる。其他凡ての場合に於ては、各員の私用物品は一般公衆の私用物品と全く同一の方法にて處理せらるゝものとす。副領事は本章第一節一、（c）項の規定に特に記載せざりしも、本訓令中の「領事館員」なる用語に包括せらるゝと認められ同一待遇を受くるものとす

（註）申告したる官用或は私用物品の數量が、妥當なる要求以上に亘る時は、海關は外交部及び財政部より所要の權能を授受するまで免税を許可せざるものとす。

第三節　大公使館員及領事館員用品の輸出税免除

（Exemption from Export Duty of Legation and Consular Articles.）

駐外中國大公使館及び領事館員に對して輸出税を免除する國家の駐華大使館及び領事館員の私用物品には輸出税を賦課せず。本規定は中國と締結したる協定の條件に從ひ、外國より輸入する貨物に無税の認可を與へられたる館員に限り適用す。勿論かく輸出税を免除せられたる貨物は、當該館員の私用物にして非賣品なりと解せらるゝを以てなり。申告したる物品が贈與に供せらるゝ時、殊に之が甚だ高價なるものなる時は、當該館員は免税を認可せらるゝに先だち政府より所要の認可を受くることを要す。

第四節　駐華大公使館員及領事館員が輸入する商用見本

(Trade Samples Imported by Foreign Representatives.)

大公使館員、領事館員及び商務官が輸入する商用見本は、外國より輸入する見本及び廣告用品の關税規定により辦理せらるゝものとす。（第五章第十節參照）。

第五節　無税輸入後賣却する自動車

(Motor-cars Imported Duty Free and Sold Locally.)

大公使館及び領事館員が最初官用若くは私用の爲め、自動車を無税にて輸入し、使用後同地に於て無税輸入特權を有せざる個人に賣却したる時は、該古自動車に輸入税を賦課す。課税額は當該自動車を官吏が賣却したる時の賣却値段を基礎として査定す。

第六節　免税待遇を附與せらるゝ國家

(Countries entitled to Special Duty Treatment.)

左の大公使館及び領事館員は、中國と當該國とが締結したる互惠免税協定により、私用の爲め輸入或は輸出する物品に免税待遇を附與す。

白耳義

該當館員

（a）公使館員－公使、代理公使、參事官、書記官、隨員、公使或は代理公使夫人

（b）領事館員－總領事、領事、副領事

前記館員に認可せらるゝ免稅

（a）類の館員

公使或は代理公使の凡ての物品及び其他前記館員の手荷物（baggage）にして各員自ら隨時輸出入に携帶する物。外交官、外交急使、或は政府使節が携帶する梱(package)及び箱(box)（baggage に非ず）も亦總稅務司通令第五〇一七號の規定條件により無稅無檢閲にて通關せしめらる。更に公使館の官用物品も同一通令に基き通過せしめらる。

（b）類の館員

職業領事（Consuls *de carrière*）の官用に供せらるる文房具及び家具

職業領事其他の旗、徽章、及び公文書

加奈陀

當該館員

通商委員

前記館員に認可せらるゝ免稅

隨時輸出入せらるゝ官用及び私用物品は、政府より決定的免稅認可を受くる迄、臨時免稅せらる。

丁抹

當該館員

公使館員―公使、代理公使、參事官、書記官、隨員及び各家族

前記館員に認可せらるゝ免稅

隨時輸出入せらるゝ私用物品

參事館、書記官、隨員、或は各家族の物品は、當該外交館員の私用に供せらるゝことを證明し、且つ該外交使節主席の署名したる申告書を添附することを要す。公使館員の官用物品も亦總稅務司通令第四八五一號の認定により免稅

佛蘭西

當該館員

大公使館員―大使、公使、代理大公使及び各家族。

領事館員―總領事、領事、副領事

前記館員に認可せらるゝ免稅

隨時輸出入せらるゝ自動車

本特權は事實上の協定にては領事館員に限らるるも大公使館員にも延長するものとす。佛國館員の官用自動車も亦總稅務司通令第三九五四號の認定により免稅せらる。

獨逸

當該館員

大公使館員―大使、公使、代理大公使、書記官、參事官、隨員(大公使館附陸海軍武官を含む)、其他凡ての外國人大公使館員、及び各家族

領事館員―總領事、領事、副領事、其他凡ての外國人領事館員、及び各家族

前記館員に認可せらるゝ免稅

隨時輸出入せらるゝ私用物品

獨逸館員の官用物品も亦總稅務司通令第四〇五三號の認定により免稅せらる。

英國

當該館員

(a)大公使館員―大使、公使、代理大公使、參事官、書記官、隨員、及び各家族

(b)領事館員―總領事、領事及び副領事

前記館員に認可せらるゝ免稅

隨時輸出入せらるゝ私用物品

(a)項の館員

大公使館員たると領事館員たるとを論ぜず英國館員の官用物品も亦總稅務司通令第四〇六三號の認定にて免稅せらる。

(b)項の館員

私用身邊品(自動車及び家庭用品を含む)は、總稅務司通令第五二七五號に依り最初の任命に際し中國に輸入されたるとき若くは最初任命より十二個月以內に輸入されたるとき臨時免稅せらる。

伊太利

當該館員

大公使館—大使、公使、代理大公使、參事官、書記官、隨員(大公使館附陸軍武官及び商務官を含む)、其他公使館に正規に所屬する凡ての外交官及び各家族

前記館員に認可せらるゝ免稅

隨時輸出入せらるゝ私用物品

大公使館或は領事館に屬する伊太利館員の官用物品も亦總稅務司通令第四一五二號の認定にて免稅せらる。

日本

當該館員

大使館員—大使及び同階級の官吏、參事官、書記官、隨員、商務參事官、商務書記官、大使館附陸海軍武官及び同副官

領事館員—總領事、領事、副領事、領事官補

前記館員に認可せらるゝ免稅

隨時輸出入せらるゝ官用及び私用物品

和　蘭

當該館員

(a)公使館員―公使、代理公使、公使館員附外交官、書記、其他中國籍以外の凡ての館員、及び各家族

(b)領事館員―總領事、領事、副領事、其他中國籍以外の凡ての領事館員、及び各家族

前記館員に認可せらるゝ免税

(a)類の館員に對しては、隨時輸出入せらるゝ私用物品

(b)類の館員に對しては、着任或は歸國時の私用物品

隨時輸出入せらるゝ(a)、(b)各項和蘭館員の官用物品も亦總税務司通令第四〇八八號の認定にて免税せらる。

波　蘭

當該館員

公使館員及び其の各家族

前記館員に認可せらるゝ免税

隨時輸出入せらるゝ官用及び私用物品

波蘭公使館又は領事館官用物品も亦税務司通令第五一八八號の認定にて免税せらる。

西班牙

當該館員

公使館員、（各家族を除外す）

前記館員に認可せらるゝ免稅

隨時輸出入せらるゝ私用物品

西班牙公使館員の官用物品も亦總稅務司通令第四六三〇號の認定に基き免稅せらる。

瑞典

當該館員

公使館員―外公使節團々長（Head of Diplomatic Mission）、全團員、及び各家族

領事館員―總領事、領事、副領事、及び各家族

前記館員に認可せらるゝ免稅

隨時輸出入せらるゝ私用物品

瑞典領事館員の物品に關しては、各場合に該物品は商用に供せられざる旨の聲明を發することを要す。官用物品も亦總稅務司通令第四三五二號の認定に從ひ免稅せらる。

米國

當該館員

(a)大公使館員―大使、公使、代理大公使、書記官、大公使館附陸海軍武官、及び各家族

(b)領事館員―總領事、領事、副領事、及び各家族

(c)米國市民にして他業務に從事し居らざる領事館員

前記館員に認可せらるゝ免稅

(a)類の館員に對しては、隨時輸出入せらるゝ私用物品

前記館員の用に供せらるゝ官用物品も亦總稅務司通令三九七三號の認定にて免稅せらる。

(b)類の館員に對しては、賜暇より歸任する際の私用物品

(c)類の館員に對しては、隨時輸出入せらるゝ私用物品。但し各場合に特別認可を受くることを要す。

特別認可を欠く場合には、總稅務司通令第四一四四號の認定により、假免稅を許可せらる。但し米國領事館の官用物品は、前記通令第四一四四號の認定を引用し決定的免稅を許可せらる。

前記各場合に規定したる免稅は、身許證明に必要なる書類を提出したる時、該當館員に許可せらるゝものとす。其他大公使館及び領事館用の凡ての物品に對する海關の待遇は本章第一節及び第二節に記載せる規定及び手續よりて決定せらる。

一國の領事にして自國の外、一國或は一國以上の領事を兼務する場合、自家用として輸入する貨物の課稅は、中國と

自國との間に締結したる相互協定に從ふ(協定存せざる時は本章第一節の規定に從ふ)。即ち中國と該領事が代行する國との間に相互協定存する場合と雖も、之に規定したる特權を享有する權利を有せざるものとす。

領事の職を代行する商人が私用の爲め輸入する貨物に對しては、一般公衆の輸入する貨物と一一の稅金を納入することを要す。

第七節　大公使館及領事館員用品に對し領事送狀を要する場合

(Consular Invoices required in cartain cases for Legation and Consular Articles.)

大公使館或は領事館員が輸入するも假或は決定的免稅の特權を附與せられざる凡ての私用物品にして、其のF・O・B・評價額が九〇金單位を超ゆるものは領事送狀を添附することを要す。

第二十四章　邊境通商、鐵道並に自動車運輸

第一節　北寧鐵道

(Peiping-Liaoning Railway.)

A、山海關海關に於ける直行旅客の輸送辦理暫行手續

(1)旅客の手荷物（hand baggage）は山海關地域内（山海關より秦皇島に至る間）に於ては列車内にて之を檢査す。

(2)貨車に積載せる旅客の手荷物は左記第(3)項に規定したるものを除く外、山海關海關驗貨廠(The Customs Examination Hall at Shanhai kwan）に於て檢閲せらる。提案せられたる時間制限は六十分なり。

(3)第(2)項に規定せる如く、凡ての海關檢閲は山海關に於て受くることを要するも、海關が收稅處を保持する山海關西側の停車場より到着する旅客は、請求により、出發停車場に於ける海關をして自己の荷物に針金を掛け、捺印せしむる選擇權を有す。同樣に海關が收稅處を保持する山海關西側の停車場に向ふ旅客は、山海關海關をして自己の荷物に針金を掛け、捺印せしなる選擇權を有す。但し鐵路局(The Railway Administration)は該荷物を申告せる目的地に送達する準備をなすものとす。該荷物は海關の參考のため一覽表(貨物運送狀の寫し)に記入せらる。

(4)旅客は荷物内の凡ての物品にして課稅せらる可きものには納稅を要求せらる。課稅は現行稅則に從ひて納入せらるべく、且つ海關檢閲の行はるゝ地に於て徴收せらる。

B、山海關停車場に於ける旅客所有荷物及び商品の海關檢閲暫行手續

(一)山海關を往來する旅客の荷物

(1)凡ての旅客所有荷物(手荷物を含む)は海關驗貨廠にて檢査せらる。

(2)如何なる荷物も海關檢査を通過する以前に車内に搬入し、或は停車場構内より搬出することを得ず。

(3)旅客は其の荷物内の凡ての課税物品に對し、現行税率に從ひて納税することを要す。

(二)山海關を往來する商品の運輸

(1)凡ての商品は鐵路貨場 (The Railway Goods Yard) 場に搬入し、海關が解放する迄留置せらるゝものとす。

(2)凡ての商品には識別し易き記號及び番號を貼附すべし。

(3)現存する鐵道施設及び設備の許す限り、海關を出入する各商品は、貨場 (The Goods Yard) より解放せられたる後、個々の積荷區域に搬入することを要す。

(4)税金は現行税率に從ひ、課税商品を評價して徴收をなすものとす。

(三)雜　則

(1)總ての海關手續は鐵道の發着表及び運輸業務を遲滯せしめざるやう、可及的迅速に完了せらる。之がため海關吏

は日曜休日を論ぜず晝夜を分たず隨時檢査を施行す。

(2)鐵路局は、當該送狀の相應數を記載したる各車積載全貨物一覽表を海關に供給すべし。送狀は驛長室にて海關の檢閲を受くることを要す。

(3)商品の輸入、或は輸出、或は再輸出の申告は、海關の標準形式に基き海關辦事處(The Customs Office)に於て作製し、之に船荷證券或は之に相當する書類を添附することを要す。海關手續に關聯する總ての手數料、貨車留置料等は荷主の負擔とす。

(4)海關の署名捺印を受けたる船荷證券或は之に相當する書類は、其の場合に應じ積荷許可書或は海關の解放を構成す。海關より正式に署名捺印せられたる書類を有せずして商品を移動することを得ず。

(5)鐵路局は完全なる發着表を海關に交付することを要す。發着表を變更せんとするときは施行前海關に通告することを要す。

(6)海關は山海關秦皇島間に於て、隨時客車貨車並びに機關車、炭水車、警備車、其他を搜査し、凡ゆる秘密輸送品を差押ふる權利を有するも、之がために列車の公務を妨害することを得ず。

(7)鐵路局は鐵路地域内に於て海關が指定する停車場に、海關執務に適當なる事務所、手荷物檢査場、並に檢査上屋を設置することを要す。

(8)海關吏は、左の如く鐵路局より無料乘車券を受領し、職務執行に當りては無料にて旅行することを得。

即ち秦皇島海關は、北寧鐵道に申請して山海關秦皇島區内無料乘車券(pass)を一定數受くることを得。本乘車券には身分證明に關する事項を記載せず、唯本區内に於て服務する海關吏に對し發給せられたるものなる事實を記入するに過

ぎず。該鐵道無料乘車劵の所持人は、要求に應じ寫眞及び職權證明を附したる身分證明書を提示することを要す。

(9)右の規定は暫行的にして隨時改訂せらるゝものとす。

第二節　廣九鐵道

(Canton-Kowloon Railway.)

「廣九鐵道英支各區間直通運輸實施協定」のC表は一九三四年十月一日より一九三九年九月三十日まで施行せらるゝものとす。

海關協定

(1)該鐵道により運輸せらるゝ貨物の檢査及び保管並に納稅に要する事務所及び倉庫設備は、深圳及び大沙頭に於ける中國區、及び九龍に於ける英國區の兩管轄機關に於て相互協定せらるゝ妥當使用料金にて設置せらるゝものとす。

(2)中國海關が要求する課稅の納入は左の條件にて辦理せらる。

(a)英國區内の中間驛に停車せざる汽車にて、九龍より中國に向け輸送せらるゝ課稅貨物は、發車前九龍に中國海關輸入稅(Chinese Customs import duty)を納入することを要す。

(b)海關書類を具備せずして、中國より九龍に到着する課稅貨物は、通關前九龍にて中國海關輸出稅(Chinese Customs export duty)を納入することを要す。

(c)中國區内の中間驛に停車する汽車にて、九龍或は英國區内中間各驛より輸送せらるゝ課稅貨物は、九龍或は深

圳にて、中國輸入税を納入することを得。

(d)海關書類を具備せずして、英國區内の中間驛向深圳より輸送せらるゝ課税貨物は、深圳にて中國輸出税を納入することを要す。

第三節　滇越鐵道(雲南、印度支那鐵道)
(Yunnan-Indo-China Railway.)

一、序　説

滇越鐵道の運輸は、本鐵道に設置せられたる三海關分卡即ち河口(雲南省境)、碧虱寨(Pishihchai)及び雲南府各分卡之を管理す。河口、碧虱寨間の各地向輸入品は河口分卡に於て、又碧虱寨、雲南府間の各地向のものは碧虱寨分卡に於て之を管理し、雲南府本局は同地に輸入せらるゝ貨物を管理す。輸出品に對しても右と同一辦法を適用す。國内通商に關しては、中國產貨物は條約港より積出する際、本鐵道地域向なることを申告することを要す。中國產貨物を船積する際香港或は海防向委託し、次いで雲南向再委託する時は、轉口利益を享受することを得ず。雲南より輸送する轉口品に對しては本辦法に必要なる變更を加へて之を適用す。貨物は左の分類に從ひ鐵道にて輸送せらる。

二、輸入貨物

(a)直接輸入の大量貨物("Wagon Complet" or "Direct Importations in Bulk".)——滇越鐵路局は海防或は河内に於

ける一出荷人に對し荷受人向の貨物用貨車一輛を發給す。此の場合、出荷人は自ら商品を積載し鐵路局と同樣に貨車に封印す。雲南に入る最初の地點、即ち河口を通過するに際し、該貨車は海關に於て再び其の封印を受く。海關は嫌疑を掛けたる場合河口に於て該貨車の開封をなす權利を保留す。鐵路局は封印の不變なる限り、貨車の積載貨物に責任を負ふこととなし。次いで碧虱寨或は雲南府に到着したる時、海關は「荷受人」及び鐵路局代表人が先づ各自の封印を解きたる後、其等立會の下に貨車を開くものとす。然る後貨物は鐵路驛貨場に搬入せらる。海關は申告書を受領したる時貨物の檢閲をなし、關稅徵收後(前に非ず)解放證(放行准單Release Permit)を發給す。貨車が河口向委託輸送せらるゝ時は、海關の封印を受けざるも、然らざる場合は左の手續を遵守するものとす。

(b)荷受人が數名なる場合の輸入貨物（"Wagon Groupage", commonly known as "C. D. Cargo".）――海防或は河内に輸送する貨物にして、雲南省内の同一目的地點に於ける異なれる「荷受人」に向くるものは、一「荷受人」に宛つる時は一輛の貨車に纏めて積載する事を得。貨車は海防に於て鐵路局及び選ばれたる「荷受人」之に封印し、同地に於て荷卸せざる時は、河口に於て同地海關再び之に封印す。之れ以後の手續は前項に記載せる所と同一なり。

(c)直接輸入の端物貨物("Wagon Distributeur" or Direct Importations in Detail".)――不類別貨物は、異なれる「荷受人」向け委託せられ無封印貨車にて輸送せらるゝ端物貨物より成る。各包裝が河口を通過する時は、同地海關之に針金及び封蠟にて各個に封印を施す。次いで碧虱寨或は雲南府に到着したる時は、海關の監視を受けずして、鐵路倉庫に荷卸し、續いて海關は之と鐵路局積荷目錄とを引合すべし。海關は申告書を接受したる時、貨物を檢閲し、稅金を徵收したる後(前に非ず)解放證(放行准單)を發給す。該貨物が河口に向けらるゝ時は封印を受けずして當地に荷卸し、既述せる手續を踏襲すべし。

三、輸出貨物

（a）直接輸出の大量貨物(Direct Exportations in Bulk.)——散荷の輸出に對しては、輸出申告書と鐵道輸出積荷目錄四通(Export Railway Manifest in quadruplicate)とを共に作製し貨物は提示して檢閲を受くるものとす。(鐵道積荷目錄に關しては第六項參照)。所要關稅納入後、積荷許可書(Permit to Load)發給せられ貨車は海關の封印を受く。東京向直接輸出貨物は、積荷許可書無くして停車場を離るゝことを得ず。海關は貨物が河口を通過するに當り、その封印を檢閲したる後開封し、續いて積載品と積荷目錄の細目とを引合はすべし。總てに遺漏なき時、貨車は再び海關及び鐵路局の封印を受け、發車を許可せらる。

（b）直接輸出の端物貨物(Direct Exportation in Detail.)——細目品の輸出は前記せる所と同樣の申告及檢閲を要す。納稅後積荷許可證(Permit to Load)發給せられ、該貨物の個別包裝は、海關より針金を掛けられたる上、封印を受け、河口を通過する際、海關の立證を受くると共に積荷目錄と引合せらる。貨車は海關より封印を受くることを要せず。

四、再輸出貨物

再輸出は申告書の形式に異なる點を除く外、海關及び鐵路局に關する限り、直接輸出と全く同樣なる手續を要するものとす。

五、旅客の手荷物

旅客の携帶する個人の手荷物は總て河口を出入する際、當該地海關の鐵路驗貨廠(The Railway Bridge Shed)の檢閲

を受くべし。該貨物中に課税せらるべきものを發見したる時は、其の場にて徴税す。個人の手荷物にして所有者自ら携帯せざるものは一般貨物と全く同様なる取扱を受く。

六、鐵道積荷目錄

(a)全輸出入品に添附する積荷目錄――滇越鐵道にて雲南省に輸出入する凡ての貨物は、輸入品に對しては海防船渠に、又輸出品に對しては船積地點の鐵路局に準備せる鐵道積荷目錄 (Feuilles de Route)を附帯することを要す。雲南より輸出する貨物の積荷目錄には、船積港海關が添附したる海關封印を要し、輸入品積荷目錄には河口に於て檢印を受くることを要す。

(d)鐵道積荷目錄の様式――凡ての積荷目錄は鐵路局が規定したる標準様式にて提出すべきものとす。

(c)積荷目錄の細目事項――鐵道積荷目錄は輸入輸出共に左の事項を記載することを要す。

(1)發送日附
(2)貨物を積載したる停車場
(3)目的地
(4)貨車の數
(5)「出荷人」の氏名
(6)「荷受人」の氏名及び住所
(7)記號及び番號

(8)包裝數

(9)貨物の種類

(10)重量

(11)價格

(12)「出荷人」の署名

(d)貨車の到着報告と積荷目錄の提出

鐵路局は、日曜休日を除き貨車の到着後二十四時間内に海關に到着報告をなし、且つ鐵路局が證明したる積載貨物に添附せる積荷目錄を提出す。

(e)積荷目錄の點檢

輸出入貨物の積荷目錄は、貨車が雲南に出入するを許可せらるゝ前に河口海關の點檢を受くることを要す。

(f)積荷の卸し

如何なる貨車も、證明濟積荷目錄を前記(d)項に規定せる如く海關に提出し、海關吏、鐵路局員及び荷受人の立會を得たる時に限り始めて開かるゝものとす。

(g)積荷目錄を附帶せざる商品

積荷目錄を附帶せざる商品が貨車中に發見せられたる時は、密輸品として沒收せらる。

(h)貨車の封印

前記第二(a)及び(b)項、第三(a)項に記述せる如く、貨車に封印する必要ある時は、海關の自動式活字盤封印を使

用す。貨車の封印番號は、海關之を當該積荷目錄に記入し、該封印及び番號は到着時注意深く之を確む。鐵路局及び荷受人が貨車に附する封印及び海關封印は、海關吏の立會を得たる場合に限り、鐵路局及び荷受人の各代表之を破却することを得。

第四節　中國外國間の越境運輸に從事する自動車類の取締に關する臨時規程

(Provisional Regulations for the Control of Motor-driven Vehicles engaged in Transfrontier Traffic between China and Foreign Countries.)

中國外國間の越境運輸に從事する自動車類の取締りに關する左の規定は、一九三五年四月一日より暫行的に實施することを政府より認可せられたり。

第一項　通　則

第一條　規定範圍

本規定は外國製の自動車類のみに適用す。

第二條　自動車類の定義

本規定に使用せらるゝ「自動車類」なる用語は、自動車、貨物自動車、自動自轉車、並に附隨車、サイドカー、其他以上自動車類に附屬せしめ得る車類及び各附屬品を包括するものと思惟することを要す。

第二項　外國に登記したる自動車類

第三條　旅客及び(或は)商品を輸送する車類

外國に登記したる自動車類にして旅客及び(或は)商品を搭載して往復越境をなし、中國地域内の諸地點間にて通商をなすものは左の規定にて辦理せらる。

(1)所有者、操縱者、或は管理者は中國地域内に到着したる時先づ車を停め、最初に通過する海關或は分卡に報告をなし、規定の方式に從ひ凡ての所要細目を記載して申告書を作製し、之を海關或は海關分卡に提出し、進行許可書の下附を受くると共に所要納稅をなすべきものとす。海關は納稅其他凡ての海關手續完了後、該車の所有者、操縱者或は管理者に對し、越境貿易認可證明書及び該車の凡ての越境運輸を記錄する**パスブツク**を發給し、且つ該車の機關車及び(或は)車臺の目立ち易き部分に鉛錘或は封印を添附し其後の識別用に供す。該車は以後納稅せずして、旅客及び(或は)商品を搭載して往復越境するを許可せらるるも、左の條件を必要とす。

(a)該車の操縱者或は管理者は經過する各海關、分卡及び分所に停車報告をなし海關**パスブツク**公式裏書を受くることを要す。

(b)該**パスブツク**の記入事項により、該車は經過する各海關、分卡及び分所に報告せずして越境したることなき事、及び海關の要求は同じく各所に於て凡て履行したることを海關に指示して之を滿足せしむべきものとす。

(c)該車は、積載せる凡ての貨物(旅客の手荷物を含む)の全細目を記入せる積荷目錄を每行程、經過する各海關當該に提出するため携帶するを要す。

(d)現行税率及び海關規定に從ふ關税、及び(或は)其他認定料金は、輸送せらるゝ如何なる貨物、ガソリン及び補給品に對しても納入せらるべきものとす。

(e)該車は違禁品(Contraband)或は輸入を禁止或は制限せらるゝ物品の密輸或は秘密輸送用に使用する事を得ず

(f)海關は該車が越境毎に同一なる事に關し滿足せしめらるることを要す。

(2)前記規定の條項に違反するときは、海關緝私條例(Preventive Law)及び海關規定(Customs Regulations)に依りて處罰せらる。

(3)海關より添附せられたる鉛錘或は封印を除去し或は之を改竄したるときは、海關緝私條例及び海關規定に依りて處罰せられ、該車は輸入税を重ねて課せらるゝものとす。

(4)一自動車類に海關より添附せられたる鉛錘或は封印が、認可を受けずして他車に轉用せらるゝ時は、該鉛錘或は封印の轉用せられたる車類は沒收せらる。

第四條　公式使命或は遊覽旅行の爲め越境をなす政府當路者を輸送する自動車類

公式使命或は遊覽旅行のため越境をなす官憲が借用或は所有する自動車類及び該往行用自動車類の携帶する相當量のガソリン及び同樣補給品は、輸入税を假免除せらる。但し左の條件を必要とす。

(a)先じ書狀により免税を海關に申請し、之が許可せられあり、該旅行毎に中國海關より特別許可書の下附を受け得ること。

(b)該自動車類は、中國に入國したる日より換算し暦法二ケ月間内に海關監督の下に再び越境をなす旨の保證を書狀にて整備しあること。

(c)自動車類の說明は極めて詳細に記述し、海關をして該車の同一物たるを證することを得しめ、海關は該車の機關及び(或は)車臺の目立ち易き部分に鉛鑄或は封印を添附して、其後の證明用に供すること。

(d)該自動車類は、經過する各中國海關施設(海關、分卡或は分所)に停車して報告すること。

(e)該自動車類にて旅行する當該官憲は中國海關施設或は海關吏の要求あるとき中國海關許可書を提出すること

第五條　保養或は遊歷のため越境する外國境內居留民を輸送する私有自動車類

保養或は遊歷のため私有自動車類にて中國內に越境旅行する外國境內居留民は、規定の樣式に從ひ所要の全詳細事項を記入せる申告書を作製し、之を申告者居留國の當該地方當局が發給したる自動車類登記證明書及び旅行許可證と共に海關に提出し、進行許可證(permission to proceed)の下附を受くるための檢閱及び關稅供託金納入用に供するものとす。該申告書完備せる時は海關は許可證(permit)を發給し、且つ自動車類の機關及び(或は)車臺の目立ち易き部分に、鉛鑄或は封印を添附し其後の識別用に資す。

該自動車類が携行するガソリン其他補給品にして、規定に從ひ課稅せらるべきものを除く外、該車類は左記條件に從ひ無稅にて中國內に越境することを許可せらる。

(a)申告者は外國境內居留民にして、保養或は遊歷のため中國內に一時旅行し、毫も交易或は商業關係を有せざるものたることを要す。申告者は男女を問はず該自動車類の所有者、或は所有者の直系親族たるを要し、且つ外國境內居留民たることを要す。

(b)申告者、及び當該自動車類にて中國內に入る凡ての旅行者は、各自の本國當局が發給し、且つ必須なる中國官署の査證を受けたる有効パスポートを提出して檢閱に供することを要す。

(c)自動車類は所有者或は所有者の直系親族が輸入し且つ自用に供する時に限り入國を許可せられ、爾後中國內に於て專ら該外國境內居留者の保養或は遊歷用に供せらるゝことを要し、且つ中國內にある間に於て所要關稅を納入せずしては如何なる交易或は商用にも供することを得ざるものとす。

(d)前記條件に違反したるときは海關緝私條例及び海關規定に從ひ處罰せらる。

(e)所有者或は申告者は、自動車類に普通課せらるゝ凡ての稅金其他費用を塡補するに足る金額を海關に供託すると共に、該車類が中國入國の日より算定し曆法二ヶ月間內に再び越境する旨の保證書を提出することを要す。該車類が該期間內に海關監督の下に再び越境するに際し、鉛鏈或は封印が越境地點海關の檢閱を受けて完備せりと認めらるる時は、該供託金は返還せらるべし。若し車類が聲明したる期限內に海關監督の下に出境したる證據なきか、或は證據あるも鉛鏈或は封印が完備せざる事發見せられたる時は、關稅其他認定料金を塡補するに必要なる供託金の全額或は一部を沒收せらるべし。

(f)鉛鏈或は封印は、再越境の際越境地點の海關之を確認したる後破棄す。鉛鏈或は封印を移動或は改竄する時は海關緝私條例及び海關規定に依りて處分せられ、該車類は輸入稅を再度課徵せらるゝと共に供託金を沒收せらるゝものとす。海關が一車類に添附したる鉛鏈或は封印を許可なくして他の車類に移したる時は、移轉せられたる他の車類は沒收せらる。

(g)曆法二ヶ月以內の追加延期は正式に申告書を提出せば、海關の自由裁量に依り認可せらる。

第三項　中國內に登記したる自動車類

第六條　旅客及び(或は)商品を輸送する自動車類

中國に登記したる自動車類にして、旅客及び(或は)商品を搭載して越境及び再越境をなし、且中國地域内の地帶間に於て通商するものは左の規定に依りて辦理せらる。

(1)所有者、操縦者或は管理人が越境して外國領域に入る時は、最近邊の海關或は海關分卡に停車して報告をなし規定樣式の申告書に所要事項全部を記入し、之を當該領域當局が發給したる該車類の登記證明書と共に、海關或は海關分卡に提出して檢閲を受け、進行許可證の下附を受くるものとす。所要手續完了したる時は、海關は所有者、操縦者、或は管理者に對し、該車類の越境通商認可證明書及び該車類の全越境事項記錄用**ハスブツク**(Pass-Book 往來掛號簿)を發給する共に、該車類の機關及び(或は)車臺の目立ち易き部分に鉛錘或は封印を添附し其後の識別用に供すべし。

當該車類は以後納税せずして旅客及び(或は)商品を搭載し越境往來することを許可せらるるも左の條件を必要とす。

(a)當該車類の操縦者或は管理者は經過する各海關、海關分卡、及び分所に停車して報告し、海關**ハスブツク**に公式裏書を受くべし。

(b)該**ハスブツク**の記入事項により、該車類は未だ嘗て其の經過する各海關、海關分卡及び分所に報告せず、且つ海關の全ての要求に應ぜずして越境したる事無きを指示し海關をして之を得心せしむべし。

(c)該車類は經過する各海關施設に提出するため、全積載貨物(旅客の手荷物を含む)の全細目を記入したる積荷目錄を携帶すべし。

(d)該車類の搭積する各貨物、ガソリン、及び補給品は、現行の稅率及び海關規定に從ひ、關稅及び(或は)其他諸料金を支拂ふことを要す。

(e)該車類は貨物の密輸或は禁制品の秘密輸送に使用することを得ず。

(f)該車類の外國領域にある期間は暦法二ヶ月を超ゆることを得ず。

(g)該車類が中國に戻りたる時は、外國領域に於て車類に加へたる修理或は附加物件及び購入したる各ガソリン補給品或は豫備部分品等の價格を中國海關に申告し、海關をして正當なる「消耗」量を斟酌控除せしめたる後、課稅の徵收を行はしむ。

(2)前記規定の何れの條項に抵觸するも、海關緝私條例及び海關規定に從ひて處罰せらる。

(3)海關が添附したる鉛錬或は封印を除去或は改竄したる時は、海關緝私條例及び海關規定に從ひて處罰せられ、該車類は輸入稅を再度課せらる。

(4)海關より一車類に添附したる鉛錬或は封印を許可無くして他の車類に移したる時は、該鉛錬或は封印の移されたる他の類車は沒收せらるゝものとす。

第七條　外國領域內旅行のため中國官憲或は居留民を搭載して越境する私有或は雇用自動車類旅行のため、或は公式使命を帶び、私有或は雇用自動車類にて陸地の國境より中國を離るゝ中國官憲或は中國居留民は左の規定を遵守することを要す。

(1)當該官憲或は居留民は、越境して外國領域に入るに當り、最近邊の海關或は海關分卡に報告し、且つ所要の全詳細項目を記入したる申告書を、當該領域當局發給の自動車類登記證明書と共に同所に提出すべし。

(2)官憲或は居留民は、携帯する眞正の自用物品以外の凡ての貨物を、普通の輸出申告書様式によりて右書類と同時に海關に申告すべし。外國産たると中國産たるとを問はず眞正なる凡ての自用物品及び滿足すべき輸入税納入濟の證據が提出せられたる凡ての外國産物品は、海關の必要と認むる時免税せらるべし。眞正なる自用物品以外の課税せらるべき中國産貨物が輸送せらるゝ場合に、特に政府の免税が豫め許可せられざりし限り、之に賦課せらるゝ輸出税を支拂ふべきものとす。

(3)前記手續完了後、海關は該車類の機關及び(或は)車臺の目立ち易き部分に鉛錘或は封印を添附して、其後の識別用に供し、且つ官憲或は居留者が自由に外國に進行し得る許可證を發給するものとす。

(4)官憲或は居留民は、再度中國に入るに當り、最初に經過する海關、海關分卡、或は分所に停車して報告することを要す。海關は、鉛錘或は封印を確認したる後之を破棄し、該自動車類が同一車なることを認めたる時は、車類及び積載貨物に對し左の課税法を適用す。

(a)自動車類は輸入税を免除せらる。

(b)乘車人の凡ての眞正なる自用品は、汽船にて外國より到達せる旅客の場合と同一なる方法にて輸入税を免除せらる。

(c)外國産たると中國産たるとを論せず(補給用ガソリン及び豫備用車類部分品を含む)、自用品以外の貨物にして、歸還旅行に事實上輸入せられたるものは、凡て同一貨物を海上より中國に輸入或は再輸入すると同一の課税辦法を適用す。

(d)自動車類が、外國領域にある間に於て過大の修理を受けたる時は、官憲或は居留民は、中國に歸還するに當

り該修理費を申告し、之が輸入稅を納入することを要す。

(5)官憲或は居留民が前記規定に違反したる時は、中國に歸還するに當り、該自動車に課稅せられ、且つ密輸或は其他海關幷私條例に牴觸する不正策略を弄する嫌疑にて處罰せらる。

(6)海關が添附したる鉛錘或は封印を除去し或は改竄したるときは海關幷私條例其他海關規定に從ひて處罰せられ自動車類は輸入稅を重ねて課せらる。

(7)海關が一自動車類に添附したる鉛錘或は封印を許可無くして他の自動車類に移したるときは、該鉛錘或は封印の移されたる他の自動車類は沒收せらる。

第四項　國境近邊に於て專ら內國貿易に從事する自動車類

第八條　管理規定

國境近邊に於て、旅客及び(或は)商品の輸送に從事する自動車類は左の管理規定を遵守することを要す。

(a)該自動車類は中國國境內主要自動車路の終點に於て發着するとき海關に報告すべし。

(b)該自動車類は、經過する海關出張所に停車して檢閱を受くべし。

(c)該自動車類が外國より最初密輸入せられたる貨物を輸送しつゝある事發見せらるゝ時は、該貨物は之を沒收し、該自動車類の所有者を罰金又は科料に處す。

第二十五章　販賣の爲め國內を輸送する輸入品の管理規定

第一節　輸入品が販賣の爲め國內を輸送せらるる際の檢査に關する臨時規程

(Provisional Regulations governing Inspection of Imported Goods when Moved for Sale within China.)

第一條　密輸を防止し正當商賣を保護する爲め、財政部は本規程の定むるところに依り、販賣の爲め國內を輸送せらるる輸入品を檢査す。但し他に既に此種貨物の輸送を管理する規則又は命令が存するときはそれに從ふ。

前記の檢査を受くべき輸入貨物名は財政部隨時之を指定す。

第二條　檢査を要する輸入品を內河航行汽船、民船或は發動機船により、販賣の爲め輸入港より他處に輸送せんとする商人は、海關に關係納稅證書類を提出して運銷執照(Conveyance Certificate)(附錄第三十一參照)を申請して下附を受けたる後船積することを得。

第三條　檢査を要する輸入品を販賣の爲め汽車に依りて他處に輸送する商人は、海關に關係納稅證書類を提出して輸入稅納入證(Customs Import Duty Proof)と運銷執照(Conveyance Certificate)とを申請し下附を受けたる後該品を輸送することを得。

第四條　該貨物が仕向地に到着したる時は、該商人は運銷執照を同地同業組合(同業組合無き場合は商業會議所)に返還

することを要す。

第五條　同業組合或は商業會議所は、登記簿を備付け、運銷執照を受理したる時、之に該貨物の種類、數量、原產地、到着月日、運銷執照の番號、船積日、荷主の氏名宛名を登記して保存することを要す。

第六條　同業組合或は商業會議所の登記したる貨物が、販賣の爲め他處に再船積せられたる時は、當該商人はこれを當該同業組合或は商業會議所に報告することを要す。組合或は會議所は、貨物の種類及び數量が原記錄と符合せることを確認したる後、登記簿に其の旨記載し分銷執照(Sub-Conveyance Certificate)を發給するものとす。然る後商人は該貨物を輸送することを得。

第七條　運銷執照或は分銷執照の有效期間は、該貨物が輸送せらるべき距離に依り、發給海關、同業組合或は商業會議所之を決定す。使用後は同業組合或は商業會議所に之を保存し、毎月一回發給海關に返還するものとす。分銷執照の發給を受けたる商人は之を有効期間滿了後三日以内に發給同業組合或は商業會議所に返還して廢紙とすることを要す

第八條　運銷執照或は分銷執照を具備すべき輸入品は、國内輸送中出會せし軍警當局之を檢閲することあるべし。必要たる運銷或は分銷執照を具備せざるときは、之等當局は貨物を抑留して最寄り海關施設に通告し、規定に依り處分するを得しむるものとす。

第九條　本規程に定めたる運銷執照或は分銷執照の書式は、財政部之を制定し發行す。

第十條　特定の輸入品を卸賣する商人、製造用として此種貨物を購入する工場、及び此種貨物を輸送する會社は、財政部が指定したる機關に登記し營業許可書の下附を受くることを要す。此種許可書の下附に關する手續は別に制定し公布すべし。

第十一條　前條に規定したる商人、工場及び運輸會社は、本規程に明記したる貨物の原産地、販賣、倉庫、及び輸送に關する詳細を記載せる記錄を保存することを要す。

第十二條　本規程に定めたる同業組合、商業會議所、商人、工場及び運輸會社の保存する記錄は、財政部の指定したる海關又は機關の吏員隨時之を檢査することあるべし。

第十三條　本規程第四條或は第六條を犯したる商人は、罪の輕重に依り、之を當該輸送貨物の價格の二割以內の罰金又は科料に處す。

第十四條　本規程第十條を犯したる商人は、罪の輕重に依り之を二百元以上五千元以下の罰金又は科料に處す。

第十五條　本規程第十一條に定むる記錄を保存せず、或は虛僞の記入をなしたる商人は、罪の輕重に依り、之を百元以上三千元以下の罰金又は科料に處す。

第十六條　內河航行汽船、民船、發動機船、或は汽車に依りて輸送する貨物が必要なる證明書を具備せざる時は、左の罰則を適用す。

(一)商社の場合は、其の許可書を取消し、爾後業務に從事することを禁止す。

(二)政府經營企業の場合は、船積港に於ける責任官吏を免職し處罰す。

第十七條　當該地同業組合或は商業會議所の報告に基きて密輸入品を差押へたるときは、海關規程に依り、沒收に依る利益或は罰金(又は科料)の五割を報酬として之に支給す。同業組合或は商業會議所が本規程第四、六、十或は十一條を犯せる商人を發見し、之を海關或は財政部指定の檢査機關に報告したるときは、前條の規定に依りて課せられたる罰金又は科料の全額を之に支給す。

第十八條　本規程に依り關稅未納貨物を差押へたる時は、海關密輸取締法（Preventive Law）に依り該貨物を處分す。

第十九條　本規程に定めたる罰則は、海關或は財政部指定の檢查機關之を施行す。

第二十條　本規程は公布の日より之を施行す。

（一）左に列記するは、鐵道輸送の場合、運銷執照の外輸入稅納入證をも具備するを要する外國品名表にして、爾後引用する場合は「指定貨物」(specified goods) と稱すべし。本表は隨時財政部之に修正及び追加を行ふことあるべし。

人絹糸(Artificial Silk Yarn.)

アルコール(Alcohol.)

アコール含有飲料(Alcoholic Liquors and Beverages.)

ビール(Beer.)

ウヰスキー(Whisky.)

ブランデー(Brandy.)

シヤムペン(Champagne.)

ジン(Gin.)

酒(Sake.)

凡ゆる酒精類(All Liqueurs.)

アニリン染料(Aniline Dyes.)

自轉車及び部分品(Bicycles (i. e., Pedal Bicycles) and Parts thereof.)

長靴及び短靴(全部或は1部分護謨製)(Boots and Shoes, wholly or principally of rubber.)

罐詰食料品(Canned Foodstuffs.)

針(Needles.)

燃料油(Oil, Fuel.)

石油(Oil, Kerosene.)

ガソリン(Oil, Gasolene.)

各種紙品(巻煙草用紙を含む)(Paper (including Cigarette Paper)of all kinds.)

各種織物（國內工場に於て、輸入人絹糸或は其の交ぜ糸より製造したる織物も亦凡て檢查を受くることを要す。
(Piece Goods of all kinds.) (Piece goods produced by factories in the interior, made from, or containing a mixture of, imported artificial silk yarn, are also subject to inspection.)

各種海產物(乾物)(柱貝を含む)(Sea Products, Dried,of all descriptions including Compoy.)

苛性曹達(Soda, Caustic.)

砂糖(Sugar.)

護謨タイヤ及びチューブ(Tires and Tubes, Rubber.)

各種化粧品類(石鹼、白粉、脂粉、香水類を含む) (Toilet Preparations (including Soaps, Powders, Cosmetics, and Perfumery) of all kinds.)

(二)前記臨時規程の實施前商人が國內に於て購買したる貨物は、本規程條項に依らざるも、海關が大量の委託貨物を密輸入せられたりと容疑するときは、海關密輸取締法(海關緝私條例 Preventive Law)に依りて之を處分す。

(三)檢査を要する納稅濟貨物を運銷執照を具備せずして河川或は沿岸航行汽船に依り輸入港より他の開港向船積し更に其第二港より他處に轉送せんとするときは、荷主は本臨時規程第二條に依り第二港の海關に運銷執照の下附を申請することを要す。貨物が原輸入港より汽車、內河航行汽船、民船、或は發動機車輛に依り運銷執照を具備して他港に轉送せられ、更に販賣の爲め其の第二港より他處向再船積せらるゝ場合も亦第六條の手續を遵守することを要す。

(四)分銷執照に依りて船積せられたる貨物が販賣の爲め仕向港(分銷執照面に記載したる)より他處に再船積せらるゝときは、關係商人は該貨物の到着したるとき、同地の同業組合或は商業會議所に最初の分銷執照を提出し且つ貨物の詳細を報告し、證明と記錄とに資することを要す。次いで貨物が販賣の爲め他處に轉送せらるゝときは、商人は本時規程第六に條ひ、同業組合或は商業會議所に申請して更に分銷執照の下附を受くることを要す。該貨物を更に輸するには同樣の手續を經ることを要す。

(五)本臨時規程施行前、海關の施設なかりし地に購入して在庫品としたる輸入貨物にして檢査を要するものは、先づ同地の商業會議所に登記することを要す。該貨物が次いで販賣の爲め他處に轉送せらるゝときは商業會議所は該貨物の詳細が記載事項と符合するを確めたる後、その移動を許可する存貨運銷執照(Conveyance Certificate for Stocks)を發給すべし。檢査を要する輸入品は、之が舊在庫品たると新規購入品たるとを問はず、販賣の爲め開港或は北平或は濟南より他處に轉送せらるゝとき運銷執照を具備することを要す。執照は本臨時規程に從ひ該地海關に納稅證を提出し、之を獲得すべきものとす。

（註）海關が此の新形式證明書の濫用せられ居らざることを承認したるときは運銷執照の代りに受理せらるべし。本證明書を具備せる全特定貨物が海關検査處を設定せる鐵道に依りて輸送せらるゝときは、鐵道に依る密輸防止規則第一條及び前記臨時規程第二條に依る、輸入税納入證を具備することを要す。之れに違反したるときは貨物を押留す。

（六）指定貨物にして、内地購買者が不適當と認め交換のため購買地に返送したるものは、當該地の同業組合或は商業會議所に於て、該貨物が原運銷執照面の詳細事項と符合し、又若し既に執照を海關に返還したる後なるときは、該組合又は會議所の記錄と符合する事を確かめたる後、該貨物を保證する證明書を發給せらるべし。又該貨物が分銷執照に依りて既に轉送せられたるときは、該商人が當該地の同業組合或は商業會議所に保證を提供したるとき證明書を發給せらるべし。商人は證明書使用後之を原發給機關に返還することを要す。

（七）財政部護照、軍政部執照、或は之等各部が特に護照發行を許可したる政府部門の護照を具備する指定貨物に對しては、必らずしも運銷執照及び海關輸入税納入證（Conveyance Certificate and Customs Import Duty Proofs）を提出することを要せず。

（八）納税濟外國貨物が破壞し或は卸賣商に賣却せられたる後原輸入港より各地に輸送せらるゝときは、當該荷主は本臨時規程第二條及び第三條の手續を踏むことを要す。貨物を小部分に改裝し、或は同地に於て加工したる後轉送するときは、當該荷主は轉送前該貨物の數量、記號、番號並に包裝の詳細、船積期日、及び仕向地を海關に報告することを要す。運銷執照（貨物を鐵道にて輸送する場合は輸入税納入證）は原輸入税納入證提出後下附せらるべし。必要と認むるときは海關は貨物の掏替へなきや否やを調査することあるべし。若し不正行爲を發見したるときは規程に依り嚴罰に處すべし。

(九)指定外國品(specified foreign goods)に類似し、從つて之と誤認し易き國產品に對しては、海關は內地輸送に際し國產品分銷執照 (Native Goods Conveyance Certificate) を發給することを得。(本章第六節參照)。

(十)官吏或は海關以外の部門が發給したる運銷執照は、無効と認め之を具備せる貨物は密輸入品と看做して沒收す。

(十一)內地輸送の紙卷煙草に對し、運銷執照及び海關輸入稅納入證の發給を申請する商人は、稅務署捲菸用紙運照 (Shui-wu Shu Conveyance Permit) 或は其他地方統稅局 (Local Consolidated Tax Bureau) の發行したる書類を提出し、之等官署がその特定委託貨物の輸送に異議なきことを明らかにすることを要す。但し稅務署捲菸用紙運照のみにては未だ十分ならざるを以て、尙ほ商人は運銷執照及び輸入稅納入證發給前、海關に納稅證を提出して之を滿足せしむることを要するものと了解すべし。

第二節　輸入品が販賣の爲め國內を輸送せらるる際の課稅回避に對する臨時罰則

(Revised Provisional Code governing Punishments for Evasions of Customs Duty Applicable in the case of Imported Goods when Moved for Sale within China.)

脫稅に關する左の臨時規程は一九三六年七月四日附政府の公布したるものにして、公布の日より一九三八年七月三日まで有効とす。

第一條　脫稅者は三年以上七年以下の懲役に處す。

稅額一千元以上の脫稅者は七年以上十年以下の懲役、五千元以上の脫稅者は十年以上の懲役、一萬元以上の脫稅者は死刑或は終身懲役に處す。

第二條　脫稅の目的を以て左の罪の一を犯したるものは之を終身懲役に處す。

(一)武器を以て逮捕に抵抗し、苦痛激烈ならざる傷害を與へたるもの

(二)武器を以て公然群集を援助して逮捕に抵抗したるもの

(三)公然群集を援助して密輸防止員或は警官を脅喝したるもの

第三條　脫稅の目的を以て左の罪の一を犯したるものは之を死刑に處す。

(一)武器を以て逮捕に抵抗し、死に至らしめ、或は致命傷又は苦痛激烈なる傷害を與へたるもの

(二)公然群集を指導し且つ煽動し武器を以て逮捕に抵抗したるもの

(三)公然群集を援助し密輸防止員或は警官を脅喝したるもの

(四)外人或は謀叛人と共謀したるもの

(五)秘密團を組織したるもの

第四條　脫稅品たるを知りて之を輸送、販賣、或は隱匿したるものは、三年以上七年以下の懲役に處す。

第五條　貨物の檢查或は課稅に對する責任海關吏、或は鐵道、道路船舶若くは飛行機の傭員或は公務員にして、脫稅品たるを知りて之を解放、輸送、販賣、若くは隱匿したるものは、左の罰に處す。

(一)脫稅額一千元以下の場合は、五年以上十年以下の懲役

(二)脫稅額一千元以上の場合は、十年以上の懲役

（三）脫稅額五千元以上の場合は、終身懲役、貨物の解放或は輸送が收賄其他不當利得に依りて行はれたる場合は、死刑或は終身懲役

貨物の解放或は輸送が不注意より行はれたる場合は、五年以内の懲役或は三千元以下の罰金

第六條　鐵道、道路、船舶或は飛行機の傭員或は公務員にして、脫稅品たるを發見し乍ら貨物の檢査或は課稅の責任海關吏若くは軍警當局者に之を通告せざるものは、三年以上七年以下の懲役に處す。

不可抗力の爲め已むを得ず輸送を許し、適當なる當局に通告し得るに拘らず、通告せざるものも同樣の罰に處す。

第七條　本規程第一條乃至第四條、及び第五條（一）及び（二）の未遂犯は既遂犯として處罰す。

第八條　本規程に牴觸せざる脫稅は、刑法、海關密輸取締法、其他脫稅に關する法規に依りて之を處分す。

第九條　本規程に使用したる「脫稅品」なる用語は、財政部が檢査を要すると指定したる輸入品にして、輸入稅納入證及び運銷執照を具備すべきに之を具備せざるものを指稱す。（本章第一節第二十條第一項參照）。

第十條　戒嚴令下の地域に於て、本規程を犯したるものは、當該地に於ける最高軍法會議に於て之を審問す。

其他の地域に於ける犯罪者は、其地の地方法院若くは司法權行使當局之を審問す。

第十一條　本規程は二年間有效とす。

第十二條　本規程は公布の日より之を施行す。

第三節　檢査を要する輸入品の卸賣商人、製造目的にて此種貨物を購入する工場及び此種貨物の輸送に從事する會社の登

記並に許可書下附申請に關する手續

(Procedure governing the Registration of, and tha Application for Licences by, Merchants who Sell Wholesale those Imported Goods which are Subject to Inspection, Factories which Purchase such Goods for Manufacturing Purposes, and Companies Employed in Transportiug such Goods.)

第一條　本手續は「輸入品が販賣の爲め國内を輸送せらるゝ際の檢査に關する臨時規程」(本章第一節參照)第十條の條項に從ひて制定したるものなり。

第二條　檢査を要する輸入品の卸賣商人、製造目的にて此種貨物を購入する工場、及び此種貨物の輸送に從事する會社は、領照申請書、(Applicaton for the Issue of a Licence 許可書下附申請書)を作製し、當該地に於ける本手續規程の公布日より二十日以内に、財政部の指定機關に提出し、登記を受けたる後許可書(執照 Licence) を受領することを要す。

第三條　商人及び輸送會社は領照申請書を作製するに際し、同地同業組合(同業組合無き場合は商業會議所)より證明書をも得ることを要す。

工場は領照申請書を作製するに際し、同地同業組合(同業組合無き場合は工廠聯合會は商業會議所)より證明書を得ることを要す。

第四條　許可書は財政部之を作製し、番號を附し署名して海關に送達すると共に、法院長用として各地財政局を通して

之に配布す。

開港に所在する商人、工場、及び輸送會社は、海關より許可書を得ることを要す。不開港地に在りては直接法院長より、或は司法團體を經て之を得ることを要す。

第五條　許可書下附手數料は一通一元とし、十二ヶ月毎に書換ふることを要す。

第六條　領照申請書及び司法機關の發給する證明書は一定の書式に依りて作製することを要す。

第七條　許可書書換申請書は、舊許可書の種類、番號及び日附に關する明細書と共に、原證明書發給司法機關を通して之を提出することを要す。

第八條　商人、工場、輸送會社にして名義を變更又は修正せんとするものは新許可書の下附を受くることを要す。

第九條　許可書の書換を申請し或は商業經營を中止せんとするものは舊許可書を提出して之を取消すことを要す。

（註）凡ゆる商社は本支店何れも登記して許可書を得ることを要す。外國商社が本規程第三條に依り領照申請書に添附すべき證明書には、當該港或は該商社が事務所を有する國內隣接港に於ける當該國領事或は商業會議所の署名を受くることを要す。

第四節　輸入證明書を具備すべき抵當品

(Goods Mortgaged at Ports to be Covered by a Certificate of Import.)

銀行及び兩替店が密輸品を抵當として貸付を行ふことを防止する爲め、財政部は左の各項を規定したり。

（一）輸入品が原輸入港に在りて抵當となりたる時は貸付銀行或は兩替店は抵當差入主に對し海關より證明書を入手す

ることを要求すべし。該證明書は輸入税納入證を提出したる時發給するものにして、倉庫領收書及び船荷證券と共に抵當權者に交付せらるゝものとす。

(二)抵當差入主が必要なる證明書を入手すること能はず、該貨物を密輸入したりと容疑せられたるときは、銀行或は兩替店は、倉庫領收書及び船荷證券を保留し、必要なる手段を講ぜしむる爲め同地官憲或は直接財政部に之を報告することを要す。

(三)銀行或は兩替店が脱税品なるを知り乍ら之を抵當品として受理したること判明したるときは、該銀行或は兩替店の支配人は、贓盗品を受理したるものとして之を嚴罰に處す。(中國刑法第三四九條參照)。

第五節　國產人絹織物或は國產人絹交織物の檢査及び在庫品檢査に關する規則

(Rules of Procedure governing the Inspection of Native Piece Goods Made from, or Containing a Mixture of, Artificial Silk Yarn and the Checking of Stocks Held.)

第一條　人絹織物或は人絹交織物の國產品も、輸入品が販賣の爲め國內を輸送せらるゝ際の臨時檢査規程(本章第一節參照)に依りて檢査を受くることを要す。

前述の織物を運銷執照(Conveyance Certificate)或は分銷執照(Sub-Conveyance Certificate)を具備せずして販賣の爲め輸送したるときは、「輸入品が販賣の爲め國內を輸送せらるゝ際の檢査に關する臨時規程」に依りて處分すべし。

第二條　海關は凡ゆる(人絹)工場の有する在庫品の檢査期限を決定するものとす。

第三條　工場は前記期限內に同業組合の證明したる在庫品數量報告書を海關に提出することを要す。海關は海關吏を工場に派遣し在庫品を調査して記錄せしむ。

第四條　記錄したる現存在庫品に對しては關係納稅證(relative Duty Receipt)を提出せずして運銷執照の發給を受け得るものとす。

第五條　工場は記錄濟人絹全在庫品の納稅證を提出することを要す。

此の證書を提出し得ざるときは、檢査の爲め海關所定の期限內に原輸入港海關より發給したる納稅證を入手することを要す。其間人絹は封印の儘海關に抑留せらるゝものとす。滿期後尙ほ海關より納稅證を入手せざる時は、工場は課稅せらる可き輸入稅を即納することを要す。

但し此場合罰金又は科料に處せらるゝことなく又貨物を沒收せらるることなし。

第六條　人絹を原料として使用する工場は、後日の證明用として該人絹を購入したる商社より海關の發給の納稅證を入手することを要す。海關は此種證據に依據して該工場が人絹より製造したる織物の輸送を許可すべき運銷執照を發給するものとす。

第七條　工場は「輸入品が販賣の爲め國內を輸送せらるゝ際の檢査に關する臨時規程」に依り、その購入及び使用したる人絹及び工場より移動したる人絹織物に關する詳細記錄を保存することを要す。又工場は每月一回最寄の海關に同業組合が正式證明したる報告書を提出することを要す。海關は隨時海關員を派遣して工場を檢査すべし。

第八條　人絹交織物は本規程に依りて處理す。

第九條　工場の多數存在する場所に於ける、在庫品は、海關之を檢査す。工場少數にして海關より遠隔なる場所に於ては、同業組合（無き場合は商業會議所）先づ之を行ひ、在庫品數量を最寄り海關に報告し、該海關をして海關吏を派遣して調査せしむ。

海關が本規程に依り在庫品を檢査するときは、稅務司及び海關監督は、同業組合或は商業會議所に對して必要なる協力を求むるものとす。

（註）納稅證を提出せずして運銷執照を發給せらるゝ登錄濟在庫品の一部分を除くの外、人絹含有國產織物は、該運銷執照下附申請者より、該人絹の納稅證を提出するに非ざれば、海外或は沿岸向船積の爲め通過することを得ず。手續を簡易にする爲め、輸出業者は又當該織物に含まるる人絹が總て納稅濟なることを申請書に證明することを要す。

第六節　指定外國品と同樣の國產品に對して發給する書類

(Issue of Documents for Native Goods Similar to Specified Foreign Goods.)

指定外國品(Specified foreign goods)と殆んど識別するを得ず、從つて國內を輸送するとき抑留せらるる如き國產品を輸送するには、左の書類の發給を受くることを得。

（一）土貨運銷執照(Native Goods Conveyance Certificate)（附錄第二十二參照）

海關を通過する凡ゆる土貨（指定外國品と同樣なるもの）に對し海關より發給することを得。

（二）土貨分銷執照(Native Goods Sub-Conveyance Certificate)

原仕向地より再船積するを得せしむる爲め該地同業組合、商業會議所或は工廠聯合會より、外國品に對すると同樣に、發給することを得。（本章第一節輸入品が販賣の爲め國內を輸送せらるゝ際の檢查に關する臨時規程第四條乃至六條參照）。

(三)土貨證明書(Native Goods Proof)

海關を通過せずして國內を輸送する貨物に對し、該地同業組合、商業會議所或は工廠聯合會より發給することを得統稅局證明書は、土貨證明書と共に提出せば、中國產綿布の積送品が通關したる時と雖も、土貨運銷執照の代用として受理することを得。

中國產綿布にして仕向港に到着したる後、外人が販賣の爲め他地方に積送するものは、統稅局の發給したる、分銷執照(Sub-Conveyance Certificate)の提出のみにて通關することを得。此場合は該地同業組合、商業會議所、或は工廠聯合會發給の土貨證明書を要せず。

第七節　海關檢查處を有する鐵道に於ける密輸取締に關する臨時手續

(Procedure governing the Prevention of Smuggling on Railways on which Customs Inspection Posts have been Established.)

一、鐵道に依りて輸送する外國品は海關輸入稅納入證を具備することを要す。(Foreign Goods transported by rail must becovered by Customs Import Duty Proof.)

(a)鐵道が外國貨物の輸送を受諾するは、該貨物が輸入稅納入證を具備せる時に限る。

(b)輸入稅納入證發給規定は、海關之を制定し、各停車場に掲示す。

(c)輸入稅納入證の書式は、海關より鐵道管理機關に送附し、同機關より各停車場に配布せしむ。

(d)外國品を鐵道によりて轉送するに際し輸入稅納入證を要する品名一覽表は、海關より鐵道當局に送附す。本表は隨時修正すべし。

二、鐵道積荷手續(Procedure at the Station of Loading)

(a)海關輸入稅納入證を具備せる外國品が、輸送の爲め停車場に運搬せられたるときは、當該商人は先づ停車場に駐在せる海關檢査吏に輸入稅納入證を提出すべし。納稅證が整備せること明らかとなるときは、海關檢査吏は之に捺印裏書して商人に返還し鐵道當局に提出せしむ。鐵道當局は仕向地海關の檢査に便するため關係貨物或は包裝の送狀に之を貼附すべし。海關設備無き停車場に於ては鐵道當局輸入稅納入證を檢査したる後該外國貨物を受理して輸送することを得。

(b)鐵道當局は輸入稅納入證を具備せざる外國貨物の輸送の受諾を拒絕すると共に、停車場に駐在せる海關吏が直接該貨物を取扱はざるやう之に通告すべし。

(c)鐵道當局が特別の理由に依り、輸入稅納入證を具備せざる外國貨物の輸送を受諾したる場合は、該當局は即時停車場の海關吏に通告し、若し停車場に海關吏が派遣せられ居らざる場合は、貨物仕向地の停車場に通告すべし。若し仕向地の停車場に海關設備無きときは、仕向地に最寄の海關設備有る停車場に通告すべし。斯く通告を受けたる停車場は、駐在海關吏をして該貨物を取扱ふを得しむる爲め該海關吏に該報告書を轉送すべし。積荷を爲す停車場

は、又該貨物が輸入稅納入證を具備せざる事を該貨物或は包裝の送狀に表示することを要す。

三、仕向地停車場に於ける手續(Procedure at the Station of Destination.)

(a)貨物或は小包が仕向地に到著したるときは停車場の海關吏は、驛長に該貨物或は小包の送狀の檢閱を要求すべし海關吏は、該送狀に正式に署名したる後、之に添附したる輸入稅納入證を取纏む。貨物或は小包の送狀に當該貨物が輸入稅納入證を具備せざる旨標記せる場合は、海關吏は該送狀に署名して直接貨物を處理すべし。海關吏が仕向地に駐在せざるときは次の手續を遵守することを要す。

(i)貨物或は小包の送狀に添附したる輸入稅納入證は、仕向地の停車場に於て之を取纏め、海關施設に最寄の停車場に送達して海關吏に轉送せしむ。

(ii)貨物或は小包の送狀に、當該貨物が輸入稅納入證を具備せざる旨を標記せる場合は、最寄の停車場に駐在せる海關吏は、積込停車場よりの報告を受けたる時直ちに仕向地の停車場に赴き該送狀に署名して直接該貨物を處理すべし。

(b)海關が沒收したる運賃、倉敷料、其他貨物に關する諸掛りは鐵道規程に依りて之を拂戾すべし。

四、乘客携帶の手荷物檢查(Examination of Passenger's Luggage)

海關吏は必要と認めたるとき、列車の靜止中或は進行中たると停車場にあるとを問はず、乘客携帶の手荷物を檢查することあるべし。

五、停車場に於ける海關檢查處の設備(Establishment of Customs Inspection Posts at Stations.)

(a)海關は各鐵道沿線の要害なる停車場に檢查處を設くることあるべし。

(b)各停車場に於ける檢査處の設備は事情を斟酌して海關之を決定し、關係鐵道管理局協議の上實現す。

(c)各停車場に於ける海關檢査吏の執務設備は、海關と關係鐵道管理當局との間に之を取極むるものとす。

(d)海關檢査處の設備を有する停車場名一覽表は、海關より關係鐵道管理局に送附し、參考の爲め各停車場に轉送せしむ。

(e)商用電話を除くの外、海關吏は海關の用件を傳達する爲め鐵道經營の電話或は電線を利用することを得。但し此種通話が鐵道の正規の機能に不當の障碍を與へざることを條件とす。電話料は規程に依り海關之を支拂ふ。

六、協力の取極め(Co-operative Arrangements.)

(a)鐵道輸送貨物及び(或は)乘客の携帶手荷物にして、海關が密輸取締法（Customs Preventive Law）に依りて差押ふべきものなること判明したるときは、鐵道當局は海關の要求に依り之に引渡すことを要す。

(b)鐵道警察は、各停車場或は列車に派遣されたる海關吏に十分の保護を與ふることを要す。

(c)鐵道備員が任意に密輸品を差押へて海關に引渡したるとき、或は海關吏が密輸品を差押へ得るやう之に報告したるとき、或は海關の密輸品差押へに援助したるときは、海關は海關規程に依り該備員に報酬を給與す。

(d)鐵道輸送貨物の差押より發生する抗議に對しては海關之が全責任を負ふ。

(e)海關吏は停車場或は列車內に於て其の義務を遂行するに當り、鐵道の普通機能に干渉し或は列車の時間割時刻より之を遲延せしむるを得ず。

(f)海關は晝夜を問はず各停車場に海關吏を派遣せしむることあるべし。

七、前記手續は、必要なる場合何時にても契約者の何れか一方の發議と他方の同意とに依り、之を修正することあるべし

第二十六章　小包郵便及び郵便物の海關管理

第一節　郵便局に於て郵送し或は郵便局より交付する小包は凡て海關に報告すべきこと

(All Parcels posted at, or delivered by, the Post Office must be reported to the Customs.)

(a)凡そ開港に於ける郵便局は、海關の認可なくして凡ての小包郵便を郵送し或は交付する事を得ず。

(註)一九三五年八月一日以後左の各港に於ては國內小包郵便に關する凡ゆる海關手續を廢止したり。

重慶、萬縣、宜昌、沙市、長沙、岳州、漢口、九江、蕪湖、金陵、鎭江

(b)郵便小包の名宛人或は發送者は、普通貨物荷受人或は出荷人と同樣に、該小包の內容即ち名稱、數量、品質、價格、發送地等を申告すべきものとし、海關は該申告を接受し或は檢關確認したる後、徵稅或は免稅をなす。名宛人が該申告をなし得ざる時は、海關は名宛人或は其代理人の面前にて普通辦法により當該小包を開封し、內容を確認して價格其他を定むることを得。

(c)海關規定に抵觸する小包は、普通貨物と全く同樣に海關之を沒收す。

第二節　國內郵便小包の海關管理

(Procedure for Customs Control over Domestic Postal Parcels.)

國內郵便小包の發送人は、郵送に際し直接海關と交涉することを要せず。但し該發送人は海關の參考の爲め郵便局書式に詳細事項を記入することを要す。其の小包は郵便局に接受したる後、目的地向發送する爲め郵便行嚢に納むる前、海關の精査を受くることを要す。檢査中疑あり、或は小包中に禁制品或は密輸品を包含することを發見したるときは、海關は該小包を抑留し、受領證を郵便局に發給す。檢査の爲め開封したる小包は、紙片を以て封印し海關及び郵便局員之に署名す。

第三節　郵便小包の關稅

(Customs Duties on Postal Parcels.)

（a）玆に關稅とは發送地より目的地に至る小包が、海關規定に從ひ賦課せらるゝ輸入稅或は輸出稅及び（或は）其他凡ての稅金を意味す。即ち小包郵便により外國より輸入せらるゝ外國貨物は、輸入稅及び、（或は）其他稅金の納入を、又小包郵便により外國に輸出せらるゝ中國貨物は、輸出稅及び（或は）其他稅金の納入を要するも、中國內一開港より中國內他の開港に、或は一開港より他の開港經由內地に、或は內地より一開港經由他の開港に小包郵便によりて送附せらるる中國貨物は轉口稅及び（或は）其他稅金を免除せらる。

（b）小包郵便により內地の一地點より內地の他の地點に送附せられ、且つ途中一開港を通過する中國貨物は轉口稅を免除せらる。（第十一章第十一節參照）。

第四節　郵便小包に課せらるゝ最低額關稅

(Minimum Duty leviable on Postal Parcels.)

國外に郵送する小包に課せらるゝ最低額關稅は國幣七角五分、外國より郵送せられ來る小包は一金單位とす。

本最低額關稅特權の濫用を防止せんがため左の規定施行せらる。

(a)外國宛中國郵送小包

二個或は其れ以上の小包が一發送人により同時に同一宛名にて發送せらるゝ時、該小包の內容が同一たると否とに關せず、總計國幣七角五分或は其れ以上に達すれば、課稅せらるゝものとす。

(b)中國宛外國郵送小包

二個或は其れ以上の小包が同一郵便にて同一名宛人に送附せられ來る時、之等が同一發送人たると否とに關せず、或は內容が同一たると否とに關せず、總計一金單位に達すれば、課稅せらるゝものとす。

第五節　小包郵便により一開港より他の開港或は內地向發送せらるゝ外國貨物の關稅辦法

(Duty Treatment of Foreign Goods sent by Parcel Post from Open Port to Open Port, or to Inland.)

小包郵便により一開港より他の開港、或は內地、或は外國の諸地向發送せらるゝ外國貨物は、輸入稅完納證明書の提

出せられざる限り、郵送の際輸入税を納入することを要す。然し乍ら實際に於ては海關は左の場合に限り證明書を要求す。

(1)當該貨物が中國に密輸入せられたるやも計り難し、と信ずべき理由ある特別の場合、及び

(2)或種の貨物が各指定港に於て、外國より輸入せらるゝより多量に小包郵便にて再輸出せらるゝを認められたる場合。

輸入税完納證明書の提出を要求せられ、滿足すべき證明書を提出せざりし時は、輸入税全額を課せらるべし。貨物が中國に於て再加工せられたる時は、該貨物が最初輸入せられたる際、輸入税を納入したる旨の滿足すべき證明書が提出せらるゝに非れば、輸入税全額を賦課せらるべし。

第六節　郵便小包中の禁制品

(Contraband,- Prohibited, and Restricted Articles in Postal Parcels.)

輸送禁制品例へば香煙草用紙、内外國製活動寫眞フイルム、麻酔劑、皮下注射器、鹽化ナトリウム、無線電信機及び材料(受信裝置を含む)、武器及び彈藥、軍需品、爆發物、毒瓦斯、人骨、人骨灰、收入印紙、納税證書、金類等を包含する小包は、郵送するに先だち、必要なる手續履行の爲め之を各當該開港（本章第一節(a)に列記したる長江十一港を含む）に於ける海關に提出することを要す。郵送時必要なる手續を履行せざりしときは、該貨物が開港に到達したるとき之を海關に提出すべきものとす。海關が輸送中の小包に禁制品を發見したるときは、該品は之を發見港の海關に予安

して處理す。海關施設の存在せざる地方に於ては、郵便局は該小包を當地主管官廳に引交す。（本章第十七節參照）。外國に逡附し或は海外より逡附する小包にして、禁制品を包含するものは、該品の輸入及び運輸に關する規程を遵守することを要す。（第二十一及び二十二章參照）。

第七節　郵便小包の納稅地點
(Place where Duty on Postal Parcels is Payable.)

郵便局が海關官吏に對し、小包檢閲、關稅の査定及び徵收の設備を提供せる開港に於ては、郵便小包に賦課せらるる凡ての關稅及び（或は）其他課金を、該設備事務所に納入すべし。海關施設無き內地に居住する者に外國より小包が郵逡せられたる場合には、當該受取人は配達地に最も近き開港に於て、關稅及び（或は）其他課金を納入することを要す。

特殊の場合に於ては、內地郵便局は該稅金の徵收を郵務當局より許可せらるゝも、徵稅は海關の査定に從ひてのみ行ひ得るものとす。受取人が該査定に異議を申立てたる時は、郵便局は該小包を配達せずして海關の決定を待つものとす。海關施設無き內地より外國向郵逡せらるゝ小包は代理人により開港海關を通關せしめらるゝことを要す。北京より外國に郵逡せられ、或は外國より北京に郵逡せられ來る小包は、出入港に於て納稅せず、北京に於て納稅すべきものとす。特殊地點に於ては、郵便局は海關と郵務當局の特別協定に從ひ發逡人代理人として措置を講ず。

第八節　發送人の放棄せる小包
(Abandoned Parcels.)

外國より郵逡せられたる小包を發逡人が放棄し、由つて郵務當局が之を賣却する時は、先づ賣上高より、要すれば郵

便料金及び諸費用を支拂ひ、然る後、規定關稅を控除して海關に支拂ふべきものとす。

第九節　損傷せられたる小包或は發送人に返還せられたる小包
(Parcels Destroyed, or Returned to Sender.)

外國より郵送せられたる小包が其儘原發送國に返還せられ、或は第三國に振り向けられ、或は內容が損傷により無價値となりたるため破毀せらるゝ場合にありては納稅を要求せられず。

第十節　海關の郵便物管理
(Customs Control over Mail Matter.)

禁止品、危險品、首飾(jewellery)、寶石或は關稅を納付すべき物品は何れも、普通書狀、見本包裝、及び印刷物包裝或は書留、保險及び代金引換書狀に同封することを中國郵政章程(Chinese Postal Rrgulations)により嚴禁せらる。外國より到達する凡ての封筒或は包裝が當該物品を包容すと嫌疑せられ、或は認めらるゝ時は、印刷物包裝の外、左の手續に從ひ處理せらる。

(一)書狀、見本包裝、或は印刷物包裝にして、特定の綠色貼紙をなし、或は其他海關手續を要する旨の指示を有するものは、海關申告書フォームを有すると否とを問はず、印刷物包裝の外、總て之に郵便局より反則事實を報告せる證明書(Verification Certificate)を添附し、直ちに發送元郵便局に返還することを要す。

該反則の再發せることと證明せらるゝ時は、中國郵政當局は該問題を當該國郵便管理局に報告し、該反則の停止を圖る

べき措置の採擇を勸告す。

印刷したる紙を包容する印刷物包裝は、若し關稅を課すべきものならば、納稅後之を引渡さるべし。但し印刷物郵送料金無料と上書せる包裝にして課稅貨物を包含するものは課稅貨物を含む書狀及び見本として取扱はる。

(二)當該地配達の書狀、見本包裝及び印刷物包裝にして、海關手續を要する綠色貼紙、或は其他何等の指示を添附せざるも、檢査のため抑留せられたるものは小包交付部(包裹投遞組Parcel Delivery Department)に保留せらる。海關は受取人を郵便局に招致し當該書狀或は包裝檢査のため開封せしむる通告を發し、且つ之を小包交付部に送附して普通郵便物配達手續に從ひ配達を求む。受取人が海關の通告を持ち郵便局に出頭する時は、小包交付部は當該郵便物を海關に手交し檢査のため開封せしむ。郵便物に關稅を納付すべき物品を包容せることを發見したる時は、當該書狀及び(或は)包裝は、之を海關に手交し海關緝私條例(密輸防止法 Customs Preventive Law)に從ひ處分すべし。該處分に關する決定權は海關にあるも、沒收の場合にありては、海關は郵便局に通告して、必要なる勸告を發送元郵便局に送達することを得せしむ。

(三)血清及び痘苗(ワクチン)を包含する郵便物—第一項に規定したる手續は、血清及び痘苗を包含する郵便物には之を適用せず。該郵便物は關稅納入後、受取人に交付することを得べし。

(四)當該地交付の書留、保險及び代金引換書狀にして禁止品或は課稅品を包含すと嫌疑せられ、檢査のため海關に抑留せられたるものは、小包交付部に送附し小包交付手續に從ひ處理すると共に、受取人に對しては郵便物受取證に、該物品が檢査のため抑留せられ居る小包交付部に出頭すべき事を招請せる旨の注意事項を附記し之を普通方法にて交付す。

（五）郵送中の書留、保險及び代金引換書狀にして、課税品或は禁止品を包含すと嫌疑せらるゝものには「海關手續を要す」("Customs formalities required") なる文句を記載したる貼紙を海關より貼附し且つ「引渡前海關手續を要す」("Customs formalities to be fulfilled before delivery")といふが如き必要なる注意事項を關係書留書狀證票(the relative Registered Letter Bill) に附記し、海關の設置ある送附先に最寄の郵便局に宛て之を送附す。受取人は自ら郵便局に出頭し、檢査のため書狀或は包裝の開封を要求せらるべきも或は又受取人の要請によりては、郵便局が代つて之をなすことあるべし。かくして惹起せられたる遲滯に關し、發送人或は受取人より異議の申立ありたる時は、該異議は海關に報告せらるべし。郵送中の書留、保險、或は代金引換書狀にして特定綠色貼紙を添附せられ、或は海關手續を要する其他の指示を有するものは、海關申告書フォームを有すると否とを問はず、何れも第一項に規定したる手續に從ひ辦理せらるべし。

（六）郵送中の普通書狀、見本包裝、及び印刷物包裝にして送附先郵便局に最寄の郵便局に於て海關手續を必要とするものは、第五項に規定したる手續に從ひ辦理せらるべし。

（七）海關に抑留せられたるも請求なき郵便物――課税品或は禁止品を包含すとの嫌疑を受け、前記第二及び第四兩項に規定したる手續に從ひ檢査のため抑留せられたる郵便物が、規定期限内に請求或は交付せられざる時は、當該書狀或は包裝は郵便局員立會の下に海關員之を開封し、其の中に課税品或は禁止品が發見せらるゝ時は前記第二項に從ひ辦理せらるべし。

第十一節　見本郵便
(Sample and Pattern Post.)

眞正なる商用見本に限り、見本郵便にて送附することを得。販賣用或は注文遂行用貨物、或は一個人より他個人に送附する物品にして實際見本に非るものを包含する小包は、海關規定を適用せられ、課稅或は沒收處分に附せらる。(第五章第十節參照)。

第十二節　郵便により開港に到達したる納稅濟中國産貨物を船荷として對外輸出するため同港に於て改裝する場合
(Duty-paid Native Goods arriving by Post at an Open Port to be Repacked there for Export Abroad by Freight.)

郵便により開港に到着したる納稅濟中國産貨物は、左記規定(原則として特に上海に適用する爲め制定せられたるも所要の施行施設を有する各開港に於ては所要の變更を加へて同樣に適用せらる)に從ひ、改裝の上船荷により外國に再輸出し得る特權を附與せらる。

(一)郵便小包を開港に於て船荷により對外輸出せんとする時は、發送人は發送港海關徵稅課に申請し、小包番號、價格、重量、內容、記號、及び納入濟稅金額を記載せる納稅證の寫一部を上海郵務總局海關包裹處副稅務司(the Deputy Commissioner of Customs, Shanghai Parcels Office)に轉送せしむることを要す。

(二)小包が上海に到着したる時は、受取人は前記の如き貨物の明細を記入せる輸入申告書正副二通を海關包裹處(the

Parcels Office）に提出することを要す。本申告書には「該小包は艀荷による對外輸出のため改裝をなすにより、再輸出證明書の發給を申請す」と裏書することを要し、本申告書と原出港より受領せる納稅證とが一致することを認めらるる時は、檢閱の終了と共に檢閱員之に署名し、海關包裹處副稅務司（the Deputy Commissioner in charge of the Parcels Office）之に副署封印をなすものとす。本申告書の正本も亦包裹處より該貨物の稅率並に船積港海關か徵收したる稅額の記入を受けたる後、上海海關戻稅課（存票股 the Drawback Office）に送附せらる。副本は申告者に返還せらるゝものとす

（三）前記せる如く、艀荷による對外輸出のため申告したる郵便小包は、凡ての貼紙其他を附したる原包裝の儘にて海關の認可したる倉庫に保管せらる。保稅倉庫を利用し得る場合は、海關は如何なる場合に於ても小包を正規の登記濟保稅倉庫に藏置せしむる權利を有す。

（四）艀荷による對外輸出のため、郵便小包を改裝し得る期限は、之が對外輸出港に到着したる日より十二ヶ月以內とす。

（五）對外輸出郵便小包の改裝は、保稅倉庫或は海關認可の倉庫に於て、海關吏監督の下に行はるゝものとす。改裝中海關が貨物の變更せられたるを發見する時は、其の改裝中の貨物は對外船積に際し、輸出稅及び附加稅の全額を納入することを要し、原船積港に於て納入したる轉口稅がその輸出稅額を超過する場合に於ても、本稅の差額の拂戾しを受くる權利を附與せられず、或は更に重大なる場合にありては貨物を沒收せらるゝものとす。

（六）海關は、對外輸出郵便小包の改裝を監視する爲め雇傭せられたる海關吏に對し通常料金を請求することを得。

（七）商人は貨物を改裝する際、本節第二項に規定したる裏書濟輸入申告書（the endorsed Import Application）と共に「艀荷による再輸出用」なる標記を附したる正副二通の改裝申告書（Application to repack）を改裝監視吏に提出すること

とを要す。正副二通の改裝申告書は、確認後、裏書濟輸入申告書と共に上海海關總務課副戻稅課（總務課副存票檯 the (General Office Sub-Drawback Desk) に送附せらる。該戻稅課即ち存票檯は改裝貨物登記簿 (theRepack Register) に細目を記錄し、改裝許可書 (a Permit to Repack) を發給す。改裝許可書に該戻稅課副主任が頭字署名をなしたる後、改裝輸入申告書副本は、裏書濟輸入申告書と共に接所 (waiting room) を通じて申告者に返還せられ、同申告書原本は整理室 (sorting room) に送附せらる。

（八）再輸出に當りては、再輸出申告書に裏書濟輸入申告書及び改裝申告書副本を添附し、上海海關總務課に提出することを要す。然る時は貨物の取替へられざりしを條件とし、無稅にて通過せしめらる。賦課せらるゝ輸出稅が、原船積港にて納入したる轉口稅を超過する場合は、此の差額を徵收せらるべし。（第十章第十二節四參照）。

（九）貨物の船積後、申告者は上海海關戻稅課(存票股 the Drawback Office)に運轉士受取證(Mate's Receipt)、改裝申告書副本、及び輸入申告書を提出して再輸出證明書 (a Re-export Proof) の發給を申請し、次いで之を原納稅港に送附し、對外船積港に於て賦課せられたる輸出稅に對する既納轉口稅超過額の戻稅を回收することを得。

第十三節　郵便により開港に到達したる納稅濟中國產貨物を郵便により對外輸出するため同港に於て改裝する場合

(Duty-paid Native Goods arriving by Post at an Open Port to be Repacked there for Export Abroad by Post.)

郵便により開港に到達したる納稅濟中國產貨物に對しては、左の規定（原則として特に上海に適用すべく制定せられ

たるも所要の施行施設を有する各開港に於ては所要の變更を加へて同樣に適用せらる）に從ひ、再輸出の特權を附與し郵便により對外輸出のため同港に於て改裝することを許可す。

（一）小包郵便により上海に到達する中國産貨物を改裝し、小包郵便にて再輸出せんと欲する商人は、該小包を引取るに先だち小包收稅處、（Parcels Office）に輸入申告書を提出することを要す。本申告書には貨物の全細目事項、即ち原發送地點、記號、種類、數量、重量、及び價格を記載することを要す。該申告書が整備せる時は、小包收稅處檢閱員之に裏書し、且つ當該處副主任之を引合せたる後、商人に返還す。但し右裏書は當該小包の引取られたる後に於ては如何なる場合も之を附せられざるべし。

（二）貨物を改裝せんとする場合の手續は、船荷によりて到着する貨物の場合と同一なり。但し正副二通の改裝申告書を作製すると共に前項記載の裏書濟輸入申告書を添附することを要す。改裝申告書の副本は之をパス（Pass）に代用し、裏書濟輸入申告書と共に申告者に返還せらる。

（三）小包郵便により改裝及び（或は）再加工したる貨物が、再輸出せらるゝに當りては、之が船荷により輸入せられたると、郵便局を通じ輸入せられたるとを論ぜず、船積指圖書（Shipping Order）により船積せらるゝ場合には、申告者は必要なる書類を完備することを要す。即ち貨物の原産地詳細並に改裝前後の詳細事項を記載せる再輸出申告書を、改裝申告書副本と共に改裝監視員に提出し、且つ該貨物が小包郵便により再輸出せらるゝ旨を申告することを要す。貨物の檢閱は、該貨物の保管せらるゝ「改裝」倉庫に於て行はれ、申告書を作製して海關の監護の下に該貨物を郵便局に轉送すべきものとす。

第十四節　小包郵便により對外輸出せられ原發送人に再輸入せらるゝ納稅濟中國產貨物

(Duty-paid Native Goods exported abroad by Parcel Post and reimported by original sender.)

郵便小包にて外國に送附せらるゝ中國產品にして、直ちにその然ることを證明し得るものが、發送先に於て賣捌し得られずして原發送人之を再輸入する時は、中國に再入港するに當り、輸入稅を免除せらるゝも旣納輸出稅は之を返還せられざるものとす。當該小包が原狀の儘にて對外宛名を書改め再輸出せらるゝ場合に於ては輸出稅を再課せらるゝことなし。

第十五節　國境附近の內地郵便局にて郵送せらるゝ未納稅外國貨物に對すする海關の監視

(Customs Supervision over Non-duty-paid Foreign Goods posted at Inland Post Offices near Frontier.)

國境附近の內地郵便局にて小包により郵送せらるゝ未納稅外國貨物の密輸を防止するため郵務、海關兩當局は左の手續を協定せり。

一九三六年一月一日以降、附錄第十三に記載したる一覽表中の各郵便局に於て郵送せらるゝ凡ての小包は、引渡し前

に海關檢閲の施行し得らるゝ地點に宛てられたるものを除き、左の取扱を受くるものとす。小包郵便の海關檢閲を行ふ地點の一覽表は附錄第十二を參照すべし。

（一）沿岸及び國境地方の各指定郵便局の接受したる小包は、下記第三及び四項に規定せるものを除く外、海關檢閲を受くることを要せず。

（二）右小包に關して發行したる各小包票（包裹清單）の檢閲並に記錄のため、最寄り海關施設に送達することを要す。

（三）若し郵便局長が、郵便物の異常なる輻輳、或は其の地方に固有ならざる貨物を包含する小包の提出、或は其他の原因より、該郵便局が密貿易の代理人として利用せられ居ると疑ふべき理由を有するときは、其の自由裁量に依り、該容疑小包或は其中より代表的に抽取りたるものに郵便局の封印を施して、最寄り海關施設に送達し、海關檢査を受けしむることを要す。

（四）若し海關が何處の郵便局に於ても密貿易の代理人として利用せられ、或は何種の小包にても關稅未納外國品を包含することを疑ふべき理由を有するときは、海關は其の嫌疑を當該郵便局長に通告し該局長の自由裁量に依り、容疑小包或は其中より代表的に抽取りたるものに郵便局の封印を施して、最寄り海關施設に送達し、海關檢査を受けしむべく要求することを得。

（五）海關は、前記第三項に依り、郵便局長の自由裁量にて檢閲の爲め海關に送達したる小包を差押へたる場合、生ずることあるべき賣上金の十分の四に相當する報酬を郵便規程により配達料として當該郵便局長に支給することを要す。

第十六節　滿洲及び熱河より郵送せられ來る小包

(Parcels from Manchuria and Jehol.)

滿洲及び熱河より郵送せられ來る小包は、外國より郵送せられ來る小包と同一方法にて發送先開港に於て、又內地宛小包の場合にありては內地發送先に郵送せらるゝに先だち、最後に到達したる開港に於て海關手續に從ひ辦理せらるゝものとす。

第十七節　麻醉劑を包含する小包

(Parcels containing Narcotics.)

麻醉劑を包含する郵便小包を差押へたる時は、該麻醉劑の一小部分を郵便局に手交し、之を更に原受取人に送附して逮捕の便に供す。

本規定は、麻醉劑を包含する郵便小包を郵送中、中間開港の海關が差押へたる時に限り、之を適用するものとす。

違反者が逮捕せられざりし時は、差押へに關する全詳細事項及び凡ての有用なる證據を海關監督に提供し、違反者の追究に關し該當當局者と打合せをなすべきことを要請するものとす。

第十八節　統稅を納付すべき貨物を包含する小包

(Parcels Containing Goods Liable to Consolidated Tax.)

(a)統稅を納付すべき貨物を包含する小包が、統稅區域外の地點より開港(揚子江の各開港を含む)に到著したる時

は、配達前に海關に提出して統稅徵收をなさしむることを要す。

（b）統稅區域內の開港（第一節（a）に列擧したる揚子江岸の十一開港を含む）に於て郵送せらるる小包にして、統稅を納付すべき貨物を包含するものは、郵送前に海關に提出し、先づ關係書類の證明に便ならしめ、次に其送附先に於ける引渡を進捗せしむることを要す。

（c）課稅貨物を包含する小包が統稅區域外の開港に到達したる時は之を海關に提出することを要せず。但し廣東廣西兩省內の開港に到達する小包にして卷煙草（rolled tobacco）を包含するものは例外とす。

第二十七章　貨物及郵便物の航空輸送

第一節　商用飛行機管理規則

(Customs Control over Commercial Aircraft.)

政府は海關の商用飛行機管理權を設定するため、左の暫行規程を公布したり。

一、海關吏一名は連日飛行場にて勤務に就くべきものとす。

二、該海關吏は飛行場當局より適當なる事務所設備を供給せられ、可能なる範圍内にて自ら之を選定することを得。

三、飛行場當局は商用飛行機の發着時間表一部を豫め海關に提出し、且つ其後に於て之に變更を生じたる時は通告を發すべきものとす。

四、海關は凡ての商用飛行機の着陸直後及び離陸直前に精査をなす。離陸するに當り、海關は該機が輸送する郵便物行嚢及び旅客手荷物の數を記載せる關單(通關手續證明書 Clearance Record)を發給す。

五、海關吏は何時にても必要と認めたる時旅客手荷物を檢閲す。

六、旅客手荷物として携行するを許可せられたる物品以外のものの輸送は、海關規定に從ふものとし、之に違反する時は規程に基き處罰せらる。

七、商用飛行機により禁制品を携行することは之を嚴禁す。

八、水陸兩路によりて轉送する郵便小包に關する郵便局駐在海關包裹處(the Customs Parcels Office at the Post Office)の現行徵稅規則は飛行便による郵便小包の場合にも同様に適用せらる。

第二十八章　執務時間、休日、特別許可書、同料金及其他料金

第一節　船舶が貨客の積卸をなし得る日時

(Customs Hours and Days for Working Vessel.)

日曜休日以外の日に於ては日出より日沒までの間（即ち午前六時より午後六時まで）船舶は隨時貨物の積卸をなすことを得。日曜休日及び(或は)日沒より日出までの間に貨客の積卸をなさんとする時は、特別申告書の提出により特別許可を與へらるべし。

海關の執務時間、即ち海關が營業取引のため公開せる時間及び海關驗貨廠 (Customs Examination Shed) に於て貨物檢閲の施行を許可せらるゝ時間等は各港之を異にし、各海關或は驗貨廠入口等に備へたる掲示板に告示す。

第二節　海關休日

(Customs Holidays.)

政府の布告により現在政府各部門が遵守すべき休日の一覽表は左の如くにして、該休日に於ては海關は之を閉鎖し、特別許可證書を有するに非ざれば船舶の荷役を停止せしむ。

一月一日　一月二日　一月三日
三月十二日　三月二十九日
八月二十七日

十月十日

十一月十二日

第三節　貨物積卸料金

(Fees for Working Cargo.)

日曜、休日、或は平日の日出、日没間に於ける貨物積卸の特別許可を得るため納入すべき料金左の如し。

平　日

自午後六時至同十二時……………………國幣二八元

自午後六時至午前六時……………………同　五六元

日曜及び休日

自午前六時至午後六時……………………國幣五六元

自午後六時至午後十二時…………………同　五六元

自午後六時至午前六時……………………同一一二元

自午後十二時至午前六時…………………同一一二元

第四節　旅客積卸料金

(Fees for Working Passengers.)

日曜休日或は平日の日出より日沒までの間に於ける旅客積卸の特別許可を得るため納入すべき料金左の如し。

海洋航行汽船

平日、　自午後六時至午前六時……國幣二十元

日曜及び休日、　自午後六時至午前六時……同　四七元

沿岸航行汽船……同　五元

內河航行汽船……同　二元

第五節　特別許可書下附の申告せらるゝ場合
(Special Permits: when to be applied for.)

特別許可書は海關の執務時間內に申告受領し、發給後之を使用すると否とに拘はらず、申告に際しては料金を支拂ふことを要す。

本規定の變更には、(例へば該許可書を使用せざりし時納入料金の一部返還の如き)總稅務司の認可を要す。

第六節　特別許可書料金の納入免除を受くる船舶
(Special Permits: Vessels exempted from payment of Fee.)

遭難船舶、政府用品或は慈善用品を積卸する船舶、及び納稅濟の船舶用石炭或は油類のみを船積する船舶は特別許可書料金を免除せらる。

第七節　海關が徴收する料金
(Fees collected by the Customs.)

海關は一般公務に對し左の料金を徴收す。

(a)代理領事料金 (*Quasi-consular Fees*)

船舶入港……………………國幣　八元

船舶出港……………………同　八元

船舶書類の裏書……………同　三元

(第二章第四節及び第二十章第十一節參照)

(註)(a)被曳艀船及び其の曳船は、代理領事料金の賦課に關し一船舶と看做さる。但し一曳船或は一ランチの曳く被曳艀船數が該港海關規定の定むる數を超過せざる場合に限る。

(b)領事館當局の發給したる混合料金證明書を有する船舶は、當該船舶の所屬領事代理が不在にて事實上海關が代理領事事務を執る場合、海關が課徴する代理領事料金の納入を免除せらるゝことなし。

但し前記規定は、當該船舶の所屬領事が不在の爲め海關が代理領事の事務を執るに對して代理領事料金を課徴するを正當と考へ得る場合に於てのみ之を課し得るものとの意に解すべきものとす、即ち通航免狀にて鎭江に寄港する定期河川汽船にして長江通商暫行章程に從ひ通航免狀(River Pass)を提示するを要するのみのものに對しては、課徴するを得ず。特別通航免狀(Special River Pass)に據る海洋汽船にして其書類が規定に據り實際領事館或は海關に供託せられ居る場合は課徴するを得ず。

(b)積荷目錄出港有効期間の延長

輸入積荷目錄の出港有效期間は十五日にして、此の期間を超過する時は左の比率に從ひ延長料金を納入することを要す。

最初の三回(延長期間は每回五日を以て限となす)……每回三〇元

第四回……同　五五元

第五回……同　八〇元

其の後は五日を延長する毎に二十五元を增額す。

廣東の慣例――廣東に於ける料金率は、延長期間の長さに關せず、十五日の期限滿了後は五日間の期限毎に國幣三十一元なり。(第三章第十二節參照)

(c)領事送狀料金

海關が發給する代理領事送狀(Surrogate Consular Invoice)……金單位一五元

(第五章第十一節第九條參照)

(d)通關人鑑札料金(Customs Brokers Licence Fees)

年度鑑札……國幣一〇元

年度書換……同　二元

(第四章第二節第十四條參照)

(e)保稅倉庫料金

年度鑑札……………………………………國幣七八元
年度鑑札書換……………………………………國幣一六元
見本抽取或は檢閲許可書……………………………同　一六元
監視料(海關吏一人一日)……………………………同　一六元
監視料(海關吏一人一ヶ月)…………………………同四六八元
(第七章第一節參照)

(註)監視吏の常置を必要とする所を除き、保税倉庫所有者は、一日國幣十六元或は一ヶ月國幣四百六十八元の割合にて監視料を納入する選擇權を有す。海關吏が全一日を要すると一日以内を要するとに關せず國幣十六元は最少額にして、月極料金の納入を欲せざる者は日極料金を納入することを要す。

(f)保税油槽及び倉庫料金

年度鑑札……………………………………國幣三九〇元
年度鑑札書換……………………………………同　七八元
油槽及び倉庫監視料月額……………………………國幣一五六元
海關吏の專任勤務を必要とする設備の監視料、一人一ヶ月……………國幣四六八元
(第七章第二節參照)

(g)原油精製特別保税工場料金

鑑札(五ヶ年有效)……………………………………國幣　一、五六〇元

鑑札書換(五ケ年有效)……國幣 三一二元

原油精製保稅工場及油槽監視料(各設備一日に付)……同 一六元

海關吏の專任勤務を要する原油精製保稅工場及油槽監視料(海關吏には家具附宿舍を供給す)、一人一ケ月……同 四六八元

海關勤務時間外操業の工場或は油槽の監視料

平　日　自午後六時至同十二時……國幣 二八元

　　　　自午後六時至午前六時……同 五六元

日曜及休日　自午前六時至午後六時……同 五六元

　　　　自午後六時至同十二時……同 五六元

　　　　自午後六時至午前六時……同 一一二元

(第七章第三節參照)

(b)自動車組立保稅工場料金

鑑札(五ケ年有效)……國幣 一、五五八元

鑑札書換(五ケ年有效)……同 三一二元

海關吏の專任勤務を要する監視料、一人一ケ月……同 四六八元

海關勤務時間外操業の工場の監視料金

平　日　自午後六時至同十二時……同 二八元

　　　　自午後六時至午前六時……同 五六元

日曜及休日

自午前六時至午後六時……國幣　五六元
自午後六時至同十二時……同　五六元
自午後六時至午前六時……同　一一二元
自午後十二時至午前六時……同　一一二元

（第七章第六節參照）

（i）原産地證明書料金

原産地證明書……國幣　二元

（第九章第十五節參照）

（j）内河航行船舶料金

年度證明書……國幣三一元
書換料……同　八元

（第十三章第五節參照）

（k）公證手續料金

署名證明……國幣　三元

（註）一書類に認めたる署名全部を同時に證明する場合は一署名にて充分にして、單一料金（即ち三元）のみを請求せらるるものとす。

海難報告（Noting protest）……國幣八元

海難證明書(Extending protest)……國幣一六元
前記二書類の寫本、百字に付……同　八元
輸入或は輸出證明書……同　二元
海關證書(Customs Document)寫本、或は納稅證明受領書……同　二元
中國籍船舶の外國籍船員僱用或は解僱、一人に付……同　三元
領事未設國船舶の中國籍船員僱用、一人に付……同　三元

(第二十九章參照)

(l)港外にて貨物積卸をなす船舶の料金

每船舶、每日……國幣一六元

(第一章第一節參照)

(m)工場製品料金

特別證明書發給……國幣　二元
特別證明書と引換に發給する輸送證明書……同　二元

(第三十章第十四節參照)

第八節　港外料金の免除

(Exemptions from Outside Harbour Limits Fees.)

(a)港内にて燃料油の積載或は危險物の積卸をなすことを禁止せる開港の港外にて之を行ふ船舶には港外料金を課せ

さるものとす。

（b）監視料金の月額或は年額を納入したる石油類保税倉庫に於て貨物の積卸をなす船舶には港外料金を課せず。（第七章第二節參照）。然し乍ら保税倉庫鑑札（Bonding Licence）が効力を臨時停止せられたる場合は（第七章第二節第九項及び第十項參照）、港外料金を課せらるゝものとす。油類保税倉庫監視料及び港外料金は同時に賦課せらるゝことなし。

第九節　海關が徴收する各地料金

(Local Fees coelected by the Customs.)

海關が碼頭及び倉庫、貨物の記號添附、海關倉庫の軍需品藏置、水先案内鑑札（Pilotage Licence）の下附、等の監視に關する公務に對し徴收する料金率は、各港之を異にし、各海關に申告する時は之を知ることを得。

第十條　海關が徴收する他種料金

(Other Fees collected by the Customs.)

海關が船舶の旅客搭載能力及び容積噸の測定、船舶の汽罐及び機械の檢閲に關する職務を申請せられ、之を遂行したる場合は左の料金を徴收す。

（a）船舶の旅客積載能力測定料金

五十人以下	國幣	八元
五十一人乃至百人	同	一六元
百一人乃至二百人	同	二三元

二百一人乃至三百人……國幣　三一元
三百一人乃至四百人……同　三九元
四百一人乃至六百人……同　五五元
六百一人乃至八百人……同　七〇元
八百一人乃至一千人……同　八六元
一千人以上は二百人或は其以下を增す每に國幣十六元を增額す。
（第十三章第四節、第十五章第十三節及び第十四節參照）

（b）船舶の容積噸測定料金

總噸數五〇噸以下……國幣　三一元
同　五一噸以上一〇〇噸以下……同　三九元
同　一〇一噸以上二〇〇噸以下……同　四七元
同　二〇一噸以上五〇〇噸以下……同　六二元
同　五〇一噸以上八〇〇噸以下……同　七八元
同　八〇一噸以上一、〇〇〇噸以下……同　九四元
同　一、〇〇一噸以上一、二〇〇噸以下……同　一〇九元
同　一、二〇一噸以上一、五〇〇噸以下……同　一二五元
同　一、五〇一噸以上二、〇〇〇噸以下……同　一四〇元

同　二、〇〇一噸以上三、〇〇〇噸以下……………………同　一五六元
同　三、〇〇一噸以上四、〇〇〇噸以下……………………同　一七二元
同　四、〇〇一噸以上五、〇〇〇噸以下……………………同　一八七元
同　五、〇〇一噸以上……………………………………同　二三四元

（第十三章第四節、第十五章第十三節及び第十四節參照）

（c）船舶の汽罐及び機械檢閱料金

登簿噸數五〇噸以下……………………………………國幣　四七元
同　五一噸以上七五噸以下…………………………同　七〇元
同　七六噸以上一〇〇噸以下………………………同　九四元
同　一〇一噸以上一五〇噸以下……………………同　一一七元
同　一五一噸以上二五〇噸以下……………………同　一五六元
同　二五一噸以上五〇〇噸以下……………………同　一九五元
同　五〇一噸以上一、〇〇〇噸以下………………同　二三四元
同　一、〇〇一噸以上一、五〇〇噸以下…………同　三一二元
同　一、五〇一噸以上二、〇〇〇噸以下…………同　三九〇元
同　二、〇〇一噸以上……………………………………同　四六八元

（第十三章第四節參照）

第二十九章　稅務司の遂行する公證手續

第一節　公證手續規程

(Regulations governing Notarial Acts.)

一、海關稅務司は公證手續の援助を必要とする中國籍商人及び船舶、無條約國の國民及び船舶、其他領事未設國のものに對して之を遂行することを認可せらる。茲に海關稅務司（Commissioner of Customs）とは暫行的に海關責任者たる稅務司(Commissioner)、副稅務司(Deputy Commissioner)、或は之が補佐員(Assistant)を謂ふ。

二、遭難船舶の船長は開港に到着の日の翌日內に海關稅務司の許に出頭し海難報告(Protest)を手記することを要す。

三、該船長は出港に先だち再び海關稅務司の許に出頭し海難報告書を提出すべし。海難報告書（extended protest）は航海日誌（log book）或は船長自身の記憶、或は運轉士、機關士及び信賴し得る船員の記憶より起草せられ、船舶の遭遇せる暴風雨或は惡天候、突發事故、及び船長が適當と思考して執行せる職務の聲明書或は陳述書たることを要す。該海難報告書は船長、運轉士及び其他一名或は一名以上之に署名することを要す。

四、船長は左の場合に於ては前記せる所と同樣に海關稅務司の許に出頭し、海難報告の手記、及び海難報告書の提出をなすことを得。

（a）衝突により損害を蒙りたる場合。

（b）傭船者が船積せざりし場合。

(c)荷受人が引取らざる場合。

(d)傭船契約により日數超過增拂金(Demurrage)の支拂はるべき場合。

(e)書類に署名の證明を要する場合、其他。

五、商人も同樣に海關稅務司の許に出頭し、船長の失當行爲、泥醉其他、即ち船長が迅速に出航せざりし場合、普通方式により船荷證劵に署名せざりし場合、其他の反則行爲ありたる場合には之に抗議する事を得。

六、署名證明料金は國幣三元、海難報告手記料金は國幣八元、海難報告書提出料金は國幣十六元とす。本書類の各公式寫本料金は、百字或は百字未滿每に國幣八元とす。海關書類（Customs document）或は關稅受取證明書の各公式寫本料金は一書類に付國幣二元とす。

（註）一書類に認めたる署名全部を同時に證明する場合は、一署名にて充分にして、單一料金(即ち三元)のみを請求せらるるものとす。

七、海難報告は海關稅務司より入手し得る特別書式に從ひ、英語或は中國語を以てすることを要す。

八、無條約國々民並に領事未設國々民或は市民が公證援助を必要とするときは、同樣にして海關稅務司に申請する事を得。

九、海關稅務司の許にて署名したる公證書類の寫本を爾後證據物件として提出することを要するが如き場合には、該寫本は發給前公證手續の行はるゝ開港の海關監督之に封印することを要す。

十、海關稅務司の許にて行はれたる公證手續が、外國法庭に認知せらるゝを要する時は、該手續を行ふ船長或は商人は、發給せらるゝ公證手續寫本(一部或は其以上)を受領したる後、該手續の認知をなす該關係國領事館或は公使館に請

求し裏書及び封印を受くることを要す。

十一、船長が海關稅務司の許に海難報告書を提出するに當りては、報告せる海難の發生當時、該報告書の連署人が事實上該船舶乘組員の一人たりし證據として海員雇入證を提出することを要す。

十二、外國籍船員(船長、運轉士及び機關士)が中國籍船舶に雇用或は解雇せられ、海關稅務司の許にて海員雇入證に署名する場合に於ては、該雇用或は解雇せらるゝ各人に對し國幣三元を納入することを要す。

十三、領事未設國の船舶が國籍證書其他を海關に供託する場合、船長が中國人を水夫其他の資格にて雇用するため稅務司の許に出頭する時は、該船長は該雇用人が中國開港に於て解雇せらるゝか、或は人費を支拂ひて中國歸還船賃を給與せらるゝ旨の覺書を海員雇入證に記載し、船長之に署名すべきものとす。該雇用各人に對しては國幣三元の料金を支拂ふことを要す。

(註(一)內河のみを往復する二百噸以下の中國船を除く外、中國船船長の提出したる海難報告書は、證明の爲め航政局に提出することを要す。

(二)海關は外國船船長及び內河のみを往復する二百噸以下の中國船の船長か提出したる海難報告書を受理し且つ裏書すべし。

第二節　保證書、年度保證狀、其他の證明

(Attestation of Bonds, Annual Guarantees, etc.)

凡ての年度保證狀、海關登記の申告書、及び外國商人に提出せらるゝ保稅倉庫保證書は、當該地に領事代表の設け有れば之に證明せらるゝを要すると共に、領事未設國家の商人並に中國商人が提出する前記書類に、可及的には該地中國

當局(例へば上海に於ては社會局の如し)より、又之に由らざる時は公證手續を行ふ海關稅務司より、證明を受け且つ之に所要數の收入印紙を貼附して法定義務を履行することを要す。

其他の保證書例へば生糸、茶等の保證書及び外國港經由中國開港間に輸送する中國產貨物の保證書は、年度保證狀に保證したるか、或は海關に(正規の證明を受けたる申告書により)正式に登記したる會社或は商人に提出せられたる時に限りて受領せらるゝものとす。之等の保證書は領事、中國當局、或は海關稅務司の證明を要せざることあるべし。

第三十章　機製洋式貨物

第一節　機製洋式貨物の定義

(Definition of Privileged Factory Products.)

中國政府より機製洋式貨物に對する特權を附與せられたる中國或は外國工場が、中國内に在りて機械或は手工業にて製造したる洋式貨物は、對外輸出或は國内輸送せらるゝに當り、本章第七節に詳述せる特殊課稅辦法の特權を附與せらる

（註　非機製洋式貨物を機製貨物として、輸送し依つて脫稅を意圖せらるる可能性あるを防止する爲め、政府は滿洲各海關閉鎖前該當各工場の製產品に對して附與せる機製洋式貨物たるの特權を臨時撤去する旨規定したり。

第二節　機製貨物待遇を享受する手續

(Procedure for obtaining Privileges.)

自家製造貨物に對し機製貨物待遇を享受せんと欲する製造業者は、實業部に申請することを要す。製造業者が外國人なる時は、自國大公使館を通じて申請することを要す。實業部は特權を認可するに先立ち、工場を檢閲し特權の要請せらるる貨物を實際に製造するや否やを確むるものとす。

第三節　機製貨物待遇享受工場の登記

(Registration of Privileged Factories.)

機製貨物待遇を享受する工場は、年一回最寄り海關に登記をなし所有權、製造方法、所要の年生產額に關する詳細を

明示することを要す。工場が年度始め一ケ月内に登記を怠る時は督促狀を送附せらる。該工場が尙登記を怠る時は、特權は一時停止せらるべし。

第四節　機製貨物待遇享受工場の檢閱
(Inspection of Privileged Factories.)

海關は特權濫用の防止、稅收の安全、誠實なる製造業者の保護を計るため、機製貨物待遇を享受する各工場を、少くとも年一回檢閱するを命令せられたり。輕微なる濫用の發見せられたる時は、當該工場は海關規定に從ひて罰金又は科料に處せられ、違犯行爲重大なる時は、事件を政府に附託し、當該工場の特權を取消さるゝことあるべし。該工場が購入したる貨物に對し、特權を適用せるを發見したる時は、該適用行爲は特權認可の原條件に抵觸するが故に、特權は之を取消さるゝものとす。

第五節　機製貨物待遇享受工場の所有權其他の臨時變更
(Temporary Changes of Ownership, etc., of Privileged Factories.)

所有權が臨時變更せらるゝ場合(即ち借入金契約等により一定期間に於ける借家契約の形式にて)、工場名、製造額、商標等が登錄原本と一致する時は、特權認可は繼續せらるゝも、工場名の變更ある時は、該變更が海關に通告登記せられざりし限り特權を停止せらる。製造額或は商標に變更ある場合に於ては、政府に照會中特權を停止せらる。

第六節　機製貨物及其輸移出申告書に工場名及商標を標記すべきこと
(Factory Products to be Clearly Marked, and to be Certified as such on Applications.)

對外或は沿岸同積出せらるゝ凡ての機製貨物は、該物品の慣習に從ひ、物品自體或は貼紙或は包裝上に工場名及び商標の檢印を捺すことを要す。之を行はざる時は普通貨物と同樣に課稅せらる。機製貨物輸出に要する各申告書には、左の覺書を記載し申告者之に署名することを要す。

「右の貨物は……工場の製品なることを茲に證明致候就ては特別課稅辦法及び特別書類發給認可相成度茲に及申請候也」

右の各事項を記載せざる時は、貨物は普通貨物と同一辦理を受け、政府の認可したる特權辦法の利益を喪失すべし。

第七節　課稅辦法
(Duty Treatment.)

機製貨物の課稅辦法は左の如し。

(a)對外船積品は、納稅を免除せらる。

(b)中國內輸送品は、最初經過する海關に於て本稅(single duty)及び本稅の半額に相當する附加稅を納入すべきものとす。該稅率は機製貨物に適用する最低稅率に基づきて編したる機製洋式貨物稅則に依り劃一に之を徵收すべきも

のなり。而して若し本規則の從量税率が從價の五%より高率なる時は、該商人の申請により常に從價五%を適用せらるゝものとす。

（註．前記機製洋式貨物税則（"Privileged Factory Products Tariff": Miscellaneous Series. No. 45; Shanghai, 1934.）は一九三四年四月一日より施行し、之を別冊出版物として一般に販賣せり。

（c）統税納入義務ある機製貨物が、統税區域内の開港間を輸送せらるゝに當り、統税納入濟證明書(Consolidated Tax-paid Certificate. 第十七章第二節(d)參照)を提出する時は、關税及び附加税を免除せらる。

(d)中國内各處に輸送せらるゝ機製貨物は、若し之と同一狀況にある普通中國品が轉口税を賦課せられざる時は、機製貨物として本税(single duty)を免除せらる。統税を課せらるゝ機製貨物は本規定の限りに非ず。

第八節　開港經由對外輸出機製貨物

(Export to Foreign Countries *via* one or more Open Ports.)

機製貨物が他の開港經由對外船積を申告せらるゝ時は、該貨物は最初の開港を無税通過せしめらる。添附せらるゝ申告書副本は對外積出開港海關に提出すべく、之には左の如き檢印を受くべきものとす。

> 今後一ヶ年間無税對外積換輸送を許可す。輸入せらるる時は……(税率及單位)……にて本税を賦課す。
>
> 民國　年　月　日
>
> 海關税務司

第九節　特別免税證及輸送證

(Special Exemption Cetirficates and Conveyance Certificates.)

一般規程或は内河汽船航行規則に從ひ通商する船舶により、甲開港より乙開港に船積せらるゝ機製貨物は、船積開港海關規程に從ひ納税すべきものとす。該海關は申告書副本の形式の特別免税證を發給す。本證書は正規の檢印を有し、到着港に於て該製品の免税を許す。之等製品が次いで内地に輸送せらるゝ時は、海關は追加課税を徴せずして輸送證を發給す。商人が海關監視の下に貨物を小形包裝に改裝し、數ヶ所に於て販賣せんと欲する時は、海關は所要數の輸送證を發給す。

輸送證の効力――輸送證は發給期日より十二ヶ月間有効なり。

第十節　沿岸向再移出せらるゝ機製貨物の課税辦法

(Duty Treatment of Factory Products on Re-exportation Coastwise.)

(a)機製貨物が内地より返送せられ、更に開港或は寄港地に再移出せらるゝに當り、輸送證の期限滿了せる時は、普通中國產貨物と同樣に辦理せらる。轉口税は要すれば之を賦課せらるゝものとす。

(b)機製貨物が内地より返送せられ、次いで開港或は寄港地に再移出せらるゝに當り、輸送證の期限滿了せる時は特別免税證 (Special Exemption Certificate) の發給を受けて輸送すべきものとす。

(c)十二ヶ月の期限を超過し、尚港内に保留せられたる中國機製貨物が、他の開港或は寄港地に再移出せらるゝ時は

普通貨物として取扱はれ轉口稅は要すれば之を賦課せらるゝものとす。

第十一節　外國より再輸入せらるゝ機製貨物の課稅辦法

(Duty Treatment of Factory Products Re-entering China.)

外國より中國に返送せらるゝ機製貨物が原輸出港に於て再輸入せられ、滿足すべき原貨物證明書を提出せらるゝ時は無稅通關することを許され且つ機製貨物の待遇を享受することを得。機製貨物が原輸出港以外の開港にて再輸入せらるる時は、機製貨物の資格を喪失したるものとして全額輸入稅を徵收せらる。

第十二節　損傷により工場に返送せらるゝ機製貨物の課稅辦法

(Duty Treatment of Factory Products Damaged and Returned to Factory.)

輸送中損傷したる機製貨物待遇を享受する各工場の製品は、追加納稅を行はずして工場に返送することを得。但し該製品は輸送證或は特別免稅證の原發給日附より十二ケ月以內に申告せらるゝこと、原貨物たる證明は海關を滿足せしむること、原港向船積を申告すること、該製品は原工場に於て再製造或は再檢査せらるべき事を申告者が保證することを要す。

第十三節　統稅を免除せらるゝ機製貨物

(Customs not to levy Duty on Factory Products at Ports where there are Consolidated Tax Bureaux.)

機製貨物待遇を享受する工場にて製造し内地に輸送する綿糸、綿糸直接製品、セメント、燐寸、其他に賦課せらるゝ關稅は、統稅局の設置ある開港海關に於ては之を賦課せず。（第十七章第三節參照）。該貨物の追加課稅を免れんがため輸送證の下附を受けんと欲する商人は、納稅したる統稅局発所要書類の發給を申請することを要す。

第十四節　機製貨物に對する地方課稅免除の特別證明書
(Special Certificates to protect Factory Products from Local Taxation.)

海關は、商人が地方徵稅局(local tax bureaux)より課稅せらるゝを免れしむるため、隨時商人の要請に應じ、海關一切の手續を完了したる機製貨物の輸入に對し、關稅納入濟證明として特別證明書を發給するを認可す。此の證明書の發給料金は、一通に付國幣二元とす。該證明書は發給港に於てのみ有効なるも、輸送證と交換する事を得べし。輸送證は海關に申告し別に國幣二元の料金を支拂ふ時發給せらる。

第三十一章　印花税票（收入印紙）

第一節　海關に提出せらるゝ書類中印花税票の貼附を要するもの

(Revenue Stamps must be affixed to certain Documents handed in to the Customs.)

一九三四年十二月八日附國民政府公布、一九三五年九月一日より實施の新印花税法（the new Stamp Tax Law）に依り、或種の書類は海關に提出せらるゝに先だち印花税票を貼附することを要す。

第二節　書類一覽及び料金率

(List of Documents and Scale of Charges.)

海關書類の海關提出前印花税票を貼附すべき書類一覽及び料金率左の如し。

送狀、價格國幣三元以上のもの	國幣	〇・〇一元
領收證、價格國幣十元以上のもの	同	〇・〇二
勘定書、價格國幣百元以上のもの	同	〇・〇三
賣買契約書、貨物の種類及び價格を記載したるもの		
契約書或は協定	同	〇・二〇
其他の書類	同	〇・〇二

船荷證券(左の如き貨物に對するもの)		
對外輸出又は輸入貨物に關するもの	國幣	元 ○・二○
中國內地移出入貨物に關するもの	同	○・○四
保證書	同	○・一○
護照等の書類(手荷物、金銀、靈柩等の免稅或は輸送證明書等)	同	一・○○
競技及び自衛用武器證明書		
競技用、證書一通に付	同	一・○○
自衛用、一個に付	同	○・一○
船舶證明書		
船籍證明書及び鑑札	同	二・○○
定期往復及び特別往復快速民船	同	○・一○

(註)(一)稅務署の規定に依り、船荷證券に貼附すべき相當額の印花稅票は、之を該證券に代へ稅款繳納證(Duty Memo.)に貼附することを要す。

(二)政府機關其他が印花稅票を貼附すべき書類を發給したるときは、其の受領者は之に相當額の印花を貼附し、當該政府機關之に消印を捺すことを要す。

(三)印花稅票は罰金領收書(Penalty Receipts)には之を貼附することを要せず。(民國二十五年總務行政部司通告第一一五號)

(四)通關人管理臨時規定に依り通關人に發給したる年度鑑札には、二十仙の收入印紙を貼附することを要す。

（五）收入印紙は、指定貨物の通關を認可する許可書及び海關總稅務司通令第五一九五號に據り發給したる輸送證には貼附することを要せず。海關輸入稅納入證にも同樣之を要せず。

第三節　印花稅票委託物の無檢閲通關

(Consignments of Revenue Stamps to be passed without Examination.)

稅務署、同署所屬各局所、及び商社が各地間を輸送する印花稅票、及び酒、煙草、麥酒の各納稅證明書に對する海關檢閲は左記規定により之を免除す。

（1）木製の箱に荷造りされ、運輸會社の仲介により稅務署より輸送せらるゝ印花稅票と納稅證明書との大量委託物は海關之が檢閲を行はずして通過せしむるものとす。但し該箱には財政部の封印貼紙を添附し、且つ財政部護照を具備することを要す。

（2）稅務署管轄下の各地局所よりその分局所に郵送する印花稅票及び納稅證明書は、該局所が發給捺印したる輸送證を提出するときは無檢閲にて通關せしめらる。

（3）各種商社より其所屬工場に發送せらるゝ印花稅票及び納稅證明書を包裝する郵便小包は、海關を無檢閲にて通過せしめらる。但し該小包は發送人の居住區域内稅務局所の捺印を要す。

（4）稅務署より郵送せらるゝ印花稅票及び納稅證明書の小形小包が稅務署捺印を有するときは無檢閲にて通關せしめらる。

第三十二章　外國產及中國產鹽

第一節　外國產鹽の輸入
(Importation of Foreign Salt.)

外國產鹽の輸入は之を禁止す。然し乍ら家庭用品として壺或は瓶（Jars or bottles）に詰めたる相應量の精製食鹽は關稅を納付せば之を輸入することを許可す。家庭用以外の目的に供し得べき包裝或は袋入の外國產鹽には該特許を附與せず。牛馬用岩鹽の少量輸入は、特別許可ありたる場合に限り之を許可す。

第二節　外國租借地產鹽
(Salt from Leased Territories.)

外國租借地產鹽は中國內他所に輸入することを得ず。

第三節　滿洲產鹽
(Salt from Manchuria.)

滿洲に於ける福海、奉天、華豐、利源、裕華、洪源等の精製鹽公司に生產せらるゝ精製鹽は暫行的に之が輸入を停止せしむ。

第四節　中國產鹽の生產及び市場販賣
(Production and Marketing of Native Salt.)

中國產鹽の生產、輸送及び市場販賣は、財政部鹽務署之を管轄するが故に、中國產鹽の凡ての輸送は、鹽務署の發給したる書類を具備せざる限り絕對に之を禁止す。

第五節　海洋航行民船に輸送せらるゝ中國產鹽
(Native Salt conveyed by Sea-going Junks.)

規定の單照(regular salt documents)を具備し鹽を輸送する海洋航行民船は、鹽務署の發給したる所要運照のみならず海洋航行民船航運章程(第十四章第三節參照)に規定したる適法の登記書類 (proper registration papers) を具備することを要す。本項章程は、長江に於て鹽を運輸する民船にして、江陰の上流航路に輸送を限らるゝものには之を適用せず。

第六節　汽船に輸送せらるゝ中國產鹽
(Native Salt conveyed by Steamer.)

鹽務署が發給したる運照の細目事項が、政府より當該開港に傳達したる命令と一致せざる限り、汽船に依りて輸送せらるゝ鹽は海關之を解除せず。所要運照を具備せざる汽船に船積したる鹽は、鹽務署の代理をなす海關之を沒收す。他種證明書を具備すとの抗辯は受理せられざるものとす。

第七節　鹽分を含有する化學品
(Salt in Chemical Mixtures.)

1 鹽化ナトリウム(食鹽)二〇%以上を含有する化學混合物の輸入は之を禁止す。但し科學及び醫藥用に供せられ、且つ各鹽務主管機關を通じて發給したる財政部運氯化鈉執照(Sodium Chloride Conveyance Certificate 食鹽輸送許可證)を具備するものは之を輸送することを得べし。

2 鹽化ナトリウム(食鹽)二〇%或は其以下を含有する化學混合物は、不純物の混入せると之を故意に混入せるとを問はず、無制限に輸入することを許可す。(第二十二章第四十八節參照)。

第八節　鹽の密輸
(Smuggling of Salt.)

海關は財政部の訓令及び鹽務署との協定により、鹽の密輸をなす汽船の搜索權を附與せられ、汽船による鹽の密輸に對應する爲め、各開港に充分の密輸鹽搜索員を勤務せしむ。

第三十三章　密輸及脱税取締規程

第一節　豫防策に對する中國政府の全權

(Chinese Government Sole Authority on Preventive Measures.)

中國當局は密輸或は脱税を豫防するに最も適當と思考せらるゝ措置を講ずるものとす。

第二節　海關の捜索權

(Customs Right of Search.)

中國開港に屢々出入する洋式或は中國式の外國國旗及び中國國旗掲揚船舶は、密輸を探知し以て收入詐取を防止せんがため派遣せられたる海關吏之を捜索するものとす。海關が海關吏を船上に派遣し捜索及び調査に當らしむる該權限は檢疫處(National Quarantine Servive)以外の政府機關の權限に優先す。海關吏は檢疫吏の到着前船内に入る事を認可せらるゝも、檢疫後交通遮斷解除(pratique)の許可せらるゝまで船上を離るゝことを得ず。

第三節　差押へたる密輸品の處分に關する海關の全權

(Customs Sole Authority to dispose of Seizel Smuggled Goods.)

海關は差押へたる密輸品を處理する權限を附與せられたる機關にして、公共團體或は地方行政機關が海關の權限及び特權を干渉或は侵害することは政府之を嚴禁す。行政院は省當局に對し、地方機關が海關の保管せる貨物を強制的に移

動するを防止するに必要なる任意の措置を講ずべしとの嚴重なる訓令を發したり。

第四節　無認可地點に航行通商する船舶

(Vessels Trading to Unauthorised Places.)

商船が認可せられざる地點(第一章參照)に航行し通商する時は、政府は該船舶及び貨物を沒收す。(本章第十節第九項、第十二章及び第十三章參照)。

第五節　開港に於て密輸する船舶

(Vessels Smuggling at Open Ports.)

密輸に關係せる船舶は再び通商に從事することを禁止し、且つ其計算書が整理清算せらるゝと同時に追放することあるべし。當該貨物は、價格或は性質の如何を論ぜず、之を沒收し政府の用に供す。

第六節　收稅及び密輸防止の爲めの領海制限

(Limit of Territorial Waters for Revenue and Preventive Purposes.)

中國政府は收稅擁護のため、中國沿岸(所屬島嶼及び堤防を含む)より干潮線測定十二海里以内の海上に於て密輸防止策を行使する權限を有す。船舶或は同船舶乘組員が此の十二海里限界内に於て中國海關規程を侵犯する時(例へば警告を受くるも停船して海關の搜索を受けざる場合の如し)には、該船舶は之を公海まで追跡して逮捕すべし。(本章第十節、

第十條參照）

第七節　巡邏船が捜索のため航海中の船舶を停止せしむるに使用する信號

(Signals used by Customs Preventive Vessels to stop a Vessel at Sea for purposes of Search.)

海關が捜索のため航海中の船舶を停止せしめんとする時は、先づ該船舶に信號を發して停船を求む。

（a）汽船（即ち民船以外の船舶）

晝間：一短、一長、二短の警笛を鳴らして船舶の注意を換起したる後、當時の狀況の要求或は許容するに從ひて左の如き旗信號（國際信號符）を掲揚す。

ON＝停船すべし。即時停船すべし。或は

WZ＝即時停船すべし。或は

DG＝即時投錨すべし。

命令の遵守せられたる時は、左の如き信號を掲揚す。

RV＝何處に向ふや？、及び

RW＝何處より來れるや？、

次いで海關密輸防止船は必要なればメガフォンを使用して詳細を訊問し得るやう船舶に接近しその周圍を巡行す。應答が滿足すべきものなれば、抑留船舶の捜索を行はずして進行を許可すべし。

夜間—一短、一長、二短の警笛を鳴らしたる後、船舶に探照燈を向け、モールス信號（Morse Code）を使用して前記の如く停船或は投錨を命令す。信號は二回或は三回繰返す。

(b)民　船

晝間—一短、一長、二短の警笛を鳴らし、前檣に大赤旗を掲揚す。次いで海關密輸防止船舶は安全距離内まで民船に接近し停船警笛を繰返す。

夜間—一短、一長、二短の警笛を鳴らしたる後、探照燈を船舶に向く。

第八節　船舶が停船信號を無視せる場合に採擇する行動

(Action to be taken when Vessels disregard Signals to Stop.)

汽船或は民船に對する停船信號が無視せられたる時は、當該船舶を追跡す。而して船舶が航行を繼續するときは空砲を發し、尚ほ停船せざる場合は第二の空砲を發す。

二發の空砲により停船せしむる事能はざる時は、該船舶の船首を横切り實砲を發射することあるべし。之も無効に終る時は、汽船なれば舵を、民船なれば帆を射ち落すため、可及的に檣を、或は當然惹起せらるべき毀損あるも人命に最も係はらざる如き船體の部分を、目標として發砲すべし。民船は概ね船尾に船員部署（living quarters）を有するが故に單に民船を停船せしむる目的を以ては舵に發砲せざるべきものとす。

條 九 節　船舶が武力抵抗をなす時採擇せらるゝ行動
(Action to be taken when Vessel offers Armed Resistance.)

追跡せられつゝある船舶が、之を追跡しつゝある海關巡邏船に發砲し、逃走を企つる時は、直ちに應戰し該船舶が降伏或は擊沈せらるゝまで適切に繼續すべきものとす。

第 十 節　海關密輸防止法（緝私條例）
(Customs Preventive Law.)

（一九三四年六月十九日公布）

第一條　緝私關員（Customs Preventive officers）が責任關員（海關稅務司）の命を受けて職務を執行するに當り、本條例に違反する所ありと信ずべき正當なる理由を認めたる時は、職務執行上當該構內を檢閱及び搜索する事を得。檢閱及び搜索を行ふに際しては、證人として該構內の占有人或は共同居人、或は占有人の雇傭人或は隣人、及び該地警察或は其他該地官憲の立會を要求するものとす。船舶、航空機、或は其他車輛の檢閱及び搜索の施行せられんとするに當りては當該責任者證人として立會ふことを要す。

當該構內が官署或は公營事業機關なる時は、檢閱及び搜索は海關吏及び該官署或は機關官憲之を共同施行すべし。

第二條　緝私關員が責任關員の命を受けて職務を執行するに當り、何人たりとも本條例違反を構成する物品を其の身體に携帶すと信ずべき正當なる理由を認めたる時は、該物品の提出を要求し、且つ此の要求を拒否せらるゝ時は身體を

搜索することを得。
身體の搜索は其他關員或は、第三者立會の上之を行ふ。
女性の身體搜索は、女子緝私關員(Customs female searchers)之を行ふ。
第三條　緝私關員が責任關員の命を受け、本條例違反嫌疑事件を調査するに當りては、必要に應じ容疑者、證人及び該事件に關係ありと容疑者が陳述する者を訊問することを得。
第四條　緝私關員が檢閲、搜索或は訊問をなす間は、制服を着用し、或は職權を表示すべき徽章、其他のマーク(mark)を佩用することを要す。
緝私關員は又檢閲、搜索或は訊問をなすに當り、必要なれば軍警兩當局の援助を要請することを得。
第五條　緝私關員が責任關員の命を受けて職務を執行するに當り、搜索の結果發見したる物品が本條例違反を構成することを確認したる時は、該物品を差押へ、該物品の名稱、數量、差押の日時、所有者の氏名及び住所或は居所を記載せる差押目錄を作製することを要す。
緝私關員が適切と認めたる時は、差押へたる物品を當該所有者或は該地公務機關の保管に委託することを得べし。公務機關に委託せられたる時は、之を所有者に通知することを要す。
差押へたる物品が腐敗し易きものなる時は、海關は事件解決前、競賣に附して賣上金を保管し、此の旨所有者に通知するものとす。
競賣は凡て事前一般に之を公告す。
第六條　物品が本條例に從ひ差押へられたる場合、該物品の所有者は相當の擔保を提供して海關に該物品の差押免除を

又既に差押へられたる時は之が返還を要請し得るものとす。

海關税務司は、該要請の物品所有者が逃亡し、或は之がため爾後本條例の執行困難となる恐れ有る理由を有するに非ざれば之を拒否することを得ず。

第七條　檢閲、捜索或は物品の差押は日没より日出迄の間に於て之を施行せざるものとす。然し乍ら檢閲、捜索或は差押が日没前に開始せられ之を繼續することを要する場合、或は違反者が現場にて探索せらるゝ場合は本規定を適用せず。

第八條　檢閲、捜索或は物品の差押終了後、緝私關員は該手續の詳細記錄書を作製す。本記錄は證人として出席せる者(一名或は其以上)或は訊問せられたる人々に示し、之等の署名或は捺印と緝私關員のそれらとを受くるものとす。署名或は捺印せざる者ある時は、其の事實及び理由を記錄書に附記することを要す。

第九條　國際貿易に從事する船舶が中國の不開港に入港する時は該船舶は之を沒收し、當該船長を五百元以上二千元以下の罰金又は科料に處す。然し乍ら船舶の不認可港に入港したる理由が、遭難其他不可避の狀況にあること確實にして、該船長が入港地當局に正しく通知したる時は右の處罰は之を放棄す。

第十條　船舶が中國沿岸より十二海里の限界内に於て、海關巡邏船より停船信號として銃或は大砲を空發せられたるも停船せざりし時は、該船舶は其の巡邏船より射撃せらるゝことあるべし。

右の狀況に於て停船を拒否せる船舶の船長は、之を二千元以下の罰金又は科料に處し、該船舶は之を沒收す。

第十一條　船舶が中國沿岸より十二海里の限界内に於て、或は限界より追跡せられ、貨物の一部或は船舶又は貨物に關する書類の一部たりとも之を破棄し或は海中に拋棄して差押へを免れんとしたる時は、違反者は之を二千元以下の罰

金又は科科に處し、船舶は之を沒收す、

第十二條　外國開港より中國に向へる船舶の船長が中國沿岸より十二海里の限界内に到りたる後、未だ正當なる荷揚地點に到達せず且つ荷揚許可書領收前、商品或は船用品の荷揚を許可する時は、船長を該荷揚貨物或は船用品の價格以上二倍以下の罰金又は科料に處し、當該商品或は船用品及び(或は)船舶は之を沒收す。

前記處罰は當該商品或は船用品を許可無くくして積換、放置或は收受するため、或は之が積卸を援助するため使用する船舶にも同樣に之を適用す。

第十三條　密輸に從事する船舶に情報を信號し、或は傳達したる者は之を一千元以下の罰金又は科料に處す。

第十四條　海關の許可無くして商品の輸入、輸出、陸揚或は移動をなすため船舶、飛行機、其他車類を利用する者は二百元以上二千元以下の罰金又は科料に處し、當該船舶、飛行機、其他車類及び商品は之を沒收するものとす。

第十五條　海關規定に從ひ、船舶に積載する貨物の積荷目錄を提出することを怠りたる船長は之　百元以上一千元以下の罰金又は科料に處す。

第十六條　積荷目錄に記入せざる商品を船内に於て發見したるときは、船長及び該商品所有者は各二百元以上二千元以下の罰金又は科料に處し、當該商品は之を沒收す。

二口或は二口以上の積荷より成る包裝を然く積荷目錄に申告せざりし時は、申告者を一千元以下の罰金又は科料に處す。

第十七條　積荷目錄に記載したる商品が船内に發見せられざる時は、船長を一千元以下の罰金又は科料に處す。但し當該商品は事實上積殘されたるか或は不注意より途中開港に於て陸揚げせられたることを、船長が證明し海關を滿足せ

しめ得る時は此の限りに非ず。

第十八條　船舶が未だ海關に輸出積荷目錄を提出せず、且つ海關より出港許可書の發給を受けざる前に、許可無くして出港したる時は、該船舶の船長は之を二百元以上一千元以下の罰金又は科料に處す。

第十九條　外國より貨物を積載し來れる飛行機或は車類が國境停車場に到着し、海關に報告せず、或は海關許可書受領前貨物を卸すときは、該飛行機或は車類の責任者は之を一千元以下の罰金又は科料に處す。

第二十條　凡ての商品、小荷物（baggage）、保稅貨物或は保稅小荷物に、或は之等物品を保管せる船舶、車類、倉庫或は海關管轄場所に添附せられたる海關封印或は其他の締め具を許可無くして塗改（deface）、移動（remove）、或は破毀（break）する者、或は許可無くして該船舶、車類或は倉庫に入り、許可無くして該商品或は小荷物を移動し或は移動せんと企圖する者は、之を百元以上一千元以下の罰金又は科料に處す。

第二十一條　中國に於て商品の密輸出入或は密輸商品の賣買をなしたる者は之を當該貨物の價格以上三倍以下の罰金又は科料に處す。

密輸商品の積卸、輸送、或は隱匿をなしたる者は之を一千元以下の罰金又は科料に處す。本行爲に關與せしむべく他人を周旋、雇入或は誘致したる者も亦右と同樣の罰に處す。

密輸商品を收受、貯藏、購入、或は仲買取引したる者は之を一千元以下の罰金又は科料に處す。

本條前記三項に記述したる密輸商品は之を沒收す。

前項の行爲即ち密輸商品の積卸、輸送、收受、貯藏、購入、或は仲買取引が、該商品の密輸品なる事を知らずして行はれたるものなることを證明して海關を滿足せしむる時は、前記處罰は之を免除す。

第二十二條
（一）、虚僞の數量申告
（二）、品質或は價格に關する虚僞の類別
（三）、僞造送狀或は書類の手段
（四）、其他脫稅に關する違法行爲の手段
によつて商品の輸入或は輸出をなしたるときは、犯則者は之を脫稅未遂額の二倍以上十倍以下の罰金又は科料に處し當該商品は之を沒收す。

第二十三條　海關吏が商品の違法輸入或は輸出せられたる事を嫌疑すべき理由を有し、從つて之を差押へ或は抑留したる時は、當該輸入者、或は輸出者、或は所有者、或は荷受人は、何時にても海關の要求を受けたる時、當該商品に關する凡ての送狀、勘定書、計算書、其他の報告書を提出して檢閲を受くることを要す。海關は又差押或は抑留せられたる商品の輸入、輸出、購入、販賣、原價、價格或は支拂に關する記入或は覺書をなせる凡ての會計帳簿、書狀綴込帖或は仕切又は仕入帳を檢閲し或は複寫することを得。

當該商品に關する右記諸書類及び會計帳簿を證據湮滅の意圖にて隱匿或は破棄し、或は提出して檢閲を受くべきを怠り或は拒否し、或は複寫するを許さざる者は之を一千元以下の罰金又は科料に處す。

第二十四條　合法的釋明無くして空白票據（blank bill-heading）（記入に依り輸入商品送狀として使用し得るもの）にして、該空白票據より作製したる送狀は正確なるか或は信憑すべきものなるかを示す意味の證明書を添附せるものを中國内に送附し或は携帶し入り、或は中國内に於て所有するときは、該所有者は之を一千元以下の罰金又は科料に處し

該空白票據は之を沒收す。

第二十五條　關稅の免除、減額或は返還を請求するに詐欺的方法を講ずるときは、當事者は之を二千元以下の罰金又は科料に處し、當該商品は之を沒收す。

第二十六條　書狀或は郵便小包に課稅物品を隱匿し、其包裝或は添附物件に品質、數量及び價格を明記して申告せざるときは該物品は之を沒收す。

第二十七條　通關人が商品の重量、價格、數量、品質或は其他の事項に關して虛僞の聲明を記載せる申告書を海關に提出し、或は詐欺、僞造或は詐稱により海關收入に損失を及ぼしたるときは、該通關人は之を賠償せしめられ第二十二條に規定したる違反處罰を受くる外更に營業鑑札を停止し、或は取消さるゝものとす。但し此の場合當該商品は之を沒收せず。

然し乍ら、かかる虛僞の申告、其他詐欺的行爲は、商品所有者が通關人に提供したる虛僞の報告の結果として行はれたるものなる事を該通關人が證明して海關を滿足せしめ得る時は、何等處罰を受けざるも、商品は之を沒收し且つ罪狀重大性を帶ぶる時は所有者は之を二百元以上二千元以下の罰金又は科料に處す。

虛僞の申告其他詐欺的行爲が通關人及び商品所有者の共謀の結果行はれたる時は、各違反者に右の處罰を執行す。

第二十八條　本條例各條項に基き課せられたる罰金又は科料を

一、海關に對する異議申立の規定期限經過後、或は

二、異議を申立て決定ありたる時、行政訴訟提起の規定期限經過後、或は

三、行政訴訟の提起せられたる時、判決の日より三十日を經過したる後、

尙ほ納入せず放置する時は、該罰金又は科料に處せられたる者は、該罰金又は科料を納入するまで、中國內各開港に於ける貨物輸出入の凡ての特權を撤回せらる。

國內或は國外へ商品を輸送する爲めに使用する船舶、飛行機或は車類に課せらるゝ罰金又は科料を前項規定せる如く納入せざる場合に於ては、該船舶、飛行機或は車類により輸入或は輸出せんとする凡ての商品は、中國內各開港に於ける輸入或は輸出を拒絕し、當該船舶、飛行機或は車類の入港或は出港は之を禁止す。

第二十九條　初犯の罰金又は科料刑期日より五ケ年以內に本條例に抵觸する同一性質の再犯が行はれたる場合には、原定の罰金又は科料は五十%增加せられ、第三犯以上の違反に對しては該罰金又は科料に百%の增加をなす事あるべし

第三十條　本條例中の何れの條項たりとも、之に抵觸する事が事後發覺したる場合に於ては、海關は之が不足稅を追徵することを得。但し發覺が違反構成後三ケ年以內たることを要す。

（註）法規の解釋を統一する爲めに開催したる立法院會議は、本條の規程は脫稅の追徵に關するものなるも、罰則の違反に關しては其犯行當時發覺したる違反と後日發覺したるものとの間に差等を設けず、從つて又海關は犯行の後發覺したる脫稅を追徵する外、罰金或は科料に處することあるべし。

第三十一條　商人がその課せられたる罰金又は科料、或は沒收せられたる貨物に關する海關稅務司の處分に不服なる時は、處分通知書を受領したる日より十日以內に、該海關稅務司宛その不服理由を明細に陳述したる文書を以て異議の申立をなすことを得べし。異議の是認せられざる時は、稅務司は事件を海關總稅務司に移し之より關務署に提出して同署の決定を求むる取計ひ方を申請し同時に原異議申立書の寫本を交付することを要す。

關務署は該異議申立事件處理のため「海關罰則評議會」("Customs Penalty Board of Inquiry and Appeal")を設定す。

委評議會の組織及び手續規定は行政院之を起草す。

（註）本條に依り處分通知書が當該商人に送達する能はざる場合は、其の決定を海關の揭示板に公告す。此の場合該告示は、公告日より廿日後には商人の注意を惹きたるものと看做す。是れ法院判決の一般公告に關する民事訴訟法第一五二條の規定に準じたるものなり。

第三十二條　商人が關務署の決定に不服なる時は決定通知書を受領したる日より二十日間以内に行政訴訟を提起することを得べし。

第三十三條　商人が本條例第三十一條及び第三十二條の規定に從ひ異議を申立て、而も同人が最後の決定の與へらるる前に逃亡の虞れあり、或は最後に決定せらるゝ處罰の執行に困難を豫想せらるゝ時は左の手續を適用す。

（a）罰金又は科料の場合に於ては、異議の申立に當り現金保證を供託すべきものとす。該金額は事件の狀況に從ひ海關稅務司之を決定す。該保證者は事件終結迄稅務司之を保管す。

（b）沒收の場合に於ては、當該船舶、飛行機、車類及び（或は）商品は海關稅務司之を抑留す。但し腐敗し易き貨物は本條例第五條第三項及び第四項の規定に從ひ之を處分す。

第三十四條　本條例に抵觸する現行海關規程は無效とす。

第三十五條　本條例は公布の日より之を施行す。

（註）海關從業員は本條例の適用案内として總稅務司通令第四九二六號及び五二三九號を參照すべし。

第十一節　脫稅罰則
(Offences against the Revenue.)

左記は海關規程中、比較的普通なる犯則事件及び之に對する罰則なり。

(a)　輸入、積換、或は輸出に關するもの

犯則事件	罰則
(一)、輸入品或は輸出品の性質、價格、品質、或は數量の虛僞の申告。	違反の輕重に從ひ脫稅せんと圖りたる關稅の二倍以上十倍以下の罰金又は科料(第五章第五節章程第一及び第七條參照)。貨物は海關の自由裁量により全部或は一部を沒收す。(本章第十節第二十二條參照)。
(二)、二口或は二口以上の積荷より成る包裝を斯の如く申告せざりし場合、及び商品の特性に關し疑の餘地無きやう記載せざりし場合(第二章第七節第七條參照)。	船長及び貨物所有者各人の罰金又は科料國幣一千元以下
(三)、領事送狀を具備せざる商品(第五章第十一節第九條參照)。	荷受人に領事送狀料金の三倍に等しき罰金又は科料。
(四)、船內に隱匿せる課稅輸入品或は輸出品。	貨物の沒收。

(五)、虛僞の隔壁或は特に作りたる「隱し場」に隱匿せる課稅貨物(第二章第七節第七條參照)。	船長及び貨物所有者各人に罰金又は科料國幣二千元。事件解決まで船舶の抑留。
(六)、課稅貨物の不正なる陸揚或は船積をなしたる場合。	貨物の沒收。
(七)、許可書無くして貨物を陸揚、積換、船積し、或は船內に隱匿したる場合。	船長に當該解除貨物の價格以上二倍以下の罰金又は科料(本章第十節第十二條第十四條、第十九條、第二十一條參照)。當該貨物及び(或は)船舶の沒收。
(八)、海關書類或は船積指圖書、送狀、勘定書、計算書等無許可更改。該書類の隱匿或は破棄。	違反者に一千元以下の罰金又は科料。(本章第十節第二十三條參照)。
(九)、貨物解除許可書の發給前に輸入品を引取りたる場合。	罰金又は科料、或は貨物の沒收。
(十)碼頭倉庫內の貨物の無許可解除及び(或は)取替へ。	罰金又は科料。
(十一)、手荷物とし或は身體につけ、課稅せらるべき輸入積換或は輸出貨物を隱匿したる場合。	貨物の沒收。一千元以下の罰金又は科料。(本章第十節第二十一條參照)。
(十二)、手荷物とし或は身體につけ、禁制品を隱匿したる場合(第二十二章參照)。	貨物の沒收、及び要すれば違反者の當局引渡し。
(十三)、特別許可書無くして勤務時間外或は日曜及び休日に貨客を積卸したる場合。	罰金又は科料。貨客積卸の停止。

(十四)、檢閱を忌避せんとしたる場合。	罰金又は科料、或は貨物の沒收。
(十五)、原輸入品以外の貨物を以て再輸出に代用したる場合。	同上。
(十六)、檢閱を受け或は最初に申告して船積を許可せられたるもの以外の貨物を以て、船積に際して代用したる場合。	同上。
(十七)、認可せられたる數量を超過して陸揚或は船積したる場合。	貨物の沒收。
(十八)、海關吏に贈賄したる場合。	贈賄の目的が脫稅にありしこと判明したる場合は該脫稅は緝私條例に依りて處罰し、犯罪者は之を法廷に送致す法廷當局者は刑法贈賄罪を以て之を處分す。
(十九)、申告せられざる課稅貨物、及び禁制品が郵便物中に發見せられたる場合。	貨物の沒收。(本章第十節第二十六條參照)。
(二十)、差押へを免るゝため貨物を海中に拋棄したる場合。	船長に二千元以下の罰金又は科料。 船舶の沒收。(本章第十節第十一條參照)。
(二十一)、密輸に從事する船舶に信號を發し或は情報を傳へたる場合。	違反者に一千元以下の罰金又は科料。(本章第十節第十三條參照)。

(二十二)、商品、手荷物、保税貨物、船舶、車類、或は倉庫に添附せられたる海關封印を塗改、移動或は破毀したる場合。	違反者に百元以上一千元以下の罰金又は科料。(本章第十節第二十條參照)。
(二十三)、海關の封印せる小荷物或は商品を、許可無くして移動し或は移動せんと圖りたる場合。	同上。
(二十四)、免税、減税、或は戻税に詐欺的申告をなしたる場合。	二千元以下の罰金又は科料。貨物の沒收。(本章第十節第二十五條參照)。
(二十五)、銀元或は其他形狀の銀を許可無くして船積したる場合。	該銀の沒收。押收品を秘密裡に對外船積の目的を以て故意に隱匿したること判明したる場合は、犯則者も亦法廷に送致して處罰す。(第二十二章第四十七節參照)。
(二十六)、手製卷煙草製造用機械の運搬。	貨物の沒收破壞、及び犯則者に機械價格の十倍以下の罰金又は科料。(第二十二章第二十八節參照)。
(二十七)密輸品を故意に受納し或は購入したる場合。	竊盜品に關する刑法第三四九條によりて處罰。

(b) 船舶書類に關するもの

犯則事件	罰則
(一)、船舶檢查證書 (Certificate of Survey) 無くして通	船長に國幣一千元以下の罰金又は科料。

商したる場合。（第二章第一節（a）參照）。	
（二）、船内に積荷目錄を備へざる場合。（第二章第七節第二條參照）。	船長に國幣一百元乃至一千元の罰金又は科料。（本章第十節第十五條參照）。
（三）、積荷目錄に記載せざる貨物を船内に有する場合（第二章第七節第八條參照）。	荷主及び船長各人に國幣二百元以上二千元以下の罰金又は科料。貨物の沒收。（本章第十節第十六條參照）。
（四）、積荷目錄に記載せる貨物が船内に無く、該貨物が他地に於て陸揚せられたる旨の口供書を提出せざる場合。（第二章第七節第八條參照）。	船長に當該包裝一個に付き國幣二百元以上二千元以下の罰金又は科料。（前記第十七條參照）。
（五）、海關の許可無くして船舶用品、荷船、船艙等の封印を破りたる場合。（第二章第七節第十一條參照）。	貨物の沒收、及び船長に國幣二百元乃至一千元の罰金又は科料。
（六）、積荷目錄の提出及び陸揚許可書發給前に貨物を陸揚したる場合。（第二章第七節第十二條及び第三章第二節參照）。	船長に貨物の價格と同額乃至二倍の罰金又は科料。 船舶及び貨物の沒收。
（七）、海關の出港許可無くして出港したる場合。（第二章第七節第十四條及び第二十章第九節參照）。	船長に國幣二百元以上一千以下の罰金又は科料。（本章第十節第十八條參照）。條約外特權の撤回。
（八）、船舶到着後二十四時間以内に報告せざりし場合。（第二章第七節第四條參照）。	船長に國幣五十元以上五百元以下の罰金又は科料。

(九)香港港務官の裏書したる航海行程簿(Voyage Book)を有せざる場合（第二章第十二節參照）。	船長に國幣一千元以下の罰金又は科料。

(c)　通關人に關するもの

犯則事件	罰則
(一)、通關人が輸入品或は輸出品の重量、價格、數量、或は品質に關し虛僞の申告をなしたる場合。（第四章第二節第七條參照）。	罰金又は科料處分、營業鑑札の停止或は取消。（本章第十節第二十七條參照）。
(二)、通關人が不足稅を補塡せざりし場合（第四章第二節第八條參照）。	營業鑑札の停止或は取消。
(三)、荷主が通關人に虛僞の通知をなしたる場合。（第四章第二節第七條參照）。	貨物の沒收。荷主に二百元以上二千元以上の罰金又は科料。（本章第十節第二十七條參照）。
(四)、脫稅のため通關人と荷主の共謀したる場合。（第四章第二節第七條參照）。	貨物の沒收。通關人及び荷主の罰金又は科料處分。（本章第十節第二十七條參照）。
(五)、營業鑑札を有せずして職業的通關人の行動をなすもの。（第四章第二節第十八條參照）。	國幣五千元以下の罰金或は科料。

(d) 保税倉庫に關するもの

犯則事件	罰則
(一)、一般保税倉庫規程第十一條、第十七條及び第十八條に違反したる場合。(第七章第一節の第三章第三十三條參照)。	當該貨物課税の五倍乃至十倍の罰金又は科料を違反者及び倉庫所有者に納入せしむ。保税倉庫鑑札の取消。
(二)、一般保税倉庫規定第十六條、第十七條及び第十八條以外の條項に違反したる場合。(第七章第一節の第三章第三十五條參照)。	違反の輕重に從ひ國幣七千五百元以下の罰金又は科料、及び保税倉庫鑑札の取消。
(三)、細目事項を申告せざる保税貨物の移動、或は記號及び包裝の變更。(第七章第一節の第三章第三十四條參照)。	倉庫所有者に對し包裝一個に付國幣三百元の罰金又は科料、及び保税倉庫鑑札の取消。

(e) 長江及西江通商章程に關するもの

犯則事件	罰則
(一)、商船が海關許可書無くして長江に溯航したる場合	船舶及び貨物の沒收。

(第十二章第一節第三條參照)。	
(二)、開港或は寄港地以外の地點に於て貨物を積卸したる場合。(第十二章第一節第四條參照)。	船舶及び貨物の沒收。(本章第四節參照)。
(三)、旅客積卸港に於て、旅客の手荷物中の課稅貨物を陸揚げしたる場合(第十二章第一節第四條參照)。	手荷物の沒收。
(四)、外國人が傭船したる民船にて運輸せらるゝ貨物を開港に於て陸揚せず或は之が課稅を納入せざりし場合(第十二章第一節第九條(c)參照)。	脫稅額の五倍の罰金又は科料。違反者に對しては將來の民船傭船特權を剝奪。
(五)、出帆開港より發給したる通關證明書(Clearance Record)記載の凡ての貨物を陸揚港にて陸揚せざりし場合。(第十二章第一節第十條參照)。	船舶及び貨物の沒收。
(六)、船舶が規定航路に據らずして西江に入り或は西江より出でたる場合。(第十二章第七節第五條十一參照)。	國幣七百五十元以下の罰金又は科料。
(七)、西江より外國に航行する船舶が西江パスを返還せざりし場合。(第十二章第七節第五條十一參照)。	國幣百五十元以下の罰金又は科料。
(八)、西江航行船舶が港務規程(Port Regulations)に違反したる場合。(第十二章第七節第五條十一參照)。	初犯に對しては開港に於て施行の處罰を課し、再犯に對しては西江パスの取消及び西江貿易許可の撤回。

(九)、許可無くして封印したる船舶を開きたる場合。(第十二章第七節第五條十一參照)。	國幣七百五十元以下の罰金又は科料。
(十)、特別曳船許可書無くして開港間或は開港寄港地間に於て民船、荷船或は艀船の曳航をなしたる場合。(第十二章第四節第二條參照)。	國幣七百五十元以下の罰金又は科料。當該曳船の課稅貨物沒收。
(十一)、認可數を超過したる船舶を曳航して航路に障碍を起し或は生命財産に危險を及ぼしたる場合。(第十二章第四節第六條參照)。	國幣七百五十元以下の罰金又は科料。事故の發生したる場合には法規によりて起訴。
(十二)、許可無くして航行中に曳船を增加したる場合(第十二章第四節第七條參照)。	國幣七百五十元以下の罰金又は科料。無許可曳航の課稅貨物沒收。

(f) 內河汽船航行規則に關するもの

犯則事件	罰則
(一)、船舶が無認可地點に航行通商したる場合。(第十三章第五節第四項參照)。	本章第四節參照。
(二)、船舶が內河船舶簿より登記を取消さずして、內地	初犯に對しては國幣三百元以下の罰金又は科料。

より外國港に航行したる場合。(第十三章第五節第四項參照)。	再犯に對しては內國貿易に從事する權利の取消し。
(三)、內河汽船航行規則に基く船舶が貨物を輸送するに外國開港に寄港したる場合。(第十三章第五節第四項參照)。	情況如何により貨物の沒收。
(四)、禁制品(contraband goods)を輸送したる場合。(第十三章第五節第八項參照)。	本章第十一節(a)、及び第二十一章、第二十二章參照。 內國通商權の剝奪。
(五)、曳船が認定數を超過し(第十三章第五節第七條參照)、或は特別曳船許可書無くして曳船したる場合。(第十二章第四節第六條參照)。	國幣七百五十元以下の罰金又は科料。法規に依り起訴。 無許可曳航貨物の沒收。(第十二章第四節第六條及び第七條參照)。

(g)　海洋航行民船に關するもの

犯則事件	罰則
(一)、登記せずして通商したる場合。(第十四章第三節第二項參照)。	民船及び貨物の沒收及び(或は)國幣五百元以下の罰金又は科料。
(二)、船首及び船尾に着色したる登記番號を有せずして	同上。

通商したる場合。(第十四章第二節第二項參照)。	
(三)、烙印或は着色番號を毀損或は抹消したる場合。	同上。
(四)、許可無くして内國貿易民船より外國貿易民船に、或は其の反對に資格を變更したる場合。(第十四章第三節第七項參照)。	同上。
(五)、民船書類及び貨物添附書類の海關檢査を受けざりし場合。(第十四章第三節第八項參照)。	同上。
(六)、年次登記を書換へざりし場合。(第十四章第三節第五項參照)。	民船の沒收。或は船主或は船長に國幣二百元以下の罰金又は科料。兩處罰の併せ課せらるゝ事あるべし。
(七)、海關に入港或は出港に關する報告をせざりし場合(第十四章第三節第九項參照)。	貨物の沒收及び(或は)國幣二百五十元以下の罰金又は科料。
(八)、海關船舶より停船或は投錨を要求せられたる時之に違はざりし場合。(本章第十節第十條參照)。	國幣二千元以下の罰金又は科料。船舶の沒收。
(九)、**パスブツク**に最後に記入したる日附以降に於ける民船の移動を說明せざりし場合。(第十四章第三節第十項參照)。	民船及び貨物の沒收、及び(或は)國幣五百元以下の罰金又は科料。
(十)、外國貿易民船が海關施設無き沿岸諸地に寄港した	民船及び貨物の沒收、及び(或は)船主或は船長に國幣七

る場合(第十四章第三節第十一項參照)。	百五十元以下の罰金又は科料。
(十一)、容量二百担以下の民船が鑑札無くして外國貿易に從事したる場合。(第十四章第三節第一項參照)。	船舶及び貨物の沒收。
(十二)、未登記海洋航行民船を海上にて發見したる場合(第十四章第三節第二項參照)。	船舶及び貨物の沒收。或は船長に國幣五百元以下の罰金又は科料、或は兩處罰の同時適用。
(十三)、內國貿易を是認せる**パスブック**を有する民船が外國貿易に從事したる場合。(第十四章第三節第十一項參照)。	同上。
(十四)、所有權の變更を報告し新規書類を受領せざりし場合。(第十四章第三節第十二項參照)。	船舶の沒收、或は船主に國幣二百元以下の罰金又は科料或は兩處罰の同時適用。
(十五)、漁業民船が外國或は內國貿易に從事したる場合(第十四章第三節第十三項參照)。	民船及び貨物の沒收。
(十六)、內國或は外國貿易に登記したる民船が漁業に從事したる場合。(第十四章第三節第十四項參照)。	船主或は船長に國幣二百元以下の罰金又は科料。
(十七)、登記地點に於て登記民船の沈沒或は取消を報告せざりし場合。(第十四章第三節第十七項參照)。	船主、船長或は保證人に國幣百元以下の罰金又は科料。

（九） 雜項に關するもの

犯則事件	罰則
（一）、汽船の運轉中、海關吏の到著前に乘船したる場合	罰金又は科料。
（二）、認定數を超過する旅客を乘船せしめたる場合。	船長に國幣五百元以下の罰金又は科料（總稅務司通令第四二九一號附記船舶法第五章第四十條）、船主及船長を當局に報告して處分。
（三）、許可書無くして貨物を改裝したる場合。	貨物の沒收。
（四）、勤務中の海關吏に反抗したる場合。	科料。違反者は當局に手交して處罰。
（五）、許可無くして貨物を積換へたる場合。（第十章第十四節參照）。	貨物の沒收。兩船舶船長に罰金又は科料。
（六）、噸稅の逋脫。（第十五章第七節參照）。	脫稅額二倍の罰金又は科料。
（七）、正規の證書無くして鹽の輸入、輸送或は輸出をなしたる場合（第三十二章參照）。	該鹽を沒收し鹽務署に送附。
（八）、封印或は閉鎖したる倉庫を許可無くして開きたる場合。	國幣七百五十元以下の罰金又は科料。

(九)、針金にて縛り且つ封印したる包裝を許可無くして開きたる場合。	貨物の沒於、或は見積總價格に等しき罰金又は科料。
(十)、刺繡用に供することを保證して輸入したる亞麻布を其他の目的に處理したる場合。	脫稅額五倍の罰金又は科料。
(十一)、登錄噸數百噸以下の汽船或は發動機船舶が中國及び外國間に於て通商したる場合。	船舶及び貨物の沒收。
(十二)、外國船舶が不認可地點に航行し通商したる場合(本章第四節參照)。	同上。
(十三)、外國船舶が開港に於て密輸したる場合。(本章第五節參照)。	條約外特權の撤回。中國內貿易權の撤回。
(十四)、不完全或は不良狀態の附屬品によりて航行する場合。	船長に國幣五百元以下の罰金又は科料。(總稅務司通令第四二九一號附記船舶法第五章第四十條)。

第十二節　海關罰則評議會
(Penalty Board of Inquiry and Appeal.)

海關緝私條例第三十一條(本章第十節參照)に於て言及したる海關罰則評議會の組織及び規程は現在左の如し。

第一條　本會の職責は海關緝私條令並に本會組織規程及び本手續規程に準據す。

第二條　本會は五名の評議員より成り、内一名は主席として關務署長（the Director General of the Kuan-wu Shu）より指令せらる。主席が會議に出席すること能はざる時は、評議員中の一名を臨時代理に指令するものとす。

主席は會議に於て主席の職責を遂行する外、本會に關する凡ての事務を總理す。

第三條　關務署長は本會に秘書一名を任命す。秘書は主席の訓令に從ひ本會に關する凡ての事務を取扱ひ、通告を配付し、書狀を處理し且つ凡ての記錄を整理す。

秘書は本會會議に於て意見を發表することを得るも投票權を有せず。

第四條　本會は關務署に要請し、海關吏の出張援助を求むる事を得。必要に應じては特別專門員の勤務を約することを得べし。

第五條　本會秘書が關務署を通じて請願書を受理したる時は、直ちに該請願書の寫本を本會各評議員に送附して研究に供す。事件を檢討すべき會議の期日は主席之を指定す。

第六條　關務署を通じて傳達せられたる請願問題に關し主席が調査を行ふ必要ありと認めたる時は、主席は本會評議員の一名を指名して實地調査を行ひ其の結果を本會に報告して檢討に供せしむ。

第七條　主席が原請願者を本會に召喚し、關務署を通じて傳達せられたる請願問題に關し質疑する必要ありと認めたる時は、本會は當該商人或は其の代理人に、會議の期日を通告し、會議に出席し質疑に應答すべきことを要求す。

第八條　必要なる場合は、本會は關務署或は總稅務司署の責任ある吏員に本會會議の出席方を慫慂し、檢討中の請願に關する意見の發表を求むる事を得。

第九條　本會の各評議員は一票の投票權を有し、四名を以て出席者定數とす。議案は過半數の投票に依り之を決定す。

第十條　關務署を通じて傳達せられたる請願問題に關し本會の決定を見たる後、秘書は會議の議事錄を作製す。該議事錄は本會各評議員の署名を受けて封印したる後本會の評決と思惟せらるゝものとす。

第十一條　本會の評決は關務署に提出して其の承認を受くることを要す、但し關務署が必要と認めたる場合は、該問題を本會に返還し再考せしむべし。

第十二條　右の手續規則は關務署に報告し、其の承認を受けたるものなり。本會の過半數の評議員が該規則の修正を妥當なりと認めたる時は、之が許可を要請することを得。

第十三節　抗議の提出手續
(Filing of Protests.)

海關罰則評議會に抗議を提出するには左の手續を遵守することを要す。

(一)抗議は請願標準フォーム(附錄第二十八參照)に中國語にて起草することを要す。商人は海關に申請せば該フォームを下附せらるべし。フォームに殘されたる空所が、凡ての必要なる細目事項を記錄するに不充分なる場合は用紙を接續して使用することを得。

(二)商人は海關稅務司の決定書狀を受領したる日より十日間以內に、抗議書を三通揃へて海關に提出すべし。

(三)海關稅務司は、抗議を是認し得ざる時は、抗議を受領したる日より十日間以內に、中國語の譯本正副二通を添附し請願の寫本二通を公文書發信の形式にて總稅務司に送附す。總稅務司も亦事件の全細目事項並に抗議を是認せざる理由を該目的用に規定せられたる請願フォーム「稅務司意見」欄に記入するものとす。

(四)關務署の決定は、之を決定記載標準フォーム正副三部に記載し、總稅務司署を通じ稅務司に通知す、該フォームの一部は請願者に交附し、殘部は當該海關に保存す。

第十四節　僞造商標を添附する沒收貨物
(Confiscated Goods bearing Counterfeit Trade-marks.)

沒收貨物の商標が僞造なる事の確證を關係者側より海關に供給せられたる場合は、該僞造商標を先づ除去したる後に非ざれば當該貨物は之を競賣に附することを得ず。商標が固く添附せられて分離を妨ぐる場合は、該貨物を破壞すべし。

商標の僞造なるを證明する責任は、海關に存せずして沒收貨物の販買を抗議したる者（一名或は二名以上）に存す。

商標の僞造なることを最も滿足に示す確證形式は、政府商標局が當該商標を僞造と認むる旨記載せる決定文書なり。

(僞造商標を添附せる輸入貨物の處理に關しては第四章第十七節參照)。

第十五節　僞造商標を添附せる沒收燐寸
(Confiscated Matches bearing Counterfeit Trade-marks.)

僞造商標を添附したる沒收燐寸は、其の原包裝及び貼紙を海關に於て剝取りたる後、散裝燐寸として競賣にて賣却するものとす。該競賣は該燐寸の沒收地以外の地に於て之をなすことを得ず。

海關は統稅局に購買者の詳細を報告し、統務局をして該燐寸が統稅規程に從ひて同局に依り處分せられたる事を證明するに必要なる手段を取り得るやうにすることを要す。

第十六節　競賣にて賣却せられたるも海關倉庫より搬出せられざる沒收貨物藏置料金賦課

(Confiscated Cargo Sold by Auction but not Removed from Customs Godown: Storage Fees Chargeable.)

競賣により賣却せられたるも、海關倉庫より搬出せられざる沒收貨物には藏置料金を課す。

第十七節　競賣にて賣却せられたる沒收貨物・購入者證明書

(Confiscated Cargo Sold by Auction: Certificate of, for Purchasers.)

競賣にて海關より購入する沒收貨物の大半は、競賣の行はるゝ地點の消費に意圖せられず、他の地點向輸送に意圖せらるゝことを要す。該委託貨物は競賣に依り海關より購入したるものにして、既に賦課稅を納付したる貨物より成ることの證明を購入者に附與せんが爲め、且つ又密輸入品を競賣にて海關より購入せる貨物に假託して內地に輸送するを妨止せんがため、海關は「海關より購入したる沒收貨物の輸送證明書」(承購海關充公貨物轉運憑證 "Transportation Certificate for Confiscated Goods Purchased from Customs" 附錄第二十四參照) と稱する標準フォームの證明書を制定し居り、購入者より該貨物の仕向地及び該地迄の輸送に要する期限を記載せる申告書を受理したる時之を發給す。本證明書は仕向地に於て貨物を引渡したる後、之を海關に返還し原發給海關に送附して取消を求むることを要す。

第十八節　罰金又は科料及び(或は)沒收事件、其他海關一般事務に於ける辯護士の參加

(Intervention of Lawyers in Cases of Fine and/or of Confiscation and in Customs Affairs Generally.)

海關は罰金又は科料及び(或は)沒收其他海關の一般普通事務に關する問題に對しては、關係當事者を直接辦理す。稅務司及び其の從屬者は、かかる問題に關し訴訟依賴人の代行をなす辯護士と接衝することを得ず。

第十九節　密輸品の密告規程

(Rules governing the Supplying of Information regarding Smuggled Goods.)

(一)密輸品の輸送、販賣、或は庫入れに關し文書を以て密告せんとする者の便宜上、各海關及び分關及び分卡に之等の文書受けとして「密告函」(Information Box)を設く。

(二)密告書には左の事項を明記することを要す。

(a)密告者の住所氏名

(b)密輸品の輸送、販賣、或は庫入れに關する詳細

(c)密輸に關する責任者、商社、或は工場の氏名及び住所、或は名稱及び所在地

(三)密告者の氏名住所は海關之を極秘に取扱ふべし。

(四)密告は現行慣例に從ひ、海關分關及び分卡、或は該地の警察又は軍事當局に口頭を以て之をなすことを得。

(五)特殊地域に於て「密告函」を利用する能はざる場合にありては、密輸品の輸送、販賣或は庫入れに關する密告は、海關、分關、或は關係分卡に文書或は電報を以て之をなすことを得。

(六)密告書は海關、分關或は分卡に於て海關の指定したる責任海關吏自ら之を開封すべし。若し密告者に疑ひあらば、秘密に之を行ひ、更に必要と認めたるときは、海關吏は密告者を伴ひて密輸品の庫入れせられたりと報告を受けたる場所に至り、貨物を差押ふるものとす。

(七)密告に基きて密輸品を差押へたるときは、海關之を處分したる後密告者に對する新定報酬規程に依り報酬を給與すべし。

第二十節　密告者の報酬
(Informants' Fees.)

(a)差押の場合

(一)密告に基きて海關が密輸品を差押へたるときは、之を處分して得たる利益の十分の五を密告者に支給す。

(二)各種機關或は軍警當局(鐵道警察を含む)が密輸品を差押へて海關に引渡したるときは、海關が該品を處分して得たる利益の十分の五を密告者報酬として當該機關或は軍警當局に支給す。

(三)商社或は工場が輸送し或は販賣したる密輸品を、其の商社或は工場の傭員の密告に基づきて海關が差押へたると

きは、海關が之を處分して得たる利益の十分の五を當該密告者に支給す。

(四)軍警當局(鐵道警察を含む)が海關の要求に應じて密輸品の差押を援助したるときは、差押より得たる利益の十分の一を當該軍警當局に支給す。

但し密告者への報酬は如何なる場合と雖も、當該貨物のc・i・f價格を超過することを得ず。

(b)不足稅を追徵する場合

(一)密告の結果過去に於ける不足稅を追徵し處罰を課する時は、脫稅發見期日以前の三ヶ年間に隨時追徵したる不足稅總額の十分の二及び要求する處罰額の十分の四の兩者中、多額なるものを密告者報酬として支給す。但し該報酬が追徵稅を根據として算定せらるゝ時は十萬元を超過することを得ず。

(二)密告の結果、過去に於ける不足稅が追徵せらるゝも罰金を要求せられざる時は、脫稅發見期日以前の三ヶ年間に隨時追徵したる不足稅總額の十分の二を密告者報酬として支給す。但し該報酬は十萬元を超過せざるものとす。

(c)戾稅(Drawback)の取消さるゝ場合

密告の結果戾稅の取消さるゝ時は、密告者は前記(b)項の規定に從ひ報酬を受くるものとす。

(註)(一)海關に密告をなす者は「密告者報告書」(綫人報告書 "Informant's Statement" 附錄第二十二參照)と稱する報告書を提出することを要す。本報告書には該密告者の署名、捺印或は花押(signed, sealed, or marked)をなすことを要す。當該報告書を受理したる時は、密告者受領證(綫人報告憑證 Informant's Receipt)を發給して密告者證明となす。密告者は本受領證を提出するに非ざれば、密告者報酬を受くる權利を認められざるべし。密告を電報により受理したる時は、受領證を發給せず。報酬支拂に要する其後の密告者證明は全く海關稅務司に依存することを要す。

(二)海關稅務司は提供せられたる密告を拒絶或は受理する權利を有するも、密告の受理により當該報酬を發給する義務を負ふものに非ず。該密告が調査により正確なること判明し、明記せる貨物を差押へ得たる時に限り報酬を支給す。密告の受理に關し必要缺くべからざる條件は、報酬の交付に關する凡ての問題に對して海關稅務司のなす決定を密告者側に於て快諾することなり。密告をなしたる事實は、密告者側にありて右の條件を完全に受理したることを表示するものと看做さるべし。密告者が問題に關し關務署或は海關總稅務司に請願せんと欲する時は、海關稅務司を經て之をなすことを要す。

第二十一節　差押をなしたる地方當局に對して發給する報酬
(Rewards issuable to Local Authorities for Seizures made.)

各省及び地方當局が海關に關係なく密輸貨物を差押へたるときは、該差押貨物を海關に引渡すことを要す。海關は之に對し、差押責任者が市民、陸海軍人、警察或は地方稅務當局の何れたるを論ぜず、密告者に對すると同額の報酬を支給す。

第二十二節　處罰金領收證
(Penalty Receipt.)

罰金又は科料の納入或は沒收貨物の賣却により海關の受領したる金額は、該目的の爲めに規定したる特別フォーム(附錄第二十五參照)の正式領收證によりて認知せらるべきものとす。當該關係者は課徵せられたる罰金又は科料或は賣却せられたる沒收貨物に關し海關になす凡ての支拂に對し、該領收證を要求することを要す。

附錄

注意　附錄第十四（a）以下の諸書式は雛形を示すものにして、實際はこれ等よりも大なる用紙を使用し記入空白欄も充分なり

附錄第一　荷船規程
(Cargo-boat Rules.)

一、港內に於て荷役をなす凡ての正式荷船（regular cargo-boats）は海關に登記することを要す。登記する時は鑑札（Licence）を發給し、各荷船に番號を附す。每船五角の料金を納入する時は、海關は船首及び船尾にペイントにて番號を附す。規定の方法に依りて添附したる番號を有せずして航行し、或は海關が添附したる番號を抹消する時は、海關稅務司は之に國幣百元以下の罰金又は科料を課すべし。

二、鑑札は每年四月內に書換ふることを要す。（料金を徵收せず）。五月一日以前に該鑑札の書換をなさざる荷船は書換を了する迄航行することを得ず。且つ該登記を取消さるべし。

三、鑑札は常に枠に入れ、各荷船內の目立ち易き場所に懸け、海關吏の要求あれば隨時檢閱に供することを要す。

四、荷船船主の變更ありたる時は、契約當事者は常に三日以內に該讓渡を海關稅務司に報告することを要す。かくて新規鑑札を發給せらる。同樣に荷船管理の臨時變更有りたる場合は、三日以內に鑑札を海關稅務司に提出し、裏書を受くることを要す。原船主が該船の所有權を回收したる時の手續も同樣とす。本項規定の要件を怠慢に附する時は二十五元以下の罰金又は科料に處す。

五、如何なる荷船も海關に再登記せずして原番號を變更することを得ず。本項の規定に違反する時は二十五元以下の罰金又は科料に處す。

六、現在封船設備無き（unsealable）正規營業荷船が航海に適するを認めらるゝ時は、臨時登記をなし、汽船積載貨物

積卸鑑札の發給を受くることを得。但し將來に於ける新造船は封緘設備を有し(sealable)海關の要求條項に基き建造するに非ざれば登記することを得ず。海關の要求條項詳細は、海關監察長處(Tide-surveyor)より入手する事を得。封緘設備を有する荷船が放任狀態の艙壁、木板或は連繫物(loose bulkheads, planks or fastenings)等を有し、之に依り閉鎖せられたる船艙に許可無くして入り得る事を發見したる時は、船主を罰金又は科料に處し、且つ海關緝私條例第二十條の規定に依り、海關の閉鎖或は封印に不法行爲を加へたる廉にて處罰す。

七、登記したる荷船は港內に於て汽船碼頭間の荷役專用に供せらるゝものとす。港內制限外の地點に赴かんと欲する時は、歸港時まで鑑札を海關港務長處(Harbour Master's Office)に返還し置き、又歸港の意思なき時は鑑札取消しのため該處に返還することを要す。但し港外貯油設備或は其他港外接近地點に於て、特別卸貨準單或は港外卸貨準單(Special or Outside Harbour Limit Permits)により、荷役をなす汽船の貨物運搬のため賃借したる荷船は本規定より除外す。

八、荷船は、到着せる汽船其他が繫留せらるゝ迄及び海關船內臨檢係(Customs boarding officer)が必要なる許可を與ふる迄、其の舷側に近づくことを得ず。本項規定に違反したる者は之を初犯二十五元、再犯及び其後の重犯五十元の罰金又は科料に處す。

九、荷船は汽船の舷側たると港內碇所にあるとを論ぜず常に海關吏の命令に服從することを要す。荷船が該命令に不滿足なる時は、港務長に訴願し、或は海關稅務司に抗議書を提出することを得るも其間は該命令に從服することを要す

十、荷船は事故防止のため過量の貨物を積載することを得ず。

十一、荷船はその輸送する凡ての貨物に對する船積許可書(裝貨準單 Permits to Ship)或は檢印したる船積指圖書

(Shipping Orders) を具備し、之を汽船内勤務の海關吏に提出するまでは該汽船に該貨物の搬入することを得ず。岸壁或は驗貨廠より汽船に運往する荷船が携帶する船積指圖書及び船積許可書は、海關が封印したる封筒に收むることを要す。封印は汽船內勤務の海關吏によりてのみ破かるゝものとす。

十二、汽船碼頭間にて貨物の運搬をなす荷船は、載貨單（Boat Notes）の發給を受くることを要す。該載貨單は海關が封印したる封筒に收め、勤務の海關吏のみ之を開封することを得るものとす。該載貨單は積載貨物の合法性質のものたることを證明するため、常に之を船內に携帶し碼頭或は汽船舷側に到達すると同時に海關吏に手交することを要す。積載貨物の包裝數等が載貨單の記入細目事項と一致せざることを認めたる時は、貨物並に該運送船を本規定第二十項所定の處罰に附す。

十三、汽船より陸揚したる輸入貨物を運搬する荷船は、汽船內勤務海關吏の指示したる碼頭或は驗貨廠に直行することを要す。而して到達したる時は、勤番海關吏の與ふる命令を受領する迄荷揚を開始することを得ず。

十四、汽船より碼頭へ、或は碼頭より汽船へ貨物を運搬する荷船は、相當時間內に到達所の海關吏に之を報告することを要す。之に違反し而も遲滯に對して滿足すべき說明をなし得ざるときは罰金又は科料に處す。

十五、當該汽船が特別許可書（特別准單Special Permit）を有するに非れば、荷船は日曜及び海關休日或は平日の午後六時乃至午前六時內に荷役することを得ず。

十六、船內に貨物を積載せる（或は積載せざる）荷船は特別許可を得ずして夜間汽船の舷側に碇泊することを得ず。

十七、荷船は港內に於て隨時隨所にて海關吏の搜査を受くべきものとす。

十八、荷船は港內に於て他船舶の安全なる通行を妨碍する如き方法或は數を以て船舶に繫留することを禁ず。

十九、貨物か荷船内にある間に於て拔荷する時は、該荷船を百元以上の罰金又は科料に處し且つ之を沒收す。該積荷より竊盜せられたる貨物を船内にて或は船員の所持せるを發見したる時は、竊盜の確證あるものと認め之に準じて處理す。

二十、本規定の違反に對する處罰は、未だ特に規定せられざる限り罰金又は科料より鑑札の撤回及び登記の取消まで或は罰金又は科料より違反せる船舶及び貨物の沒收までの範圍とす。

二十一、荷船は海關緝私條例の條項及び罰則に從ひ隨所を適用せらるゝものとす。

二十二、本規定は暫行的にして必要と認むる時は隨時之を修正するものとす。

附錄第二　曳船規程
(Regulations for Licensed Tug-boats.)

一、汽船は海關稅務司より鑑札の發給を受くるに非ざれば本港內に於て曳船として使用することを得ず。

二、曳船鑑札は發給後一ヶ年以上有効ならざるも、船體、ボイラー(一或は二以上)及び機械が良好狀態にある旨を管轄當局より證明したる時は之を書換ふる事を得。(本規定第六項參照)。

三、中國人所有の汽船は航政局(Bureau of Navigation and Shipping)に登記したるに非ざれば曳船として鑑札を發給せざるべし。

四、外國人所有の汽船は自國領事館に登記したる非ざれば曳船として鑑札を發給せざるべし。

五、曳船鑑札は鑑札領有者或は「海道規則」("rules of the road at sea")に熟通せる者の指導下に非ざる汽船に對しては之を發給せざるべし。

六、鑑札が發給或は書換へらるゝ前に、汽船の船體、ボイラー(一或は二以上)及び機械は良好狀態にある旨を記述せる管轄當局最近發給の檢查報告書(查驗證書 Survey Report)を海關に提出し港務長の檢閱を求むるは曳船所有者各人の義務とす。

七、外國人所有汽船の場合にありては、該領事報告書(the Consular report)には、汽船國籍書類が當該領事館に供託せられたる事を記述するのみならず、又該汽船が曳船として使用し如何なる輸送業務にも從事せざるものなる事を證明することを要す。海關は該報告書を受理し、且つ曳船鑑札條件が凡て具備せられたるを確めたる後、該汽船を曳船とし

で登記す。爾後汽船は海關に報告或は海關よりの出港許可を要せずして、港内及び近接水上を自由に移動することを得べし。

八、該曳船が港内或は其の接續附近を離れんとするときは、場合に應じ一般汽船航行規則（普通行輪章程 the General Regulations）或は内河汽船航行規則（内港行輪章程 Indland Waters Steam Navigation Regulations）を遵守し、通常の方式にて海關より出港許可を受け又海關に報告することを要す。之に違反する時は積荷目錄規程第十四條（Manifest Regulations 第二章第六節參照）に從ひ曳船を國幣二百元以上一千元以下の罰金又は科料に處す。

九、曳船は噸稅規程（Tonnage Dues Regulations 第十五章參照）に定めたる稅率及び時期によりて噸稅を納入すべし

十、曳船が貨物の密輸取引或は無許可輸送に連坐せるを發見したる時は蒸汽曳船證（Steam-tug Certificate）は之を取消し貨物及び汽船は之を沒收す。

十一、蒸汽曳船證は船内に携帶し、目立ち易き場所に掲示することを要す。

十二、本規定は暫行的にして隨時之を改訂することを得。

附錄第三　青島海關及青島市港務局が共同起草したる碼頭倉庫貨物無許可引渡防止規則

(Rules for Prevention of Unauthorised Delivery of Cargo from Wharf Godowns, drawn up jointly by Kiaochow Customs and Kiaockow Wharf Administration.)

第一條　一九二三年九月一日以降、碼頭區域を出入する凡ての貨物は海關の監視を受くるものとす。

第二條　海關は船舶より輸入倉庫に陸揚せらるゝ凡ての貨物に單獨に記數符(tally)を附し、且つ該倉庫に於ける凡ての貨物を單獨に記錄し、港務局に保存する記錄と隨時引合せ得る權利を有す。

第三條　海關は如何なる事ありとも碼頭及び倉庫の作業に干涉することを得ず。且貨物の運搬を監視するに當り港務局の受理せる業務遂行に對しては如何なる事ありとも港務局の法式に干涉するを得ず。

第四條　海關總務課 (the General Office) より申告者に手交する檢印濟船荷證劵 (提單 bill of lading) 或は貨物引渡指圖書(小提單delivery order)は、通關手續の完了せるを港務局に指示する用に供するに過ぎずして、海關管理の撤回せられたる證據の用に供せらるゝものに非ず。

第五條　輸入倉庫より留置倉庫 (from the importing to the outstanding godown) に搬入すべき貨物は、該搬入に關する正式通告を港務局より海關に發したる後に非ざれば搬入することを得ず。貨物は輸入倉庫を搬出する時及び留置倉庫に搬入する時、海關より合札を附せらるゝことを要し其後は本規則第二條に定めたると同一方法に依りて辦理せらる

第六條　海關は碼頭區域內に於ける貨物の凡ての運搬即ち

一、貨物の積込及び陸揚

二、一倉庫より他倉庫への貨物の運搬

三、倉庫より碼頭區域外への貨物の搬出

を監視するの權利を有す。港務局は倉庫內の貨物、及び一倉庫より他倉庫へ運搬中の貨物の安全なる管理に責任を負ひ且つ

一、凡ての陸揚不足貨物及び陸揚過剩貨物を即時海關に報告し、及び

二、貨物引渡許可を與ふる時は、海關の檢印ある船荷證劵或は貨物引渡指圖書の提出ありたる場合を除き、檢印濟港務局貨物引渡指圖書(stamped Wharf Administration Delivery Order)碼頭稅領收書(Wharfage Dues Receipt)の發給を防止する

に必要なる處置を採るものとす。

第七條、貨物が關稅及び（或は）碼頭稅を納入せずして碼頭區域を離るゝ場合は、該反則撤去の責任は、市長、海關監督、海關稅務司及び港務局局長が各個に任命したる四名の委員より成る共同委員會に於て審査し、多數決を以て決定を受くるものとす。

第八條　海關は日曜及び休日、碼頭區域內に海關吏を派して職務を遂行せしむるも、碼頭倉庫より納稅濟貨物の引渡をなすを妨害せしめざるべし。

附錄第四　腐敗性貨物の輸出入規則

(Rules Governing the Import and Export of Perishable Goods.)

一、腐敗性貨物は稅務司が裏書し捺印したる船荷證券或は貨物引渡指圖書或は沿岸船積許可を證明する腐敗性貨物**パス**（易腐貨物准單 Perishable Produce Pass）を具備するに非ざれば輸入に當り通關することを得ず。

二、腐敗性貨物は對外或は滿洲開港向船積には檢印濟船積指圖書或は赤色許可書（Red Permit）を、又中國內開港向船積には檢印濟船積指圖書或は腐敗性貨物**パス**を具備するに非ざれば輸出船舶に積込むことを得ず。之に違反する時は貨物を沒收す。

（註）眞實なる旅客手荷物にて携行せらるゝ少量の課稅貨物を除きては徵稅する事なく、又輸出船舶內或は稽查處（Jetty Office）に於ては手荷物稅領收書（Luggage Receipt）を發給せず。旅客手荷物として船內に運搬したる大量の腐敗性貨物に對する徵稅領收書及び稽查處勤務時間外に稽查處に持込みたる腐敗性貨物に對する同處の領收書を發給したる從來の慣例は即時之を廢止す。箱、桶、籠、袋、或は其他の形體に包裝したる腐敗性貨物の總ての船積は、左記規則第四、五或は六項に從ひ總務課に申告することを要す。

三、凡ての腐敗性貨物は海關が特に免除せざる限り檢查を受くることを要す。檢查は海關の規定勤務時間內に於てのみ之を行ふ（左記五項（c）參照）。

四、船舶到着前の申告（Application in advance）—腐敗性貨物の輸出入業者は左記手續に從ひ其の貨物を豫め即ち船舶の到着前に申告する事を得。

（a）腐敗性貨物申告書は其所要の書類と共に、總務課に提出することを要す。該課は稅額を查定し稅單（Duty Me-

mos.)を發給す。

(b)税捐納入後、「如驗後無訛即予放行」(「檢査後、整備しあれば之を解除す」"Release if in order after examination.")なる官印を押捺したる申告書を檢印濟放行單(release permit通關許可書)と共に(左記第六項參照)、鍵箱にて檢査處に送附し、貨物の檢査及び解除を求むるものとす。

(c)日曜或は休日に開港に到着するを豫期せらるる腐敗性輸入貨物の船荷證券を未だ受理せざる場合は、輸入者は當該海運會社代理人に貨物引渡指圖書を請求し、以て前記(a)及び(b)の兩項に從ひ船舶の到着前海關に貨物の申告をなし得るやう取計ふ事を要す。貨物引渡指圖書を受領し得られざる時は、申告書を執務時間内に總務課に提出し以て申告せる數量或は價格に從ひて税額の査定を受け、税單(Duty Memo.)を發給せらるるやう取計ふ事を要す。税捐納入後、申告書には税務司の封印を受け更に「貨物は裏書濟船荷證券或は貨物引渡指圖書の提出と共に檢査し誤り無きを認めたるときは解除すべし」("Cargo may be examined on production of the endorsed Bill of Lading or Delivery Order, and released if found in order.")との官印を押され、次いで鍵箱にて驗貨廠に送られ、船舶到着の日、裏書濟船荷證券或は貨物引渡指圖書の提出と共に檢査を受け解除せらる。貨物が檢査後解除せられたる時は、船荷證券或は貨物引渡指圖書に「貨物を解除せり」("Cargo released")との記號を附し檢査員の完全なる署名をなし封印したる申告書と共に總務課に返還し翌執務日正式に解除通關せしめらる。

(d)かくして通關せる腐敗性貨物は、執務日には午前八時乃至午後五時、日曜及び休日には午前七時乃至午後四時の間に提出して檢査を受くることを要す。(左記第五項(c)及び(d)參照)。

五、腐敗性貨物**パス**及び赤色許可書(易腐貨物准單及び特別下貨准單 Perishable Produce Pass and Red Permit)の申

請書—該**ハス**及び許可書は左の手續に從ひ申告することを要す。

(a)場合に應じ(前記第二項參照)腐敗性貨物**ハス**或は赤色許可書の申請書には、凡ての必要なる細目事項を記入し海運會社より海關の特別許可書發給に對し、會社側にて何等、異議無き旨の裏書を受くると共に、船舶出港日の午後三時以前に之を總務課に手交することを要す。(左記(d)及び(e)參照)。

(b)稅捐(duty and dues)納入後、「檢査後鎖鑰しあれば解除す」との官印を押したる申請書を檢印濟腐敗性貨物**ハス**或は赤色許可書と共に鏡箱にて海關驗貨廠(Jetty Office)に送附し、檢査及び解除を受くるものとす。(左記第六條參照)。

(c)かくて證明せられたる貨物は、船舶出港日午後四時以前に提出して檢査を受くることを要す。

(d)當該申請書は例外的狀況の下にあり、申告書一通に付き一元の遲滯料金(late fee)を納入する時は、副稅務司或は總務課主任(Assistant in charge of General Office)の特別許可により、午後三時以後同四時三十分までに受理せられ、貨物は午後四時以後同五時までに提出して檢査を受くることを得。

(e)輸出船舶の到着前出貨許可を得たるも(cleared in advance)實際未だ該船舶が着港し居らざる場合は、腐敗性貨物**ハス**或は赤色許可書の下附申請書は、遲滯料金の納入を要せずして船舶の到着時間まで海關執務時間內に繼續して受理せられ、貨物は驗貨廠に搬入して檢査を受くる事を得。

(f)腐敗性貨物**ハス**及び赤色許可書の空白フォーム(blank forms)は、總務課より入手し申告者自ら直ちに記入することを得べし。

六、貨物放行單(release permits 即ち檢印濟船積指圖書、或は船荷證券、或は貨物引渡指圖書、或は腐敗性貨物**ハス**

書は赤色許可書)は、納税が永續的現金供託金(固定現款押金 permanent cach deposit)の提供により保證せらるゝ場合を除くの外、各種税金納入前之を發給することとなし。「永續的現金供託」の手續左の如し。

(a)腐敗性貨物の輸出入業者にして永續的現金供託をなさんと欲する者は豫め申請書を提出し、貨物に課税せらるべき全税額を充分に塡補するに足る現金を總務課に委託することを要す。所要供託金の確定額は、海關之を決定し、各供託金の番號を供託者に割當つべし。供託者は各申告書面に本番號を記入することを要す。

(b)該永續的現金供託の手續を了したる輸出入業者は貨物に賦課せらるゝ税捐を該貨物解除後、翌執務日の午前中までに納入することを得べし。

(c)海關は税務司が妥當なりと認むる理由によりては、何時にても供託金を返還して該附與特權を撤回することあるべし。

(d)永續的現金供託者は任意に該供託金を撤回することを得。此の場合にありては附與せられたる特權は自動的に停止す。

(e)時間制限内に税捐を納入せざる時は、特權を撤回せらるゝ事あるべし。此の場合にありては供託金より納入せらるべき税捐を控除し殘額を返還す。

(f)永續的現金供託番號を附記せる輸入申告書は之を船荷證券或は、貨物引渡指圖書と共に總務課に提出することを要す。總務課に於ては之に「檢査後整備しあれば解除す」との官印を捺し、船荷證券或は貨物引渡指圖書に檢印を捺したる後、錠箱にて海關驗貨廠に送附し檢査及び解除を求むべし。

(g)永續的現金供託番號を附記せる輸出申告書は、之を船積指圖書或は腐敗性貨物**パス**或は赤色許可書と共に總務課

に先づ提出することを要す。總務課に於ては官印及び檢印を捺したる後、錠箱にて驗貨廠に送附し檢査及び解除を求むべし。

(h)或は右の辦法に依らずして、永續的現金供託番號を附記せる輸出申告書を、船積指圖書或は腐敗性貨物パス或は赤色許可書と共に驗貨廠に手交し、同時に貨物を提出して檢査を求むることを得べし。檢査吏は申告書に檢査事項を記入し、凡ての書類を錠箱にて總務課に送附す。總務課に於ては解除許可書に檢印を附し直ちに且つ納入せらるべき關稅其他の納付前に之を發給す。

十、右の規定は、公布の日より之を施行し、稅務司の必要と認めたる時は狀況に從ひ隨時修正することあるべし。

摘要―右の特別規定は腐敗性貨物の船積に對してのみ之を適用す。普通貨物に關しては、申告、檢査及び解除の現行手續には變更なし。

但し同日出港する船舶に積載せる非腐敗性貨物の輸出檢査は爾後午後二時に停止するも、翌日或は其後に出港する船舶に對しては檢査を午前八時乃至午後五時に施行す。輸出申告書及び船積指圖書は當該貨物と共に同時に驗査廠に於ける檢査員に提出することを要す。檢査の施行前貨物は全部碼頭或は其の側の荷船に存置することを要す。

附錄第五　中國向航行中損傷せられたる輸入品の課稅辨理に關する上海施行規程

(Regulations in force at Shanghai governing the Duty Treatment of Imports Damaged *en route* to China.)

A　輸入貨物

一、總則—陸揚前に損傷或は拔荷を蒙りたる貨物は申請に依り課稅の減免を許容せらる。但し左の規定を履行することを要す。

二、藏置場所（Storage Space）—當該貨物は輸入船舶より藏置場所に直接陸揚することを要す。該藏置場所は當該貨物用として特に碼頭に設立せられ、左記要項に合致することを要す。

(a)損傷貨物の保管用として海關より認可せられたること。

(b)檢査及び普通貨物藏置用の場所を包含する倉庫(godown or warehouse)內に在る場合は海關が認可したる方式により隔壁にて他部と安全に仕切らるゝこと。

(c)鍵は海關及び倉庫庫主の共同管理下にあること。

(d)海關の監視に對しては隨時開放すること。

(e)海關吏以外の者に對しては海關吏に帶同せらるゝ時に限り開放すること。但し船員或は船舶或は碼頭公司の代表が該場所に保管せられたる貨物の一部の所有者たる證據を(船荷證券或は貨物引渡指圖書の形式により)所有する場合

を除外す。

（註）荷揚管理船員、海運會社代表及び碼頭會社代表の場合は、右規定の例外とし船舶の荷揚時間内に海關吏を帶同するの手續を踏む事無くして、自由に損傷貨物藏置場所に至ることを許可せらる。

當該許可書は豫め海關に申請することを要す。許可書には之を發給せらるゝ者の地位及び荷揚船舶名を明瞭に記載し、其の效力は當該船舶の陸揚停止と同時に終了する旨を規定す。

（f）當該藏置場所の陸揚時間内にありては、海關錠前を開きて開放せらるゝも、陸揚完了後は錠前にて閉鎖され前記（e）項に規定せる如く海關監視下に於てのみ出入するを許可せらるゝこと。

（g）各船舶の損傷貨物は、藏置場所に各別に保管して混亂の恐れ無からしむることを要す。本要求が海關の滿足するまで遂行せられざる場合は、海關は他船より引渡さるゝ損傷貨物を損傷貨物藏置場所に保管することを許可する前既に損傷及び不足の引合せをなしたる貨物の搬出を要求し得るの權利を保留すること。

（h）損傷貨物藏置場所に藏置する事の不適當或は不必要と思考せらるゝ危險性貨物或は大容積貨物は、之を碼頭勤務檢査吏に報告し、又當該損傷貨物を藏置せんとする場所が該檢査員の是認するところと一致する時は、之を該所に藏置することを得。

三、貨物の陸揚

（a）損傷貨物は船側より損傷貨物藏置場所に直接搬入することを要す。

（b）之等二點間に於て當該貨物の拔取或は改竄ありたる時は、不足或は損傷に對する減税要求を凡て即時に無效となし且つ嚴罰に處す。

(c)汽船の貨物掛り員は、碼頭公司代表の隨行あれば、船舶の陸揚の間、該船舷側の碼頭或は損傷貨物藏置場所に於て重要の測定、精査或は破損箱の再釘付をなすを許可せられ、尚ほ破損甚だしく内容の露出せる箱を開きて引合せすることを許可せらる。

四、損傷或は拔取貨物の報告—碼頭公司は其の碼頭の損傷貨物藏置場所に藏置せらるゝ各船舶の損傷或は拔取貨物の一覽表を正副二通各碼頭勤務海關檢査吏に提出することを要す。該一覽表は各船舶が陸揚を完了すると共に即時提出すべし。一覽表は碼頭公司經理(the wharf manager)之に署名し、各船舶貨物係り員副署することを要す。

五、海關檢査の申請

(a)碼頭に於ける手續—特定船舶渡し損傷貨物を海運會社鑑定人(surveyor)が正式に鑑定するに當りては、當該荷受人は何人にても、勤務の海關吏に、貨物を檢査して不足、損傷其他の證明をなすことを要求することを得べし。海關檢査吏は損傷貨物一覽表の正副兩本に該詳細事項を記入することを要す。

海運會社の正式鑑定完了と共に、海關檢査吏は一覽表の一部に署名し、之を鑑定課(驗估課 the Appraising Department)に送附す。同課に於ては、之を損傷及び不足額の正式記錄として保存し、之に依りて荷受人の要求により海關が檢査したる一覽表中の貨物の課稅額を酌量することを得べし。

如何なる理由によるとも、海運會社の一般鑑定時間外に、損傷貨物の海關檢査を受けんと欲する荷受人は、輸入貨物明細書(進口貨物細目單 Import Particular Paper)及び船荷證券或は貨物引渡指圖書を當該碼頭主任海關檢査吏に提出して申請すべし。該細目書には貨物が既に申告せられたるや否や、及び輸入せらるゝものなりや或は保稅倉庫に庫入せらるゝものなりやを記入すべきものとす。檢査員は檢査完了したるとき、輸入貨物明細書及び損傷貨

物一覽表に檢査の結果を記載し、輸入貨物明細書に署名して之を鑑定課に送附す。同課にては之を損傷及び不足額の正式記錄として保存し、之に依りて課税額を酌量することを得べし。

(b)海關に於ける手續―貨物の一部を損傷し、既に海關の檢査を受けたるものを申告するに當りては、申告者は損傷高及び(或は)不足高の細目を明示すべきものとす。鑑定課に於ては之を碼頭勤務海關檢査吏より受理せる一覽表或は明細書と引合せ、海關檢査吏の證明せる一覽表或は明細書に記入したる細目に從ひ課税額を酌量すべし。損傷或は拔取貨物を既に申告し、且つ損傷發見前海關に納税したる時は、申告者は第五項(a)に規定したる海關檢査を受けたるを條件に貨物を引取り損傷及び拔取に關する特別戻税を申請することを得。當該戻税申告書は鑑定課に提出することを要す。同課にては當該船舶(一隻或は其以上)より渡されたる損傷貨物の正式一覽表及び明細書と引合せをなすべし。戻税は海關檢査吏の證明したる一覽表及び明細書に記錄せる不足高及び損傷高に關してのみ發給せらるべし。

六、競賣貨物―貨物の損傷甚だしくして、荷受人が其の引受を拒絕する場合、或は共同海損(general Average)の聲明せらるゝ時、或は貨物が競賣にて賣却せらるべき時は、貨物の狀態は檢査吏之を立證す。次いで鑑定課は該貨物課税價格を決定す。競賣價格を以て課税價格とする時は、供託金を賦課して貨物を解除す。爾後の競賣は海關之を嚴密に監視し賣却額に基きて税額を査定するの處置を採擇す。

損傷貨物の税率左の如し。

(a)從價率に從ふ納税貨物が損傷したる時は競賣價格に基き、又貨物が此の處分法に依らざる時は、無損傷貨物に對する税則に規定したる從價率にて海關査定價格に基き納税すべきものとす。

（b）從量率にて納税すべき貨物が損傷狀態にて輸入せられたる時は、課税額は貨物の蒙りたる損傷程度に比例して輕減せらるゝ從量率にて查定せらる。各場合に許容せらるべき税率輕減程度は左の方法によりて決定す。

（1）海關の貨物檢查及び損傷に由り被りたる價格低減の百分率查定に據るか、或は

（2）貨物を競賣によりて賣却する時は、競賣に於ける賣價と、海關が之と同一種類或は品質の完全なる貨物を查定する場合の普通の c.i.f. 價格との比率に據る。（總税務司通令第四八九一號及び第十九章第七節參照）。

競賣前に納税したる時は該貨物を解除し、續いて競賣處分額に基く税額と、普通税率にて既に徵收したる税額との差額に對し特別戻税を交付す。

七、鑑定人の檢查（Surveyor's Inspection）―申告者は有資格鑑定人を招致して損傷貨物藏置場所に藏置したる貨物を檢查し、且つ數量の不足額或は價格の低減額を測定するに援助を求むることを許さるゝことあるべし。但し該檢查は海關檢查に代るものに非ず、且つ本規程第九項に從ひ要すれば普通料金を納入し、海關監督の下に始めて遂行し得るものなるを明瞭に理解することを要す。商人が前項貨物を海關に申告するには、有資格鑑定人の報告書を以てその根據となすことを得。但し該申告書は如何なる場合に於ても、海關檢查員の證明を受くることを要し、該鑑定人報告書は數量不足或は價格低減の權威ある或は決定的の證據として、必ずしも海關之を受理するものに非ざることを明白に理解することを要す。

八、課税の查定（Duty Assessment）―前記規定に順應する貨物の場合にありては、海關は

（a）普通税則の税率にて、海關檢查により確定したる完全貨物の實際額に、及び（或は）

（b）前記第六項規定に表示せる税率にて、損傷貨物の實際額に、

課稅すべし。

輸入船舶より損傷貨物藏置場所に直接搬入せざる貨物、或は其他何れの細目事項に於ても前記規定に順應せざる貨物の場合にありては、檢査當時或は書類にて通關したる當時の、貨物の狀態に從ひ課稅すべし。其後に至り貨物が損傷したること、及び該損傷は航行途中に於て發生したることと判明すると雖も、旣に納入したる輸入稅の返還或は割戾しの申告は之を受理せず。

（註）「檢査當時の貨物の狀態」とは完全なる貨物の檢査當時の狀態及び數量と解すべし。

貨物が損傷開封せられ、拔荷の恐れある狀態にて碼頭に放置せられ居る場合、及び（或は）陸揚後拔荷の證據が現存する場合は貨物が損傷貨物藏置場所に藏置せられ居らざる限り海關は該不足額を認可せず。

九、許可書及び手續料金

（a）許可書――損傷貨物藏置場所への搬入は、前述の條件を備へたる左記の者に認可す。

（1）正規に認可せられたる船舶貨物掛り船員及び碼頭公司代表にして、船舶の荷揚時間に限り海關吏の隨行監視なきもの。

（2）當該場所に藏置せらるゝ貨物の荷受人（但し船荷證券、貨物引渡指圖書、或は其他該貨物所有者たるの證據を所持し、且つ船舶會社が行ふ規定檢査時間内に海關吏の隨行監視ある場合）。特別許可書を要せず。

（3）當該場所に藏置せらるゝ貨物の荷受人（但し船荷證券、貨物引渡指圖書、其他該貨物所有者たるの證據を所持したる者が海關檢査吏に輸入貨物明細書を提出し、船舶會社の規定檢査時間外に隨時該檢査吏の隨行監視を受くる場合）。

(4)其他個人(但し海關稅務司の命令に依り海關に於て署名捺印したる特別許可書を所持する場合)。

(b)手續料金―左の場合は四時間に付き國幣十六元、四時間以上は一日に付き國幣二十三元の料金を課せらる。

(1)前記第九項(a)、(4)の認許を受けて損傷貨物藏置場所に入る個人(之には船舶の損傷貨物を鑑定せしむる爲め船舶會社の雇傭したる鑑定人を包含す)。

(2)第九項(a)、(3)に記載せる荷受人(但し提出したる明細書に損傷額或は不足額を記載せず、且つ認定減稅額が國幣十六元以上に達する場合)。認定減稅額が國幣十六元以下なる場合は特別料金を免除す。

(3)輸入業者が損傷貨物藏置場所の外側に於ける特別許可を要請する場合。

註、前記(b)、(1)の場合にありては、料金は特別許可書發給前之を課す。

(b)(2)の場合にありては、驗估課(Appraising Department 鑑定課)に明細書を返還すると共に減免稅決定前料金を課す。

B　保稅貨物

一、普通の公用碼頭保稅倉庫に庫入せらるゝ貨物―之に對し免稅或は減稅の申告を要するものは、損傷貨物或は拔荷貨物にして公用碼頭保稅倉庫に庫入し、特別損傷貨物藏置場所に直接陸揚し、前記Aに規定せる輸入貨物と同一方法により、該所に於て檢査を受くることを要す。

二、稅額査定

(a)碼頭公司一覽表(清單)或は明細書(細目單)に、正式に記錄したる不足額及び損害額は之を驗估課に於て整理す

輸入業者が提出したる申告書記載の該不足額或は損傷額は、保稅倉庫より搬出する際減免稅せらる。

（b）輸入船舶より損傷貨物藏置場所に直接搬入せざりし貨物、或は其他の細目に關し前項規定に順應せざりし貨物は、輸入船舶碼頭に於ける檢査當時の貨物の狀態及び（或は）書類に依りて保稅倉庫に搬入したる當時の貨物の狀態に從ひ課稅す。

「檢査當時の貨物の狀態」とは檢査當時未だ手をつけざる時の貨物の狀態及び數量と解すべし。損傷貨物が開封せられ且つ拔荷の恐れある狀態にて碼頭に放置せられ居る場合、及び（或は）陸揚後拔荷の證據が現存する場合に於ては、貨物が損傷貨物藏置場所に藏置せられ居らざる時は、海關は不足額を認可せず。

三、碼頭構內以外の地點に在る私用保稅倉庫に搬入せらるゝ貨物—損傷或は不足額に關し損傷貨物或は拔荷貨物にして私用保稅倉庫に庫入し、之に對して減稅或は免稅の申請を要するものは、B、一及び二に規定したると同一方法に據ることを要す。然し乍ら壜詰の酒類、香料等の如き破損し易き貨物の場合にありては、輸入商は申告書を提出せば、輸入船舶碼頭に代へ私用保稅倉庫に於て普通の海關檢査を受け得る特權を許可せらる。私用保稅倉庫が雇傭したる專任檢査吏無き時は通常特別檢査料金を徵收す。斯くの如き檢査を受くる貨物は、輸入船舶碼頭より私用保稅倉庫まで海關吏の同行を受くることを要す。該檢査に於て判明したる不足額或は損傷額は海關之を認可すべきも、該貨物の全般的狀態が陸揚後拔荷の行はれざりしを暗示することを要す。（B、2、（b）參照）

四、手續料金—損傷貨物藏置場所に搬入せしむる特別檢査或は許可の料金は、本章程A、（9）、（b）項に規定したる普通輸入貨物に於けると同一方法により之を保稅貨物に課す。（第十九章第七節參照）。

附錄第六　江陰に於ける汽船の石炭陸揚に關する特別規程

(Special Regulations governing Discharge of Coal by Steamer at Kiangyin.)

一、石炭を積載して江陰に航行し通商をたす凡ての船舶は、該地の海關分卡之を管理し、且つ海外より逕達し江陰にて陸揚する凡ての石炭は關稅を納付することを要す。

二、中國籍汽船にして、之か對內貿易に從事するものなることを正式裏書したる航行簿（行程簿 Voyage Book）を有せず、且つ其の航路證明書（航線證書 Certificate of Route）記載の認定地に江陰を包含せざるものは、江陰に於て石炭の陸揚をなすことを得ざるべし。

三、外國籍汽船にして、普通江輪執照（a regular River Pass）或は江輪專照（a Special River Pass）及び內港輪船執照（an Inland Waters Steam Navigation Certificate）を有し、之に記載せる認定航路中の指名地點に江陰を包含せざるものは江陰に於て石炭の陸揚をなすことを得ざるべし。

四、前記第二或は第三項に列擧したる船舶は、江陰を出港するに際し、江陰海關分卡に於て、上海或は鎭江或は其他認定航路中に列擧したる中國內地點向（外國向に非ず）出港を許可せらるべし。

五、外國より航行し來る中國籍或は外國籍汽船にして、其の積載貨物が悉く江陰向石炭より成るものは、江陰に入港し得べき特別許可を得ることを得べし。但し當該汽船は積送石炭の關稅を納付するに足る金額を上海或は鎭江海關に供託し、且つ中國籍汽船の場合にありては航行簿に對內貿易に從事する旨の裏書を受け、外國籍汽船の場合にありては同一

海關より內港輪船執照の下附を受くることを要す。（前記第二及び第三項參照）。

江陰に於て陸揚する石炭の課稅は、右の供託金を徵收する海關が江陰海關分卡より陸揚報告書（Discharge Permit）を接受すると同時に之を同海關に納入することを要し、該供託金は凡ての手續完了後之を還付すべし。

外國より航行し來る船舶にして、江陰のみならず其他の地點向石炭或は石炭以外の貨物を積載するものは、江陰向航行を許可せらるゝに先だち、上海或は鎭江海關に於て凡ての積送貨物に對し納稅することを要す。（總稅務司通令第四九八一號參照）。

附錄第七　湘江減水期間長沙下流に於ける荷役の暫行規則

(Provisional Rules for the Working of Cargo on the Siang River below Changsha during the Low-water Season.)

一、江照汽船（River Pass steamers）が減水期長沙（三汶磯を含む）に到達すること能はざる時は、河水の狀況に從ひ靖港或は蘆林潭に於て開港貨物（Open Port Cargo）の荷役をなすことを許可せらるゝも、兩地點を同時に假荷役地として利用することを得ず。靖港或は蘆林潭に於ける江照汽船の荷役は、之等汽船が長沙航行を未だ放棄せざるに減水の爲め長沙（三汶磯を含む）に到達すること能はざる期間に限り許可せらるべし。

（註）右規定中「開港貨物」（Open Port cargo）なる用語は、積換品及び保稅倉庫出し到達港納稅貨物（Transhipment and ex-bond "To Pay" cargo）を含まざるものとす。

二、江照汽船が長沙（三汶磯を含む）に到達すること能はざる時は、靖港に碇泊して荷役をなし、又靖港に到達することと能はざる時は、蘆林潭に碇泊して荷役をなすことを要す。何れの汽船も靖港に到着すること能はざるに至ると同時に凡ての汽船は蘆林潭に碇泊することを要す。之は長沙港內まで溯航し得る汽船が、何れも該港に碇泊するを妨ぐるものに非ざるも、他汽船が靖港或は蘆林潭に於て荷役中は三汶磯に於て荷役することを得ず。汽船が最早蘆林潭に到達すること能はざる時は、岳州港（城陵磯）に碇泊することを要し、開港に於て積卸すべき貨物の荷役は、岳州蘆林潭間の何れの地點に於ても之を許可せず。

三、河水の狀況に依り要すれば、海關は靖港或は蘆林潭に海關吏一名を駐在せしめ、汽船貨物の荷役其他を監視せし

む。汽船總噸數或は曳船及び艀船の合計總噸數が百噸を超過する時は、每汽船或は每曳航に每航行國幣三十二元の特別料金を課し、又噸數百噸未滿なる時は、靖港或は蘆林潭に於て荷役をなす船舶に每航行國幣十六元を課し、該特別職務のため派遣したる海關吏の經費に充當すべし。之等料金は夜間、日曜及び休日の荷役許可書通常料金（the usual Night, Sunday, and Holiday Working Permit fees）の外に課するものとす。

四、靖港或は蘆林潭に於て荷役をなす江照汽船は通航免狀（江輪執照River Pass 江照と略す）に基きて存續し、各該地に於て其の格式は內河船舶（inland waters vessels）に變更することを得ず。各汽船は其の輸入貨物を長沙向輸送するため各該地に於て荷船或は民船に積換ふることを許可せらる。又之等船舶は米穀を除外し、靖港或は蘆林潭に於てのみ—孰れの地點が臨時荷役地たるを論ぜず—長沙海關を通過したる貨物を船積することを得。但し岳州に於ける申告と納稅、並に漢口に於ける檢閲の爲めの釐金單照（米捐票 Rice Dues Receipts）を具備する時は米穀を船積することを得べし。長沙通關輸出貨物は荷船及び民船により、靖港或は蘆林潭向之を輸送し、汽船に積換ふることを得。靖港或は蘆林潭に於て荷役中の汽船の輸入或は輸出貨物を運搬する荷船及び民船は、櫓又は帆によりて航行し、或は曳航せられ、又會社旗を揭揚することを得るも、該揭揚旗所屬國籍の外國人或は外國會社が事實之を所有し且つ登記したるに非れば外國々旗を揭揚することを得ず。

五、前記各規則は登記濟洋式艀船を曳航する船舶にも亦之を適用す。該艀船の輸出入各貨物は、汽船貨物と同一方法により靖港或は蘆林潭に於て民船及び荷船に（或はより）積換ふることを得。

六、江照汽船或は被曳洋式艀船が蘆林潭、靖港等の近邊に於て、一般內地貨物（米穀を除外す）を積載せんと欲する時は、先づ岳州港（城陵磯）に於て、積載したる長沙向輸入貨物を悉く陸揚し、且つ岳州海關に於て其の江照（通航免狀）を

內港執照（內河汽船航行鑑札（I. W. S. N. Certificate）に交換して內河汽船となすことを要す。該船舶は爾後長沙海關の通過貨物は一切之を積載することを得ず、且つ積載したる內地貨物は何れも之に對する岳州海關施行の規程に從ひて處理せらる。

七、乘客のみを搭載する汽艇（launches）が、長沙に到達し得ること測り難き時は、岳州海關に於て其の江照を內港執照に交換し、湘江々岸各地向出港することを要す。然る時は航行し得る限り長沙寄り地點まで到達することを得べし。長沙に到達し得る時は、內地より來れるものとして取扱はるゝも、長沙に到達し得ざる時は、最終到達地が岳州長沙間何れの地點たりとも長沙海關に報告せずして之より岳州港（城陵磯）に自由に歸還することを得。

八、岳州長沙間を汽艇に曳航せらるゝ民船にて積送する開港積卸貨物は、之を靖港或は蘆林潭に於て他の民船或は荷船に積換ふることを得ず。

九、減水期間蘆林潭近邊に於て、內地貿易に從事し或は內地貨物積載民船を曳航せんと欲する汽艇は、岳州海關に於て其の江照を內港執照に交換することを要す。然る時は該海關管轄の下に內港行輪章程（內河汽船航行規則 I.W.S.N. Rules）に基き航行することを得べし。內地貨物を積送する民船は、曳航せらるゝ前に被曳航許可書（准拖執照 a Permit to be Towed）の下附を受くることを要す。

一〇、以上の規則は暫行的にして、狀況に應じ變更すべく之に關しては隨時告示をなすべし。

附錄第八　特權を享受し廣東香港間、廣東澳門間及香港經由廣東沿岸條約港間を航行する保證書具備の各航海汽船に關する特別海關規則

(Special Customs Rules for Guaranteed Ocean Steamers plying between Canton and Hongkong, Canton and Macao, and Canton and Coast Treaty Ports, *via* Hongkong and *vice versa* under Special Privileges.)

(一九三一年十一月五日廣東海關公布)

一、外國旗を掲揚すると中國旗を掲揚するとを論ぜず特權を享受せんと欲する汽船は規定フォームの保證書を提出し

(一)中國旗を掲揚する汽船或は未だ領事を駐箚せしめざる外國の汽船の場合にありては、汽船代理人は公證人として代行する海關稅務司立會の下に該保證書に署名をなし、

(二)又外國旗掲揚汽船の場合にありては、汽船代理人は有資格保證人二名と共に自國領事立會の下に署名をなし、

且つ領事より署名捺印を受け、

以て輸入貨物に賦課する凡ての稅項は、日曜及休日を除き出港許可後二十四時間以內に之を納付する旨聲明することを要す。然る後該汽船は海關の規定せる左記條件及び規程に從ひ荷役をなすを許可せらる。

二、外國汽船及び洋式中國汽船は虎門(Bogue Route)と稱せらるゝ地點のみより廣東港に接近することを要す。

三、廣東省出入航路上にある汽船が、中國領海内に於て信號を發せられたる時は、停船して海關吏を乘船せしめ、船長は附與せられたる特權待遇に鑑み、海關吏の船内に於ける職務遂行に凡ゆる可及的便宜を與ふることを要す。

四、海關は汽船に自由に海關吏を便乘せしめ、香港或は澳門との間を往復せしむることを得。食費は海關より支辨するも便乘賃は之を免除せらるゝことを要す。

五、汽船は到着と共に且つ領事報告書（Consular entry）提出前、認定時間内に貨物の陸揚をなすことを得べし。但し該船舶の海關文書、噸稅納入證、領事報告書、自衞武器證明書、燻蒸消毒證明書及び輸入積荷目錄正本は、之等に船長の署名及び船舶代理人の副署をなし、船舶到着後二十四時間以内に海關に提出することを要す。輸入積荷目錄副本は船長の署名を得たる後、船内臨檢係（Boarding Officer）の到着と共に之に手交することを要し、本關總務課より認可を得たる時之が陸揚を許可す。

六、船長は本關港務長の指定したる碇泊場所に投錨することを要す。

七、輸入貨物が保證書具備の倉庫(guaranteed godowns)に直接陸揚せられざる時は、正式登記清荷船が利用し得ば之にのみ荷揚することを要す。利用し得られざる場合は、本關總務課に申告したる後無鑑札船により陸揚することを得べし。私用物品、家庭常用品等を包含する包裝物は、私用船（private boat）に荷揚することを得べきも、當該物品は載貨單(Boat Note）を添附し解除前輸入驗貨廠（the Import Shed）に搬入することを要す。但し碼頭に陸揚することを認可せる特別准單(特別海關許可書(Special Customs Permit)を具備する場合は此の限りに非ず。

八、汽船は黃埔地方起輕貨物章程（the Whampoa Lightening Rules）に從ひ、海關監視の下に黃埔に於て積荷を減じたる後、殘部の貨物を陸揚するため、廣東に航行し碇泊することを得。積載貨物過重にして淺水地方を通過し得ざる汽

點は、該地方に於て貨物の一部たりとも陸揚することを得ず。之が爲めに黃埔に歸還することを要す。

九、黃埔及び廣東認定錨地以外の河川に沿ふ地點に於ては何處に於ても旅客或は手荷物の陸揚或は船積を禁止し、且つ汽船の運轉中、即ち入港時なれば所定の浮標(buoy)或は碼頭に到着前、出港時なれば該所出帆後、旅客或は貨物の陸揚或は船積をなすことを得ず。

一〇、船舶代理人が保證書を具備する倉庫(guaranteed godown)を所有せざるときは、該船舶に積載せる輸出品は海關驗貨廠(the Examination Shed)に搬入して海關監視を受け、裝貨准單(船積許可書 Shipping Permit)の發給を俟ちて之を登記濟荷船に積込み廣東の錨地に碇泊せる輸出船舶に向くることを要す。但し其他の方法に依り該船舶に向くる時は特別許可の附與せられたることを要す。

船舶代理人が保證書具備の倉庫を所有する船舶に依りて輸出する貨物は、當該倉庫碼頭に於て檢査を受け海關監視の下に存置し、船積許可書の發給を俟ちて之を碼頭より直接輸出船舶に船積し或は登記濟荷船に積込むことを要す。

一一、輸出貨物を積載する荷船は、汽船船側に碇泊するを許可せざるも、該貨物に船積許可書を添附する時は此の限りに非ず。

一二、汽船にて積送する小包は積荷目錄に記載して船内の特定場所に積載し、海關より解除するまで陸揚或は配達することを得ず。小包は海關檢閲前に船積することを得ず、又課稅貨物を包含するものには課稅す。許可書を有せずして陸揚或は船積したる小包は之を沒收す。

一三、積殘貨物は船舶或は碼頭を離るゝに先だち、船積許可書に勤番海關吏の署名を受け、之を總監察長(the Chief Tidesurveyor's Department)に提出して積殘貨物メモ(退關貨物報告單 Shut-out Memo.)の發給を請求し、然る後該貨物

の再檢閱を受くることを要す。然らざれば戻稅或は無稅再船積の申告書は之を受理せず。

一四、船長の作製署名したる輸出積荷目錄は、之を執務時間内に（但し該汽船が出港せんと欲する當日の午後三時以前なること）總務課に提出し、且つ該船代理人の出港豫定通告 (the agents' notice of intended clearance) は之を午後壹時以前に提出することを要す。

一五、汽船は日曜及び休日に入港及び出港することを得べきも、特別海關許可書 (Special Customs Permit) を領有するに非ざれば貨物或は旅客及び手荷物を陸揚或は船積することを得ず。

一六、當該汽船が前記各規則に違反する時は、海關規程に從ひ處罰する外、附與したる特權を一時或は永久に即時撤回すべし。

一一七、航海汽船に對する本關總務課の執務時間は午前九時半より午後四時までとす。

附錄第九　特權を享受し廣東香港間及廣東澳門間を航行する保證書具備の省河汽船に關する特別海關規則

(Special Customs Rules for Guaranteed River Steamers plying between Canton and Hongkong and between Canton and Macao under Special Privileges.)

（一九三一年十一月五日廣東海關公布）

一、廣東香港間或は廣東澳門間を定期に往復航行する省河汽船、即ち特に省河運輸に充當せられ、航海貿易に適せざる汽船の所有者或は代理人にして、特權を享受せんと欲するものは、規定フォームの保證書を提出し、自國領事の駐箚せられたる汽船が該國國旗を揭揚せる場合にありては、該船所有者或は代理人は二名の有資格保證人と共に領事立會の下に之に署名し、且つ領事の署名捺印を受け、又未だ領事を駐箚せしめざる國家の汽船或は中國旗揭揚汽船の場合にありては、公證人として代行する海關稅務司立會の下に之に署名し、以て輸入貨物に賦課せらるゝ凡ての稅項は、日曜及び休日を除き出港許可後十五日以內に納付する旨聲明することを要す。領事を駐箚せしめたる國家の汽船の文書は當該廣東領事館に供託することを要す。然る後該汽船は左の條件及び規程に準じ、船積及び陸揚することを得。

（註）「省河汽船」なる用語は、曳船に從事する船舶（小蒸汽船、發動機艇、或は自動推進式艀船）或は其の被曳船舶を包含せず。各船舶とも特別規程により之を管理するものとす。

二、汽船は虎門と稱せらるゝ地點のみより廣東港に接近することを要す。

三、汽船は如何なる狀況にあるも午前六時三十分以前或は午後五時以後及び次に記せる狀況にある場合を除き廣東に

到着することを得ず。且つ險惡なる天候により已むを得ざるに非れば伶仃より上流に投錨することを得ず。斯く已むを得ず投錨する場合にありても、驗潮杆(Tidepole: 蓮花山即ち第二沙洲 Second Bar)より上流に投錨することを得ず。且つ已むを得ずして河流に投錨したる狀況を到着と共に即時海關稅務司宛文書により報告することを要す。

減水期間內に潮流の關係により大石閘柵上流に溯航することを得ざる時は、該閘柵下流一哩にある自動驗潮器(Automatic Tide-gauge) 附近に碇泊することを得べし。

四、汽船は潮流の許す限り、午後五時三十分以前に廣東を出港することを要するも、該規定時間後出港し得る認可書が海關稅務司より豫め下附せられたる時は此の限りにあらず。而して險惡なる天候により已むを得ざるに非ざれば河中に碇泊することを得ず。此の場合にありては廣東に歸還すると共に、即時該狀況を海關稅務司宛文書により報告することを要す。

(註)午後五時三十分以後の出港許可は、例外的狀況即ち船舶が暴風雨により遲延したる場合に限り附與せらるゝものとす。

五、汽船は特別料金を納入する時は、日曜に出入港並に旅客及び手荷物の積卸をなすことを得。(第二十一條A項(d)參照)。同樣に料金を納入し特別許可書を得たる汽船は、日曜以外の休日に於ても出入港並に旅客及び手荷物の積卸をなすことを得。但し適當なる倉庫施設を未だ備へざる時は、日曜及び(或は)休日に於ける貨物の積卸は之を禁止す。

(註)廣東澳門航路及澳門廣東航路其他に於ける汽船を修理、入塢或は移し換へするためには、規定の特別料金を徵收せずして、日曜に出入港し得る許可を附與するも、斯る場合に於ては該汽船は旅客或は貨物の積送をなすことを得ず。

六、汽船の豫定航行に如何なる變更を生ずるとも、之を實行するに先だち海關に通告し之が認可を受くる事を要す。

七、廣東省出入航路にある汽船が、中國領海內に於て信號を發せられたる時は、隨時停船して海關吏を乘船せしめ、

船長及び船員は附與せられたる特權待遇に鑑み、海關吏の船内に於ける職務遂行に對し可及的に凡ゆる便宜を與ふることを要す。

八、海關は汽船に自由に海關吏を乘船せしめ、往復航行せしむることを得。但し食費は海關之を支出するも、便乘賃は汽船之を免除することを要す。

九、汽船の輸入積荷目錄は其の三通に船長署名をなし、隨時海關吏に提出し得る準備をなし置き、内二通は船舶の到着と共に即時且つ開港の開かれ或は貨物の陸揚をなす前に船内臨檢掛に手交し、殘る一通は之に船舶代理人の副署を受け海關に提出することを要す。

一〇、廣東指定錨地内に非ざる省河の隨所に於て旅客或は貨物の積卸をなすは之を禁止す。但し海關特別許可書の豫め下附せられたる時は此の限りに非ず。而して該汽船の運轉中、即ち入港時なれば碼頭或は浮標に到着前、又出港時なれば該所より出帆後、旅客或は貨物の積卸をなすことを得ず。船舶荷積口（ports）には鐵柵欄（iron grilles）を取付くることを要し、該鐵柵欄は廣東到着前、且つ海關認可書受領前、或は碼頭或は浮標より出帆後、中國領海内に於て之を開くことを得ず。

一一、輸入貨物は、正式登記濟荷船に限り之に荷揚することを得。但し陸路により之を輸送し得る特別許可書が、總務課より下附せられたる時は此の限りに非ず。當該貨物は凡て午後四時以前に海關驗貨廠に陸揚することを要す。

（註）輸入貨物にして之を提出して檢閲を受くることを要せず、又輸入船舶より陸揚するに先だち要すれば納稅をなし、凡ての通關手續を完了したるものの場合にありては、當該貨物を碼頭に陸揚し次いで之が受渡しをなすに何等の異議なし。解除許可官印（Released Permit chop）及び檢査吏檢印（Examiner's stamp：本檢印は、貨物が既に海關驗貨廠の輸入積荷目錄副本より消却せ

られたるを保證する爲めに必要とす）を押捺せる副申告書は、當該積卸を充分に認可するものと思料することを得。

一二、輸入貨物に賦課せらるゝ凡ての稅項（dues and duties）は、船舶出港許可後十五日以內に納入することを要す。（規則第一參照）。之に違反する時は爾後五日每に國幣三十一元の延滯料金を課徵し、當該納入全額が決濟せられたる時を以て止む。

一三、積荷目錄に記載せざる輸入貨物或は課稅貨物或は禁制品（Contraband goods）にして、汽船の到着前或は到着と共に旅客の手荷物或は船內に隱匿し、申告せざるものを發見したるときは中國政府の積荷目錄規定に從ひ處理すべし。

一四、船內に積載する凡ての貨物の輸出積荷目錄は、船舶の出港許可前之を海關に提出することを要す。

一五、凡ての輸出貨物は之を海關驗貨廠に搬入し檢査を受くることを要す。檢査終了後、該輸出貨物は之を海關監視の下に存置し、海關船積許可書提出後始めて水上のみにより該驗貨廠より搬出することを要す。（但し陸上輸送の特別許可を總務課より附與したる時は此の限りに非ず。）而して該貨物の內容を變更せずして之を積載する凡ての荷船は、直接輸出船舶に進行することを得。海關船積許可書を添附せざる貨物は、船內にて之を受理せざるものとす。

本規則に違反する時は、荷船及び其の積載貨物を沒收す。

一六、汽船により積送する凡ての小包は、課稅貨物或は無稅貨物の孰れを包含するも、又小包券（parcel tickets）の附與せられたるものなると否とを問はず、之を積荷目錄に記載して汽船內特定場所に積込み、海關が解除せざる內は之を陸揚或は配達することを得ず。同樣に海關檢査及び納稅前、小包を船舶に積載することを得ず。許可書を有せずして陸揚或は船積したる小包は之を沒收す。

一七、禁制品は其の種類の如何を論ぜず（武器、阿片、鹽、其他）海關特別許可書を具備するに非ざれば之を船積或は

陸揚することを得ず。

一八、「危險品」("dangerous goods")を積込する汽船は、廣東港務章程第十五條乃至二十五條を嚴守することを要す之が寫は該港港務長に申請して入手することを得べし。

一九、積殘貨物は、船舶の綫則を離るゝ以前、船積許可書に勤番海關吏の署名を受け、之を總監察長に提出して積殘貨物メモ(a Shut-out Memo.)の發給を請求し、然る後該貨物を海關驗貨廠に返送して再檢査を受くることを要す。然らざれば戻稅或は無稅再船積の申告をなすも之を受理せず。

二〇、前記各項規則に違反する船舶は、海關規程に從ひ處罰する外、附與したる弊權を一時的或は永久的に撤回すべし。

二一、特別許可書發給規則

A 旅客及各自手荷物積卸

(a)午後六時乃至午後九時に提出したる旅客及び各自手荷物の陸揚特別許可書の申請書は、船內臨檢係之を船長より受理して所要許可書を發給す。該許可書發給料金は國幣六元とす。

(b)同樣に海關休日に旅客及び各自手荷物を陸揚せんと欲する汽船船長は、船內臨檢係に申告書を提出し、所要許可書の發給を受くることを要す。該許可書發給料金は國幣六元とす。

(c)海關休日に香港及び澳門向旅客及び各自手荷物を船積せんと欲する汽船船長は、勤番海關吏に申告書を提出して所要許可書の發給を受くることを要す。該許可書發給料金は國幣十四元とす。

(d)日曜に提出すべき船舶の入出港並に旅客及び各自手荷物の積卸に對する特別許可書の申請書は、一日前に總監察長宛、或は到着と共に勤番海關吏宛之を作製することを要す。該特別許可書發給料金は、國幣二百八十元とす本料金は一汽船の入出港各一回分、或は同一會社に屬する異なりたる二船舶の入港及び出港各一回分に充當するものとす。

B　荷役

午後四時以後に於ける未檢査貨物の陸揚、或は午後六時以後に於ける貨物の船積は、例外的狀況にある場合に限り之を許可す。午後九時迄に於ける荷役を認可する所要特別許可書の申請書は、午前十時乃至午後四時の時間内に總監察長宛之を作製することを要す。本許可書發給料金は國幣二十八元とす。

二二、本關總務課の省河汽船事務時間は、日曜及び休日を除き午前七時より午後四時までとす。

二三、輸入貨物檢査の事務時間は、午前七時より午後五時までとす。

二四、輸出貨物檢査の事務時間は、午前七時より午後三時までとす。

二五、再輸出貨物檢査の事務時間は、午前七時より正午十二時までとす。

二六、本規程は暫行的にして、必要と認めたる時は之を修正す。

附錄第十　黃埔港慣例・貨物の積載及輕減規則

(Whampoa Port Practice, Cargo Loading and Lightening Rules.)

一、海洋船舶が黃埔錨地に入るを海關信號所より認めらるゝ時は、赤色圓錐形信號を桁端（yard arm）に掲揚して前面到着の方向指示をなすことを要す。

二、黃埔分卡責任海關吏は該船舶に乘船し、指定碇泊場所を船長に指示して之に準じて碇泊するを要求すべし。次いで船舶書類を精査し之が整備しある時は積荷目錄に裏書をなすべし。

三、船舶が黃埔に於て理由の如何を問はず積載貨物の一部或は全部を陸揚せんと欲する時は、船舶代理人は先づ總務課より特別許可書の下附を受け之を黃埔に送達することを要す。特別許可書に其他の訓令を記載せざる時は、貨物の陸揚をなす艀船は、左の書類を接受するまで之を抑留するものとす。

(a)解除許可書(Release Permit)—此の場合にありては其他の手續を經ずして貨物の移送をなすことを得べし。

(b)海關番號及び頭字署名を受けたる申告書副本或は船荷證券—此の場合にありては貨物の檢査を受くることを要し、檢査場に直送することを得べし。原則として檢査を要する凡ての貨物は檢査場まで海關吏の隨行を受くべきも、總務課の自由裁量により之を省略することあるべし。

四、船內臨檢係は船舶積荷目錄の裏書をなしたる後、要すれば海關吏一名を乘船せしめて汽船勤番に就かしむべし。積荷目錄正本は之を留保して汽船荷役用に備へ、特別許可書を具備したるものには陸揚を許可す。同時に積荷目錄副本及び其他の書類、即ち噸税納入證、燻蒸消毒證明書、自衛武器一覽表等は船舶代理人之を廣東海關宛送附することを要

す。

五、陸揚せらるゝ包裝數は、海關吏之を荷役用積荷目錄の當該項目欄に記入することを要し、每荷船に一通の荷船ノート(a Boat Note)を發給すべし。海關吏は每日陸揚メモ(每日塡具卸貨清單 Daily Discharge Memo.)一通を作製し、之を總監察長を通じて總務課宛送附することを要す。

六、汽船が廣東向出港の準備整ふと同時に、荷役用積荷目錄は之に正式裏書を受け、廣東に於ける勤番海關吏宛の封筒に封入捺印し、船長に手交して廣東に於ける引渡しを求むるものとす。

七、正式通關をなしたる輸出及び轉口貨物(Interport cargo)は總務課より許可を得たる後、之を廣東仕出黃埔向艀船に積載し、黃埔に於て海關監視の下に輸出船舶に積込むことを得べし。原則として當該貨物は凡て黃埔まで海關吏の隨行を受くべきも、海關の自由裁量によりて之を省略することあるべし。

(註)海關は廣東仕出黃埔向貨物に、海關吏を隨行せしむる時は、勤務日及び休日共に每回監視料金を課徵し、又日曜及び休日に廣東に於て黃埔向艀船に貨物を積載する時は之が特別許可書の發給料金を課徵す。

八、石炭積載汽船が廣東向出港する時は、船長は責任海關吏と共に、黃埔に於て陸揚したる數量に關し積荷目錄に裏書することを要す。

九、黃埔に於て荷役をなす船舶にして廣東まで航行する意向なきものの出港許可申告書は、船舶代理人之を通常の方法により總務課宛作製し、出港許可書類、噸稅納入證、燻蒸消毒證明書等は之を副監察長に送達することを要す。副監察長は之等書類を捺印封筒にて船舶代理人に手交し、該代理人は之を黃埔に送達して責任海關吏に交付し、該海關吏は之等書類を受理したる後該船舶を出港せしむ。

十、西江汽船が黄埔仕向貨物を積載せる時は、總務課より當該貨物陸揚の特別許可を得ることを要す。

十一、黄埔海關吏は特別訓令を附與せらるゝに非ざれば、如何なる狀況にありと雖も貨物の檢査をなすことを得ず。

十二、前記各項規則は一九二三年度の「黄埔開港慣例」及び一九一七年度の「黄埔貨物輕減規則」に代へ之を施行するものなり。

附錄第十一(甲)　滇越鐵道河口分關管轄鐵路所載各外國品輸入及中國品輸出に關する章程

一、總則

第一欵　凡そ貨物を滇越鐵路に依りて輸出せんとするものは、中佛協定滇越鐵路章程並に河口分關現行章程に依るものを除くの外、凡て各港海關現行章程に依りて之を辦理す。

第二欵　河口の停車場分關の限界は、鐵路停車場の限界と相同じ。

二、輸入貨物

第三欵　列車が停車場に到着したるときは、該停車場驛長は三十六時間以內に列車搭載貨物の番號、重量、貨物數、種類を積荷目錄に記載して海關に報告することを要す。或は輸送貨物の原送狀を送達するも亦可なり。

第四欵　海關解除許可證を有せざる貨物は、停車場區域外に搬出するを得ず。該許可證は二十四時間以內に之を發給す。

第五欵　凡そ貨物が停車場に到着してより七日以內に海關に納稅せざるときは、驛長該貨物を海關に引渡すことを要す。或は驛長が荷主に代りて海關に申告し納稅するも亦可なり。

第六欵　凡そ鐵道に依る輸入貨物は、從來の海關法規に依り河口に到ると共に即時檢査を受くべきも、目下特別辦法に依り、驛長海關に赴き河口を通過する各驛の積荷目錄を提出し、且つ河口の檢査免除を申請することを得。然る時は本關は海關吏を封印車に派して隨行せしめ他の驛に到着したる時、當該驛海關吏之を開封して檢査するものとす。

三、輸出貨物

第七款　凡そ輸出貨物にして、未だ海關より積荷許可書を得ざるものは之を積載することを得ず。

第八款　貨物の包裝完成せば輸出積荷目錄及び積荷許可書を以て海關に赴き、紅單(quittance)の發給を申請したる後發車すべし。該紅單は二十四時間以内に發給せらるべし。

第九款　客車の發車には必らずしも紅單を要せず、たゞ毎回其車數並に噸數の合計を海關に報告することを要す。

第十款　凡そ鐵道に依る輸出貨物は、從來の海關法規に依り河口に到ると共に檢査を受くべきも、目下特別辦法に依り若し他の海關より封印車が河口に停車したる場合は、驛長海關に赴きて檢査の免除を申請することを得。然るときは本關より海關吏を派遣し、車上の封印を檢査して解除すべし。

四、旅客荷物の檢査

第十一款　凡そ列車に旅客の手荷物を積載して河口に到着したる時は海關吏之を檢査すべし。手荷物を驗貨廠に運搬して檢査する場合は、停車場より海關吏を派して運搬せしむべし。

五、雜　則

第十二款　凡そ貨物に附隨する海關パスを他の海關に送達すには、車上に於て當該車掌に即時パスを交付し、該地に到着したる時之を海關に送達せしむべし。此場合は手數料を給せざるものとす。

第十三款　凡そ海關吏の事務上の往來には、稅務司より請求して車費を免除せしむ。何時車に搭乘すべきかは、其地位に依りて定むべく、自己の意思に依りて決定することを得ず。

第十四款　蒙自海關稅務司及び該關派遣吏が、各所の分關を巡回檢査するに當りては一等列車に搭乘すべし。此際乘車賃は之を免除せらる。

附録第十一(乙)　蒙自海關璧虱寨停車場分關章程

一、總則

第一款　凡そ貨物を滇越鐵路に依りて輸出入する場合は、中佛協定滇越鐵路章程と抵觸し、條約に違ふべきものを除くの外、其他は悉く各港海關現行及び將來改訂の章程に依りて辦理す。

第二款　蒙自驛海關管轄の限界は、鐵路驛及び其附屬地の限界と相同じ。

二、輸入貨物

第三款　凡そ外國品を河口より蒙自或は蒙自以北の停車場に輸送する荷物にして、河口に於て未だ檢査報告せざる場合は、汽車に積載し海關固く封印したる後之を停車場に送達することを要す。該車が一度海關驗貨廠に到達せば、驛長より海關に報告し、海關吏と驛長或は其の派遣員と立會の上、各車の號數及び封印狀態を檢査し、若し符合せず或は破りたる事情有るときは、即時調査するものとす。

第四款　凡そ外國より輸入し、河口を經由する汽車が停車場に到着したるときは、各封印車積荷目錄は即時海關に之を提出すべし。

第五款　汽車の封緘は、海關吏の外之を開封檢閲することを得ず。

第六款　凡そ外國より輸入したる包裝物或は貨物を積載したる汽車ある時は、當該驛長は海關許可書受領前擅に發車を許すことを得ず。此の種許可書の發給の可否は、海關に報告後廿四時間以內に海關より告知すべし。

三、輸出貨物

第七款　凡そ貨物を汽車にて越南各驛に輸送し、或は蒙自碧虱寨驛に於て貨物を積載し、或は他の驛に於て既に貨物を積載して該驛を通過する時は、驛長は海關許可書を有するやを檢査したる上、積載或は通過を許可すべし。

第八款　凡そ貨物を汽車にて越南各驛に輸送するものにして、積載を終りたる時は、輸出積荷目錄並に積込許可書を海關に提出すべし。海關が二十四時間以內に毎一列車に紅單（quittance）一枚を發給したる後發車することを得。紅單を有せざるものは發車することを得ず。國境を經過し外國に向ふ凡ゆる貨物列車には、該驛長より蒙自海關に封閉を申請すべし。

第九款　客車の發車に對しては海關に紅單の發給を申請することを要せず。

四、雜　則

第十款　凡そ貨物が蒙自碧虱寨驛に到着したる後、七日を經過するも未だ關稅を完納せざるときは驛長は該貨物を海關に引渡すことを要す。或は驛長が荷主に代りて海關に申告し納稅するも亦可なり。

第十一款　滇越海關が既に認可したる鉛封を施し、越南に向ひ國境を經過する貨車に積載せる貨物は、其の積荷目錄寫一部に蒙自海關より海關印を押捺し、河口に到着したる時、該分關より鉛封を檢査し再び捺印するものとす。毎車各積荷目錄一枚を要す。

第十二款　河口分關鐵路章程第十二、十三、十四の各條は、蒙自海關其沿路分關に於ても其儘之を適用す。

第十三款　車內積載の旅客手荷物にして、河口に於て檢査濟のものは、蒙自海關或は沿途各分關に到着したる際再檢査を要せざるものとす。

附錄第十二　沿岸及國境地方の郵便局に提出せられたる小包を檢査し得べき海關施設を有する地名一覽表

(List of Places with Customs Establishments at which Parcels handed in at Post Offices in Coastal and Frontier Districts may be Examined.)

古北口、喜峰口、冷口、界領口、義院口、黄崖關、山海關、秦皇島、唐山、塘沽、天津、北平、龍口、芝罘、威海衞、青島、上海、蘇州、杭州、寧波、温州、三都澳、*羅星塔、福州(南台島に限る)、厦門、汕頭、廣東、江門、三水、梧州、南寧、瓊州、北海、龍州、蒙自(碧色寨)、河口、雲南府、思茅、騰越、

（註）* 必要なれば該地に檢査の施設をなすことを得。

附錄第十三　郵送小包に對する貨物運送狀を最寄り海關に送附することを要する沿岸及國境地方の郵便局一覽表

(List of Post Offices in Coastal and Frontier Districts from which Copies of Way Bills in respect of Parcels Posted will be forwarded to the Nearest Custom House.)

A、廣東省

一、東興、欽縣、防城、合浦、石康、安鋪、海康、梅菉、水東、茂名、電白、陽江、陽春、海晏、廣海、汕尾、海口埠、斗山、都斛、沙坦市、冲蔞、古井、新會、大江墟、新棠市、五十墟、公益埠、單水口、新昌、三八、三合、台山、開平、赤磡、白沙、赤水、蜆崗墟、司前、大澤、江門城、棠上、沙坪、鶴山、古公、三洲墟、廣利、高要、蘆苞、清遠、蘆江口、沙河(東)、新民埠、大瀝、高塘、石井、官窰、南海、大鎮市、黄埔、新塘、從化、增城、石龍、政平、博羅、惠陽、淡水墟、深圳、南頭、太平、東莞、河南、康樂、新造、市橋、樂從、官山、陳村、沙頭、九江、龍山、龍江、黄連、順德、杏壇、小欖、桂洲、容奇、石岐、欖邊、南蓢、中山港、下柵、前山、平嵐、海豐、汕頭、陸豐、潮陽、揭陽澄海、黄岡、潮安、菴埠、普寧、峽山、惠來、西南、並に各所局支局及び代辦所

二、海南島に於ける凡ての郵便施設

三、瓊山(瓊州)、汕頭、廣東、北街(江門)、三水、北海の各所局支局及び代辦所．

B、福建省

一、詔安、東山、雲霄、漳浦、白水營、海澄、石碼、龍溪、金門、集美、同安、安海、石獅、晉江、洪瀨、洛陽、惠安、楓亭、笏石、莆田、涵江、江口、漁溪、高山市、龍田、平潭、福清、長樂、屆嶼、羅星塔、鼓山、馬尾、琯頭、連江、鼓嶺、淋山橋、羅源、寧德、霞浦、福鼎、並に各所屬支局及び代辦所

二、閩侯(福州)・三都澳、思明(廈門)各所屬支局及代辦所

、浙江省

一、乍浦、平湖、海鹽、袁化、海寧、臨平、筧橋、南星橋、閘口、蕭山、安昌、下方橋、馬鞍、百官、嵩廈、五夫、周巷、餘姚、慈谿、樟橋、紹興、東關、沈師橋、駱駝橋、大碶頭、鎭海、定海、沈家門、柴橋、象山、石浦、海門、樂清、遂安、平陽、古鰲頭、溫嶺、路橋、杭縣(杭州)、管轄下の各所屬支局及び公代辦所

二、玉環、觀海衛、黃巖、臨海、鄞縣(寧波)、永嘉(溫州)及び各所屬支局及び代辦所

D、上海地方

一、高橋鎭、劉河、寶山、吳淞、周將橋、川沙、羅店並に各所屬支局及び代辦所

二、上海所屬の各支局及び代辦所

E、江蘇省

一、青口、新浦鎭、東海、灌雲、並に各所屬支局及び代辦所

二、吳縣(蘇州)所屬の各支局及び代辦所

F、山東省

一、羊角溝、濰縣、昌邑、柳疃、沙河、掖縣、平里店、朱橋、北馬、招遠、黃縣、蓬萊、劉家溝、大辛店、福山、牟

平、榮成、石島、夏林、文登、並に各所屬支局及び代辨所

二、龍口、威海衛、芝罘の各所屬支局及び代辨所

G、河北省

一、薊縣、馬蘭峪、遵化、三屯營、建昌營、遷安、台頭營、柳江、海陽、北塘、大沽、葛沽、鹹水沽、小站、軍糧城北戴河海濱、北戴河車站、留守營、昌黎、安山、灤縣、灤縣車站、雷莊、古冶、開平、胥各莊、蘆台、漢沽、倴城、樂亭、湯家河、汀流河、閻各莊、新寨鎮、姜各莊、稻地鎮、並に各所屬支局及び代辨所

二、臨楡(山海關)、秦皇島、天津の所屬各支局及び代辨所

H、北平地方

密雲、獨石口、並に各所屬代辨所

附錄第十四(甲)

[C.—227]

中國海關
CHINESE MARITIME CUSTOMS.

公司名稱
Name of Line..

艙單張數 Number of Sheets............. 第幾張 Sheet No. ....

海關編號(由海關填註)
Customs No. of Vessel..
[To be filled in by Customs]

代理行商名稱
Name of Agents..

進口艙單
IMPORT MANIFEST.

船名及種類
Name and Description of Vessel ....

國籍
Nationality..

噸位 Tonnage........................ 航行次數 Trip No. ....

船主姓名
Name of Master..

從何處來
Arrived from ....

進口時日
Time and Date of Arrival......................................

停泊地點
Berthed at ....

艙單投呈海關時日(由海關填註)
Time and Date: Manifest handed in.............................
[To be filled in by Customs]

艙單號數 Manifest Number.	提單號數 B/L.	下貨單號數 S/O.	此行專由海關填註 For Customs use only.	標記及號碼 Marks and Numbers.	貨物件數 Number of Packages.	包裝式樣 Description of Packages.*	貨色 Contents.	重量 Weight.	收件人 Consignee.	附記 Remarks.
		接下貨件總數† Total Number of Packages Carried Forward†............								

*凡遇有數包合裝一件之貨應註明數包合裝字樣
* Packages made up of two or more separate lots should be declared as such

†此單如係末張「接下」二字應由船主劃去
† In the last sheet of each Manifest the words "Carried Forward" should be struck out by the Master.

上開本船裝載貨物艙單正確無誤本船自..................................
地方裝貨開行後途中並未開艙亦未起卸貨物特此聲明

I hereby declare that the above is a correct Manifest of my ship's lading and that I have not broken bulk or delivered any goods out of my ship since her departure from ...., the last place of lading.

代理行商簽字
Agents ....

船主簽字
Master....

附錄第十四(乙)

[C.—229]

中 國 海 關
CHINESE MARITIME CUSTOMS.

公司名稱
Name of Line ....

艙單張數
Number of Sheets .... 第幾張 Sheet No ....

海關編號(由海關填註)
Customs No. of Vessel ....
[To be filled in by Customs.]

代理行商名稱
Name of Agents ....

出口艙單
EXPORT MANIFEST.

船名及種類
Name and Description of Vessel ....

國籍
Nationality ....

噸位
Tonnage .... 航行次數 Trip No. ....

船主姓名
Name of Master ....

船鈔執照何時到期
Tonnage Dues Certificate Expiring on ....

結關日期
Date of Clearance ....

停泊地點
Berthed at ....

結關往何處
Clearing for ....

往何處 To	下貨單號數 S/O.	標記及號碼 Marks and Numbers.	貨物件數 Number of Packages.	包裝式樣 Description of Packages *	貨色 Contents.	重量 Weight.	發件人 Shipper.	附記 Remarks.
接下貨件總數† Total Number of Packages Carried Forward†								

*凡遇有數包合裝一件之貨應註明數包合裝字樣
*Packages made up of two or more separate lots should be declared as such.

†此單如係末張「接下」二字應即劃去
†In the last sheet of each Manifest the words "Carried Forward" should be struck out.

代理行商簽字
Agents ....

船主簽字
Master ....

附錄第十四(丙)

中華民國海關
CHINESE MARITIME CUSTOMS.

[C.-230a]

航空運載客貨郵件出口艙單
Export Manifest for Cargo, Passengers, and Mail Carried by Aeroplane.

飛機號數 *Aeroplane No.*.................... 航空口岸 *Air Port*..............................

日期

指運地點 *Destination* ....19...

貨物 CARGO.

件數 No. of Packages.	標記 Marks.	貨色 Description of Goods.	受貨人 Consignee.	指運地點 Destination.

旅客 PASSENGERS.

姓名 Name.	國籍 Nationality.	行李件數 No. of Pieces of Baggage.	指運地點 Destination.

郵件 MAIL.

指運地點 Destination.	袋數 Bags.	指運地點 Destination.	袋數 Bags.	指運地點 Destination.	袋數 Bags.

查驗相符
Checked and found correct:

....
海關驗貨員
Customs Examiner.

〔航空代表簽名〕
[*Signature of Representative of Aviation Company.*]

〔海關驗貨員蓋章〕
[Customs Examiner's Stamp.]

附錄第十四（丁）

[C.—225]

汽車 $\frac{\text{進口}}{\text{出口}}$ 艙貨單

MOTOR VEHICLE $\frac{\text{IMPORT}}{\text{EXPORT}}$ MANIFEST.

日期 *Date*..

海關證書號數 Customs Certificate No.......................... 汽車登記號數 Licence No...............

次數 Trip No.. 乘客人數 No. of Passengers..

由 From.. 至 To

件數 No. of Packages.	標記及號數 Marks and Nos.	貨品 Description of Goods.	運往地點 Destination.	附註 Remarks.

呈
Submitted to:

謹聲明以上所報正確無誤
I certify that the above particulars are correct.

.... $\frac{\text{Customs Station.}}{\text{Barrier.}}$

司機人簽具
Driver's Signature.

查核無誤
Checked and found correct..

關員簽字
Customs Officer.

附錄第十五

[C.–102a]

Year 19

Guarantee for the Steamers of

IN CONSIDERATION of the Commissioner of Customs at agreeing to continue and continuing the exceptional privileges now enjoyed by the River and Sea-going Steamers and Hulks and agreeing to grant and granting to such Steamers owned or controlled by or consigned to us the privilege of working cargo under certain conditions to be prescribed by him in advance of their formal entry at the Custom House and presentation of Consular Report *to wit* 1°. Of his issuing when applied for General Permits to discharge import cargo into Godowns Hulks or Licensed Cargo-boats as may be allowed by and in accordance with such regulations as the Customs may make or may have made in this connexion it being understood that before any such Permit will be issued the Import Manifest of the vessel must have been first handed to the Customs Officer authorised to receive the same and 2°. Of his issuing Customs Clearance or other sufficient document in lieu thereof after payment of all Export Duties on goods shipped and Tonnage or other Dues legally payable by the vessel and on our depositing Guarantee for full payment by us of all Import Duties on goods and all Fees Fines or penalties payable by vessel but not paid at time of issue of Customs Clearance documents

We the undersigned do hereby jointly and severally guarantee the payment to the said Commissioner of Customs within days from the date of clearance of all Duties due on the inward cargo of each such Steamer and of all Fees for Special Permits granted to each such Steamer and of all penalties that may be legally imposed on same And for the

輪船常年保結

具保結人　　現販

關稅務司特准本公司所有或經理或受委託之各項駛行江海輪船及躉船繼續享受特種利益即（　）在輪船未經向海關正式呈報進口或呈遞領事通知書以前可請領普通卸貨准單以便按照海關定章將進口貨物卸入貨棧躉船或經關註冊之貨船但在發單以前須先將進口貨物艙口單呈交該管關員查驗（二）輪船在出口稅貨船鈔或其他應納之稅項完清後由本公司對於尚未繳納之進口稅及其他應繳之單照費罰款等項呈繳切實保經海關即准予結關茲由具保結人等出具聯名保結單獨並公同担保各輪船裝運進口之貨物應完一切稅項單照費罰款等限於該船結關後　　日內一併照數繳納並担保凡遵照普通卸貨准單由輪船卸下之進口貨物如未經另領稅務司蓋印之准單不得擅行提取其出口貨物如無稅務司蓋印之裝貨准單亦不得私自裝船（三）關

consideration aforesaid We further jointly and severally guarantee that none of the goods discharged from any such Steamer under the "General discharge Permit" shall be removed from the Godowns Hulks or Licensed Cargo-boats named in such "General Discharge Permit" without a "Stamped Landing Permit" from the said Commissioner and that no goods shall be placed on board any such Steamer without a "Stamped Shipping Permit" from the said Commissioner

Further in the event of the withdrawal from a bonded warehouse by us (*a*) for reshipment abroad or (*b*) for reshipment to an Open Port of any cargo bonded by us we jointly and severally guarantee (*a*) to pay to the said Commissioner of Customs within ten days from the date of application to ship an amount not more than ten times the duty as determined by the Customs in the event of the goods failing to be reshipped abroad by the vessel for which application to ship is made or in the event of the goods being re-landed on Chinese soil after reshipment by the vessel so designated And (*b*) to pay to the said Commissioner of Customs at any time within 60 days from the date of application to ship the import duty leviable in the event of the goods failing to be reshipped to the Open Port named in the application or in the event of the duty leviable on the goods not being paid at the said port within the time limit prescribed by the Customs Regulations of that port

And for the consideration aforesaid We also jointly and severally guarantee as regards each of such Steamers (*a*) That all Munitions of War and other cargo under special regulations entered on ths Manifest of such Steamer as shipped thereon shall be delivered at the port of destination indicated (*b*) That once at least during each passage of such Steamer a careful search shall be made with a view to discover any Opium Salt and/or other contraband or smuggled goods being clandestinely carried on board such Steamer and that all Opium Salt and/or other contraband or smuggled goods found on board such Steamer

後本　由關棧提出原存貨物復運出洋如於貨物出棧後未由原報裝運船隻運往外洋或由指定船隻裝運出口後私在中國其他地方擅行卸岸由具結人等單獨或公同担保願自呈遞報單之日起十日內照繳海關所核定該貨稅款十倍以下之罰金又本公司由關棧提出原存貨物保稅運往其他通商口岸如於貨物出棧後未運往原報指運之口岸或運抵指運口岸後未按該口海關章程規定期限內完納稅項並担保願自呈遞報單之日起六十日內向海關照繳該貨應完之進口稅所有担保之船隻並應遵照下開各條辦理

（甲）凡按照專章特准載運之軍火及其他違禁貨物載在各船艙口單內者必須運抵指運口岸方可起卸

（乙）各船每次行駛至少應有一次之嚴密檢查有無私載鴉片鹽斤以及其他違禁品或走私貨物如查有上項貨物應於開抵第一口岸時呈繳該口海關核辦

shall be delivered to the Customs at the first port reached on her passage by such Steamer (*c*) That should such articles be discovered on board not by the ship's officers but by the Customs we shall be liable to all the pains and penalties imposable for such infringement of the Customs regulations (*d*) That the Master and all other Officers of such Steamer shall receive strict orders not to allow any Opium Salt and/or other contraband or smuggled goods to be received on board of or to be removed from such Steamer without Customs permission and to prevent any Opium Salt and/or other contraband or smuggled goods from being thrown overboard by either passengers or crew when such Steamer is under way or at anchor *en route* or in port (*e*) That any person employed in connexion with such Steamers or Hulks who does or who aids or abets or who does not take steps to prevent any action detrimental to the Chinese Revenue shall be suitably punished (*f*) That We

(the owners agents or) consignees of vessels referred to in this Guarantee shall as far as our vessels and crews are concerned at all times lend our support to the Officers of the Customs in the performance of their duty and issue stringent instructions to all employees thereon to do likewise copies of such instructions to be handed to the Commissioner if he requires it.

The Agreement on the part of the said Commissioner hereinbefore mentioned may at any time be cancelled by him by any writing to that effect delivered to any one of the signatories hereof and without assigning any reason for so doing but unless so cancelled it shall remain in force from the   day of   to the thirty-first day of December one thousand nine hundred and   and in case on such last-mentioned date any Duties Fees or other claims due under this Guarantee shall remain outstanding or unpaid this Guarantee shall continue binding and in full force in respect of the said outstanding Duties or Fees until the same shall be paid.

（丙）所有前項物品如船員未經查出而爲海關發覺者具保人願照違犯關章聽憑處罰

（丁）各船船主以及一切船員應嚴行取締非經海關准許不准將前項物品私行裝卸並防止船上旅客水手人等於輪船行駛途中或停泊口內將前項物品拋入水內

（戊）凡輪船或躉船傭用之人如有妨害稅務之事無論自犯或帮同舞弊或徇隱不加防止俱應分別罰辦

（己）本　對於關員執行職務應隨時贊助並嚴飭船上所用員役人等一律協助如稅務司欵索看原飭底稿本公司應即呈備查核

此項保結所列特種利益稅務司得隨時通知結內簽名之任何一人予以取銷只須書面知照毋庸聲明理由如未經取銷須自民國　年　月　日起至民國　年　月　日止繼續有效迨限滿時倘有尚未完清結內担保之稅項單照費罰款等項仍憑此結爲據應挨一切款項完全繳清將結註銷後始爲無效所具保結是實

Executed at this day of 19

Signed by the said

....
in the presence of

....

[*Consular attestation.*]

Signed by the Guarantors:

by..
in the presence of

....

[*Consular attestation.*]

and by..
in the presence of

....

[*Consular attestation.*]

中華民國　年　月　日

具保結人

聯名保結人

附錄第十六

[C.—102c]

押款保結
CASH DEPOSIT GUARANTEE.

GUARANTEE FOR THE STEAMERS

of ....

IN CONSIDERATION of the Commissioner of Customs at agreeing to grant to such Steamers the privilege of working cargo under certain conditions to be prescribed by him in advance of their formal entry at the Custom House and of his issuing the Customs Clearance after all Export Duties on goods shipped and Tonnage or other Dues legally payable by the vessel have been paid to the Customs

We the undersigned do hereby agree to deposit the sum of Dollars Currency with the said Commissioner of Customs to be placed on deposit in the Bank as a guarantee for the full payment by us of all Import Duties on goods and all Fees Fines or penalties payable by such Steamers but not paid at time of the issue of the Customs Clearance documents

And further we undertake to abide by and act in accordance with all Customs Rules and Regulations and to assist to the best of our ability the Customs Officers in the execution of their duties

And with regard to Opium Salt Arms Munitions of War contraband and undeclared cargo we undertake that search shall be made at least once during each voyage and any such contraband prohibited article and/or undeclared goods found on such Steamer and not inscribed on the Arms Certificate Clearance Record and/or entered on the Manifest of such Steamer shall be delivered to the Customs at the first port reached on her voyage and that should such articles be discovered on board not by the ship's officers but by the Customs we shall be liable to all the pains and penalties imposable for such infringement of the Customs regulations.

Signed at
on the day of
one thousand nine hundred and

(*Signature*)..

具押款保結人　　　　　現奉
關稅務司特准本公司輪船享受特種利益所有輪船得於正式呈報進口之前遵照規定辦法先行裝卸貨物並於完清出口貨稅暨船鈔或其他應納稅款後即准予結關茲由本公司呈繳押款國幣　　　元存放　　銀行作爲保證金所有輪船在結關之時尚未繳納之進口稅單照費罰款等一切款項均由公司擔保照數繳清並担保各船隻均遵守海關各項規章對於關員執行職務隨時贊助關於私運鴉片煙斤軍械軍火違禁物品及匿稅貨物等事各船每次行駛至少應有一次之嚴密檢查如查有上項貨物於軍火執照結關總單或艙口單內並未載明者應於駛抵第一口岸時呈繳該口海關核辦倘上項貨物船員未經查出而爲海關發覺者本公司願照違犯罰章聽憑處罰所具保結是實

中華民國　　年　　月　　日

具保結人

RECEIPT.

RECEIVED from the

firm

the sum of Dollars

Currency which sum shall

be deposited in the

Bank and the annual interest thereon shall be paid over to the said firm.

(*Signature*)..

Commissioner of Customs.

CUSTOM HOUSE.

.............................., 19.........

收據

海關收據

茲據　公司繳到押款國幣　元正

該款現存　銀行所有應得利息，

俟到期發給該公司領取可也此據

關稅務司

中華民國　年　月　日

附錄第十七

[Shanghai.—196]

Application for General Discharge Permit and Joint General Wharf Guarantee.

SHANGHAI,..19.........

To

THE COMMISSIONER OF CUSTOMS.

SIR,

In consideration of your granting a GENERAL DISCHARGE PERMIT for the whole of the Cargo (EXCEPT PROHIBITED ARTICLES AND DANGEROUS GOODS, special rules for the discharge and storage of which are laid down in the Harbour Regulations) as specified in the annexed Manifest from the Steamship..., the Cargo to be discharged into the undermentioned GODOWNS (WHARF) of the , viz.:—

We, both personally and as Agents of the said Steamship..., hereby guarantee that no portion of the Cargo, for permission to discharge which application is now made, shall be discharged from the said vessel elsewhere than into the Godowns (Wharf) above mentioned.

And, furthermore, we hereby guarantee that in the event of any of the goods covered by the General Discharge Permit now applied for being delivered or removed from the vessel named other than to the designated Godowns (Wharf) we hold ourselves responsible for the payment of all Duties involved and evaded, in accordance with the Customs findings and assessments; and we recognise our liability in such cases under the terms of our Annual Guarantee, and recognise the right of the Customs in these circumstances either to cancel entirely the Annual Guarantee made out in the name of our Company or to suspend its operation for such period as the Customs may decide.

(Signed)

Agents for the Steamship...

SHANGHAI, ... 19

To

THE COMMISSIONER OF CUSTOMS.

SIR,

In consideration of your granting a GENERAL DISCHARGE PERMIT for the whole Cargo of the Steamship ...., now applied for by Messrs..., under the conditions set forth above, we, the Proprietors of the Wharves and Godowns referred to above and now set forth in detail, viz.:—

hereby guarantee that in the event of any of the goods comprised in such General Discharge Permit being delivered or removed from the said Godowns (Wharves) without a stamped Permit having been first obtained from you for this purpose, we hold ourselves responsible for the payment of all Duties involved and evaded, in accordance with the Customs findings and assessments; and we recognise our obligations towards the Customs in regard to the Godowns (Wharves) and the Cargo placed therein, and hold ourselves responsible under this Guarantee that there will be no unauthorised delivery or removal of goods from our Godowns (Wharves). In the event of any contravention of this undertaking on our part, we recognise the right of the Customs to withhold permission, for such period as the Customs may decide, from any vessel to discharge Cargo into or load Cargo from our Godowns (Wharves) above named.

(Signed)

Wharf Proprietors.

起貨總准單呈請書

呈為請予發給總准單甘願具給事茲有本公司經理之　　輪船載貨進口請予發給起貨總准單准將所有附從艙口單內載之貨物(除違禁品暨危險物之起卸及存棧應行遵照理船章程內載之特別規則辦理外)卸入下列　　之棧房(碼頭)

計　開

本公司甘願自行出名暨以該輪船經理之名義担保由該船起卸之貨物除上述之棧房(碼頭)外不得將任何部分卸入他處如有將遵照起貨總准單由該船起卸之貨物之任何部分卸入非上開之棧房(碼頭)情事本公司情願按照海關所查得暨咕算其所偷漏之稅項担任完納並承認依常年保結內載條款對於此等事件應負之責任及海關在此等情勢之下得完全取銷本公司常年保結或規定於某時期內暫行停止該保結之施行此呈

江海關稅務司鑒核

輪船經理人上海　　　公司具

中華民國　　年　　月　　日

碼頭總聯保單

具保結人　　碼頭業主　　現因　　公司呈請海關發給起貨總准單准將所有　　輪船之貨物遵照以上呈請書內所列各款卸入下列之碼頭棧房

計　開

本業主甘願担保如該起貨總准單所包括各貨物內之任何部分未先行由海關領有稅務司蓋印准單私由該棧房(碼頭)內起出或遷移者應即按照海關所查得暨估算其所偷漏之稅項担任完納並承認本業主關於本棧房(碼頭)及所存貨物對海關應負之義務切實遵照此保結担保不得由本棧房(碼頭)私行起貨或遷移本業主如違犯此項條件海關得規定於某時期內停止發給准單由任何船隻起貨卸入上開之棧房(碼頭)或由該棧房(碼頭)下貨此呈

江海關稅務司鑒核

上海　碼頭業主　　具

中華民國　　年　　月　　日

[C.—121]

附錄第十八

旅客於未填註此報單之先詳閱背面章程
Before filling in this Declaration read carefully the Instructions on the back.

中華民國海關
CHINESE MARITIME CUSTOMS

第　　號
No.

旅客行李應稅物品報單
BAGGAGE DECLARATION AND ENTRY OF DUTIABLE ARTICLES.

船名 Vessel.................. 由何處來 From..................

I,..DECLARE that—
[具保單人姓名 Name in full.]　　[住址 Address.]

國籍 I am a Citizen of the Country of..................

乘船地 I embarked on this Steamer at the Port of..................

同行者姓名及其身分關係 I am accompanied by.................. [Name and relationship.]

具報單人及同國籍之同行者所携行李列下
I have with me, and those who accompany me and are Citizens of the same Country have with them, the Baggage enumerated below:—

衣箱 Trunks.	手提包袋等件 Hand Packages, Bags, etc.	包裹箱簏 Bales, Boxes, Bundles.	其他 Other Packages	總計 Total Pieces of Baggage.	碼頭上行李寄頓地點之標記 Letter under which Baggage will be placed on Jetty.

物名*(由旅客填註) DESCRIPTION OF ARTICLES.* [To be filled in by Passenger.]	價值(參照背面所列規則第四條) VALUE. (See § 4 on back.)	由關員批註 CUSTOMS OFFICER'S NOTATIONS.
		稅銀總數 Total Duty.

注意：除隨身行李外旅客所携物品如傢具瓷器縫級機打字機無綫電器具以及菸草等項(參照背面規則第三條)均應逐項開列於上並將其價值分別填入價值欄內如無上項物品呈報則註明"僅有隨身行李"六字其價值無須填入

*Any article (such as furniture, porcelain, sewing machines, typewriters, radios, tobacco, etc.—*see § 3 on back*) other than ordinary personal effects should be enumerated, the value being given in the next column. Should a passenger have nothing to declare, the words "Personal effects only" should be written, in which case the value is not required.

茲遵照本報單背面所開各項規則除隨身行李外所有具報單人及同行者行李內或身畔携帶之物品及直接或間接出售或為他人携帶之物品連同價值均已逐項照填於上合併聲明

I FURTHER DECLARE that in accordance with the regulations on the back of this form I have fully set forth herein all the articles in my or our Baggage or on my person or on the persons of those accompanying me as named above that are not personal effects and all articles that are intended directly or indirectly for sale or for the use of any other person, with the value of each article.

具報單人簽名具押
..................Passenger.

此單係當面填報其行李除批註外驗訖無訛　中華民國　年　月　日
Declared to before me.................. 19.... and Baggage examined and found correct unless otherwise noted.

件數 Pieces 提取 Released / 存棧 Stored. ....

關員簽名
..................Customs Officer.

注意　凡有行李未經領去存入關棧者每件每日應納棧費國幣三角倘沿途或存棧時有遺失或損壞情事與關無涉至由棧提取時間除星期日外以每日上午八時至下午五時為限

N.B.—Baggage left with the Customs is at Owner's risk the Customs not being responsible for articles damaged or lost while in transit or in storage. Storage is charged on Baggage left in the Customs Godown at the rate of 30 cents per package per day. Baggage is released from store between 8 a.m. and 5 p.m. on weekdays only.

此聯旅客必須在針眼夾縫處自行撕下收執以便核對並作為行李出棧之憑證
This portion must be detached at the perforation and retained by the Passenger for identification purposes. It will serve as a Permit for Baggage to pass the gate.

旅客姓名 Passenger.................. 船名 Vessel..................
[旅客自填 To be filled in by Passenger.]　　[旅客自填 To be filled in by Passenger.]

總數 Amount due { 稅款 Duty.................. / 搬力 Coolie Hire.................. }　收款人戳記 Shroff's stamp.　關員簽名 ....Customs Officer.

旅客於登岸後應即前往行李寄頓所在認明標記俟件數齊全即將此項填就報單呈遞就近關員

Immediately on landing the Passenger will proceed to the letter or section where his Baggage is placed. When all pieces are assembled the Passenger will notify the Customs Officer nearest his Baggage and present this Declaration.

號數 No..................

行李總件數 Total Pieces of Baggage..................

注意　凡有行李未經領去存入關棧者每件每日應納棧費國幣三角倘沿途或存棧時有遺失或損壞情事與關無涉至由棧提取時間除星期日外以每日上午八時至下午五時為限

N.B.—Baggage left with the Customs is at Owner's risk, the Customs not being responsible for articles damaged or lost while in transit or in storage. Storage is charged on Baggage left in the Customs Godown at the rate of 30 cents per package per day. Baggage is released from store between 8 a.m. and 5 p.m. on weekdays only.

旅客携帶行李物品報關規則

本規則內載各項旅客須詳細閱看再行繕具行李報單

(一) 旅客每人須繕具行李報單一張惟家屬隨行者其行李可由家長彙總開單呈報置放於海關碼頭書填所在同一標記之下倘未將報單依式填明送交查驗關員該項行李應即不予查驗

(二) 旅客繕具報單須將應行報明之物品逐項填報倘有隱匿漏報者一經查出應即連同置放該項物品之行李一併扣留充公

(三) 旅客必需携帶之衣服首飾化粧品及隨身行李確係自用或業經用過並非出售者准予免稅其餘所有物品無論置放行李或携帶身畔均須於報單內註明如係傢具磁器縫級機打字機等確係自用過一年以上仍將繼續自用並不出售者務須填報及加以證明至雪茄烟(數逾二十五枝)紙烟(數逾二百枝)烟葉(重逾半磅)工業用具無綫電器等以及一切人携帶或擬給他人或預備出售或作商業及專家應用之物品均應征稅須詳細填註單內不得遺漏

(四) 旅客所呈報之物品必須註明價值應候關員按照進口時之貨價驗估倘對於所估價值未能滿意可呈請海關重行驗估但已搬離海關碼頭者不在此例

(五) 旅客行李內如携有貨樣無論洋貨及國產或自行携帶或爲人託帶均須將件數種類價值逐項報明普通貨物不得作爲行李携帶

(六) 戲園之佈景物品戲箱戲衣等項無論其爲洋貨或國產供演劇或陳列應用均須一一報明

(七) 左列各項物品除按規定章程報運外概禁進口

(一) 軍械炸藥炸彈製造上項物品之原料

(附註) 用以自衛之手槍一枝及旋輪手槍一枝子彈五百粒又獵槍三枝子彈若干(總數不得超過三千粒)准隨行李納稅進口惟須填明報單之內

(二) 食鹽

(三) 洋藥及用洋藥製成之物 高根蔴藥等 皮膚注射器

(四) 無綫電話 無綫電報 無綫電收音機器 無綫電發音器 無綫電收音及留聲兩用機 及上項無綫電機器用之零件

(注意) 旅客如於行李內藏匿本規則第七條所列違禁物品經關查出應即扣留分別解送本國或各該國政府機關懲辦

(八) 賭具例如輪盤及其同類性質者以及淫書淫畫等概禁進口

(九) 旅客向關員行賄以違犯法律論

(十) 旅客所納款概行製給收據

Passengers will read these Instructions carefully before filling in the Declaration.

1.—A Declaration is required of every passenger; but the senior member of a family may declare for the entire family and have their baggage placed under the same letter on the jetty. The baggage will not be examined until a Declaration on this form has been prepared and delivered to the Customs Examining Officer.

2.—Failure to declare any article which should be declared renders both the package in which the article is contained and the article itself liable to detention and eventual confiscation.

3.—All persons may bring in free of duty necessary and appropriate wearing apparel, personal ornaments, toilet articles, and similar personal effects actually owned by them and already in their own wear or use and not for sale. All other articles in passengers' baggage or on their person must be declared, while such articles as furniture, porcelain, sewing machines, typewriters, etc., if they have actually been used for one year or more and are for further personal use and not for sale, must be declared and certified as such. Cigars (if over 25 in number), cigarettes (if over 200 in number), tobacco (exceeding ½ lb.), tools of trade, radios, etc., are dutiable and must be declared, as also articles owned by others or intended for others or for sale or for business or professional use.

4.—Passengers must state in their Declarations the value of all articles declared. Articles are appraised at their value in their condition as imported. Passengers dissatisfied with values placed upon dutiable articles may make demand for reappraisement at the Custom House, but no such demand can be entertained after articles have been removed from Customs custody.

5.—Samples or merchandise, foreign or domestic, accompanying a passenger as baggage, whether the property of himself or another, must be declared as such in this entry. A statement of the number of such packages and of the general character of the contents and the total value thereof will be sufficient. Merchandise may not be carried as passengers' baggage.

6.—Theatrical scenery, property, and apparel, and all other articles, foreign or domestic, which may be intended for use on the stage or for exhibition purposes must be declared.

7.—The importation of the following articles is prohibited except under the Regulations laid down therefor:—

(1) Arms and munitions of war, explosives, bombs, and materials used in the manufacture thereof.

N.B.—One pistol and one revolver and 500 cartridges for self-defence and three sporting guns and a supply of cartridges (not exceeding 3,000 in all) may be imported in personal baggage. These articles are dutiable and must be declared.

(2) Salt.

(3) Opium and its derivatives, cocaine, hashish, etc., and hypodermic syringes.

(4) Wireless telephones, wireless telegraphs, radio receiving and transmitting sets, including combined radio and gramophone sets, and parts thereof.

N.B.—Passengers attempting to conceal in their baggage contraband articles as enumerated in this clause are liable to be detained and handed over to their National Authorities.

8.—The importation of articles for gambling, such as roulette wheels and apparatus of the same or of a similar nature, obscene and indecent pictures, etc., is prohibited.

9.—The offering of gratuities to Customs Officers is a violation of the law.

10.—A receipt is issuable for all duty payments.

附錄第十八(甲)

[C.—121·Shanghai]

旅客於未填此報單之先應詳閱背面規則否則如有罰處沒收行李充公等情事概不得以未諳規章為詞請求從寬處罰收費　行李可存入關棧(參閱背面規則第九第十兩條)
Before filling in this Declaration read carefully the instructions and information on the back. Failure to do so may result in the imposition of a fine and confiscation of baggage, and ignorance of regulations will not be accepted as a valid reason for the mitigation of penalties or reduction of fees and/or charges. BAGGAGE MAY BE BONDED (See 條 9 and 10 on back)

00000

中華民國海關
CHINESE MARITIME CUSTOMS.

旅客行李應稅物品報單
BAGGAGE DECLARATION AND ENTRY OF DUTIABLE ARTICLES.

船名 Vessel________________ 由何處來 From________________

I, ________________ of ________________ DECLARE that—
[具報單人姓名 Name in full] [住址 Address]

國籍 I am a citizen of the Country of ________ 乘輪口岸 I embarked on this Steamer at the Port of ________ I am accompanied by ________
[同行者姓名及其關係 Name and relationship.]

具報單人及同行者所攜行李列下
I/We have with me/us the Baggage enumerated below:—

衣箱 Trunks	手提包袋等件 Hand Packages Bags, etc	釘固箱件 Nailed Cases	包裹箱件 Bales Boxes Bundles	其他 Other Packages	總計 Total Pieces of Baggage	碼頭上行李卸地點之標記 Letter under which Baggage will be Placed on Jetty

物品名稱* Description of Articles.* (To be filled in by Passenger.)	數量 Quantity.	價值(參閱背面規則第四條) Value. (See 條 4 on back.)	關員批註 Customs Officer's Notations

*如無物品呈報可註明僅有隨身行李六字其價值無須填入
*Should a passenger have nothing to declare, the words "Personal effects only" should be written and no value need be given

茲並照本報單背面所開各條規則所有具報單人及同行者行李內或身畔攜帶之物品及直接或間接出售或為他人攜帶之物品連同價值均已逐條開填於上合併聲明
I FURTHER DECLARE that in accordance with the regulations on the back of this form I have fully set forth herein all the articles in my or our Baggage or on my person or on the persons of those accompanying me as named above and all articles that are intended directly or indirectly for sale or for the use of any other person, with the value of each article

具報單人簽名具押
________________ Passenger

此單係當面填報其行李除批註外驗並無訛　中華民國　年　月　日
Declared to before me on ________________ 19__, and Baggage examined and found correct unless otherwise noted

關員簽名
________________ Customs Officer.

此聯須在針線虛線處撕下交由旅客收執作為行李出棧之憑證如行李被海關扣留或未經領取或暫存關棧此聯可作為該項行李之收據
This portion must be detached at the perforation and retained by the Passenger to serve either as a Permit for Baggage to pass the gate or as a Receipt for Baggage detained by the Customs or left with the Customs for storage or in bond.

00000

旅客姓名 Passenger ________________
[旅客自填 To be filled in by Passenger]

扣留件數 Packages Detained ________

存關棧件數 Packages Bonded ________

船名 Vessel ________________
[旅客自填 To be filled in by Passenger]

放行件數 Packages Released ________

搬力 Coolie Hire ________

總計 TOTAL ________

關員簽名
________________ Customs Officer.

注意　凡未經領去之行李每件每日應納棧費國幣一角如在搬移或存棧或被扣時有遺失或損壞情事與關無涉至提取行李時間除星期日外只在每日上午八時至下午五時為限旅客如於星期日或例假日離埠應於前一日向關商洽行李放行事項

N.B.—Baggage left with the Customs is at Owner's risk, the Customs not being responsible for articles damaged, lost, or stolen while under detention or while in storage, in transit, or in bond. Storage is charged on Baggage left in the Customs Godown at the rate of 30 cents per package per day. Baggage is released from store between 8 a.m. and 5 p.m. on weekdays only. Passengers leaving the Port on Sundays and Holidays must make arrangements the previous day for the release of their Baggage.

旅客攜帶行李物品報關規則

一、本規則內載各條旅客宜詳細閱看再行填具行李報單
旅客每人須填具行李報單一張惟家屬隨行者其行李得由家長彙總開單呈驗海關必須俟旅客將報單依式填明遞交查驗關員並將所有行李收集一處後對於該項行李始可查驗

二、旅客對其報單有應填報之物品未經填報者有意隱匿論除罰款外所有該項物品以及置放該項物品之行李得一併扣留充公

三、旅客所攜帶之衣服、首飾、化妝品、及隨身行李確係自用或業經用過並非出售者准予免稅其餘所有物品（包括新衣服在內）無論裝於行李中或攜帶身畔均應完稅者須於報單上填報如行檯布、傢具、瓷器、縫級機、打字機等確係該旅客在外洋用過一年或一年以上其數量及價值均與旅客身分相當且將來仍自用並非售品及非代人攜帶者准予免稅但仍須填報聲明至雪茄烟（數逾二十五支）紙烟（數逾二百支）烟草（逾半磅）電影放映機、工業用具、無綫電機、留聲機器、辦公室用具、腳踏車、腳踏汽車等即使確係隨身行李均已用過並確係自用者仍應一律填報並須完稅

四、旅客所呈報之物品應各註明數量價值估價係照進口時之貨物情形酌估倘對於所估價值未能滿意可呈請海關重行驗估但已搬離海關碼頭者不在此例

五、商貨物不得作爲旅客行李攜帶

六、旅客行李內如攜有貨樣均須將其種類、性質、價值等項報明

七、左列各項物品除按照定章領有護照外禁止進口

（一）軍械、炸藥、炸彈、製造上項物品之原料

（附註）用以自衛之手鎗一枝及旋轉手鎗一枝子彈五百粒又獵鎗三枝子彈若干（總數不得超過三千粒）准隨行李納稅進口但須填明報單之內

（二）飛機附件（三）玩具汽鎗長不過三十一英寸（四）十二倍以上或有軍用裝置之望遠鏡及雙筒望遠鏡（五）食鹽（六）鴉片、古柯、印度大麻及其附製品或製劑如士的寧、斯托發、育亨賓等及皮膚注射器

（七）無綫電話、無綫電報、無綫電收音器、無綫電發音器、無綫電收音及留聲兩用機及上項無綫電機用之零件

（附註）旅客如於行李內隱匿本規則第七條所列違禁物品經海關查出應即扣留分別解送本國或各該國政府機關處理

八、左列各項物品嚴禁進口（一）賭具例如輪盤及其他類似器具自動收費機器等（二）玩具手槍及手鎗式電筒（三）淫書淫畫及淫褻物品等（四）賽狗

九、凡行李欲由旅客聲請存入關棧但必須將件數及包裝情形在此報單內明白填註至於行李內容可無需詳列惟此項聲請存入關棧之行李海關仍保留查驗之權其於驗關以後聲請存入關棧者如驗關時並未發見未報之應稅貨物或違禁物品亦可准如所請辦理但行李內裝有能傷害人或能損及其他物件者不得存入關棧

十、未經領取之行李或存入關棧或被關扣留應納棧費每件每日國幣一角三分提取上項行李時間以平常辦公日上午八時至下午五時爲限旅客如於星期日或例假日離埠應於前一日向海關請求行李放出該項旅客亦得聲請將行李存入公用關棧或私用關棧其詳細辦法應向海關或輪船公司詢問

十一、旅客如欲避免繳納棧費應由本人或委託他人從速來關辦理行李查驗及提取手續旅客如將行李先期運滬者須一併將鑰匙連同行李報單交給輪船公司由該公司代表辦理報關手續

十二、行李到後如不立即起卸致有關員須特別查驗應納特別查驗費國幣十六元該項特別查驗手續須由海關擇定於便利時間內辦理

十三、釘固箱件如作爲行李進口應在海關碼頭施行查驗並須由海關擇定於便利時間內辦理

十四、旅客所納稅款均須給收據

十五、旅客如向關員行賄以違犯法律論

These Instructions to be carefully read before filling in the Declaration.

1 —A Declaration is required of every passenger but the senior member of a family may declare for the entire family. The baggage will not be examined until a Declaration on this form has been prepared and delivered to the Customs Examining Officer, and until all the baggage declared has been collected together in one place.

2.—Failure to declare any article which should be declared renders the passenger liable to a fine and the package in which the article is contained and the article itself liable to detention and eventual confiscation.

3.—All persons may bring in free of duty necessary and appropriate wearing apparel, personal ornaments, toilet articles, and similar personal effects actually owned by them and already in their own wear or use and not for sale. All other articles (*including new clothing*) in passengers' baggage or on their person are dutiable and must be declared. Such articles as napery, furniture, porcelain, sewing machines, typewriters, etc., if actually used abroad by the passenger for one year or over, and of a quantity and value appropriate for the use of the owner and intended for further personal use, and not for sale, nor being carried on behalf of others, may be passed free of duty, but they must be declared and certified as such. Cigars (if over 25 in number), cigarettes (if over 200 in number), tobacco (exceeding ½ lb.), cinema projectors, tools of trade, radios, gramophones, Office equipment, bicycles (motor and pedal), etc., are dutiable, even though *bona fide* used personal effects, and must be declared, as also articles owned by others or intended for others or for sale or for business or professional use.

4.—Passengers must state in their Declarations the quantity and value of all articles declared. Articles are appraised at their value in their condition as imported. Passengers dissatisfied with values placed upon dutiable articles may demand reappraisement at the Custom House, but no such demand will be entertained after articles have been removed from Customs custody.

5.—*Merchandise may not be carried as passengers' baggage.*

6.—Samples of merchandise accompanying a passenger as baggage must be declared as such, and a description of the general character of the samples, and their total value, must be given.

7.—The importation of the following articles is prohibited except under the Regulations laid down therefor:—

(1) Arms and munitions of war, explosives, bombs, and materials used in the manufacture thereof.

N.B.—One pistol and one revolver and 500 cartridges for self-defence and three sporting guns and a supply of cartridges (not exceeding 3,000 in all) may be imported in personal baggage. These articles are dutiable and must be declared.

(2) Aeroplane accessories.

(3) Toy air-guns less than 31 inches in total length.

(4) Telescopes and binoculars of magnifying power greater than 12, or which contain fittings for military purposes.

(5) Salt.

(6) Opium, coca, Indian hemp, and their derivatives or preparations, strychnine, stovaine, and yohimbine, etc., and hypodermic syringes.

(7) Wireless telephones, wireless telegraphs, radio receiving and transmitting sets, including combined radio and gramophone sets, and parts thereof.

N.B.—Passengers attempting to conceal in their baggage contraband articles as enumerated in this clause are liable to be detained and handed over to their National Authorities.

8.—The importation of the following articles is prohibited:—

(1) Articles for gambling, such as roulette wheels and apparatus of the same or of a similar nature, slot machines, etc.

(2) Toy pistols and flash-lamps in shape of pistols.

(3) Obscene and indecent pictures, articles, and books.

(4) Racing dogs.

9.—Baggage may be bonded but the number and a description of the packages to be bonded must be stated in writing on this Declaration Form, in which event a declaration of the contents is not ordinarily required. The Customs, however, retain the right to examine all baggage declared for bonding. Bonding is also allowed after examination for baggage which has not previously been declared for bonding, provided that no undeclared dutiable and/or contraband or prohibited articles are detected during examination. No packages containing articles liable to injure persons or to damage other goods may be bonded.

10.—Storage is charged on baggage left in the Customs Godown in storage, in bond, or under detention at the rate of $0.30 per package per day. Baggage is released from store and bond between 8 a.m. and 5 p.m. on weekdays only. Passengers leaving the Port on Sundays or Holidays must make arrangements the previous day for the release of their baggage. Baggage may also be bonded in public or private bonded godowns under certain conditions, particulars concerning which should be obtained from the Customs and/or shipping companies.

11.—To avoid payment of Customs storage charges, passengers should arrange for their baggage to be examined and removed from Customs custody by personal attendance or by authorising others to act on their behalf. Passengers sending their baggage to Shanghai in advance should also forward their keys and a completed Baggage Declaration Form in the care of the shipping company and should arrange for someone to attend to Customs formalities on their behalf.

12.—A Special Examination Fee of $16 is charged for the examination of baggage which is not landed immediately on arrival. Such Special examination will be carried out at the convenience of the Customs.

13.—Nailed cases imported as baggage will be examined only at the Customs Jetty and at the convenience of the Customs.

14.—A receipt is issuable for all duty payments.

15.—The offering of gratuities to Customs Officers is a violation of the Law.

十六、無人認領之行李及包件凡留存海關或存關棧保存或被關扣留之行李或包件於自裝運輪船呈報進口之日起一年以內如物主不來關具領得認爲自行放棄得由海關將貨變價以扣除用費所存之款收入公帳至危險及易腐物品得由關酌量情形隨時發布通告限期由物主前來提取逾期不即拍賣不適用一年之規定

IMPORTANT.—UNCLAIMED BAGGAGE AND/OR GOODS CARRIED AS BAGGAGE.

16.—Passengers' baggage and/or goods left with the Customs in storage, in bond, or under detention will be treated as abandoned by their owners if not taken delivery of within a period of one year from the date of the importing vessel's entry and will be auctioned by the Customs, the net proceeds derived from the sale being brought to official account. The time-limit of one year is not, however, applicable to dangerous and/or perishable goods, which will be disposed of by the Customs, the proceeds from the sale being brought to official account, if the goods remain undelivered after their owners have been called upon by means of a public notification to take delivery of them within a specified time-limit.

附錄第十九

海外華僑歸國攜帶行李物品證明書

Certificate of Identity for Chinese Emigrants Returning from Abroad.

國民政府僑務委員會發給海外華僑歸國攜帶行李物品證明書　字第　號

茲有僑民　向僑居　國　埠已有　年

今擬于　年　月　日乘　輪船經由　口岸回

國所攜帶行李自用及家用物品等項經該僑聲明並無違禁物品在內其名稱數目詳表填

列希所經關卡予以便利照章查驗放行此證

二寸半身照片

姓名		籍貫	省　縣人
年齡	歲	眷屬	妻　子　女
性別		兄弟	姊妹
職業		其他	

右給僑民　收執

中華民國　年　月　日　發給

代發證書機關　（簽名蓋章）

經辦證書人　（簽名蓋章）

△攜帶行李物品數量表▽

種類	件數	內藏物品名稱	新或舊	數量	附記
合計					

字第　號

存根

茲有僑民　向僑居　國　埠現擬于　年

月　日乘　輪船經由　口岸回國除依照各項

手續發給歸國攜帶行李物品證明書一紙外留此存查

證明書　字第　號

代發證書機關　（簽名蓋章）

經辦證書人　（簽名蓋章）

中華民國　年　月　日

此存根每月底寄繳南京僑務委員會存查

證明書摘要說明

一、此證明書由僑務委員會製交駐外使領館代發，如未設有使領館地方，則交該地僑民團體，如中華商會中華會館或中國國民黨總支分部等代發之。

二、該代發機關，除將證明書填發，交歸僑收執外，同時須將存根照填，每月底彙寄南京僑務委員會存查。

三、此證明書，製用一次，抵達國境，經過海關查驗後，由海關註銷之。

四、歸僑携帶行李物品，祇限自用及家用，不得代水客或別人附帶貨物，致干稅律，如有不遵關章匿藏違禁物品者，一經查出，當依法究辦。

五、代發機關須在該證書填明某字第　號及騎縫處加蓋大印。

六、此證書填發後，其有效期間爲三個月，過期無效。

七、此證書如無地方機關及經辦人簽署蓋印不生效力。

八、此證明書歸國後用畢，經海關註銷後，由該歸僑將該證書，逕寄南京僑務委員會繳銷。

附海關訂定旅客自用及家用物品進出口徵免稅項辦法

一、本辦法所稱旅客應包括下列各項。

1、本國人民之居留外國而遄返本國者　2、本國人民之往外國者

3、外國人民之來本國與離本國者　4、中外人民之由國內此口岸至彼口岸者。

二、旅客由外國入境所帶自用及家用物品如衣服枱布傢具瓷器縫紉機打字機等如係用過一年以上在外國時即爲本人所有其品量及價值均確與其身分相當且將繼續自用并非賣品及代人携帶經海關審查認可准予免稅但汽車摩托車腳踏車馬達遊船鋼琴無線電機等以及牙醫生外科醫生所帶醫藥用品器具等雖確係自用舊物進口時均應照章徵稅。

三、旅客由本國各口岸前往外國所帶自用物品如係土貨經物主證明確係自用舊物非屬賣品且物主已在中國居住一年以上并非代人携帶經海關審查認可者准予免稅。

四、旅客携帶自用及家用物品出口運往其他通商口岸如確係自用舊物并非賣品及非代人携帶經海關審查認可者均准免稅此項由本國此口岸運往彼口岸之自用舊物品如汽車摩托車腳踏車馬達遊船鋼琴無線電機等由物主證明確係自用舊物并非賣品及非代人携帶經海關審查認可亦得准予免稅。

中國海關
CHINESE MARITIME CUSTOMS.

報關行執照號數
Registration No.....................

稅單號數
Duty Memo. No.................

揭單號數
Tax Memo. No.................

1

(注意)除有( )記號者外其他各項均須報關人填入報單另有繕錄統計用之報單亦須照填連同報單一併呈關
Note.—Except where indicated by (*) all particulars are to be filled in by the Applicant. A Statistical Copy, duplicating the particulars given must accompany this Application when presented at the Custom House.

洋貨進口報單
IMPORT: FOREIGN GOODS

To the COMMISSIOENR OF CUSTOMS.

請發給下開貨物准納稅項稅單以便繳稅進口貨上.................. 報關行開
Please grant Permit to Import, for which Duty Memo. is required.

報關人 Applicant ....

受託人 Consignee ....

來自 From.................... 往 To..............................

†{ 非在中國復製用 Not for further Manufacture in China—1
在中國製造用 For Manufacture in China—2

報關人華文名稱 Applicant's Name in Chinese.

進口口岸
Port of Entry ....

貨船號數
Cargo-boat No. ....

呈報日期
Date of Application ....
[(Month] [(Day] [(Year]

....

進口船名
Importing Vessel

旗號及船之號數
Flag and Vessel No. (*)

船隻噸數
Tonnage of Vessel ....

報單號數
Application No. (*)

Where examined...
Marks and Nos.
Marks brushed or stencilled
Packages weighed ....
Packages opened, Nos. ....
Packages probed ....
Condition of Packages ....
Examination commenced
Examination finished
Date.............................
Examined by....................
Rank.............................

嘜碼 Marks.	件數 No. of Pkgs	貨名 Description of Goods.	原來之國別 Country of Origin.	(*)納稅辦法 Duty Treatment.	見上面十字	數量單位 Unit of Quantity.	稅則號數 Tariff Number.	(*)稅率 Duty Rate.	數量 Quantity.	‡起岸價格 C.I.F. Value (金單位 G. U.)	完稅價格 Duty-paying Value ‡ (金單位 G. U.)	(*)進口稅 Import Duty. (金單位 G. U.)

件數總數 Total Packages ....

進口稅總數 Total Import Duty ....

‡所有進口貨物應將起岸貨格據實填報但從價納稅貨物或從量納稅貨物其稅率係根據價格而分等級者除將起岸價格填報外亦應將完稅價格分別列入
‡All Imports to have c.i.f. values declared. Duty-paying value to be declared in addition to c.i.f. value for all goods paying *ad valorem* duties, or specific duties based on value.

特稅 Special Tax... *G. U.*

.... " ....

.... "

以上各項報關人負責證明無訛
I hereby certify that the above particulars and figures are correct:

報關人簽押
Signature of Applicant..............................

附錄第二十三(甲)

00000

報關日期
Date of Application ....

商號
Name of Applicant ....

船名
Name of Vessel ....

海關掛號
Vessel's No. ....

提單號數
B/L No. ....

件數
No. of Pkgs. ....

貨色
Description of Goods ....

海關金圓
G.U.

進口稅
Import Duty ....

特稅
Special Tax ....

此存根由商人截留備考

海關進口稅繳納證
IMPORT DUTY MEMO.

商號 Name of Applicant ....

中華民國　年　月　日

船名 Name of Vessel		海關掛號 Vessel's No.	稅項	稅銀數目 G.U. 海關金圓 萬 千 百 十 圓 角 分
	提單號數 B/L No.	件數 No. of Pkgs.		
00000	貨色 Description of Goods	1	進口稅 Import Duty	
			特稅 Special Tax	
		海關收稅處戳記		

此聯由商人持赴海關收稅處繳納稅銀由該處收訖蓋戳記後再由該商激還本關核對驗放

海關進口稅收據
IMPORT DUTY RECEIPT.

商號 Name of Applicant ....

中華民國　年　月　日

船名 Name of Vessel		海關掛號 Vessel's No.	稅項	稅銀數目 G.U. 海關金圓 萬 千 百 十 圓 角 分
	提單號數 B/L No.	件數 No. of Pkgs.		
00000	貨色 Description of Goods	2	進口稅 Import Duty	
			特稅 Special Tax	

商人如要收據應將此聯填寫與激納證一併激還本關核對印發

海關進口稅存根

商號 Name of Applicant ....

中華民國　年　月　日

船名 Name of Vessel		海關掛號 Vessel's No.	稅項	稅銀數目 G.U. 海關金圓 萬 千 百 十 圓 角 分
	提單號數 B/L No.	件數 No. of Pkgs.		
00000	貨色 Description of Goods	3	進口稅 Import Duty	
			特稅 Special Tax	

此聯存本關稅款課備核

海關進口稅存根

商號 ....

中華民國　年　月　日

船名		海關掛號	稅項	稅銀數目 G.U. 海關金圓 萬 千 百 十 圓 角 分
	提單號數	件數		
00000	貨色	4	進口稅	
			特稅	

此聯由海關收稅處截留備核

以上各聯內所載事項除海關掛號及稅銀數目兩項應候海關塡入外餘均應由商人先行塡寫連同進口報單一併呈關

（注意）　如在進口報單十五日限期內政府增加稅率時此項進口稅繳納證自報關之日起十五日後即行無効(見第四八七四號通令)

N.B.—An Import Duty Memo. becomes invalid after 15 days from date of the Import Application concerned, if during those 15 days the Government have raised the Tariff rates on the goods concerned (*vide* Circular 4874)

[C.—77]

附錄第二十二(甲)

密件 Confidential.

號數
No.

線人報告書
INFORMANT'S STATEMENT.

報告第　　　號　報告日期　　年　　月　　日時間
Information Case No. .... Information supplied on .... at ....

線人姓名或別號(其不願用眞姓名者聽)
Name or Pseudonym of Informant (Name not essential) ....

線人通訊處
Address of, or means of communicating with, Informant ....

....

報告事由撮要
Summary of Information supplied ....

....

....

....

線人押款數目
Amount of Deposit paid, if any ....

報告之時效
Time Limit for Validity of Information ....

所有根據本報告海關查緝私貨無論有無獎金或獎金數目多寡悉聽稅務司照章核辦一經決定線人甘願遵從決不發生異議附此鄭重聲明

The above information is supplied to the Customs on the full understanding that I will accept the Commissioner's decision in regard to the issue of informant's fees as fair and just and without dispute.

....
線人簽字蓋章或畫押
Signature, Seal, or Mark of Informant.

....

此單應交線人收執
To be handed to Informant.

號數
No. ....

線人報告憑證
INFORMANT'S RECEIPT.

案據線人來關報告消息並聲明無論有無獎金或數目多寡甘願遵照海關第　　號布告規定悉聽稅務司照章核辦決不發生異議等語業經本關將該項報告編列第　　號在案茲特發給此證交該線人收執嗣後向關領獎即以此證為憑不能呈驗此證者作為無效

In consideration of information supplied and recorded under Case No.　　　　, this Receipt is issued for the purpose of identification. No informant will be recognised as entitled to informant's fees unless this Receipt is produced. In supplying the information in question, the informant promised that he would accept without dispute the decision of the Commissioner of Customs in regard to the issue of informant's fees as fair and just. (*Vide* Customs Notification No. ....)

關
CUSTOM HOUSE,

民國　　　年　　　月　　　日
.................................., ... 19　.

....
關員簽字
Customs Officer's Signature.

附錄第二十三(乙)

[C.—232]

00000

報關日期
Date of Application

商號
Name of Applicant

船名
Name of Vessel

海關掛號
Vessel's No.

下貨單號數
S/O No.

件數
No. of Pkgs.

貨色
Description of Goods

國幣 $

出口稅
Export Duty

轉口稅及轉口附稅
Interport Duty and Interport Surtax

特稅
Special Tax

此存根由商人截留備考

海關出口及轉口稅繳納證

EXPORT/INTERPORT DUTY MEMO.

商號 Name of Applicant ....

中華民國 年 月 日

船名 Name of Vessel	海關掛號 Vessel's No.	稅項	稅銀數目 國幣 $ (萬 千 百 十 圓 角 分)
下貨單號數 S/O No.	件號 No. of Pkgs.	出口稅 Export Duty	
貨色 Description of Goods	1	轉口稅及轉口附稅 Interport Duty and Interport Surtax	
00000	海關收稅處戳記	特稅 Special Tax	

此聯由商人特赴海關收稅處繳納稅銀由核收處收訖如蓋戳記後再由該商繳本關核對驗放

海關出口及轉口稅收據

EXPORT/INTERPORT DUTY RECEIPT.

商號 Name of Applicant ....

中華民國 年 月 日

船名 Name of Vessel	海關掛號 Vessel's No.	稅項	稅銀數目 國幣 $ (萬 千 百 十 圓 角 分)
下貨單號數 S/O No.	件號 No. of Pkgs.	出口稅 Export Duty	
貨色 Description of Goods	2	轉口稅及轉口附稅 Interport Duty and Interport Surtax	
00000		特稅 Special Tax	

商人如要收據應將此聯塡寫與繳納證一併繳還本關核對印發

海關出口及轉口稅存根

商號 Name of Applicant ....

中華民國 年 月 日

船名 Name of Vessel	海關掛號 Vessel's No.	稅項	稅銀數目 國幣 $ (萬 千 百 十 圓 角 分)
下貨單號數 S/O No.	件號 No. of Pkgs.	出口轉 Export Duty	
貨色 Description of Goods	3	轉口稅及轉口附稅 Interport Duty and Interport Surtax	
00000		特稅 Special Tax	

此聯存本關稅款課備核

海關出口及轉口稅存根

商號 ....

中華民國 年 月 日

船名	海關掛號	稅項	稅銀數目 國幣 $ (萬 千 百 十 圓 角 分)
下貨單號數	件號	出口稅	
貨色	4	轉口稅及轉口附稅	
00000		特稅	

此聯由海關收稅處留備核

以上各聯內所載事項除海關掛號及稅銀數目兩項應候海關塡入外餘均應由商人先行塡寫連同出口報單一併呈關

附錄第二十三(乙)

[C.—232]

00000

報關日期 *Date of Application*

商號 *Name of Applicant*

船名 *Name of Vessel*

海關掛號 *Vessel's No.*

下貨單號數 *S/O No.*

件數 *No. of Pkgs.*

貨色 *Description of Goods*

國幣 $

出口稅 *Export Duty*

轉口稅及轉口附稅 *Interport Duty and Interport Surtax*

特稅 *Special Tax*

此存根由商人截留備考

海關出口及轉口稅繳納證

商號 Name of Applicant

EXPORT/INTERPORT DUTY MEMO.

中華民國 年 月 日

船名 Name of Vessel	下貨單號數 S/O No. / 貨色 Description of Goods	海關掛號 Vessel's No. / 件號 No. of Pkgs.	稅項	稅銀數目 國幣 $ 萬 千 百 十 圓 角 分
00000		1	出口稅 Export Duty	
			轉口稅及轉口附稅 Interport Duty and Interport Surtax	
			特稅 Special Tax	
		海關收稅處戳記		

此證由商人特赴海關收稅處繳納稅銀由收稅處蓋戳記後再由該商繳本關核對驗放

海關出口及轉口稅收據

商號 Name of Applicant

EXPORT/INTERPORT DUTY RECEIPT.

中華民國 年 月 日

船名 Name of Vessel	下貨單號數 S/O No. / 貨色 Description of Goods	海關掛號 Vessel's No. / 件號 No. of Pkgs.	稅項	稅銀數目 國幣 $ 萬 千 百 十 圓 角 分
00000		2	出口稅 Export Duty	
			轉口稅及轉口附稅 Interport Duty and Interport Surtax	
			特稅 Special Tax	

本關核對印發商人如要收據應將此聯填寫與繳納證一併繳還

海關出口及轉口稅存根

商號 Name of Applicant

中華民國 年 月 日

船名 Name of Vessel	下貨單號數 S/O No. / 貨色 Description of Goods	海關掛號 Vessel's No. / 件號 No. of Pkgs.	稅項	稅銀數目 國幣 $ 萬 千 百 十 圓 角 分
00000		3	出口稅 Export Duty	
			轉口稅及轉口附稅 Interport Duty and Interport Surtax	
			特稅 Special Tax	

此聯存本關稅款課備核

海關出口及轉口稅存根

商號

中華民國 年 月 日

船名	下貨單號數 / 貨色	海關掛號 / 件號	稅項	稅銀數目 國幣 $ 萬 千 百 十 圓 角 分
00000		4	出口稅	
			轉口稅及轉口附稅	
			特稅	

此聯由海關收稅處截留備核

以上各聯內所載事項除海關掛號及稅銀數目兩項應候海關填入外餘均應由商人先行填寫連同出口報單一併呈關

附錄第二十四

[C.—48]

No ....

Date ....

To Whom Issued ....

....

Goods ....

Marks ....

No. of Pkgs. ....

Quantity ....

Value ....

Transported by ....

Destination ....

Validity of Certificate ....

....

字 第 號

No. ....

承購海關充公貨物轉運憑證

TRANSPORTATION CERTIFICATE FOR CONFISCATED GOODS PURCHASED FROM CUSTOMS.

This Certificate is issued to enable the undermentioned confiscated goods, which have been sold by this office to .... and have paid the duties and surtaxes due, to be transported from .... to .... by ...., and Customs stations and other Government offices *en route* are requested to pass these goods if they are found in agreement with the particulars given hereunder.

This Certificate is valid from the date of issue for a period of .... days. On arrival of the goods at destination, this Certificate is to be returned to this office for cancellation.

....
B/O Commissioner of Customs.

Custom House,

, ... 19

海關稅務司　爲

發給轉運憑證事查下開各項充公貨物業經本關傳與商人　所有應徵正附各稅經已照章完訖並據該商報稱擬將該貨由　裝載運赴　請予發給轉運憑證俾貨起運合行發給憑證收執以備沿途關卡局署查驗貨證相符即予放行再此證自發給之日起　日內有效俟貨物到達指運地後應即由該商繳還本關註銷實至要證者

中華民國　年　月　日

右證給商人　收執

標記及號碼 Marks and Nos.	件數 No. of Pkgs.	貨物名稱 Description of Goods.	數量 Quantity.	價值 Value.	備考 Remarks.

附錄第二十五

[C.—108a]

關罰款或充公貨物賣價收據

No...

........................CUSTOMS.

PENALTY RECEIPT.

RECEIVED from..

the sum of *Dollars*..

..............................($..............................)

in payment of penalty imposed / purchase price for confiscated goods in Case

No.*..

of ....Quarter 19........

____

Commissioner of Customs.

* When only a portion of seizure is sold, the item numbers of the goods as shown on the Seizure Report are to be given in addition to the number of the case.

N.B.—This receipt is not an authority for the release of the goods concerned.

茲收到　　　　　　繳付本關　　　　年

第　　季第　　案內罰款／充公貨物賣價

計國幣　　元　　角　　分整合給收據

爲證

稅務司　　　　簽押

中華民國　　年　　月　　日

附註

如所賣貨物僅係某案充公貨物之一部份應於此收據內註明某項貨物以資區別並此收據不能作爲提取所買或被罰貨物之憑證

附錄第二十六

Tariff Question Submitted for I.G.'s Decision.

1. .... Customs Import / Export/Interport Question No. ....

2. Article:

Value:

3. Question raised:

4. Tariff Heading to be considered:

5. Commissioner's provisional decision and reasons therefor:

Submitted by:

CUSTOMS HOUSE,

................, ... 19....

....

Commissioner of Customs.

6. Shanghai practice and reasons therefor:

Commented on by:

CUSTOMS HOUSE,

SHANGHAI, ... 19....

....

Commissioner of Customs.

7. Inspector General's decision:

Notified by:

SHANGHAI OFFICE OF THE
INSPECTORATE GENERAL OF CUSTOMS,

SHANGHAI, ... 19....

....

Chief Secretary.

各關呈請總稅務司核定稅則問題申請書

(一) ……關 進/出/轉 口稅則問題第……號

(二) 貨名

估值

(三) 問題

(四) 應參考之稅則號列

(五) 暫行決定辦法及其理由

呈請者

中華民國……年……月……日 ……稅務司

(六) 江海關向來辦法及其理由

簽註者

中華民國……年……月……日 ……江海關稅務司

(七) 總稅務司核定辦法

代行者

中華民國……年……月……日 ……總務科稅務司

附錄第二十七

[This Protest to be presented in duplicate.]

Protest Form for Tariff Board of Inquiry and Appeal.

....
[Port] [Date]

To the

COMMISSIONER OF CUSTOMS,

....

SIR,

I BEG to protest against your decision in the case mentioned below and to submit the following information for the Tariff Board of Inquiry and Appeal:—

(1) Name and address of firm....................

....

(2) Mansger's name....................

(3) Firm's business....................

(4) Name, nationality, and Shanghai address of firm's representative / proxy, if any, who will appear at hearing before Tariff Board of Inquiry and Appeal....................

....

(5) Samples, documents, exhibits, etc., if any, accompanying this Protest for submission to the Tariff Board of Inquiry and Appeal

....

(6) Subject matter in dispute and reasons in support sf case ....

....

....

NOTES.

(a) Firm's representative, or proxy, must produce proper letter of authority.
(b) Any extension of remarks can be made on separate sheet.
(c) This Protest must bear the signature and/or seal of firm's manager or acting manager.

抗議書

敬呈者關於左開案件經本
鈞關決定辦法商人不能認爲滿意茲謹臚陳有關本案各
項事實提出抗議懇請
俯賜轉呈交由稅則分類估價評議會審定實爲德便謹呈

關稅務司

商人　　謹呈

（本抗議書須由商號經理簽名蓋章）　　年　　月　　日

計開

商號名稱

商號地址

經理姓名

商號營業

附呈文件

商號代理人（如商號擬派代理人向稅則分類估價評議會陳述意見須證驗代理證書）

姓名　　國籍　　上海住址

抗議事項及理由（如文字過長可另紙接寫）

附錄第二十八

Form of Appeal for Filing Protest with Penalty Board of Inquiry and Appeal.

請求書

事由	證物	批示	備考
附件			

具請求書人　今因對於

關所爲

之處分遵照海關緝私條例第二十一條之規定聲明異議請求撤銷

謹呈

關稅務司

計開

事實

理由	證件

具請求書人　年歲　籍貫　職業　住址　簽名蓋章

代表人　職業　住址　簽名蓋章

中華民國　年　月　日

關稅務司意見

稅務司　簽名蓋章

中華民國　年　月　日

[C.—99]

關 No. ....
Customs.

海關扣押貨物清單及搜查筆錄
LIST OF ATTACHMENT AND RECORD OF SEARCH.

(見海關緝私條例第五及第八條 *Vide* Preventive Law, Articles Nos. 5 and 8.)

執行搜查地點 Place of Search ....

執行搜查日期 Date of Search ....

搜查起訖時間 Times of Commencement and Conclusion of Search:

被扣貨物持有人之姓名及其住址 Name and Address of Owner of Articles Attached:

扣押貨物 LIST OF ARTICLES ATTACHED.

名稱 DESCRIPTION OF ARTICLES ATTACHED.	數量 QUANTITY OF ARTICLES ATTACHED.	說明 REMARKS.

搜查手續及經過情形 Description of Search and Record of Proceedings.

(執行搜查關員職位及簽字)
(*Signature and Rank of Customs Officer conducting Search*)

(日期 *Date*)...........

(在場證人或被詢問人簽字或蓋章)
(*Signatures or Seals of Witnesses to Search or of Persons interrogated.*) * ....

*在場證人或被詢問人如有不簽名或不蓋章者應將其事由記明之

* In the event of witnesses to search or persons interrogated failing to subscribe their signatures or seals, the fact and the reasons therefor are to be given.

附錄第三十

[C.—206]

扣留貨物憑單
DETENTION TICKET.

號數 No. .... 日期 Date .... 船名 Vessel ....

件數 Packages .... 貨名 Goods ....

....

貨主姓名及住址 Name and Address of Owner ....

....

放行或充公日期 Date of Release or Confiscation ....

此單應結附貨物之上
(To be attached to Goods.)

扣留貨物憑單
DETENTION TICKET.

關 CUSTOM HOUSE,

民國　年　月　日

........, ...19........

號數 No.

船名 Vessel .... 來自 From ....

件數 Packages .... 貨名 Goods ....

此單應發給貨主收執
(To be given to Owner.)

扣留貨物憑單
DETENTION TICKET.

關 CUSTOM HOUSE,

民國　年　月　日

........, ...19........

號數 No.

船名 Vessel .... 來自 From ....

件數 Packages .... 貨名 Goods ....

....

貨主姓名及住址 Name and Address of Owner ....

....

關員簽押
Customs Officer's Signature and Rank.

注意　貨主向本關查詢時應持此單爲憑

IMPORTANT.—This ticket must be produced by the owner of the above goods when making inquiries regarding them at the Customs.

附錄第三十一

FOREIGN GOODS CONVEYANCE CERTIFICATE.

[C—27]

海關已完進口稅貨物運銷執照第　　號

茲據商人　　報稱有下開已完進口稅貨物擬由　　運往　　銷售請予發給運銷執照以資證明並附完納進口稅單據前來經查驗相符合行發給運銷執照以便沿途軍警查驗俟所運貨物到達指運地點即由該商將此照送交當地同業公會或商會登記截存轉送本關註銷

海關稅務局

計　開

貨物名稱	標記	件數	重量	運輸途徑及鐵路站車名稱

中華民國　　年（印）　　月　　日

自照日發給之日起以　　日為有效期間逾限作廢

附錄第三十二

NATIVE GOODS CONVEYANCE CERTIFICATE.

[C.-284]

土貨運銷執照第　　　號

茲據商人　　　報稱有下開土貨
擬由　　　運往　　　銷售請予發給運
銷執照以資證明前來經查驗屬實合行發
給運銷執照以便沿途軍警查時放行藉利
運輸俟所運貨物到達運銷地點即由該商
將此照送交當地同業公會或商會登記截
存轉送本關註銷

海關稅務司

計開

貨物名稱	標記	件數	重量	運輸途徑及鐵路車輛名稱

中華民國　　(印)年　　月　　日

右照自發給之日起以　　爲有效期間逾限作廢

附錄第三十

[C.—30]

CHINESE MARITIME CUSTOMS.

.... *COMPANY.*

LIST OF SEA STORES AND SHIP'S STORES

On board the ".." Flag........................., not enumerated in the Ship's Manifest of Cargo upon the arrival of the vessel at the Port of .... from.................................. on................................ 19.....

Masters of vessels are to note that this List must be carefully filled in and delivered, together with a copy of the Manifest of the Cargo, to the Customs Officer boarding the vessel on her arrival for verification. In the event of any dutiable articles, parcels, or packages being found on the ship which are not manifested or included in the Stores List, the Master will be liable to a fine, and the goods will be liable to confiscation. Masters of vessels are to afford Customs Officers every facility for checking stores and sealing storerooms.

There are.......................................Chinese and ....Foreign "Through" Passengers and...Chinese and ....Foreign Officers and Crew of this vessel remaining on board; and the goods enumerated in this List, but not placed under seal, are solely for their use on board while the vessel is in port.

The following is a complete list of Storerooms, Lockers, etc, on board this vessel:—

1	11
2	12
3	13
4	14
5	15
6	16
7	17
8	18
9	19
10	20

Notes.—(1) All storerooms and locker-doors must be fitted with eye-bolts to permit the use of Tyden seals by the Customs. The eye-bolts must be secured from the inside of the storeroom in such a way as to make impossible their unauthorised removal.

(2) The penalty for unauthorised breaking or removing of a Customs seal is a fine of not less than *St.* $200 and not exceeding *St.* $1,000, etc.

呈報中華民國海關航海輪船應用食物及雜物清單

茲有　　國　　公司　　輪船，於中華民國　　年　　月　　日由　　駛抵　　，載有通航乘客華籍　　人，外籍　　人，暨船員華籍　　人，外籍　　人，並水手人等。請將本船航海應用食物及雜物，經行列入此項清單，除專備停留　　時需用之物品外，餘均由關封鎖。所有前項物品儲藏室及儲藏櫃等號數逐一開列於左。

(一)	(二)	(三)	(四)	(五)
(六)	(七)	(八)	(九)	(十)
(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)
(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)

船長簽證

本船於民國　　年　　月　　日，由　　駛抵　　，所有列入此項清單，未載艙口單之航海應用食物及雜物，均屬確實無誤。特此證明。

船長

關員簽證

I, ..., Master

of the " .... "

from ...., which arrived

at this Port on .... 19 ...,

bound for ...., do hereby certify that the following is a true and correct list of all the Sea Stores and Ship's Stores on board this ship which are not enumerated in the Ship's Manifest of Cargo.

Master.

Storerooms and Lockers Nos. ....

have been $\frac{\text{inspected}}{\text{checked}}$* and sealed by me with

Seal No. .... at .... $\frac{\text{A.M.}}{\text{P.M.}}$ on

.... 19 ...

Customs Officer.

[*Rank.*]

* Delete word not required

N.B.—If this vessel is proceeding to another Chinese port, this form is to be enclosed in a sealed cover and handed to the Captain for delivery to the Customs Boarding Officer at the next Chinese port of entry.

Stores issued for consumption are not to exceed four days' supply unless found necessary under special proven circumstances. Seals are to be broken for the issue of further supplies, in case of emergency, by Custom Officers only.

本船第　　等號航海應用食物及雜物儲藏（室／櫃），經（驗）* *（檢查／點驗），於民國　　年　　月　　日（上／下）午

時　　分用第　　號鋼鎖條封鎖。特此證明。＝

職銜　　　　名

右列標明*標記之（檢查／點驗）字樣，倘未施行此項手續，應分別塗銷。＝

附註

此項清單，須由該船長詳確填註，於關員到船查驗時，連同艙口單一併呈交核閱。倘查有應稅貨物，包裹及，箱件，並未載明艙口單或此項清單之內，應將該船長處罰，並將查獲之貨物充公。當關員檢查前項應用物品及封鎖儲藏室時，該船長應予以一切利便。＝所有儲藏室及儲藏櫃，均須於門上裝置有眼之螺釘，以便關員用狄登式鋼鎖條封鎖。此項螺釘帽須裝置室及櫃之裏面，藉防私自旋起。＝（中略）如有未經核准，擅自啓封，或用其他方法，私入加封之貯藏室，或貯藏室另有路徑可入，而未經報明海關者，或船用物料並不在船上使用，而以他法處置者，或呈關之船用物清單，有任何不實之處，均得將所存物料充公，並科該船長以國幣貳百元以上壹千元以下之罰金。＝該船如開往國內其他通商口岸，關員應將此項清單密封加印，交船長帶交指運口岸查驗關員。＝航海應用食物及雜物，除遇有足資證明之特殊情形外，預發之該項物品，不得超過四日內需用之數量。其遇有特殊情形必須續發者，仍應由關員啓封。＝

		第一口岸 1st Port.		第二口岸 2nd Port.		第三口岸 3rd Port.		第四口岸 4th Port.		第五口岸 5th Port.		第六口岸 6th Port.	
口岸	Port of												
到口日期	Date of Arrival												
由何處來	Where from												
開往何處	Bound for												
預定開船日期	Expected Date of Departure.												
貨名 Description of Stores.	單位 Unit.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.
乾儲食品 Dry Stores.													
海菜 Agar-agar	公斤 Kg.												
鮑魚 Awabi	,,												
發酵粉 Baking Powder	,,												
苡仁米 Barley, Pearl	,,												
各種大豆 Beans, all kinds	,,												
海參 Bicho de Mar	,,												
燕窩 Birds' Nests	,,												
餅乾 Biscuits	,,												
鰹魚 Bonito	,,												
牛肉汁 Bovril	瓶 Bottles												
麵包 Bread	公斤 Kg.												
[illegible] Candied Peel	,,												
魚子醬 Caviare	,,												
朱古律 Chocolate	,,												
調味品 Chutney	瓶 Bottles												
可可 Cocoa	公斤 Kg.												
珈琲 Coffee	,,												

注意 在各口添裝之雜物即在各該口行下將數量用紅筆登記

N.B.—Stores shipped to be entered in *red* in the column under the port where they are loaded.

貨名 Description of Stores.	單位 Unit.	第一口岸 1st Port.		第二口岸 2nd Port.		第三口岸 3rd Port.		第四口岸 4th Port.		第五口岸 5th Port.		第六口岸 6th Port.	
		封貯數量 Quantity under Seal.	再發數量 Issued for Consumption.	封貯數量 Quantity under Seal.	再發數量 Issued for Consumption.	封貯數量 Quantity under Seal.	再發數量 Issued for Consumption.	封貯數量 Quantity under Seal.	再發數量 Issued for Consumption.	封貯數量 Quantity under Seal.	再發數量 Issued for Consumption.	封貯數量 Quantity under Seal.	再發數量 Issued for Consumption.
乾儲食品(續) Dry Stores—*cont.*													
珈琲豆 Coffee Beans....	公斤 Kg.												
散裝干貝 Compoy, in bulk.............	,,												
聽裝干貝 Compoy, Tinned.............	聽 Tins												
糖食 Confectionery..................	公斤 Kg.												
珈琲漿 Curry Paste......................	,,												
珈喱末 Curry Powder.................	,,												
印度脫殼之豆 Dhall..............................	,,												
各種香精 Essences, Flavouring.......													
燻魚及乾魚 Fish, Smoked and Dried.	公斤 Kg.												
魚肚 Fish Maws.......................	,,												
製過魚 Fish, Preserved...............	,,												
鹹魚 Fish, Salted.....................	,,												
麵粉 Flour..................................	,,												
水菓糕 Fruits, Crystallised..........	,,												
菓子露菓子汁 Fruit Juices, Syrups........	公升 Litres												
瓶裝水菓 Fruits, Bottled................	瓶 Bottles												
水菓乾 Fruits, Dried....................	公斤 Kg.												
聽裝水菓 Fruits, Tinned.................	聽 Tins												
清乳油 Ghee..................................	公斤 Kg.												
乾薑 Ginger, Dried...................	,,												
製過薑 Ginger, Preserved..........	,,												
蜂蜜 Honey...............................	,,												
菓子醬 Jams, Marmalades..........	,,												

貨名 Description of Stores.	單位 Unit.	第一口岸 1st Port. 封鎖數量 Quantity under Seal.	第一口岸 1st Port. 散發數量 Issued for Consumption.	第二口岸 2nd Port. 封鎖數量 Quantity under Seal.	第二口岸 2nd Port. 散發數量 Issued for Consumption.	第三口岸 3rd Port. 封鎖數量 Quantity under Seal.	第三口岸 3rd Port. 散發數量 Issued for Consumption.	第四口岸 4th Port. 封鎖數量 Quantity under Seal.	第四口岸 4th Port. 散發數量 Issued for Consumption.	第五口岸 5th Port. 封鎖數量 Quantity under Seal.	第五口岸 5th Port. 散發數量 Issued for Consumption.	第六口岸 6th Port. 封鎖數量 Quantity under Seal.	第六口岸 6th Port. 散發數量 Issued for Consumption.
乾儲食品(續) Dry Stores—*cont.*													
菓子凍 Jellies	公斤 Kg.												
猪油 Lard													
通心粉 Macaroni	公斤 Kg.												
假奶油 Margarine	,,												
乾肉鹹肉 Meats, Dried or Salted	,,												
肉汁 Meat Extracts	,,												
罐裝肉 Meats, Potted	,,												
製過肉 Meats, Preserved	,,												
燻肉 Meats, Smoked	,,												
罐裝淡牛奶及淡奶皮 Milk and Cream, Tinned.	罐 Tins												
芥子粉 Mustard	公斤 Kg.												
燕麥粉 Oatmeal	,,												
專利食品 Patent Foods	,,												
各種豌豆 Peas, all kinds	,,												
胡椒 Pepper	,,												
各種醃漬物 Pickles, Assorted	,,												
桂格麥片 Quaker Oats	,,												
葡萄乾 Raisins, Currants	,,												
米 Rice	,,												
糖精 Saccharine	,,												
西米 Sago	,,												
生菜油 Salad Oil	公升 Litres.												
食鹽 Salt, Table	公斤 Kg.												

貨名 Description of Stores.	單位 Unit.	第一口岸 1st Port.		第二口岸 2nd Port.		第三口岸 3rd Port.		第四口岸 4th Port.		第五口岸 5th Port.		第六口岸 6th Port.	
		封艙數量 Quantity under Seal.	酌發數量 Issued for Consumption.	封艙數量 Quantity under Seal.	酌發數量 Issued for Consumption.	封艙數量 Quantity under Seal.	酌發數量 Issued for Consumption.	封艙數量 Quantity under Seal.	酌發數量 Issued for Consumption.	封艙數量 Quantity under Seal.	酌發數量 Issued for Consumption.	封艙數量 Quantity under Seal.	酌發數量 Issued for Consumption.
乾儲食品(續) **Dry Stores**—*cont.*													
粗鹽 Salt, Common....	公斤 Kg.												
沙士 Sauces.......	瓶 Bottles												
海帶 Seaweed	公斤 Kg.												
魚翅 Sharks' Fins.......	,,												
肥皂 Soap..................................	,,												
蘇打 Soda..................................	,,												
罐裝湯菜 Soups, Tinned............. ...	罐 Tins												
醬油 Soy	公升 Litres												
糖 Sugar..........	公斤 Kg.												
糖汁 Syrup, Golden................	,,												
珍粉 Tapioca............................	,,												
茶葉 Tea	,,												
鹽醃菜蔬 Vegetables, Salted...........	,,												
醃菜蔬 Vegetables, Pickled.........	,,												
製過菜蔬 Vegetables, Preserved....	,,												
粉絲 Vermicelli	,,												
醋 Vinegar	公升 Litres												
酵麵 Yeast..................................	公斤 Kg.												
其他食物 Other articles not enumerated above.													
....													
....													
....													
....													

貨名 Description of Stores.	單位 Unit.	第一口岸 1st Port.		第二口岸 2nd Port.		第三口岸 3rd Port.		第四口岸 4th Port.		第五口岸 5th Port.		第六口岸 6th Port.	
		封鎖數量 Quantity under Seal.	預發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	預發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	預發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	預發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	預發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	預發數量 Issued for Consumption
冷儲食品 **Refrigerator Stores.**													
鹹豬肉 Bacon	公斤 Kg.												
牛肉 Beef	,,												
奶油 Butter	,,												
奶酥 Cheese	,,												
蛋 Eggs	數目 No.												
魚 Fish	公斤 Kg.												
野味 Game	頭 Head												
火腿 Hams	數目 No.												
冰淇淋 Ice-cream	公升 Litres												
羊肉 Mutton	公斤 Kg.												
猪肉 Pork	,,												
家禽 Poultry	頭 Head												
犢肉 Veal	公斤 Kg.												
臘腸 Sausages	,,												
....													
....													
蘋菓 Apples	公斤 Kg.												
香蕉 Bananas	,,												
葡萄 Grape-fruit	數目 No.												
檸檬 Lemons	,,												
橘子 Oranges	,,												
....													
....													

貨名 Description of Stores.	單位 Unit.	第一口岸 1st Port.		第二口岸 2nd Port.		第三口岸 3rd Port.		第四口岸 4th Port.		第五口岸 5th Port.		第六口岸 6th Port.	
		封鎖數目 Quantity under Seal.	消耗數目 Issued for Consumption.	封鎖數目 Quantity under Seal.	消耗數目 Issued for Consumption.	封鎖數目 Quantity under Seal.	消耗數目 Issued for Consumption.	封鎖數目 Quantity under Seal.	消耗數目 Issued for Consumption.	封鎖數目 Quantity under Seal.	消耗數目 Issued for Consumption.	封鎖數目 Quantity under Seal.	消耗數目 Issued for Consumption.
冷儲食品(續) **Refrigerator Stores—***cont.*													
菜蔬 Vegetables..........................	公斤 Kg.												
....													
....													
菸酒等品 **Wines, Spirits, Tobaccos.**													
苦艾酒 Absinthe..........................	瓶 Bottles												
濃啤酒 Ale..........................	公升 Litres												
本篤酒 Benedictine..........................	瓶 Bottles												
啤酒 Beer..........................	,,												
桶裝啤酒 Beer, in bulk..........................	公升 Litres												
勃艮地酒 Burgundy..........................	瓶 Bottles												
苦酒 Bitters..........................	,,												
白蘭地 Brandy..........................	,,												
香賓酒 Champagne..........................	,,												
法國家棠興香酒 Chartreuse..........................	,,												
櫻桃白蘭地 Cherry Brandy..........................	,,												
櫻桃甘露酒 Cherry Cordial..........................	,,												
蘋菓酒 Cider..........................	,,												
紅葡萄酒 Claret..........................	,,												
高月白蘭地酒 Cognac..........................	,,												
甘露酒 Cordials..........................	,,												
薄荷精 Crême de Menthe..........................	,,												

貨名 Descripion of Stores.	單位 Unit.	第一口岸 1st Port.		第二口岸 2nd Port.		第三口岸 3rd Port.		第四口岸 4th Port.		第五口岸 5th Port.		第六口岸 6th Port.	
		封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.
菸酒等品(續) **Wines, Spirits. Tobaccos**—*cont.*													
古拉酸酒 Curaçao....	瓶 Bottles												
杜松燒酒 Gin...........	"												
茴香味酒 Kümmel..............	"												
甜酒 Liqueurs............................	"												
葡萄酒 Port Wine.........................	"												
黑啤酒 Porter...............................	"												
糖酒 Rum....................	"												
日本清酒 Saké..........................	"												
桶裝日本清酒 Saké in bulk.........	公升 Litres												
老酒 Samshu.......	瓶 Bottles												
舍利酒 Sherry...........................	"												
黑苦酒 Stout................................	"												
意國威末酒 Vermouth, Italian...........	"												
法國威末酒 Vermouth, French......	"												
俄國酒 Vodka..............................	"												
威士忌酒 Whisky............................	"												
紅白葡萄酒 Red and White Wines.....	公升 Litres												
其他各酒 Other sorts.......													
....													
....													
....													
.. .													

貨名 Description of Stores.	單位 Unit.	第一口岸 1st Port.		第二口岸 2nd Port.		第三口岸 3rd Port.		第四口岸 4th Port.		第五口岸 5th Port.		第六口岸 6th Port.	
		封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.
菸酒等品(續) **Wines, Spirits, Tobaccos—*cont.***													
汽水 Waters, Aerated	數目 No.												
泉水 Waters, Mineral	,,												
桌上礦泉 Waters, Table	瓶 Bottles												
....													
....													
....													
....													
方頭雪茄煙 Cheroots	數目 No.												
紙煙 Cigarettes	,,												
雪茄煙 Cigars	,,												
煙絲 Tobacco	,,												
玩具及修飾品 **Novelty and Barbers' Shops.**													
脂粉 Cosmetics	數目 No.												
香水 Perfumery	,,												
照相器具材料 Photo Supplies	,,												
紙牌 Playing Cards	,,												
煙用雜貨 Tobacconists' Sundries	,,												
化妝用物品 Teilet Requisites	,,												
其他物品 Other goods													

貨名 Description of Stores.	單位 Unit.	第一口岸 1st Port.		第二口岸 2nd Port.		第三口岸 3rd Port.		第四口岸 4th Port.		第五口岸 5th Port.		第六口岸 6th Port.	
		封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.	封鎖數量 Quantity under Seal.	頒發數量 Issued for Consumption.
船上用品 **Deck Stores.**													
備用鐵錨 Anchors, Spare	數目 No.												
備用錨鍊 Anchor Chains, Spare	"												
漆刷 Brushes, Paint	"												
其他刷子 Brushes, Various	"												
蠟燭 Candles	公斤 Kg.												
帆布 Canvas	公尺 Metres												
繩索 Cordage	"												
消毒品 Disinfectants	公升 Litres												
滅火器具 Fire-fighting Appliances.	數目 No.												
大纜索 Hawsers, Spare	"												
電燈泡 Incandescent Lamps	"												
火油 Kerosene Oil	公升 Litres												
救生衣 Life-belts	數目 No.												
火柴 Matches	羅 Gross												
擦光料 Metal Polish	聽 Tins												
漆油 Paint Oil	公升 Litres												
乾油漆 Paint, Dry	公斤 Kg.												
漆料原漆 Paints, Ground in Oil	"												
已配色漆 Paints, ready mixed	"												
備用推進機 Propellers, Spare	數目 No.												
備用螺旋器 Propeller Blades, Spare	"												
火箭 Rockets and Blue Lights	"												
新繩索 Ropes, New	"												

貨名 Description of Stores.	單位 Unit.	第一口岸 1st Port. 封鎖數量 Quantity under Seal.	第一口岸 1st Port. 頒發數量 Issued for Consumption.	第二口岸 2nd Port. 封鎖數量 Quantity under Seal.	第二口岸 2nd Port. 頒發數量 Issued for Consumption.	第三口岸 3rd Port. 封鎖數量 Quantity under Seal.	第三口岸 3rd Port. 頒發數量 Issued for Consumption.	第四口岸 4th Port. 封鎖數量 Quantity under Seal.	第四口岸 4th Port. 頒發數量 Issued for Consumption.	第五口岸 5th Port. 封鎖數量 Quantity under Seal.	第五口岸 5th Port. 頒發數量 Issued for Consumption.	第六口岸 6th Port. 封鎖數量 Quantity under Seal.	第六口岸 6th Port. 頒發數量 Issued for Consumption.
船上用品(續) Deck Stores—*cont.*													
肥皂 Soap	公斤 Kg.												
軟肥皂 Soft Soap	"												
蘇打 Soda	"												
柏油 Tar	"												
新油布 Tarpaulins, New	數目 No												
松節油 Turpentine	公升 Litres												
凡立水 Varnish	"												
機器艙用品 Engine-room Stores.													
石棉 Asbestos	公斤 Kg.												
黃銅片 Brass, in sheet	張 Sheets												
煤 Coal	公噸 M. tons												
紫銅片 Copper, in sheet	張 Sheets												
空桶 Drums (empty)	數目 No.												
裝氣用空桶 Gas Cylinders (empty)	"												
裝氣長圓桶 Gas Cylinders (full)	"												
滑物油膏 Grease	公斤 Kg.												
鉛片 Lead, in sheet	張 Sheets												
擦光料 Metal Polish	聽 Tins												
木精火酒 Methylated Spirit	公升 Litres												
扁陳汽油,汽油,石腦汽油 Oil, Benzine, Petrol, Naphtha	"												
汽缸油 Oil, Cylinder	"												

貨名 Description of Stores.	單位 Unit.	第一口岸 1st Port. 封鎖數目 Quantity under Seal.	頒發數目 Issued for Consumption.	第二口岸 2nd Port. 封鎖數目 Quantity under Seal.	頒發數目 Issued for Consumption.	第三口岸 3rd Port. 封鎖數目 Quantity under Seal.	頒發數目 Issued for Consumption.	第四口岸 4th Port. 封鎖數目 Quantity under Seal.	頒發數目 Issued for Consumption.	第五口岸 5th Port. 封鎖數目 Quantity under Seal.	頒發數目 Issued for Consumption.	第六口岸 6th Port. 封鎖數目 Quantity under Seal.	頒發數目 Issued for Consumption.
機器艙用品(續) **Engine-room Stores—*cont.***													
柴油 Oil, Fuel................................	公噸 Metric tons												
火油 Oil, Kerosene..........................	公升 Litres												
滑物油 Oil, Mineral Lubricating.	”												
養化物 Oxide....................................	公斤 Kg.												
填襯物 Packing.................................	”												
各種油漆 Paints, Assorted..................	”												
肥皂 Soap.......................................	”												
軟肥皂 Soft Soap.............................	”												
牛油 Tallow....................................	”												
廢紗頭 Waste, Cotton......................	”												
廢蔴 Waste, Jute...........................	”												
....													
....													
....													
....													
....													
....													
....													
....													
....													
....													
....													

船長船員及水手等不起岸之私人物件清單

Private Property in Possession of the Master, Officers, and Crew: NOT TO BE LANDED.

(不停靠外國口岸之船隻此單無須填寫)

(Entry of this page need not be strictly enforced on vessels which do not touch at a foreign port.)

姓名 NAME.	職銜 Rank or Rating.	望遠鏡 Binoculars.	攝影機 Cameras.	紙煙 Cigarettes.	雪茄煙及方頭雪茄煙 Cigars and Cheroots.	煙絲 Tobacco.	留聲機 Gramophones.	留聲機唱片 Gramophone Records.	打字機 Typewriters.	燒酒 Spirits.	酒 Wines.	無線電話機 Wireless Apparatus (Radio).			任何別項物件,包括古玩,儲物,絲綢等 Any other articles, including Curios, Stores, Silks, etc.

[此頁專爲海關查驗之用 *Below is for Customs use only.*]

由第二口岸填寫

TO BE FILLED IN AT SUBSEQUENT PORTS OF CALL.

貨物儲藏室等處號數 業經檢查點驗

Storerooms, etc., Nos. .... have been inspected / checked

業用第 號銅鎖條於民國 年 月 日

and sealed by me with .... Seals No. .... at

上午 / 下午 時加以封鎖

.... A.M. / P.M. .... 19......

口岸 *Port* 姓名 *Name*

職銜 *Rank*.

貨物儲藏室等處號數 業經檢查點驗

Storerooms, etc., Nos. .... have been inspected / checked

業用第 號銅鎖條於民國 年 月 日

and sealed by me with .... Seals No. .... at

上午 / 下午 時加以封鎖

A.M. / P.M. .... 91......

口岸 *Port* 姓名 *Name*

職銜 *Rank*.

貨物儲藏室等處號數 業經檢查點驗

Storerooms, etc., Nos. .... have been inspected / checked

業用第 號銅鎖條於民國 年 月 日

and sealed by me with .... Seals No. .... at

上午 / 下午 時加以封鎖

.... A.M. / P.M. 19

口岸 *Port* 姓名 *Name* ....

職銜 *Rank* ....

檢驗封鎖等情 INSPECTION OF SEALS, ETC.

口岸 Port.	月日 Date.	時間 Time.	情形 Result.	關員 Officer.

附錄第三十四

Allegation of Infringement of Registered Trade-mark.

I, the undersigned, ...of ....
hereby declare to the Trade-marks Bureau and the Commissioner of Customs that I am the registered owner of the following toade-mark (label):—

Number.	Description.	Commodity for which used.

and that I have reason to believe that the consignment of similar merchandise about to be imported through the Customs by.............................. bears a trade-mark which is a forged imitation of the above registered trade-mark.

The Commissioner of Customs is hereby requested to detain the above consignment and to forward a copy of this Allegation of Infringement, together with two specimens each of my trade-mark and the forgery, to the Trade-marks Bureau.

I declare that I accept full liability for any legal case against the Customs which may arise from the detention of the above merchandise.

Ten specimens of my trade-mark (label) accompaany the Allegation.

____

Date ______________________________

僞造商標報告書

具報告人　　　查後列商標，係本　　　所有，並經依法註冊在案。現查有

　　　報運同樣貨物一批進口，其商標係照本註冊商標僞造，應請

貴稅務司將該項貨物予以扣留，並將本報告書一份連同本　　　之註冊商標及僞造

商標式樣各二紙，一併轉送

商標局查核辦理。如因扣留前項貨物，以致發生法律上之責任時，概由本

負責辦理。

謹呈

關稅務司

商標局

計開　　　　　　　具報告書人（簽名蓋章）

註冊商標號數　　註冊商標　　註冊商標之物品

附註冊商標式樣十紙

中華民國　　年　　月　　日

附錄第三十五

Permit to Cover Domestics Movements of Old or Scrap Metals.

廢金屬轉運許可證

國民政府行政院軍政部　　爲
發給廢金屬轉運許可證事茲據　　呈報現有
公噸定於　　年　　月　　日由
轉運至　　等情據此合行發給許可證以便持往報
關並仰沿途軍警查驗放行此證
右給　　收執
中華民國　　年　　月　　日
限於　　年　　月　　日以前繳銷

字第　　號

存根

國民政府行政院軍政部
發給廢金屬轉運許可證事茲據　　報運
公噸由　　至　　須至許可者
右給　　收執

索引

索引（數字は頁數を示す）

I

J

M

U

W

Y

昭和十二年三月一日印刷
昭和十二年三月五日發行
昭和十四年三月卅日改版發行

中國海關法規と通關手續
定價金五圓

編纂兼發行者 杉村廣藏
上海海寧路三〇〇號
印刷者 蘆澤多美次
上海海寧路三〇〇號
印刷所 蘆澤印刷所

發行所
上海黃浦灘路二十四號
上海日本商工會議所

